

令和 6 年

第 1 回 定例会 会議 録

奄美市議会

第 1 回定例会 会議録目次

○第 1 回定例会

議事日程・付議事件	1
第 1 回定例会一般質問通告	5

2 月 14 日（水）（第 1 日目）

出席議員及び欠席議員	17
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	17
職務のため出席した事務局職員	18
会議録署名議員の指名	19
会期の決定	19
報告第 1 号（1 件）上程	19
議案第 1 号（1 件）上程	21
議案第 2 号（1 件）上程	22
議案第 3 号～11 号（9 件）上程	23

2 月 20 日（火）（第 2 日目）..... 29

出席議員及び欠席議員	29
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	29
職務のため出席した事務局職員	29
議案第 12 号～36 号（25 件）上程	31

3 月 4 日（月）（第 3 日目）

出席議員及び欠席議員	41
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	41
職務のため出席した事務局職員	42
一般質問	
奥 晃郎 君（自民党新政会）	43
伊東 隆吉 君（自民党新政会）	53
帶屋 誠二 君（無所属）	65
竹山 耕平 君（自民党新政会）	72
朝木 一仁 君（チャレンジ奄美）	84

3 月 5 日（火）（第 4 日目）

出席議員及び欠席議員	95
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	95

職務のため出席した事務局職員	96
一般質問	
正野 卓矢 君（チャレンジ奄美）	97
栄 ヤスエ 君（公明党）	108
崎田 信正 君（日本共産党）	120
川口 幸義 君（自民党新政会）	131
西 忠男 君（チャレンジ奄美）	141

3月6日（水）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	153
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	153
職務のため出席した事務局職員	154
一般質問	
永田 清裕 君（自民党新政会）	155
盛 剛 君（無所属）	166
泉 義昭 君（無所属）	175
幸多 拓磨 君（チャレンジ奄美）	185

3月7日（木）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	197
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	197
職務のため出席した事務局職員	198
一般質問	
与 勝広 君（公明党）	199
大庭 梨香 君（公明党）	210
弓削 洋平 君（チャレンジ奄美）	221
瀧 真一郎 君（無所属）	230

3月8日（金）（第7日目）

出席議員及び欠席議員	239
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	239
職務のため出席した事務局職員	240
議案第3号～11号（9件）上程	241
令和5年請願第4号（1件）上程	246
陳情第1号，2号（2件）上程	247
発議第1号（1件）上程	250
議案第12号～36号（25件）上程	251

議案付託	258
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	258

3月26日（火）（第8日目）

出席議員及び欠席議員	261
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	261
職務のため出席した事務局職員	262
議案第12号、22号～27号、29号～33号、36号（13件）上程	263
議案第13号～21号、28号、34号、35号（12件）上程	269
議案第37号（1件）上程	274
議員派遣について	275
閉会中の調査の申出について	275

別紙

各常任委員会・特別委員会審査報告書	277
議員派遣について	282
閉会中の調査の申出について	283
参考資料（意見書等）	285

会期・議事日程 付 議 事 件

令和6年 第1回奄美市議会定例会議事日程表

○令和6年2月7日 奄美市議会第1回定例会を招集した。

○会 期 42日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
2月14日	水	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（42日間） 3 報告第1号（専決） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第1号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第2号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 6 議案第3号～11号（9件）（現年分） 上程 説明 質疑 付託 ☆付託区分 { 総務企画－議案第9号～11号（3件） 文教厚生－議案第4号～8号（5件） 産業建設 全委員会－議案第3号 令和5年度一般会計補正予算 （第10号）は、所管する各常任委員会に付託 ※請願・陳情付託報告 総務企画-陳情第1号・2号 ※全員協議会（本会議終了後～） ※議会運営委員会（全員協議会終了後～） ※会派代表者会（議会運営委員会終了後～）
2月15日	木	休 会	※常任委員会審査（文教厚生）
2月16日	金	休 会	※常任委員会審査（産業建設）
2月17日	土	休 会	
2月18日	日	休 会	
2月19日	月	休 会	※常任委員会審査（総務企画）
2月20日	火	本会議	1 議案第12号～36号（25件） 上程 説明 ※一般質問通告－順番抽選（本会議終了後） ※全員協議会（本会議終了後）
2月21日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
2月22日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
2月23日	金	休 会	（天皇誕生日）
2月24日	土	休 会	
2月25日	日	休 会	
2月26日	月	休 会	報告書整理・議案等調査
2月27日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
2月28日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
2月29日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
3月1日	金	休 会	報告書整理・議案等調査（高校卒業式）
3月2日	土	休 会	
3月3日	日	休 会	

月 日	曜	区 分	日 程
3月4日	月	本会議	1 一般質問－ 奥（晃）議員, 伊東議員, 帶屋議員, 竹山議員, 朝木議員（質問順） ※会派代表者会（本会議終了後～）
3月5日	火	本会議	1 一般質問－ 正野議員, 栄議員, 崎田議員, 川口議員, 西議員（質問順）
3月6日	水	本会議	1 一般質問－ 永田議員, 盛議員, 泉議員, 幸多議員（質問順）
3月7日	木	本会議	1 一般質問－ 与議員, 大庭議員, 弓削議員, 瀧議員（質問順）
3月8日	金	本会議	1 議案第3号～11号（9件）（現年度議案） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 令和5年請願第4号（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第1号, 2号（2件） 上程 報告 質疑 討論 採決 4 発議第1号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第12号～36号（25件）（新年度議案） 上程 質疑 付託 ☆付託区分 { 一般会計予算等審査特別委員会 議案第12号, 22号～27号, 29号～33号, 36号（13件） 特別会計予算等審査特別委員会 議案第13号～21号, 28号, 34号, 35号（12件） 6 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ※議会運営委員会（本会議終了後～）
3月9日	土	休 会	
3月10日	日	休 会	
3月11日	月	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月12日	火	休 会	（中学校卒業式）
3月13日	水	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月14日	木	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月15日	金	休 会	※予算等審査特別委員会審査
3月16日	土	休 会	
3月17日	日	休 会	
3月18日	月	休 会	報告書整理
3月19日	火	休 会	報告書整理（市立幼稚園卒園式）
3月20日	水	休 会	（春分の日）
3月21日	木	休 会	報告書整理
3月22日	金	休 会	報告書整理（小学校卒業式）
3月23日	土	休 会	
3月24日	日	休 会	
3月25日	月	休 会	報告書整理
3月26日	火	本会議	1 議案第12号, 22号～27号, 29号～33号, 36号（13件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 議案第13号～21号, 28号, 34号, 35号（12件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第37号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議員派遣について 5 閉会中の調査の申出について ※全員協議会（本会議終了後～） ※会派代表者会（全員協議会終了後～） ※定例会反省会（会派代表者会終了後～）

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第2号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟 の提起について)			
(1)	報告第1号	専決処分の報告について (専決第1号 和解及び損害賠償の額を定める ことについて)	R6.2.14	承認	本会議
(2)	議案第1号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第9号) について	R6.2.14	原案可決	本会議
(3)	議案第2号	奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定 について	R6.2.14	原案可決	本会議
(4)	議案第3号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第10号) について	R6.3.8	原案可決	全委員会
(5)	議案第4号	令和5年度奄美市国民健康保険事業特別会計補 正予算(第3号)について	R6.3.8	原案可決	文教厚生
(6)	議案第5号	令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘 定特別会計補正予算(第4号)について	R6.3.8	原案可決	文教厚生
(7)	議案第6号	令和5年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)について	R6.3.8	原案可決	文教厚生
(8)	議案第7号	令和5年度奄美市介護保険事業特別会計補正予 算(第3号)について	R6.3.8	原案可決	文教厚生
(9)	議案第8号	令和5年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第 3号)について	R6.3.8	原案可決	文教厚生
(10)	議案第9号	奄美市ふるさと応援基金条例の一部を改正する 条例の制定について	R6.3.8	原案可決	総務企画
(11)	議案第10号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	R6.3.8	原案可決	総務企画
(12)	議案第11号	奄美市過疎地域持続的発展計画の変更について	R6.3.8	原案可決	総務企画
(13)	議案第12号	令和6年度奄美市一般会計予算について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審 査特別委員会
(14)	議案第13号	令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計予 算について	R6.3.26	原案可決	特別会計等審 査特別委員会
(15)	議案第14号	令和6年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘 定特別会計予算について	R6.3.26	原案可決	特別会計等審 査特別委員会
(16)	議案第15号	令和6年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算 について	R6.3.26	原案可決	特別会計等審 査特別委員会
(17)	議案第16号	令和6年度奄美市介護保険事業特別会計予算に ついて	R6.3.26	原案可決	特別会計等審 査特別委員会
(18)	議案第17号	令和6年度奄美市訪問看護特別会計予算につい て	R6.3.26	原案可決	特別会計等審 査特別委員会
(19)	議案第18号	令和6年度奄美市と畜場特別会計予算について	R6.3.26	原案可決	特別会計等審 査特別委員会
(20)	議案第19号	令和6年度奄美市交通災害共済特別会計予算に ついて	R6.3.26	原案可決	特別会計等審 査特別委員会
(21)	議案第20号	令和6年度奄美市水道事業会計予算について	R6.3.26	原案可決	特別会計等審 査特別委員会
(22)	議案第21号	令和6年度奄美市下水道事業会計予算について	R6.3.26	原案可決	特別会計等審 査特別委員会
(23)	議案第22号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審 査特別委員会
(24)	議案第23号	奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	R6.3.26	原案可決	一般会計等審 査特別委員会
(25)	議案第24号	奄美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の制定について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審 査特別委員会
(26)	議案第25号	奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	R6.3.26	原案可決	一般会計等審 査特別委員会

(27)	議案第26号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(28)	議案第27号	奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(29)	議案第28号	奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(30)	議案第29号	名瀬都市計画事業平田土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(31)	議案第30号	名瀬都市計画事業末広・港土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(32)	議案第31号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(33)	議案第32号	奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(34)	議案第33号	奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(35)	議案第34号	奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(36)	議案第35号	奄美市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R6.3.26	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(37)	議案第36号	奄美市総合計画の策定について	R6.3.26	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(38)	議案第37号	教育委員会委員の任命について	R6.3.26	同意	本会議
(39)	発議第1号	不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について	R6.3.8	原案可決	本会議
(40)	陳情第1号	川内原発20年延長に関する陳情書	R6.3.8	不採択	総務企画
(41)	陳情第2号	奄美群島内の空港・港湾の「特定利用空港・港湾」指定に反対する陳情書	R6.3.8	不採択	総務企画

※前議会からの継続審査事件

(42)	令和5年 請願第4号	「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書	R6.3.8	採択	文教厚生
------	---------------	--	--------	----	------

第 1 回定例会一般質問通告

3月4日（月）

◎自民党新政会 奥 晃郎

1 市長の政治姿勢

（1）マニフェストの達成率

2 奄美市における今後の人口確保対策，集落活性化対策

（1）国立社会保障・人口問題研究所の2050年の奄美市推計人口2万6,533人と発表していますが，感想

（2）奄美市における現在の合計出生率，将来の合計出生率2.07を目指す考え

（3）その取組

（4）集落，自治会等との取組の必要性

3 防犯灯（街灯）の整備

（1）赤木名本通りの街灯の見直し

4 防災対策

（1）奄美市の防災計画の見直し

（2）専門的な知識を持つ地域防災マネージャーの配置

（3）避難場所の指定配置の見直し

（4）住宅の耐震改修化に向けての対策

（5）福祉避難所の指定数及び住宅での人工呼吸器の使用者数は。

（6）電柱の無電柱化についての取組

（7）防災訓練の実施を踏まえて住民の意識の向上対策（自治会，参加率，目標とする参加率は達成できたのか，対策は。）

5 奄美市の入札参加資格格付け

（1）格付けの方法

（2）ランクにおける業者数（住用，名瀬，笠利に区分して）

6 学校給食について

（1）児童生徒1人当たりの費用（人件費を含めた管理費，食材費，児童生徒の負担分）

（2）直営の給食センターの編成（事務職員，調理現場職員，配送等）

（3）栄養摂取基準

（4）基準を満たすための毎日の献立

（5）食数の決定と発注（欠席者の残飯は）

（6）食事に対するアンケート調査，頻度

（7）最新のアンケート調査の内容と結果

◎自民党新政会 伊東 隆吉

1 市長の政治姿勢について

(1) 令和6年度施政方針と予算編成の概要について

①市長就任3年目の新年度施政方針として、「なつかしい未来都市づくり元年」と銘打ち、新総合計画を15年間と設定し、市民が親しみを抱く通称として「未来の奄美市づくり計画」として、奄美市未来計画を示されました。R4年度は「挑む」、R5年度は「掴む」、R6年度は「繋ぐ」を挙げました。市長として3年目に臨む政治姿勢を伺う。

2 国民保護計画について

(1) 奄美市国民保護計画について

①武力攻撃や大規模テロ等の際に住民の避難や救援など定めた奄美市国民保護計画が平成19年3月に決定されている。住民への周知徹底等現状を問う。

②奄美市避難実施要領に基づき、武力攻撃想定 of 避難訓練の計画を問う。

3 奄美観光入込客減少について

(1) LCCピーチアビエーションの減便について

①減便や期間運航による観光入込へ多大な影響があるものとするが、行政として対策を伺う。

4 国道整備について

(1) 国道58号 住用城道路拡張について

①1月24日、塩田知事へ議会として要望書を直接手渡したが、進捗は如何に。

5 農作物被害（食害）について

(1) アマミノクロウサギによるタンカン食害の現状及び対策を伺う。

◎無所属 帯屋 誠二

1 農業振興について

(1) 市全域における休耕地の具体的な活用方法と施策について

(2) 市主導による生活野菜などの計画的な生産と、計画的な消費はできないのか。

2 市民生活について

(1) 下方地区の今後のまちづくりの在り方について

①小宿地区の区画整理事業と、平松自治会集会場建設の陳情の進捗状況

②小宿大川における浜平橋より下流域の堆積土砂の現状と対応について

③朝仁新町交差点の慢性的な渋滞解消と、安全安心の確保に向けての対策

(2) 住用・笠利歯科診療所について

①訪問診療を受け付ける予定はあるのか。

②住用歯科診療所における会計処理について

◎自民党新政会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

- (1) 令和6年度当初予算編成にあたり臨むことは何か。市長の特色、公約との整合性などについて伺う。
- (2) ひとり親家庭等医療費助成制度及び重度心身障がい者等医療費助成制度の現状と課題について
 - ①一部無償化に係る現状について（県事業スタート後含め）
 - ②申請手続きの現状と保護者負担軽減に向けた取組と各機関とも連携協力した働きかけについて
- (3) 子育て・保健・福祉複合施設計画の現状と計画
- (4) 測候所移転後の跡地利用計画について
- (5) 住用・笠利地区認定こども園整備事業について

2 教育行政について

- (1) 奄美市離島留学支援事業（くろうさぎ留学）について
 - ①実績と効果・課題（修了生のその後の関わりなど）
 - ②里親に地域おこし協力隊を活用する方策について
- (2) 昨年の博物館での「奄美群島日本復帰70周年記念企画展」をはじめ、展示を活用した官民主催の多数のメモリアルイベントも開催された。
 - ①来場者数や感想・アンケート調査の結果等について
 - ②今後、次世代への語り継ぎ含め継承するためにも、昨年規模の資料を一堂にまとめた「日本復帰に特化した展示館」の常設について伺う。
- (3) 文科省は2018年に、子どもたちの持ち物の重さや量に配慮するようにと都道府県に通達を出した。その後のランドセルを含む荷物の軽量化や「置き勉」の現状と課題，教育委員会の指導と見解について（今後のタブレット持ち帰り状況含め）

◎チャレンジ奄美 朝木 一仁

1 教育行政について

- (1) 姉妹都市ナカドゥチェス市との交流について
 - ①現在までの実績と交流状況についてお示してください。
 - ②希望派遣学生の選考基準や負担等あればお示してください。
 - ③ホームステイ先や現場の把握はどのようにされているのかお示してください。
 - ④保護者への説明会の内容について
 - ⑤ネット交流による，英語教育やふるさと教育の発信の可能性について

2 観光行政について

- (1) 「奄美市世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会」について
 - ①設立の経緯についてお示してください。

- ②過去の検討委員会での内容をお示してください。
- ③ホテル税や入域税，入島税の可能生は検討されるのかお示してください。
- ④具体的な目的や数値目標等検討されているかお示してください。
- ⑤他市町村との連携はどのように考えているのかお示してください。
- ⑥検討会の今後の予定についてお示してください。

3月5日（火）

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

1 防災について

（1）災害に強いまちづくりについて

- ①新しい総合計画における防災計画について
- ②情報の把握と発信について
- ③ライフラインの整備について（水・ガス・電気が止まった時の対応について）
- ④避難所運営について
- ⑤防災教育について

2 観光行政について

（1）ユニバーサルツーリズムについて

- ①奄美市の取組，現状，課題について
- ②県との連携について
- ③新しい事業の取組について
- ④長期的な政策（将来へのビジョン）について

3 新たな財源について

（1）休眠預金について

- ①休眠預金とは（概要）
- ②国全体の予算，年間の予算
- ③具体的な活用事例について
- ④奄美市における活用事例と今後の取組について

◎公明党 栄 ヤスエ

1 福祉行政について

- （1）ヒアリングフレイル（耳の聞き取る機能の衰え）について
- （2）65歳以上の身体障害者手帳を持たない高齢者を対象として補聴器購入費の助成を考えないか伺う。
- （3）本市における児童等に対する必要な支援体制について

2 安心安全対策について

- （1）本市の小中学校，体育施設にあるAEDについて

- ① 24時間使えるように、外付けにできないか伺う。
- ② 女性に配慮した取組として、布を設置できないか伺う。
- (2) 災害時における人とペットの同室避難について
 - ① 名瀬・笠利・住用の避難所の現状を伺う。
 - ② 民間団体との連携について伺う。
 - ③ 犬や猫の適正な飼い方についての取組を伺う。
 - ④ 狂犬病ワクチン接種の現状を伺う。
 - ⑤ ペット避難用資機材について

3 教育行政について

- (1) 本市の小規模校における特認校について
 - ① 令和6年度の新規特認校を伺う。
 - ② 新年度の通学生徒児童について伺う。
 - ③ 通学の交通手段について伺う。
 - ④ 小規模校の将来について伺う。

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 下佐大熊住宅の住み替え対策について
 - ① 住宅の全戸数と現在の入居戸数、1階、2階での空き戸数、3階の入居数、4階の入居数、5階の入居数は。
 - ② 3階以上の入居者で、1・2階への住み替えの希望者数と、住み替えを希望する主な理由は何か。
 - ③ 下佐大熊住宅の建替えの計画はあるのか。
- (2) 奄美市の市営住宅（高層）について
 - ① 高齢あるいは障害等で住み替えを希望する人数と、昨年1年で実現した件数は。
- (3) 補聴器購入費助成制度について
 - ① 「自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」が公表されているが、どう受け止めているか。
- (4) 自衛隊への名簿の提出について
 - ① 令和5年度の名簿提出状況と除外の申し出数は。
 - ② 現在の周知方法と、除外申請制度について
- (5) つながる相談室の実績と評価は。

2 介護保険制度について

- (1) 第9期事業計画について
 - ① 介護保険料、利用料の負担軽減について
 - ② 介護従事者の人材確保と処遇改善について

③必要なときに必要なサービスが受けられるように。

3 教育問題

(1) 学校給食費の完全無償化について

①無償化についての検討状況は。

(2) 就学援助制度について

①子育て支援策の充実が叫ばれている状況で、なぜ完全実施しないのか。

◎自民党新政会 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

(1) 特定地域づくり事業について

①企業の稼ぐ力の向上の費用対効果について

2 教育行政について

(1) 住用町青久地区石積み防波壁の文化財指定について

(2) 小中学校用務員について

(3) 奄美市の小中学校の学力について伺う。

(4) 小中学校の部活指導員について

(5) 小中学校の学級編制について

(6) 奄美市の小中学校の不登校について

3 土木行政について

(1) 古田地区急傾斜地崩壊対策事業について

①奄美市の急傾斜地指定箇所が名瀬，笠利，住用3地区で何カ所あるかお示ください。

◎チャレンジ奄美 西 忠男

1 奄美市政について

(1) 昨年の奄美復帰70周年の総まとめについての見解をお尋ねします。

(2) 2050年の人口問題の数値をお尋ねします。

(3) 2050年の人口減少について、施策はあるのかお尋ねします。

(4) 子どもの教育（寺子屋），フリースクールについての見解をお尋ねします。

(5) 外国資本による奄美市の土地取引の情報を把握しているのかお尋ねします。また、北海道では水源が買われている情報があります。それに反対する声もあります。その土地取引について、条例などを作ることで不安を払拭する案とかありますか。お尋ねします。

2 奄美のスポーツ振興について

(1) 奄美レディーストライアスロン大会が14回で終わった経緯をお尋ねします。

(2) 笠利町での桜マラソンも10回で終わった経緯をお尋ねします。

(3) 合宿の経済効果についてお尋ねします。

(4) 奄美ヨーリヨーリランについてお尋ねします。

3 奄美市の水道事業について

(1) 水道管の老朽化についてお尋ねします。

(2) 技術者は揃っているのか、また、待遇等をお尋ねします。

4 血液製剤備蓄施設について

(1) 現在の進捗状況をお尋ねします。

(2) 献血についてのお尋ねですが、69歳までの献血は60歳から64歳までに献血経験がある方に限るとありますが、その根拠についてお尋ねします。

3月6日（水）

◎自民党新政会 永田 清裕

1 市長の政治姿勢について

(1) 新年度に向けた意気込みと、特に力を入れて取り組むことを伺う。

2 福祉行政について

(1) 小浜保育所の再整備に向けた取組について

(2) 新年度に配置する「重点政策推進監」について

3 医療体制について

(1) 開業医の廃業等による影響と今後の見通しについて

(2) 血液備蓄所の再設置について

4 観光交流の推進について

(1) スポーツを通じた交流の推進について

(2) 沖縄との連携について

(3) 観光需要の喚起策について

◎無所属 盛 剛

1 災害・防災対策全般について

(1) 予想される南海トラフ大地震や大型化する台風、また100年に一度と表現されてきたゲリラ豪雨、線状降水帯が頻繁に発生して甚大な被害を全国各地でもたらしています。元旦には能登半島地震が発生。ここ奄美も例外ではありません。災害対策は万全か問う。具体的な対策を伺う。

(2) 奄美市は海拔が低く、津波・高潮対策は言うまでもなく、背後に迫る山林のすぐ近くまで家屋が建っていますので、土砂崩壊による災害も備えなければなりません。砂防堰堤は万全か問う。危険個所に対する砂防対策は十分か伺う。市街地での設置個所は。砂防流域は保安林指定されているか伺う。

(3) 阪神淡路大震災や能登半島地震で木造家屋の倒壊、火災の発生、電柱の倒壊によ

る緊急車両等の通行不能状態によって、助けを求める声は確認できても助けに行けないという悲惨な状況がありました。このことから、電柱の地中化を推進すべきと考えるが、計画はないか伺う。また、管轄省庁はどこか伺う。

- (4) 地方に点在する集落には、道路幅員が狭く消防車両が通行できない場所があると思うが、その対策はされているか。緊急時には海水や河川の水を汲み上げての消火も考えられるが、計画に入ってるか伺う。訓練実施の実績を伺う。

2 大島紬の振興対策について

- (1) 1, 300年の歴史を持つ世界の三大織物にも挙げられる大島紬が、斜陽産業化も著しく、風前の灯になっております。昭和30年からの現在に至るまでの売上金額の推移を説明願いたい。全盛期はいくら売上があって、現在はいくらか。
- (2) ここまで落ち込んだ原因は何か伺う。
- (3) 紬振興策として奄美市が施している主な事業をお示しいただきたい。
- (4) 大島紬、新緑の森、サンゴリーフ、ソテツ群生林など対外的に認められて、我々シマチュに自信を与えました、大島紬はシマチュの精神的支柱であり、文化であります。将来に備えて、保存継承しなければならないと思いますが、技術伝承のため、技術者を市職員として特別採用できないか。見解を伺う。
- (5) 大島紬の染色材料のシャリンバイの供給体制は十分か伺う。島内で足りているか。
- (6) ふるさと納税の返礼品に入ってるか。金額は。
- (7) 観光クルーズ船や自衛隊艦船来航の際に、記念撮影用にレンタル制度を設けて、イジュやタブの丸太で東屋を作り、くびき茶を振る舞って、島を堪能してもらうこの振興策について、市長の見解を伺う。

3 奄振法について

- (1) 今後5カ年延長奄振法の概要を説明されたい。
- ①延長奄振法の主な改正項目を説明願いたい。
 - ②奄美市が要望した事項はどのようなものか。
 - ③奄振で世界自然遺産関連事業を説明願いたい。
 - ④航空運賃補助制度への取組状況を説明されたい。

◎無所属 泉 義昭

1 空き家対策について

- (1) 市営住宅・一般住宅の現状について
- ①奄美市の市営住宅入居状況
 - イ. 地区別全体件数
 - ロ. 笠利地区の家族世帯・高齢者世帯（75歳以上）
 - ハ. 老朽化により入居不可の住宅件数
 - ②奄美市の一般住宅空き家状況

イ．地区別全体件数

ロ．笠利地区

ハ．一人暮らし高齢者への対応（市営住宅入居）

③老朽化市営住宅地の有効活用

イ．子供から高齢者等が寛げる場所として活用できないのか（家族・孫とのふれあいの場所）。

2 奄美市さとうきび振興対策協議会について

（1）さとうきび関連組織との事業連携について

①奄美市さとうきび生産部会

②奄美市担い手育成総合支援事業

③（農事法人）奄美市さとうきび受託組合

3 奄美漁協組合について

（1）老朽化に伴う機能移転について

（2）漁協組合の海域の湾区域地形の変動について

4 市公社施設の設備について

（1）太陽ヶ丘体育館の設備不良・改修について

◎チャレンジ奄美 幸多 拓磨

1 施政方針と予算編成の概要について

（1）令和6年度施政方針と予算編成の概要についてお尋ねいたします。

①人口減少により、起こるであろう様々な分野においての課題に対する対策についてお示してください。

②令和6年度予算の基本的な考え方について

③「市民の生活満足度向上」の実現について

④「健康・医療の“不安”をなくそう」について

⑤「身近な生活の問題をなくそう」について

⑥「しまで働く人を増やそう」について

⑦「しまの「しごと」を応援しよう」について

⑧「しまで学ぼう しまに学ぼう」について

⑨「世界の宝にふさわしいしまにしよう」について

⑩「みんなで「しまさばくり」をしよう」について

2 教育行政について

（1）奄美市における不登校生徒について

①不登校生徒に対する奄美市としての考え方、今後の取組についてお示してください。

②安田市長のマニフェストの中にも、不登校支援に取り組みますとありますが、その進捗についてお示してください。

3月7日（木）

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

- （１）２０２３年度予算は財政健全化を重視した予算編成であったが、成果は。
- （２）２０２４年度当初予算の最重要施策は。
- （３）「タラソ奄美の竜宮」の早期事業再開について

2 能登半島地震の教訓について

- （１）能登半島地震の教訓をどのように捉えているのか。また、避難所における「TKB」の現状と取組について。

3 奄美群島振興開発特別措置法について

- （１）昨年１２月２２日に、２０２４年度の奄振予算が閣議決定されたが、その評価について。
- （２）奄美群島日本復帰記念行事の総括について

◎公明党 大庭 梨香

1 福祉行政について

（１）带状疱疹ワクチンについて

- ①带状疱疹ワクチンの効果
- ②带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進
- ③奄美市における带状疱疹ワクチンについての相談件数及びその内容
- ④带状疱疹ワクチンの助成についての今後の方向性

（２）更年期ケアの推進について

- ①女性活躍・男女共同参画の重点方針２０２３（女性版骨太の方針２０２３）における企業健診に係る追加内容
- ②更年期症状・障害に関する調査の目的と概要
- ③本市における働く女性からの月経等や更年期障害などの女性特有の健康課題についての相談の有無，その内容
- ④更年期に関する理解や治療の普及を促進する必要性についての考え方及び今後の取組
- ⑤本市における市民への啓発及び相談体制
- ⑥本庁での職員への対応や相談体制

（３）認知症基本法成立に伴う本市の取組について

- ①認知症施策推進計画の策定
- ②認知症と診断された方の年齢別，男女別の人数
- ③認知症理解のための市民に対しての取組内容，件数及びその成果

- ④認知症サポーター養成講座の講座開催回数及び受講者数
- ⑤認知症サポーターの活用と取組及び店舗事業所等への理解と協力
- ⑥認知症の方の意思を尊重した社会参加の支援
- (4) 子宮頸がんワクチン接種について
 - ①子宮頸がんワクチン，HPVワクチン接種の12月以降の取組状況及び効果
 - ②今後の取組

◎チャレンジ奄美 弓削 洋平

1 産業振興について

(1) 農業振興について

- ①農業政策の現状の課題と目標について
- ②遊休農地の解消に向けての改善策とその効果・課題について
- ③農業振興地域整備計画による農業への経済投資の現況について
- ④農産物に対する食料安定供給について

(2) 水産業振興について

- ①沿岸（近場）漁業における漁獲量の減少と後継者不足について
- ②魚礁設置の効果と現制度での可能性について
- ③食と農の総合戦略においての農業・水産業における協議会の設立について

2 教育行政について

(1) 住用町における学校の統廃合について

- ①中学校における専門教科教員の配置態勢について
- ②統合におけるメリット・デメリットについて
- ③生徒・保護者・地域住民へのアンケート調査について

(2) 熱中症対策について

- ①熱中症警戒アラートにおける対策について
- ②市内小中学校における冷水機設置の現況について
- ③冷水機設置について

3 防災対策について

(1) 線状降水帯による被害について

- ①役勝川からの逆流について
- ②河川の拡幅について
- ③道路管理者・警察・消防職員・消防団・本市職員の連携について

(2) 平田町ループ橋の街灯について

- ①現況と今後の対策について

◎無所属 瀧 真一郎

1 【奄美市総合計画】「未来の奄美市づくり計画」について

(1) 総合計画の位置づけについて確認する。

(2) 人口推移目標の考え方について

①記載されている内容は、国勢調査に基づく将来推計人口値を効果確認の指標としているが、この値を人口目標値として掲げて進めるのか、別途設定するのかを伺う。

(3) 実行計画策定の考え方について

①今回の総合計画に基づいた15年後の姿に想定される課題をどのように考えているか伺う。

②実行計画を策定する際の推進体制と日程感を併せて伺う。

2 2050カーボンニュートラル達成に向けて

(1) 現時点の進捗と課題について

①「奄美市地球温暖化防止活動計画【事務事業編】」

①-1：庁舎内取組状況の現状について

・最新の取組状況（対応と課題）を伺う。

②「令和3年度奄美市二酸化炭素排出抑制対策等事業業務調査」

②-1：再生エネルギー設備の設置状況進捗を伺う。

②-2：排出抑制の現状について

・最大排出比率分野である運輸分野（自動車／船舶）への対応を伺う。

・別課題である移動手段確保への対応と併せた方向性について考え方を伺う。

②-3：吸収要素としてのグリーンカーボン／ブルーカーボン活用の考え方について

・吸収要素として森林／海洋資源活用の考えを伺う。

・今後の対応としてJクレジット、Jブルークレジットの活用計画を伺う。

(2) 今後の推進体制の考えについて伺う。

第 1 回 定 例 会
令和 6 年 2 月 14 日
(第 1 日 目)

2月14日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
市 民 課 長	重 田 浩 史 君	保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君	建 築 住 宅 課 長	中 山 哲 史 君
建 設 課 長	坂 元 久 幸 君	上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君
教 育 部 長	大 庭 勝 利 君		

2月14日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 野	早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和6年第1回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）
ただちに本日の会議を開きます。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分1件の報告がありました。
その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、正野卓矢君、栄 ヤスエ君、奥 晃郎君の3人を指名いたします。

○

議長（奥 輝人君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から3月26日までの42日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの42日間とすることに決定いたしました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第3、報告第1号 専決第1号 和解及び損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号の専決につきまして、提案理由を御説明いたします。

報告第1号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、令和5年8月28日に発生しました市営住宅給水管からの漏水事故に伴うものであり、早急に相手方の損害を賠償するため専決したことを報告するものでございます。

以上、報告第1号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。

なお、専決に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

14番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

ただいま上程をされました、報告第1号、専決第1号の和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

漏水事故ということですが、この経過をお示しをいただきたいと思います。結構110万円の損害というのは、関係者に他大な迷惑をかけたかなと思いますので、どういった経過でこういう事故になったのか。そして、劣化によると書いてありますけれども、再発防止の対策をどうやってされているか、ですね。劣化ということは、その一部分だけじゃなくて全体的に広がって、同じように劣化してい

るものだと思います。今後、そういうことが起こらないように対策を立てておられるかと思いますが、そのことについてもお示しをいただきたいと思います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

笠利建設課長（坂元久幸君） おはようございます。それでは、1の（1）の事故の経過について御説明いたします。

今回、漏水被害のあった市営住宅は、笠利3区の笠利Fの1号棟1階で、昭和57年に建設され、築41年の鉄筋コンクリート4階建てでございます。経緯といたしましては、令和5年8月28日20時頃、入居者より「天井から水漏れが起きている」との連絡を受け、現場確認を行ったところ、2階踊り場付近の給水管破損により、1階入居者宅の天井から水が漏れ、家財道具等に被害を及ぼしておりました。翌日8月29日、漏水箇所の修繕を行い、同日中に漏水は収束いたしました。9月10日には入居者宅の内装修繕を完了いたしました。並行して保険会社が被害調査を行い、令和5年12月27日に提示された損害賠償額で、入居者より同意が得られました。損害賠償額といたしまして、保険会社より110万2,394円、本市から免責分1,000円、合計110万3,394円を支払うことを、令和6年1月15日の市長専決をもって決定いたしまして、入居者との示談書の取り交わしが締結されました。支払いにつきましては、保険会社より令和6年1月26日、本市から令和6年2月7日にそれぞれ済ませております。

続きまして、1の（2）、再発防止の対策についてでございますが、このたびの漏水につきましては、給水管の一部が破損したことが原因でございます。事故が発生した住宅につきましては、来年度に給排水管の改修工事を行う計画を立てております。給排水管はその多くが居室内の壁や天井裏に設置されているため、劣化状況を目視で確認することが困難な設備でございます。このことから、市のほうで常時点検することが困難ではありますが、入居者の方々が日常的に使用している設備でございますので、異常を感じたときはすぐに連絡をしていただくようお願いをいたしまして、日常の管理業務の中でも設備に異常がないか、注意してまいりたいと思います。また、建物の耐用年数の経過状況を見ながら、設備改修の必要性があると判断される場合は、予算措置を行い適宜対応してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

14番（崎田信正君） 説明ありがとうございました。再発防止ということで、私も保守、維持管理の点で何か問題がなかったのかなと。ただ目視で確認できないという状況だということですので、不可抗力ということもあろうかと思います。先ほど答弁があったようにですね、老朽化しているのはこの住宅だけじゃなくて、奄美市全体に、各地にあると思いますので、今の答弁ではそういったところも含めて再発防止ということで、これは入居されている方に、やっぱり異状があれば早めに連絡するように、という対策も必要かと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

建築住宅課長（中山哲史君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

先ほども笠利建設課長のほうから答弁がありましたように、建物の耐用年数の経過状況を見ながら、設備改修の必要性があると、そのように状況が判断された場合には、来年度、今回漏水が発生した住宅と同じように、設備改修の措置を取ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（奥 輝人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本件について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決第1号 和解及び損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第4、議案第1号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました議案第1号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第9号）の主な内容につきまして御説明いたします。

今回の補正予算は、昨今の物価高騰の影響などを踏まえ、国が決定した低所得世帯支援策として、住民税均等割のみ課税世帯を対象に10万円を、更に対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給するほか、令和6年度に新たに住民税均等割非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯に10万円を支給する予算を一括して計上するものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

2款1項16目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業のうち、減額する予算につきましては、住民税均等割非課税世帯に7万円を給付する事業予算であり、今回、2款1項17目へ移行するための減額でございます。

2款1項17目物価高騰対応重点支援交付金事業におきましては、新たに住民税均等割課税世帯給付金2億円、子育て世帯給付金1億円、令和6年度非課税世帯給付金及び均等割世帯給付金としてそれぞれ2億円を計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国庫補助金におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7億8,231万5,000円を計上することと併せ、財政調整基金繰入金6,320万2,000円を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして7億1,913万7,000円を追加することにより、令和5年度奄美市一

般会計予算の総額は345億8,362万9,000円となります。

以上を持ちまして、議案第1号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第5、議案第2号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました議案第2号につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第2号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、戸籍法関係事務手数料に関する規定を整備しようとするものでございます。

以上、議案第2号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第6、議案第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）についてから、議案第11号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの9件について、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま上程されました議案第3号から議案第11号までの提案理由を御説明いたします。

議案第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきましては、各事業費の年度内執行見込みや確定により、関係する費目において、それぞれ増額及び減額計上いたしております。主な増額計上について申し上げますと、総務費の総務管理費におきまして、財政調整基金に7億9,000万円、公共施設整備事業基金に11億5,604万2,000円、地域振興基金に5億3,170万8,000円、過疎地域持続的発展特別事業基金に7,400万円を積み立てるほか、笠利地区のFMラジオ中継局整備事業の工事請負費として5,200万円を新たに計上いたしております。また、物価高騰対応重点支援交付金事業におきまして、学校給食費助成のための賄材料費1,700万円、市民生活の支援や地域の経済対策としてプレミアム商品券、ほーらしゃ券発行事業助成金5,200万円を新たに計上いたしております。民生費におきましては、社会福祉費の障害福祉費に介護給付等事業費2,500万円、障害児給付事業費に3,500万円を追加計上するほか、児童福祉費の保育所費に4,907万円、地域型保育所費に1,061万3,000円の給付金負担金を追加計上いたしております。衛生費の保健衛生費におきましては、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金として3,913万1,000円を追加計上いたしております。商工費におきましては、商工振興費に廃止路線代替バス等運行費補助金1,625万6,000円を、観光施設管理費に奄美海洋展示館修繕料として210万8,000円を追加計上いたしております。教育費におきましては、保健体育費の学校給食運営費に笠利給食センターの空調整備工事費1,784万1,0

〇〇円を新たに計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

地方交付税におきましては、普通交付税の交付額が確定したことに伴い、９億８、０８５万２、０００円を追加計上いたしております。分担金及び負担金におきましては、昨年８月に開催しました全国離島甲子園の精算に伴う奄美大島内４町村からの負担金２８４万４、０００円を新たに計上いたしております。国・県支出金におきましては、歳出予算の各事業費の変更に伴う所要額をそれぞれ計上いたしております。その中で、総務費国庫補助金におきましては、物価高騰対応として実施している低所得者支援給付金事業等の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金３億９、９２６万３、０００円を、物価高騰対応重点支援交付金事業の財源として１億３、１３８万６、０００円を新たに計上いたしております。総務費県補助金におきましては、今年度の奄振事業に係る精算と国からの事業費の追加補正に伴い、奄美群島成長戦略推進交付金１、７４７万４、０００円を追加計上いたしております。財産収入の不動産売払収入におきましては、名瀬港マリンタウン地区の分譲地の売払収入７億９、０２４万５、０００円を追加計上いたしております。寄附金におきましては、ふるさと納税寄附金の見込額として３、０００万円を、企業版ふるさと納税寄附金として１、０００万円を追加計上いたしております。繰入金におきましては、国からの交付金の受入れに伴う財源更正として、財政調整基金繰入金３億８、４６４万９、０００円を減額計上するほか、各種事業の減額等に伴い地域振興基金繰入金４、１６３万１、０００円を減額計上いたしております。繰越金におきましては、令和４年度決算の確定に伴う繰越金及び決算剰余金として５億４、９２９万３、０００円を追加計上いたしております。

以上、今回の補正で２５億７、５５４万円を追加することにより、令和５年度奄美市一般会計予算の総額は３７１億５、９１６万９、０００円となります。

次に、第２表、繰越明許費につきましては、住民税非課税世帯生活支援特別給付金やほーらしゃ券発行事業など、各費目において６年度に繰り越す事業及び繰越額を計上いたしております。また、第３表、地方債補正につきましては、事業の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

次に、議案第４号 令和５年度奄美市国民健康保健事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、保険給付費及び保険事業費におきまして、所要見込額を増額及び減額計上するとともに、基金積立金及び諸支出金の所要見込額を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国民健康保険税県支出金及び一般会計繰入金におきまして、収納見込額を増額及び減額計上するとともに、繰越金におきまして決算剰余繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ１億８６０万３、０００円の増額となり、令和５年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は５２億８、１７５万円となります。

次に、議案第５号 令和５年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第４号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、住用診療所に係る人件費を減額計上しております。

歳入につきましては、特別調整交付金申請額算定に伴い、一般会計繰入金におきましては減額計上、国民健康保険事業特別会計繰入金におきましては増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ２８０万３、０００円の減額となり、令和５年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、３億１、４４７万４、０００円となります。

次に、議案第６号 令和５年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、これまでの実績を基に所要見込額を増額計上いたしております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金におきまして、歳出の補正に係る相当額を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,254万2,000円の増額となり、令和5年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、5億9,809万5,000円となります。

次に、議案第7号 令和5年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきましてこれまでの実績を基に所要見込額を増額計上し、保険給付費及び地域支援事業費におきまして所要見込額を減額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正に係る相当額を負担割合にて減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ2億5,265万7,000円の減額となり、令和5年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は、52億1,314万1,000円となります。

次に、議案第8号 令和5年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、奄美大島食肉センターの完成に伴い、工事請負費等1,900万円を減額計上いたしております。

歳入につきましても、同額の1,900万円を一般会計繰入金から減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,900万円の減額となり、令和5年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は7億6,159万3,000円となります。

また、第2表におきましては、翌年度に繰り越す事業に係る繰越明許費を計上いたしております。

次に、議案第9号 奄美市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、必要に応じて企業版ふるさと納税寄附金の積立を行い、有効な活用を図るため所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地及び笠利辺地における総合整備計画において、事業の追加や事業費の増額等に伴い、計画書を変更するものでございます。継続して辺地債を適用するためには、計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第11号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、新たな事業の追加に伴い、計画書を変更するものでございます。継続して過疎債を適用するためには、計画の変更が必要であることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第3号から議案第11号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上議決してくださいませようお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） ただいま議題といたしました議案9件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

14番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

まず、議案第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）について、23ページの2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、24節積立金の財政調整基金7億9,000万円について、その額の根拠をまずお示しをいただきたいと思います。財政調整基金の残高はこれで幾らになるのか。令和5年度の見込額も含めてお示しいただければ幸いです。以上です。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。それでは、2点の質問にお答えをいたします。

はじめに、7億9,000万円の根拠につきましてお答えをいたします。今回の計上額のうち、4億9,000万円につきましては、令和4年度、前年度の決算剰余金9億7,969万1,000円の2分の1相当額を地方財政法の規定により財政調整基金に積み立てるものでございます。また、残りの3億円につきましては、令和5年度、今年度予算の執行剰余金を積み立てるものでございます。

次に、財政調整基金の残高についてでございますが、今回の令和5年度一般会計補正予算（第10号）の計上後につきまして、39億7,864万6,000円を見込んでおります。以上です。

14番（崎田信正君） 今、残高39億ということでしたが、令和4年度では40億を超えていたわけですが、これが若干下がった理由があればお示しをいただきたいと思います。そして、一般会計予算の10パーセントを積立額目標にしているということですが、先ほど市長の報告でも371億が一般会計ということになります。それを上回っているわけですが、その371億も物価高騰対策費が入っての額で、なりますので、この10パーセントという目標額は堅持をしているのかどうかですね、変更がないのかどうか、それでこれだけの財政調整基金をどう活用していくのかということについては、これは今後の予算委員会がありますので、そこでの議論になろうかと思っておりますので、10パーセントの目標額がいいのか、それと令和4年度と比べて、若干減っている理由について、お示しをいただきたいと思っております。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

財政課長（永田公洋君） 4年度、昨年度の末と比較しますと、数千万円ほど減額をいたしております。

ただし、今年度の令和5年度におきましても、物価高騰対策等におきまして、既に財政調整基金を12億余り投入をいたしております。ただし、一方で普通交付税の増額の決定でありますとか、先ほど申し上げました執行の剰余金等々、それから今年度の事業費の精算に伴う減額等によりまして、今年度におきましてはですね、8億4,000万ほど今回の補正予算も含めて取り崩しております。その相殺におきまして、昨年度と比較いたしまして若干減額になっているということでございます。以上です。

14番（崎田信正君） 8億余りが取崩しということですが、この財政調整基金、国からの積み戻しという額はないんでしょうか。

財政課長（永田公洋君） 8億の中にはですね、今回も計上させていただいております低所得者世帯支援策のいわゆる給付金ですね、それも含んでおります。ただし、今後、国から補助金として歳入の見込みでありますので、国からの交付決定を受けたのちにはですね、また財政調整基金との財源更正をするという予定にしております。以上です。

議長（奥 輝人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程されました議案第9号から議案第11号まで及び議案第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）中の関係事項についての4件は、これを総務企画委員会に、議案第4号から議案第8号まで及び議案第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）中の関係事項についての6件は、これを文教厚生委員会に、議案第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）中

の関係事項については、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査のため、明日１５日から２月１９日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日１５日から２月１９日まで休会とすることに決定いたしました。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

２月２０日、午前９時３０分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午前１０時１１分）

第 1 回 定 例 会
令和 6 年 2 月 20 日
(第 2 日 目)

2月20日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	大 庭 勝 利 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 野 早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
-------------	-----------	---------------------------------	-----------

2月20日(2日目)

主幹兼議事係長 押 川 治 君 議 事 係 主 査 坂 元 辰 徳 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は、22人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、議案第12号 令和6年度奄美市一般会計予算についてから、議案第36号 奄美市総合計画の策定についてまでの25件について、一括して議題といたします。

この際、市長に新年度に臨む施政方針、各会計予算、その他各議案に関する提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。まず、本年1月1日に発生しました能登半島地震により、お亡くなりになられた多くの方々に、哀悼の誠を捧げますとともに、被災された全ての方々に、お見舞いを申し上げます。発生から一月半が経過しましたが、地震前の生活を取り戻すには多くの時間を要するものと存じます。全ての方々が安心した生活を送ることができるよう、被災地における迅速かつ力強い復興を心から祈念申し上げますとともに、本市におきましては、市民の皆様からの義援金の受付や、避難を希望する方々への住宅提供など、可能な限りの支援に今後とも努めてまいります。

それでは、令和6年第1回奄美市議会定例会が開会し、ここに一般会計及び各特別会計予算案、並びに関連議案の御審議をお願いするにあたり、市政運営に臨む所信の一端を申し述べ、市民と議員の皆様への御理解と御支援を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、令和2年からの新型コロナウイルス感染症まん延以降、中止や中断を余儀なくされていた多くの地域活動が再開される一年でございました。集落に響くチヂンの音、校庭中に声援があふれる地域ぐるみの運動会など、改めて、コロナ禍で失われてきた島の元気が、回復していることを感じる機会に多く接することができました。また、7月のかごしま総文を皮切りに、8月の全国離島甲子園、10月のかごしま国体相撲競技会、そして11月の奄美群島日本復帰記念式典と、日本復帰70周年の1年にふさわしい全国規模の大会が多く開催されたところです。激動と感じるほど慌ただしくも、各イベントにおいて、本市のおもてなしの心と、奄美の魅力を発信することができ、充実感に満ちた1年でもございました。

奄美群島日本復帰70周年の節目の1年をとおして、私たちは先人への感謝、尊敬の思いを新たにするとともに、市民一丸となったエネルギーは、困難を克服し、未来を切り開く力を持つことを再認識いたしました。私自身、職員の先頭に立ち、市民の皆様と一丸となって、「人口減少」など本市に山積する課題解決に向けて、全身全霊を尽くしてまいります。

本定例会には、本市の今後15年間における政策推進の基本的な考え方などを示す新たな総合計画案を上程いたしております。新たな総合計画では、皆様により親しみをもってもらえる通称として「未来の奄美市づくり計画」、その略称として奄美市未来計画と名付けました。本計画においては、「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島～自然もひと多様性を尊重し合える なつかしい未来都市 奄美市～」を将来像に定め、市民の生活満足度向上、元気な経済活動の実現、次世代への「しまの誇り」の継承の3点を、政策の基本理念と定めているところでございます。策定にあたっては、総合計画審議会や5つの分科会での御議論に加え、高校生アンケートや二度のパブリックコメントの実施など、市民の御意見を可能な限り計画に反映させるための取組を進めることで、従来の行政計画のイメージにとらわれない、市民の声をより多く反映した新たな計画案がまとまったところです。

また、奄美群島12市町村が一体となって、延長・拡充を求めてきた奄美群島振興開発特別措置法につきましても、先般、改正法案が閣議決定され、「沖縄との連携」や「移住の促進」、「空き家対策」などを盛り込んだ法改正の道筋が示されたところです。

新年度は、新たな総合計画の実現に向けたスタートの年であるとともに、拡充された奄振法に基づく新たな奄美群島振興のための1年目となります。この非常に大切な1年を「なつかしい未来都市づくり元年」と位置づけ、議会の皆様の御理解をいただきながら、市民、企業団体の皆様とともに、各事業の展開に努めてまいります。

昨年11月、大島高校の生徒から「バリアマップ」の提案をいただきました。「すべての人にやさしいまちに」をテーマとした分かりやすい提案であり、高校生の企画提案力に驚くとともに、大変感動した次第でございます。御提案後、速やかに現地も確認し、対応可能な箇所から改善に着手しているところ です。

私は市長就任以降、「対話と連携、そして挑戦」を行動指針と定め、「現地現場」、「公開と参加」、「決断と実行」の思いをもって、政策の実現に努めてまいりました。先ほど御紹介いたしました、ふるさとを思う高校生の提案を形にしたように、今後とも、市民の皆様との対話と連携を大切に、現場主義で衆知を集め、スピード感を持って市民の声を形にできるよう努めてまいる所存です。

続きまして、令和6年度の当初予算について申し上げます。

国におきましては、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて、昨年と同様「経済あつての財政」の考え方の下で、経済・財政一体改革を着実に推進することとしております。その中で、令和6年度の地方財政計画としましては、定額減税による減収への対応、こども・子育て政策強化並びに物価高への対応を見込み、交付税などの地方の一般財源総額は、前年度を上回る額が示されております。

本市におきましては、歳入面では、近年、市税や地方交付税が増加傾向にあるものの、歳出面では人件費、扶助費、大型事業の償還に伴う公債費など義務的経費のほか、公共施設の維持管理や修繕などに係る経費も増加傾向にあり、さらには、認定こども園などの新たな施設整備への投資など、今後も予算を許すことができない厳しい財政運営が続くものと存じます。しかしながら、このような状況下にあっても、住民福祉の向上へのより良いサービスの提供と、未来を見据えて必要な新たな施設整備などの公共投資は、行政の大きな役割であり、果断に実施していく必要がございます。

これらのことを踏まえまして、令和6年度の予算編成に際しましては、本市未来計画やマニフェストの実現を念頭に、昨今の物価高騰などの地域の実情も勘案しながら、限られた財源の効率的・効果的な活用に努めたところでございます。

新年度に向け編成いたしました当初予算案は、一般会計321億8,269万1千円、特別会計114億7,636万円、企業会計55億2,243万2千円となり、市全体の予算案は、491億8,148万3千円でございます。

これより、新年度における重点施策について御説明を申し上げます。

第1点目は、「市民の生活満足度向上」の実現についてであります。新たに策定する本市未来計画においては、長期的に取り組む政策の方向として、市民一人ひとりの生活満足度向上を最も重要視することを明記いたしました。その上で、短中期的に取り組むべき施策の方向として、一丁目一番地に子育て支援を掲げるとともに、健康・医療をはじめ、安全で安心な生活を支える社会インフラの確保などに対し、多様な関係者の皆様とともに取り組んでまいります。また、新年度におきましては、待機児童対策など、保健福祉分野における重点政策に対して、課題解決のために組織を横断した対応に迅速に取り組めるよう、新たに「重点政策推進監」を配置いたします。

児童福祉の向上と子育て支援につきましては、安心して子育てがしやすい環境づくりをより充実させるため、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでまいります。妊娠・出産・子育てへの支援につきましては、はぐくみ育ち見守り隊の皆様とともに、身近に相談できる環境を整えることにより、必要な支援につなげる伴走型相談支援や、出産・育児の経済的負担軽減を支援する「出産・子育て応援交付金」などの各種施策に取り組み、すべての御家庭が、安心して子どもを産み育てることがで

きるよう、切れ目ない支援の充実を図ります。また、新年度から、妊婦の経済的負担軽減のために、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成制度を新設いたします。併せて、令和5年度から取り組んでいる「未来応援はぐくみプロジェクト」において、不妊に悩んでいる方々の多岐にわたる相談や、子どもを授かりたいという思いに寄り添った丁寧な支援を行うとともに、さらなる周知啓発に努めてまいります。住用・笠利地区認定こども園整備につきましては、それぞれの地域性を活かした、より充実した幼児教育と保育が提供できるよう、令和8年4月の供用開始に向け着実に取り組んでまいります。子ども・家庭問題への対応につきましては、「子ども家庭総合支援拠点」のもとできめ細かな相談体制の強化に努めるとともに、令和5年度に行った「こどもの家庭生活実態調査」をもとに、関係機関とも連携しながら、支援体制についての検討を行ってまいります。

市民の健康づくりにつきましては、「健康あまみ21」の中間評価及び見直しを行い、健康で住みやすい地域づくりへの取組を推進してまいります。また、特定健診やがん検診などの各種検診におきましては、受診しやすい環境を整備してまいります。併せて、各種予防接種におきましては、特に、新年度を全額公費負担の期限とする緊急風しん抗体検査や、HPVワクチンのキャッチアップの受診率向上に向け、接種勧奨の工夫や接種しやすい環境づくりに努めてまいります。また、令和5年度策定の「第7期チャレンジド・プラン」に基づき、関係機関と連携し、障がいのある方もない方も、すべての方が安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を推進してまいります。高齢者福祉につきましては、「第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者一人ひとりにあった生活を継続できるよう、各種施策の推進や、安定した介護保険事業の運営に取り組んでまいります。国民健康保険事業につきましては、特定健診受診率の向上に努めるとともに、子育て世帯の負担軽減の観点から、産前産後保険税減免を実施してまいります。生活保護世帯及び永住帰国の中国残留邦人の支援につきましても、引き続き取り組んでまいります。自殺対策につきましては、令和5年度策定の第2期計画に基づき、ゲートキーパーなどの人材育成や、様々な問題に対応するため、国、県及び本市が開設しております相談窓口の周知などに、関係機関との連携を密に取り組んでまいります。

地域の防災・防犯体制の強化につきましては、防災・減災のための治水事業の推進や、関係機関との連携による地域防犯体制の強化に努めてまいります。特に、本年5月に名瀬港観光船バース及び奄美川商ホールを主会場として実施される「県総合防災訓練」において、能登半島地震を踏まえた各関係機関・団体・企業との連携による防災対応能力の向上を図ってまいります。また、出前講座や広報紙などを活用した防災関連情報発信などに取り組むとともに、令和5年度に更新を行う「海拔表示板」を活用し、自主防災組織を中心とした市民の防災・減災力の向上を促進してまいります。消防・救急体制につきましては、消防車両の計画的な更新を進めるなど、非常時対応力を確保してまいります。上下水道事業につきましては、施設や基幹管路などの計画的な更新による耐震化対策の推進など、将来にわたって地震災害に強い、安全で安心な上下水道インフラの維持・充実に取り組んでまいります。道路整備につきましては、県と協力し、国道58号おがみ山バイパス整備とともに、関連する「真名津川河川改修事業」の事業促進を図ってまいります。また、三儀山線、手花部・節田線などの市道改良事業や、橋梁の安全点検及び補修を進めてまいります。良好な生活空間創出のためのまちづくりにつきましては、中心市街地活性化の取組と併せ、新年度に予定する都市計画道路の全線開通に向けて、「末広・港土地区画整理事業」を推進するとともに、「平田土地区画整理事業」の完了に向けた取組を進めてまいります。また、「都市公園長寿命化計画」に基づき、子どもたちが安心して遊ぶことができる公園遊具の更新と維持管理に努めてまいります。併せて、名瀬港マリンタウン地区におきましては、「みなとまち名瀬」にふさわしい、賑わいのある市街地の形成に向け、引き続き、土地分譲と民間活力による土地利用を進めてまいります。住宅政策につきましては、「用途廃止市営住宅移転支援事業」を創設し、新年度には、対象となる赤木名地区市営住宅にお住まいの方々が、安心して住み替えができるよう努めてまいります。また、官民連携により設立した居住支援協議会における、住宅確保要配慮者への居住支援の推進をはじめ、官民相互の強みを活かした住宅確保の取組を推進してまいります。空き家対策につきまして

は、新設する「空き家解消による住環境総合対策事業」において、地域おこし協力隊も配置し、不動産市場への流通による賃貸住宅としての利用や売買の促進をはじめ、啓発による空き家発生の抑制、緊急性の高い危険空き家除却の促進に努めてまいります。市民生活に密接した施設の充実として、老朽化した奄美市斎場において、ユニバーサルデザインに配慮したリニューアルに着手してまいります。航路・航空路につきましては、運賃軽減制度の拡充及び全路線の安定化などに向けて、引き続き関係機関と連携した取組を進めてまいります。地域公共交通につきましては、持続可能な交通体系の構築に向けて、奄美大島5市町村が一体となって、新たな地域公共交通計画の策定に取り組んでまいります。

第2点目は、「成長の源泉となる元気な経済活動」の実現についてであります。本市発展の主役は市民の皆様であり、企業・事業者の皆様でございます。私たち行政には、皆様を支え、より活躍していただく環境を整えることが求められているものと存じます。特に、新年度から4年間の本市未来計画第1期期間におきましては、本市のあらゆる産業分野において深刻な課題となっている労働力確保に向けて、官民の力を結集し解決に向けた取組を進めるなど、将来に亘って本市の成長の源泉となる、元気な経済活動の実現に努めてまいります。

「本市で就職したい」との希望を持ちながらも、住居を確保できないために就業を断念せざるを得ないことがあるとの声が多く寄せられております。そのため、島外からの移住を伴う就業や、市内にお住まいの方々の安定的な定着及び高騰する家賃負担軽減に向けて、市内事業者が従業員用住宅を確保する取組を支援する「働き手不足解消に向けた「移・職・住」の総合対策事業」を新設いたします。令和5年度から実施しております「人材確保・就職支援事業」を複合的に活用していただくことにより、市内事業者における働き手確保の取組を、強力に支援してまいります。本市経済におけるデジタル化の促進につきましては、課題解決に向けてデジタル技術を活用可能なICT人材の確保・育成に取り組んでまいります。また、Work Style Labなどを拠点に、情報通信技術の習得や地域企業のDXの取組を支援するほか、起業を目指す人材の育成やフリーランス支援を推進し、かせぐ地域づくりを進めてまいります。併せて、新年度から新たに「デジタル共通ポイント実証事業」に取り組み、商品券やスタンプシールなど、これまでアナログにより実施してきた業務をデジタル化することによる、市民の利便性向上や事業者の業務改善効果の検証に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、「持続可能な観光立島促進事業」を実施し、ユニバーサルトーリズムや環境保全と観光の両立を保つ施策に取り組むほか、ワーケーションなどの受入環境を構築するための支援を引き続き行ってまいります。また、新たな奄振法において「沖縄との連携」を明文化する方針を受け、航路・航空路運賃低減制度の拡充実現が大きく期待されているところでございます。新たな制度創設を契機に、沖縄・奄美両地域のさらなる交流活性化の促進に努めてまいります。中小企業・小規模事業所の支援につきましては、経済団体や金融機関などと連携した取組に加え、市内全域を対象エリアとする「繁盛店づくり支援事業」により、魅力ある店舗づくりに取り組む事業者をハード・ソフト両面から支援してまいります。また、本市と連携協定を締結する企業との協力により、市内事業者のよりよい職場環境づくりやデジタル化など、各事業者における人材確保及び活力向上に向けた取組を促進してまいります。農業の担い手確保・育成につきましては、農業研修事業を実施するとともに、新規就農者に対する経営開始資金や営農用ハウス整備の支援に取り組んでまいります。さとうきび、園芸作物の振興につきましては、たい肥の生産・供給、鳥獣被害対策などに取り組んでまいります。畜産の振興につきましては、従来事業の見直しを図った「肉用牛生産性向上支援事業」により、高品質な肉用牛の生産を支援してまいります。また、供用が開始される奄美大島食肉センターにおいて、関係者と連携し、活発な利用の促進に努めるとともに、「豚増頭支援対策事業」により、豚肉生産の促進を図ってまいります。農村環境の整備につきましては、農業基盤の整備推進に加え、「農地中間管理事業」を活用した農地利用の最適化を図るため、将来の農地利用の姿を示す「地域計画」の策定を地域の皆様と一体となって進めてまいります。林業の振興につきましては、山林荒廃地の整備による森林環境の保全と地場産材の活用に取り組んでまいります。水産業の振興につきましては、担い手の育成と併せて、引き続き「漁業経

営安定化支援事業」による支援を行ってまいります。新たに沖縄向けの移出が対象となることや、対象品目に畜産品が追加されるなど、大幅な拡充方針が示されている新たな奄振法に基づく輸送コスト支援事業につきましては、奄美群島の農林水産業振興に寄与する制度設計の実現に向けて、県および奄美群島12市町村が連携した協議を進めてまいります。地場産業の振興につきましては、ふるさと納税の機会を活用し、返礼品の充実を推進するとともに、事業者の販路拡大及び所得向上に繋げてまいります。また、トップセールスによる特産品の情報発信と、全国の郷友会や奄美ふるさと100人応援団などの関係人口の皆様との連携強化を図るとともに、奄美黒糖焼酎などの特産品の国内外への販路拡大に引き続き取り組んでまいります。併せて、本場奄美大島紬については、「第2期本場奄美大島紬産地再生計画」に基づき、後継者育成や技術伝承を支援するとともに、学校での着付け体験や紬の日などをとおして地域住民への紬着用機会の創出に努めてまいります。

第3点目は、「次世代への「しまの誇り」の継承」の実現についてであります。本市における特徴的な文化・伝統は、集落・地域の中にこそ受け継がれております。本市未来計画にも位置づけた「なつかしい未来都市」という将来像には、心の琴線に触れる愛おしい感情も含む「なつかしや」の感覚も込めており、集落・地域の維持・活性化に取り組むことが、次世代に引き継ぐべき大切な文化や伝統を残していくことに繋がるものと存じます。そのため、子どもから大人まで、全世代でよりシマを知る活動を活発にするとともに、世界自然遺産としてふさわしいまちとなるよう、市民全員参加で「しまさばくり」を進める環境づくりに努めてまいります。また、本市未来計画を踏まえ、住用地区及び笠利地区において、両地域が抱える課題の解決や、各地域の魅力の発揮に向けた方策をとりまとめる地域創生戦略の策定に、市民の皆様とともに取り組んでまいります。

地域に根ざしたふるさと教育の推進につきましては、総合的な学習の時間などをとおして、本市の恵まれた自然や教育的風土に学ぶ機会の創出に努めてまいります。また、「ともに親しむ読書運動」や「島唄・島口・美ら島運動」、「地域とともに花いっぱい活動」など、地域の皆様と連携した情操教育の充実をとおして、子どもたちの豊かな心や郷土を愛する心の育成に努めてまいります。学力向上につきましては、「学力向上対策・授業改善5つの方策」による授業実践や、GIGAスクール構想に基づいたAIドリルなどの活用、外国語学習におけるALTの積極的な活用などに取り組んでまいります。また、家庭学習の定着化に向けた取組も引き続き、促進してまいります。一人ひとりの心に寄り添った生徒指導・支援につきましては、奄美市生徒指導審議委員会での助言もいただきながら、各学校における「生徒指導ハンドブック」及び「第三者調査報告書」を活用した取組を各学校とともに進めてまいります。部活動地域移行につきましては、新年度において、学校単位から地域単位への移行モデルとして3校を指定し、試行と検証を進めることで、本市の子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保に取り組んでまいります。生涯学習の推進につきましては、引き続き生涯学習講座など、学びの機会の充実を図ってまいります。自然・歴史・文化などの郷土学の推進につきましては、大人も含めて島の学びを深める機会を増やすとともに、小中高校生を対象とする学芸員による出前授業の充実を図ってまいります。また、奄美博物館の収蔵資料のデジタル化に取組み、学習・研究などWEB上での活用に向けた体制を整えるため、「奄美博物館デジタル・アーカイブ基盤整備事業」を実施してまいります。スポーツ・レクリエーション活動の振興につきましては、新年度は名瀬運動公園のテニスコートの改修をはじめとする、スポーツ施設における競技環境の向上を推進するとともに、スポーツイベントなどをとおして、離島であっても、子どもたちが国内トップアスリートとふれあうことができる機会の創出に取り組んでまいります。また、児童生徒のスポーツ・文化活動支援のため、引き続き、全国大会などへの出場補助を実施してまいります。スポーツ合宿につきましては、受入を担う奄美スポーツアイランド協会の、官民連携体制を強化するとともに、合宿地奄美市の魅力発信に取り組み、新たな競技誘致、交流人口の拡大を推進してまいります。

奄美大島5市町村で策定した「奄美大島生物多様性地域戦略」の改訂を実施し、引き続き貴重な自然環境の保全に取り組んでまいります。また、令和5年度に事務事業編の改訂と区域施策編の策定を行っ

た「奄美市地球温暖化防止活動実行計画」に基づいて、官民一体となって本市のカーボンニュートラルの取組を推進いたします。令和４年度から各界各層の関係者が参加して開催してきました「世界自然遺産活用プラットフォーム」につきましましては、公民連携による議論がより活発になるよう、引き続き取り組んでまいります。海岸に漂着するゴミ対策につきましましては、引き続き「海岸漂着物等地域対策推進事業」などを活用し、海岸の美化・保全に取り組んでまいります。

本市においては、様々な個性を持った市民一人ひとりが、「居場所」と「役割」を持ち、その能力を発揮できる、多様性やジェンダー平等の視点を持った、包摂的な社会づくりを推進してまいります。市民協働の推進につきましましては、引き続き「市民と市長のふれあい対話」を実施し、市民の皆様の声を政策立案に反映するよう努めてまいります。また、対話を重視した集落などの皆様との協働体制を構築し、移住・定住の取組を推進してまいります。官民連携の推進につきましましては、「奄美市PPPプラットフォーム」を中心に、サウンディング手法などを活用した相互の知見とノウハウを発揮する環境づくりに取り組むとともに、教育関連施設及び市営住宅を対象に、一体的かつ適正な管理を目的とする包括管理制度の導入に向けての検討を進めてまいります。新年度からの新たな官民連携体制の構築につきましましては、市内３高校を主体に、地域との連携による産学官共同体を設立し、地域が一体となり地元高校や地域の魅力向上を目指す「地域共創による高校みらいコンソーシアム事業」に取り組めます。SDGsの推進につきましましては、令和５年度に「SDGs未来都市」に選定された「世界自然遺産と歴史が織りなす環境文化経済循環都市の実現」に向けた取組を、「奄美市SDGs推進プラットフォーム」を中心に、官民連携で推進してまいります。国際交流・地域間交流の推進につきましましては、姉妹都市であるナカドウチェス市及び群馬県みなかみ町との交流を継続していくほか、就航から１０年の節目を迎える成田路線において、これまで交流を重ねてきた千葉県芝山町との連携をさらに深めてまいります。デジタル技術を活用した行政の効率化及び利便性の向上につきましましては、「書かない窓口導入事業」や「マイナンバー申請サポート業務」を実施するほか、生涯学習施設や社会体育施設などにおけるWEB予約システムの導入を拡充してまいります。ふるさと納税につきましましては、魅力ある返礼品の充実と情報発信に努めるとともに、新たに奄美群島１２市町村で連携し観光誘客・周遊促進を図る「旅先納税事業」を実施するなど、観光需要に即したサービスの強化に取り組んでまいります。また、企業版ふるさと納税については、地方創生に資する事業の財源として活用するため、企業に対し積極的に働きかけを行うなど、寄附獲得に向けた取組を強化してまいります。行政情報力の向上につきましましては、広報紙やインターネットの活用をはじめ、「記者懇談会」を引き続き実施し、市政情報をより身近に感じていただけるよう、情報発信を行ってまいります。また、市民の皆様にとって複雑でわかりづらいとの指摘もございます行政情報を、より分かりやすくお伝えするため、本市内デザイン人材との協業を行う「政策周知デザイン事業」を新設いたします。さらに、全国的に活動する本市在住のタレントIMALUさんとの連携により、本市のさらなる魅力の発掘及び再発見と、全国に向けた情報発信に取り組んでまいります。広域行政の推進につきましましては、新たな奄振法のもと、「沖縄との連携」や、「移住の促進」などの制度拡充が期待されており、「奄美群島成長戦略ビジョン２０３３」の実現に向けて奄美群島広域事務組合及び１２市町村が一体となって取り組んでまいります。

それでは、令和６年度の各会計の当初予算案について、概略を申し上げたいと存じます。

議案第１２号、一般会計予算は、人件費や普通建設事業費の増額などにより、対前年度３．４パーセント増の３２１億８，２６９万１千円であります。

議案第１３号、国民健康保険事業特別会計予算は、保険給付費の増額などにより、対前年度２．０パーセント増の５２億２，３４３万５千円であります。

議案第１４号、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算は、前年並みの３億１，３１４万円であります。

議案第１５号、後期高齢者医療特別会計予算は、保険料納付金の増額などにより、対前年度１４．４パーセント増の６億７，１０１万３千円であります。

議案第16号、介護保険事業特別会計予算は、介護給付費の減額などにより、対前年度3.1パーセント減の51億9,918万2千円であります。

議案第17号、訪問看護特別会計予算は、訪問看護業務の減額などにより、対前年度10.9パーセント減の3,045万7千円であります。

議案第18号、と畜場特別会計予算は、普通建設事業費の減額などにより、対前年度95.8パーセント減の3,320万4千円であります。

議案第19号、交通災害共済特別会計予算は、前年度並みの529万9千円であります。

議案第20号、水道事業会計予算は、建設改良費の減額などにより、収益的支出と資本的支出の合計額は対前年度1.8パーセント減の23億3,198万円であります。

議案第21号、下水道事業会計予算は、建設改良費の増額などにより、収益的支出と資本的支出の合計額は対前年度5.5パーセント増の31億9,045万2千円であります。

以上、一般会計、特別会計及び企業会計予算を合わせた予算総額は、対前年度0.9パーセント増の491億8,148万3千円であります。

引き続き、議案第22号から議案第36号までの提案理由を御説明いたします。

議案第22号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方自治法の条番号の変更に伴い、影響する条例の規定を整備しようとするものでございます。

議案第23号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を支給するため、また、期末手当の支給月数を改めるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第24号 奄美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法の改正に伴い、条例において長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意で、かつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることが可能となったことから、本市においても市長等の損害賠償責任の一部免責に関する事項を制定するものでございます。

議案第25号 奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴う文言整理など、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第26号 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、報酬の支給範囲に「須野ダム管理協議会委員」を新たに含めるため、所要の規定を整備しようとするものです。

議案第27号 奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、重度心身障害者医療費助成制度の変更に伴い、自動償還払いを可能にするなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第28号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第9期事業計画の策定に伴い、新たに算定された介護保険料を定めるなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第29号 名瀬都市計画事業平田土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第30号 名瀬都市計画事業末広・港土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、土地区画整合法施行令の一部改正に伴い、清算金の分割徴収または交付を行う場合の利子を改めるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第31号 奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、笠利町にあります「市営里住宅2号棟」の解体撤去に伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第32号 奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅管理人

の高齢化に伴い、市営住宅共益費の徴収が困難になる事例が増えてきているため、市が共益費を徴収できるよう、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第33号 奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市費負担教職員の給与について県費負担教職員との均衡を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第34号 奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第35号 奄美市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道整備・管理行政に関する権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第36号 奄美市総合計画の策定につきましては、奄美市総合計画を定めたいので、奄美市議会基本条例第10条の2第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和6年度の市政運営における基本姿勢及び予算編成を申し述べさせていただきました。鹿児島が生んだ現代の偉人と言える稲盛和夫先生は、「人生の方程式として、”人生・仕事の結果＝考え方×熱意×能力”である」というお言葉を残されております。このお言葉は、一人ひとりの生き方や会社経営のみならず、まちづくりにも通じるものと考えているところです。本市における「能力」とは、「自然・人・文化」に集約される本市の魅力。また、「熱意」は、ふるさと奄美市への想い。本市未来計画を柱に、ふるさと奄美市への誇り、よりよい未来をつくっていく情熱を共有してまいります。そして、なにより大切な事は「考え方」であろうと存じます。本市全体において、互いを支え合う前向きな考え方を広げるとともに、本市行政の長として、市役所は市民の笑顔、幸福のためにあるとの想いを職員とさらに共有し、市民の笑顔が、働きがいと新たな成果につながる好循環を生み出してまいります。こういった想いを持って迎える新年度に懸ける思いを「繋（つなぐ）」の一文字で表現いたします。これまで、断らない命と福祉の相談窓口として、「つながる相談室」の充実に取り組み、担当職員をはじめとする関係機関との連携、市民に寄り添う心構え、解決に向けた努力によって、様々なケースの問題解決に道筋を見出してまいりました。新年度においても、市民の「困りごと」や「不安」の解消に繋がる、相談体制の確保に努めてまいります。また、アフターコロナの現在、従来のあり方が見直される時代の変わり目と感じられる機会が多くございます。そのような時代にあっては、本市においても、これまでの取組を基礎に、時には思い切った挑戦も必要であると存じます。そのため、官民間問わず本市発展に向けたプレーヤー同士としての繋がりを大切に、地域にイノベーションを生み出す対話の機会を創出してまいります。さらに、「語り継ぐ」～次世代へ～をメインコンセプトに据えた日本復帰70周年の一年をとらえて、歴史を受け継ごうとする中高生など若い力こそが本市の未来を照らす可能性であること、みらい花火をはじめとする熱意あふれる行動が、次世代を担う子どもたちにふるさとへの思いを芽生え育てることを確認いたしました。新年度は、奄美群島日本復帰から70年の歴史を受け継ぎ、新しい時代に繋げるための重要な一年であると存じます。本市において人と人が繋がり、多くの挑戦と躍動が生まれるよう、私自身が現場最優先で政策に注力し、本市の活性化に精一杯努力していくことをお誓い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 新年度に臨む施政方針、各会計予算、その他各議案に関する提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

報告書整理のため、明日21日から3月3日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日21日から3月3日まで休会とすることに決定いたしました。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

3月4日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時19日）

第 1 回 定 例 会
令和 6 年 3 月 4 日
(第 3 日 目)

3月4日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
契 約 ・ 検 査 指 導 課 長	川 上 浩 一 君	地 域 総 務 課 長 (笠 利)	正 本 英 紀 君
市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君	世 界 自 然 遺 産 課 長	信 島 賢 誌 君
市 民 福 祉 課 長	川 畑 博 行 君	保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君
福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君	福 祉 政 策 課 長	麻 井 庄 二 君
こ ども 未 来 課 長	畠 山 正 明 君	高 齢 者 福 祉 課 長	西 幸 一 郎 君
い き い き 健 康 課 長	中 村 明 広 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君

3月4日(3日目)

農林水産課主幹	積山 幸裕 君	建設部長	藤原 俊輔 君
都市整備課長	里 則 人 君	土木課長	安村 幸一郎 君
建築住宅課長	中山 哲史 君	産業建設課長	原 俊 三 君
上下水道部長	吉 郁 也 君	教育部長	大庭 勝利 君
学校教育課長	小出水 明洋 君	学校教育課参事兼 学校給食センター所長	夜差 輝信 君
文化財課長	伊集院 正 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐野 早苗 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池田 忠徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議事係主査	坂元 辰徳 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党新政会 奥 晃郎君の発言を許可いたします。

19番（奥 晃郎君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。私は、自民党新政会の奥 晃郎でございます。令和6年第1回定例会一般質問抽選により18分の1を引き当てましたので、トップの質問となります。

令和6年度予算が編成され、安田市長の施政方針が示されました。これらを、これらを踏まえて一般質問を行います。

私は、昨年10月29日に執行されました市議会議員選挙に出馬し、有権者の方々の御支持をいただき2期目の当選の栄に浴し、市議会議員としての任を引き続き努めさせていただいております。

一般質問を行う前に、若干時間をいただき、所見を申し述べたいと思います。

まずは、昨年、新型コロナウイルスの感染上の位置付けが5類に移行したことから、明るさを増す新年を迎えることを期待していた矢先、正月気分は一気に冷める出来事が起きました。元旦早々、北陸の能登半島を中心とする震度7の地震が襲い、北海道から九州にかけて広範囲で揺れを観測した地震で、石川県では241名の方がお亡くなりになり、多くの方が負傷し、家屋の倒壊により避難生活を余儀なくされておられる方々が現在もおられます。お亡くなりになった方に御冥福を申し上げ、被災を受けた方々にお見舞いを申し上げ、1日も早い復興をお祈りいたします。

昨年12月25日、1953年の日本復帰から70年の節目を迎えました。祖国復帰の歴史を振り返りますと、日本が主権を回復したサンフランシスコ講和条約発効後も支配され続けながら、断食や嘆願書署名、密航による陳情活動などを繰り返して、世界で例を見ないと言われる無血運動で祖国復帰を果たした先人の方々に敬意の念を禁じ得ません。24万の群民が一丸となり、汗と努力の結晶で取り組み、勝ち得た祖国復帰の歴史を、これから奄美を背負っていく若者たちに語り継いでいく役割も我々にはあるものと気持ちを新たにしております。奄振法の期限を今月末に控えております。奄振法の延長に向けては、官民が一体となり、また鹿児島県、沖縄県が連携し、奄美・沖縄の交流拡大、つながり強化に向けて連携協定も結ばれております。奄美と沖縄は、文化的、自然環境的にも似通った部分があり、歴史的にも深い関係にあります。次年度予算案では、航路航空路の運賃割引を沖縄路線にも拡大、農林水産物輸送コスト支援事業の輸出先に沖縄が加わるなど、一段と沖縄県との連携強化、充実が図られるものと期待しております。

話は変わりますが、1月末、福岡県で実施されました九州・沖縄防衛議員交流会に出席をし、各地区の方々と意見を交わし、また、元統合幕僚長を務められた山崎様の統合演習等の必要性、これについて講話を拝聴し、我が国の防衛に関する必要性を改めて強く感じたところです。また、先月25日には、陸上自衛隊奄美駐屯地、瀬戸内分屯地の創立5周年記念行事が行われました。あいにくの天候ではあり

ましたが、大勢の人たちが訪れていました。国防の任に就かれている隊員の皆様に敬意を表したいと思っています。私の一期目の選挙公約は、豊かな島の基礎づくりでありました。2期は若干ステップアップをして、なきやわきやまーじんま、島に活力を選挙公約に掲げ、選挙に臨みました。地方自治の原点である住民自治の基本は集落であり、その集落を、その役割を担う主役はそこに住む住民であるという認識の下、一貫してこれまで一般質問をしてきました。2期目も同様のスタンスで取り組んでまいりたいと思います。

また、今月末で退職をされる職員の皆様、お疲れ様でした。

所見の一端を申し上げます。

それでは、通告してあります項目について、順番に沿って一般質問をいたしますが、その前に字句の訂正をお願いします。大きい2番の1、推計人口2万6,533人とありますが、これはちょっと誤りで、2万6,905人に、(2)イの合計出生率、2箇所ありますけれども、合計特殊出生率に訂正をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

まずは、市長の政治姿勢についてであります。(1)市長選時に示したマニフェストの達成率について。市長は、有権者の絶大な支持を得て、市長就任から2年が経過しました。市長選にあたり、88項目のマニフェストを掲げ、有権者に訴えてきた経緯がありますが、市長就任2年が経過し、マニフェストの達成率がどの程度と市長は考えておられるのか。イメージどおりに進んでいる項目があればどの項目か。また、イメージした目標値まで進んでない項目があればどれか。施政方針の中にもあったと思いますが、今後、2年間で重点的に取り組んでいく必要がある項目について、具体的にお示しください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。奥 晃郎議員におかれましては、昨年の市議選において2期目の御当選、誠にありがとうございます。今後とも、奄美市発展のために御指導と御尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に答えさせていただきます。マニフェストの達成率や進んでいる項目、進んでいない項目、今後、2年間で特に取り組んでいく項目ということでございますが、私のマニフェスト実施状況につきましては、就任からの1年間を振り返った評価を昨年2月にホームページで公表いたしました。この評価につきましては、各項目における数値目標などに対する達成状況ではなく、就任からの1年間で、マニフェストに掲げる各項目において、どの程度取組を進めることができたかといった観点から5段階評価を行う定性的なものでありました。このことから、就任から2年間の取組を含めた新しい評価につきましては、できるだけ数値目標などもお示した上で、今年度の成果や実績も一定程度踏まえた上で、分かりやすくご提示したいと考えており、作成及び公表に少しお時間をいただいております。まとめ次第、改めて本市のホームページなどで公表してまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

引き続き、マニフェストの進捗に関する御質問でございますが、マニフェストにおいて着実に取り組みが進んでいると考えている項目としましては、まずは、断らない命と福祉の相談窓口として、つながる相談室を中心に、市役所における様々な問題に対する相談体制の強化が挙げられると思います。2点目に、令和4年度から取組を進めております世界自然遺産活用プラットフォームをはじめ、SDGsやPPP／PFI導入に向けた官民連携体制の構築が挙げられ、市民や民間の皆様とともに地域課題について考え、一緒に取り組んでいくという仕組みや機運の醸成を作ることにつながっているというふうに考えている次第でございます。また、昨年5月に大規模な取組は一定の収束となりましたが、就任当時から最大限の警戒と細心の注意を心がけ、市民生活、経済活動への迅速な対応を心がけてまいりまし

た、新型コロナ対策につきましても、奄美大島5市町村をはじめ、島内の医療機関の皆様など多くの方々との連携協力により、未曾有の難局を乗り越えることができたものと存じます。

一方、今後とも取組を強化すべき項目としましては、先日の施政方針でも申し上げました、私の行動指針、対話と連携、そして挑戦、これをさらにですね、強く実行してまいりたいというふうに思っております。そのため、新年度には、特に情報発信強化に向けた事業を新設するほか、住用・笠利における地域創生戦略などの策定に取り組んでまいる所存です。そのほか、ペット同伴可能な避難所整備や市民サービス向上に向けたデジタル技術のさらなる導入、活用を展開してまいります。加えて、アフターコロナを迎えて課題が鮮明になっている労働力、人材不足対策であったり、また、本市における社会課題であるジェンダー平等の社会づくり。そして、稼ぐ地域づくりに向けたインバウンド受け入れ対応力の強化。国内、国際交流の推進などにも取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

19番（奥 晃郎君） ありがとうございます。私たちも微力ながらマニフェストを達成に御協力をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。大きい2番、奄美市における今後の人口確保対策、集落活性化対策についてでございます。国立社会保障人口問題研究所が2050年の市町村別将来推計人口を示しております。鹿児島県の人口は、2020年158万8,256人が、2050年では117万6,022名であり、26.3パーセント減少すると推計しております。奄美市は、2020年4万1,390人、2050年には2万6,905人となり、マイナス1万4,485人、35パーセント減と推計されております。国の人口も減少傾向にある中ではありますが、奄美市においては、合併時の平成18年時に5万人を目指していたようではありますが、現在4万人を切るという厳しい状況にあります。人口が減るということは、集落、自治会の人口が減少していくということでもあります。コミュニティ活動がまもなくなくなると、集落の消滅という現状も近い将来、到来することも考えられます。全国の自治体の中では、人口増加に向けて思い切った取組をしている自治体もあり、成果を上げているようでもあります。先例地の取り組みも参考にしながら、人口増加への取り組みも必要かと思えます。奄美市における人口増加対策及び集落活性化対策について伺いをいたします。よろしくをお願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） おはようございます。それでは、奥議員にお答えいたします。

議員御案内のとおり、国立社会保障人口問題研究所、通称社人研と呼んでおりますが、社人研が令和5年12月に公表した本市の2050年の推計人口は2万6,905人となっております。これは、2020年の本市国勢調査人口4万1,390人と比較すると、人数にして1万4,485人、率にすると35パーセントの減少となります。他方、国全体としての将来推計人口に目を向けましても、2040年以降は東京都を含む全都道府県で人口が減少する推計となっており、2050年の総人口は約1億500万人となります。人数で約2,150万人、率にして17パーセントの減少が示されているところでございます。また、市町村別につきましては、2050年の総人口が2020年の総人口の半数未満となる市町村の数は約20パーセントに達するとされております。このことから、人口減少については、本市のみならず、全国においても課題となっているものと認識しております。国全体の人口が減少していく中で、本市といたしましても、この減少傾向を抑えていくための継続した取り組みが必要であると考えているところでございます。そのような中、2020年の国勢調査における本市の人口は、前回、前2回、2013年、2018年でございますけれども、前2回に公表された社人研の推計を上回る結果となっており、引き続き、人口減少という課題に対し、子育て支援、移住の促進、集落、地域の維持、活性化などの各種施策に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

19番（奥 晃郎君） ありがとうございます。奄美市における現在の合計特殊出生率、（2）になりますが、将来の合計特殊出生率、これは政府の方で2.07、これを目指すというふうに言われてい

ますけれども、我が奄美市においてもこれを目指す考えがあるのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

福祉事務所長（石神康郎君） おはようございます。それでははじめに、本市における過去3年間の合計特殊出生率の推移についてお答えをいたします。令和元年度、奄美市1.67, 国1.36, 県1.63。令和2年度、奄美市1.75, 国1.33, 県1.61。令和3年度、奄美市1.74, 国1.30, 県1.65。国・県と比較いたしますと高い水準となっておりますが、議員が御提案の人口を維持する目安となる2.07を下回っているところでございます。

次に、本市といたしまして2.07を目指す考えはないかとの御質問でございますが、この合計特殊出生率につきましては、国の有識者会議においても、少子化の現状を示す指標として分かりやすさがある反面、個人に特定のライフスタイルを押し付けるような印象を与えるなどの意見もあり、目標水準に設定する難しさがあるというふうに考えているところでございます。少子化問題の背景には、若い世代の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が影響していると認識しており、まず取り組むべきことは、多様な価値観、考え方を前提として、若い世代の視点に立って、結婚、子育ての希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることであるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

19番（奥 晃郎君） 分かりました。（2）番の質問に関連をして（3）番の回答まで得たようでありますので、それでは私の方から、（4）番ですけれども、奄美市における今後の人口増加対策に向けて、自治会等と集落自治会等との連携のもと、取り組んでいく必要があると思いますけれども、このことについてどのようにお考えか、お聞きをしたいというふうに思います。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。地域の人口減少につきましては、奄美市未来計画において最重要課題として挙げております。その対策はまさに待ったなしの状況でございます。行政の取り組みにつきましては、出生率等の答弁もございましたけれども、議員の御提案も含めてですね、各集落において強い危機感と問題意識を持って人口減少対策に取り組んでいただくということは非常に有効なポイントであろうというふうに認識しております。元より、笠利地区におきましては、宇宿集落が自ら空き家対策に取り組むなど、伝統的に育まれてきた郷土愛を基礎とする継続的な地域づくりにおいて人口減少対策にも取り組んでこられたものと存じます。また、今年度からは、移住・定住に関する業務を、集落、自治会等と協働した地域づくりを担う企画調整課市民協働推進室に移管をしております。今年度、初めて先進地の視察、研修を奄美市名瀬町内会自治会連合会と共同で行うところでございます。今後とも、集落、自治会との綿密な連携と協力を図り、地域の人口減少対策に努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

19番（奥 晃郎君） よく分かりました。当時のですね、その笠利町においては、各集落の人口、どの集落は何名、現在何名、将来この人口まで持っていけたらというような目標値を示して、各集落を競争させてですね、どこの集落は達成したよ、ここはまだ全然増えてないねとか、そういう競争力をつけると、競争力でもって各集落、競い合わせるといことも大事じゃないかなというふうに思いますので、そこら辺のこともよく提言として受け止めていただきたいというふうに思います。

2番、大きい2番終わります、3番、次、防犯灯の整備についてでございます。赤木名本通りの街頭の件についてでございます。赤木名は笠利総合支所、赤木名小学校、同中学校、大島北高校、郵便局、診療所、金融機関等、公的機関が位置し、笠利地区の中心としてこれまで栄えてきております。以前は、本通り沿いには店舗、旅館等もあり、賑わいを見せ、通り沿線には夜になると店舗の明かり、街灯の明かりが照らし、賑やかな風情を見せておりましたが、現在、旅館、多くの店頭も時代の流れとは

いえ店じまいをしたことから、夜になると、街灯はありますが、暗く寂しい夜景に様変わりしているのが赤木名の夜の現状であります。赤木名に住む住民の多くの方からも、もう少し明るい照明に変えることはできないかと強い要望があったことから、本通りの街灯について見直しができないか、質問いたします。

笠利総合支所事務所長（國分正大君） おはようございます。それでは、お答えいたします。今、議員御案内の赤木名本通りの街灯につきましては、平成9年度に財団法人自治総合センター、いわゆるこれは宝くじの普及広報事業を財源としている事業でございます、この補助金を活用しまして、本市において20基の街灯設置を行っております。設置後、同本通りを含む県道佐仁赤木名線の道路拡張工事が行われましたが、その際、移設可能な街灯については移設を行っております。また、老朽化等による街灯につきましては、経費の節減等も考慮し、随時LED灯へ変更し、安全なまちづくりに努めているところでございます。議員御案内のとおり、同本通りは旅館や店舗等の店じまいもあり、以前に比べ町の明かりが少なく感じる状況でございます。このような中、令和2年度に同本通りの明るさを確保する目的から、街灯設置数を当初の20基から23基へ増設し、対応しているところでございます。また、御参考までに、集落内の街灯設置につきましては、防犯対策等を目的に設置費の一部を補助する街灯設置補助事業を推進しているところでございます。いずれにいたしましても、今後も地域と連携を図りながら夜間の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。以上です。

19番（奥 晃郎君） 分かりました。多くの住民の方がまだ暗いというふうに感じているようでありますので、なんとかこの辺、改善できたらということで質問をさせていただきました。

それでは、次、大きい4番に移ります。防災対策についてでございます。所見でも申し上げましたが、新年早々の能登半島沖を震源とする震度7の地震で241名の方がお亡くなりになり、多くの方が負傷する一方、建物の倒壊、道路の寸断や火災の発生、断水、停電とライフラインが寸断するなど、防災対策に多くの課題も見えてきたものと思います。県においては、南海トラフ被害も想定し、死者2,000人。全壊、焼失1万4,900棟。上下水道断水人口11万8,300人。下水道支障人口1万300人。停電2,600軒。ガス停止2,300戸。1週間後の避難者4万7,200人を想定し、12メートルを超える津波が発生すると想定しております。奄美市は津波避難対策特別強化地域には入っておりませんが、奄美近海においてもマグニチュード8の地震が発生したという歴史もあります。想定外の出来事が起こり得るのが災害の常であります。種子島の3市町が指定地域にあることから、奄美市においても影響があることは想定されることと思います。明日は我が身です。日頃からの災害に備える必要があります。能登半島地震を教訓として、南海トラフ地震、その他災害を想定し、奄美市の災害対策について質問いたします。奄美市の防災計画の見直しは必要ないかです。奄美市の防災計画の見直しはいつなされたのか。防災会議は、安田市長が就任されてから、何回開催されているのか。能登半島地震を踏まえて、地域防災計画の見直しが必要な項目もあると思いますが、検討していく考えはないのか、お尋ねをします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。地域防災計画につきましては、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないとされております。奄美市地域防災計画は、平成19年に作成し、これまで国・県等の修正に合わせて奄美市に関係する項目について5回修正を行ってまいりました。直近では、令和4年1月に国・県の防災計画の改正及び市の組織改編、避難所の見直し等により修正を行っておりますが、防災会議につきましては、コロナ禍でもあり、書面による開催となったところでございます。なお、安田市長が就任してからは、この、今、申し上げました書面開催が1回となっておりますが、今後は、議員御指摘のとおり、能登半島

地震を踏まえた対応、また、国・県の防災計画改正など、その状況に応じて防災会議を開催し、計画の見直しを行ってまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

19番（奥 晃郎君） 先ほども申し上げましたが、災害はいつどのようなときに起こるかよく分かりません。これらに対応するためにも、今回の能登半島沖地震の教訓を得て、我が奄美市はどう対応しなければいけないのか、逐一ですね、計画を変更したりしていただきたいというふうに思います。

（2）です。専門的な知識を持つ地域防災マネージャーの配置についてでございます。地方公共団体における防災計画の作成、防災訓練の企画、実施等、さらには災害が発生した場合における自衛隊などの実動機関との調整等に対応できるマンパワーの充実が強く求められてきていると思います。近年、全国各地で頻発する豪雨災害、地震の現状を目の当たりにして、日頃からの備えの大切さを強く感じるものであります。国の制度として、地域防災マネージャーを防災担当として地方公共団体が採用、配置した場合には、その経費の半額、上限もあるようですが、を特別交付税の対象とするという恩恵もあるようですが、地域防災マネージャーを配置し災害に備えていくお考えはないのか、お聞きいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。鹿児島県内の地域防災マネージャーにつきましては、県を含めた12の自治体で防災官や危機管理官として採用、配置されております。議員御案内のとおり、採用、配置した場合には、上限はありますが、経費の2分の1が特別交付税の対象となり、採用することにより当市の防災に関する人材育成や専門的知見が確保できるものと考えております。本年1月に発生いたしました能登半島地震を受けて、自衛隊などの実動機関との連携、調整等の重要性を改めて認識したところでございます。本市におきましては、これまでも自主防災組織づくりや人材育成に努めてまいりました。また、来年度は、県の総合防災訓練を実施するために、関係機関と、現在、連携し、準備を進めているところでございます。また、昨年12月には、鹿児島大学の井村隆介准教授に本市の政策アドバイザーを委嘱させていただき、市職員およびSDGsプラットフォームの会員向けセミナーを開催するなど、防災・減災に関して専門的な助言等をいただいているところでございます。御質問の地域防災マネージャーの採用、配置につきましては、県内の自治体の状況の把握や島内他市町村との連携を図りつつ検討課題とさせていただきたいと存じます。以上でございます。

19番（奥 晃郎君） 近くには、奄美駐屯地、自衛官もいっぱいおります。そこで定年を迎える自衛官もおられます。その方たちをですね、この職員として雇用するというのも必要なというふうに思いましたので、質問をさせていただきました。

それでは、（3）避難場所の指定、配置に見直しは必要ないですかということです。過去の一般質問でも避難場所の見直しについて質問しておりますが、今回の能登半島地震では、想定外の4メートルを超える津波が発生し、建物が倒壊しております。避難場所として高台に避難することが先決と思うが、指定されている建物で、津波に対応できる建物の指定が適正であるのか。津波を想定すると2次避難場所の必要なところもあると思うが、その辺の見解をお伺いします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。津波が発生したときの避難につきましては、まず、高台などの避難場所や避難ビルへ一時避難していただきます。次に、津波警報等が解除になった後、自宅が被災された場合には、指定避難所での長期の避難が想定されます。指定されている高台の指定避難場所10メートル以上の場所でございます。また、指定避難ビルは3階建て以上、3階以上の高さで頑丈の建物を指定しておりますので、津波には対応できると考えております。また、津波警報が解除された後の避難所開設につきましては、被害の状況を見ながら、集会場ですとか学校施設等の指定避難所の中から選定をしまして開設をすることとなっております。以上でございます。

19番（奥 晃郎君） 震度8，津波12メートルにも耐えられるようなところを避難場所として指定しているということでありますので，よく分かりました。

次，（4）番，住宅の耐震改修化に向けての対策についてでございます。住宅の耐震基準は，震度6以上でも倒壊しない構造となっているようであります。国においては，2030年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消すると目標を立てているようでありますが，解消が進んでないのが現状のようです。能登半島地震では多くの住宅が倒壊しております。その原因となるのは高齢者が多く，費用負担が足かせとなり，耐震改修が進んでない現状があるようです。専門家は，個人に任せるだけではなく，国，自治体の手厚い支援が求められると指摘しておりますが，奄美市として住宅の耐震改修費の支援について，取り組んでいく考えはないのか，お聞きいたします。

建設部長（藤原俊輔君） おはようございます。それでは，住宅の耐震改修化に向けての対策についてお答えいたします。住宅等の建物の耐震基準は建築基準法で定められておりまして，昭和56年に同法の耐震基準に関する規定が改正されております。このことにより，昭和56年5月31日以前に着工した建物につきましては，現在の耐震基準である震度6強の地震でも倒壊しないかどうかを確認するために耐震診断を行わなければなりません。本市では，国の補助を利用して平成26年度に耐震診断及び耐震性不足の場合に実施する耐震改修への支援として，2つの補助金交付制度を創設しております。対象となる建物は，昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造住宅でございます。耐震診断の補助額は，対象経費の3分の2で，上限が6万円となっております。また，耐震改修に対する補助額は，対象経費の100分の23で，上限が30万円でございます。実績といたしましては，平成28年度に耐震改修工事への補助金交付が1件ございます。以上でございます。

19番（奥 晃郎君） 私の理解してないところもありまして，この質問をしましたけれども，よろしく願いをいたします。

次，（5）番の福祉避難所の指定数及び住宅での人工呼吸器の使用者についてでございます。高齢者，障害者，妊婦等，災害時に一般避難所では生活しづらい人向けに必要とされているのが福祉避難所と言われているんですが，奄美市では民間施設などと協定を結び福祉避難所が指定されているのか。されているとすれば何箇所か。指定されていないとすれば早急に対処する必要があると思うが，今後の対応策，また災害時の電源確保も必要です。人工呼吸器などを自宅で日常的に使うケアが全国的にも増えているようです。避難や停電時に命綱となるのが電源の確保と言われているんですが，奄美市では現在，人工呼吸器使用者が何名程度おられるのか，全数把握がなされているのか。2点についてお伺いをいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） おはようございます。それでは，福祉避難所と人工呼吸器についての御質問ですので，まず私からは福祉避難所について，お答えしたいと思います。人工呼吸器につきましては，また後ほど答弁をいたします。本市では，福祉避難所を体育館などの一般避難所への避難に支障があり，何らかの介助が必要な高齢者等を受け入れる避難所と位置付けております。介護で申し上げますと，要支援1から要介護2程度の一部介助があれば生活できる方の避難を想定しておりまして，看護師や介護士などのスタッフを配置しているということです。御質問の避難所の事業所との協定ですが，現在12か所の介護事業所と協定を締結しており，名瀬地区が10か所，笠利地区が2か所となっております。また，臨時的な対応でしたが，市の庁舎内やアマホームP L A Z Aなどで段ボールベッドを利用し，また，看護師等のスタッフを配置して，臨機応変に市の施設を福祉避難所として対応した実績もございます。なお，要介護3以上の程度の専門的な介護や医療ケアが必要な方については，医療機関や特別養護老人ホームなどの設備やスタッフが整っている施設への緊急入院や短期入所をお願いしているというところでございます。これまで，入所系の介護施設を中心に福祉避難所の協定を締結しておりまし

たけれども、令和4年度からは通所介護事業所とも協定を締結しております。今後もさらに確保する必要があるという認識がございますので、福祉避難所としての設備や人員を有している介護事業所などに協定の締結の協力をお願いしていく必要があると考えております。なお、福祉避難所の指定のない住用地区においても、現在、福祉避難所の確保に向けて、地域の事業所への協力を依頼しているところでございます。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、人工呼吸器と災害時の対応についてお答えをいたします。在宅での人工呼吸器の使用者につきましては、2021年に国が行った調査では鹿児島県全体で224名との報告でございますが、本市での使用者数は把握をいたしておりません。現在、本市で慢性閉塞性肺疾患による在宅酸素療法者10名に電気代の補助を行っておりますので、その方々につきましては災害時の停電で酸素濃縮器が使用できないことが想定をされております。災害時の対応策といたしましては、家庭用自家発電機をあらかじめ準備することも考えられますが、酸素や機器を提供している業者に確認いたしましたところ、在宅酸素療法者につきましては、常日頃から対象家庭との関わりがあることから必要な数量について把握しており、また、人工呼吸器を使用されている方への非常用電源や発電機のレンタルなど、運搬や設置についても緊急時に対応していただけるとのことでございます。なお、停電が大規模かつ長期にわたる際には、在宅では難しい面もあるかと思っておりますので、医療機関への入院など、状況に応じて関係機関と連携していく必要があるというふうに考えているところでございます。

19番（奥 晃郎君） すいません。福祉避難所、先ほど笠利2か所というふうに回答いただいていますけれども、特に場所、教えていただけますか。

保健福祉部長（永田孝一君） 笠利地区では老健施設であるアマンデー、それから通所サービスの事業所である、屋仁にありますケアサービスで、その2か所です。

19番（奥 晃郎君） ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきます。

電柱の無電柱化についての取組でございます。津波に並行して取り組んでいく防災対策の1つとして、無電柱化対策があるものと考えております。奄美群島は、台風常襲地として毎年台風の襲来を受け、生活環境、奄美経済にも大きな影響を受けております。ここ数年は大きな台風に見舞われることはありませんが、いつ大きな台風に見舞われるか分かりません。私が住む笠利地域においては、過去の事例では1週間以上の停電もあり、不便な生活を余儀なくされたことも幾度となくあります。国においても無電柱化を進めていると聞き及んでおります。群島議員大会でも県に要望しております。私もこれまで無電柱化対策について、一般質問でもお尋ねしましたが、再度、奄美市として無電柱化対策について、取り組んでいくお考えはないのか、お尋ねします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、議員お尋ねの無電柱化につきましてお答えします。無電柱化につきましては、防災、そして、景観の観点から、今後のまちづくりを進めていく上での課題であると認識しております。県では、これまで本土の都市部で無電柱化を進めております。奄美群島では、令和2年度から、和泊町と与論町の一部の県道で無電柱化に着手しております。本市では、鹿児島県無電柱化協議会に加盟し、関係機関と検討、調整を図るとともに、情報収集に努めているところでございます。これまで、末広・港土地区整備事業やマリントウン整備事業に合わせて検討を行ってきたところですが、電線管理者の費用負担の問題等から合意に至らなかった経緯がございます。今年度は、大島支庁から道路の無電柱化にかかる整備要望箇所について依頼があり、庁内の関係部署で協議を始めたところでございます。今後、無電柱化を計画していく上で、まず本市の抱える課題や懸案事項の整理が必要と考えておりますので、今後とも他地域の事例について情報収集を図りながら調査、研究に努めてまいりたいと考

えておりますので、よろしくお願いいたします。

19番（奥 晃郎君） 奄美市全体を無電柱化というのはなかなか予算の関係もありまして無理かなとは思いますが、重要な箇所というのがあると思いますので、一部でもそのような工事がなされることを希望いたします。

（7）次、防災訓練の実施を踏まえて、住民の防災意識の向上対策についてです。災害は忘れた頃にやってくると言われております。能登半島地震についても、新年早々の出来事で被災地の方々は取るものも取れず避難を余儀なくされたことと思います。住民に災害の恐ろしさを認識してもらい、日頃から災害に対する備えを共有してもらうことが被害を最小限に抑える手立ての1つだと思います。防災対策は行政だけでは実行できません。自治会、集落に住んでおられる住民の方々と連携、共通認識のもと、なし得るものかと考えております。昨年も奄美市は避難訓練を実施しましたが、参加した自治会、集落の参加率はどの程度だったのか。行政が目標としていた参加率は達成できたのか。また、昨年の防災訓練を踏まえて、改善事項があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、日頃から災害に対する備えを共有するということは大変重要なことであると認識しております。従いまして、行政による公助だけではなく、自治会や集落の方々、地域の共助による連携や避難等の共通認識を高めることが求められています。そのため、防災訓練は、自治会、集落の方々と共助の意識やその取組を共有する大事な機会であると認識しております。御質問の昨年11月19日、日曜日の午前に実施いたしました防災訓練は、地震、津波を想定したもので、自治会集落の参加率は38パーセントでございました。令和4年度と比しまして4.6パーセントの減となっています。その原因としましては、その日、第3日曜日ということもありまして、それと、敬老会や集落作業、他の行事と重なったことが原因と考えられます。また、訓練が津波の想定であったということから、比較的高台に位置する自治体や集落が見送ったのではないかと考えているところでございます。いずれにいたしましても、災害はいつどこで起こるか分かりません。各自治会、集落での防災訓練への参加や、その重要性をより理解していただくための取組を行っていく一方で、より参加率を高めるための日時の設定。そして、その日時の事前の周知を早めるということなど、日頃から役員の方々との意思疎通を図りながら行ってまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

19番（奥 晃郎君） 避難訓練と称してやっていますけれども、事前にですね、参加できる自治会集落参加できない自治会集落というようにもうなんか取っていますけれども、これ、先ほども申し上げましたように、いつ起こるか分からない災害ですから、日にちは示すとしても全員参加、これが基本だというふうに思っております。何かの行事、その災害以上に重要な事項があつて、参加をできなかったということであれば、これは、その辺の理由をですね、よく聞いて、事前にこの参加できないところはいよいよという投げかけじゃなくて、とにかく参加をする。でも、この集落はこういうことがあったんで参加できませんでしたというような訓練であつてほしいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4を終わります。大きい5項、奄美市の入札参加資格格付けについてでございます。同僚議員から前回の質問でも格付けについての質問もありましたが、土木、建築についての格付けについてお尋ねします。格付けの方法について、まず、お尋ねをします。

副市長（諏訪哲郎君） 奄美市における建設工事の格付けにつきましてでございます。奄美市の格付けにつきましては、奄美市建設工事入札参加資格審査要項において定められております。要綱では、工事種別ごとの格付けは3等級を上限として格付けするものとしております。工事種別ごととは、土木、建築

など12工事種別に分類し、工事種別ごとに最大3等級、3つのランクに格付けしております。格付けにあたりましては、まず、工事種別ごとに建設工事、施工能力審査を行い、採点いたしまして、総合点として点数の高い企業から順位をつけます。例えば、3等級に格付けする場合は、上位の2割をAランク、残りの4割ずつをBランク、Cランクとして格付けしております。格付けに関する基準につきましては、事業者を的確に評価されるよう改善を行っております。令和5年度におきましては、1級の国家資格を有する技術者の雇用に対する評価を行うなど改善を行っており、客観的要素と主観的要素の配分割合などを含め、より地域の実情に合った基準に対応してまいりたいと考えております。

19番（奥 晃郎君） 分かりました。私はその奄美市の笠利地区に住んでおりますけれども、笠利地区の業者からもお話はあったんですけども、笠利地区においてはそのAの格付けをもらっているのが1社しかないということもありまして、Aランクに格付けてされていないとなかなか工事の指名がかからないということで、例えばですね、これはあくまでもですけども、Bランクの入札条件が2,500万というふうに、これは業者から聞いていますけれども、それを3,000万にしてもらおうとか、Bランクの方でもその辺の工事に入札参加資格が得られるような、もうこれはあくまでも奄美市で決めていることだと思いますので、柔軟に対応していただいて、それぞれの地区、住用もございます、奄美市、名瀬もございます、笠利もございますけども、地区業者を育成することにより、緊急時、災害時に迅速なボランティアの支援も可能になるのではないかとということです、その辺、御検討いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問になりますけども、学校給食についてです。学校給食法第1条に、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする、というふうにあります。また、学校給食を実施する義務教育小学校の設置者は、学校給食食品衛生基準に照らして、適切な衛生管理に努めるものとするというふうにありますが、奄美市においても、児童・生徒の心身の健全な発達のため、安全で美味しく栄養バランスの取れた給食を提供していることと思います。それでは、児童・生徒1人当たりの費用がですね、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

教育部長（大庭勝利君） おはようございます。それでは、議員のお尋ねの児童・生徒1人当たりの費用についてお答えいたします。児童・生徒1人当たりの1食の費用は、人件費を含む全体額が、小学生では約657円で、うち保護者負担額が約168円です。また、中学生では全体額が約839円で、うち保護者負担額が約216円となっております。以上です。

19番（奥 晃郎君） 金額についてはよく理解できました。それでは、直営の給食センターが1件あると思いますけども、このセンターの構成についてお尋ねをします。

教育部長（大庭勝利君） それでは、朝戸にあります奄美市立学校給食センターの職員配置についてお答えいたします。事務職員は、所長以下3名、栄養士1名、県職員の栄養教諭3名、調理現場職員が42名、配送業務が16名の65名の編成となっております。また、笠利給食センターの方につきましては、事務職員が2名、県職員の栄養教諭が1名で、調理業務及び配送業務は13名の編成で、これにつきましては外部委託となっております。以上です。

19番（奥 晃郎君） それでは、（3）番、（4）番、（5）番、（6）番とありますけども、合わせて私の方から質問しますので、続けてお答えをいただきたいと思います。

栄養摂取基準が示されてると思いますが、その基準について、まず（３）番目。

（４）番目、基準を満たすために毎日の献立は何通りあるのかをお尋ねをします。

それから、食数の決定と食材の発注はいつ頃かをお尋ねします。

食事に関するアンケート調査、これを実施していると思いますが、その頻度はどうなのか。最新のアンケート調査についての内容、結果についてお尋ねをします。よろしくお願いします。

教育部長（大庭勝利君） それでは、お答えいたします。

栄養摂取基準につきましては、学校給食法に基づいて定められており、児童、または、生徒１人１回あたりの学校給食接種基準により、小学校の低学年、中学年、高学年、中学生の４段階に分かれており、それぞれの食缶にて分量を調整して、基準を満たすように対応しております。

続きまして、基準を満たすための何通りの献立があるかということです。献立の種類につきましては、小学校用の献立と中学校及び小・中併設校用の献立、２種類がございます。

続きまして、食数の決定と発注につきましてはです。前月の５日までに各学校から月刊の計画表を提出していただき、中旬頃には翌月分の発注を開始しております。

続きまして、食事に対するアンケートにつきましてはです。議員の趣旨のアンケートにつきましては、現在、実施しておりませんが、セレクト給食とリクエストについてアンケートをしております。このセレクト給食につきましては、１０月にクリスマス用のデザートケーキ等の選んでもらうためのもの。そして、リクエストにつきましては、１１月頃に中学３年生を対象にもう１度食べたい給食のアンケートを採っております。今後、食事に対するアンケートにつきましては、タブレット等を活用した実施方法を検討しておりますので、議員御案内とおりのアンケートについては実施していきたいと考えております。以上です。

１９番（奥 晃郎君） 時間迫っていますけども。学校給食、食事について時間をお聞きしました。時間を割いてお聞きしましたが、食事はよくできて当たり前、当たり前の業務に携わっている担当職員の御苦労を皆さんに知っていただきたく、この質問をさせていただきました。終わります。

議長（奥 輝人君） 以上で、自民党新政会 奥 晃郎君の一般質問を集結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３１分）



議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

２０番（伊東隆吉君） おはようございます。市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継を視聴されておられる皆さん、自由民主党、自民党新政会の伊東隆吉です。

質問の前に、少し所見を述べたいと思います。昨年の１０月２９日に執行された市議選におきまして、旧名瀬市議時代から通算７期目の当選にあげていただきました。ここで、改めて感謝申し上げたいと思います。また、この議場におきまして、この議員の中にも、同期、いわば平成１２年のメンバーが３名おります。仲良くやっておりますけれども、たまにはいろいろ意見ががんがんやります。それも、これからまた１番、もう年方になってきましたけれども、市民の声をしっかりと市政に届けていきたいと、このように改めて感じた次第でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、まず、本年の１月１日の元旦に発生いたしました能登半島地震により犠牲となられた方々へ深く哀悼の意を表すとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災者の救済と被災地の復興支援に一生懸命御尽力されておられる方々に深く敬意を表したいと思います。被災地域

の安全と一日も早い復興をお祈りいたしたいと思います。

さて、先日、2月の25日に、陸上自衛隊奄美駐屯地、また同じく瀬戸内分屯地の開設5周年記念行事が奄美駐屯地で行われました。私ども奄美市議会議員、奄美市議会における防衛議員連盟の面々も出席、参加させていただきました。奄美駐屯地、瀬戸内分屯地は、御存知のように2019年、今から5年前、平成31年3月に開設いたしました。そのときの開設行事のときはブルーインパルスが飛来し、この式典、開設の式典に花を添えたこと、本当に今でも鮮明に覚えております。現在、海洋進出を強める中国などを念頭に置き、奄美駐屯地には中距離地対空誘導ミサイル、いわゆる中SAM、この部隊、そして電子部隊、さらに業務隊など、いわゆる隊員が420名ほど所属。また、瀬戸内分屯地には地対艦誘導ミサイル、いわゆるSSM、この部隊など、約210名の隊員が常駐しております。この記念式典において、奄美駐屯地司令の長谷川健一等陸佐は述べました。奄美群島に陸上自衛隊の駐屯、駐分屯地が開設されたその理由は、我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると、相手側に、相手の国に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する。この抑止するという防衛目標を達成するため、このように力強くその開設の意義を述べられました。当日は、風も大変強く、時折小雨が降る中での開催であったが、地元の住民の皆様が約2,700名もの来場があり、自衛隊開設への理解度も深まっているものと考えられます。ところで、この奄美市への陸上自衛隊配備の経緯を本当にここで思い起こします。今からちょうどもう10年前になりますか、平成26年の5月に、時の武田良太防衛副大臣、そして小野寺五典防衛大臣、それぞれがこの奄美市を訪問されました。防衛省は、いわゆる警備部隊を沖縄・奄美など南西諸島に複数配備する方針を防衛計画、その大綱の中、その中期防衛整備計画に、当時掲げており、島嶼部への攻撃を想定した陸上自衛隊警備隊の配備について、この奄美大島は有力な候補地である。さらに、特にこの奄美市はその有力候補の一つであることは間違いなしとしっかりと明言されたことを覚えております。このことを受け、我々議会において、陸上自衛隊を誘致する議員団を組織し、自衛隊に関する勉強会等を幾度か開き、誘致への意思を固め、平成26年第2回定例会の7月の3日の本会議場において、奄美市への陸上自衛隊を求める意見書、これを提出いたしましたことを覚えております。時の本会議場では、諸々議員間相互で激しい質疑の応答がお互いに行いました。全会一致とは至りませんでしたが、結果的には賛成多数で採択されました。このような結果を踏まえ、議会自ら誘致活動を開始し、奄美大島商工会議所をはじめ、奄美市のいわゆる十二の各団体の賛同を得て、会議所の会頭を団長に備え、我々議員団ほか官公関連の方を含めて中央陳情、これを開始いたしました。東京の国会、市ヶ谷の防衛省本部、そして、熊本の陸上自衛隊健軍の駐屯地と、このようなところに誘致活動を行いました。各陳情先においては、私ども議会が率先してのこの自衛隊誘致活動は全国でも稀であるとのことで、逆に励みを頂いたこともあり、力強く感じたことも覚えております。その結果、議会から進めた誘致活動が奄美大島における陸上自衛隊配備決定につながり、2019年、いわゆる平成31年の3月26日に奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地の新規開設を迎えたのであります。この自衛隊誘致活動に協力、参加された議員の皆さん、また、賛同された奄美大島会議所はじめ十二の各団体の皆様には、この場をお借りして改めて感謝申し上げます次第でございます。本当にありがとうございました。なお、昨今、我々諸島を取り巻く環境も、中国船の侵犯や北朝鮮からのミサイルの脅威など、不安事案が度々発生いたしております。奄美駐屯地警備隊の隊員の皆様におかれましては、ますます士気を高められ、その任務遂行に努められますようお願い申し上げます次第でございます。

さて、本年も年度末を迎えますが、例年であれば60歳定年退職職員へ労うところでございますが、御存知のように、定年制度の改正によりいささか変化しておりますので、一応、本年度末にて退職される職員の皆様、また部課長の職員におかれては、これまでの職責に対し、それぞれの労をねぎらいたいと思います。本当にお疲れ様でした。

それでは、質問に移ります。まず、市長の政治姿勢について伺います。令和6年度施政方針と予算編成の概要についてであります。市長就任3年目の新年度施政方針として、懐かしい未来都市づくり元年と銘打ち、新総合計画を今回15年と長期を設定し、市民が親しみを抱く通称として、未来の奄美

市づくり計画として奄美市未来計画を示されました。令和４年度には「挑」を掲げられました。そして、令和５年度は「掴」。そして令和６年、今度は「繋」。このようにワンフレーズを挙げておられます。市長として３年目に臨む政治姿勢をお尋ねいたしたいと思います。いろいろ含めて、御答弁よろしくをお願いします。

次からは発言席で行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） 伊東議員におかれましては、昨年の市議選において通算７期目の御当選、誠に改めてとうございます。今後とも、本市発展のために御指導、御尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、質問にお答えいたします。施政方針において、新年度にかける思いとして、「繋」という言葉を掲げさせていただきました。この「繋」につきましては、まずはじめに、つながる相談室など、市民の皆様の困りごとや不安の解消につながる相談体制の充実により、支援を必要としている市民を適切な支援につなぐことを考えております。また、官民を問わず、本市発展に向けたプレイヤー同士のつながりを大切に、地域のイノベーションを生み出す対話の機会を創出していくため、人と人をつなぐこと、この人と人とのつながりこそ奄美の宝であり、また財産であるというふうに思っています。そして、奄美群島日本復帰７０周年の節目の１年を踏まえて、歴史を受け継ぎ、新たな時代へつなぐということの思いを込めております。また、令和４年度にお示した「挑」の具体化として新たな事業にも取り組み、令和５年度には、「掴」の思いをもって市民の皆様とともに策定作業を行った本市未来計画や、奄美群島１２市町村が一体となった奄振法の延長、拡充に取り組んでまいりました。市長として３年目を迎える令和６年度は、新型コロナ対策や奄美群島日本復帰７０周年といった大きな経験を得て、これまで以上に現場最優先で政策実現に集中する１年となるよう努めてまいりたいと思います。施政方針でも申し上げましたとおり、新年度は奄美市未来計画のスタートの１年でございます。本計画につきましては、これまで、平田隆義元市長、朝山 毅前市長が築いてこられた奄美市発展の礎の上に、現代的な課題など新たな考えを盛り込むための策定作業を進めてきたところであります。また、人口減少という大きな課題に対しては、行政のみでの取組ではなく、議会の皆様の御理解のもと、市民の皆様、企業、団体の皆様とともに、より良い奄美市作りを進めていくことが必要であると存じます。その為、審議会などでも指摘があった市民が手取り易く、シンプルで分かり易いといった指摘には、特に留意した計画としております。さらに、従来の総合計画は、１０年間という期間を定め、５年ごとに前・後期の基本計画を定めておりましたが、新たな未来計画については、人口減少対策に関し、１５年間という長期的期間をもって政策の持続性を確保するとともに、常に変化する社会情勢等に対応するため、短・中期的施策の期間はこれまでの５年から４年に見直し、時代に即した施策の実行に努めるところとしたところであります。併せて、本市未来計画においては、人口減少対策の効果を確認する指標としましては、昨年１２月に公表されました社人研による本市の将来推計人口と今後の国勢調査実績を比較することと示したところであります。令和５年度当初において、本市には６９もの行政計画があります。それぞれに数値目標なども示されており、個別計画としての取組を推進することで各数値の改善等を図っていくものでございますので、この度の未来計画において、先ほど御説明しました人口に関する確認指標により、人口減少対策の取り組み成果を確認してまいりたいと考えております。最後になりますが、未来計画の策定はゴールではなくスタートであるとの御意見も審議会からいただいております。私どももこれからスタートであるとの思いを新たにいたしております。今年度が初めての試みとなりました奄美ＳＤＧｓアワードでは、奄美高校の皆さんによる取り組みが、高校生ならではの視点を持ち、地域を巻き込みながら将来のまちづくりに向けた取組を実践しているとの高い評価を受けて、社会部門において大賞を受賞されました。このような若い世代の取組を後押しし、また、未来計画を手にとってもらうことで、市民一人一人、企業、団体の皆様がそれぞれに自分たちができることを考えていただき、実践

していただくものとなるよう、今後とも計画の周知、広報に努めてまいりたいと存じます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） どうも市長、ありがとうございます。今、全般的なことも少し教えておいてありがとうございます。今回ですね、この特に施政方針の中に掲げられた、この最上位計画の中における未来の奄美市づくり計画、やっぱりこれが1番重要になるんじゃないかと思っております。御存知のように、審議会を経られて、その答申を、先月、受けられてのこの感じで、これ、全協の方でもいろいろ説明は受けておりますけれども、いわゆる、正直言って、議会で20何年おりますけど、はっきりびっくりしました。なぜかと言いますと、やっぱりこれまでは奄美市総合計画、こういう、分厚いは分厚い分ですよね、これ、10年の計画で、前期、後期に分かれてこれをやっている。我々議会においてもそういう考えのもとで、1つの行政でこれ、メインにやっぱり行政がつくられたことですので、こういうのでしっかりつくられている。ですから、いささか少し薄いなという思いがありました。びっくりしました。これだけ、これ大体120ページぐらいあるんだから、これはもう20ページに、言わばまあ半分、これ6分の1、狭くなった。これに凝縮された思い、全協の中でも、これビジョンにしか捉えられないんじゃないかという意見もありました。私も若干そういう思いがしました。というのは、具体的に何を、何を、それから数値目標を含めたものが何1つまだ盛り込まれてはいないからですね。ですから、この21ページに、これに掲げるものにつくられたということが、これが、これをもって、長期的には15年長期計画、それから短期、中期においては4年ごとに、いろいろ変わっていくなら、4年ごとにいろんなまた計画をして、また新たな事業を組み込む、こういうことを言っているんでありましょうから、これまでの、10年の中における、前期、後期における、これまでにやってきた、これは皆さん、うちに書かれておりますけれども、なんか寄稿した元議員もいろいろおりますけれどもね。彼の気持ちも分からないではありません。長年ずっとそういうふうな、仕事にも就かれた方の考えていることですから、こうあるべきであるというものの形が少し変わったというのは、我々、議会においてもちょっとびっくりしたのは事実。職員によっても、確かにみんなが賛同しているとは私は理解はしていません。でも、新たな市長の時代になったわけで、次の若い世代、今、市長の答弁の中にもありました、やはり高校生の話も一応聞いた。それから、いろんな意味でやっぱり皆様の御意見等もホームページ上でとっておられることも、やっぱり、聞いておまして知っております。これを組み込まれて、こういう短編の21ページに凝縮した形で、とりあえずこれで最初つくられるんでしょうけれども。そこで、そういう形であるが、なぜ、まずお伺いしたいのはですね、今までこれだけ一つの形があって、これは国の方で義務化されていたのが、これはなくなったということもあつてのことも含めてなのか。この21ページに凝縮されて、それでなおかつ凝縮されて、15年という長期のことの、この整合性って言ったらおかしいんですけども、どういうことで、我々議会、まして議会の一人として理解するにはどういうことや、これがこれだによってインパクト、何かあつたら答弁願います。

市長（安田壮平君） 私の方からお答えをさせていただきますが、確かに、今回、議会に上程させていただいた奄美市未来計画についてはですね、これまでの、前回までのですね、総合計画とそのスタイル、構成などをですね、大きく変えたものというふうになっております。これは、全国的にもですね、先進的な自治体の取り組みなどを参考にしてですね、今回、このような構成でいこうというようなことをですね、内部、そしてまた、民間の方々とも話し合っただけですね、何度もそういう議論を経て、こういうシンプルでコンパクトなものになったということでございますけれども。一つには、やはり、市民の皆様にとってですね、全ての方にとって、これ、自分事として考えていただけるようなですね、まず取っかかりやすい、読みやすい、分かりやすい、そういうところを掲げたということ。そしてまた、本市においては、その各分野、各施策において69もの個別計画がありまして、やはりそれはそれでですね、同時平行に進んでいるものでもありますので、ある分野においては、これをまずは参照していただくとい

うようなこともずっと続いてきたわけでございます。その中で、今回の未来計画においてですね、最重要視したのがやはりその人口減少対策。これが、これこそがですね、この奄美市が今後も発展し繁栄していくためにですね、一番こう重視していかないといけない数字だろうと。これも具体的に何人とお示しするのではなくて、社人研が示した人口減少予測よりもですね、上回ると。あらゆる取り組みによって上回っていくということを目指すものであります。そしてまた、同時に、人口の維持と同時にですね、やはりその人口減少にも耐えうる、その活力を生み出すための方策をですね、民間企業の皆様と一緒に考え、やっていこうということでございます。議員の皆様にも説明があったと思いますが、その計画の中でですね、10年後、ないし15年後のどういう奄美市を想像しますかと、どういう奄美市であってほしいですかというのをですね、あえて空欄にしている部分がございます。これ、議員の皆様、市民の皆様にもですね、それぞれに考えていただいて、将来にこう希望を感じる、わくわくしていただくような、そういう取組と一緒にやっていこうというものでございますので、確かにちょっと従来と違うのはそのとおりであると思いますけれども、こういった新たな挑戦ということでもありますので、また引き続き御審議をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

20番（伊東隆吉君） 市長の方が新たな1つの形をつくるということも含めておっしゃっておられると思いますので、それはそれで市長の一つのリーダーシップの発揮するところでありますのでね、それは理解していきたいと思います。また、私としましては、これまでの総合計画は、我々議会としてもいろいろ考えを変えていかなくちゃいけない。そう、今では思いますので、やっぱり時代は変化するのは当たり前でありますのでね。これもやっぱりこれ、今までこういう総合計画というのは、この各他の自治体においても、こういうのじゃなくて、やっぱりそれぞれ独自の形をつくっているところも出ているということもあるようでございますので、それはよく理解できます。また、審議会の中において、ここで新たなものをつくろうという、そういう空気が生まれたのも事実だろうと思いますのでね。この新聞等にも入っておりますけれども、このことにおいて非常にその市民が一目で見分けるようにと、確かにですね、これは逆に良かったこともあるんじゃないかと私も思いました。なぜかなればですね、今までこの総合計画なんて、これは市民なんてどうも見ないと思います。で、これ見てああするこうするで、これいちいち行って、我々に、議員にあげて、どうなってんだ、市政にこれをちょっと持っていけやというのがあんまりない。私は20何年おりますがあんまりこういうこと。しかし、これは、今回はですね、この15名の審議会の方でいろいろと調べて、そして、さっき高校生、若者から全部アンケートも取っておられます。ホームページでもやっておられました。この中を組み込んでおられる中で、最終的にはこういう形にできたということは、新たな、新たな1つビジョンを掲げると同時に、市民の皆様も一緒にこれを携帯できるような形のページにしたというふうに推測が、思いができるんですね。そうであれば、むしろ狙い目があったと思いますので、そういうのを含めて、やっぱり審議会の皆様、やはりこれは行政だけの目標じゃないんだと、やはり市民レベルの中でおいに行いたいというのが、一応、私も分かります。特にこの中にありましたけど、行政用語はあまり使わないようにしているということも書いてありますね。そのとおりです。今まで我々、全部やる時は自助、公助、扶助どうのと、こんなですね。これを、私ができること、あなたができること、企業、非常に分かりやすいですね。言わば次の世代も非常にこういう形でやると、行政というのは、やれば、政治っていうのは行政、これは我々やっぱり市民に近いんだと、そういうことを植え付けるのも肝要じゃないかと思うので、そういうのを含めて、私は、100パーセントOKとは言いませんけれども、ときか見られますけど、やっぱりこれをこういう形にして、新たなこの奄美市づくりの計画で、私はこれで行って、ぜひ、頑張ってください。1点だけ、その一つ、この中で、懐かしい奄美。その懐かしい未来ってありますよね。この懐かしいというのが少しく気になったりするんですけども、なぜこの将来、15年経って懐かしい思いを昔にするか。その思いだけ、なぜこの言葉が、フレーズできたか、これだけ教えてもらえませんか。

市長（安田壮平君） 懐かしいという言葉に込めた思いなんですけれども、方言でですね、なちかしやという言葉ありますけれども、懐かしいとか、親しいとかですね、愛らしいとか、そういうもう色々な奄美の人独自のこの感情を込めた言葉だというふうに思っていますけれども、どんなにですね、やはりその時代が変わってデジタル化が進もうともですね、私、大事なものは、先ほど申した人と人とのつながりであったり、あるいは島人のその人情、優しさ、思いやりであろうと。そして奄美らしいその風景であったり、音であったり、そういったものはですね、やっぱり時代が進もうとも変えてはならないものであるというふうに思いますので、いろいろ、新たな技術、時代の変わりも、移り変わりもスピード感早くなると思うんですけれども、やっぱり大事なものは残していきたいと、そういう思いでですね、この言葉に込めさせていただきました。よろしくお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） 分かりました。そうであれば、懐かしいじゃなくて、なつかしやでもよかったんじゃないですか。そう感じて、今、聞いておりましたけれども。一応、もう時間がないので、すみませんけど、一旦と。

今回、この施政方針の中においていろいろと書かれておりますけども、特段、その通告でいろいろやっていますけれどもね。IMALUさんのことが出ているんですよね。芸能人のここで在住の。このなぜかタレントIMALUさんとの連絡をとって、これ、色々な形で情報発信取り組みたいと。通告はしておりませんが、このIMALUさんとの出した意味合いはなんでしょうか。

市長（安田壮平君） これもですね、私にとってもある種、肝入りのですね、取組でありますけれども、一つにはですね、奄振審議会という公的な機関においてもですね、委員の方から、そういった、あと特定の個人名挙げてですね、もっと活用すべきでないかという意見を直接いただいた経緯もございます。今回、その後ほど出ますスピーチの件でもありましたけれども、やはりですね、どんどんどんどん奄美の情報を発信し、またその沖縄との差別化というところですね、沖縄とは違って奄美はこういう地域なんだというの、我々はだいたいメディアでも取り上げていただいて、もう十分、日本全国に伝わっているだろうというふうに思っていたんですけれども、決してそうではないと。まだまだ奄美のことですね、知らない方がいるというところで、やはりここは本当にもっともっと力を入れていかないといけないと。常にですね、常に、これ、挑戦しないといけないという思いでですね。今回、奄美に移住されて1年以上経たれて、独自でですね、情報発信頑張っているらしいやIMALUさんのお力をお借りしてですね、地域の課題を解決しながら、それをよりよく、国内、あるいはもう国外に向けてもですね、発信していく、そういう取組を行っていくというものでございます。

20番（伊東隆吉君） 情報発信のためには大変いくと、いけるんじゃないかと思います。本人もいろいろフェイスブックじゃないか、何かやっており、インスタグラムやっていますのでございますんでね、なんかちらっと読んだところに、読みますと、やっぱり本人が移住して、奄美、非常にいいと。人もいい、人情もいいと、紡ぐ、これがいいということで、あまり荒れてほしくない、自然を残してほしいというのが根本にあるようでございます。それがやっぱり東京都行ったり来たり、移住する人の気持ちもあり得ますよってことを、なんかこう語っているんじゃないかと思います。それと、それとしていただきます。

あとも、最後にその2点、教育関係なんで、この中でですね、テニスコートの改修をするってことを教育委員会で書かれておりますので、これは大変いいことだと思うんで、私もテニス会の会長しておりますんでね。実はここでいつも質問ないです。たまたま昨日、テニス大会がありまして、挨拶の中に、今、日本プロテニス協会の副会長坂井利郎さんと、いろんな人も有名人。この方は去年も来られて、工学院の生徒を連れて、ここに合宿で来られているんです。それで、テニスコートでいつも来てやってい

る。昨日、いろいろお会いした中で、伊東さん、テニスコートがいいです。今回、この改修もしますよってこと、私は昨日、みんなに伝えました。その中で、やっぱりそのプロのテニスコート、伊東さん、これはね、いろんな意味で8面あって素晴らしい。そして、あともう少し、あと4面あれば世界大会が開けると、こういうこともおっしゃっていただいたんですよ。日本のテニスのプロ協会のナンバー2がおっしゃった。そういうことで、やっぱり奄美をこよなく、いっぱい来て好きになって、人も好きになるということがあって、伊東さん、ぜひ、あとあと、この世界自然遺産になった奄美。結局これは、奄美は結局、世界の奄美になったんだから、結局そのテニス人口だけではなくてもっていうことで、そういう話をしました。私も、この元々うちの、本市においては、スポーツアイランド構想っていうのがあって、いろいろやっていますよということはお伝えしました。こういうこと含めてですね、今日、教育長おられるんで、こう書いていただき、ほんとにありがたい。これをしっかりと、施政方針の中で述べたことは私は伝えました。ですから、改修はほんとにしっかりと同時に、あとあと、この拡大するという意味で、で、世界からそういう大会ができればもっといろんな経済的な効果もありうる。こういうことをやっぱり行政として考えてもいいんじゃないかと思いましたんで、あくまでそういう思いがあったことだけをお伝えしておきますので、よろしく願いしたいと思います。

少し長くなりましたが、次に移ります。国民保護計画についてお尋ねいたします。この武力攻撃や大規模テロ等の際に住民の避難や救援などを定めた奄美市国民保護計画が、これが平成19年3月に決定され、制定されております。私も確認して、もう17年経過しているんです。この17年間経過している中で、我々しっかりしたこの形を整えてない。そういう一つもなんか表に出てきてないような気がする。防災対策の成果、いろいろ出ておりますけれども、この住民への周知徹底を含め、これまでの、この現段階でのその状況を、どうなっているか、これ、しっかりと伺いたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） 議員御質問の奄美市国民保護計画の市民への周知につきましては、平成19年3月の策定以降、印刷物の発行や奄美市だよりへの掲載、奄美市ホームページ、町内会、自治会情報連絡会などを通じて周知を図ってきたところでございます。現在、奄美市のホームページにおいては計画及び計画概要版等が閲覧できるようになっております。市民への周知につきましては、今後もですね、奄美市だよりや町内会、自治会情報連絡会、嘱託委員会、駐在委員会を通しての周知など、改めて取り組んでまいりたいと。奄美市だよりでの特集を組むとかですね、そういったことで改めて周知を図ってまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いします。

20番（伊東隆吉君） それでですね、改めて、これからするというのは遅いんじゃないかと私は思うんですけれども。17年間、何やっていたんだと、そう言いたいんです。結局、先ほど、私、所見の中で、こう、自衛隊誘致に関してはもう10年前から始まっているんです。その以前にはこういう形ができていたということですね、大変、国民を保護することは、住民を保護することはどういうことだ。特にこの外界離島である奄美だからこそしっかりと捉え方をしなくちゃいけない。武力攻撃、有事がある、そのような兆候がある。そういうとき、どういうことがあるかということで、これしっかりと国民保護計画の中にいろいろ謳われております。ミサイルが来た場合どうする。原爆。それから、いわゆる何とかと言葉、ABC、なんとかなんとかありますよね。そういうCなんとか、そういう核戦争、もしくは細菌とか、色んなあります。それに加えて、やはり一番はこう、上陸したときにどうする。やっぱり離島ですから、この、自分で配置してもね。これ、離島から、我々住民をどっかに、島外に避難させないといけない、こういうこともしっかりとここに銘打たれております。そこで、少し伺いたいたんですがね、この間、御存知のように、鹿児島県におきまして、屋久島と口永良部で、そのような国民保護の関係でありましたですね、訓練を、いろいろあったと。しかし、当日もいろんなことがあって、自主訓練の中にね、図上訓練もされているようですけども、結局、種子島の住民、そして口永良部

と含めて、これを島外に避難させる。そして、そして、これは鹿児島県と熊本にということでした。当日、完全とはいきませんが、オスプレイがいろいろあった件もあって、大変でした。天候も悪かったようですけれども、完全には実施できません。でも、やっぱりこういう不安材料が屋久島であったんですよ。屋久島には、基地的なものはあんまりこう把握してないんですけれども、奄美は当然いろんな意味で、敵が、敵っておかしいけども、やっぱり色んな心配される可能性もあるんじゃないかと。そこでですね、我々、やっぱりの行政としては、この国としても、この国民保護計画に基づいて、この避難実施要領というのはちゃんとしっかりこれ、謡われております。これもしっかりするためにどうしたらいいか。そこでお伺いしたいのはですね、この避難情報に基づいても、武力攻撃を想定した避難訓練、島外避難のこの計画をされているのか。されたりするとすればいつするのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。議員御質問の避難訓練につきましては、昨年度、屋久島町において、国・県、屋久島町、また多くの関係団体が参加をして、県内で初めて他国からの武力攻撃を想定した図上訓練が開催され、本年1月にその実動訓練が実施をされたところでございます。これらの訓練では、国・県及び関係機関も含めた調整を行い、離島における島外避難のための輸送力確保の具体化について、船舶や航空機での輸送の一覧を得るなどの成果があった一方で、要配慮者への対応や移動手段と避難先の確保などの課題もあがったとところでございます。本市におきましても、今後、これらの成果や課題等を国・県と情報共有をしながら、まずは関係機関での図上訓練実施の検討を進めてまいりたいと思いますので御理解賜りたいと。

20番（伊東隆吉君） いつやる予定ですか。

総務部長（濱田洋一郎君） まだ、いつやるというような予定はたっておりません。来年度、5月に県の総合防災訓練でございます。先ほど申し上げた、昨年の1月18日の図上訓練のその成果と検証、そして本年1月21日に行われた実動訓練、その総括が県のほうで出されているものと思いますので、まず、その成果などを踏まえた上で、どのような実動訓練ができるのか、実動訓練のための図上訓練をやろうと。昨年の、御案内のその屋久島、口永良部は1万2,000人の移動を想定をしたと。最初は6日間で完了するといったものを4日間縮めて2日でできるようにしたというような成果がございます。そういったことも踏まえて、まずは島外からどのように輸送するか、そしてまた、議員からもお話にあった熊本までの移送ということも想定していましたので、そういったことなど、いろんな事案と言いますか、その繰り返しになりますけれども、図上訓練、実動訓練、県が行ったものを、成果等をしっかりと見させていただいて、学習させていただいて、具体的な実動訓練に向けての準備をできればというふうに思っております。以上です。

20番（伊東隆吉君） いろいろ、私はゆっくりはしておられないということを申し上げたいであってですね。担当課としていろいろお気持ちは分かるんですが、やっぱりこれは市民もやっぱりいろいろ気にされていると思います。特に、今回、自衛隊がもう誘致されても、5年開設迎えて、いろんな形で情報が飛んでいます。いろんな形で心配、不安材料もありうるかもしれません。そういうのも含めて、やはり地域住民における、特にこれは離島ですので、もし有事が仮になるにしても、いろいろ情報が入ったら先にどうする、これ、当然考えなければいけないと思う。これ、私はやっぱりこの17年間放っていたのはやっぱりなぜかというの、いろいろあると思いますけど、やっぱりこれは相手が、向こうに、屋久島がやったからやるとかそうじゃなくて、我々もこれやったから気が付いてやる。最近、この自衛隊の方の方に我々行ったり来たりしていろんな情報交換もします。この奄美の警備隊の中においても、国民保護の話もチラチラとやっぱり出ます。こういうことを含めて、やはりどうあるべきかと。当然、県

が主体になっているいろんなことをやると思いますけれども、連携を取ってやらなくちゃいけない。そこはやっぱりいろいろあると思いますが、やはりですね、せめて令和6年度の中にこういういろいろ組み込まれるのか。もう出来なかったらもう来年度になるのかと。そういうことじゃなくて、しっかりと、いつ来るというのはやっぱりちょっとスケジュールでフローチャートにちゃんとしっかりと落としていく、こういうことをしなければ行政としては仕事ができないと思うんですよね。やります、やりますよ。いつやるか分からない。やっぱり今年度ができないんだったら、来年のこの付近でやりましょう。例えば、正月、寒い時期に来たら困るからやっぱり冬にしましょうとか、やっぱり想定はできると思います。すれば、危機管理関係でいろんな、いろんな想定されているその職員がおります。そういうあらかじめ想定した中でやって、やっぱりやり取りをする、つくっていく。奄美はこうあるべきじゃないかってこともあるってことはあると思いますのでね、やっぱり、特に施策に関しては、自らやっぱり頑張っていきたいと、こう思っておりますのでね。ぜひ、この訓練に関しては、ぜひ、実施するということはもう間違いないと思いますが、これは実施するということは間違いないですか。その確認。

総務部長（濱田洋一郎君） 実施に向けた準備、検討に入っていきたいと。その中で、伊東議員御指摘の部分等もしっかりと議論させていただきたいというふうに思っております。

20番（伊東隆吉君） 期待しておりますので、ぜひ、前向きにどんどん、どんどん進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に移りますが、このピーチの問題であります。御存知のように、このLCCピーチのこの減便に関して、まあまあ新聞等でおられて、またいろいろ解決したこともあるようなことも出ておりますけど、せっかくですのでこれお伺いしたいと思います。減便や期間運航によるいわゆる記事ですね。観光の入り込みへ、多大な影響があるものと考えておりますので、これは行政としてその対策をいろいろお伺いしたいと思います。いろいろ5市町村ので、いろいろ行かれると思いますね、含めて答弁をお願いいたします。

市長（安田壮平君） この件についても、私の方から答えさせていただきます。少々長くなりますけれども、お願いいたします。議員御承知のとおり、現在、ピーチアビエーション株式会社による奄美への路線としましては、奄美・成田線が今年の10月29日から今年の2月29日まで週5便へ減便。奄美・関西線が今年の10月29日から今年の2月8日まで運休となり、2月9日から3月29日までは週3便の運航となっております。この期間についての入り込み客数につきましては、県の方でまだ公表されておきませんので、主要宿泊施設の宿泊客数でお答えさせていただきますと、令和5年11月は2万3,938人で、令和4年11月の2万9,566人と比較をしますと、5,628人減のマイナス19パーセントでありました。また、令和5年12月は2万3,277人で、令和4年12月の2万5,887人と比較をしますと、5,560人減のマイナス21.5パーセントとなっております。ピーチアビエーションの減便、運休の影響が出ているものと推測しております。また、お尋ねの経済効果につきましては、基礎となる入り込み客の数値が公表されていないため、お示しできないことを御了承願います。運航スケジュールにつきましては、コロナ禍の影響やパイロット等の人手不足、機材調整などを受け、航空会社による経営判断に基づき実施されているものと承知しております。交流人口や関係人口等の増加につながるこの路線は大変重要な役割を果たしており、安定的な運航及び路線の維持は必要不可欠であると認識をしております。また、1月23日に発表された運航スケジュールでは、成田線は3月31日から5月6日まで週4便の運航、その後5月7日から6月30日まで運休となり、また関西線におきましては3月30日から6月30日まで運休となっております。これらの発表を受けて、本市としましては、1月24日に、奄美大島5市町村並びに経済団体、観光関連団体との連名で、奄美・成田・関西線の安定的な運航及び航空路線の維持並びに運航時間の利便性向上として、大阪のピーチアビエーシ

ョン本社へ要望活動を行い、先方からも可能な限り対応したいという回答がございました。この要望活動の後、2月22日に再度発表されました最新の運航スケジュールによりますと、運休とされておりました成田線が5月7日より6月30日まで引き続き週4便のスケジュールで運航されることとなり、夏ダイヤの10月26日まで継続運行されるということで、地元にとって大変喜ばしい結果となりました。この変更は、ピーチアビエーションから先般の要望活動を受けて社内で再検討し、今回の変更を決定したものと伺っております。要望活動が今回の運航スケジュール変更につながったものであり、一定の成果があったものと認識しております。しかしながら、議員も御指摘のとおり、減便、運休期間に伴う影響は、観光客のみならず住民の方々へも大きな影響を及ぼすものでありますので、引き続き、これまで以上に航空会社との連携を図りながら観光需要の掘り起こしを行い、プロモーション活動を通じて奄美への旅行を促すことで、交流人口の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。また、要望活動の際にピーチアビエーションより御意見をいただきました、受け入れ体制などにつきましても、早速、地元の観光関係団体と意見交換を行ったところであります。今後も、民間と連携し、さらなる体制強化充実を図り、航空路線の安定的な運航及び路線の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） 市長ありがとうございます。24日の方ですね、本島の5市町村の首長をはじめ、観光関係を含めてアビエーションの方に行かれて、陳情、こう要望されて、本当に御苦労様でございます。こういう形の気持ちを受けて、いわゆるこの奄美における一つの経済関係、観光関係、入れ込み、こういうことの影響を受けて、ピーチ、今、社長であります島出身の芝田社長さんも含めて、御理解をいただいたものと思いますし、それで、結果的には週4便でございますけれども、ゴールデンウィーク後のこともしっかりと運航するっていうことは大変嬉しいと思って、一応、労をねぎらいたいと思います。ありがとうございます。ただ、その中で、成田・奄美は回復、連休をしましたけれども、私はこれ気にして、まず成田・奄美に関しては、また元々陳情、要望の色々な道で観光業も気にしております。時間帯、成田発の発着の時間帯、これが朝、確か、市長、早かったですよね。現在もそう変わっていないと思うんですけども、結局、前泊を成田近辺のホテルでしなくちゃいけないという、こういうこと自体が、やっぱり観光客においてもやっぱりいろんな意味で計画を立てづらいんじゃないかってこともあり得るので。しかも、そのまた金もかかるということですが、この辺のことも要望、この辺のこともちょっと気になります。ちょっと分かれば答えてほしいというのと、それから、関西、関西・奄美です。最後、ずっと欠航していますよね。この流れも非常に大きい。そういうことなんですよ。これに関してはどのような形で要望をあげているのか、そういう形でも話し合いに出たのか、その点、お伺いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。まず、成田線の早朝発着のことについてのお問い合わせでございますけれども、その要望活動を行った際にも、こちらの方から、まず要望活動内容としまして、先ほど市長の御答弁にございましたが、奄美・成田、関西航空路線の安定的な運航及び航空路線の維持並びに運航時間の利便性向上、この運航時間の利便性向上ということに関しましては、成田線の早期発着という便に関してはこちらの方から要望ございました。そのことに関しても、要望の際のお互いの意見交換の中で議題に上りました。ただ、やはり航空路線、航空会社としても時間を少しでも、利用者の方の利便性のいいような形で考えているんですけど、なかなかいろいろと人材関係とか、そういうハンドリー関係、いろいろ問題ございまして、なかなか思うような、今、時間には達していないと。ただ、引き続き航空会社としても利便性を図れるような形で取り組んでいるので、しばらくお時間くださいということでございましたので、これは御理解いただきたいと思います。併せまして、関西のことに関しても、もちろん、先ほどの要望事項の中にもございましたけれども、関西航空路線の安定的な運航という形で要望してございます。こちらに関しては、今回は変更

スケジュールという形になりませんでしたけれども、航空会社側としても、この関西線に関しても引き続き社内でも取り組んでまいりたいと。ただ、前向きにいろんな解答できるってということまではございませんでしたが、引き続き取り組んでまいりたいという回答を得てございますので、御理解いただきたいとおもいます。よろしくお願いします。

20番（伊東隆吉君） そういうふうね、やっぱり担当課含めて、市も含めて理解されていると思いますので。これね、観光関係の方、いろいろ話すと、今、ホテルに関してもいろいろ、宿泊、それからレンタル、いろいろありますけれども、やっぱり大変影響を受けております。特に10月29日からの運航も、その休止に関しては、大変困ったってということで、滞在先、その宿泊に関しての数字もあげられてもらいましたけど、やっぱり減っていますよね、対前よりはね。そういうことが結果として、あらゆる、これ何が起こるかという、やはり観光関係の、ホテル関係に含めてこれが減るってことは非常に心配しています。あるホテルの人とちょっと話を2・3日したら、いろいろ投資をして、いろんな形もやりたいと。やっぱりこういう形を考える、企業としては当然ですよ。こういう形になって、これまでずっと、従来、飛んでいる形なんかは、やっぱり入り込みが減るような形になってくると、やはり、いわば企業としての、いわば事業計画が狂ってくる。そういうことも当然出てきますので、そこもやっぱりしっかりと行政として考えなければいけないんじゃないかと、こう思いますね。市長もたまにはその経済関係、中小企業体含めての懇談会、いろんな会議ありますよね。そのこ、何回も、やっぱり、やっぱり真摯ないろんな意見が出てくると思います。それこそは今度、その新しい未来づくりのこれにも、市民の一人一人の声を聞くっていう形でも、この小冊子になっているわけです。それを含めて、そういうことも含めて、どうしたら解決できるかということも含めて、やっぱりそれ、総意を上げて頑張っていたきたいと思いますね。観光関係は非常に憂えています。そういうことを含めて、関空がこんだけ減って、こんなふうになるかと。いや、伊東さん、そうですよ。やっぱりこれは、やっぱり企業として営業利益が減ることは大変、次の事業計画に非常に狂ってくるのは当然でありますんでね。そういうことも含めて、やはりこの奄美の本島の、本市における総生産額を、もう過去、昔はやっぱり1,400億なんて言っていましたけども、こういうふうにもやっぱり影響してきます。こういうこともしっかりと考えて、そうしないと経済が回らない、そう思いますので、市長しっかりこう自ら先頭に立ってですね、そういうことも大事なことでありますので、よろしくお願いいたしますと思いますね。

それでは、時間ありませんが、次に、いつも伺っております国道の問題、例の住用の道路拡幅についてですが、まさに1月24日に塩田知事と奄美群島の12市町村の議員さん、我々もみんな含めてですけども、要望活動において、私ども奄美市議会では奥議長より塩田知事へ直接要望書を手渡しましたね。この結果どうなってるか、少しぐらいは前に進んだか、お尋ねいたします。

住用総合支所事務所長（平田博行君） ただいまの議員の、答弁いたします。

20番（伊東隆吉君） もうちょっと大きな声で。

住用総合支所事務所長（平田博行君） 国道58号城地区現道拡幅に関する奄美市議会としての要望書を、直接、知事に提出いただいたということで、昨年3月にも、本市としても城集落の早期の実現を切望する事業として要望を行っており、感謝申し上げるところでございます。議員御存知のとおり、新年度より国道58号整備事業においておがみ山バイパストンネル工事の整備事業が本格着工されることから、本市としましては、県のほうに次期事業に位置づけられ、そして、今後の事業がスムーズに計画されるためにですね、城トンネルの集落側出口S字カーブの山側境界立ち会いと海岸、海側の筆界未定地の解消に向け、また、海側の石垣撤去や防潮林に代わる構造物などを、関係機関と協議を重ねながら、今後、城集落との話し合いを続けながら実施していくということで計画をしております。

20番（伊東隆吉君） なかなか難しい問題ではありますけども、これに関しまして、私もですね、この間、先だってそれはあげたその回答書も、その知事にあげてもう来とります。やはり結果的には、やっぱりちゃんとした地籍調査及びこれが整って、地元と、あとこの地籍調査っていうのが出てきましたので、これで2・3日前、大島支庁に行きました。支庁長にちょっと礼儀を尽くして、担当の建設部長、瀬戸口部長、増田課長、道路建設係長、米丸土木技師、この4名としっかりと机でデスクワークをしてまいりました。私は、今、言ったこと、県としてはこれは国道事業、県の事業ですのでしっかりやってほしいと、当然ですけども。いつまでもこういう形はできない。やっぱり地域のことを考えなければいけないんじゃないかってことを、私、申し上げて、今、やって、地籍の問題ができないのであれば、これは法律の問題だったらできない、いつまでもできない。これじゃなくて、今、答弁あったように、この逆の方から進められる可能性は十分ある。そうしたら、道路をできるとこだけ進めればいいじゃないかと。できないところはほっとけばいいじゃないかと、こういうこと言ったら、うちもいろいろ黙って聞いておりました。それも計画の一つじゃないんですかと。地域住民喜ばす計画じゃないですか。これができないのは、全、出来ないよっていうのはね。これはいつまでたってもできないんです。やっぱり、そこにやっぱり行政、政治が動いて、地域住民のことを考えるのであれば、拡張だけは先にやろうじゃないか。そして、今、石垣とか防災林のようなことあって、もし去ったらこの分だけはちょっと影響あります。地域にそう教えればいいじゃないか。こういうやり取りをこの瀬戸口部長さん、これ、しっかりやりました。申し訳ないと思いましたが、一旦、これ、私はそういうことで、議会としてこれずっとやっているんだっていうことを申しました。一応、一考していただきたいってことで終わりましたんで、その旨、市長にも担当、伝えますね。ぜひ、頑張ってくださいね。これは、私はそれしか言えません。

あともう、時間ありませんが、最後にですね、ちょっと、アマミノクロウサギによるその食害、これはいわば防止柵もいろいろやっていると思いますけども、その防止柵の補助関係が非常に手薄なっているかということ、最後に聞きたいので、それを含めてお願いします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、アマミノクロウサギによるタンカン食害の現状と対策についてお答えします。本市の令和4年度の主にタンカン食害の数値を申し上げますと、面積としまして0.2ヘクタール、被害量は0.6トン、被害額は17万6,000円と報告されております。そのような中、タンカン食害の具体的な対策としまして、侵入防止柵、金網柵等、いろいろなこの、対策がございます。今後は、このような対策を農家と共有、検討し、他自治体との現況を見ながら被害対策を取り組んでまいりたいと思います。さらに、補助事業の活用を国・県との協議を進めてまいりますので、御理解をお願いします。以上です。

20番（伊東隆吉君） すいません、ちょっと時間。ほんとね、これやっぱり食害、大変なの分かっておりますので、そういう話をちょっと農家から聞いたんです。補助事業を官がしますので、町村においては単独事業でやっているところもあるようです。本市においてはなかなか非常にまあ難しいのがあるんでしょうけれども、やっぱりしっかり農政の問題ですから、本市単独でもいろんなその防護柵に関してはやってもいいんじゃないか、こう思いますので。昨今、そのクロウサギ、大分、増えていますけれども、ケナガネズミの食害も増えておりますので、こういうことも聞いておりますので、御理解ください。終わります。

議長（奥 輝人君） 以上で自民党新政会 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）



議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

無所属 帯屋誠二君の発言を許可いたします。

３番（帯屋誠二君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネット放送を御覧の皆様、こんにちは。お元気ですか。私は昨年の任期満了に伴う市議会選挙におきまして当選させていただきました、新人、無所属の帯屋誠二でございます。

一般質問を始める前に、まずはお見舞いの言葉と、並びに所感と当選の御挨拶をさせていただきたいと思います。

まず、本年１月１日に発生しました能登半島地震によりお亡くなりになられた多くの方々に哀悼の誠を捧げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。発生から２か月余り経過しておりますが、新聞、テレビ、その他のメディア報道によりますと、少しずつ日常を取り戻しつつあるとのことですが、復興への道のりは始まったばかりであり、今までの住民生活や地域経済の回復、インフラ設備などの復旧にはかなりの時間を要するとのことでした。また、いままでに経験してきた自然災害への準備、備えをもってしても甚大な被害をもたらす自然災害の恐ろしさを痛感いたしましたところでもあります。私個人としまして、微力ではありますが、復興の支援となれるよう、可能な限りの応援をしてまいりたいと思っております。

続きまして、本年度、本年度末をもちまして当局並びに関連団体を御勇退される皆様。長年にわたり市政の運營業務や市民生活の向上のために尽力いただきまして、誠にありがとうございました。思い起こせば皆様は、昭和にはバブルの隆盛から崩壊など、平成におきましては市町村の合併や豪雨災害など、令和におきましてはコロナウイルスによる世界的パンデミックや、奄美復帰７０周年記念など、様々な問題や節目となる行事などを解決し、企画、運営していただきました。多くの出来事は今までに経験したことのないものや、県や国との調整を交えたもの、ましては世界を含めた事象でありましたので、言葉には言い表せられないほどの苦労や努力があったことでしょう。そのおかげをもって、今現在、我々の生活が成り立っているわけですから、本当に皆様には感謝しております。ありがとうございました。これから市政運営や市民生活の向上に向けて邁進する身である私としましては、皆様の経験や経緯を受け継ぎ、さらに磨きを上げて、市民生活の向上と奄美市の発展へ尽力すると誓いますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、昨年１０月の市議会選挙におきましては、多くの市民の皆様より御支援、御声援を賜り、誠にありがとうございました。市議会議員を拝命いたしまして３か月が過ぎましたが、市長をはじめ、市当局も日々奮闘なさる姿を見まして、改めて身の引き締まる思いであります。任期中は島の困ったをなくしたい。その思いを胸に、そして、立候補より私を支えてくれた一番の支持者である妻と娘、そして、親族に感謝をし、皆さんとともに職務を全うしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより私の一般質問に入ります。

農業振興について。（１）奄美市全域における耕作放棄地の具体的な活用方法と施策についてお伺いします。現在の奄美市内においては、いろいろなところで耕作放棄地、いわゆる農地として使われなくなった土地が見受けられますが、原因としまして、時代の流れによる生活環境の変化によって、農家、農業従事者が減っていったためかと思われます。私は普段の生活の中でそのような土地や場所を見かけますと、とても残念で、かつ、とてももったいないと感じておりました。当局はそのような土地や場所を有効に使い、蘇らせる具体的なお考えはあるのか、お聞かせください。

次からの質問は発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） 帯屋議員におかれましては、昨年の市議選においての初当選、誠におめでとうございます。今後とも、奄美市発展のために御指導、また、御尽力を賜れればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、質問にお答えします。休耕地、遊休農地の具体的な活用方法と施策についてということでございますが、本市の遊休農地の状況でございますが、農業委員会による令和4年度の農地利用状況調査によりますと、農地面積1,920.3ヘクタールに対し、遊休農地は331.4ヘクタールであり、約17.3パーセントが遊休農地となっております。この原因としましては、農家の高齢化や後継者不足、また、相続が適正になされていない相続未登記の問題や、農地所有者が島外在住のため、農地の貸し借りが困難な状況となっていることなどと認識しております。遊休農地を放置していると、例えば有害な鳥獣や害虫の住処となる。また、景観悪化の問題や、さらに大きな問題としましては、農政関連施策、補助事業等導入についての阻害要件となる可能性が高いことなど、様々な問題に派生していくものと考えております。このため、近年では国策として、遊休農地の調査、把握と仕訳を行い、使えるものは農地中間管理機構へ貸し付けを誘導し、農業を始めたい人や、規模拡大志向の担い手へ貸し付ける取組を推進しております。本市におきましても、農地中間管理機構への貸し付け事業は順調に進捗しており、令和4年度には35.7ヘクタールの機構への貸し付け実績をあげております。同事業開始からのトータルの本市実績では、101ヘクタールの貸し付けとなっております。今後としまして、当該の事業をさらに推進するとともに、もっと利用しやすい内容、形態となるように、機構や国・県と協議を進めてまいります。また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払事業などにより農地、水路等の管理保全対策に取り組む地域共同活動の支援を行い、地域全体で農地の保全を図っていただけるような事業展開も行っております。いずれにいたしましても、遊休農地が増加する状況は地域の農業政策の推進にとって好ましくない状況を作り出す要因となりますので、農業委員会委員並びに機構及び県と本市農政担当部局職員といった関係機関、さらには農地所有者のみならず、地域の皆様が一体となって、様々な施策を導入しながら、対策を講じていくことが、遊休農地の解消のためには肝要であると考えますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

3番（帯屋誠二君） ありがとうございます。農地中間管理事業などを活用して、新たな農業従事者の育成と確保を目指しているということで、理解いたしました。事業として、これを成し遂げるためにも、耕作放棄地、休耕地の持ち主、地主さんとの協力等、解決しなければいけないことが多々あるということも理解できました。そこで、人の手を加えると、豊かな恵みをもたらす土地なわけですので、少しでも蘇らせることに私も手助けができればと思ひまして、尽力してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長、一つ訂正がございますけれども、よろしいでしょうか。

議長（奥 輝人君） はい、どうぞ。

3番（帯屋誠二君） （2）の市主導による生活野菜となっておりますけれども、こちらを指定野菜のほうに訂正したく、お願いいたします。申し訳ございません。

議長（奥 輝人君） それでは、どうぞ。

3番（帯屋誠二君） では、質問を続けます。（2）市主導による指定野菜などの計画的な生産と、計画的な消費はできないもののでしょうか。主に就農して生活をしたいと考えるときに、最初に浮かぶ不安材料の一つとして、まず、収入が不安定である。そういったことが挙げられます。実際、就農して間もな

い方からもそのようなお話を2・3聞いております。そこで、(1)の質問で伺った、農地中間管理機構を通して、例えば土地を購入したり、また、借り受けられたとしても、例えば栽培する作物によって価格が不安定であったり、販売、納入先のほうがなかなか決まらない。そういったものは営業努力等で解決できることもあるかと思うのですが、そこで、市当局のほうの主導として、例えば需要の最も多い、価格が落ち着いていたり、ごめんなさい、価格が下落した場合等に補助等の出る指定野菜の、例えば栽培、作付けの面積を増やす、植えることを推奨したりすることは、実際、可能なのでしょうか。そしてまた、消費先を確保する。そういったことは可能なのでしょうか。お話をお聞かせください。お願いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、指定野菜の計画的な生産について、お答えします。本市が主導することにより、指定野菜の計画的な野菜生産を行えないかということでございますが、このことにつきましては、まずはJAなど生産者、出荷団体が主体性をもって取り組んでいく必要があると存じます。議員御案内の指定野菜は、野菜生産出荷安定法に基づき、国内消費量が多い野菜を国が指定したもので、現在、キャベツ、キュウリ、大根など14品目が定められております。この14品目の指定野菜については、安定した出荷を行う産地を農林水産大臣が指定し、計画的な生産と出荷を行うことで、農家経営の健全な発展と国民消費生活の安定を図っているところであります。野菜指定産地の指定には、出荷時期ごとの面積要件に加え、共販率が総出荷量の3分の2以上を満たしているなど、一定の要件があり、要件を満たした産地を知事が申請することになります。野菜指定産地になれば、価格は下落し、低落し、一定基準額以下になった場合、生産者に差額が補填される指定野菜価格安定対策事業に加入することができますが、指定された卸売市場等へ出荷することが必要があり、島内青果市場等に出荷することはできません。これらのことを鑑みますと、指定野菜の一大産地を目指すということは非常に大きなハードルがあると認識しております。また、本市では温暖な気候を生かし、輸送性に富み価格が安定しているカボチャと実エンドウを重点品目と位置づけ、面積拡大を図っているところでございます。このような中、規定野菜の生産振興につきましては、指定野菜を栽培する意向があるのかも含めて、JAや他町村、関係機関等と議論を深めていく必要があると考えています。以上でございます。

3番（帯屋誠二君） ありがとうございます。先ほどの(1)の質問と同じように、いろいろと解決すべき問題が多いということが非常に理解できました。私も簡単に申し上げましたけれども、やはりいろいろと解決しなければならない課題、JA等含めた民間団体とのそういった兼ね合いも非常にハードルが高いということでしたので、ただ、これを甘く見ているよりは、やはり強い農業、稼げる農業とでも言いますか、強い一次産業をつくり上げるに当たって、解決しなければいけない、まず、一番の課題の一つではないかなと思っておりますので、そういった部分に関して、やはりみんなで協力して取り組んでいければなと思っております。ありがとうございます。

続きまして、市民生活について伺います。(1)下方地区の今後のあり方について、お伺いします。昨年、小宿町内会、小宿町内役員会並びに小宿町内会総会、同じく昨年、平松町内役員会並びに平松町総会におきまして、平松コミュニティ用地の活用を、検討案を御説明をいただきました。その後、本案の進捗状況のほうはどのようになっていらっしゃるのでしょうか。お話をお聞かせください。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えさせていただきます。平松町自治会集会場建設の陳情につきましては、令和5年第2回定例会において採択されたのち、時期を同じくして、陸上自衛隊奄美駐屯地から平松町集会場の要望と同様に、新たな隊員宿舎を整備したいとの申し入れを受けました。このような動きを受けまして、今後の平松コミュニティ用地の利活用について、令和5年7月には庁内の検討委員会を開催し、検討を始めた次第でございます。そこで、平松町自治会からの集会場建設の要望、陸上自衛隊奄美駐屯地からの隊員宿舎整備の要望、そして、当平松地区の埋め立て事業に係る小宿地区と

の話し合いの経緯などを踏まえ、その3点を実現する土地利用方針案を整理し、まずは地元の皆様の御意見を伺いながら進めてきたところでございます。改めて、土地利用方針案について申し上げますと、一つ目が平松町自治会集会場の機能も担う下方地区の交流施設の整備予定地ということが1点目。二つ目が、埋め立て事業時からお話のある、小宿地域における公共事業に伴う移転用地。三つ目が、陸上自衛隊奄美駐屯地の隊員宿舎の整備予定地。以上、三つの土地利用方針でございます。この土地利用方針をもって、小宿町内会、平松町自治会の役員会、総会にて計6回、説明をさせていただき、地元の御理解をいただけたことから、先月20日に議会全員協議会において議員の皆様にも説明させていただいた次第でございます。今後は、本市といたしましての土地利用方針を最終的に決定し、自衛隊との土地取引に係る協議を進めてまいります。また、平松町自治会が望む集会場整備の実現に向けては、相当な事業予算も必要となることから、既に計画されている他の事業との調整を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

3番（帯屋誠二君） ありがとうございます。あと、ところで、予定地である平松コミュニティセンター、コミュニティ用地の近隣の土地ですね。住所にして平松町400番台の一角なんですけれども、この一帯の住民の方にも、一部、御説明をさせていただいたという話だったんですけれども、特にこの一角には近くに保育施設がございます。保育施設におきましては、私の見ている限りでは登園、または、退園の送迎にいらっしゃる父兄の車が多数、園のそばに駐車して、園児を送迎している風景を見られます。これら、大掛かりな工事になると、やはりいろいろ稼働する重機ですとか、搬入に使う大型車両等、いろいろと安全面の問題で、この事前の計画の段階である程度予想できる問題も多々あると思いますけれども、その辺、当局のほうは、どのように対策等を考えていらっしゃるのか。もし、あればお聞かせ願います。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。平松コミュニティ用地の具体的な土地利用については、今後、協議、調整しながら、整備時期やその方法が決められることになると思います。いずれにいたしましても、実際、現場に作業や工事に入る際には、安全第一ということを念頭に、周辺にも支障がないよう準備し、工事、施工されることが当然であると考えています。今、議員がおっしゃったことも含めまして、しっかりと対策させていただきますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。なお、保育施設への説明も2月の15日に担当課長のほうから説明いただいているところであります。以上です。

3番（帯屋誠二君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、関連した質問なんですけれども、同じく平松町総会におきまして、現在、使用している、グラウンドゴルフ場として使用していると思うんですけれども、その総会のときにですね、確定じゃないけれども、代わりになる代替地と言いますか、候補の土地をお願いできないかという市民からの要望に対しまして、前向きに考えます、ちょっと候補もないことはないような感じのお話もあったんですけれども、その辺、お話のほう、もし、具体的な案があれば、お聞かせ願えますか。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。現在では、今、おっしゃった部分なんですけれども、周辺住民の皆様の駐車場であったり、御案内のそのグラウンドゴルフ場として利用していただいております。いずれの用地を、いずれも、当用地を具体的に活用するまでの間を条件として、毎年、更新しているところでございます。今後、先ほどお示ししました具体的な土地利用方針を決めていくこととなりますが、数年はですね、現状どおりの利用は可能であると考えております。その後、グラウンドゴルフ場としての利用は、近くに公園の広場も存在しておりますので、御利用されている、グラウンドゴルフ場として利用されている皆様がですね、ぜひ、グラウンドゴルフを続けていっていただけるように、利用者

の皆様で話し合い、なっただけたり、検討していただければと、そういうふうに思っております。以上です。

3 番（帯屋誠二君） 分かりました。ありがとうございました。特にグラウンドゴルフ場ですか。近隣の利用なさる高齢者、特に高齢者の方々の貴重なコミュニケーションの場ともなっておりますので、ぜひとも、どこか最適な場所を見つけていただくことを切に願っております。往々にして、平松会場の自治会の、自治会館ですか、これが下方地区の交流施設として建設されて、小宿町の土地整理事業も着々と前進、進んでいって、状況ですので、とても両地区、両方の地区には喜ばしいことだと思っております。また、官舎の完成によって、平松町の人口が増えるイコール奄美市の人口も増えるということですので、地域、市にとってもとてもいいことだと思いますので、ぜひ、前向きに、着々と進めていただきたいと思っております。

ただ、ちょっと、もう一つお願いがありますけれども、今回の案に関しまして、やはり小宿町、平松、浜里の皆さん、まだまだ知らない方が多い状況でございますので、ぜひとも当局のほうで、より一層の周知のほうを、ぜひ、よろしく願いしたいと思えます。以上です。

では、続きまして、②の質問に移らせていただきます。現在、小宿大川の浜平橋から下流にかけての堆積土砂の現状と対策について、お伺いいたします。2級河川である小宿大川は奄美市小宿地区、平松町、浜里町にかけて流れる河川であります。この数年で浜平橋より下流にかけて、右側のほうですね、浜里町の方面に大量に土砂が堆積しております。その状況、目視でも分かりますように、年々かさが増してきており、だんだん増えてきており、増加傾向にあります。場所によっては、特に浜平橋の近辺、ガソリンスタンドの側なんですけれども、樹木、ガジュマルが、だと思ふんですけれども、成長して、壁面から根っこが生えていたり、幹が生えてきたりして、もう露出しておりまして、ひび割れた状態が何か所か見受けられるところがあります。これから奄美地方は台風シーズンを迎えるに当たって、台風の上陸と高潮が重なり、河川の増水による氾濫の可能性も否定できないと思えますので。また、昨今は線状降水帯の発生により、ゲリラ豪雨による大雨で甚大な被害を受ける場合もあります。こういった状況より、河川流域の住民の皆さん、平松町、浜里町の皆さんが、特に浜里町の方が不安の声を幾つか上げておりますけれども、当局におかれましては、このような小宿大川、浜平橋下流域の状況を把握していらっしゃるのか。そして、もし御存知ならば、今後の対応のほうをお聞かせ願えますでしょうか。よろしく願いいたします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、御案内の小宿大川につきましては、議員がおっしゃるとおり、県が管理する2級河川でございます。県にお聞きしましたところ、県管理の河川の堆積土砂については、堆積状況を確認し、治水上、緊急性が高い場所から寄洲の除去を行っているとのことでございます。小宿大川につきましては、令和6年度の工事で小宿中学校から上流部の寄洲除去を行う予定とのことでございます。なお、下流部、河口付近につきましても、堆積状況を注視し、必要に応じて対応を検討してまいりたいとのことございましたので、御理解賜りたいと存じます。

3 番（帯屋誠二君） ありがとうございます。県管理の河川であることのこととございましたが、河川流域で生活している奄美市民に直接影響を及ぼす懸案かと思えます。当局の皆さんが定期的なパトロールやいろいろな事態に備え、今後も大島支庁の方々と密に連携を取られ、1日も早い御対応をなさってくださることを強く要望いたします。

それでは、次の質問に移させていただきます。③朝仁新町の県道名瀬瀬戸内線の朝仁新町交差点付近による、慢性的に続く道路渋滞についてお伺いします。市内の長浜町から朝仁新町に向けての県道名瀬朝仁線は、古くから渋滞の多い道路として市民に、さらには、奄美市以外の皆さんにも知られており、平日の帰宅時間はもちろん、週末や季節のイベントが重なるときにも渋滞が見受けられます。不定期な

渋滞は仕方がない部分はあると思いますが、平日の慢性的な渋滞というのは住民生活に不便と申しますか、それよりも、日常的なストレスの原因になりかねません。渋滞の原因として考える一つのこととして、朝仁新町交差点における下方地区に向かう車道、交差点、車道の、交差点の、すいません、朝仁新町交差点の下方地区に向かう右折車両の交差点内の待機によって、下方、大和村方面に向かいたい直進したい車が詰まって来ることが一つの原因ではないかと思われます。朝仁新町の交差点のこのような状態が渋滞の主な原因と結びつけることは、ちょっと科学的な根拠もなくいささか乱暴であると私も理解しております。しかしながら、実際には朝仁新町交差点を過ぎますと、滑らかな道路状況となり、運行もスムーズに行われているのが現状であります。先ほどの答弁でもありましたように、近い将来に自衛隊の官舎が建設されますので、少なからずとも下方地区住民の増加が見込まれて、車両の通行量も増えるかと思われます。そこで、当局はこのような道路状況をどのようにお考えか、お聞かせください。よろしくをお願いします。

建設部長（藤原俊輔君） 朝仁新町交差点につきましては、県が管理する県道名瀬瀬戸内線となっており、県に確認しましたところ、夕方の時間帯の渋滞状況については認識しているとのことでございます。渋滞解消の対策として、議員御指摘のとおり、市街地側から朝仁新町方面に向かって、右折レーンの設置等が考えられますが、住宅や店舗が密集していることなどから、事業実施の可能性について検討してまいりたいとのことでしたので、御理解賜りたいと存じます。

3番（帯屋誠二君） 分かりました。管轄等、いろいろ問題がありますので、実現に向けまして、県との協議と調査をよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく朝仁新町交差点付近、市道朝仁29号線における歩道の段差について伺います。市道朝仁29号線の朝仁海岸方面に向かって右側には、数か所の段差がある歩道が見受けられます。段差とは申しまして、緩やかなスロープ状態になっているわけですが、場合によっては通行の大きな障害となりかねません。特に高齢者の方、あとは、ベビーカーを押している親御さんにとっては、危険な道路状況となっています。高齢者や子育て世代に優しい環境というのは、まさに市が掲げる目標の優しいまちづくりの中に含まれるのではないのでしょうか。完全なバリアフリーとまでは申しませんが、少なくとも高齢者や子育て世代に優しい歩道へと改修することはできないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

建設部長（藤原俊輔君） 議員御案内の市道朝仁29号線の歩道につきましては、宅地と車道の段差があり、車両等の乗り入れのため、歩道を切り下げている箇所があることから、歩道の勾配が不連続となっております。歩道は歩行者が安全に通行できる空間として設置されるものと認識しているところですが、今後の対策につきましては、現地を再度、詳細に調査し、通行上、特に危険がある箇所について、勾配の調整等ができないか、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3番（帯屋誠二君） 分かりました。ありがとうございます。お聞きしましたところ、いろいろな方法があるとのことですので、お互いにいろいろと提案しながら、よりよいまちづくりを考えていけたらなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移させていただきます。市民生活について。（2）住用・笠利歯科診療所について。住用と笠利の両歯科医院について、お伺いします。まずはじめに、歯科の訪問診療についてお話をさせていただきたいと思います。今回、話の中に、訪問、おける訪問診療と申しますのは、歯科、歯医者の方の訪問診療のことですので、予め御了承くださいませ。現行の歯科医療保険制度において、訪問診療とは様々な疾患、病気や怪我、そのほかの理由により通院ができない方に御自宅やお住いになって

いる施設等に歯科医師や歯科衛生士が訪問して、治療や処置を行うことでございます。幾らか誤解があるので補足いたしますが、歯科医院へ遠くて通えないですとか、そういった理由で歯科医師、歯科衛生士が伺う、いわゆる出前診療のことではございません。現在、奄美市における訪問診療を希望する、または、必要とする患者は、介護認定を受けている要介護1以上の方をはじめとする多くの方がいらっしゃいます。そのような状況の中で、現在、毎日訪問診療を行っている歯科医院は、一つの団体が運営する二つの歯科医院だけであります。潜在的な患者の正確な延べ人数はちょっと把握できておりませんが、旧名瀬地区はもちろん、住用地区、笠利地区、これら全ての地区をカバーするには、二つの医院だけでは多少困難な状況にあると思われます。また、高齢者に多くみられる、死亡リスクの高い誤嚥性肺炎を防ぐ意味でも高い効果がある、日常的な口くうケアを受けるための介護サービスを受けられない方もいらっしゃいます。そこで、住用、笠利両医院にお伺いします。今後、それぞれの医院において、訪問診療を実施する計画はございますか。それぞれ、住用、笠利、それぞれの医院にお話をお聞かせください。お願いいたします。

住用総合支所事務所長（平田博行君） 議員の御質問の住用地区においての訪問診療について、お答えをさせていただきます。御存知のとおり、長年にわたり同地区において、歯科診療に御尽力いただいた前任の歯科医師の後任として、地域医療に意欲をお持ちの歯科医師の先生にお願いができ、就任後、約半年が経過するところでございます。利用される方々からも大変喜んでいただき、従来どおりのサービスが提供できる状況をつくり上げていただき、ありがたく感じているところでございます。御質問の訪問診療でございますが、同診療所歯科医師でございます先生の御意見をいただいたところ、診療所診療と訪問診療においては、現状の診療に加えて、必要な機材、診療環境、利用者の状態を考慮することなどが求められるということでもございました。何分、新たな診療所体制が始まったばかりのことでもございますので、まずはその対象者の把握を進めさせていただきたいと存じるところでございます。

笠利総合支所事務所長（國分正大君） それでは、続きまして、笠利国民健康保険診療所歯科業務について、お答えいたします。同業務につきましては、住用診療所が直営方式の運営であるのとは異なり、笠利のほうは公設、民営方式で運営をしております。このことから、訪問診療の実施は基本的に同診療所を運営している歯科医師の方針に基づくことになりますが、現在のところ、外来患者の対応や人材の確保、設備投資との面から、新たに実施する予定はないと伺っております。また、現在、笠利地区におきましては、同診療所以外の二つの医療機関が訪問診療を実施しておりますが、いずれの機関も追加人数の受け入れは対応可能と伺っております。いずれにいたしましても、今後、訪問診療の人数は増加していくものと認識はしておりますが、地域内の受診動向等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

3番（帯屋誠二君） ありがとうございます。よく分かりました。両医院とも、一応、これから先、訪問診療を受ける患者の増加に対応していくべき準備はあるということですので、これからの準備のほうに期待していきたいと思います。ただ、現状といたしましては、訪問診療の法的規則である診療医院から16キロ以内の距離の問題等を考えますと、現在、訪問診療を行っている歯科医院より16キロを超えた地区も幾つか見受けられます。先ほどお話ししました、口くうケアにおける介護サービスを受ける権利。これは介護保険を納付されている方、全ての方に等しく受ける権利であると、私は認識しております。故に、このように距離の問題により一部の介護サービスを受けることができない、そういった状態は避けるべきであり、また、保険診療における治療、すなわち歯科の受診を受けるということは、まさしく不測の事態、急に突発するものでございます。そういった場合に、診療できる医院が限られる。選択肢がないということは、豊かな市民生活を送るに当たって、少なからずとも障害になり得るかと思いますので、何らかの早急な対策を練られることを切に願います。よろしくお願いいたします。

続きまして、②の質問に移らさせていただきます。②住用診療所の会計処理について伺います。先日、歯科診療所内において、感染廃棄物、入れ歯を止めるバネや虫歯の治療で歯から取り出した金属、金、ゴールド、いわゆるゴールドですね、それや、銀パラジウムなどの廃棄金属を売却した会計処理について、その後の対策についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

住用総合支所事務所長（平田博行君） 御質問にお答えいたします。歯科診療において生じます貴金属の払い下げに対する対応でございますが、買い取り業者が年3回に分け受け取り、受け取り後に直接、雑入、不用金属受け売り払い収入として入金をいただくこととしております。また、消耗品費においては、年間の支出状況を確認の上、診療業務に支障がないように予算を計上させていただいております。さらに、在庫管理表を作成しまして、在庫管理のチェック、診療所医師及びスタッフを交えて、担当職員、係長による月1回の打ち合わせを経て、課長及び所長までの決裁報告を行っており、間違いのないように努めているところでございます。

3番（帯屋誠二君） 分かりました。ありがとうございます。廃棄物と申しますけれども、捨てるものではありますが、再利用が可能なもの、金属ばかりですので、これらの金属は昨今の世界情勢により、値段が非常に高騰しております。ですので、それなりの金額になるかと思っておりますので、今後、当局のおっしゃった年3回の処理。処理した場合の入金処理。今まで現金で行われていたものを口座に振り替えるという入金処理に変更したということによろしいでしょうか。診療所の特性上、これら金属を売却することによって出てきた利益、売却益というものは、診療所の運営上の、運営の性格上、公共性のあるもの、即ち市の売上、市の利益として私は捉えておりますし、そういった解釈で間違いはないかと思われま。そういったものですので、今後、明瞭な出金処理並びに入金処理、消耗品、一般備品、安価なものだからといって、決しておざなりにするのではなく、適切な処理をもっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、こういった歯科事業と言いますのは、格言とまでは申しませんが、人間の全ての健康の源は口から始まるという言葉がございます。そういった意味合いで、人間の健康の基を考える、源を考えるに上に当たりまして、口の中、口くう内のケアというものは非常に大事な側面を持っているかと思われま。口くうケアを推進することによって、結局、市内の医療費の抑制ですね、即ちそういった体全体の健康にもかかわることですので、口くうケアに力を置くということは医療費の抑制につながるかと思っておりますので、今後とも、ぜひ、当局の前向きな口くうケアに対する取組を期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（奥 輝人君） 以上で、無所属 帯屋誠二君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時16分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後2時35分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

21番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民党新政会の竹山耕平でございます。

まずはじめに、1月1日、石川県能登半島沖で発生した地震による家屋の倒壊や土砂災害、火災、津波などにより、死者が241名、安否不明者もいるなど、甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになりました皆様に、衷心より哀悼の誠を捧げるとともに、重軽傷などの怪我をはじめ、今もなお避難生活を余儀なくされる皆様に対し、心からのお見舞いを申し上げますとともに、生活インフラなどの復旧と復興を併せ、一日も早い元の生活に戻れますよう、御祈念を申し上げます。

また、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地、開設5周年の記念行事が開催されました。あいにくの天候とはなりましたが、それでも約2,700名を超える来場者がございました。昨年も同様の行事に対し、イベントに対し、3,000人を超える来場者もあったと聞いております。奄美出身の新入隊員も多数いました。国、南西諸島地域の防衛力と抑止力向上に加え、災害対応などを含む任務遂行能力の向上、さらには地域活動への積極的な参加や、日頃の購買行動など、地域活性化にも御尽力いただいております。今後も様々な場面において御活躍されることを御祈念いたします。

最後に、3月をもちまして退職される職員の皆様に対し、長い間、市政の発展、市民の生活と福祉向上に御尽力をいただきましたことに、感謝と敬意を表す次第でございます。今後も第二の人生を謳歌し、今後も地域のために尽くしていただきたいと思います。また、これからも一市民として、我々奄美市議会、私、竹山にも御指導、御鞭撻をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問、個人質問に移ります。

まずはじめに、市長の政治姿勢について伺いをいたします。本日、午前中の奥 晃郎議員、そして、伊東隆吉議員からも同様の質問もありましたが、改めて、市長のほうにお伺いをいたしたいと思えます。安田市長から令和6年度にかけの首長として、また、市長という一人の政治家として、市長就任3度目となる施政方針が示されました。中・長期、また、短期的な奄美市並びに奄美の未来像をどのように描くのか。そして、描きたいのか。ボトムアップを大切にする安田市長の姿勢とともに、リーダーとしては、ときにはトップダウン、英断する姿も重要でございます。そのようなことから、改めて伺いをいたします。当初予算編成に当たり、望むこととはなんでしょうか。安田市長、安田市政らしい特色を打ち出しているのか。また、公約との整合性などにも触れていただき、お示しをお願いしたいと存じます。

次の質問より発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、竹山議員の御質問にお答えします。令和6年度当初予算編成に当たり、望むことや、また、特色、公約との整合性などということでございますが、令和6年度当初予算編成におきましては、新たな総合計画となる未来の奄美市づくり計画。そして、政治公約であるマニフェストの実現。さらには、昨今の物価高騰などの地域の実情も勘案しながら、限られた財源の効果的な活用に努めたところでございます。その中で、施政方針で述べさせていただきましたとおり、新たな本市未来計画において、市民の生活満足度向上を最重要視することとし、短・中期的に取り組むべき施策の方向として、子育て支援を一丁目一番地に掲げております。また、新年度に向けて重点をおいた項目として、産業全体における労働力確保と住宅確保の取り組みがでございます。ハローワーク名瀬管内の有効求人倍率を見ますと、新型コロナの感染が拡大する前の令和元年度には、平均有効求人倍率は1.0を超えており、これは、世界自然遺産登録へ向けた入込客数の増加に伴い、民間事業者における受け入れ態勢の強化などが図られたことなどが要因として考えられておりました。新型コロナなどの影響から、令和2年度には平均0.84と落ち込みをみせましたが、その後は令和3年度、4年度とも平均1.0を超えているところでございます。しかしながら、民間事業者におかれましては、先日の奄美市中小企業振興会議でもアフターコロナの現在でも、事業運営のための十分な人材の確保ができていないといった意見があがるなど、地域経済活性化に向け、各分野における人材、労働力確保が課題として顕著となっております。そのような中、新たに策定する本市未来計画においても、労働力確保が課題として示されたことから、先ほど申し上げました、産業全体における労働力確保と住宅確保に向けた各種施策に重点的に取り組んでまいります。また、対話と連携、そして、挑戦の行動指針の実践として、マニフェストに掲げた項目のさらなる推進を図ってまいります。マニフェスト番号とともに申し上げますけれども、主なものとしましては、6番になりますが、観光や特産品の情報発信、広報の強化として、先ほど紹介しま

したが、本市在住のタレント I M A L U 氏との連携による情報発信強化事業を実施いたします。また、マニフェスト 36 に該当しますが、ペット同伴可能な避難所整備を進めるため、5 月に本市で開催される県総合防災訓練において、実証を行ってまいります。加えて、マニフェスト 46 になりますが、今年度を実施した子どもの家庭生活実態調査を基に、具体的な事業化へつなげる、子どもの貧困対策強化や、マニフェスト 67、笠利・住用における地域創生戦略づくり。マニフェスト 77、デジタル化による行政サービスの向上などに取り組んでまいります。現地、現場、公開と参加、決断と実行の思いをもって、引き続き、本市活性化へ向けた政策の実現に向けて努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

21 番（竹山耕平君） 市長、ありがとうございます。てんこ盛りですね。市長の思いが入っているというふうに強く感じました。後ほど、また、お話をさせていただきますけれども、この子育て支援を一丁目一番地というふうに掲げた、この市長らしい特色をですね、しっかりと発揮していただきたいなというふうに思います。また、奄美市政のトップは奄美群島の中核都市、奄美市として、また、奄美群島のトップとして、広域管理、管理者として、また、その姿をですね、やはりボトムアップ、そして、先ほども申し上げましたが、このトップダウンという英断する姿がどうしても必要となってくる場面が多くあるだろうと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それではですね、次に、このまさしく子育て支援という形で掲げた、次の質問に関連してきますが、質問をさせていただきます。ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者等医療費助成制度の現状と課題について、伺いをいたします。まず、各医療費助成制度の現状について。この子ども医療費については、一部現物給付制度が導入されておりますが、その影響等も踏まえて、お聞かせをください。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。ひとり親家庭医療助成制度は、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父、または、母及び児童の医療費について、保険適用分の一部負担金を助成する制度でございます。本年 2 月現在の支給対象者数は、父、または、母 689 名。児童 1,345 名。合計 2,034 名となっており、昨年度の助成額は 1,848 万円でございます。

続きまして、重度心身障害者等医療費助成制度の現状につきましては、重度心身障害者等の健康の保持、増進を図り、もって重度心身障害者の福祉の向上に資するために行う重度心身障害者に係る医療費を助成する制度で、支給対象者は本年 2 月現在 1,289 名、うち児童が 39 名、昨年度の助成総額は 1 億 220 万 6,000 円でございます。

議員御質問の子ども医療費の一部現物給付化に伴う影響につきましては、ひとり親家庭医療費の対象児童のうち、非課税世帯の児童 551 名につきましては、子ども医療費における現物給付の対象となります。同時に、重度心身障害者等助成事業対象者のうち、非課税世帯の児童 10 名につきましては、子ども医療費における現物給付の対象となるところでございます。これらの児童につきましては、県内の医療機関において、窓口での支払い負担なしで受診ができるようになっているところでございます。以上でございます。

21 番（竹山耕平君） ありがとうございます。いろいろとそのサービスの向上が、になってきていると思いますが、次の質問も含めて、ちょっと質問させていただきたいと思います。

次にですね、今、部長のほうから延べ人数と金額、助成額が示されたわけでございますけれども、この制度、各制度のですね、この申請手続きについて、この保護者負担を軽減する取り組み。各医療機関とも連携、協力した取り組みや行政としての働きかけなどについて、答弁を求めたいと思いますが、やはりですね、これも、なかなかなかなか進まない。やはり、ひとり親、重度心身障害者を持つ保護者の皆様、大変な思いをしてですね、例えばひとり親ですと、どうしてもその子どものために病院にかから

なくちゃいけない。子どもの病院を付き添ったあとに、仕事を休んでですね、そのあとに、市役所のほうに行って手続きを申請をしなくちゃいけない。また、これも1日で済めばいいんですけども、時間がないなどによっては、もしかしたら2日休まなくちゃいけないかもしれない。さらには、その申請書を持って、今度はまた、病院のほうですかね、に行かなくちゃいけない。さらには、そこには薬局も、同じような制度、手続きがあるわけですが、やはりひとり親となると、その方がもう大黒柱なんですね。その方々がどうしてもこの負担を強いられているという、この現状の打開策というか、やはりそういうことも、やっぱり行政として、しっかりと、先ほど市長がおっしゃったように、子育て支援が一目一番地ということでございますので、言葉尻を掴むわけではございませんけれども、やはりそういったところも真剣にですね、これは鹿児島県もそうなんですけれども、その辺りの取り組み、働きかけに、などなどについて、答弁を求めたいと思います。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、申請手続きの現状について、お答えをいたします。重度心身障害者と医療費助成制度につきましては、この度、本定例会にも条例改正議案といたしまして上程させていただいておりますが、新年度から鹿児島県全体で自動償還払いに制度改正されることとなってございます。医療費につきましては、一旦窓口で支払っていただきますが、これまでのように申請書を提出する必要はなく、自動的に指定の口座に返還、振り込まれることとなり、申請に関する負担軽減につながるものと考えているところでございます。なお、自動償還払い制度につきましては、現時点では本年7月から開始予定となっているところでございます。

続きまして、ひとり親家庭医療助成制度の申請手続きにつきましては、議員も御承知のとおり、病院受診の際に一旦窓口で医療費を支払っていただき、別途、医療機関等の証明を受けた助成申請書の提出が必要となり、市での審査を受け、助成する仕組みとなっているところでございます。保護者の申請手続き負担につきましては、本市といたしましても県と市町村で実施いたしております、医療費助成制度の中でも一部現物給付が導入されている子ども医療費制度や自動償還払い方式への移行が予定されている重度心身障害者等医療費制度と比較しますと、御指摘のとおり、課題があると認識しているところでございます。医療機関等との連携、協力した働きかけができないかとの御質問でございますが、ひとり親家庭医療費の申請方法につきまして、現時点で県内43市町村中4市において独自の取り組みが行われており、2市が医療機関を巡回し、申請書回収する業務委託方式。薩摩川内市や志布志市の2市が病院からの直接輸送方式により行われております。市町村ごとで医療機関数、対象者数など、置かれている状況が異なっておりますが、本市といたしましても、こうした市の市町村の取り組みのメリット、デメリットなどを分析し、今後、検討してまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） 分かりました。先ほども申し上げましたが、この重度心身障害者医療費助成制度に対しては、県のほうもですね、新たな一歩が進むなというふうに感じているところではございますけれども、このひとり親家庭医療費助成制度の件につきましても、やはりもっと市のほうから、あとは市長会などですね、含めて、やはり県のほうに、県が動かないと動かない、動けないというのが、やはり今後は、ちょっと、何ですかね、少し下がって様子を見ているような感もしますので、先ほどあった、部長からありました、この43市町村中4市が新たな動きを見せているというところでございますので、また、今、メリット、デメリットの部分も検証をしたいと。検証されたら、それ、いつ頃、その検証、分析というのが、あとはメリット、デメリット、もし今、現時点であるのであれば、お示しすることができたらお願いしたいと思うんですが。

福祉事務所長（石神康郎君） 検討につきましては、これから、また行い、関係各課と連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） ありがとうございます。まだ、見ていないということですね。ぜひ、前向きに捉えていただきますよう、御検討を、もう、ここはもう、重ねてお願いをしたいと思います。さらには、いわゆるその、そういう県内の情報が分かりましたので、あとは先ほども1番のところで、施政方針のほうでも申し上げた、このデジタル化という形で、やはりこのデジタル化というのが、情報発信、デジタル化というのが、また、一つの鍵になるのではないのかなと。その煩わしい手続きをですね、やはり負担軽減をなくすためには、ぜひ、動いていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、子どもにかかる医療費については、全て、先ほどちょっと部長の答弁、あったんですけども、全てにおいて窓口負担なしの現物給付や手続き等のいらないこの自動償還払いへと拡充されることを望んでいるわけでございます。この将来の展望を含めてですね、この市の御見解を、再度、お示しいただきたいと思います。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、議員御質問の三つの医療費助成制度における子どもに関する医療費について、お答えをしたいと思います。県内市町村ごとに助成額や対象年齢が異なっているものの、県と市町村で実施している制度であることから、県市長会を通じて給付方式については所得や世帯の課税状況にかかわらず、受給者にとって利便性の高い現物給付方式とするよう、制度拡充の要望を行っているところでございます。また、先日の報道にもございますように、県において、子ども医療費助成制度につきましては、課税世帯の未就学児を新たに現物給付の対象とする方向性が示されたところでもございます。本市といたしましては、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を整え、少子化対策を一層推進するためには、制度のさらなる拡充が必要であると認識しており、県と連携しながら、各制度の拡充が図られるよう、努力してまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） 所長、所長ですよ、部長ですか。所長ですよ。所長、ありがとうございます。今の目標をですね、より具体的に前に進める、進めたいという思いがございましたらですね、ぜひ、目標年度をいつというふうに設定することはできないでしょうか。

福祉事務所長（石神康郎君） 先ほども申し上げましたが、やはり財政的な面もございますので、ここは関係部署とも協議を図りながら、早いところ、早い時期にできるのかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） ここはもう、所長というより、市長ですね、総務部長ですね、もうぜひ、御検討を前向きにお願いしたいと思います。とともにですね、やはり市長任期はやはり4年間。次の2期目、3期目というのは置いといて、まず、市長の任期は4年間。その4年間のうちで仕事を全うできるような姿勢で臨んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

市長（安田壮平君） 竹山議員、御質問ありがとうございます。私もですね、本当に思いは一緒でございます。ただ、この医療費助成制度は、やはり県、そして、県が各市町村とこう調整を図りながら進めていくというところでありますので、そこはやはりですね、しっかりその議論に加わってですね、少しでも早く、1日でも早く実現できるように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

21番（竹山耕平君） 市長、ありがとうございます。先ほどもありましたが、やはり薩摩川内などを含めた4市が、いろいろな手法で、手段で、こういう負担軽減に結びついているという事例もありますの

で、ぜひ、その検証、分析、メリット、デメリット、打ち出して、ぜひ、実現可能な、この優しいまちづくりにつなげてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。もう何度も質問をさせていただいている、この子育て・保健・福祉複合施設計画の進捗状況について、お伺いをいたします。この事業につきましては、私はこれまでも申し上げております。事業がしっかりとした形でスタートするまでは、この進捗度合いをチェックしながら、毎回、質問をさせていただきたいと強く思うところでございます。私が申し上げたいことは、これまでも申し上げているんですけども、この本事業の構想から実施計画に至るまでも、これまでの市民及び行政、そして、担当職員のこれまでの努力が、積み重なったものだというふうに考えております。本来、あるべき姿、形、機能を十分に発揮させることが大切なことでありますので、この本来の、当初どおりの計画をどうにか推進するべきという思いで、これまでも議論をさせていただいております。この中心商店街の再生、中心市街地の活性化を達成するためには、どうしても必要な施設として、この早期実現を望むことでありますので、今回も質問をさせていただきます。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。議員御承知のとおり、子育て・保健・福祉複合施設につきましては、妊娠期から子育て期間全般にわたる子育て支援。子どもから高齢者までが生涯を通じて健康づくりをする場。高齢者や障害者の生き甲斐づくりを基本理念として構想をまとめてまいりました。しかしながら、本市大型事業でございます、庁舎建設や市民交流センター建設の進捗の遅れや、建設コストの高騰、新型コロナによる生活様式の変化など、様々な状況の変化から計画変更を余儀なくされ、庁内協議を重ねた結果、昨年度、よりコンパクトで、より効率的な施設として見直すという方針を決定いたしております。現在の状況といたしましては、同方針の下、保健センター、子育て支援の機能を中心に、健康づくり及び子育て支援を一体的に果たす施設としてのあり方の再検討を行っているところでございます。高齢者も含めた健康づくり、生き甲斐づくりの取組は地域共生社会の構築を目指していく中で、それぞれの地域で助け合い、支え合う活動を通して、既存の公共施設の活用を図っていく方向へ転換していくことといたしております。計画見直しの最大の理由であった建設コストの高騰や、建設業界の人材不足などの逼迫した状況は今後も続く見通しでございます。内部での試算でございますが、平成31年の基本設計時の工事費が、令和5年9月現時点で約10億円以上増加いたしており、施設をコンパクトに縮小しても、当初の見込み額以上の費用がかかることが見込まれ、大幅な見直しが必要となっているところでございます。本市の厳しい財政状況に変わりはなく、今後も大型事業が続くことから、財政規律を保ちつつ、本事業が実施できるよう、慎重に検討を進めているところでございますので、御理解を賜りたい、存じます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） 答弁が何も変わっていないということなので、進捗がないということで、ちょっとお聞きしました。先ほどあった、平成31年の計画から10億円以上増加。10億円以上も増加をしているんですか。細かな金額というのが、今、もう資料ありますか。なので、10億円以上も増加。この5年で。というので、元々の建設費が何億円でしたかね、16億円ぐらいでしたよね。それが26億円になっているという、単純な答えでいいんですか。

福祉事務所長（石神康郎君） 先ほども申し上げましたとおり、円高でございまして、物価の高騰、人件費の高騰、そういう諸々から昨年の9月末時点、私たちの内部での見積もりでございますが、約10億円ほど増加しているということでございます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） それはとんでもない額ですね。10億円以上も増加。そこまで計算ができるのか、詳しくはまた、窓口でお聞かせいただきたいと思います。何にしても、先日、ちょうど県議会のほうで塩田知事のほうに、我が党のおさだ議員が、県議がですね、このような質問をしていました。コ

ンベンションセンターを知事はどのようにお考えなのか。今、的確な数値はちょっと持ち合わせしていないんですけれども、かなりの、今とおっしゃったような物価高騰、いろんな諸々含めて、何十億円も上がってしまったと、コンベンションセンターですね、あのドルフィンポート跡地の。そこに対する、やはり知事としては、塩田知事としては、どうしてもこれは必要な建物なんだと、造るんだという思いを、ちょっと答弁をしていました。やはりどうしても必要なものを、どのような構想でこれが今まで経過しているのか。なぜ、この構想ができて、あの施設を造らなければいけない、造りたいという思いがありました。知事も、どうしても、先ほど言いました、という思いで答弁をされておりました。この質問は、今、安田市長がどうしても造りたいけれども、我慢してくれというふうに、ちょっと知事の見解とは違うんですけれども、質問の仕方は違うんですけれども、やはりどうしてもですね、この街のためには、先ほどちょっと所長もおっしゃっていましたが、やはり障害者、子どもからお年寄りまでいろんな形で必要な施設ということであれば、もう一度試算をしっかりとですね、なおかつ、先日、市長と同じ会合がございまして、元々落札された設計事務所の方、この3名で少しお話をさせてもらったんですけれども、そのときでおっしゃっていたのが、やはり私たち、設計の落札された業者なんですけれども、情報が何も来ないと。情報は、いつも僕が質問した次の日の新聞で、今、こうなっているんだということが、そのときに改めて分かった。なので、僕たち、自分たちがいないところで話がもう進んでいて、そういうお話でしたよね。やはり、今、部内というか、庁舎内での検証、検討した中で、試算した中で10数億円、10億円以上という形であったんですけれども、実際、この形をどうするか。これ、元々の計画でいくと、自分の資料が古いのか新しいのか分かりませんが、子育て・保健・福祉複合施設整備事業、平成32年に完成なんです。要は令和2年ですよね、に完成している予定なんです。そういったところからも含めて、もう実施設計まで終わっている。そういった状況で、しっかりと、次の質問もちょっと重なるんですけれども、やはりいろいろな思いを、どのような形で実現するのかというのを、しっかりと、もう前向きに進捗をさせていただきたいと。もう、何か議論がされていないような雰囲気なんですよね。もう去年、一昨年ぐらいからずっと質問していますけれども、毎回、同じ質問。同じ、大体、同じ答弁です。その辺り、もう少し、ぜひ、考えていただきたい。子育て支援にもつながりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう、ちょっと次の質問に移ります。この複合施設とある意味セットとなる施設であることからお伺いをさせていただきます。この測候所移転後の跡地利用計画と書かせていただきましたが、もう僕の中ではバスターミナルという文字がもう消えました。測候所跡地の、跡地利用計画についてお伺ひいたします。港町地区のこの11ブロック、この測候所、そして複合施設が計画される、あの地域なんですけれども、港町7番街区、8番街区の構想、末広・港土地区画整理事業や中心市街地活性化基本計画の目的である、賑わいのあるまちづくり、人が行き交うまちづくりをどのように実現させていくのかは、やはり行政のやる気と責任だというふうに僕は思います。そこも踏まえてですね、一刻も早い構想の推進を図ることが求められていると思いますが、この件について、御見解をお願いしたいと思います。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、議員お尋ねの名瀬第二地方合同庁舎の完成について、国に確認、完成につきては、国に確認しましたところ、令和6年9月を予定しているとのことでございます。名瀬測候所につきては、完成後、引っ越しを行い、11月末頃に新庁舎での業務開始を予定しているとのことでございます。議員お尋ねの名瀬測候所の跡地利用計画につきては、国と市町村が連携し、土地の有効利用を図る目的で、最適利用推進会議を継続して開催しております。その中で、測候所の建物の解体も含め、協議を進めているところでございます。名瀬測候所跡地の活用につきては、現段階において具体的な計画はございませんが、これまで中心市街地活性化に資する拠点施設として整備を検討してきたこと及び公共施設の整備状況や社会経済状況等を考慮し、また、市民や議会からの御意見等も参考にしながら、新たな計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

21番（竹山耕平君） ありがとうございます。6年の9月に完成、11月頃に業務、供用開始ということで、今、部長の口からもありましたが、やはり解体までの道筋がもう見えてきています。何度も言いますが、やはりその解体までのもう道筋が見えているということは、あの11ブロックをどれだけ更地でおいておくのかということなんです。今、構想を持ち、その、先ほどの複合施設、そして、今回、今まで名前が何度変わったか、奄美市地域交流センター、生涯学習センター、バスターミナルビル。あと、あと一つぐらいありましたかね、もうこれまで何度も、ちょっと姿、あとは構想を変えてきているんですけども、そうしたらこの、今の11ブロックをどれだけの、今のままでいくと更地で。もともとのその中心市街地活性化基本計画を思えば、次期計画も策定しておりませんが、やはりそういったものもしっかりと叩き台を出してですね、先ほども、何回も言いますが、やはり行政も、この区画整理事業、中心活性化基本計画に基づいて、このやる気と責任をですね、果たしていただきたい、いうふうな思いで、僕、毎回質問しています。じゃないと、末広・港もまだ終わっていない。中心市街地活性化基本計画の中にあるこの問題も、おいといて、もう次期計画も策定していない。目標数値が達成できたのかどうか。いろんな形を含めて、しっかりとこの問題は取り組むべき姿だと、僕は思うんですよ。なので、その中心市街地、さらには中心商店街の再生。これが、もう、いろいろ長く話してもですね、もう変わらないんで、ちょっとあれなんですけれども、ぜひ、この問題、早急に、一つずつ一つずつ先に、前に進めるような努力をしていただきたいと思います。これ、本当に多分1年、2年、同じ質問をして、同じ答弁しか返ってきていません。見直すといったことぐらいですかね、ちょっと進展があったの。ぜひ、お願いしたいと思います。ちょっと質問、ほかの質問がありますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。

1点だけ。公園の、緑地公園がありましたよね、都市公園の計画が。あれは進むんですか。この施設の、二つの施設は、今、白紙の、もう、はっきり言って白紙の問題。公園はどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

建設部長（藤原俊輔君） 公園につきましては、土地、末広・港土地区画整理事業での換地ということで、今、測候所の出入り口部分になりますけれども、そこは換地上、市の土地ということになります。市のほうで責任をもって公園、緑地は進めていくということでございます。以上です。

21番（竹山耕平君） 公園だけでも先に進むということで、今、確認ができましたので、ぜひ、この施設もですね、有効活用していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、この住用・笠利認定こども園整備事業についてお伺いをいたします。現在、着々とスケジュールで進められております。この3月にプロポーザルの締め切りも迫っていると聞いております。いよいよ、それぞれのこども園の形が見えてくるものだと、状況になるというふうに思いましたので、このタイミングで質問をさせていただきます。この、現在の進捗状況について、まずはお示してください。

住用総合支所事務所長（平田博行君） それでは、住用・笠利地区新設認定こども園整備事業のスケジュールについて、お答えをいたします。まず、住用地区、笠利地区のこども園事業について、現在のところ、開園まで同じスケジュールで事業を進めている状況でございます。事業全体のスケジュールを申し上げますと、令和6年度に事業者を決定し、契約を締結。基本設計、実施設計及び一部工事に着手。令和7年度には建設工事を進め、令和8年2月末までに遊具等、全ての備品の設置を完了。令和8年3月から引っ越し等の準備を進め、令和8年4月からの開園を目指しているところでございます。直近のスケジュールについて、詳細を申し上げますと、両事業は令和5年12月に事業者の公募を開始しております。令和6年2月には両事業に対する参加表明書類の提出を受け、審査の結果、プロポーザルへ参加する資格がある事業グループに対し、通知を行いました。令和6年4月にプロポーザルを実施予定で、その審査結果に基づいて、優先交渉権者を決定。その後、優先交渉権者と契約に向けて協議を開始しま

す。契約内容について、双方の合意が得られましたら、契約に関する議案を議会へ上程いたします。議案が可決されましたら契約を締結し、令和6年7月には設計業務に着手したいと考えているところでございます。以上でございます。

21番（竹山耕平君） ありがとうございます。こちらは予定どおり進むということで、全協のときでも説明を受けて、今のいろんな状況、その、先ほどの物価高騰、資材高騰などを含めてですね、どのような形で、ちょっと最初の決定したことが、造り上げるのが来年、再来年という形になるので、それがどういう影響があるのかなと。しかも、これがプロポーザル方式ということで、その後の、何と言うんですか、スライド条項は適応されるかもしれませんが、大幅な多分、設計変更とかは、もう提案型なのでできないと思うんですよね。なおさら、なおかつ、あと、もう1点、お聞きしたかったのが、今回、設計と施工のJVという形になっていると思います。但し、今、日本全国ですね、いろんな設計方式、このやり方があって、今回のデザインビルド、DB方式も含めてですね、一括方式という形で、設計と施工屋のJV、組むとなると、今まで分離、分散発注をしていた、あとは事業所の育成とか、いろんな資金の確保とか担保とか含めてですね、分散発注、給排水設備、電気設備、やってきたと思うんです。そこが、今度はいわゆる下請けの状態になるということで、これ、今、私が持っているこの鹿屋の話では、10社JVということで、そこの電気やその接給排水設備の業者も一緒に、そのJV構成で、構成時に入っているんですね。なると、同じやり方で、今後、いろんな形で、この分野がどういふふうに、ちょっと入札が行われていくのかというのが、少し不安な点もありますけれども、そのようなケースは考えられなかったんですかね。もう、今はもうやっているの、もう後戻りはできませんが、そういう検討はされなかったのかどうか。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

副市長（諏訪哲郎君） 今回は設計と施工と、一括方式の発注とさせていただきました。この方法につきまして、市のほうでは指名競争のための推薦委員会とかございますけれども、その中でも議論しております。特に大型の施設になりますと、設計と施工と分離発注した場合に、分離発注、今までは分離発注したわけですが、そうなるとうちでも手戻りが出たりとかあって、非常に困難な事例もございました。今回はそれを防止することで、一括発注とすることで、円滑な施工ができるということを主たる目的としたところでございます。以上です。

21番（竹山耕平君） 分かりました。今言った、自分が、今、お話させていただいたことなどもですね、今後のこの公共事業の、公共工事、公共事業の発注に、どのような影響が出てくるのか。全部が全部、この発注、このデザインビルド方式ではないと思うんですけれども、そういう事例もですね、少し、協会や組合、いろいろありますので、そういう話題にして、どういうもので、奄美らしい、奄美市らしいこの発注方式のあり方というふうにつなげていただければというふうに思いますので、ぜひ、副市長、よろしくお願いいたします。

次に、教育行政について、質問をさせていただきます。奄美市離島留学支援事業、クロウサギ留学についてお伺いをいたします。これまでの実績と効果、そして、課題。これまで挙げられておりますが、併せて、これまでの本事業に携わったというか、かかわった、この子どもたち、修了生とその後のかわりなどがございましたら、お示しをお願いしたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、お答えいたします。本市離島留学支援事業、いわゆるクロウサギ留学でございますけれども、受け入れ家庭の協力の下、留学生を受け入れまして、奄美の自然体験や活動等を通して、地元児童・生徒との相互の教育効果の向上と地域の活性化を図ることを目的としており

ます。本市離島留学支援事業は、平成30年度から始まり、これまで11世帯の里親の協力をいただいて、8校に23人を受け入れてきております。御質問のこれまで留学生を受け入れる中で、留学生が住んでいた地方と文化や生活、その地方ならではの情報を知ることなど、様々な効果がありました。効果について、具体的な事例を多少挙げますと、例えば、学校とのかかわりにおいては、山形県からの留学生の保護者が、毎年、学校に雪を送り続けてくださり、在校生が雪に触れる機会になっていること。それから、地域とのかかわりにあつては、敬老会や作業に留学生が参加して、貢献してくれたというようなことがございます。中でも、住用地区の留学生が洪水被害に遭った住宅の片づけや掃除に参加してくれたこともあったようです。また、里親とのかかわりにあつては、中学生の留学生が買い物の重い荷物を運んでくれ、高齢の里親に代わって、庭の大きな木の枝を二人で切ったという事例もございます。留学生自身にとっては、三味線や海遊びなど、奄美でしか味わえない体験ができ、何よりも普段の生活の中で地域の方々から地元の子どもたちと同じように接してもらうことで、奄美の良さである人と人とのつながりの大切さを感じることができたことが、一番の効果だというふうに考えております。あと、課題でもあるんですけども、そこまで触れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

21番（竹山耕平君）　　お願いします。

教育長（村田達治君）　一方、課題としましては、留学生が親元を離れた生活に馴染めないこと。あるいは、教育観の相違等を要因といたしまして、年度途中で留学を終えるというようなこともございました。また、子どもを育てることの責任の重さを感じることから、里親の確保が難しいということが、大きな課題としてございます。議員御質問のように、留学終了後も里親家族と留学生が、お互いの誕生日に連絡を取り合うこと、そういったことや、高校生や大学生になった留学生が泊まりに来ること。受け入れた家族と留学生の絆は留学後も続いている、そういった事例もあることから、本市といたしましては、学校や地域の活性化につながるということも含めまして、本事業の効果は大きいものと捉えて、今後も充実に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

21番（竹山耕平君）　教育長、ありがとうございます。本当に、クロウサギ留学のこの功績を、今、全てお話を聞かせていただきました。本当に素晴らしい事業だというふうに思います。交換留学ではありませんので、みなかみ町や小川村とのこととは少し変わりますけれども、やはり1年間という長い間でですね、今、言った、この教育観の相違というのは何か具体的に何かお示しできるものはあるんですか。この教育観の相違というのが、ちょっとあまり自分には馴染まなかったというか、お願いしたい。

教育長（村田達治君）　御質問いただいた教育観の相違ということでございますけれども、具体的なこと、一つ挙げますと、例えば、留学する子どもの親は、やはり一つの例でございますけれども、携帯を持たしたいと。ところが、里親の考えとしては、やはり携帯、スマホなどは、やっぱり基本的には持たしたくないといったことや、あるいはやはり生活する上での驕面のやっぱり考え方の相違。そういったものがやはりネックになってですね、年度途中で、やはり留学が終わってしまったというような事例もございますので、その辺のところは、やはり受け入れる上でも、大変、事前の情報交換も含めて大事なことかなというふうに考えているところです。

21番（竹山耕平君）　よく分かりました。ありがとうございます。なかなかやはり難しいですね。やはり365日、24時間、その子どもを預かる。言えば、子どもの命を預かる立場としては、なかなかやはり難しいこともあるだろうなというふうに思います。

そこで、次の質問に入りますが、これまでもたびたび課題として挙げられている、この里親の確保についてお伺いいたします。この成り手不足、今、教育長からありましたので、理解も認識もしっかり

いたしました。この魅力ある本事業の持続を行うためには、一つの方策として、この地域おこし協力隊の活用、これは例を見ますと、全国でもあるようです。そういった形で、やはりそこ、お金を払って、例えば、今、里親の方々への謝金というのが、すいません、ちょっとお幾らになる、お幾らというんですかね。年間契約なのか、月なのか。

教育長（村田達治君） 私が把握している中では、里親にはですね、親からと市の側の予算と両方から、合計して7万円程度、毎月お支払いをしているというふうに認識をしています。内訳については、おおよそ半額ずつというような形ですね、理解をしているところでございます。以上です。

21番（竹山耕平君） 親のほうと、預ける親のほうと、保護者と市のほうからの助成で7万円。これは食材とかは含まれるんですよね、食材。例えば、朝食、夕食。その7万円の中に含まれるわけですね。

教育長（村田達治君） 御指摘のとおり、食材費も含めてということでございます。

21番（竹山耕平君） と思いましたので、今、質問させていただきましたけれども、やはり7万円のうち、中学生、小学生でも、食費だけでやはり3・4万はかかるんじゃないですかね。やはり朝と夜ですから。そう思うと、残り、手元に残るのは、残り僅かということがあって、これが、そういう思いで、その里親の方は今までなってきたわけではないと思うんですけども、やはりそこも一つの大きな問題じゃないのかなというふうに思いました。そこでですね、やはりその地域おこし協力隊の活用も含めてですね、やはりこの事業を継続、持続させるための方策として考えられないか、お聞かせください。

教育長（村田達治君） お答えいたします。現在、令和5年度は里親が確保できませんでした。新年度に向けても、現在のところ、確保に至っておりません。御指摘のとおり、里親の確保というのは最大の課題でございます。本市といたしましては、これまで対象校がある校区のみで里親を募集しておりましたが、本市全体を対象とすることや、あるいは、孫戻し型による留学なども検討し、里親の確保に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。今後はこのような取組を広く周知することにも力を入れて取り組んでまいります。また、他地区におきましては、寮母を雇う形での留学制度。他自治体においてはこのような形で児童・生徒数が増えている事例もございますので、今後の離島留学の事業を継続する上で、一つの有効な手段になり得るものだと考えております。仮に、この寮型の留学を行うためには、対象校の近くに複数人の留学生を受け入れられる住居を確保すること。また、長期にわたり子どもたちを育てることができる人材を確保することなどが求められますので、お話にありました地域おこし協力隊の活用をはじめ、様々な形を模索しながら、今後、また、研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。以上です。

21番（竹山耕平君） 分かりました。様々な形をですね、先ほどの寮母を奄美の中から、市内、また、島内の中から広く公募をする。また、地域おこし協力隊の活用なども含めてですね、ぜひ、この事業を継続して行ってほしいという思いでございますので、よろしくお願いします。

次の質問、（2）の質問ですが、①と②、一括して質問をさせていただきます。昨年、博物館での、あの奄美群島日本復帰70周年記念企画展を始め、この展示を活用した官民主催の多数のメモリアルイベントが開催されました。私も博物館や交流センター、A i A iひろば、そして、商店街など、アーケードですね、様々なところを見させていただきましたが、本当に多くの来場者と見学している方々の関心の高さを感じたところです。そのようなことから質問をさせていただきます。来場者数や感想、そのアンケート調査などの結果について、お示しをいただきたいと思います。そして、そのことも含め

て、今、3階のほう、博物館の3階のほうではですね、随時、展示はされている状況なんですけれども、今後ですね、やはり次世代へと語り継ぎを含めて、継承するためには、昨年規模の資料をですね、どうにか一堂にまとめた、日本復帰に特化した展示館というのを常設していただければと。これは、結構そこに見合わせた方々からも、結構いろんな意見がですね、ありましたので、お伺いをしたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、お答えをいたします。議員からは博物館における11月10日から本年1月8日までの企画展について、詳しく御紹介をいただきましてありがとうございました。今回の企画展におきましては、児童・生徒の観覧を促すため、入館を無料といたしまして、約50日間に及ぶ期間中の来館者は2,634名で、前年度比で約37パーセントの増でございました。また、その中でも、普段の常設展では展示していない収蔵資料の展示。それから、日本復帰請願署名録の写しを実際に手に取り、観覧可能としたことで、祖父母や親兄弟などの名前を探し、見つけ、涙する身内の方の姿も見られたところでございます。アンケートの結果におきましても、かなり満足、まあまあ満足、好意的な、肯定的な意見が約85パーセントを占めておりましたので、多くの方々に喜んでもらえたんじゃないかなというふうに考えているところでございます。本市といたしましても、このような御意見を参考に、これからも奄美群島日本復帰運動の歴史、それから、先人たちの努力を継承していくため、郷土教育の中で取り組んでまいります。

もう一つの、日本復帰運動に特化した展示館について、お答えをいたします。議員のおっしゃるとおり、奄美群島日本復帰運動は先人たちの並々ならぬ努力と団結力によって成し遂げられた、歴史的な偉業でございます。この歴史を次世代へつないでいくことが、我々の責務と考えております。そのような面から、現在、奄美博物館におきましては、復帰運動などに関する貴重な資料等の収集、保存に努めまして、その一部を常設展示しているところでございます。また、昨年は日本復帰70周年という節目の年でもあったため、先ほど御説明したとおり、常設展示では見ることでできない資料や各関係機関からの資料を借用しての企画展を開催しました。しかしながら、復帰関連資料につきましては、経年劣化が著しく、保存、管理が難しい素材でございますので、長期展示や常設展示には不向きな資料が多く存在しております。本市に限らず、国立国会図書館、県立図書館、黎明館など、多くの機関がそれぞれの目的の沿った復帰関係の資料収集を行っているところでございます。そのことから、復帰資料を一堂にまとめた日本復帰に特化した展示館の建設につきましては、関係機関との連携を図るとともに、群島他町村とも協議を重ねながら、その可能性も含め、検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、日本復帰運動に関する資料等は次世代に語り継ぐための貴重な資料でございますので、新年度から、これらのデジタルアーカイブ化を促進する予定としております。ホームページ等で公開することにより、市民をはじめ、多くの皆様に御覧になっていただき、平和への思いを共有していただけるよう、今後も取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

21番（竹山耕平君） ありがとうございます。最後の質問が残っていますので、ちょっとお話は今度、教育長の部屋に行って話します。

最後の質問です。文科省は2018年に子どもたちの持ち物の重さや量に配慮するよう、都道府県に通達を出しました。その後のランドセルを含む荷物の軽量化や置き勉の現状、あんまり置き勉という言葉は使わないでくれと言われたんですけども、置き勉の現状と課題、教育委員会の指導と見解について。これから、また、タブレットを持ち帰る学校が増えてくるので、簡単にお願ひしたいと思います。

教育長（村田達治君） 御指摘のとおり、いわゆるランドセル症候群と呼ばれて、子どもたちの健康にも、荷物が多いことは決して良くないという指摘がなされているところです。御紹介のあった文科省からの通知を受けまして、本市でも各学校にいろいろと取り組みについては依頼をしたところでございま

して、現在、市内各28校、全校です、子どもの実態、地域に応じたですね、指導、工夫をしているところがございます。また、タブレットの持ち帰りが本格的に始まりますと、その分、また、重さも加わることから、いろいろとまた、工夫、検討も重ねてまいりたいと思います。以上です。

21番（竹山耕平君） ありがとうございます。軽くなったのは間違いないと思います。但し、やっぱり重たいものは重たいというのも現実でございますので、ぜひ、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

議長（奥 輝人君） 以上で、自民党新政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時35分）



議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後3時50分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 朝木一仁君の発言を許可いたします。

なお、朝木一仁君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番（朝木一仁君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット配信で御覧の皆様、こんにちは。本日、最後の登壇となります、チャレンジ奄美の朝木一仁です。張り切って取り組んでまいります。

まずはじめに、今年1月1日に発生しました、令和6年能登半島地震並びに翌日2日の羽田空港の航空機衝突事故で犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、負傷された方、被災された方、御関係の皆様に関心からお見舞い申し上げます。家族や友人、住まいを失い、避難生活では不安と苦難が続いていることと思います。全国からの支援が日々、続いている状況ですが、1日も早い回復、復旧と、皆様の心身ともに安寧な生活が取り戻されますよう、心から願っております。また、私たちの住む奄美群島も自然災害の多い地域です。私も今回の一連の件を教訓とし、自然災害や事故への備えを怠らず、市民の皆様が安心・安全に過ごすことのできる社会づくりに努めてまいります。そして、今月末で退職される職員の皆様、長い間、市政発展に尽くされたこと、ありがとうございます。引き続き、御指導よろしくお願いたします。

さて、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。奄美市は以前より協力関係と言え、昭和56年の旧名瀬市時代から続く兵庫県西宮市や、旧笠利町と群馬県のみなみ町。旧住用村と長野県小川村など、友好都市交流が挙げられます。その中でも、平成7年、旧名瀬市と米国テキサス州ナカドゥチェス市との姉妹都市盟約は、締結され来年で30年を迎えます。奄美看護福祉専門学校、ナカドゥチェス市のステファンオースティン大学との姉妹校盟約を皮切りに、当時の平田元市長、マクドナルド元市長の訪問が実現し、調印され、現在に至っております。国境を越えた異国の地でも、奄美市を思う地域があることは誇らしいことであり、この締結や、これまでの交流に当たった諸先輩方には、諸先輩方の尽力には感謝を申し上げたいと思います。私も中学時代、当時、奄美市を訪問したナカドゥチェス市の生徒とともにスポーツで交流をしたことは、今でも鮮明に覚えており、言葉の壁がありながらも、コミュニケーションの大切さ、そして、語学の楽しさを味わったひとときでした。語学を通じて、私が感じることは、より自分の生まれた国やふるさとを俯瞰し、学びなおすことができ、愛着を持つことができると思います。そして、異文化交流にて、それを伝える喜びを見つけることができるのではないのでしょうか。奄美市とナカドゥチェス市の中学生間の交流は昨年より再開し、世界自然遺産登録後、初めての交流となりました。生徒をはじめ、引率された皆様が無事に帰って来られたことを嬉しく思います。そこで、質問1に移らせていただきます。奄美市とナカドゥチェス市の現在までの交流実績と状況について、お互い、どのような交流活動が続けられているのか、お伺いしたいと思います。

次からは発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。議員御案内のように、本市では中学生に海外の生活体験や交流を通して、国際感覚を身につけさせるとともに、語学力を向上させ、心身共にたくましく成長する機会とするために、奄美市中学生国際交流派遣事業を行っております。本事業では、アメリカ合衆国ナカドゥチェス市との交流を平成7年度から行っているところでございます。これまでに本市からナカドゥチェス市へ299人を派遣し、ナカドゥチェス市から本市へ154人の相互の受け入れを行っているところでございます。本市から派遣の際には、派遣する中学生が現地でのホームステイを行い、国語や数学などの授業を英語で受け、日本の授業との共通点や相違点に気づく機会となっております。さらに、現地の市役所に展示されている大島紬や姉妹都市盟約の文書を見学するなど、本市とナカドゥチェス市の友好関係を感じる機会となっております。ナカドゥチェス市から受け入れの際には、本市においてもホームステイを行っているところでございます。また、本市の小・中学校や高等学校で習字などの日本の特徴的な授業、それから、八月踊りや島唄体験などの本市の伝統文化を体験をしていただいているところでございます。令和5年度は感染症拡大の影響から、ナカドゥチェス市から本市への受け入れは実施せず、オンライン交流を実施しておりますが、新年度は5年振りの本市への受け入れを実施する予定としているところでございます。以上でございます。

1番（朝木一仁君） 教育長、ありがとうございます。5年振りでの再開ということで、今までの29年間のですね、歴史もありながら、習字や八月踊りもここで、ナカドゥチェス市の生徒も体験され、また、向こうでは英語を使って違う教科もですね、学ばれているということで、299名の奄美市の生徒がこちらから派遣、今までされているということでした。ネットもないような時代からですね、今まで、今よりも普及していないような時代からですね、ここまで交流が続いていること。私自身としてはすごくすばらしいことだと思っております。また、今回もナカドゥチェス市から帰ってきました生徒数名ともですね、交流させていただきまして、今回の、たくさんの経験であったりとか、学びの自信につながったというふうに聞くことができました。私も、古い知人もですね、当時、交流していた生徒とも、今、SNS上でつながっていたり、交流をしているということですので、この時期のですね、国際経験ということは、非常に子どもたちに良い影響があるのかなというふうに、私自身、思っております。一方、テキサス州と奄美大島ということですので、やはり距離的にも離れているかなと。やはり留学といっても、係る経費も相当額あると思いますが、私としましても、留学を希望する生徒が平等に経験してほしいなというふうに思っております。本人の負担は、今後の情勢等も懸念している中ですが、現在、市からの補助として、毎年、ふるさと納税等で中学生国際交流費ですね、約300万円ほど、補助金を使っているということですが、この中学生国際交流費の300万円の補助金のですね、内訳のほうと、また、本人たちの負担額がどれくらいあるのかというところ。また、この希望する生徒たちの選考に当たってですね、そういった基準などあれば教えていただきたいなと思っております。すいません、質問2に移ります。

教育長（村田達治君） まず、選考する際の基準等についてから、答弁をさせていただきたいと思えます。本市では派遣に関する選考基準として四つのことを保護者や生徒に事前に文書でお知らせをしているところです。まず1点目は、心身共に健康で長期の研修に耐えられること。2点目は、学習意欲が旺盛で、英語学習や英会話に関心があるとともに、奄美の伝統文化等について積極的に伝えようとする。三つ目は、協調性があり、団体行動のマナーやルールを守ることができること。4点目は、奄美市国際交流親善大使として自覚をもって行動でき、帰国後も本市の国際交流に関した行事等に積極的に参加できることとお示しをしているところでございます。これらのことを基に、面接や生徒の志望動機を

まとめた資料で判断し、選考を行っているところでございます。

次に、自己負担金や経費についてですが、旅行日程に関係している航空券代やホテル代などについて、1人当たり36万5,000円の自己負担をお願いしているところでございます。また、パスポート代や海外保険代は別途負担していただいているところでございます。経費の内訳についてですけれども、令和5年度は320万円の予算総額でありました。その中、予算の中から派遣生1人当たり10万円程度を旅費の補助金としております。また、現地での研修費として約60万円。引率2名の旅費として約100万円。海外通信費、ユニフォーム代金等として約10万円を支払っております。御質問の中で、議員から予算300万円という案内ございましたが、ちょっと足りずに、流用額20万円ということで、総額320万円という予算総額でございました。以上でございます。

1番（朝木一仁君） ありがとうございます。また、選考に当たってですね、選考基準と言いますか、心身ともに健康であったり、英語や奄美の文化に興味があって、奄美の今後を考えてくれるような生徒ということで、私も非常に嬉しいなというふうに思っておりました。昨年ですね、大和村の中学2・3年生が対象にされてですね、今日の新聞にもしっかり載っていましたが、台湾に向けてですね、派遣されたという記事を見つけまして、今後、奄美・沖縄、南西諸島という大きな括りで見たときに、非常にすばらしい取り組みだなと私自身、思っていたところなんです。彼らのやっぱり派遣の件で、私が一番いいなと思ったのは、派遣の前にですね、皆さんでやっぱり棒踊りの、大和村伝統の棒踊りを練習されてですね、行かれたと。生徒、台湾のですね、生徒の皆さんの前で発表したということが、非常にこれ、すばらしいことだなと私自身、思っておりました。今回の選考に当たってもですね、奄美市でこう、せっかくこう英語を使いながら、奄美の文化であったりとか、学びたい意欲のある子どもたちもいるわけですから、例えばです、ナカドゥチェス市に訪問した際などですね、こういうふうに、向こうの学生と触れ合うときにですね、例えば発表する機会があったりとか、向こうの学生、生徒と一緒にですね、何かこう奄美のこともする機会があってもいいのかなと、私自身、思ったところです。奄美市からも、締結当時ですね、また、10周年記念のときに、こちらから、当時の平田元市長はじめ、議員、市議会議員のメンバーで行かれていたと思いますが、議場でも伊東議員ないし叶幸治議員のお父様も行かれていたと思いますが、向こうでいわれる奄美ダンスと呼ばれるものを一緒に踊ったというような文献も見られております。言え、島のブルースであったり六調をですね、向こうで奄美ダンスと呼んでいるみたいですが、例えばですね、向こうでそういうふうと呼ばれて受け継がれているものであれば、例えば中学生派遣のときになどですね、向こうで一緒に踊るようなことがあってもいいのかな。また、こっちに来てもらうときにもですね、そういう経験ができたらいいいのかなというふうに、個人的には思っております。

あと、補助金の内訳のほうもですね、やはり負担金36万5,000円。当時、本人負担金40万円というふうに書いていましたので、今、現在であれば、市からの10万円も支給があるということで、非常にこの事業に関しては取り組んでいるなということが伺えます。ただ、やはりはですね、昨今の燃料の高騰であったりとか、航空機の時間帯であったりとか、そういうのを見ると、本人の負担等もですね、これからまた、大きくなるのではないかなというふうに、個人的には思っているところであります。その中でですね、ちょっと質問3のほうに移らせていただくんですが、現地でのですね、ナカドゥチェス市でのホームステイ先の現場の把握等、しっかり行えているのかなと。仲介する方がいるのか。または、向こうに駐在している何か日本の方がいらっしゃるのか。また、直接、連絡、取り合っているのかとかですね、子どもたちの安心・安全のためにもですね、ちょっとお伺いをしたいと思います。

教育長（村田達治君） 御質問にお答えいたします。ナカドゥチェス市でのホームステイ先等につきましては、仲介業者を介するというのではなく、交流先でありますマクマイケルミドルスクールのコーディネーター系の先生と本市の担当者が連絡をとり、いろいろと調整、決定をしているところでござい

す。本市から事前に派遣生の趣味や家族構成、食物アレルギーの有無などの情報をマクマイケルミドルスクールに連絡して、そして、先方のコーディネーターが現地の受け入れ候補の家庭の調整を行っているというような形でございます。以上でございます。

1 番（朝木一仁君） 教育長、ありがとうございます。しっかりここの交渉もできているということでしたので、私はてっきり、すいません、こういった交渉もですね、どれぐらい進んでいるのかという進捗も、ちょっとこうお聞きしたい中での、ちょっと御質問でした。ありがとうございました。ただですね、やはり海外の地ということもありまして、やっぱり今回は全生徒、安全にステイ先が抑えられていたということですが、ただ、向こう先でやっぱり何件まで、こちらからの留学生が、例えば希望留学生が増えた場合であったりとか、何件まで抑えられるのか。また、緊急時のときとかですね、あると思いますので、そういったときも対応ができるのかなというような現地調査も必要になってくるのかなと、個人的には思っています。やっぱり食の問題であったりとか、生活習慣、言語の壁等々ですね、やっぱり子どもたちは学びの場で多少の難儀等もあるとは思いますが、やはり安心・安全な留学にはなしてほしいと思いますので、こういうところもしっかりですね、詰めて考えていってほしいなというふうに思っております。そのコーディネーター役の先生とですね、ぜひとも連絡を密にとっていただいてですね、情報発信、情報共有に努めていただきたいというふうに思います。

すいません、次の質問に移らせていただきます。関連してですが、こちらから、奄美市からナカドゥチェス市に行く際ですね、その保護者への説明についてお伺いしたいと思います。これは、私の過去の留学の経験からでもあるんですが、最初は大きな渡航、大きな期待もありながら、やはりこう精神的な不安であったり、パスポート申請、ビザ申請、中学生である、エスタ申請ですね。海外保険、また、連絡手段等、やっぱり海外に慣れている保護者であれば、そういったことも可能になってくるかとは思いますが、やはり初めて聞く保護者の方もいると思います。こういった説明会などについてですね、どのように行っているのか、その内容もしお示しできたらと思います。

教育長（村田達治君） それでは、お答えをいたします。令和5年度は7月下旬に保護者説明会を行ったところでございました。説明会では、派遣期間中の研修内容、あるいはその概要、派遣に必要な物品、日本との生活様式の違い、派遣前後の活動について、主に説明をしております。具体的な内容についてもという御質問でございましたので、研修内容について幾つか御紹介をさせていただきたいと思いますが、一つはこれから準備するもの。例えば、参加費納入についてはどうするのか。あとは提出物。パスポートの写しとかですね、そういった準備するもののことについての説明。あるいは、もう少し具体的に持って行く携帯品のことについての説明。旅行用具、それから、あるいは航空機の利用もございますので、荷物の数、そういったもの。それから、向こうに持って行くお土産。向こうでお土産を準備するときの注意事項。それから、小遣い、健康管理、あるいは食事のマナー。そういった等を含めてですね、かなり細かいところまで説明をして、そして、質疑応答を通して理解を深めていただいているというところでございます。御指摘がありましたように、パスポートの申請、海外旅行保険、現地との緊急の連絡方法等につきましては、本事業に携わった旅行業者から、直接ですね、詳しく説明をしていただいているところでございます。加えまして、保護者説明会のあとに保護者から質問があった際には、電話やメールで随時回答した上で、その情報を保護者全体に共有しまして、渡航前の不安解消を図ったところでございます。以上でございます。

1 番（朝木一仁君） 教育長、ありがとうございます。この説明会、かなりボリュームがある内容だなというふうに、聞いていて思ったんですが、説明会自体は、1回でこの内容を説明されたということで、お間違いなかったですね。ありがとうございます。

やはりですね、この説明会というのも、保護者の方からすると安心材料の一つになるのかなと思って

おりますので、パスポートなどでもですね、今は奄美で発行などもできるようですが、こういったESTA申請であったり、海外保険等もですね、初めて聞く方もいらっしゃると思います。こういった申請関係はそれぞれ個々で行っているというふうに聞きましてが、例えば、こういうものも一緒になって同時に申請することもいいのかなと。説明会後に、また、集まれる機会にもなりますし、そこで、情報交換、保護者の方と教育委員会の方と子どもたちとですね、情報交換もできるんじゃないかなと思っておりますので、ミスがないようにですね、していただけたらと思っております。

次の質問に入らせていただきます。これは今後の可能性ということでお聞きをしたいと思いますが、今回、昨年6月にですね、初めて奄美市とナカドゥチェス市の生徒間同士でオンライン交流、または、掲示板の交流を行ったと聞いております。その後、直接伺って交流されたということですが、やはり時差の関係上、通常時であればアメリカテキサス州、ナカドゥチェスということですので、通常時、15時間の時差。サマータイムの適応時では14時間の時差があると思います。今回、奄美市の子どもたちは早朝からオンラインの会、オンラインの交流に参加されて、ナカドゥチェスの子どもたちは夕方から夜にかけて行われたということでした。やはりこういったオンラインの時差的な問題でですね、難しい点は多くあるように思いますが、私としましては、やっぱりこの交流活動というのは、せっかくですね、ふるさとの教育の発信の場と語学の学びの場と、まだまだ十分に可能性があるものじゃないかなと思っておりますので、今後のこのオンライン交流であったり、掲示板交流であったり、活動であったり、こういったものを続けていかれる予定はあるのか、そういったことを再度、お伺いしたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。御指摘のように、本市とナカドゥチェス市は時差が14時間ございますので、リアルタイムでの交流というのはですね、日常的にはやっぱり厳しいというふうに考えております。しかし、インターネット上の掲示板型SNSを活用することで、都合の良い時間にメッセージや写真等を使った交流が可能となると思いますので、お互いの特色ある文化についての継続的について、特色ある文化について、継続的に発信することが可能であるというふうに考えております。令和5年度も短期間ではございますけれども、掲示板型SNSを用いて、本市の派遣生とナカドゥチェス市の生徒がお互いの市の魅力を多く発信することができたところです。本市の魅力を発信することで、派遣生は改めて本市の良さに気づく機会になったと考えております。また、英語を書く力や読む力、コミュニケーション能力等の向上が、このことによって期待されるところでございます。今後も掲示板型SNS等を活用して、本市とナカドゥチェス市の継続的な交流が図られるよう、検討してまいりたいというふうに考えております。また、このことが、本市の魅力を発信することで、新ためてふるさとのすばらしさに気づいて、郷土を愛する心を育むことができることにもつながると考えております。また、日常生活における課題だけでなく、世界各地で抱えている課題について、考えるきっかけになるというふうに期待をしているところでございます。令和5年度の本事業の成果と課題を検証しまして、新年度以降もより充実した交流を進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。以上でございます。

1番（朝木一仁君） 教育長、ありがとうございました。今回ですね、こういったことも、来年、30周年を、ナカドゥチェス市と奄美市の姉妹都市締結を向けてですね、ぜひとも、また、力を入れてやっていきたいなと思っているところであります。また、ナカドゥチェスのほうからも来られる際にはですね、奄美の行事ごとに合わせてだったり、みんなでできるようなですね、市でこう歓迎できるような、そういうタイミングもあっていいのかなと、個人的に思っていました。先ほども教育長の中で、お互いの市の魅力を見つけることができるというところがポイントかなと思ってまして、やはりこういった事業というのは、お互いがお互いを知って、また、交流をしていく。そして、今後もですね、この交流をした経験というものが、将来、役に立ってくるのかなと私自身思っておりますので、ぜひとも、今

後ですね、奄美市からもふるさとを学びながらも、国際感覚を持った子どもたちをどんどん育ててほしいなと思っていますところであります。

次の質問、観光行政に移らせていただきます。奄美市総合計画、世界自然遺産費、世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会事業について、御質問をします。本市では、この10年間、コロナ禍を除けば平成26年のLCC就航から平成28年、国立公園の指定。令和3年の世界自然遺産登録など、観光に対する大きな転換期を迎えてきました。観光客の増加によって、宿泊業、飲食業や直接的な効果であったり、雇用、地場産業の活性化などなど、間接的な経済効果も期待されていると思います。そういったメリットがある半面、やはり行政で対応すべき需要も増えつつあるのではないかと考えております。本市の直近の一般会計予算でも、観光費を見ると1億5,000万円前後を推移しているのが分かります。内訳を見ましても、多くが一般財源で締められている中、私たちはこれからの観光、世界自然遺産の影響、また、今後、何十年、何世代先を見据えた観光にも積極的に挑戦していく必要があるのではないかと考えております。その中で、人口減少や高齢化、生産性人口の不足、定住者不足の中で、観光客の交流人口は拡大の一途にあると思います。そこで、質問に入りますが、本市でも取り組んでいる新たな財源を検討する委員会での詳細な内容について、お伺いしたいと思います。今回の委員会創設に当たっての、それまでの経緯と、構成であったり、メンバー構成であったり、検討内容も少し教えてくださいませんか。

市長（安田壮平君） それでは、朝木議員の御質問にお答えします。世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会設立の経緯ということでございますが、遺産登録されたことによる効果を最大化するために、令和4年度、設立しました世界自然遺産活用公民連携プラットフォームにおきまして、コアメンバーの奄美大島観光物産連盟の職員の方から、法定外目的税導入の検討委員会設置が提案をいただいたことがございます。その背景としましては、同連盟におきまして、コロナ禍前に新たな財源導入に関する地域向けの勉強会やアンケートを実施されていましてほか、観光庁の持続可能な観光推進モデル事業として、環境文化協力金の実証実験を令和4年度中に実施していたことなどが挙げられております。そのほか、コロナ禍で一時落ち込んだ観光客も徐々に回復傾向が見られたことや、私のマニフェストとして、環境保全に特化した地域独自の財源創設を盛り込んでおりましたことなどを踏まえ、奄美大島の遺産価値を人類共通の財産として維持するため、地元自治体に求められる行政需要に恒久的に対応できる財源確保を幅広く検討することを目的に、今年度、当初から検討委員会を設立するに至った次第であります。検討委員のメンバーにつきましては、有識者として大学教授や市議会からの推薦、地元事業所として奄美大島商工会議所、奄美大島観光物産連盟からも御参加いただいているほか、行政から本市副市長と関係部長を加えた9名で構成されています。地方税法に定める税目、いわゆる法定税以外に、条例によって税目を新設することができる法定外税や、任意の協力金などを想定される財源として、現在、御議論いただいております。今後、検討内容がまとまった時点で、検討会としての報告書を本市に御提出いただき、その後に本市として導入の判断を行うこととなっております。以上でございます。

1番（朝木一仁君） 市長、ありがとうございました。今までの経緯、奄美大島観光物産連盟さんからの御提案などもありまして、民間からのこういった案を取り上げて、行政の中で入れていると。すばらしいことであるかなと、私自身、思っております。また、環境の保全や観光の振興等も持続的で十分に可能性があるものだなというふうに思っておりますし、民間の意見もしっかりと入れているということが分かりました。ただ、私もこの世界自然遺産というものも、どうしても観光のピークをどこに持って行くかということも考えざるを得ないことかなと思っております。やはり持続可能にしていくこともさりながら、遺産効果を十分に活用という面では、迅速な対応も必要になってくるのかなというふうに思っております。今後、自然遺産のですね、世界自然遺産の影響が出る時期を見据えた上で、この事業に取り組んでほしいなと思っております。

そこで、質問2番目に移らせていただきますが、過去3回の検討会でですね、行われたと思います。その中で話し合われた内容等、詳しく教えていただけますでしょうか。

市民環境部長（島袋 修君） 議員御案内の財源創設検討委員会は、これまでに昨年の8月と11月、それと先月27日に3回の会議を開催いたしました。第1回は委員への委嘱状交付と委員長の選任、年間スケジュールや他自治体の導入事例を共有したほか、奄美大島観光物産連盟から環境文化協力金実証事業や永田委員から北海道倶知安町における宿泊税の所管事務調査の御報告をいただきました。第2回は長崎県雲仙三田峠における協力金の状況や、入島税を想定した際の日本航空としての検討結果を共有し、第3回以降の議論について、入島税や協力金の事例情報収集を行いつつ、宿泊税を中心に検討を進めることを確認したところであります。第3回は、京都市における宿泊税の状況を共有したほか、宿泊税における論点整理と制度設計のための意見交換を実施したところであります。以上でございます。

1番（朝木一仁君） 部長、ありがとうございます。法定外目的税から、第3回では宿泊税のほうまで絞ったということでありながらも、やはり違う形での法定外目的税も検討しているということでしたので、様々な地域事例等もですね、踏まえながら、やって、行っていただきたいというふうに思います。私も調べたところであれば、東京や大阪、京都、金沢などなどありましたが、先ほど部長からありましたように、倶知安町であったりとかですね、やっぱり、地理的や規模的にもですね、やっぱり奄美と似たようなところと比較していくことが必要ではないのかなというふうに思っております。また、世界自然遺産ということですので、やはり今は検討段階と言いますか、世界、世界規模でのですね、事例であったりとか、そういうことも検討していただきたいなというふうに思っております。最終的には法律にかかわってくることでありますので、日本での事例等も参考にすることはいいですが、世界からのですね、お客様に、やはり対応していく。または、そこの方からもですね、このような税を徴収するという意味では、検討段階で様々なアプローチがあってもいいのかなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。宿泊税の件に関して、ただいま、伺いました。徴収の形、地域別で様々行われておりますが、入島税、入域税、あるいはレンタカー税というものもですね、ある地域では検討されているということでした。こういった検討についてですね、今後、まだまだされていくのかですね、部長にお伺いしたいと思います。

市民環境部長（島袋 修君） それでは、お答えいたします。検討委員会といたしましては、現時点であらゆる財源創設の可能性を排除することなく、個別の懸念点を議論している状況ですので、その点を答弁させていただきます。まずは協力金につきましては、任意での負担によるものであり、一定の徴収率を確保することが難しいことから、財源として安定しないことが懸念点となっております。次に、入域税につきましては、道路など陸上から本市に入域する行為に課税することは、飛び地合併という地理的条件や全ての入域を管理することが現実的でないことから、自ずと本市単独ではなく、奄美大島5市町村共同によって、空路と海路からの入島行為に関する運用が必要となることです。その際には、納税者の負担を軽減するためにも、航空会社や船舶会社に特別徴収義務者として御協力いただくことが不可欠となります。今回、日本航空奄美営業所からの申し出によって、入島税を航空チケットに上乗せして徴収すると仮定した際の日本航空としての懸念点を御検討の上、お示しいただきました。まず、入島税を徴収する仕組みづくりにつきまして、日本航空のシステム改修費用が何十億規模で必要となり、システム上でリンクしている他の旅行会社のシステム改修も必要となることから、現実的に困難であるとのことでした。さらに、徴収対象から地元住民を除くなど、居住地によって精検することもできないとの回答がありました。最後に、宿泊税につきましては、特別徴収義務者となるホテルや旅館業事業者等にとって、事務手続きが可能な限り負担が少ない手法の検討が必要であることや、大型台風などが接近する際に避難場所として地元住民が宿泊する際の取り扱いなどが懸念点として挙げられるとこ

ろでございます。以上でございます。

1 番（朝木一仁君） 部長、ありがとうございます。様々な税金がありました。入域税に関しても、やはり飛び地合併であったりとか、5市町村揃えて足を揃えてやっていかなきゃいけないことであるとか、入域税に関してもですね、かなりハードルが、やはり高いなというふうに思います。また、日本航空の方からも、システム改修の費用を見てもですね、やはりちょっと難しい額かなというふうに思っております。協力金に関しても、やはり一定の徴収率が上げられないということでしたので、ホテル税に絞りながらもですね、様々な可能性を探りながらですね、事例もたくさんとられているということでしたので、奄美ならではのですね、財源をしっかりと確保、獲得し、環境保全、または、振興に使っていくのかということも検討していただきたいなというふうに思います。

次の質問に入ります。このような財源獲得、法定目的、法定外目的税であれば、条例大臣の同意であったり、ステップ等々あると思いますが、やはり私が一番懸念しているところは、部長も先ほどおっしゃいましたが、環境、事業所の配慮、または、実際に徴収する観光客への周知であることかなと思います。そのためにも、やはりしっかりした説明であったり、内容、例えば徴収されたお金の使い道であるとか、学生や修学旅行、合宿等で訪れる方、または、その徴収する側の負担とかですね、様々、検討するところがあると思います。そこで、今現在で構いませんが、具体的な用途、数値目標等ありましたら、お示しできますでしょうか。

市民環境部長（島袋 修君） 新たな財源の具体的な目的、使途につきましては、世界自然遺産価値を維持するという目的の下、新年度から衛生費に計上しております世界自然遺産費、自然遺産費としての環境保全事業や普及啓発事業、遺産登録を契機に回復傾向にある来島者の満足度向上のための観光費や観光施設関連費などを想定して、現在、議論を進めているところであります。これらの経費の近年の事業費平均は約4億円。一般財源平均は約1億4,000万円程度あり、今後、さらに増加することも想定されるところであります。今後は特別徴収義務者と想定される事業者などの意見聴取や条例案上程前のパブリックコメントの実施、条例可決後の総務大臣同意に向けた協議、課税開始までの関係者への説明会の実施などが想定されるところであります。いずれにいたしましても、具体的な目的用途や数値目標などは、まずは検討委員会における丁寧な議論を進めてまいりたいと存じます。

1 番（朝木一仁君） 部長、ありがとうございました。環境保全であったり、観光施設関連への投資であったり、観光費への用途が伺えました。これからですね、より詰めて考えていく内容かなと思っておりますので、これからですね、他市町村の例などなども参考にしながら行っていただきたいなと思います。他市町村の例を見てもですね、やっぱりこの法定外目的税であれば、検討委員会から約2年間の経緯を経ての実施となっております。やはり私たちもこの世界自然遺産登録の価値というものですね、見据えた上で、価値を発揮するのはいつなのかということも考えながらですね、丁寧かつ迅速に対応していくことが望ましいのかなと思っております。また、住む住民の方、そして、観光客がともに納得のいく内容にしていけたらなと思っております。

5番目に、質問5に移らせていただきます。表を出していただけますでしょうか。今回、鹿児島県のホームページからですね、載っている宿泊施設のデータを持ってきました。市町村別のデータとなります。左のほうが件数となっておりますが、やはり奄美市が件数は多い。中でも、他4市町村を見てもですね、これだけの宿泊施設があるのが分かります。法定外目的税、世界自然遺産というのは、やはり私たちの5市町村ないし12市町村で考えていくことであるのかなと思っております。そこで、質問に入らせていただきますが、今後の他市町村との連携について、どのように考えているのかですね、お伺いをしたいと思います。

市民環境部長（島袋 修君） 奄美大島4町村との連携につきましては、第1回の検討委員会からオブザーバーとしての参加を案内していることから、検討委員会での議論は共有できているところであります。まずは本市検討委員会での議論を深めつつ、大島全体での運用が必要と判断した時点で、検討委員会の運営や行政手続きなどを4町村の世界自然遺産担当者とも協議をしていくこととしております。なお、環境省奄美群島国立公園管理事務所と鹿児島県自然保護課は、先方からの要望に基づいて、同じく第1回からオブザーバーとして参加いただいているところでございます。

1番（朝木一仁君） ありがとうございます。オブザーバーとしての検討、オブザーバーとして参加を促しているということでしたので、ありがとうございます。今後もですね、たくさんの事例、また、行政等もかわりながら、検討していく内容であると思います。私自身も各市町村でですね、宿の価格帯であったり、施設、先ほどもありましたが、あと、延べ宿泊者数とかですね、観光で得た収入がどれぐらいなのか等々も、自分でまだまだ、私自身、調査中でございますので、そういったことも、またですね、これから検討委員会などを傍聴させていただいて、議論の場にできたらなと思っているところであります。

最後にですね、今後の検討会の予定、日程、もしくは詰めて考えていきたい内容等ありましたら、お示しできますでしょうか。

市民環境部長（島袋 修君） この検討委員会は令和6年度当初予算案にも開催経費を計上しており、会議開催回数は本年度と同様に3回程度を予定しているところです。新年度の協議につきましては、論点整理と制度設計のための意見交換を引き続き行い、検討会としての制度案設計、関係者からの意見聴取、検討報告書内容に関する協議を経て、検討会としての制度設計案と報告書の決定という流れを想定しているところでございます。以上でございます。

1番（朝木一仁君） 部長、ありがとうございました。これから論点、制度、関係者からの意見聴取であったり、報告等々もあると思います。私も、今後ですね、この検討会にもぜひとも傍聴席で参加させていただきながら、検討を、まだまだこれからのことだと思いますので、しっかり詰めていながら、そして、丁寧、迅速な検討会になっていただけたらというふうに望んでおります。

ここで、私の一般質問、終わりにしたいと思います。最後にですね、私も各観光地を巡り、巡りながら、様々な風景を見てきまして、一番、ちょっとですね、印象に残った出来事がありまして、すごく粋な計らいをしている地域がありましたので、最後、共有したいと思います。すいません、図を再度、出していただけますでしょうか。ありがとうございます。これはですね、私が住んでいましたパラオ共和国というところで、2017年から実施された制度になります。入国時のスタンプにおきまして、このようなスタンプが置かれます。そして、入国される方はここにサインをしないと入国ができないというふうになっておりますが、すごく粋な計らいだなと思って、ちょっと最後、取り上げさせていただきました。パラオ共和国というところも、観光産業では入島税、入域税、釣り税などですね、地元から、方からは一切徴収はせずに、観光のお客様から徴収して、それをガイド育成料であったり、環境保全に充てている中でですね、やはり私の中でちょっと印象に残ったのがですね、このような訴えかけをしているところでした。ちょっと小さくて見えないんで、ちょっと申し上げますが、私は客人として皆様の美しくユニークな島を保存し、保護することを誓います。足運びは慎重に、行動には思い遣りを、探査には配慮を忘れません。与えられたもの以外は捕りません。私に害のないものは傷つけません。自然に消える以外の痕跡は残しませんということで、ここにサインをして、入国ができるということですが、私はですね、これをサインしたときに、やはりこう、国民の方の意識がすごく伝わるなと思いました。ここをサインして、やはり観光等々していくわけですが、この意味ってなんだったんだろうとよく思いながらですね、国民の、お客様の情にもこう訴えかけるような、人口2万人の国で、世界初

の試みということでした。これを見て、奄美でもですね、例えば今では入国審査なんかは観光船ぐらいしか今はないですが、今後のですね、可能性として、たくさんのアプローチがあると思います。これは一例として挙げさせていただきましたが、例えばこの奄美大島でもですね、世界初の試みができて、何かこうお客様にでも訴えかけられるものを作れるんじゃないかなと思いつながら、私の一般質問を、最後、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で、チャレンジ奄美 朝木一仁君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、3月5日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後4時41分）

第 1 回 定 例 会
令和 6 年 3 月 5 日
(第 4 日 目)

3月5日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	川 畑 良 二 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
世界自然遺産課長	信 島 賢 誌 君	保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君
福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君	保 健 福 祉 部 参 事 兼 つ なが る 相 談 統 括 監	島 名 博 美 君
福 祉 政 策 課 長	麻 井 庄 二 君	福 祉 政 策 課 参 事	井 上 裕 之 君
健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君	高 齢 者 福 祉 課 長	西 幸 一 郎 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君

3月5日(4日目)

紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君	土 木 課 長	安 村 幸 一 郎 君
建 築 住 宅 課 長	中 山 哲 史 君	上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君
水 道 課 長	大 瀬 浩 隆 君	教 育 部 長	大 庭 勝 利 君
教 育 総 務 課 長	畠 山 成 美 君	学 校 教 育 課 長	小 出 水 明 洋 君
学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	夜 差 輝 信 君	文 化 財 課 長	伊 集 院 正 君
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 野 早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	坂 元 辰 徳 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、チャレンジ奄美 正野卓矢君の発言を許可いたします。

5番（正野卓矢君） 市民の皆さん、議場の皆さん、そして、インターネット中継を御覧の皆さん、おはようございます。おはようございます。チャレンジ奄美会派の正野卓矢です。令和6年第1回定例会一般質問2日目のトップバッターということで、頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。お願いします。

まずはじめに、2024年1月1日に発生した石川県能登半島地震は、多くの犠牲者と甚大な被害をもたらしました。大切な御家族を亡くされた皆様には心から哀悼の意を表しますとともに、少しずつ復旧が進んでいるとはいえ、まだまだ多くの方々の御苦労と不安が続いていることに心よりお見舞い申し上げます。そして、1日も早い復興、復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、昨年の10月に行われた奄美市議会議員選挙において、皆様の温かい御支援と御協力を賜り、新たに4年間という時間をいただきました。誠にありがとうございます。選挙でお約束したことや、市民の皆さんの声を市政へ届けられるよう、または、市政を取り巻く諸課題解決に向けて、地域の方々の知恵や、または、同僚議員の皆さんのすばらしい見識を生かしながら、力を合わせて努力して頑張っていきたいと思います。私の議員生活、議員活動の中の目標の一つとして、地域に根付いた災害に強いまちづくりがあります。この目標を達成するために必要なことは、周りにいる方々、地域の力を生かしていくことに考えています。例えば、地域の先輩方の知識や知恵、若者の発想力、子どもたちの元気なエネルギー、一人暮らしの皆様が気兼ねなく参加できる雰囲気であったり、居場所や役割を得ることとを感じる生き甲斐づくりであったり、子どもから大人まで幅広い年代の連携が必要だと考えております。奄美市が逃げ遅れゼロを目指していく上で、この力が必ず必要だと思っておりますので、2期目のこの任期中も、地域とともに汗をかき、頑張っていきたいと思います。

最近ですが、私の住んでいる地域で、地元の女性陣が自然発生的に始めたことなんですが、まさに地域の力を感じた事例がありました。それは毎月、第3木曜日に独り暮らしの高齢者の御自宅に味噌汁、または、スープを配達するということです。この行為自体、とてもすばらしいことだと思います。本当にすごいことだと思っております。先日、この美しい行為、一つの奇跡が付いてきました。配達先の一人の高齢者が自宅の家の中で倒れて動けなくなっているのをたまたま配達に伺った女性が発見できたんです。2月のこの時期、倒れたままであったらと考えると、大変恐ろしく感じます。この経験を聞き、地域での見守りの大切さを改めて感じました。できることから、できることだけやっというこの女性たちの気持ちが本当に嬉しく感じますし、紛れもなく正しいことなんだなと思いました。また、手作りのお味噌汁に対して、お礼の手紙もいただいたとのことで、女性陣のやる気も、また、増したのだと思います。施政方針の中で、安田市長は新年度の思いを「繋」という一文字で表現いたしました。まさに人と人とのつながりがこの町の幸福度をあげていくことにつながるということを確信いたし

ましたし、私、個人としては、地域活性化の中にこそ、人手不足やいろいろな課題解決の糸口があるような気がしております。最近読んだ本の中で、為善最樂という言葉を知りました。善い行いをすると、善い行いをすることが最も楽しいという意味らしいです。本で読んだ言葉の意味を近所の皆さんの行動で実感することができました。私自身もこの２期目の任期中を、最も楽しい時間として過ごしていけるよう、努力していきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

１、防災について。（１）災害に強いまちづくりについて、質問します。①新しい総合計画における防災計画について。奄美市総合計画、未来計画の中では、あまり触れられてはいなかったのですが、総合計画の中で防災について語られなかったとは考えにくいという想定の下で質問させていただきます。これからの社会情勢を考えれば、高齢化社会が進み、両支援者と支援する方々の規律の変化も出てくると予想されます。そういったことを踏まえて、総合計画の中のある言葉を使って言えば、安心・安全な暮らしを守る防災力の向上。地域防災計画については、毎年毎年、見直していくという、昨日、奥議員への答弁もありましたが、逃げ遅れゼロの奄美市を目指していく上で、この計画をどうブラッシュアップしていくのか。中期的目標、将来へのビジョンなどありましたら、奄美市の考えをお聞かせください。

次の質問からは、発言席で行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。正野議員の御質問にお答えします。防災について、新しい総合計画における防災計画についてということでございますが、本市の新たな総合計画、未来の奄美市づくり計画では、安心・安全の基盤となる防災体制などの整備を進めながら、みんなで生活満足度向上を目指すこととしております。市民お一人お一人、企業や団体、それぞれが生活や企業活動の中でできる防災の取組を促してまいりたいと思います。具体的には、日頃から災害に備えて避難場所の確認をすることや、食料品など備蓄品の準備をすること。自主的な防災活動への参加などでございます。これと連なる、本市における今後の取組につきましては、個別計画である地域防災計画に基づき、引き続き実施してまいります。施策の実施に当たっては、自助、共助、公助の連携による地域防災の強化が重要でございます。そのためには、防災訓練などを通して、各関係機関、団体、企業との連携による対応能力の向上を図るとともに、自主防災組織を中心とした市民の防災・減災力の向上に努めてまいります。また、防災の基本である、自らの身の安全は自ら守るという防災意識醸成のため、出前講座や広報紙などを活用した防災関連情報の発信にさらに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

５番（正野卓矢君） 市長、ありがとうございます。地域防災計画、今ある計画、粛々と進めて行きながら、変化が必要なことは変えていながら、ブラッシュアップしていく。そして、自助、共助、公助の順ですね、地域防災力を上げていくというスタイルだと思いますが、個別避難計画や、なかなか進めるの難しいと思いますが、個別避難計画についてもですね、ぜひ、進めて行ってほしいと思います。昨日、奥議員の話にもありましたが、この防災訓練についてもですね、全員参加が私も望ましいと思いますので、ぜひ、全員参加のほうでお願いしたいと思います。市民の協力が絶対必要で、自助、防災力向上には市民の協力が必要だと感じておりますので、どう意識向上させていくか、この防災への参加に、防災訓練の参加率が、こう大事だと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。情報の把握と発信について、お聞きします。先月、行われました議会報告会で市民の方からいただいた声からの質問となります。２０２２年でしたか、トンガ噴火のとき、そして、昨年フィリピン地震の際、津波情報が発信されたのが、小湊に津波が到達してからだと記憶しております。幸いなことに被害が出なかったわけですが、万が一、大きな波が来ていたことを想像すると、とても恐ろしく感じます。情報発信が遅れたことに対してですね、何か理由があ

ればお示してください。よろしくお願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） おはようございます。それでは、お答えいたします。聞き取りのときに、2度の発信が、情報が出たということでございましたので、その点についてお答えしたいと思います。

まず、津波警報の発表が遅れた理由でございますが、名瀬測候所に確認をいたしました。2022年1月のトンガ諸島の噴火に伴う津波警報につきましては、通常地震に伴う津波とは異なる現象による潮位の変化が観測されたため、津波の観測状況に応じて津波警報を発表したということでございました。また、2023年の12月、フィリピン付近の地震に伴う津波注意報につきましては、地震発生後、直ちに求められた地震の規模や震源の位置では、奄美群島、トカラ列島には津波注意報の対象となる0.2メートル以上の津波は予想されなかったため、津波注意報を発表しなかったとのことでございました。以上です。

5番（正野卓矢君） ありがとうございます。部長、ありがとうございます。この市民の方々の声からしますとですね、与那国とか沖縄のほうでは、フィリピン地震の際、もう早々とその情報発信があったということです。奄美は20センチが到達したということで、日本中、津波注意報ですか、が出たと思いますが、奄美とトカラだけちょっと外れていたみたいな話も聞きました。そのことでですね、確実な情報の提供とか、間違った情報などに惑わされないためにもですね、複数の手段を組み合わせながら情報を得て発信していくことが望ましいことではないかと思っておりますけれども、奄美市自らですね、情報をこう、他の自治体とかですね、から、自ら入手していく必要性を感じるんですが、そのことについてお聞かせください。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。本市を含む予報区の気象情報につきましては、県システムからの通知や名瀬測候所とのホットライン等も含め、様々な方法で情報を収集をしております。しかしながら、遠隔地での火山噴火での、火山噴火や地震につきましては、どのぐらいの影響があるのか、予想が難しいこともございますので、近隣地域の状況も注意しながら、情報収集に努めてまいりたいというふうに思います。それから、災害発生時の情報の把握につきましては、災害直後から被災状況の発生を正確に把握するため、市民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集をして、併せて本市、県、消防、警察、海上保安部、自衛隊等の防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡し合うということにしております。以上でございます。

5番（正野卓矢君） 部長、分かりました。たくさんの方々なところと連携されて、情報は収集しているということですが、今回、20センチ、到達してからのことに対しての市民の皆さんの不安がありますので、自ら、他の自治体の発信とかですね、見ていただいて、ぜひ、市民の不安のないように発信していただけたらと思います。ありがとうございます。

今回、石川県の震災の記事を見えますとですね、被災した後の状況の把握が難しかったという情報がありました。もう奄美市ではですね、この万が一被災したときの状況の把握について、対策があれば、対策ですね、状況の把握について考えがあれば、お示してください。

総務部長（濱田洋一郎君） 先ほど申し上げたとおりの情報収集ということになりますけれども、また、最近では大きな災害、また、小規模の場合でもですね、その被災地の状況といいますか、その確認が困難であるというときに、県や関係機関はヘリコプター等を使って被害状況の把握に努めているということでございますので、その情報も収集をさせていただきたいと、いただくことになっているということをお伝えしておきます。以上です。

5 番（正野卓矢君） 状況の把握の遅れとかですね、情報の不足は大きな、不安の大きな部分を占めていくと思いますので、万一のときはどうするのかという、決めているとは思いますが、ニュースの記事とか見るとドローンとかですね、そういうのをを使って、こう、自治体、ヘリコプターよりも早いですし、確認もできる技術も、今、あると思いますので、いろいろな部分で考えていただけたらと思います。

次に行きます。クルーズ船のですね、寄港も増えてきて、インバウンドの誘客もあり、防災についても多言語での防災情報の発信が必要となるのではないかと思います。奄美市の取組について、お聞かせください。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。多言語での防災情報の発信につきましては、奄美市ホームページにおいて、官公庁の提供する外国人旅行者向け災害情報提供アプリ、セーフティチップスを紹介しております。このアプリは14か国語に対応しており、国内、日本国内における緊急地震速報や津波警報、避難情報等をプッシュ通知でお知らせするものでございます。また、奄美市防災、総合防災ハザードマップのウェブ版におきましても、英語版も備えていますので、御理解を賜りたいと思います。

5 番（正野卓矢君） ありがとうございます。セーフティチップス、アプリなんだと思いますけれども、プッシュ型の通知と、部長、おっしゃいましたけれども、これ、アプリ入れていないとプッシュ型の通知は届かないですよ、そうですね。このアプリの周知が、これ、奄美市のホームページ見たら、セーフティチップス載っているんですけども、なかなかこう広まっていないなと感じますので、ちょっと聞かせてもらいました。ありがとうございます。ぜひ、外国人の方々にもですね、安心して旅していただけるように、そういった周知のほうもよろしく願いいたします。

③のライフラインの整備について、質問させていただきます。ライフラインの整備について、水、ガス、電気が止まったときの対応についてお聞きします。今回の震災は私たちに自然災害の、石川県の震災ですね、私たちに自然災害の恐ろしさを改めて認識させてくれました。石川県ではライフラインの復旧に大変な時間を要しています。そういったニュースを見ていると、対策としてはどういったことが、奄美市として、対策としてはどういったことがあるのだらうと感じています。事前の対策として、耐震性を高めるために、強靱化計画の中で対策を進めているとは思いますが、その進捗について伺います。それと、実際にライフラインが万が一止まったときの対策は、事前に考えているのか。その点もありましたら、ぜひ、お願いいたします。

上下水道部長（吉 郁也君） それでは、私のほうからは水道と、あと下水道も含めまして、そちらのほうをお答えしたいと思います。上下水道における災害への対策につきましては、災害発生時の速やかな応急対策及び被害を最小限に止めるための施設の耐震化や老朽化対策の2点が最も重要と認識しております。大規模な災害に対しても、復旧作業などを速やかに実施できるよう、上下水道事業それぞれにおいて業務継続計画を策定し、日頃より体制構築に努めております。災害により断水が発生した際には、断水範囲と原因を調査、特定し、被害の状況に応じた復旧対応を行います。併せて、給水車や給水タンクなどの代替手段による水の確保を早急に図ってまいります。また、日本水道協会においても、応急復旧や応急給水の全国的な応援体制が整備されておりますので、これらの外部機関や団体にも協力をいただき、断水地域の住民へ飲料水や生活用水が速やかに確保できるよう努めてまいります。

次に、上水道施設の耐震化につきまして、浄水場などの浄水施設の耐震化割合は63.4パーセントと高い状況でございますが、基幹的な水道管においては、19.6パーセントで、全国平均や県平均を下回っております。また、昭和30年から40年代に整備された水道管の老朽化も進んでおり、管路更新計画に基づき、更新、耐震化を早急に進めていく必要があると認識しております。

続きまして、下水道施設が被災した場合について、お答えいたします。水道と同様に処理施設や下水道管路などの被災施設を調査、特定し、被害の状況に応じた応急対応を行います。また、日本下水道協会においても、応急復旧等の応援体制が整理されておりますので、これらの団体と協力し、施設等の早期の復旧を図ってまいります。

次に、公共下水道処理施設管路等の耐震化につきましては、長寿命化計画に基づき、順次、耐震化工事を行っております。処理施設内の重要施設の耐震化割合は66.7パーセントと高い状況であり、残りの施設につきましても、計画に沿って、耐震化工事を行っていく予定です。下水道管渠におきましては、重要幹線等に該当する路線の耐震化割合は20.4パーセントとなっており、こちらも全国平均や県平均を下回っておりますが、今後も計画に基づき耐震化を進めてまいります。以上でございます。

5番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。計画に沿って、こう耐震化を進めていますが、老朽化により、耐震化率が水道の場合は、必要性があると。下水道管も、下水道のほうも、そういった、数字のほう、ちょっと聞き漏らしましたが、計画にとって次々進めていってほしいと思います。その点はそれで進めていってほしいと思います。それで、水道が断水されたときに、いろいろな給水する方法があるということで、石川県のほうでも、多分、そういった形はあったと思います。離島でもありますし、実際、止まったときに同じようにこう市民の方々に水が届かない形も想像できますので、ぜひ、その、考えていくことを止めずにですね。ぜひ、万が一のときのために対策を練ってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、避難所運営について、④ですね、お聞きします。これは、昨日の奥 晃郎議員の質問でもございましたが、奄美市には現在、たくさんの避難所があり、その全てが耐震性や海拔などの条件を満たしているとは考えにくいと思います。避難所の全てを手を入れていくのも難しいと考えますし、優先順位もあるのかなと思います。実際、災害が起きた場合、行政職員も被災するわけですし、運営のほうも地域の方へ移行していくことを目指しているのだと考えています。市民の皆さんも、どうせ避難するなら環境のいいほうを選択していくというか、そういうほうに考えているのではないかと思います。今までの避難実績から見てですね、避難所を見直していく、そういった形はとれないかと思います。昨日と答弁が被る部分も多いと思いますが、ぜひお願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。本市におきまして、災害時に危険がなくなるまで一定期間、滞在し、また、災害により自宅へ戻れなくなった方が一時的に滞在する施設として、公共施設等を中心とした指定避難所が116か所ございます。津波災害などから緊急的に非難を行う高台などを対象とした、指定緊急避難場所が144か所ございます。議員御質問の避難所につきましては、災害の特徴や規模によって、比較的安全な施設をその都度選定をして開設をしているところでございます。ただ、今、議員が御提案と言いますか、御指摘なさったように、これまで一度も避難された方がいない避難所とかあるとすれば、その原因を確認するとかですね、よりこう長期にわたったときに使える避難所であるかどうかというような検証等も含めてですね、御提案のこう見直しをしないといけないという時期にも、やはり来ているのかなというふうに感じておりますので、今後、検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

5番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。私、個人的には少し縮小することで、優先的な奴から強靱化していくのも進めていけるかなと。そしたら、過ごしやすい避難所が、避難所運営ができるのかなというふうに、流れになるのかなと。市民の避難する気持ちも前向きに変わっていくのではないかなという、そういうステップをイメージしての質問でした。ありがとうございます。

災害関連死という言葉が最近聞くのですが、もちろん、奄美市も災害関連死ゼロを目指していく上で、避難所の運営が必要だと感じております。奄美市としてですね、この災害関連死ゼロを目指してい

く上で、どのような施策、また、取組があるのかをお聞かせください。また、予定でも大丈夫です。これからの予定でも。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。災害関連死の要因につきまして、内閣府がまとめた熊本地震の災害関連死の資料によりますと、避難所生活で肉体的疲労や精神的疲労、栄養障害、そして、持病の悪化、地震によるショックなどが挙げられています。そのようなことから、避難所、避難生活の長期化による災害関連死を防ぐためには、避難所における良好な生活環境の確保、避難者へのケアがまず大事だということが考えられます。本市といたしましても、このことを、まず、念頭におきまして、引き続き関係機関や事業所等との連携に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

5 番（正野卓矢君） ありがとうございます。災害関連死ゼロを目指すためにはですね、行政や医療機関、福祉機関、住民など、様々な関係者が協力して取り組むことが重要であると理解しています。一人一人が災害へ備えをしっかりと行い、災害発生時には適切な行動をとることで、災害関連死ゼロを目指していける道筋も見えてくるのかと思いますので、奄美市としてもですね、市民の皆さんの機運醸成と一緒にですね、進めていってほしいと思います。

続きまして、防災教育について、お聞きします。いつ、起こるのか分からないということを考えますと、とても重要に感じるのが防災教育です。子どもたちには災害を自分事として考える力、想像できる力、そして、生き抜いていく力を身につけていってほしいと願いますが、そのためにも、今現在の危機管理室、大島支庁などが中心となって取り組んでいる、そういった取組があると思いますが、奄美市の取組として、お示してください。よろしくお願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。本市での防災教育の取組につきましては、直近2年で申し上げますと、学校、自治会、学校や自治会、各種団体に対する防災出前講座を令和4年度は15件、令和5年度で12件、実施しております。そのほか、令和4年度には県の防災アドバイザーによる地区防災計画作成のためのワークショップを小湊地区で4回、大熊地区で5回、開催を、実施をし、地区防災計画の作成を支援しております。また、令和5年1月に本市で開催された鹿児島大学のシンポジウム、トンガ沖大噴火津波警報、避難行動の検証に参画し、津波に対する科学的知見や津波に対する避難として、垂直避難も選択肢の一つなどの認識を市民の皆様と共有させていただきました。令和5年度におきましては、令和5年12月に本市政策アドバイザーに就任いただきました、鹿児島大学の准教授でいらっしゃる井村隆介様による、一人一人が考える防災をテーマにしたセミナーを職員及びSDGsプラットフォームの会員向けに実施したところでございます。今後は市民向けの防災セミナーを行ってまいりたいと考えております。これらに加えて、令和2年度に全戸配布いたしました総合防災ハザードマップの冊子版及びウェブ版の周知、広報や、広報紙への防災特集記事の掲載。奄美豪雨のパネル展を継続して行うなど、防災に関する知識や防災情報の啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

5 番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。一人一人が考えていく防災ですね、市民向けの防災セミナー、大変期待しております。意識の向上がですね、この逃げ遅れゼロにつながっていくと思いますので、ぜひ、お願いします。

いろいろ取り組んでいることは理解いたしました。子どもたちへの協力については、少し私なりに持論がありましてですね、現状でまだ足りていない部分もあるのではないかと感じております。子どもは島の宝であります。これはいつの時代も変わることのない普遍的なものであると確信しています。今の子どもたちがですね、また、その子どもたちに生き抜いていく力をつないでいくためにも、防災教育、何ができるのか。学校での避難訓練の際にですね、マイタイムラインの導入や地域との連携とした、連

携した防災食への取組が考えられますが、施政方針の中でも、市長が触れられていた、昨年11月、大島高校の生徒からのバリアマップ、この点は特にすばらしいと感じました。自分で考え、研究して、それを市に伝え、奄美市を動かして形にしていく。これ、新しい形を見せてもらったような気がします。このような、子どもたちが自ら考え、体に染み込ませていく。そのような取組に対して期待したいわけですが、防災教育として奄美市の考えていることがありましたら、ぜひ、お聞かせください。

教育長（村田達治君） 質問にお答えいたします。各学校におきます防災教育につきましては、火災、それから、地震、津波を想定した避難訓練や関係機関による出前授業の実施等、児童・生徒の危険予測、回避能力の育成や災害発生時の行動を身につけられるよう取り組んでいるところでございます。しかしながら、児童・生徒による危険箇所調査、あるいは、危険マップ、防災マップの作成の活動については、現在は危険箇所の情報を収集する程度にとどまっているというふうに認識をしております。今後は、お話がありましたように、マイタイムラインを含め、自らの避難行動の確認や地域防災への参画意識を高めていけるような学習活動も研究しつつ、学校や関係機関と連携を図りながら、児童・生徒の危機管理能力を高める活動をさらに充実するように取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

5番（正野卓矢君） 教育長、ありがとうございます。ぜひ、取り組んでいただいてですね、子どもたちが自分事として、命を守っていく、生き抜いていく力をつけていくことを、身につけていくことを期待しております。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。2、観光行政について。ユニバーサルツーリズムについてお聞きします。まずですね、奄美市の取組、現状、課題について、お示してください。よろしくお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。本市のユニバーサルツーリズムの取組といたしましては、日本バリアフリー観光推進機構に加盟しておりますNPO法人鹿児島バリアフリースターセンターが県全体のワンストップ窓口として、ホームページにおいて、奄美大島の島内45か所の施設を紹介していただいているところであり、本市ホームページの観光関連にリンク付けさせていただき、バリアフリー情報の発信に努めているところでございます。そのほかにも、奄美大島5市町村で構成する奄美地区地域自立支援協議会にも御協力いただき、各観光施設、飲食店、宿泊施設などの受け入れ態勢の整備を促進し、安心・安全な旅行先として御来島いただくための観光地づくりに努めているところでございます。

次に、ユニバーサルツーリズムに関するおもてなしについてもよろしいでしょうか。この研修会にしましては、主催する大島支庁によりまして、今年度、奄美大島内で2回、開催しており、参加状況といたしましては、1回目が25名、2回目が15名であり、参加された方の業種といたしましては、宿泊業、観光業、福祉事業所等と伺っているところでございます。併せまして、来週月曜日、3月11日には、大島支庁の事業といたしまして、バリアフリーに関する視察研修が実施されますので、この研修への参加いたし、各関係機関等への周知も行っていきたいと思っております。おもてなし研修会の実施状況といたしましては、講座と実技が行われ、講座につきましては、誰もが気兼ねなく旅行ができるような仕組みづくりや、高齢者や障害者がアクティビティする際のサポートについて学び、実技につきましては、車椅子の方や視覚障害者の方の介助方法を学んでおり、参加者からは、今後のホテル等での受け入れ業務に役立つ有意義な研修であったなどの御意見が寄せられたことを伺っております。

次に、本市でユニバーサルツーリズムを推進していくための課題についてでございますが、本市内ではバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む施設も年々増加しておりますが、観光庁が推奨いたします観光施設における心のバリアフリー認定制度を取得している施設がない状況でございます。この

制度につきましては、今後、ユニバーサルツーリズムの推進を図る上では必要となる制度であると認識しておりますので、今後も県や福祉関係者などと連携して、観光事業所の取得へつなげる取組に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

5番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。取組、現状、課題について、お聞きしました。取組としては、鹿児島バリアフリースターセンターの主導の下、奄美市としても連携して取り組んでいるという形ですね。課題としては、心のバリアフリー認定制度に登録されている企業が、まだ一つもないと、そういうことですね。分かりました。ありがとうございます。

それでは、②県との連携について、ちょっとお聞かせください。国も県もユニバーサルツーリズムに関しては、推進している状況だと思います。この連携はとても奄美市にとって不可欠だと思っておりますが、奄美市との共同、県と奄美市と共同で、現在、行われている研修等、精度を上げていながら、より効果的な取組にしていく形がとても大切になってくるのではないかと思います。今後、どういう感じで進めていけるのか、もし、積極的に進めてほしいですけれども、奄美市としてですね、考え方があれば、よろしくお願いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。県におきましては、障害の有無や年齢に左右されることなく、誰もが安心して奄美群島の旅行を楽しめる観光コース整備やコンテンツ開発や受け入れ態勢の構築を目的に、奄美群島のユニバーサルツーリズムの普及と促進による観光交流人口の拡大に向けて、令和2年度から令和4年度にかけて、奄美群島ユニバーサルツーリズム推進事業を実施しております。この事業に本市も参画しており、奄美大島の保健福祉、観光、交通及び行政関係者を委員とした検討会や、島内の主要な観光スポットである観光施設や景勝地について、アクセス方法や公衆トイレの状況などの現地調査を行い、モデルコースの作成などを行っております。県との共同でおもてなし研修会のより効果的な実施ということでございますが、大島支庁が主催するおもてなし研修会の開催に際し、本市といたしましては、研修会の参加者が増え、より効果的な研修会になるよう、観光関係団体等への周知を行ったほか、直接、観光事業者を訪問し、参加の呼び掛けなどの協力を行っているところでございます。このような取組により、本市内でもバリアフリーの対応や積極的に情報発信を行う観光施設も増加しているところでございますので、今後も県と連携をして、奄美大島でのユニバーサルツーリズムに関する情報発信や受け入れ態勢の構築に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

5番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。おもてなし研修会、県主催でやっていると思うんですけども、先ほど人数のほうは、参加された人数。参加してくれる団体と、なかなか反応の鈍い団体があるのかと思います。今、訪問されて、こう周知を徹底していくという形ですので、ぜひ、奄美市のほうからもですね、こう、その研修会に対してはどんどん提案していく形で、前に進めていっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、③の新しい事業の取組について、お聞かせします。まだ、この令和6年度の予算委員会は通過したわけではありませんが、新年度の予算の中にですね、ユニバーサルツーリズム関連のものがあつたと思います。この新しい事業、ユニバーサルツーリズム受け入れ態勢整備事業、これに取り組むことでですね、推進されると、期待されることがあるとしたら何でしょうか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。令和6年度の当初予算に計上させていただいております、ユニバーサルツーリズム受け入れ態勢整備補助金につきましては、ユニバーサルツーリズムの視点で高齢者や障害者、妊婦や赤ちゃん連れの方など、誰もが快適に安心して滞在できる環境整備するため、本市内の宿泊業、飲食業、観光業などを対象といたしまして、バリアフリー

の整備に対して支援する補助事業を予定しているところでございます。具体的な補助対象といたしましては、聴覚障害がある方にも対応できるよう、筆談用のタブレット端末の導入費用や車椅子の方や視覚障害の方がスムーズに通行できるための段差解消の改修費用、そのほかにも、点字のメニュー表作成の費用などの一部に助成できるよう想定しているところでございます。本補助金を実施することで、バリアフリーの受け入れ施設の充実化や、先ほどお話をさせていただきました、観光施設における心のバリアフリー認定制度の取得に向けた取組にもつながるものと期待しているところでございます。以上でございます。

5 番（正野卓矢君） ユニバーサルツーリズム受け入れ態勢事業については、誰もが安心して過ごせるような環境整備、聴覚に問題がある方にはタブレットで、そして、点字のメニューとか、いろいろ考えられて。そして、心のバリアフリー認定制度についても、取得できるように推進していかれると思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。これが進むことによってですね、発信力も上がっていくと思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。

それではですね、④長期的な政策、将来のビジョンについて聞きたいと思います。奄美市、新しい未来計画との親和性も高く、ありのままの島の魅力を引き出せる可能性、高齢化社会に向けて必要なユニバーサルツーリズムであります。観光メニューとしても進めていくべきだと感じています。奄美市として、将来のビジョンがありましたら、お示ください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。先ほどの答弁と若干重複するものもございますけれども、御了承ください。観光庁によりますと、ユニバーサルツーリズムとは全ての人が楽しめるようつくられた旅行であり、高齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指す観光とあり、本市といたしましても、魅力的な旅行形態であると捉えており、少子高齢化が進む状況の中で潜在的な需要が大きい高齢者や障害者等への対応は、将来を見据えた旅行需要の喚起、経済の活性化を図る上でも重要であると認識しているところでございます。本市の取組といたしましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、これまでも県が実施しております奄美群島ユニバーサルツーリズム推進事業の参画やおもてなし研修会の協力、そのほかにも、奄美地区地域自立支援協議会にも御協力いただき、宿泊施設や飲食店等の受け入れ態勢の整備を促進するなど、ユニバーサルツーリズムの推進にも努めてきているところでございます。さらには、先ほども答弁させていただきましたが、来年度、予定しております、ユニバーサルツーリズム受け入れ態勢整備事業補助金を実施することで、施設の充実化やおもてなしの心のバリアフリー認定制度の取得に向けた取組につながり、ユニバーサルツーリズムの普及、促進や環境整備を図ることができるものと期待しているところでございます。将来的には、高齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行先となるよう、県や観光、福祉団体等の民間事業者と連携して、受け入れ態勢を強化し、旅行者が安心して何度も来島していただくような観光地づくりに努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようよろしくお願いします。

5 番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。将来のビジョン、そうですね、誰もが楽しめる島旅にしていっていただきたいと思います。私なりにですね、ユニバーサルツーリズム、魅力を調べてみますと、その魅力とニーズの高まりを感じているから、今回の質問に入れさせていただきました。その魅力として、市場の拡大であったり、地域経済の活性化、多様性の理解、また、パラスポーツとの親和性や企業の成長、そして、個人的な幸せなどが挙げられると思います。誰もが旅を楽しめる社会、これを目指す取り組みです、ユニバーサルツーリズムはですね。高齢者、障害者、乳児連れなど、あらゆる人が旅行の喜びを分かち合えるようにですね、バリアフリーの環境整備や情報提供、多様なニーズなどの対応が、行っていくことが大事になってくると思います。その魅力は多岐にわたります。今後、ますま

す重要性を増していくと考えていくツーリズムであると思いますので、ぜひ、奄美市にはですね、県、そして、国、民間企業、福祉との連携をつくり上げてですね、市民の皆さんと情報を共有していったほしいと思います。なかなか福祉との連携、難しいかと思いますが、ふるさと納税の体験型のメニューとか、今年から始まっていると思いますが、そういった中に、こういったユニバーサルツーリズム、福祉との連携したやつをですね、着地型のメニューで提案していくのもいいのかなと、個人的には思っています。鹿児島バリアフリーツアーセンターではですね、見えてくる課題、バリアなどを難しいと考えるのではなく、パーソナルバリアフリー基準という仕組みを利用しているみたいです。観光地をありのまま紹介することで、旅行者本人がその場所に行くのか、行かないのか、これを判断していくシステムです。例えば、長いスロープの先にある絶景の展望台などの紹介の仕方、個人の判断は違ってくると思いますが、相談や提案をしながら、合理的配慮で解決策を探る仕組みづくりです。寄り添い方としてもすばらしいなと感じました。一つずつですね、丁寧に取り組んでいくことで、誰もが心から楽しめる美しい島旅は広がると思います。ゆっくりと滞在していただきですね、心も体もリフレッシュしていただくユニバーサルツーリズムを目指してほしいと思います。市としてもですね、積極的に推進していくことをお願いして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きましてですね、3、新しい新たな財源について。1、休眠預金についてお聞かせください。まずですね、休眠預金とは、という概要についてお示しください。よろしくお願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。休眠預金とは2009年1月1日以降、10年以上、金融機関に預けられたまま、長期間、取引のない普通預金、定期預金、貯金、定期積立等のこととございます。休眠預金となったあとも、引き続き取引先の金融機関で引き出すことは可能でございます。休眠預金活用事業とは、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づきまして、休眠預金を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度として、2019年から始まっています。本制度は人口減少や高齢化等の経済社会情勢の急速な変化による生活の質や水準への影響等、国や地方自治体では対応が困難な様々な社会課題に対し、休眠預金を活用するのでございます。国としましても、前例のない社会実験と位置づけ、まずは社会の諸課題の解決に結びつく具体的な事例を創出し、民間公益活動の進捗状況に応じて段階的に規模を拡大させていく考えでございます。以上です。

5番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございました。詳しい説明、詳細な説明、ありがとうございました。

次に行きます。国全体の予算、年間の予算について、お示しください、お願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） 年間の予算、事業規模、予算も含めてお答えしたいと思います。休眠預金、休眠預金等は平成26年度から28年度の実績平均で、年間1、200億円程度発生しており、払戻額を差し引いても700億円程度は残っていると言われております。国としましては、段階的に規模を拡大させるということが適当であるとして、現段階では100億円程度を活用するとしていますが、将来的には年間数百億円規模の資金配分を行う予定とされております。休眠預金を活用して事業を実施する際、資金分配団体が行うプロジェクトに応募する必要がありますが、このプロジェクトごとに活動費の上限額を1団体当たり2、000万円から6、000万円と設定されています。以上です。

5番（正野卓矢君） ありがとうございます。国全体の予算が、毎年、休眠預金として考えられるのが1、200億円程度出てきて、いろいろ諸々問い合わせた結果、700億円ぐらいが残ると。社会実験という考え方から、そのうちの100億円ぐらいを休眠預金活用事業として予算化しているという形でですね、ありがとうございます。将来的にいけば、数百億円の規模になる可能性もあり、いろいろ、多

分、この社会的実験で有効であるという事例がたくさん出てくる必要があると思いますが、1団体2,000万円から6,000万円と、相当大きい金額だと思いますので、ぜひ、奄美市としても進めていってほしいと思います。

それでですね、もう③に移らせていただきます。具体的な活用事例というのがありましたらですね、全国で有効な活用事例などがありましたら、こういった団体が選ばれているのかまで、よろしくお願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） まず、休眠預金を活用した公益に資する活動の具体例というところでお答えしまして、詳細は、また、後ほどお答えしたいと思います。休眠預金を活用する際に、優先的に取り組む三つの課題がございます。資金分配団体及び実行団体がその課題に対して、活動を行っておりますが、一つ目は、子ども及び若者の支援に係る活動でございます。具体的には、経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもと若者の育成支援、日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援。社会課題の解決を担う若者の能力開発支援活動などがございます。二つ目は、日常生活、または、社会生活を営む上での困難を有する者への支援に係る活動でございます。具体的には、働くことが困難な人への支援、孤独、孤立や社会的差別の解消に向けた支援。女性の経済的自立への支援活動などがございます。三つめは、地域社会における活力の低下、その他の社会的な困難な状況に直面している地域の支援に係る活動でございます。具体的には、地域の働く場づくり、地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援。安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援活動などがございます。申し上げた課題以外にも、社会課題の解決において、多大な影響や効果のある事業、効果のある活動も行われているところでございます。以上です。

5番（正野卓矢君） 部長、ありがとうございます。具体例として、子どもと若者の支援に係る活動と、生活困難者支援活動、そして、地域活性化支援事業。その中で、経済的困窮や家庭内に抱える、子ども、若者に対しては、家庭内に課題、課題を抱える子どもの育成や、日常的、社会的な生活困難支援という中では、孤独、孤立、または、女性の経済的支援。地域課題としては、安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援などが、こう、具体例として休眠預金を使用されているという形ですね。ありがとうございます。これ、とても大きな額を使っていくので、とても魅力的な新しい財源だと思いますが、奄美市におけるですね、活用事例と、金額も大きいですし、新しい財源となり得ると感じますので、今後の取組までありましたらですね、お示してください。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。本市における休眠預金を活用している事例を紹介させていただきます。2022年度、通常枠において、NPO法人フリースクールMINE様が実行団体として採択を受け、活動を行っています。デジタルでつなぐ、つながる子どもの居場所事業として、不登校児童に対してデジタルを活用した学びや居場所づくりを行い、新しいコミュニティづくりができるような人材の育成を行っています。本制度を調査するに当たり、鹿児島県内では本市を含め、活用実績が少ないということが分かりました。地域課題が多くある中、制度の周知を図る必要があると感じたところでございます。そこで、これまで本市において、奄美での休眠預金活用事業の仕組みと可能性をつくと題したソーシャルビジネス次世代フォーラムin奄美を昨年12月に開催いたしました。また、本年2月には、奄美SDGs×休眠預金活用事業の機運醸成と可能性を探ると題しまして、九州休眠預金実践経営戦略会議in奄美を開催したところ、それぞれ30名程度の参加者がございまして、興味の高さがうかがえました。休眠預金活用事業は活動団体の自主的な取組が基本となりますが、本市が進める官民連携、SDGsとの親和性が高いということから、採択にはSDGsの視点が必要であるということも含めまして、本市として休眠預金活用に関する周知及び理解促進や機運醸成に向けた側面支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

5 番（正野卓矢君） 部長，ありがとうございます。MINE さんはこの事業を採択されるまでですね，なかなか大変な道のりだったのではないかと想像できますが，この休眠預金を活用することですね，このMINEさんにとって，奄美の子どもたちが自分らしさを見つけ，可能性を広げ，自分の力で生きていくこと。そして，地域社会へ貢献する，そういったのが育ってほしいなと期待しております。奄美市の取組としてはですね，まだまだ周知が，皆さんが知っていないということですね，マッチング的な，旗振りの役割だと思います。大きな資金調達が望める分，実行事業の公益性などが求められていると思います。社会的課題に取り組んでいる団体が，このことを知ってほしいですし，また，新たな民間団体の財源確保の手段としてですね，大きな可能性があると思いますので，奄美市には，ぜひですね，周知する以外に，いろいろ力を貸してサポートして行って，この休眠預金を活用できる事業を拡げてほしいと思います。あと1分。

それではですね，最後に，この3月をもってですね，奄美市役所を退職される皆様。長年にわたり奄美市政の発展のために御尽力くださり，本当にお疲れさまでした。ゆっくりと休まれてですね，今後は一地域人として，これまでの奄美市職員として培われた力を発揮していただけたらと思います。皆さんにとってすばらしい次のステージであることをお祈りしております。まだ1か月近く時間は残っておりますが，本当にお疲れ様でした。

これで，私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で，チャレンジ奄美 正野卓矢君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き，一般質問を行います。
公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

17 番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様，議場の皆様，インターネットで御覧の皆様，おはようございます。公明党の栄 ヤスエでございます。ここで，議長の許可をいただき，質問順番の訂正をお願いいたします。質問，主題の2，安心・安全対策について，（2）の3を4に，4を5に，5を3に，この順番で質問いたしますので，よろしくお願いいたします。5が3です。

議長（奥 輝人君） 分かりましたか。

17 番（栄 ヤスエ君） よろしいでしょうか。

質問に入ります前に，少々所見を述べさせていただきます。はじめに，1月1日の石川県能登半島地震により，お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに，御遺族並びに被災された全ての皆様に対しまして，衷心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い被災地の復旧，復興を心からお祈り申し上げます。また，11日は東日本大震災から13年を迎えます。大震災からの教訓を忘れず，災害による逃げ遅れゼロを目指し，私自身，行政とともに，市民の防災意識の向上にも取り組んでまいりたいと思います。

また，3月1日から8日までは女性の健康週間。そして，3月8日は国際女性デーです。1975年に制定され，イタリアではミモザの日とされ，女性に感謝を込めて，愛や幸福の象徴であるミモザの花が贈られています。先日，行われた奄美市SDGsアワードで男女共同参画の活動を本市と共同で取り組んでまいりました民間団体が社会部門におきまして，エンパワーメント賞を受賞いたしました。ありがとうございます。エンパワーメントは一人一人が本来持っている力を発揮して，自らの意思決定によ

り、自発的に行動できるようになるとの意味があります。一人一人が自分らしく生きられる幸せの社会、また、島にするためにも、私自身も働いてまいる決意でございます。

そして、今日・明日と、本日、明日と5日と6日は市内の公立高校の入試日でもございます。この場を借りまして、受験生の皆様にエールを送りたいと思います。頑張っていたきたいと思います。頑張ってください。

そしてまた、3月3日は耳の日でもございます。耳の日は、すいません、失礼しました、このことも踏まえまして、それでは五つの質問をさせていただきます。すいません。3月3日は耳の日でございます。耳の日は難聴と言語障害を持つ人々の悩みを少しでも解決したいという社会、福祉への願いから始められたもので、日本耳鼻咽喉科学会の提案により、昭和31年に制定されました。ちなみに、3月3日は電話の発明者であり、聾教育者であったブラハム・ベルの誕生日でもあります。

それでは、(1)ヒアリングフレイル、耳の聞き取る機能の衰えについて、質問させていただきたいと思います。この質問は令和5年第2回定例会でも取り上げました。このヒアリングフレイルは、聴覚機能の低下によるコミュニケーションの問題やQOL、生活の質の低下など、身体的な衰えでフレイルの一つでございます。聴覚機能の低下が認知症診断の結果の過小評価につながる可能性などを分かりやすく伝えるために、東京大学名誉教授秋山弘子先生の御協力の下で脳科学研究所所長の中石真一路氏により提唱された新しい概念でございます。今では65歳以上の過半数の方に聞こえの問題があると言われております。2015年に厚生労働省が公表いたしました認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランにおきましては、難聴は認知症の危険因子の一つとして挙げられております。令和5年第2回定例会の部長答弁におきましては、難聴が生活の質や認知機能の低下に影響を与える一因であると考えられるということでありますので、生活の質の維持や介護予防のためにヒアリングフレイルに関する対策は必要であるという認識は持っておりますというふうにございました。それでは、このことも踏まえまして、5点につきまして、質問させていただきます。

①ヒアリングフレイル予防として、その後の本市の取組を伺います。

次の質問からは、発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（永田孝一君） おはようございます。それでは、ヒアリングフレイルの取組について、答弁させていただきます。加齢とともに耳の聞こえの力が衰えてきます。少しずつ進行していくため、聞き取りが悪くなっていくという自覚がない場合もあるということでございます。その影響といたしまして、相手が話していることが正確に聞き取れず、会話が上手いかない、人とのコミュニケーションが困難になってくると。社会との交流の減少から孤立化が招かれる恐れもあると。そのことによって、生活の質や認知症機能の低下が懸念されるというところは、もう議員から御案内されたとおりです。そのようなことから、耳の力の、聞こえの力の衰えについての予防ということで、取り組みでございますが、令和4年度には地域の予防教室、介護予防教室において耳の聞こえチェック、これ、アンケートなんですけれども、実施しております。医療機関の受診を勧める等の取組が必要な方も見られたいうところ です。令和5年度におきましては、地域の介護予防教室で本市の保健師により、介護予防の体操や口くうケアなどと併せて、耳の聞こえの力の衰えとその影響、難聴の予防や重症化を防ぐ上で注意することなどの講話。それから、簡単にできる耳のマッサージなどに取り組んでいるというところでございます。

17番（栄 ヤスエ君） 答弁いただきました。前回の答弁とほぼ変わらないというか、アンケート調査を行った上で、また、健康調査も、健康教室などでも、諸々、お話をされていて、耳の、令和5年度には保健師の方によるそういったマッサージとか、そういったものもされているというふうな、市の取組

を聞かせていただきました。

それでは、2番目の質問に入りますけれども、聴覚機能低下がもたらす認知症の進行のリスクということで、本市として、このリスクに関してはどのように考えて、対策を講じているのか伺います。

保健福祉部長（永田孝一君） 耳の聞こえの衰えによって、最初に支障になってくるところが、他者とのコミュニケーションであるということは、難しくなってくるということは言えると思います。それに加えて、コミュニケーションが困難になったことから、社会との交流がなくなる、孤立化になる。そのことによって、認知機能への影響が出てくるという流れではなかろうかと考えております。したがって、耳の聞こえの衰えによって、コミュニケーションがとりづらくなった方への、家族をはじめとした周りの方々の配慮の仕方、そのような方の孤立化を防ぐ取組が必要になってくると思っております。本市といたしましては、これまでも認知症サポーター養成講座や認知症、高齢者のボランティアゆいともなどの認知症に対する周囲の方々の理解、それから、サポートを深める取り組みや、高齢者の孤立化を防ぐための居場所づくり、住民の支え合い体制などをしております。その聞こえの力の衰えによって、認知症のリスクはあるとは認識しておりますけれども、それは孤立化によるものだというところから、それを防ぐための取組というところを御紹介させていただきました。

17番（栄 ヤスエ君） 分かりました。耳が聞こえないというかですね、認知症になっていく、進行が、今、部長のほうは孤立、孤立化というんですかね、そういったことをおっしゃっていたんですけれども、やはり一人住まいの高齢者もだんだん増えてまいりますし、どうしても会話がないとかいうのもありますし、例えば教室だとか、そういったところに入っていたときに、どうしてもこう聞こえが悪い、聞こえづらいときには、周りの方たちはもう一生懸命、いろいろなお話はしているんだけど、自分だけが取り残されてしまうとか、やっぱりそういったところでコミュニケーションがとりづらくなって、そういったところの、そういった公の場とか、コミュニケーションの場ですね、集まる場にもなかなかいなくなってしまうと、やっぱり孤立していくという流れができてくると思います。認知症のセンターの方からお聞きしたんですけれども、認知症として病院に来て、診察を受けるということで診察を受けたときにですね、なかなかこう、会話というか、やっぱり泣いちゃう、何て言うかね、聞こえが悪いとぼーっとしてしまう傾向性が、どうしても、会話ができないのであります。そういったぼーっとした対価で、やっぱりこう周りの方は認知症じゃないかというふうに思われて、その方を病院に連れていかれたそうなんです、実際に診断の場になったときに、いろいろこう調べたときにですね、ちょっと耳、耳垢、あれですけれども、耳垢が溜まっていて、そのことが原因で少しぼーっとしていたとか、いろんなことがあられるみたいなんです。なので、いろんな場合もあると思いますけれども、やはりこう、少しぼーっと言うんですかね、こう、会話がこう上手くいかないなど、高齢者の場合には、そういったこともしっかりと疑いながらですね、ちょっと難聴ではないのかなというふうなことも疑いながら、病院をちょっと受診してください、されてはどうですかとか、そういったことも、今後、ちょっと必要になってくるのかなと思いましたので。やはりコミュニケーションがとれないということが、一番つらいものだと思いますので、そこら辺を、また、認知していただきたいと思います。

そして、次の3番目の質問になりますけれども、ヒアリングフレイルという新しい概念なんですけれども、しっかりこういったことをですね、市民に周知していく必要があると考えますけれども、本市をお考えを伺いたいと思います。

保健福祉部長（永田孝一君） 市民への周知というところでお答えしたいと思います。議員が御紹介していらっしゃる通り、難聴で一番影響があるのがコミュニケーションをとるところだと思います。耳の聞こえの力が衰えて、人との会話に自信を無くしてしまい、人との交流を避けたり、閉じこもりがちな方に対しては、家族など周りの方々が配慮してコミュニケーションをとる必要があるということと

ころでございます。このようなことから、周知というところでは、耳の聞こえに不安のある方が安心して生活できる環境を整えるために、難聴へ対する理解と話し手が気を付けてコミュニケーションをとるポイントなどをまとめたパンフレットを作成しようと、パンフレットの作成ですね、を考えております。市民の難聴に対する理解を深めてまいりたいと考えておりますので、現在、そのパンフレットの内容について検討している段階であるというところです。

17番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。しっかりまた、認知症を、しっかりと認識していただきまして、パンフレットの作成も、今、進めているというふうな、ありましたので、しっかりまた、パンフレット、作成する中身的なことも、しっかりと専門家の方にはしっかりと聞き取りとかですね、いろんなアドバイスを受けながら、本当にそう、身になるようなですね、しっかりとされるようなパンフレットの内容にもしていきたいと思いますので、これはもう、要望させていただきます。また一歩、前に進んだかなというふうに思いますので、感謝申し上げます。

それでは、次の質問になりますけれども、この高齢者を対象にですね、耳の健康チェックですね、パンフにも入れてほしいんですけども、耳の健康チェックをするヒアリングチェックというのがあるんですけども、そういったことを健康教室だったりとか、そういった集まりの場にですね、取り入れていく考えがあるのか、伺いたいと思います。

保健福祉部長（永田孝一君） ヒアリングチェックにつきましては、現在のところ、自覚症状としてのそのアンケートになる聞こえの確認をしたというところでございます。機器等を使ったことについては、まだ検討に至っている段階ではないというところです。まずはパンフレット作りから始めて、周りへの周知というところから始めたいと思っています。

17番（栄 ヤスエ君） 承知いたしました。アンケート調査をしたということでありましたので、しっかりまた、そこも周知、チェックとかですね、含めて、今後もしていただきたいなというふうに思います。

次の質問ですけれども、5番として、行政として、ヒアリングフレイルサポーターという、養成講座が、民間の方が、民間でこの研修会、養成講座を研修会をもっているんですけども、このヒアリングフレイルサポーターの研修を受けることで、難聴に対するいろんな知識であったりとか、例えば難聴者に対するこう対応の仕方だったりとか、そういったものが学べる研修会があります、養成講座がありますけれども、今、全国でもこのヒアリングフレイルサポーターの受講生、受講される方として、医療関係者ですとか、やはり行政の方とか、介護事業所の方ですとか、様々、その方たちとこう触れ合える方たちが、この研修を受けて、このヒアリングフレイルのサポーターの養成講座を受けられて、認定を受けられております。そして、また、現場でいろいろと活動されているというふうに聞いておりますが、こういったこともですね、必要だと思いますので、ぜひ、このヒアリングフレイルサポーターの養成講座もですね、市のほうとして、研修の機会ができないかということでお考えを伺いたいと思います。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、ヒアリングフレイルサポーターについて、お答えいたします。難聴高齢者や聴覚障害者とのコミュニケーションを行う場合の、聴覚の基礎知識でありますとか、対話支援術を学んで、相手に安心していただきながら対話できる資格という理解をしております。しかしながら、ヒアリングフレイルサポーター養成講座の開催については、他自治体でも当該資格の講座を開催していることは承知しておりますけれども、資格そのものが公的なものではなく、民間企業が提案している一つの資格であることを踏まえ、本市が当該資格を推奨して、養成講座を開催することについては、少し慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。重ねの答弁となりますけれども、ヒアリングサポーター養成講座の趣旨と同様と考えられる、難聴の方とのコミュニケーションのと

りかたについて、パンフレット作成等で周知ができたらと思っております。それから、ちょっとヒアリングサポーターとは違うんですけれども、市の取組としましては、市の窓口到手話通訳士を配属しております。これはもう、手話ができる方じゃないと駄目なんですけれども、この窓口到手話通訳士がいる自治体というのは、そうそうないんじゃないかと考えております。それらの取組も、市としては実施しておりますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

17番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。民間の研修ということですので、これはまた、オンライン等でも受けられる研修ということですので、また、こういったものを周知していただくと、それぞれに申し込みをされて受けられる研修でもあるということで認識しておりますので、周知のほうもよろしく願います。また、本市の取組として、窓口到手話通訳士の方が配置されているということは、本当に私も認識しております、本当にありがたいことだと思います。本当に難聴とか、また、聴覚に障害がある方たちが、やはりこうコミュニケーション、また、市の窓口ですので、いろいろ御相談事等もあると思いますので、そういったところの機会を設けてですね、そういった方たちへの対応、してくださっていることに感謝申し上げます。ありがとうございます。本市では3月2日に耳の日の集いということで、奄美難聴者・中途失調者協会の主催で、奄美病院、認知症疾患医療センター、そして、奄美市認知症の人と家族の支援者の会、まーじんまの協賛、そして、奄美市にも後援いただきまして、そしてまた、カクイックスウィング名瀬営業所の後援ということで、開催されたと伺っております。このヒアリングフレイルの提唱者の中石真一路さんが来られて、講師を務めたということで、大勢の方が受講されたというふうに聞いております。本当に加齢性難聴とともに、ヘッドフォン、今、若者のヘッドフォンの難聴というのも増えているそうです。そして、騒音の作業者の従事者の方たちですね、建設関係とか、そういった騒音がある従業員の方たちも含めて、難聴が多くなっているというのを聞いておりますので、そういった対策も大切になると、今後、大切になると考えます。本市においては、さらなる市民への周知と、また、啓発に取り組んでいただきたいと思いますので、しっかりまた、パンフ作成を、しっかりと中身のあるものにしていただいて、難聴に対する理解を市民の皆様に図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。山形県の山形市では、山形市聴こえくつきり事業、これ、前回も紹介させていただきましたが、こういった聴こえくつきり事業を創設しまして、介護予防教室とかですね、耳からの健康講座を開催して、また、ヒアリングフレイルをまずは知っていただくということからスタートして、また、言語聴覚士によるアプリにですね、アプリで、みんなの聴能力チェックというのを、アプリを使って、聴力検査をしまして、その検査の中で、轟音聴取力というのが60パーセント未満の方には、その言語聴覚士の方が補聴器相談員を紹介して、1回、補聴器のほうも行かれたらどうですかということで、紹介をしまして、そして、補聴器購入された方への、購入したあとのフォローも、フォローアップも行うというような、この関連した、一貫の事業をされております。また、認定補聴器専門店で補聴器を購入した方への一部助成ということで、もしております、補助額は上限4万円というふうに聞いております。対象者は、この両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満の方、70デシベル以上になりますと、身障者、身体障害者の手帳が交付されますので、その身体障害者に行かない、その手帳の発行には行かないレベルの方たちへの助成をしているということで。補聴器の基準額として、これは、あくまでも基準額なんです、ポケット型で4万3,200円。耳掛け型で5万2,900円。耳穴式で13万7,000円。そして、骨伝導というのものもあるんですけれども、そのポケット型で7万100円など、これは、片耳だけの額になりますけれども、こういった額を提示しながら、補助、助成を出されているということです。全国の自治体でも、認知機能の低下やフレイルの振興を緩やかにすることで、生活の質を維持し、積極的な社会参加の支援ができるように軽度、軽い方ですね、中等度難聴に対する補聴器購入の助成は重要であるというふうな認識も広がりつつあります。認知機能低下の予防として、また、市民の経済的負担も、高価なものからありますので、そういつ

た経済的負担の軽減のためにも、（２）の質問になりますけれども、この６５歳以上の身体障害者手帳を持たない高齢者を対象とした補聴器購入費の助成が、本市としてできないか、考えを伺いたいと思います。

保健福祉部長（永田孝一君） 補聴器購入の助成というところの少し質問でございます。難聴が高齢者に与える影響としまして、他者とのコミュニケーションをとることが困難になると。そのことが孤立化を招き、生活の質や認知機能の低下をもたらすということが懸念されるという、先ほど答弁をしました。補聴器購入の助成制度を導入している自治体も年々増えているということで、そのことについては承知しているところです。先ほど、山形の御紹介がありましたけれども、県内では令和４年度から曾於市が補聴器導入助成制度を導入しているようでございます。補聴器購入助成制度につきましては、独自の財源ということになりますので、長期的な財政状況によって考える必要があるということ、まず、考えております。本市の６５歳以上の高齢者人口は、令和７年度にピークを迎え、その後、減少にはなりますが、７５歳以上の人口につきましては、令和１７年度までは増加すると。８５歳以上の人口は令和２７年度まで増加していくと。６５歳以上の全体は減るんですが、７５歳以上、８５歳以上については増加していくと。このような超高齢化社会が見込まれている状況でございますので、介護保険や後期高齢者医療などの給付費の増加が認められると。これらの給付については、市の財源も使っております。また、独自の財源で実施している敬老祝い金やご達者ご長寿応援事業、食の自立支援事業なども、今後、事業費の増加が見込まれるという状況でございます。このようなことを踏まえますと、負担が必ず必要な介護保険などの給付。それから、独自財源で実施している既存事業と別に、新たな独自の財源で実施する事業については、慎重に検討する必要があるのかなと考えております。国において、補聴器の装着の有無による認知機能の低下に関する調査も進めていると伺っております。このような調査結果を受け、国が補聴器購入に対する公的助成制度をどう考えていくのか。また、県の動向なども注視したいと考えております。全国市長会では、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設も提言しているということを伺っております。いずれにいたしましても、補聴器購入助成制度の導入につきましては、将来的な財政状況を見通した上で、国や県の補聴器購入助成制度に対する動向なども注視し、慎重に検討させていただきたいと考えております。

１７番（栄 ヤスエ君） 分かりました。難しいということで、認識をいたしましたので、今後、また、検討課題として、また、国の動向も見ながらなんですけれども、ぜひ、また、検討していただきたいと思ひまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に入ります。日々の健康相談など、アウトリーチ時には、勤務時間を超えての時間外の対応など、現場の職員の皆様には本当に敬意を表しながらの質問でございますけれども、（３）の、本市における児童等に対する、必要な支援体制について伺います。本市においては、妊娠から出産、子育てなど、切れ目ない支援体制の環境を整備しているものと認識しております。新年度予算では、児童手当の拡充や低所得者の妊婦への初回受診料の支援など盛り込まれておりまして、現在、妊娠期から子育て期の総合的な相談支援を、健康増進課の子育て世代包括支援センターで実施しており、子ども家庭総合支援拠点も設置をしております。０歳児から１８歳までの全ての子どもが地域で健やかに成長できるような相談について、電話や面接などへ応じて、実情に応じた適切な支援につなげているものと認識はしております。そのことを踏まえて、令和４年の６月１５日には、改正福祉法等の一部を改正する法律におきまして、市町村は子育て包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置の意義や、また、機能を維持した上で、組織を見直すということで、子ども家庭支援センターの設置に努めるということとしております。施政方針の中でも子育て支援を重点施策とする市長の意気込みを感じておりますけれども、そこで質問をさせていただきます。国は全国の市町村へ子ども家庭センターの設置を推進しておりますが、本市の今後の取組を、お考えを伺います。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。令和４年度の児童福祉法の改正の主なものの一つに、子ども家庭センターの設置が努力義務として示されております。議員も御承知のとおり、本市の体制といたしましては、令和４年度から子ども家庭総合支援拠点を設置し、福祉政策課にて家庭児童相談室の業務を、健康増進課にて、子育て世代包括支援センターの業務を分担し、養育等に課題を抱える子どもや世帯について、両課で連携しながら業務を行っておりますが、子ども家庭センターはこの二つの機能を生かしながら、一体的な組織として新たに示されたものでございます。御質問の本市の考え方でございますが、昨年１２月に国からガイドライン案が示され、年明けに市町村向けの説明会もございましたが、補助金制度への影響など、詳細が未定の部分もございますので、令和６年度以降、本市の子ども家庭センター設置の可否も含め、検討を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

１７番（栄 ヤスエ君） それでは、次の質問でございますけれども、まだこれからということになりますが、②、子ども家庭センターになることで何が変わるのかということと、２点、ちょっと一緒に質問しますけれども、この子ども家庭総合支援拠点、子育て支援センターへの人員配置についても変わるのかということで伺いたいと思います。２点、お願いします。

福祉事務所長（石神康郎君） 子ども家庭センターになることで何が変わるのかという御質問でございますが、国は子ども家庭センターを設置することで、妊娠期から子育て期まで、一体的な支援や相談を行うことを目指しております。現在、本市の状況といたしましては、福祉政策課と健康増進課が同じフロアに隣接して業務を行っているため、窓口対応や情報共有も図られております。また、ケースによって関係機関との連携した対応も図られておりますことから、機能的にはニーズに対応できているものと認識をいたしております。

両機能の人員配置も変わるのかとの御質問でございますが、子ども家庭センターの要件の中で、センター長と統括支援員の設置が示されており、その職務内容として、センター長は組織全体のマネジメントを行う責任者。統括支援員は母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、十分な知識を有して全体を俯瞰して判断できる者と示されておりますことから、本市が子ども家庭センターを設置する場合には、職員の配置についても十分配慮する必要が出てくるものと考えております。現時点では本市各関係部署、学校、児童相談所などの関係機関。また、令和５年度に新設いたしました、つながる相談室とも連携して、問題を抱える子どもや保護者への継続した支援や対応をいたしておりますが、国の方針なども踏まえて、令和６年度以降、子ども家庭センターの設置の可否について、検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

１７番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。今後、可否を問うということで、考えていくということなんですけれども、今、何が変わるかということで、センター長が設置されることと、統括支援員というのが配置されるということでありましたので、それも、しっかりとまた、しっかりと知見を持った、また、現場の感覚が分かる、そういった人材の確保というかですね、現在もいらっしゃると思いますけれども、そういった方たちの人材をですね、また、取り入れることも必要な方だと思いますので、そういった人員配置もですね、しっかりとやっていただくということも含めてですけれども、今後、考えていただきたいというふうに思っております。本当にこう、ボトムの大きい、本当にこの業務、業務でございますので、本当にこう、時間外であつたりとか、いろいろな意味で、心身的にもですけれども、その支援員だったりとか、センター長とか含めて、大変な仕事にはなると思いますので、そこら辺もしっかりと念頭におきながら、また、人員も、配置もお願いしたいと思います。

そこにも含めて、次の質問なんですけれども、新年度に重点政策推進監、仮称なんですけれども、配

置るようでございますが、どのような人が配置されるかということでありますけれども、やはりコーディネーター機能ですとか、そういったことも含めて、今、奄美市のほうでは、待機児童ですとか、保健福祉分野における重点施策に対してということで、この推進監が配置されるというふうに書いてはありましたが、そのことについて、どのような人が配置されるのかということで、質問させていただきます。どのような人、すいません。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えをいたします。新年度から待機児童対策など、保健福祉分野における重点政策に対して、課題解決のために、組織を横断した対応に迅速に取り組めるよう、新たに重点政策推進監を配置することといたしております。議員がこれまで御質問されたように、保健福祉分野の課題は多岐にわたり、そのいずれもが住民生活に密接する重要なものでございます。中でも待機児童対策をはじめとする喫緊の課題におきましては、分野横断的に対策を講じていく必要性も高まっております。そのため、新たに配置する重点政策推進監においては、保健福祉分野、部門における総合的な政策立案、事業調整機能の発揮等も期待するところでございます。以上です。

17番（栄 ヤスエ君） 失礼いたしました。質問の前が、どのような方ってことでしたので、しっかりまた、そういったことに、しっかりコーディネートとか、横断的に調整ができる、そういった人材というふう認識をしておりますので、しっかりとそういった方を配置してくださるよう、また、これは要望して終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。（1）番の安心・安全対策について、（1）でございますが、本市の小・中学校、また、体育施設にあるAEDについて、質問します。AEDは体の外に貼った電極パット、2枚は胸に貼ると、自動で心臓の状態を診断し、必要なときのみ電気ショックを与えます。心臓が小刻みに震え、痙攣した状態になっている場合は、酸素を含んだ血液を全身に送ることができなくなり、10分程度で死に至ると言われております。AEDはその痙攣した心臓に電気ショックを与え、正常な心臓リズムに戻す機能を持っております。本市の小・中学校、体育施設のAEDは室内に設置されているということに、認識しておりますけれども、夜間や学校が休みのときなど、学校周辺でAEDが必要になった場合、使用できない状況、現状でございます。奄美大島内の近隣町村におきましては、公立小学校のAEDを外付けということで取組を進めているそうです。また、宮崎県の都城市におきましても、市内の小・中学校54校で外付けを進めていて、いざというときにすぐに使えるよう、AED用ボックスを設置して、また、学校関係者に限らず、誰でも使うことができるようにAEDの24時間化ということを進めているそうです。そこで質問なんですけれども、（1）の本市の小・中学校や体育施設のAEDについて、①24時間使えるように外付けにできないかを伺います。併せて、学校現場におけるAEDを含む心肺蘇生の講習などが行われているのか。また、児童・生徒がこのAEDの使い方ですね、この心肺蘇生を学ぶ機会があるのか。この2点についても伺います。

教育部長（大庭勝利君） 議員の御質問のAEDについて、お答えいたします。

まずはじめに、設置状況について、お答えいたします。まず、学校施設への設置状況でございますが、現在、市内小・中学校に、28校全てに設置しております。主に職員室近くの廊下等に備え付けております。また、名瀬小学校の体育館、プール、そして、金久中学校の体育館等、別途に設置している状況です。小・中学校におきましては、まず、校内における緊急時に素早く対応できるような場所ということで設置をしております。次に、社会体育施設の設置状況につきましては、名瀬地区5台、住用地区1台、笠利地区2台の計8台で、いずれも体育館や球場、または、屋内のプール、建物内に設置している状況でございます。これらの施設につきましては、健康増進、あるいは、競技力向上のため、多くの市民の皆様にご利用いただいておりますが、開館時間外につきましては、議員御承知のとおり、施設の管理上、閉鎖される状況になっているというのが現状でございます。施設の多くが一般の住宅から

少し離れており、夜間における緊急的な使用につきましても、想定していないことから、現在のところ、24時間の使用可能となる機器の外付けはございません。屋外への設置につきましては、医療機器であるAEDの機能が保たれる専用ボックスの整備など、設備や環境整備に費用が必要となることから、今後、他自治体の設置方法も研究しながら、地域の状況も踏まえて判断してまいりたいと思っております。

次に、AEDの講習について、お答えいたします。講習会は各学校において計画をして実施しております。実施方法は、専門機関に依頼して、家庭教育学級での保護者、教職員、児童・生徒も参加して実施し、中学校におきましては、保健体育の授業の中で講習を取り入れ、教職員、生徒に加え、保護者等への参観にも実施をしております。また、職員研修としても実施して、実施など、その方法は様々でございます。講習の内容は、消防組合、海上保安部等の専門機関への依頼が多いという状況でございます。中には機器をレンタルして、教職員が講師となって実施している学校もございます。回数については、毎年1回の学校が多く、隔年実施や年に2回実施している場合もあります。児童・生徒のみの対象とした講習会の実施につきましては、消防組合が中学生以上の生徒に対する講習を実施を奨励していることもあり、小学校では行っていない状況ですが、中学校では、先ほど申し上げましたとおり、授業の中で講習の実施をしております。緊急時に対応できるよう、大切なことと認識しておりますので、今後とも引き続き、学校での講習会の実施を、そして、教育施設関係者への講習を、講習会を、参加について促進してまいりたいと存じます。以上です。

17番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。御答弁いただきました。結論から言うと、外付けは厳しいということなんですけれども、しっかりまた、他市、鹿児島市とかも、他市も、どんどん、また、外付けを進めているところもございますので、やはりこう命を守るという政策に関しては、もちろん民間もありますけれども、どうしても公的な場としては学校が一番、身近な、近所に短いですね、地域に身近な場所だと思いますので、しっかりまた、外付けにすることで、命を守る政策、また、ぜひ、取組をお願いしたいと思います。

そして、学校等では、中学生以上を奨励しているということでありましたので、小学校は保護者がやっているのを見るということにもなると思いますけれども、やはりそういったことがあるということもしっかりと周知をしていただきながら、中学校においては、こうやった、必ず年に、その学校にいる間に1回は、AEDは触れるような状況をつくっていただいて、また、教育の現場でも、取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。東京都の多摩府中保健所におきましては、女性に配慮したAEDの使用方法があることを周知しまして、性別に関係なく、AEDを使用できる。さらに、AEDの使用に対する心理的抵抗感を軽減できるように、普及、啓発の資材等も作成をしております。また、このAEDを使用するときに、女性の体を隠せるようにですね、三角巾ですとか、ボックスの中に布を入れるというような、備え付けることで、必要なときにためらわずにですね、使うことができるというふうに考えております。②の質問ですが、この女性に配慮した取組として、AEDボックスの中に布を設置できないか、伺います。学校のAEDのリース等も5年リースだと思いますけれども、そういったリースの更新時には、そういったことで取組をですね、新規にできないか、設置できないかということで質問させていただきます。

教育部長（大庭勝利君） 女性に配慮したAED使用に関しましては、議員御案内のとおり、AED装置の際にパッドを素肌に直接貼り付けるために、衣類をめくることがあることから、体を覆うための布の設置が奨励されております。このような配慮はAEDの使用をためらうことのないよう、命を救うために重要なことと認識しております。令和3年度に布の設置を行った鹿児島市へ問い合わせたところ、90センチ四方の布とリーフレットを設置したということなど、その設置方法を確認することができまし

た。鹿児島市を含め、他自治体を参考に、今後、本市におきましても、学校施設や社会体育施設への布やリーフレット等の設置等について、検討してまいりたいと存じます。

１７番（栄 ヤスエ君） ぜひ、検討していただきまして、このことからでも、先に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。（２）の災害時における人とペットの同室避難についてでございます。これも、昨年の９月定例会でも取り上げさせていただきました。その後の取組について、お示しいただきたいと思います。昨年の５月８日には、同室避難を進める絵本作家のうささん、また、ペット安全を見守る会の代表などと、公明党市議団としても安田市長への表敬訪問させていただきました、しっかりとまた、お伝えをさせていただいたところです。そして、１０月１９日には歌手の五代夏子さんと、また、うささんが安田市長を表敬訪問しておりまして、ペットと同室避難できる避難所の設置についても要望されたと聞いております。当日はまた、公明党市議団の２人も同行しております。そして、同市の新聞記事におきましても、市長より台風常襲地の奄美でペットの同室避難は以前からの課題であると。また、訓練など、試験的に取り組みながら、前に進めたいというようなことも記事には載っておりましたので、その後の避難所の候補地は検討なされたかということも、なされているとも認識しておりますけれども、しっかりこのことに関しては、市長のマニフェストにもございますので、また、伺いたいと思います。そして、質問でございますが、①名瀬地区、笠利地区、住用地区のペットとの同室避難ができる避難所の現状について、伺いたいと思います。

市長（安田壮平君） 栄議員の御質問にお答えします。ペットとの同室避難について、名瀬・笠利・住用の避難所の現状ということでございますが、災害時において、避難所では多くの方が避難生活を送ることとなり、避難される方の中には、動物が苦手な方や動物アレルギーのある方など、様々な方が避難されることが考えられます。また、ペットのノミ、ダニや鳴き声などの課題もございます。そのため、場所の確保が大きな課題であり、また、ノミ、ダニの駆除、予防注射、しつけなど、同室避難のためのルールづくりも必要となることから、各避難所において、人とペットの同室避難を実施することは、これまでは困難でございました。これらの課題を解決するため、本市関係課とペットの飼い主や獣医師で組織するペットの安全を守る会の皆様で、今年度、施設への影響の有無。ノミ、ダニの駆除など、飼い主の責務。避難所の運営方法などについて、話し合いを行ってまいりました。その中で、ノミ、ダニの駆除に対して、獣医師の協力を得ることや、施設の使用法やペット同室避難のためにしつけ等、啓発を行っていくこと。施設使用後の清掃などについて確認し、一般の避難者と分けられるなど、条件をクリアできる場所について検討を行いました。それらを踏まえ、現在、笠利地区、名瀬地区において施設を選定し、住用地区においても、現在、調整を進めているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

１７番（栄 ヤスエ君） 御答弁いただきました。ありがとうございます。しっかりとまた、認識していただきまして、前に進めているということが市長の答弁で分かりましたので、感謝申し上げます。しっかりとまた、その避難所におきましては、名瀬と笠利はもう、粗々決まって、大体決まっているということ、お聞きしましたので、しっかりとまた、住用のほうにおきましても、人と、また、人と動物が一緒にできる、避難できる場所でございますので、また、安全なところもしっかりと探していただきまして、ぜひ、住用のほうも含めて、３地区において、しっかりと避難所が設置できるようによろしくお願いいたします。以上です。

太陽が丘総合運動公園の武道館で関係団体との実施訓練も行われているようでございますけれども、今後、災害時の避難所の開設や避難運営についてなど、課題もあるかと思います。そこで、質問でございますが、先ほど出てこられました、民間団体ですね、民間団体との連携について、どのような団体な

のか。また、市内3か所に避難所設置された場合の、避難所運営の主体はどこになるのか。また、併せて、③になりますけれども、ペット避難用の資機材等も、その場合ですね、必要になってくると思います。そのことに関して、また、2点ほど。避難所設置が決定された、同時に、準備が必要と思われるので、また、必要と思われる。また、必要な資機材の購入費についても伺いたいと思いますので、本市で購入するのかどうかということも含めて、質問させていただきます。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目のペット同室避難の実施に際しましては、これまでも話し合いを進めてまいりました、民間団体ではございます、ペットの安全を守る会の会員や獣医師等により組織されました自主防災組織としての奄美大島ペット防災の会と連携をさせていただいて、取り組んでまいります。連携内容といたしましては、まず、避難所に関しましては、市が場所の提供を行う。その上で、奄美大島ペット防災の会が、その知見を活かし、避難所の運営を行っていただくということにしております。

それから、避難用資機材について、お尋ねがございました。ペット避難所で使用する資機材につきましては、他の防災組織と同様に、補助金等を活用していただこうと考えているところでございます。実際に、奄美大島ペット防災の会の方には申請をしていただきまして、実績報告を受けまして、その補助金を支給をさせていただこうということになっておると伺っております。実績の報告を見て、支給をするということになっております。それから、災害時には必要な資機材の支援も行っていきたいと考えておりまして、市の備品、ポップアップの間仕切りですとか、そういったものの事前配布であったり、また、世界自然遺産課が所有しているケージの貸出等も考慮しているということでございますので、よろしく願いいたします。

17番（栄 ヤスエ君） 具体的なお答えをいただきました。団体としては、奄美大島ペット防災の会というふうにネーミングが付いたということで、そういうような方たちが、しっかりとその避難所の運営を、これは3か所、もちろん、避難所になるところの3か所で運営をそれぞれをするということの認識でよかったですね。そしてまた、主体はもちろん、すいません、また、資機材に関しては補助金を活用するというので、しっかり団体として、組織をつくってらっしゃいますので、そこら辺で、補助金でまずはという、対応されるということに、今、お聞きしました。本当に、やってみないとなかなか分からないと思いますので、やりながら、また、必要なものは、また、市費として、また、市として、また、購入していただくような形も、今後、必要かなと思いますので、これも要望として、質問、終わりたいと思います。

公明党奄美市議団で、今年1月にペットの同室避難の先進地、愛知県の犬山市で避難訓練について、視察をしてまいりました。犬山市は令和4年12月1日より、このペットの同室避難を運用しておりまして、市内3か所で避難所に指定し、飼い主とペットが同じスペースで避難することができます。視察では、避難所の開設から閉鎖までの流れと、同室避難スペースの設営と片付け等の、同室避難に関する一連の業務を、実際にペット同伴で実施するという訓練も見学をできました。様々、機材がございましたけれども、そしてまた、次の質問でございますけれども、④で、本市の犬や猫の適正な飼い方についての取組ということで伺いたいと思います。そのようなことも踏まえて、犬山市ではペット避難に関する避難所の、先ほど、部長からありましたけれども、避難所のルールをしっかりとつくって運用しているということでございます。飼い主としての備えやペットの健康管理も、避難をする際には、日頃からの準備が必要との思いからの、次の質問をさせていただきたいと思います。2点ですね。犬の飼い方について、本市の取組を伺います。また、しつけ教室も開催しているというふうに聞いておりますので、そのことについても伺います。あと1点は、猫の飼い方について、本市の取組について、伺いたいと思います。よろしく願いします。

市民環境部長（島袋 修君） おはようございます。それでは、犬や猫などの適正な飼養につきまして、これまで広報紙等を通じて、狂犬病ワクチンの接種や飼い猫のマイクロチップ装着、避妊、去勢手術の実施など、継続して啓発に取り組んできたところです。今年度、新たな取組として、飼い犬のしつけ教室を2回、開催し、飼い犬とともに一緒になって、しつけの方法等について、アドバイスを行う取組を行ったところです。キャンセル待ちも多かったため、今月3月10日にも追加して開催する予定にしております。参加した方々から、大変好評をいただいておりますので、来年度におきましても、継続して実施してまいりたいと考えております。また、飼い猫につきましては、今年度に鹿児島大学と連携し、猫の飼い方講座を開催するとともに、飼い猫の身分証となるまやにゃんバーカードやまやにゃんバーカード写真展、飼い猫とのエピソードを広く募集した飼い猫エピソード写真展など、新たな啓発の取組みも行っているところです。今後とも様々な取組を通して、犬・猫の適正飼養推進を図ってまいりたいと考えております。

17番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。この犬のしつけ教室は本当に好評なようでございますので、そのようなことも含めて、猫の飼い方については、本市はもう条例もつくって、飼い猫のですね、条例もつくりながら、開催を行ったりと、市民への周知も図ってきたところでございますが、しっかりまた、このような日頃のペットに対する、犬とか猫の飼い方もしっかりと周知をしていただきながら、また、この避難、いざ、避難となったときには、しっかりと避難所に、無事にですね、ルール、ルールを準備したときには、避難ができるような形で、日頃からの推進をしていただきたいと思います。

また、⑤番の質問になりますけれども、狂犬病のワクチン接種の現状ということで、やはりこういったことも日頃から大事になってきますので、登録数、また、接種率等を3地区において、お示しいたきたいと思います。

市民環境部長（島袋 修君） 令和6年1月末時点における犬の登録数とワクチン接種について、お答えいたします。はじめに登録数は、名瀬地区1,060頭、笠利地区271頭、住用地区63頭となっており、市全体では1,394頭となっております。次に、ワクチンの接種率につきましては、名瀬地区71.8パーセント、笠利地区75.3パーセント、住用地区79.4パーセントとなっており、市全体では72.8パーセントとなっております。

17番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。数字をお示しいただきました。全国平均でワクチン接種率が70パーセントということになりますので、本市においては72パーセントということで、接種率は高いものというふうに認識はいたしましたので、ありがとうございます。この、生後11日以上迎えた、最初の狂犬病予防注射が必要でございますので、毎年1回の接種が必要で、4月1日から6月30日が義務付けられているというふうに聞いております。日頃からペットのしつけや健康管理などの周知、啓発も本市として、しっかりまた、今後も取組を力を入れていただきまして、しっかりと取り組みしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。このような、日頃からの備えで、いざ、災害になったときには、しっかりとまた、ペットも人間も、安全・安心、安心して、また、避難所に避難ができるような体制づくりをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後の質問になりますけれども、すいません、2番の教育行政について、もうまとめて聞かせて、質問します。本市の小規模校における特認校についてなんですけれども、①令和6年度の新規特認校を伺います。ここで3点、伺います。はじめに、特認校とはどのようなものか。また、4月から特認校に認定された学校名。そして、特認校としての認定された経緯とかも含めて伺いたいと思います。②に、新年度の通学する児童・生徒について、伺いたいと思います。そして、③その通学手段について、伺いたいと思います。まず、3点、お願いいたします。

教育長（村田達治君） それでは、お答えいたします。

まず、特認校の定義等についてでございますけれども、特認校。豊かな自然に囲まれた中で、少人数での学習環境の中で、学習をしたいと希望する児童・生徒に、市内のある程度大きな学校からの通学を許可する制度でございます。同時に、本市におきましては、学校及び地域の活性化を図るということも視野に入れているところでございます。現在、崎原小・中学校と芦花部小・中学校の2校が指定校になっているところでございますけれども、児童・生徒の減少等により、学校の存続が心配されるとの理由から、経緯といたしましては、令和4年2月に根瀬部町内会、知名瀬町内会、知根小学校PTAから。また、令和4年12月に市集落、市小・中学校PTA、小湊町内会から特認校指定に関する要望書が提出されました。本来、特認校の指定校は名瀬地区の小・中学校のみでございましたけれども、市小・中学校の児童・生徒数が極めて少なくなったことから、児童・生徒を増やし、学校の活性化を図ることが必要と判断いたしまして、市小・中学校も候補に入れて、奄美市内の幼稚園、保育園、小・中学校を対象に学校別の利用希望調査を行うなどして、検討を進めてまいったところでございます。当初、令和7年度から指定校とすることで準備を進めておりましたけれども、市小・中学校の児童・生徒の急激な減少が予想されまして、令和6年度の存続が危ぶまれたことから、地域や学校、そこで学ぶ子どもたちの思いを鑑み、予定を早めて令和6年度からこれらの3校を指定校としたところでございます。

次の、予想される児童・生徒数になりますけれども、知根小学校が来年度、全児童数8人。校区内に居住する児童が7人、特認校生が1人。それから、小湊小学校が全部で8人。校区内が、居住が8人。特認校は、今のところ予定がございません。市小学校が、来年度、児童数0。特認校0の予定でございます。市中学校が全生徒数1人、うち、校区内に居住する生徒数が1人、特認校はなしというふうになってございます。

続きまして、三つ目の質問になりますけれども、交通手段ということでの質問でございました。現在の特認校であります崎原小・中学校、芦花部小・中学校につきましては、特認校に指定する際に、学校に通いたいけれども様々な理由でなかなか通うことができないという悩みや困り感を持つ児童・生徒への不登校支援という面も考慮しておりまして、また、多くの保護者や地域からの強い要望もあったことから、特別に特認校バスを準備し、運用してきたところでございます。新規3校につきましては、豊かな自然環境に恵まれたという、先ほど説明した趣旨でもって、自ら希望する児童・生徒やその保護者に転入学を認めております。なお、通学手段につきましては、バスや運転手が大変こう不足していることや、一定の人数に募集が達していないことなどから、保護者責任による送迎をお願い、あるいは路線バスの利用をお願いし、希望者を募集したところでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。時間が迫っておりますが、ここまでさせていただいてよろしいでしょうか。

17番（栄 ヤスエ君） 経緯は確認させていただきました。

次の質問に関しては、次、また、機会を設けて質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上で終わります。

議長（奥 輝人君） 以上で、公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

なお、崎田信正君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

14番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。

まず最初に、1月1日、能登半島を襲った震度7の大地震で多くの命が失われ、多くの財産も喪失をいたしました。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆さんにお見舞いを申し上げます。1日も早い日常が戻ることを望んでおります。

また、今年度で退職される市職員の皆様には、既に多くの同僚議員より労いと励まし、さらに今後の活躍に期待する言葉が送られており、私も同じ思いだと申し上げます。来週からは、また、予算委員会も始まりますので、もうひと頑張り、よろしくお願いをいたします。

さて、今日の社会情勢、政治情勢に物申せば、もうとんでもない時間になりますが、私の今の思いを少し述べさせていただきます。私は軍備拡大が続く現状にあって、戦争への、微力ながらも反戦、平和を訴える行動を続けております。しかし、どんどん加速する戦争への足音に、微力ではなく、無力感を覚えることもあります。しかし、そんなとき、その行動、思いを止めてはならないと奮い立たせてくれる記事に触れることで、また頑張ろうという勇気が湧き上がってまいります。例えば、南日本新聞、1月1日付社説です。元旦の社説になりますが、見出しには新年を迎えて、現状追認に染まるまいとありました。時間の関係で全部は紹介できませんけれども、一部ですが、紹介したいと思います。このところがあります。有事の際、こうした軍事施設が真っ先に敵の攻撃目標になる懸念は消えません。備えを固めれば、相手はこれを上回る攻撃力を強化し、こちらはさらに防衛力を高める。双方が際限なく軍拡を重ねる、安全保障のジレンマの気配に疑問や不安を募らせる人がいるのは当然です。時代の流れの中で仕方がないのでしょうかとあり、最後に私たちが無力で、無力感に捉われては、時代の潮流は変わりません。現状に合わせて、理想を軌道修正するような国が尊敬されるとも思えません。時勢に順応するばかりでなく、声を上げるとき、行動すべきときの勇気と覚悟が問われていますと締めくくっております。もう一つ、紹介をさせていただきます。これは2月25日と26日の朝日新聞に坂本龍一が遺したもののという記事があり、吉永小百合さんの記事であります。原爆の詩、ポエムですね、この朗読活動で平和の行動に参加しておられますけれども、このように述べられております。当初は祈るように語り続けたいと思っていました。でも、非戦も非核も、非核の道も遠のくばかり。次第に祈るだけでは駄目だとの気持ちに変化しました。さらに、こうも述べておられます。世界を見渡すと、戦争が続き、最悪の状況です。この状況が平気になってしまうのではないかという恐ろしさを感じます。地球の温暖化も深刻です。坂本さんから、一人一人が考えて、声を上げ、小さくても行動しようと言われている感じがします。今のままでは、地球も人類も死んでしまいます。そのことと向き合わなければと締めくくられております。

それでは、通告に従って、順次質問していきますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、下佐大熊住宅の住み替えの要望についてであります。これは、これまでも何回も改善を求めてまいりました。その一番の理由は、全ての国民に健康と文化的な最低限度の生活を営むことを権利として認めた憲法25条の精神に照らしても、この現状を放置できないと強く思うからであります。その思いで、12月議会でも取り上げてまいりました。住み替えについては、一般的な手続きについては、御答弁もいただいているところであります。今回も下佐大熊住宅に特化した形でお尋ねをいたしますので、よろしくお願いをいたします。下佐大熊住宅は昭和43年に1号棟と2号棟の建設に続いて、順次、建設され、現在に至っております。築50年以上経過しており、これまでの答弁でも明らかなように、老朽化が著しい住宅です。まず、現在の入居状況について、お伺いをいたします。下佐大熊住宅は1号棟から13、14号棟かな、までありますが、全部で何戸数になるのか。そのうち、1階と2階の全戸数と空き戸数、そして、3階、4階、5階の階層ごとに入居者数をお示しをいただきたいと思います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、崎田議員の御質問にお答えします。下佐大熊住宅の入居状況であります

が、議員御案内のとおり、下佐大熊住宅は昭和43年度から48年度にかけて、13棟、390戸が建設されております。建設から50年を経過し、老朽化が進んでいるため、修繕が困難になってきております。そのため、令和2年度からは新規入居を停止しており、令和6年2月1日現在の入居戸数は273戸で、117戸が空き家、空き室となっております。各階の空き戸数といたしましては、1階が11、2階が14、3階が21、4階が34、5階が37となっており、高層階ほど空き室が多くなっております。また、入居数でありますけれども、1階が67、2階が64、3階が57、4階が44、5階が41となっております。以上でございます。

14番（崎田信正君） ありがとうございます。下佐大熊住宅の実態ですね、現在でも1階は11、2階が14戸数空いているということですが、3階以上の入居の現状も示していただきました。そのうち、住み替え希望者については、昨年12月1日現在で13件だという答弁をいただいております。この住み替えを希望される方の理由について、まず、お示しをいただきたいと思います。さらに、13件の待機者ということですが、今、もう3月に入っています。この方たちの住み替えは実現をされたのか、お伺いをいたします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。昨年12月以降の下佐大熊住宅からの住み替えにつきましては、田雲住宅、そして、真名津住宅への2世帯が住み替えを行っております。その後、さらに1件、追加申請がございまして、令和6年2月1日現在で12世帯が住み替え希望となっております。住み替え先として希望される住宅は上佐大熊の佐大熊改良住宅が10世帯、平田住宅が1世帯、浜里住宅が1世帯となっております。また、住み替え希望の理由でございますが、公営住宅間の住み替えが認められるのは加齢、病気等により日常生活に身体機能上の制限を受ける場合と法令で定められており、申請理由といたしましては、高齢、障害、疾病等が原因で階段の昇降が困難であることが主な理由となっております。また、今年1月12日に本市市営住宅住み替え事務取扱要綱を制定し、新たに市営住宅の老朽化のため、日常生活に著しい支障が生じており、修繕により対応することが極めて困難であると認められた場合も、住み替えを行うことができると追加しております。高齢、または、障害以外の一般の方の住み替え希望でございますが、令和6年3月4日現在、13件の申請がございました。従いまして、先ほどの13件、併せて合計26件の方々が住み替えの希望をしております。今後、下佐大熊住宅につきましては、高齢者や障害者に限らず、より多くの希望者が住み替えができますよう、努めてまいりたいと存じます。以上です。

14番（崎田信正君） 今、住宅課のほうで、市営佐大熊特定住宅からの他の市営住宅への住み替え相談という文章がこの配付をされているようですけれども、これは何も高層から低層へということじゃなくて、下佐大熊住宅に住んでいる人が、もう古くて、ほかのところ、移りたいという人を対象にした文章だというふうに思いますが、今、問題にしているのは、さっきから答弁ありますけれども、高齢で、あるいは障害を持っていて、高層の住宅に上り下りするのが大変だ。生活に支障をきたしていると、この人たちについては、今すぐにでも対応すべき内容だということで、これまでも何回も繰り返し要望してまいりましたが、もうこの時期になっても、まだ実現をしていないわけです。施政方針の2ページですね、大島高校の生徒からバリアマップの提案をいただいたと。大変感動したという言葉も入っております。速やかに現地も確認をしたということでありますけれども、下佐大熊の住宅はその対象にならなかったのかという思いがしますね。その言葉とは、全く乖離をしているんじゃないかなと。ここで、現状をですね、写真のほう、お願いできますか。これ、下佐大熊住宅の左側が4階の住宅。右側が3階の住宅ですが、これ、外から写したところですが、あそこの黄色い丸をしたところ、穴が開いているんです。ドアに穴が開いている状況です。2番目の、これは3階にお住いの方の内側から写したもので、黄色いところの、さっき外から写した分がありますが、それを拡大したら、右で、もう透けて見え

ていますね。あんな穴が開いている状況です。これ、空き家ではありません。今、住んでいる方の家なんです。3枚目、お願いいたします。これ、左側に、私、歩行器を使っているところ、歩行器だけを写そうとしたんですが、御本人が、いや、自分が使っているところ、撮ってほしいということで、後ろから、分からないように後ろから撮りますということで、御本人の許可を得て写したものです。この方、トイレにいくときはこんな感じだと、真正面がトイレですね。この方、住まいの右側、手すり、手すりというか、柵のところ、欠けていますよね、コンクリート。これは、去年の台風のときに落ちたということで、下に白く写っているのが、その塊なんです。こういったところに、現在、住んでいる方がいる。しかも、歩行器を使って、家の中を何とか移動すると。だから、この方、玄関の鍵、かけていません、夜中でも。そこまで行ったり来たりするのが大変だから、取られるものもないからということで、鍵、開けっ放しなんです。そういう思いで生活をされていると。4番目、お願いいたします。これ、この方、デイケアに週2回、行っているんだそうです。今、3階に住んでいるから、階段の昇降機が必要なんです。これはレンタルで、事業所が借りているやつで、昇降機を使って、下まで降りて、デイケアに行っていると。ただ、この昇降機というのは、雨のときは使えないと。タイヤがスリップして危ないということで、使用できないという状況になっているから、雨の日はデイケア、お休みなんです。お休みをするというふうに言っていました。週2回です。では、日常どうしているのかといったときに、デイケア以外は外出をしていないというふうに言っています。つまり、週2回のうちにデイケアでこれを使ってスタッフの方が上り下りさせてくれるから、外出だと。それ以外は全部家に。食事なんかどうするのかと言ったら、ヘルパーさんが2日に1回来て、買ってくれと。洗濯もやってくれるという状況の人なんです。こういう人が、このまま何年も放置されているという状況が、さっき言ったような、市長のこのバリアフリーね、大島高校生からバリアフリーのバリアマップの状況をいただいたということと、これが放置されているということと、大変感動したという言葉では、合わないんじゃないかなと思いますけれども、写真、ありがとうございます。この状況で、改善に、対象にならなかったというのはなぜなのか、お示しをいただきたいと思います。

建設部長（藤原俊輔君） まず、大島高校の生徒さんが作成しましたバリアフリーマップ、私も確認いたしました。あの場合はですね、大島高校の近くの安勝町の新川周辺の道路と公園の段差について写真入りでレポート、そして、大高生からこのようにしたらいいんじゃないかという提案等もございました。大島高校の近辺ということでございましたので、その学生さんが作ったバリアフリーには、この下佐大熊住宅については触れていないところでございました。

それから、今、議員のほうからも写真でございましたとおり、下佐大熊住宅は老朽化が激しく、外壁等の落下があることも確認しております。それから、中高層のほうに住んでいる、いらっしゃる高齢者や障害者の方々が下りていくのが大変厳しいということも認識しております。したがって、市のほうではですね、ほかの住宅の1階、2階への住み替えを進めているということでございますので、御理解賜りたいと思います。

14番（崎田信正君） 高校生の方は大高の周辺だということだけれども、このバリアフリー、下佐大熊住宅の件については、私、何年も前から言っていますよね。88歳の方が、今、ちょっと体調悪くして入院して、退院をするときに、自宅に帰りたけれども、ケアマネージャーの方から、これを4階には帰せないなど。どっか施設を探しましょうかという話まで家族とされているんですよ。そのときに、施設へ行ったときにすぐ入れるという状況じゃ、1年、2年待つという状況になるわけですよ。それまで待ってもらうのかと。88歳の方ですよ、4階に住んでいる方、ということです。それを、そのまま放置をしている状況がいいはずはないですよ。なぜ、これがすぐに解消できないのかと。今、市長からも答弁があったように、1階は今でも11戸空いているわけでしょう。2階は14戸空いていると。これは、古くて使えないというのはあるかも分らんけれども、さっき3階、4階の写真を見てもらっ

たように、今、住んでいるところもそれ以上に悪いかも分からない。そこよりちょっとぐらいましなところ、あるかも分からない。そういったところ、提供して、選択をしてもらう。ここでいいですかと。いや、やっぱり駄目だと言ったときは、それはもう本人の希望ですから、仕方がないけれども、そういう選択肢も与えないで、本人がもう何年生きるか分からないと言われる中で、放置をしているということが、本当に温かい市政のあり方なのかというのをつくづく思うわけですよ。私、今度、この質問を一番最初に持ってきました。今まで下の方でね、時間が切れで、中途半端な質問になるか分からんけれども、今度はこれで決着をつけたいと。駄目なら駄目、なぜ駄目なのか。すぐ対応するんだったら、すぐ対応する。そういう結論を、ぜひ、導き出したいと思うんです。そうしないと、本当にもう、涙出ますよ。実際見て、私も行って、写真撮らせてもらったり。入院しているけれども、退院先、家に帰れない状況。それは、4階だから家に帰れないわけですよ。そういった人の話を聞いているとね、やっぱり何とかしてあげたいという思いがするわけなので、20分経ちましたけれども、強く要望してきたいと思いますが、これ、部長、さっき言ったように、すぐ対応するということがないんですか。

建設部長（藤原俊輔君） 議員のほうから御案内にありました方でございますけれども、放置をしているわけではございません。住み替え希望していただければ、すぐにでも住み替えることは可能なんです。但し、下佐大熊住宅ではなく、ほかの住宅をお示ししているということでございます。以上です。

14番（崎田信正君） 今、希望されたらすぐ対応できるということでしたが、待ち時間はないということですね。

建設部長（藤原俊輔君） 今現在、令和5年度中にリフォームをした空き室が36戸ございます。ですので、大丈夫でございます。よろしくお願いいたします。

14番（崎田信正君） 下佐大熊住宅、老朽化で、やっぱりそこへ入るのも、やっぱり躊躇するということですので、ほかの住宅は新規に入居申し込みをするような場所ですから、そこのはきれいというか、居住地がいいというのは確かだと思います。だから、高層から下層ですから、1階、2階、少なくとも、1階がベターですけれども、そこは入れるということで、再度、確認して、その朗報と言いますかね、嬉しいニュースですと伝えたいと思いますけれども、大丈夫ですか。

建設部長（藤原俊輔君） 先ほど説明しました36戸の中には1・2階もございますので、ぜひ、相談をしていただいでですね、閲覧することもできますので、よろしくお願いいたします。

14番（崎田信正君） 相談すれば実現すると。相談したけれども部屋がないから、もうちょっと待ってくださいということにはならないんでしょうね。これは、その人たちはもう何年も待つとか、何か月という先もなかなか厳しい方だと思うんですよ。だから、そういったはっきりした内容で、私も議会でこう答弁いたしましたから、すぐ申し込んでくださいというふうに言えると。崎田さん、言ったけれども、そうならなかったということになってはいけないので、再度、確認です。大丈夫ですか。

建設部長（藤原俊輔君） ただいま、下佐大熊の全住民の方に御案内をしておりますとおり、希望があれば、まずは希望の住宅をお見せすると。その中には、人によっては間取りとか、地域の環境とか、それから、若干家賃が上がる場合もございますので、その辺を取捨選択していきながら、マッチングをしたら、どうぞ引っ越してくださいということになります。以上です。

14番（崎田信正君） なんかもまだはっきりしないな。この人たちは待てない人たち。待てない人たちと

いうか、我慢してくださいということにならないと思うんですけども、今の答弁で、すぐ申請をしてくださいと。場所があるから、住み替えができるんだということを議会で答弁いたしました。よし、今日、終わったらすぐ行きますよ、私。そんなふうに伝えたいと思います。これは本当に朗報ですね。ものすごい前進だというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、12月議会でも繰り返されておりますが、長く下佐大熊、建て替えだということで、今、住み替えを希望されている方、全部というか、1階に住んでいる方の住み替え希望も受けているわけですね。けれども、そうでない場合も、全部が対応できるというわけじゃありませんから。建て替えということをしよっちゅう聞かされると言っていますけれども、実際、建て替えの検討、その計画についてという、建て替えは予定しているけれども、いつ頃を目途とかいう、期日がはっきりしないと、その人たちは、自分が生きている間にできるのかなとかいう、やっぱり会話になるんですよ。そういう思いをさせないためにも、はっきり答弁をいただきたいと思います。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。下佐大熊住宅の建て替えについてお答えいたします。現在、住宅の建て替え等については検討はしておりますが、全て建て替えた場合、莫大な費用がかかり、今後の奄美市の財政に対し多大な影響を与えることは確実でございます。そこで、建て替えの規模はもとより、建て替え方式につきましても、PFI等の民間活力の導入も視野に入れた多面的な検討を行う必要があります。また、市営住宅全般に関することでございますが、人口減少が予測される中で市の市営住宅の全体数、その中での下佐大熊住宅の位置づけ、今後の市営住宅の維持管理も含めたあり方、老朽化に対する長寿命化対策等々、様々な課題がございますので、慎重に検討していかないとはいえないと考えております。そのようなことから、建て替えに関する方針の策定に関しましては、もうしばらくお時間をいただきたいと存じます。

14番（崎田信正君） いつになるか分かんということですよ。言っているように、もう高齢の方が住んでいるところということで、これでは期待できるような答弁ではなかったな。今の慎重に検討って、これ、何年も前からやっていますからね。ずっとやっている状況ですので、早く結論出していきたいというふうに思います。

次に、高層住宅の、市営住宅の高層に住んでいるのは、佐大熊だけじゃなくて、浜里、春日でも、5階、透析をして、週3回、透析をするけれども、5階に住んでいるから住み替えを希望するという方もおられます。空いている住宅の利用を活用しようとする。下佐大熊住宅は空いているというよりは、今、話が合ったように、ほかの住宅で相談があれば、申し込みがあれば住み替えができるという状況になりましたので、ほかの住宅、浜里、春日に住んでいる人たちのこれらの対応について、どうなるのか。お伺いをいたします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、質問のありましたほかの住宅、高層住宅、高齢、あるいは障害等で住み替えを希望している方々の状況でございますが、令和6年2月1日現在、高齢、障害等を理由とする待機者数は66件で、全て名瀬地区の方でございます。また、高齢、障害等を理由とする令和4年度における住み替えの実績は4件で、全て名瀬地区のほうでございました。なお、令和5年度の同理由による住み替えの実績につきましては、令和6年2月1日現在において7件でございます。これも名瀬地区のほうとなっております。以上です。

14番（崎田信正君） とりあえず、下佐大熊住宅のほうが解決しそうだということで、次の質問に移ります。

次、補聴器ですけども、午前の栄議員の答弁にもありましたけれども、補聴器の購入助成制度についてです。この件につきましては、これまでもたびたび実現を求めて質問させていただいております。

実際における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究というのが公表されております。どう受け止めているかということについてですね、補聴器購入助成制度については、これ、令和元年の第3回定例会でも取り上げました。4年以上も前になります。その時の答弁では、全国でもまだ数が少ないながら、制度を導入している自治体があるようでございますけれども、本市においては、今後、研究の対象としたいとのことでした。さらに、令和2年第1回定例会での答弁は、全国的にも助成制度を持つ自治体がまだ少なく、鹿児島県下におきましても、制度を持つ自治体がないようで、他自治体の状況を含め、制度内容を仔細に検討を重ねていく必要があると答弁されております。そして、令和3年第2回の定例会です。今回の質問内容について、もうこのときで、当局のほうで触れられております。この先進事例を参考に、地域の通いの場において、聞こえに悩む高齢者の把握に努め、言語聴覚士等による難聴者とのコミュニケーション時の配慮ポイントや補聴器の活用法などを学べる機会の創設について検討しているところとの答弁がありました。そのとき、令和2年度では全国で36自治体において実施をされているとの答弁されておりますが、令和5年12月1日現在では、これ、一般社団法人日本補聴器販売店協会によると、238自治体に増えていると。令和5年4月28日の現在は143と、同じ販売店協会が示した数字ですが、143自治体だったということですから、この1年間に急速に増えているんですね。それは、その必要性がやっぱり認められているからだというふうに思いますけれども、先ほどの答弁にありました、県内でも曽於市が実施するようになりました。この状況を踏まえて、改めて、この研究内容についての受け止め方について、お伺いしたいと思います。衆議員のときと同じ内容であれば、違うところをお話をいただければと思います。また、報告ではですね、調査は1,741自治体悉皆で実施をし、940自治体の回答を得たとなっているんですね。奄美市は回答、どのようにされたのか、併せてお尋ねをいたします。いろいろ調査、研究も検討もされたのであれば、実施に踏み切るべきだと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、補聴器の助成について、お答えいたします。議員が御案内していただきました、自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究と、令和2年度に実施がされておりますが、まず、奄美市が実施したかどうかということについては、回答していないという中身でございました。なので、少し、ちょっとどういう回答したかというのは、お答えしようがないというところでございます。調査の結果といたしましては、この調査をやった事業背景としては、認知症の要因の一つとして難聴が指摘されており、難聴が生活の質や認知機能に影響を与え、介護予防や生活の質を維持していく上でも重要なテーマになっているところから、補聴器の早期利用により、生活の質等の低下を予防することが重要であるというところからスタートしているというところでございました。この辺は、もう先ほど、衆議員にも答弁したとおりでございます。調査自体はですね、難聴、高齢者の適切な補聴器利用に向けた取組の課題と対策を検討するために、自治体においてどういう取組をしているかということを目的に実施したということになっております。早期発見のための取組については、940のうち、実施しているのは4自治体であったと。難聴高齢、介護予防教室で難聴高齢者を把握する取組を行っているというのが、940のうち、21自治体である。補聴器の公的助成は、この当時で36自治体。補聴器購入の公的助成後のモニタリングとかフォローについては2自治体であるということで、総じて自治体の取組が薄いと、少ないというところが結果としてあがってきていたところのようでございます。それに応じて、自治体の取組の強化の検討が求められるというところではないかという報告でございます。また、報告書の中では、耳鼻咽喉科との連携の仕組みの構築、適切な補聴器利用のために、補聴器相談や認定補聴器技能者の周知を図ることや、補聴器装用後の難聴高齢者のフォローを行うことなどが、取り組み強化として挙げられておりますが、本市ではまだそこまではできていないというところです。先ほど、答弁申しましたが、健康教室で聞き取りのチェックは、御自分の感覚での話ですが、実施をしているところです。助成している団体が増えているというところは、議員御案内のとおりです。238自治体ということで、全国の13.8パ

ーセントになっているのかなというところでございますが、ここはもう重複をいたしますけれども、自治体の独自の財源で実施することになるということになりますので、それぞれの自治体の置かれている環境などによって違ってくるのではないかと考えております。国や県の動向なども見ながら、注視して慎重に検討していきたいと考えております。以上でございます。

14番（崎田信正君） 財源が必要になるのは確かですね。恒常的な財源ということも、朝の答弁でもありました。これ、何人の方が申し込みをされようというふうに想定をして、どれだけの財源が必要だから、今、それできないということになったのか。その数字、分かれば教えてもらえますか。

保健福祉部長（永田孝一君） 聴こえのアンケートの段階では、400件の方に確認をしております。聴こえに困っているという方が、大体24パーセントいらしたということで、98名だという内容にはなっておりますが、この助成の、補聴器購入助成のために予算とかの試算とかは特に行っておりませんので、あくまでもこれは参考までの数字ということで、御理解いただけたらと思います。

14番（崎田信正君） 多くのところがやっているのはね、全額助成はしていませんよ。さっき、答弁もありましたけれども、10何万円とか、高いのは20万円、30万円しますけれども、最初の助成のやり方は2万円とか、そこからですね。それからどんどん上がって、10万円を超える助成をしている自治体も出てきているということですから、恒常的な財源が必要だといったときに、全額補助のつもりで計算していません。それ、どうなんです。

保健福祉部長（永田孝一君） 全額補助は、議員がおっしゃるとおり、非常に高額なものから安いものまでありますので、そういった制度を設計するとしたら、そういったことではできないと考えております。ただ、制度を設計する段階ではないという回答です。以上です。

14番（崎田信正君） 制度設計をする段階でない。今のほかのところはどんどん進んでいるところですね、やっぱり遅れているんじゃないかなというふうに思います。ここでまた、時間とれませんので、次のところへ移ります。

自衛隊への名簿の提出についてです。改めて、このような名簿の提出というのは、ほかにあるのかですね。企業団体であったりとか、それをまず、確認したいと思います。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。名簿の提出については、自衛隊以外の提出はございません。

14番（崎田信正君） 私も今度の質問は、自衛隊うんぬんということではなくて、個人情報保護法に基づいて、今のままで、本人が知らん間に提供されているのかということについての問題提起です。名簿の提出は自衛隊うんぬんじゃなくて、奄美市個人情報保護条例、今、なくなっていますよね。個人情報保護法と、国の法律になっていますが、これが制定をされており、第3者への情報提供については、本人の同意を得ることが必要だと。昨年の6月議会の答弁では、18歳と22歳を迎える男女の住所、氏名、生年月日について提供を行っているということです。名簿提供の周知は行っていない。提供後の問い合わせ等もないとのことでしたが、知らないうちに提供され、提供後に提供しないでほしいということには、もちろんならないわけですから。問い合わせもないということですが、これからのないということは言えないわけですね。そもそも、周知されていないことが問題だと思います。6月議会では広報誌で周知し、申し入れがあった際は対応を検討するというもので、検討するんですよね。申し入れがあったら、本人の意向に沿うというものではありません。そこで、令和5年度の名簿提出状況と除

外の申し出がそのときあったのか、お示しをいただきたいと思います。そして、現在の周知方法についても、お示しをいただきたい。名簿提供するにしても、最低限、鹿児島市のように、除外申請制度をきちんと整備するというのが、自衛隊うんぬんじゃありませんよ、保護、条例の保護をきちんとするためにも、民主主義という立場から整備することは必要だと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。まず、名簿の提供における個人情報の保護というところでございますけれども、個人情報の保護に関する法律の第69条におきまして、法令に基づく場合は提供できる旨が規定されており、本件は、今回の提供はですね、自衛隊法施行令第120条に基づき、提出をしているということを、まず、申し上げます。それから、また、提出した名簿につきましては、自衛隊等募集業務においてのみ、適切に使用するとともに、防衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理することとなっております。今回の名簿の提供でございますけれども、そして、除外申請につきましては、奄美市だよりの3月号、もう既に全戸配布されていると思いますけれども、令和6年3月号の奄美市だよりにて、周知を行ったところでございます。今後、提供除外の申し出がございましたら、申請によって名簿から除外をして、除外をするという対応をしてみたいと。それと、現時点で問い合わせ、除外の申請の申し出というのは、先ほども確認しましたけれども、いただいております。以上でございます。

14番（崎田信正君） これは、除外申請の制度はできたということでもいいんですね。

総務部長（濱田洋一郎君） そのように理解していただいてよろしいかと思います。申請書のほうも、もう既に様式を整備させていただいております。

14番（崎田信正君） それで、提供するに当たって、当然、防衛省と言いますか、覚書とか、そういう取り決めはあるんでしょう。もうほかに流用しないとか、コピーで取るとか、扱った人たちが守秘義務があるとか、そういった覚書などもちゃんとできているかなと思いますけれども。

総務部長（濱田洋一郎君） 覚書等については交わしておりませんが、公的な文書として、受理をさせていただいた上で提供しているというところで、いわゆるその条件とか、そういったこと、こういったことで提供します、こういったことで提供してくださいというものは、しっかりこういったものの申請書なり、依頼文書の中に書き込まれてあるということでございます。

14番（崎田信正君） どこかの市だったかな、覚書でいろいろこう守秘義務とか、いろんな流用しないとか、もしそれに触れるようなことがあれば、今後一切協力しないという文言まで入っている覚書があるんですね。そのぐらいのことはきちんとしてもらいたいというふうに思います。

次に移ります。つながる相談室の実績と評価について。つながる相談室は私もいろいろ相談を受けますので、大変いいネーミングだなと思って、期待もしているんですね。困った人が、まず、ここへ行けば、どこどこ、どこどこでちゃんと対応していただけるという安心感につながるというふうに思いますので、実績、多いかなと思いますけれども、そして、その評価について、担当の方からお示しをいただければと思います。

保健福祉部参事兼つながる相談統括監（島名博美君） 御質問にお答えいたします。つながる相談室につきましては、市長のマニフェストにおきまして、断らない命と福祉の相談窓口の考えに基づき、つながる相談統括監を配置し、令和4年度から庁内の関係部署と協議をしながら、市民の方が安心して相談で

きる体制づくりについて検討を進めてまいりました。令和５年度の組織改革におきまして、福祉政策課につながる相談室を設置し、市民の方が気軽に相談できる体制づくりを行ったところです。今年度１月末現在の相談実績としましては、対応件数３，８２９件、うち、新規相談件数８３２件となっております。内訳としましては、生活困窮者自立支援相談、対応件数２，３６４件、うち、新規１５１件。消費生活相談、対応件数１，００８件、うち、新規４９７件。無料法律相談、１８４件。その他の対応件数４５７件となっております。市民の方々に相談先を知ってもらう、知っていただくための広報、周知につきましては、庁内掲示のデジタルサイネージや奄美市公式ＬＩＮＥによる広報、自治会や民生委員さんなど、多くの関係機関の方への周知にも努めてまいりました。相談ケースを通して、相談された方が少しでも安心して生活が送れるように、各種年金手続きや債務整理などを、それぞれの持つ課題を確認しながら、丁寧に対応しているところでございます。これまで対応した事例を少し紹介いたしますと、ホームレスの方が把握されまして、一時的に生活保護を受給されましたが、年金手続きなどの支援をしたことにより、収入が得られ、自立されたケースや、長年引きこもっていた子どもさんと認知症の母親が、それぞれに複数の問題を抱えるなど、複雑に絡み合っている世帯に対し、各種制度活用や関係機関との連携を行いながら、長期間にわたり支援している事例など、多くのケースに対応しているところでございます。議員の皆様におかれましても、市民の方から相談先が分からないとの声を聞いた際は、つながる相談室への御案内をよろしくお願いしたいと思います。つながる相談室では、相談者の尊厳を守り、本人の意思を尊重しながら、生活を立て直し、横断的に継続した支援となれるよう、庁内外の関係機関とも連携を図りながら体制づくりに向けて、今後も取り組んでまいりたいと思います。

１４番（崎田信正君） かなり多くの相談を受けているなど。それだけ、いろんな問題が多いのが、逆に言えばね、垣間見えることができるのかなと思います。本土で働いていて、歳をとったからとか、変な怪我をして、病気で戻ってきたとか、相談のときにはいろいろ深刻な相談も、私も受けますけれども、多いんだというふうに思います。そのときに、より丁寧に、より親切に対応するためには、やっぱりきちんと時間をとらないと、その人の生活に寄り添った相談とか解決策は見いだせないのでは、今の人員で足りていますか。市長、よく聞いてください。今の人員で。

保健福祉部参事兼つながる相談統括監（島名博美君） 御心配、ありがとうございます。今、私たちは職員４名と会計年度４名で相談を受けております。今のところ、一生懸命対応しているところなんです。今後、相談が増えたりするときは、また、当局のほうと相談をしながら、進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

１４番（崎田信正君） 私もいろいろ相談受ける、専門外のことも多くあるので、やはりそのときに気軽につながる相談室がきちんと対応してもらえよということを発信していきたいというふうに思いますので、今後とも市長、よろしくお願いをいたします。

次に、介護保険についてです。三つ、出しておりますけれども、介護保険の、これは全協で資料の説明がありましたけれども、数字目標ははっきりせずにですね、はっきりしたのは、基準額が上がるということだけ。基準額が６，８００円で、２００円の負担増となっております。基金取り崩しなどの対応があるものの、負担増にならないためにどのように検討されたのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、利用料についても、続いております。介護サービスの利用料というのは、これ、２０００年の発足当時、原則、１割でスタートしていたのが、２０１５年に一定以上の所得の方２割、さらに、２０１７年に現役並みの所得は３割というふうに負担が増えました。今度はその２割負担の対象者を拡大するというのが検討されていたわけです。現在、どうなっているのか。

さらに、ケアプランの有料化であったり、要介護１・２の生活援助等の総合事業ですね、要支援１・

2がそうになっていますけれども、さらにそれを要介護1・2もそちらのほうに移行させるというような検討があったり、それから、大部屋ですね、多床室の施設料負担対象の拡大なども取り出されておりましたけれども、いろんな介護事業所の団体などが、総じてこういったことについては反対の意思表示をしているので、実行にはまだ移っていないんじゃないかなと思いますけれども、この状況はどうなっているのかですね。取りやめたんじゃないかと、先延ばしになっているのかということですよ。

最後に、もう一つです。介護従事者の人材確保と処遇改善についてです。事業計画でも介護分野における人材不足や職員の高齢化は深刻な状況というふうに述べております。人材不足は何も介護の分野だけではありませんね、もう。全分野にわたっている状況ですので、だけれども、健康で文化的な生活を提供する社会保障、福祉の分野は、これは人間の尊厳にかかわるものだということで、早急な改善が必要だと思うんです。高齢化は深刻と、介護することの高齢化ということですが、深刻ということは、若い人に仕事の魅力がないので就かないのか。仕事にやりがいを感じても、生活を支えられる収入が得られないから就かないんだという状況もあるのではないかと思います。主な取組として、以前、もらった資料には4点示されておりますけれども、数値目標は示されておられません。どのように達成するか、具体的な方策があれば、お示しをいただきたいと思います。次、教育問題もありますので、よろしくお願い。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、長い質問でございましたが、簡潔にお答えしたいと思います。

まず、介護保険料、御案内のとおり6,800円という基準額を、答申をいただいたところです。負担増にならないためにはということですが、一番の負担増にならないのは、これ、介護保険というのは使った分の負担が生じるという制度ですので、この使うのをいかに抑えるのかということでございます。なので、日頃からの介護予防とか、その辺の取組が非常に重要になってくるというのが第一義ではありますが、この計画策定の中では、3年間の見込みということで見ざるを得ません。上昇率等を鑑みて、6,800円という基準額を算出したところです。その、実際の保険料の算定に当たりましては、国のほうで低所得者の部分だけは軽減するということが、率が下がるとありまして、その低所得者の部分につきましては減額になっている段階もあるということをご理解いただけたらと思います。さらに、市独自のものとしては、標準の13段階という所得に応じて、国が示しておりますけれども、市独自では16段階と、さらに細やかに細分化をして、できるだけ負担増にならないための取組を行ったということでございます。

それから、もう1点ありました、介護保険全体の制度の変更です。サービス利用の1割から3割の間の2割負担の拡大があるのではないかとということですが、これは、今回の第9期では実施しないというふうな結論を得たようでございます。併せまして、ケアプランの有料化及び要介護1・2の訪問サービスや通所サービスの総合事業への移行、これについても、今回の改定では見送るという状況だと聞いております。多床室の室料につきましては、介護老人保健施設及び介護医療の一部について、新たに室料負担、月額8,000円相当が導入されるということになった模様でございます。但し、低所得者については、補足給付により利用者負担は増加させないということだと聞いております。

続きまして、人材関係です。今回の策定委員会の中でも、この人材不足については多くの時間をかけて、議論をさせていただきました。国が行う報酬改定、処遇改善ですね、これは加算等によって、今回、改定の予定がございます。それらの賃金に絡む話。それから、二つ目が人材育成ということでの取り組み。市で実施しているキャリアアップ助成金等を活用していただいて、有資格者を増やすというふうなことを考えたいと思っております。三つ目に、担い手確保の取組ということで、社会福祉協議会によってヘルパーの初任者研修が実施をされております。失業者向けでございますが、それらに加えて、生活介護員、短期間の研修で総合事業のヘルパー相当の業務をしていただくというふうな生活介護員の養成も続けたいと思っております。四つ目が、介護ロボット等のICT化ということでございます。ロボットというと、普通のこの人間のように動くイメージもありますが、例えば離床センサーで

ありますとか、ベッドで寝ているだけでバイタルチェックができるとか、そういうのもロボットに入るようで、それによって、人員が、少し少なくとも済むような例もあるようでございます。以上でございます。

14番（崎田信正君） 次に、必要なときに必要なサービスという通告も出してありますが、これ、私、予算委員会もありますので、そこでじっくりとやりたいと思いますので、次は教育のほうです。

学校給食の無償化ですね。これについては、補聴器と、上記と同じように、もう全国の流れになっていると思います。奄美市でもいち早く無償化に踏み切るべきだと思いますけれども、御見解をお願いしたいと。

もう一つ、就学援助制度です。これももう、ずっと言っておりますけれども、子育て支援策の充実が叫ばれている状況で、なぜこれを完全実施しないのか。しかも、安田市長の施政方針でね、この子育てのところは、わざわざ一丁目一番地だと表現されておりますよね。最初に行うべき最も重要な事柄だということで、国も認めた就学援助制度の、まだ4項目やっていない。いつまでも、なぜこれが、こういう位置づけでされないのかですね、御見解をお願いしたいと思います。続けてですけれども、よろしくお願いします。

教育部長（大庭勝利君） それでは、議員お尋ねの学校給食費の無償化についての検討状況について、お答えいたします。昨年6月に発表された、国の子ども未来戦略方針におきましては、学校給食費の無償化の実現に向けて、まずは自治体の取り組み実態や成果、課題の調査を行うとの方針が示されております。現在、本市では無償化には至っておりませんが、米飯、牛乳全額及び物価高騰による食材の増額分を支援し、給食費を据え置くことにより、子育て世代の経済的負担を増やさないように努めております。学校給食費の無償化に向けては、恒久的な財源の確保が大前提であり、一方で国においても実態調査を行い、方策を検討していくとの方針でありますので、本市といたしましても、国の動向を注視しながら、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、就学援助の制度のことでございます。なぜ、完全実施できないかということです。本市では経済的な理由により、就学が困難な要保護、準要保護児童・生徒に対する支援として、就学援助を実施しており、子育て支援の一環として重要な施策として、一つとして、一つと認識しております。準要保護児童・生徒に対する就学援助費の単価は、文部科学省が定める準要保護児童・生徒援助費補助金の単価引き上げに準じて改定を重ねておりますが、令和5年度におきましても、中学生の新入学児童・生徒学用品費を6万円から6万3,000円に。小学校、中学校が対象となるオンライン学習通信費は1万2,000円から1万4,000円に増額し、保護者負担の軽減につながるよう努めております。御質問の4費目の実現に必要な予算については、支給額の基準となる準要保護児童・生徒援助費補助金の単価と、令和4年度の就学援助費受給者数から計算した上で、クラブ活動費が713万3,000円、PTA会費が206万3,000円、生徒会費がにひゃく・・・

議長（奥 輝人君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）



議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 川口幸義君の発言を許可いたします。

なお、川口幸義君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

22番（川口幸義君） ちょっと挨拶の前に、字句の訂正をお願いしたいと思っております。大きな2

番，教育行政のですね，（４）番，小・中学校の部活指導について。この小学校の小を消してください。よろしくお願いします。

市民の皆様，議場の皆様，インターネットを御覧の皆様，自民党新政会の川口幸義でございます。昨年度の市議会選挙におきまして，多くの市民の皆様方から温かい御支援をいただき，４期目の当選を果たすことができました。心からありがたく，厚く御礼を申し上げます。皆様方の期待に応えられるよう，なつかしや未来都市，奄美市の進むべき扉を開くために，全力で取り組んでまいりますので，今後とも御指導，御鞭撻賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

私の所見を少々述べさせていただきます。能登半島地震では安否不明者含めて２５０名の方々が亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに，被災を為された多くの皆様方に心からお見舞いを申し上げます。１日も早い復旧，復興，元の生活に戻れることを祈念申し上げます。さて，我が国は世界で類を見ない災害大国であります。天災は忘れた頃にやってくるとは，明治の物理学者である，随筆家の寺田寅彦の有名な言葉だが，今では天災は忘れないでもやってくるという，言われても過言ではないと思われます。来る度に災禍を増して，ただ，能登半島では昔から地震が頻発したわけではありません。この地震は日本海側で発生した近年最大級の地震で，今後の地震・津波対策に大きな転換を迫っているかのように思われてなりません。１月１日１６時１０分，輪島市の東北東３０キロメートル，深さ１６キロメートルを震源とし，直下型地震が発生した。これに伴い，北海道から北部九州の日本海沿岸を中心に広域で津波が観測された。能登半島の各地で地盤の隆起と移動が確認された。地震の規模を示すマグニチュード７．６だったと報道されております。能登地方では，記録が残る１８８５年以降，最大の地震である。マグニチュード７．６は直下型地震として非常に大きいもの。１８９１年に７，２７３名の犠牲を出した濃尾地震，マグニチュード８以来の規模である。１９９５年，阪神淡路大震災と２０１６年の熊本地震はマグニチュード７．３だったので，それより放出エネルギーが約２倍も大きな地震でありました。地震によって，志賀町では最大深度７が観測されたほか，大きな揺れは広範囲に及び，家屋の倒壊が相次いだ。気象庁は石川県能登地方に，１１年の東日本大震災以来となる大津波警報を発表し，輪島港で最大１．２メートル以上の津波高を記録した。津波は海岸に達した高さより，さらに陸地を這い上がる性質があるため，津波高ではなく，遡上高が問題となっていると専門家は指摘しております。震度７を観測した志賀町の赤崎漁港では，４．２メートルほど遡上し，珠洲市では津波が屈折して能登半島北東から東に回り，回り込んだため，局所的４メートルに達した。この地域では地震発生から僅か１分後に津波の第１波が押し寄せ，住民が避難を始める時間もなく，多くの家屋が被害に遭った。能登半島地震から何を学ぶべきか，記憶にも記録にも残る巨大地震は，国民に突き付けられた課題はあまりにも大きく，今後の危機管理に，防災対応能力の向上が問われることと思います。

これより，質問に入ります。昨年度の施政方針等で掲げてきた，働き手の確保対策など，特に人材不足が顕著である業種を対象に，新たに即戦力確保を基軸とした人材確保，就職支援事業を創設した。また，市内事業者による共同運営形式で雇用を行う特定地域づくり事業協同組合の設立と安定した運営を支援など，成果について伺いいたします。

１番目に，市長の政治姿勢について。

２番目には（１）特定地域づくり事業について伺います。①企業の稼ぐ力の向上と費用対効果について伺います。

次の質問からは発言席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めます。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） 川口議員におかれましては，昨年の市議選において４期目の御当選，誠におめでとうございます。今後とも本市発展のために，御指導，そして，御尽力をよろしくお願いいたします。

議員の御質問にお答えします。特定地域づくり事業について，私のほうで答えさせていただき，他の

施策については担当部長のほうで答えます。よろしくお願いいたします。

議員御質問の特定地域づくり事業協同組合、奄美市しまワーク協同組合は昨年4月の設立後、7月から求人活動を開始し、現在、職員5名を雇用し、組合員である加入事業所へ派遣しているところでございます。組合員は8社で、その業種は宿泊業、飲食サービス業、観光サービス業、農業、イベント企画業、インターネット付随サービス業、社会保険労務士事務所と多岐にわたっております。なお、組合に対する市の補助についてでございますが、組合を設立する際の基準資産となる380万円のうち、設立補助金として300万円を補助しており、残り80万円は組合員からの出資となっております。また、組合の派遣職員人件費及び事務局運営費について、制度に定められた割合により2分の1を組合員からの派遣手数料で負担し、残りを市から補助しているところでございます。なお、補助金の財源として、2分の1が国からの特定地域づくり事業推進交付金、4分の1が特別交付金、残り4分の1が市単費となっております。組合員によりますと、派遣職員の受け入れ事業所での勤務状況は良好であり、人手不足の中、各事業所の働き手として活躍されているというふうに伺っております。以上でございます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 失礼いたしました。それでは、私のほうから、各企業等に対する補助策、支援策について、お答えさせていただきます。本市では奄美市しまワーク協同組合の支援以外にも、市内事業所向けの支援策といたしまして、人材確保就職支援事業。市内事業所やフリーランス向けのスキルアップを目的とした研修。創業希望者向けの経営、財務、販路開拓、人材育成をテーマとした創業塾の開催。市内事業所が行う店舗の集客力向上に向けた取組に対し、その経費の一部を補助する繁盛店づくり支援事業。従業員の資格取得に対するキャリアアップ助成事業など、事業所の稼ぐ力の向上につながる取組を行っているところでございます。制度の周知につきましては、広報紙やホームページの掲載に加え、関係機関を通じた協力の養成、また、嘱託委員会、駐在委員会、商工会総会などに出席し、制度の説明を行っているところでございますが、今後とも市の支援制度をはじめ、国・県の補助制度についても、市内事業所や関係団体に対してさらなる周知、広報に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

22番（川口幸義君） ありがとうございます。それでですね、この①の企業の稼ぐ力の向上と費用対効果について、ちょっと伺いたいと思っておりますけれども、この費用対効果がどの程度のあれがあがっているかという、実績ですね、ちょっと示していただきたいと思っております。

商工観光情報部長（平田宏尚君） ちょっとかいつまんでの報告になるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。まず、特定地域づくり事業協同組合、先ほど市長の御答弁ございましたけれども、現在、当年度の目標といたしまして、5名の雇用を目標としておりましたが、5名の人材確保が実施されております。そして、続きまして、創業支援事業といたしまして、各創業塾を受けた方々がそれぞれ創業する際に補助を行っておりますが、令和4年度の実績として、6名。令和5年度の実績として7名。そして、雇用者確保総合支援事業として、令和5年度現在のところ、求人モデル活動の創出事業としては1件、実施をいたしております。そして、キャリアアップ助成事業ということで、令和4年度の実績が8社、13名、令和5年度、現時点で5件、実績がございます。そして、これ、先ほどの答弁にございませんでしたが、リクルートとの連携という形で、雇用の人材確保に努めておりますが、参加実績で15社。そのうち、確か7社だと思いますが、雇用の実績につながっている、そういった実績がございます。以上でございます。

22番（川口幸義君） この参加企業が15社とおっしゃいますので、15社であれば、働いている従業員の数から見れば、経済効果はどの程度、大まかに分かりますかね。私が聞こうと思っているのは、経済効果がどんだけの経済効果もたらしているかということ、人の数じゃなくて、奄美市にどんだけの

経済をもたらしているよという、これが大まかに分かれば、ちょっと説明してほしいんだけど。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 申し訳ございません。今現在、こちらのほう、行っております費用対効果といたしましては、試算等は、すいません、できていないところでございますけれども、先日、昨年でしたけれども、議員のほう、伊東議員だったと思いますが、経済波及効果という形で、観光関係の波及効果を答弁させていただいております。そういった試算を今後も引き続き行いながら、どれだけの費用対効果ができるのかというのは、なかなかこういった事業に対しての計算は難しいところでございますが、計算ができる経済対策、経済波及効果とか、そういったことについては、今後ともじっくりと見ながら、いろんな施策について努めてまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

2 2 番（川口幸義君） 経済的には、まだそこまで把握はしていないということですね。来年度は、大体、経済効果はどの程度という目途は立てられますか。この15社が、例えば納税をしなければならぬわけだから、納税的に見れば、経済効果がどの程度の波及効果があるということで、実績として、やっぱり見えてこなければ、ただ15社が仕事をやっていますよと。具体性がもう一つないから、そこら辺りはどのように皆さんはお考えでしょうかということ。

市長（安田壮平君） 私のほうで答弁させていただきますが、経済波及効果であつたり、あるいは費用対効果、そしてまた、その地域におけるですね、この生産額などというのは、どうしてもその実態把握するには、2・3年、タイムラグがあるところが実情でございます。そういう中で、我々が、今、一つ重視しているものとしては、我々のほうで把握できるものとしては、その市税収入というものがございます。個人と法人のですね。これを見るとですね、令和2年、3年、4年、もちろん国からも様々な支援策があったことも影響していると思いますけれども、税総額が伸びてきていることと、また、その給与者、給与所得者数というものもですね、確実に増えてきているということなので、これは働く人がですね、増えてきているという状況であります。恐らく、そのシニア層を含めてですね、そういった、市のリクルート等の取り組みなども含めて、少しずつ、働き手不足が続いてはいるんですけれども、働く人の数が増えていると。一定程度の給与を貰っている方の数が増えているということでございますので、市の様々な取組と、民間との御理解、御協力のおかげだというふうに思っております。以上です。

2 2 番（川口幸義君） 理解できました。この事業そのものはね、国内外の多くの人が集う機会を捉えて、奄美市の認知度の向上を図るとともに、コロナ禍の影響で急減しているインバウンドの早期回復を重点的に取り組むほか、観光地域の付加価値を推進し、地域と一体となり、自立的かつ持続的な観光地の経営のできる観光地域づくりの果たさなければならぬということですから、これにつながっていると私は思っていますので、何らかの形で、人の動きによっては、見えないところで経済効果はもたらしていると、こういうことで、私は一応理解をしましたので、よろしく。また、頑張ってください。

大きな2番。教育行政について。（1）住用地区青久地区の、住用青久地区石積防波壁の文化財指定について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長（村田達治君） それでは、御質問の青久の防波壁の文化財指定について、防波壁の概要まで含めて御答弁をさせていただきたいと思います。本市住用町の青久地区にございます、青久の防波壁は、米軍の統治下の1950年から日本復帰後の1955年まで、5年間にわたり継続された公共事業におきまして、高潮対策として造られた、総延長278メートルにも及ぶ石積の防波壁でございます。この防波壁は、旧住用村の村指定文化財でございましたけれども、市町村合併前の豪雨災害による指定文化財台帳の流出によりまして、指定解除になっておりました。現在、本市におきまして、指定解除になった

青久の防波壁を改めて評価し、奄美市指定文化財の指定に向けて、準備を進めているところでございます。令和4年度に開催いたしました奄美市文化財保護審議会におきまして、青久の防波壁を含む3か所の旧住用村指定について審議がなされ、防波壁に関する歴史的価値や指定に向け、前向きな意見が多くございました。令和5年度には文化財保護審議会委員と現地視察、協議を重ねまして、先月行われました同審議会では、文化財審議、文化財指定につきまして、審議会会長へ諮問を行ったところでございます。今後の予定につきましては、同審議会から指定について妥当であるという旨の答申を受けることができましたら、一番近い教育委員会に諮りまして、承認をいただいた上での指定決定というふうになる見通しでございます。以上でございます。

22番（川口幸義君） それでは、ちょっと写真、ちょっと出してみます。これ、皆さん見てくださいね。こんだけの立派なね、これはもう、奄美市にとっては大きな財産だと僕は思って、これを青久まで、道の悪い中、行ってまいったが、市長も行かれたと思いますね。教育長ももちろん、現場、足、踏み入れられたとっておりますので。もう、もう1点。これね、今、ちょっと崩れかけているんだけど、280メートル近くありますね。2メートル50ぐらいの天端、あって、これは軍政府時代じゃね、琉球時代に、あの工事が皆さんの力でできたという。この1期工事だけ、ちょっと読んでみたいと思っておりますのでね。昭和25年、昭和28年までの第1期から第4期までに、市集落の石工の前山圀彦さんを中心に村が作業員を日雇いで募り、地元から約35人、市から約20人で工事が行われました。まず、山に自生するカズラ、籠を編みました。そして、1本のカズラを両端で籠に取り付け、オーコ、オーコですね、石を担ぐ、オーコで担げるようにした。大きい石はこの籠に乗せて、2人1組で運び、小石や砂は板で箱を造り運搬した。ここで使った丸石、砂利、砂は浜から取りました。大石を防波壁の中心に据え、その周りに中小の丸石を積み、表面の石として、石の間に請負業者がセメントを詰めて、このようにして、これ、読み上げればちょっと長いもんで、この辺にしておきたいと思っております。一応、これがですね、これ、将来的にはこれが文化財の指定を受ければ、これはもう、奄美市の大きな財産として、私はね、評価してもいいんじゃないかと思っておりますので、一つ、皆様もこれ、もし、ぜひ、機会があれば、足元は悪いんですけども、青久まで、ぜひ、行っていただきたいと思っております。以上、次の審議員の日程まで期待をして、楽しみにしておりますので、教育長、これはもう、あなたの仕事だと私は思っておりますので、とりあえず頑張っていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

(2) 番。小・中・高の用務員について、伺いたいと思っておりますが、今、用務員さんが不足をしていてね。一人の用務員さんが掛け持ちをして、学校、2校を回っていて、大変苦勞なさっているという、こういう状況を私は伺っておりますので、何とか、各学校に1人、配置をして、やはり、予算も絡むことなんだけれども、そのぐらいは、僕はね、学校、教育現場については、投資をしてもいいかなと思って、今、この問題、取り上げましたけれども。大きな大規模校については、ちゃんといらっしゃると思いますけれども、今、何名、何校、28校ありますよね。28校で、何名の用務員が現役で働いていらっしゃるのか、ちょっと伺いたいと思います。

教育部長（大庭勝利君） 御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、現在、市内小・中学校28校に19名の校務員が配置されており、令和4年度と比較して9名が減員となっております。内容についても、合わせて、よろしいですか。

22番（川口幸義君） 座って。僕が聞くから。28校で、今、19名。あとの不足している分については、皆さんはどのような手立てで雇用しようと思っているのか。その計画などがあれば、ちょっと聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

教育部長（大庭勝利君） それでは、具体的には28校のうち12校で、1名が2校の掛け持ちをする兼務、兼務校。また、3校は、校務員が不在で、近隣の学校が書類収取など、業務のフォローを行っている状況でございます。これは、令和4年度において、各学校における校務員の業務内容について、明確化し、優先する業務を整理したことに伴って、人員配置について見直しを行ったことから、現在の配置状況となっております。校務員の業務内容の明確化は図られたものの、令和5年度、新しい体制で進めて行く中で、学校現場から教職員の業務を圧迫するとの声が多く聞かれ、また、議会での御指摘や教育委員会が実施する各種会議の中でもたびたび議論為されております。このことから、令和5年7月に市内全小・中学校へアンケートを実施し、夏休み期間中には学校を訪問しヒアリングを行い、また、校務員との面談を実施するなど、学校現場の状況把握に努めてまいりました。アンケートやヒアリングからは、特に兼務校、不在校において、各学校の業務負担が増えている状況が明らかになっております。また、小規模校においては、教頭が担任を受け持つ学校や、事務職員が常勤していない学校もあり、校務員が不在となったことで一層多忙を極めている実態も浮き彫りになりました。学校の現状として、教職員の成り手不足、時間外労働の問題等、様々な業務負担が取り上げられており、教育活動の充実、学力向上、人材育成を図るためにも、学校における業務改善は重要なことと認識しております。このようなことから、新年度において、1学校に1名の校務員配置は必要であるとの方向性で、庁内でも協議を進めております。今後、学校における業務の工夫、改善も求めつつ、適正な人員配置について対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

22番（川口幸義君） 今、教育部長は、今後は改善をすると、今、おっしゃいましたけれども、これね、もうこれは喫緊の課題だと僕は思って、これ、取り上げているんだよ。悲鳴を上げ、上げている職員もいるということね、理解してもらわんと困る。これ、用務員の仕事って大変なんだよ、これ。ちょっとこれ、読み上げてみましょうかね。校内の入金、集金、出金、給食の準備、給食の発注、使送便といつてね、学校から教育委員会にいろいろ伝達する文書やら、こんなの搬送したり、印刷や印刷物の配布、環境美化、接待、給食の係の牛乳の受け入れ確認、コンテナの清掃など、来客へのお茶接待、環境、これもね、すごいよ、この用務員の仕事というのは。だから、こういうものをね、皆さんは現場のこと、よく理解しないと。悲鳴を上げて、もうほかの方が辞めてしまえば、なお、負担は誰にかかるんですかね。僕はこれ、喫緊の課題だと思って、これ、取り上げているんですよ。負担がかかったら、また、ほかの人に負担かかる。そうしたら、その人もまた、嫌になって、また辞めるかも分からない。こういうたちごっこがないためには、やっぱり早々と手を打ってね、募集かけたらよろしいと思いますよ。聞くとところには、用務員さんの時間帯も短縮して、午前中でもう切り上げようとかいうような話も、噂がちらほら聞かれているので、やはり終日勤務をね、しっかりと勤められるような体制をとらなければ、午前中だけだよといったら、人は雇用しても来ないよ。そこまで、皆さんはね、現場のことを考えて、改善してほしい。もう、すぐ、そこからでも、新年度からでも、皆さん、頑張らなければですね、大変だと僕は思って。これは一つの例なんで、たくさんだ、これ、用務員の仕事。これ、学校によっては異なりますけれどもね。小さな学校と大きい学校とは違う。しかし、これはもう、大規模校の資料、私は貰ってきたから。こういうふうにしてね、悲鳴を上げているという、用務員さんがいることを、皆さんも我々も、議会もね、理解せんといけないと思って取り上げましたので、一つ、よろしく頑張ってください。

それでは、奄美市の小・中学校の学力について、伺いたいと思います。今、奄美市の学力がどんな状況にあるのかなと思って、俺、いろいろと資料を見ているんですけども、小学校は大体、小学校の6年生のね、国語とか、こういうのはね、僅か0.6。国語がマイナス2.2。これはウイルスによった、あの頃の成績だと思うよ。3年前は大体ね、小学校6年生の国語は県平均に達してた。そうすると、これが中学校になると、もうどんどんどんどん悪くなって、中学校1年から2年、2年、1年、2年になるとね、もうほとんどの教科がマイナス2から3まで落ちている。これをね、やはり教育委員会

としては、この課題を、今後、どのようにして取り組むかという、その意気込みをちょっと私は聞きたいんですけども。よろしくお願いします。

教育長（村田達治君） それでは、お答えしたいと思います。現在の小・中学生の学力の現状の説明まで含めて、答弁をさせていただきたいというふうに思います。議員の御指摘のとおり、各種調査におきまして、小学校では県の平均正答率に近い数値を達成できておりますけれども、中学校では県の平均に届かない教科もございます。この要因といたしましては、授業で学習したことが十分定着しないまま、次の学習や学年に進むということがあるというふうに考えているところでございます。そこで、本市におきましては、この課題解決に向けて、授業改善と基本的な生活習慣の確立に基づく家庭学習の充実を大きな二つの柱として取り組んでいきたいと。また、現在も取り組んでいるところでございます。一つ目の授業改善の視点では、子どもが主役となる授業を展開し、授業の終末で学習したことが理解できているかを確実に把握する。特に確かめ、見とどけの活動が位置付けられた授業を進めているところです。その際、本市が導入しているA Iドリルも活用することがございます。また、目指す授業の実施状況を把握するために、学校を訪問し、校内研修等の機会を利用して、直接、教職員と話し合いを行ったりもしているところでございます。家庭学習充実の視点も大切な取組の一つと考えております。小学校高学年が60分、中学生が90分を目安として、家庭学習60・90運動を推進し、授業で分からなかった内容など、自分が必要と考えた学習に自ら取り組む自主学習の充実を図っているところです。これらの取組は少しずつ身を結びつつあり、令和6年1月の行われた鹿児島学習定着度調査では、小学校5年生は国語、社会、算数の3教科で県の平均正答率以上であり、中でも社会と算数は県の平均正答率を3ポイント以上上回るという、ここ数年で最も高い結果を残しております。また、中学校1年生は、社会と数学の2教科で県平均と同等で、中学校2年生では県平均をわずかに下回っておりますけれども、これまで大きな課題でございました数学と理科、外国語が改善いたしまして、特に外国語は県平均に近い正答率になるなど、学力が向上しつつあるところでございます。今後もさらなる学力向上を目指し、教職員の質を高め、授業力向上の取組の充実をしっかりと図ってまいりたいというふうに考えております。特に授業力に特化した研修や教材研究の時間を確保するための業務改善など、多面的に取り組んでまいります。最後になりますけれども、学力をはじめとした教育の充実には、学校だけではなく、特に家庭学習の習慣化については、家庭の協力がより必要であると思っております。PTAや家庭教育学級など、保護者同士が学び合うことや、教職員と保護者が子どもたちの将来を一緒に語り合える信頼関係を築ける環境づくりにも取り組んでまいります。また、地域の連携も含めて、地域とともに子どもを育てる環境を整えてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

22番（川口幸義君） 教育長、御苦労さんですけども、これは令和5年2月の時点で、私はこの資料を持っているんですけども、小学校はね、マイナス1、県平均からね。そうすると、中1になると、マイナス5。国語が1.9、マイナス。社会がマイナス5。これ、中1ですよ。算数、算数、数学書いてあるけれども、69.6だからマイナス1.3。理科が62.5、平均で、マイナス0.7。英語がマイナス2.4で、マイナス5になっているんですよ、これは。このようになっているので、これは奄美の子どもなんか、特別、特に頭が悪いわけじゃないんだから。要は磨き方の問題だと私は思っているんで、どのような工夫をすれば、今、皆さんが思っているような、その実績を上げようとするならば、この現場の教師だけではなかなか難しい。地域性にもよると、私は思いますよ、もちろん。親御さんの問題もありますけれども。こういったものの課題、皆さん、同じパターンで、これ、3年間、ほとんどそんな変わってないから。変わってないの、3年間。だから、それをどのようにして、変わっていないものを、その課題は皆さんが持っているわけよ、答えは。答えは皆さんが持っていて、その答えをどのようにして現場に波及させるかということを、私は伺いたいんですよ。もちろん、教材研究、当たり前のことや、これは。現場の指導者の教材研究って、当たり前のことよ。今日、教えたことが理解できない場

合は、先生が教材を角度変えてやるから、子どもは理解力を高めるわけよ。だから、そこら辺りのことを、皆さんは教育行政のトップとして、現場でどのような方法で指導すれば、現場の先生方が動いてくれるかということをね、これは大きな課題だと僕は思っているんで、今後、これからどういうふうにして、この今の現状を、何とか県平均のレベルに上げたいという気持ちを私は伺いたい。

教育長（村田達治君） それでは、答弁をさせていただきたいと思います。確かに、理論的な取組の考え方、計画、それはありますけれども、議員御指摘のように、それを学校現場が、一人一人がどのようにしっかりと受け止めてもらうような働きかけをするかというのは、やはり大きな課題であろうというふうに考えております。その中でも、先ほど申し上げましたけれども、大きな二つの柱は授業改善と家庭学習も含めた基本的な生活、生活習慣の育成、確立ということであると考えております。家庭と地域との連携につきましては、先ほど申し上げましたので、今、学校の先生方とどういう連携を図っていくかというところを申し上げたいと思いますけれども、授業の改善の、やはり大きな柱でありますのは、やっぱり、今、取り組んでいるのは、確かめ、見とどけ。子どもたちが、一人一人が、この授業を通してどれだけしっかりと学べるものが定着できているかということを確認できないで次で進むと、やっぱり積み残しが重なって、学習が定着していないということにつながりますので、そのことについて、管理職研修会、それから、各種研修会、先生方同士がしっかりと協議し、討論し合える、そういった場面を意図してつくりながらですね、この必要性をお願いをしているところでございますので、感触としてはですね、授業をいろいろ学校訪問して見させていただく中で、このことはかなり定着をしてくているというふうに感じております。ただ、一番終末の段階で、この確かめ、見とどけをしっかりとするための時間確保というところに大きな課題がございますので、授業全体の設計をどうしていくか、いうところを含めてですね、さらに定着を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

22番（川口幸義君） 教育長も努力はなさっていることは、私は分かっていますよ、それは。しかし、この学力を上げるという、簡単に一言で申し上げますけれどもね、これはやっぱり子どもたちがやる気がなければ、幾ら現場の教師が踊っても着いていけない、こういうことだから、やはり僕は日本の教育者というのは、先進国の中でも最も僕は優遇されていると僕は思っている。給料も高いんですよ、一般の公務員よりは。なぜか。なぜ高いか。これは、将来を、日本を背負う子どもたちを育ててほしいという、国の親心があって、教職員の給料は優遇してあるわけ。皆さんの給料よりも高いんだよ、教職員の給料は。でも、さらに僕は働き方改革によっては、今の教育者に対してはもっと給料を上げてほしい。僕はそう思っているんです。本当にそう思っているんですよ。やっぱり日本を背負う、そういう子どもたちをね、教師の手にかかっているから、国の親心って、もっと給料上げてほしいとおもっている。そのためには、やはりどうあるべきかということのをわれわれも考えなければいけないし、例えばみんなが、成績が悪いから学習塾を行きなさいよと、こういうわけいかない、まいりません。なぜならば、現場の教師というのはプロだから。我々は先生方が学習塾よりもプロだと思っているから、親御さんは信頼しているわけで。そういうことを考えたときは、もっとね、先生方もプライドをもってね、頑張ってもらいたいと僕は思っておりますよ。そのためには、もっとたくさん、これだけでも1時間ぐらい議論してあるんだけど、もうほかにもありますので、一旦、この辺で納めたいと思い。一つ、教育長、頑張ってくださいね。奄美の子どもはみんな磨けば光る。そして、子どもには先行投資しなければならん。これが私のいつもの思いなんです。よろしくお願いします。ありがとうございます。

議長（奥 輝人君） どうぞ。

22番（川口幸義君） （4）番、中学校の部活指導員について。先般は地元の新聞にも試験的にね、金久中、金久と崎原、赤木名中と指定をされたというふうにして、新聞で報道されておりますので、この

部活、専門の指導員に、外部からもってくるについては、教育行政として今後の取り組み方、どのような考え方、もっていらっしゃるか、お聞きしたいと思っています。

教育部長（大庭勝利君） まず、本市中学校部活動顧問についての担当の状況でございますが、全ての学校の部活動において、各学校の教職員が顧問となり、活動をしております。また、本市の半数を超える部が外部指導者の協力を得て活動を行っております。教職員は部活動の指導後に教材研究やテストの採点等を行うことから、議員御指摘のとおり、教職員の負担軽減、改善は業務改善に向けて喫緊の課題と認識しております。このようなことから、教職員の負担軽減や子どもたちのスポーツ、文化、芸術活動等に継続して親しむことができる機会を確保するため、本市の部活動、地域連携、地域移行を推進し、令和5年度に発足しております、奄美市中学校部活動地域移行推進会議において協議を進めております。本市におきまして、国や県が示す令和5年度から令和7年度の改革推進機関に、まずは休日における部活動の地域移行を目指して取り組んでおります。新年度の取組として、先ほど議員が御紹介しましたが、モデル校の活動推進、地域移行、連携に向けた取組に従事するコーディネーターの業務推進、名瀬地区の中学校区及び住用・笠利地区での協議会設置運営を考えております。今後とも、子どもたちのスポーツ、文化、芸術活動が継続して行われる環境づくりの実現に向けて、関係機関との連携、他市町村の動向も注視しながら、調査、研究に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

22番（川口幸義君） この問題はいろいろ、新しい問題だと思っております。これね、全国の都道府県から自由民主党の本部に陳情があつて、これ、文科省が回答出していますので、ちょっと読み上げたいと思っております。部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めるに当たっては、受け皿となる団体の体制整備や質の高い指導者の確保、経済的に困窮する世帯への支援などが重要であると考えられる。このために、文部科学省では令和4年度の第2次補正予算において、各自治体の方針策定などに係る協議会や指導者研修会、困窮世帯の参加費用負担の支援に係る体制構築など、地域移行の体制構築のために準備経費を計上している。また、令和5年度予算案において、地域移行に向けた実証事業に係る経費も計上しており、各自治体が運営団体の体制整備や指導者の確保、困窮世帯への支援などの取組に活用することにも可能となっていると、このように、これはね、自民党の、全国から自民党に陳情した、これについての回答なんです。このようにしてですね、これから地方もどんどんどんどん、この部活については、教職員の働き方改革についてね、時間外労働があまりにもこれまでであったんで、こういったもので改革をしようという、これはもう方針なので、一つ、取り組んでほしいと思っております。よろしくお願いします。

（5）番、小・中学校の学級編成について、伺いたいと思っておりますが、本校ではそれに対応できる学校が何校あるのか。また、その対応について、先生方が事例があるんだったら、ちょっと聞きたいと思っております。

教育長（村田達治君） お答えいたします。35人を超える学級への対応という捉え方で答弁をさせていただきたいというふうに思います。公立義務諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴いまして、国におきまして、令和3年度から小学校2年生から段階的に学級編成の基準が35人以下に引き下げられておりまして、令和5年度、本年度は小学校4年生までは35人学級の対象となっております。来年度が小学校5年生が対象、までが対象。令和7年度からは、小学校では6年生まで、全ての学年が対象になりますので、国の施策におきましては、7年度からは全て国の施策で35人学級という形になります。一方、本市におきましては、奄美っ子くすくすプランというのがございまして、現在、国の対象外となる学年に市費単独事業で教員の配置を行っているところでございます。それにより、35人学級を確保しているというところでございます。令和5年度は名瀬小、伊津部小、朝日小3校の小学校5年生に教員の配置を行っておりまして、小学校におきましては、35人以上の学級は

ございません。中学校では、名瀬中2年生、金久中1年生、赤木名中3年生の3校で35人以上の学級があるところでございます。今後も国の動向に注視しながら、学習環境の整備に努めてまいりたいと思います。なお、参考までに、中学校の35人学級の編成に向けては、今、国のほうの審議会、検討に入っているというふうに伺っておりますので、その辺りの動きは十分に気を付けてみてまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

22番（川口幸義君） 教育長、どうもありがとうございました。今年、令和5年度は3校は5年生から35名のと、学級編成に当たれる。これも、そのうちにだんだんだんだん、少子高齢化で、子どもがだんだん減ってきたら、自動的に30人学級ぐらいになりはしないかと僕は思ったりね。もう生徒が増える、要するに要素がありませんのでね、この法律が適応されてもどうかな、もう自然現象で生徒の数も減るのではないかなと思ったりしておるんですけども、今のところは大規模校については、これが適応できるんじゃないかということで、分かりました。ありがとうございました。

次に、（6）番、奄美市の小・中学校の不登校について、伺いたいと思っておりますが、不登校の子どもがこの間、新聞に載っていたような気がしておりますが、大体、どの程度の数がいて、どの程度の子どもがどのような指導をなさっているか、ちょっと伺いたいと思っています。

教育長（村田達治君） 不登校の児童・生徒数について、お答えをいたします。令和6年1月現在、本年度の分でございますが、小学生30人、中学生88人、合計118人を不登校児童・生徒数として認識しております。それから、この子どもたちへの指導の体制でございますけれども、やはり基本は一人一人に寄り添って、共感的に理解した上で、やはり子どもたちに合ったやっぱり学習支援、学習の保証という形で、先生方が丁寧に寄り添って対応しておりますし、市が雇用しております、スクールソーシャルワーカーの皆さんもですね、本当に親身になって、対応をしているところでございます。また、一部の学校ではございますけれども、タブレットを用いて授業をリモートで行って提供しているという事例も出てまいりましたので、このような取組を拡充していきたいというふうにも考えているところでございます。以上でございます。

22番（川口幸義君） この不登校の多さにはびっくりしましたけれども、やっぱり中学校になると、多いんですね。88名というのはすごいなと僕は思ったんですけども、この子たちがやっぱり授業をね、どのような方法で授業を進めるかということなんですよ。やっぱり学力をつけなければいけないしね。こういったもののあり方も、先生、これは教育長、専門のときに、また、必要になると思いますね。もう現場の教師ではちょっと無理かも分らんね。この精神的なアドバイスもいろいろ、必要かと思っね。こういった子どもたちというのは、やはり、安田市長のあの所信表明の中にもある、一人一人に寄り添った教育のあり方について、ちゃんと所信表明にありますのでね、こういったものなどを考えながら、やっぱりもう一つ、策を考えてね、そういった子どもたちはなかなか心を開かないもんだから、それについてはやっぱり専門的な知識が必要かと思っ伺いましたが、とりあえずは頑張る以外には何もありませんので、これ以上、不登校の子どもが増えないように、お互いに努力しようと思っております。よろしくお願いします。

それでは、大きな3番、土木行政について。（1）古田地区の急傾斜崩壊対策事業について。①奄美市の急傾斜指定箇所が名瀬・笠利・住用、3地区で何か所あるか、お示してください。もうこの二つ、一緒にお答えください。古田問題が先。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。御案内の急傾斜地崩壊危険箇所、古田3地区につきましては、現在、令和6年度に本市の単独事業である、小規模急傾斜地崩壊対策事業で対策事業を行う予定とし、現地調査を終え、対策工法の検討などを行っている状況でございます。

次に、本市管内3地区の急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、名瀬地区で203か所。住用地区で61か所。笠利地区で61か所。合計325か所となっております。

22番（川口幸義君） 部長、急傾斜というのはね、やはり危機管理から見れば、これが350か所も、325か所もあるということは、非常にこれは危険地域なんだよ。この急傾斜対策事業について、予算はどれぐらいありますか。ちょっと伺います。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、令和6年度、本市が発注する急傾斜地崩壊対策事業としまして、まず2分の1、県の補助金を活用する県単急傾斜地崩壊事業につきましては、1地区でございますが、1,500万円。それから、先ほども申し上げています、小規模急傾斜地崩壊対策事業、これが古田3地区を含む2地区で1,000万円。合計で2,500万円を令和6年度予算で計上しております。以上です。

22番（川口幸義君） 部長、2,500万で、急傾斜は1か所で終わる。だから、この、この原資をもっと増やして、来年度から。そうすれば県から半分はちゃんとももらえるようになっているんだから。もっと努力しないと、これ、300か所、100年経っても、これ、解決できないと思ったから聞いたんだけれども、もうちょっとこの急傾斜の予算を、市長ね、来年度からちょっと増やしてほしい。そういうこと、以上、終わります。

議長（奥 輝人君） 以上で、自民党新政会 川口幸義君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時45分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後4時00分）
引き続き、一般質問を行います。
チャレンジ奄美 西 忠男君の発言を許可いたします。

2番（西 忠男君） 市民の皆さん、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆さん、そして、傍聴席に来られてくださっている皆さん、こんにちは。令和6年第1回定例会3月議会、質問を2日目の5番目に初めて登壇します。チャレンジ奄美の新人の西 忠男でございます。

この度の能登半島大地震で亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げるとともに、負傷されたり、避難されている方々、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、羽田空港で航空事故、接触事故で犠牲になった5名の海上保安官の御冥福と、機長の御回復を心よりお祈りいたします。また、怪我された方々の1日も早い御回復をお祈りします。また、緊急脱出にかかわった全ての皆様に敬意を表します。

さて、このたび、昨年の10月の末、奄美市議会議員選挙に当選させていただき、この場を借りて、市民の皆様方に多大なる御支援をいただき、誠に心から感謝、お礼申し上げます。今回の選挙では、私は笠利町、住用町、名瀬市内を自転車で回らせてもらいました。ありがとうございます。その節は本当に温かい応援、ありがとうございます。

質問の前に、ちょっと自己紹介を兼ねて、所見を述べさせていただきます。私が生まれたときの話をしますけれども、すいません、昭和33年4月の10日に旧名瀬市平田町、昔は平田町は生産町とか言っていたらしいんですね。それ聞いて、私もびっくりしましたがけれども。小学校はですね、私、伊津部小学校の6年の6月までいたんですよ、伊津部小学校に。それからですね、宇検村の久志小・中学校へ転校。そして、小学校卒業。中学校入学、また、2年の2学期と3学期に名瀬中学校に転校したんですよ。そして、また3年になると、宇検村の久志小・中学校に戻ってきました。いろんな経緯があって、

高校はですね、浦上の鹿児島県立大島工業高校定時制へと、昭和49年に入学。現在は奄美高校定時制に、今、移っております。16歳で旧名瀬市の、もう今はないんですけれども、薩南ディーゼル工業株式会社に就職しました。昭和53年に定時制高校卒業と同時に会社を辞め、昭和54年に結婚、12月には長女が生まれました。3人の娘、孫6人に恵まれ、その当時は昼間だけの給料では生活ができず、夜は屋仁川でバイト。それがきっかけで、今現在に至っています。21歳から飲食店の仕事を始め、名瀬チャレンジクラブの仲間に出会い、徳之島のトライアスロンがきっかけになり、30歳で洋風居酒屋アスリートを開業しました。現在、スポーツバー、アスリートが今年の7月の3日で36年目に入ります。また、私の妻が11年前に脳梗塞により要介護1となり、在宅にて介護。娘たちの支えがあり、45年間、屋仁川での人生を過ごしています。また、屋仁川を愛してくださっている皆様には本当に感謝しております。屋仁川代表として、ありがとうございます。まさか、この歳で市議員になるとはおもっていませんでした。人生は何があるか分かりません。私が政治に興味を持ちだしたのが、約3年前に日本で10番目にできた国政政党、参政党に出会ったからです。現在は参議院議員に1人、全国で県議、市議、町議、村議を入れて、約134人の議員がいます。ほとんどメディアでは取り上げられません。政治を志す人は誰もが熱い思いがあると思います。私もその一人でした。こういう政党ができたんだと、私なりにとても衝撃を受けました。生まれて初めて選挙演説を聞いて、感動のあまりに涙が出してきました。本当に子どもの未来のこと、日本の未来のことを真剣に考えている政党だと思いました。昨年の10月選挙で9人の新人議員、当選されました。その方たちもその一人です。奄美の政治では、多分、9人というのは初めてだと思います。これは、民意を問われると思います。そういう意味で、重い責任があると思っています。また、先輩議員たちと一緒に、この4年間、一緒に頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

私の選挙公約のバスになりますが、奄美の未来のために、何が必要か。市民みんなで考え、一緒に行動しませんか。先人たちが守ってきた奄美の島を、次の世代に引き継ぐために、子どもの教育、食と健康、国を守り、奄美を守り、ありがとうございます。また、昨年は奄美群島復帰70周年記念イベントがたくさんありました。51年振りに鹿児島国体が開かれました。奄美市でも相撲競技。徳之島でのトライアスロン競技。知名町でのパワーリフティング競技。奄美群島内にはたくさんの来島客があり、また、経済効果も大きいと思います。私事ではありますが、奄美群島復帰70周年記念、ぐっと奄美大島一周300キロタスキリレーを名瀬チャレンジクラブの皆さんと企画させていただきました。12月の23日、朝9時、おがみ山を安田市長の合図のスタートで小学生、議員、島外の一般市民約60人で48時間かけて、先人たちの歩いた道をなぞり、当時や昔の集落に思いを馳せながら、70年前の学生や大人たちも、苦しいときも、辛いときも、互いに励まし合い、日本復帰を成し遂げた。その思いを込めて走ることができました。無事に、12月25日、朝9時30分におがみ山にゴール。泉 芳朗先生の偲ぶ会の市民の集いや提灯行列に参加させていただきました。代表の楠田会長さんには本当に感謝しております。また、300キロタスキリレーに参加された皆さん、また、沿道で応援してくれた皆さん、本当にありがとうございます。

では、通告に従い、一般質問させていただきます。

昨年の奄美復帰70周年記念の総まとめについて、お尋ねします。

次の質問からは、発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） 西議員におかれましては、昨年の市議選における御当選、誠にありがとうございます。今後とも奄美市発展のために御指導、また、御尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、質問にお答えします。昨年の奄美復帰70周年の総まとめということでございますが、令和5年は奄美群島日本復帰70周年記念を冠称とする10月の鹿児島国体相撲競技会。12月には奄美

群島日本復帰70周年記念式典並びに祝賀会などが開催され、全国に奄美を発信するとともに、奄美群島全体への機運醸成につながったものと存じます。一方、本市においては、語り継ぐ次世代へをメインコンセプトに、復帰に至る歩みや復帰からこれまでの70年の歴史に触れる機会をより多くつくるなど、親子で一緒に参加できること。子どもたちが楽しんで学べることを意図した本市メモリアル事業に取り組んでまいりました。新入職員や若手職員を中心とした実行委員会を組織し、全部で23の事業を実施いたしました。具体的には、復帰ゆかりの地を巡りながら復帰の歴史を学ぶ、日本復帰歴史巡りウォークや昔ながらの料理を調理したり、昔の遊び道具を作成したりする、昔の食と遊びを体験しよう。また、記念植樹や小学生と一緒に作成した復帰に関するオリジナル絵本のほか、12月25日の日本復帰の日には、毎年開催している日本復帰記念の日の集いをはじめ、記念映像の上映会や未来花火などが開催され、また、復帰当時に行われた提灯行列を再現いたしました。本市が実施した事業には延べ3,700人もの方々に御参加いただき、多くの方々に復帰の歴史に触れ、学ぶきっかけになったものと存じます。また、奄美博物館においては、11月10日から1月8日まで、奄美群島日本復帰70周年記念企画展、朝は明けたり1953、語り継ぐ次世代へを開催し、開催期間中は市内の小・中・高校生の入館料を無料にするなど、復帰を学ぶ機会の創出も図ったところでございます。さらに、令和5年度は紡ぐきよらの島づくり事業において、復帰記念特別枠を設け、市民の皆様からの九つの取組を応援させていただきました。その中では、復帰運動を振り返るシンポジウムの開催や、小学校や高校での日本復帰に関する学びの充実、復帰当時を知る皆様による記録史作成。先人の御労苦を追体験するカヌー航海チャレンジなど、多様な取組がなされております。このほか、奄美群島の日本復帰運動を伝承する会をはじめとする、様々な民間団体が主体となり、復帰に関する講演会やイベントを開催するなど、復帰の歴史を多くの市民の皆様にご覧いただく機会になったものと認識しております。奄美群島の復帰運動については、周年という大きな節目だけではなく、継続的に学び、語り継いでいくことが重要であると考えているため、本市では平成29年度から12月を奄美運動復帰記念月間と設定し、市内の全小・中学校におきまして、日本復帰の歌、朝は明けたり、断食悲願等の発表や朗読をはじめ、講師を招聘しての復帰に関する講話等を各学校にて実施しております。行政のみならず、民間の方々の取り組みも相まって、日本復帰70周年という節目の年を祝う機運の醸成がなされたこと並びに語り継ぐ次世代へのおり、復帰の歴史を親から子へ、子から孫へといった、次の世代へつないでいく1年になったものと認識しております。今後につきましても、復帰の歴史を風化させることのないよう、学びを深め、地域づくりの基礎として生かしてまいりたいと存じます。以上でございます。

2番（西 忠男君） 市長、ありがとうございます。12月の23日の出発式、市長、ありがとうございます。23日、なんかお休みということで、急遽参加して下さってありがとうございます。その日は、その日、昼から散髪とかっていうことでしたね、すいません。そういうことで、スタートをです、おがみ山から下まで一緒に走ってくれて、本当にありがとうございます。またですね、今回はですね、300キロタスキリレーということで、また、昨年、鹿児島県中学校駅伝大会で優勝した、また、熊本での九州大会出場、滋賀県での全国大会出場した、金久中学生の勇君、徳山君、坂元君、常田君の4人が参加してくれました。彼たちはですね、瀬戸内の伊須というところから、網野子トンネルを超えて、住用の、住用の中学校からあの辺まで、4人でタスキをつないで、ちょっとタイムを縮めてくれたんですよ。それで、なんとか48時間かけて、無事にゴールできたんですけども、そういうことで、彼らの活躍も含めて、また、また彼らも多分今年高校生だと思います。進路、いろいろ決まっていると思いますけれども、将来、同じ走る仲間として、将来を楽しみにしております。また、今回は復帰イベントはですね、やっぱり小・中学生、また、一般の高校生、いろんな形でいろんなイベントがあったということで、すごく誇らしく思っております。またこれを71年、75年、80年という形の中で、ずっと私も何ができるか分からないんですけども、ちょっと私が走る仲間として、なんか応援できたらなと思っております。ありがとうございました。

続きまして、また、今回はですね、今回の2番目の、2050年の人口問題の数値について、お尋ねということですが、今回、初日に奥 晃郎議員が冒頭、質問したと思いますけれども、だぶるかもしれませんので、よろしくお願いします。2050年の人口問題に、国土省のですね、日本の総人口、2050年には9,515万人と、約3,003万人が減少ですよね。65歳以上が、人口が1,200万人増加するに對して、生産人口、15歳から64歳は約35万人、0歳から14歳は900万人が減少するということになっております。また、70周年前の奄美群島の人口は約20万5,000と聞いております。現在は70年経って、もう10万人切っております。そして、2050年、奄美大島の人口、全体の人口ですね、6万8,533人と統計が出ています。2023年4月1日の統計、奄美市の人口、去年のですね、奄美市の人口が3万9,489人。2050年、奄美市の人口は、奥 晃郎議員も言いました、2万6,905人。やっぱり27年間で1万2,580、減ることになっております。そういうことを考えると、なんか、これからの奄美、どうなるんだということで、心配でなりません。行政としてのこの問題について、ちょっとお答えがあれば、よろしくお願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、改めまして、人口の推計値というものを御紹介させていただきます。国立社会保障人口問題研究所が令和5年12月に公表いたしました、本市の10年ごとの将来推計人口を申し上げますと、2030年は3万6,382人。2040年は3万1,579人とされております。なお、今回は2050年までの将来推計人口が公表されておまして、2050年における本市の人口は2万6,905人と推計され、2020年の本市国勢調査人口4万1,390人と比較すると、人数にして1万4,485人、率にすると35パーセントの減少となっております。また、2050年の日本全体の総人口は約1億500万人となり、人数で約2,150万人、率にして17パーセントの減少が示されております。今回、示されました将来推計人口では、本市は国全体の人口減少のスピードを上回るとの推計が出されており、その対策が急務であると認識しているところでございます。以上です。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。やっぱりこの人口問題は切っても切れない課題だと思っておりますので、やっぱり少しでも人口の減少率を減らすような努力をしないといけないと思っております。それでですね、次の質問です。

3番、2050年の人口減少についての、いろんな施策があるのか。ちょっとお尋ねしたいということで、答弁をよろしくお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、聞き取りの際に外国人労働者の件数であったりとか、人数であったりとか、外国人労働者のサポート体制、そういったことについてございましたので、お答えさせていただきたいと存じます。

まず、本市における外国人労働者の現状について、厚生労働省、鹿児島県労働局が公表しております鹿児島労働局管内における外国人雇用状況の届け状況に基づき、お答えさせていただきます。なお、本資料につきましては、県内の各職業安定所ごとの数値が公表されており、市町村別の状況については公表されておきませんので、名瀬公共職業安定所管内である奄美群島の数値でお答えさせていただきますので、御了承くださるようお願いいたします。令和5年10月末時点の県内全体での外国人労働者は2,194事業所で1万2,015人となっております。そのうち、名瀬公共職業安定所管内、奄美群島の人数では132事業所で300人でございます。

外国人労働者に対する市のサポートについての質問でございますが、現時点において、外国人労働者に特化したサポートは行えておりませんが、訪日外国人観光客受け入れ体制整備費助成事業を実施し、外国人観光客受け入れ体制整備と併せて、島内に居住する外国人の生活環境の充実を図ることにも努めているところでございます。具体的には、市内事業者向けに多言語翻訳機、メニュー表や施設の案内表

示等を含む多言語表記の整備に対する経費等の助成を行っているところであり、引き続き外国人が本市で生活していくサポートに向け、国・県、他の自治体の動向も参考にしながら、関係機関と連携し取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、都会に出て行った子どもたちなどが島に戻ってこられるような取組といたしましては、奄美の事業所と奄美で仕事をしたい方をつなぐU・I・Jターン向け移住相談会を首都圏や大都市圏で開催しており、奄美での就職を考える方が、本市での就業体験に来島する際の旅費、宿泊費の一部を補助する就業体験支援補助金。島外から本市の事業所に就職した方を対象に給付金を給付する人材確保就職支援事業などを実施いたしております。また、高校を卒業する子どもたちなるべく地元への就職につながるよう、地元の事業所や仕事内容を知ってもらう、高校生向け合同企業説明会を実施しており、今年度は17事業所、そして、119名の高校生に参加いただき、昨年度の高校生の参加者69名より大きく増えたところでございます。今後につきましても、本市における雇用の増加につながるよう、各施策を実施していきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

2番（西 忠男君） すいません、部長。さっきの質問、すいません、読むの忘れていました。もう一度、すいません、読ませてください。お答えはいいですので。奄美市の外国人労働者受け入れについての計画はどうすればいいのか、筋道を考えているのでしょうか。技能実習制の制度もこれから先、ずっと続くかどうか分かりません。最終的に移民を受け入れることになるかろうと思っています。そのときはどういう基準で受け入れるのか、奄美市として考えているのでしょうか。現在、奄美で働いている外国人労働者の人数とか把握しているのでしょうか。せっかく奄美という異国に来て、島に、特にきて、技能実習生が生きづらくなならないような、地元の人とのコミュニケーションを、コミュニティを大事にしながら支えていくのも大事だと思います。そこに向けて、サポートは奄美市とはやっているとは思いますが、ありがとうございます。より、それよりも、都会に出ていった子どもたちやいろんな方が奄美に戻ってこれるような活動も必要じゃないでしょうか。リモートワークでの仕事もあります。ぜひ、奄美に帰って、また、企業誘致なども行政として取り組んでほしいと思います。すいません、前後になりましたので。すいません、前後になりました。

そういうことで、人口問題というのは、どんどんどんどん、特に、日本は特に大変な少子化も含めて大変だと思います。ありがとうございます。

続いて、4番の子どもの教育。寺子屋、フリースクールについて、見解を、お尋ねします。今の教育に通じる寺子屋の重要性というんですかね。寺子屋の歴史というのは、室町時代後期にまで遡ることができると言われていました。寺子屋の名は、寺院で行われた子弟教育から始まったことに由来しています。当時は寺に寝泊まりする、する形で勉強をしていました。寺子屋が庶民の間で一般的になり、最も盛んに行われたのが江戸時代です。天保期に増加、幕末には1万以上の寺子屋が存在したと言われていました。現在の学習指導要綱でも触れられている主体的、対話的な学び方、アクティブラーニングは、寺子屋教育そのものです。一方的に教師の授業を聞くのではなく、同じ教室にいる仲間たちに教えてもらったり、教えたりしながら生徒たちの主体的に学んでいました。こうした学びが明治維新以降、優れたリーダーを排出したり、西洋から入ってきた文化を理解したりすることに役立っていたと言えるでしょう。寺子屋での読み書きの基礎を習っていたため、江戸幕府の人々の、江戸時代の内の人の漢字の認識、50パーセントを超えたとも言われています。幕末の頃には、成人男性の認識率は70パーセントを超え、同時代のロンドンの認識率が20パーセント、パリは10パーセント未満ということを考えると、寺子屋のすごさが分かるのではないのでしょうか。寺子屋で行われた教育は現代の教育にも全く引けを取らない、自助的で主体的なものであります。江戸時代、一般庶民を含めた国民の教養の高さでは、日本が世界をリードしていたと言っても過言ではないでしょう。偏差値教育もいいかと思いますが、やはりフリースクールのあり方、多様性のあり方、選べる仕組みがあったらいいなと思います。奄美から教育を変えるつもりで、どうか検討してください。すいませんがフリースクールについての答弁をお願い

いたします。

教育長（村田達治君） お答えをいたします。フリースクールの定義、あるいはフリースクール、現在、奄美市にごございますMINEの状況。それから、本市とフリースクールの今後の方向性、そういったものについて、主に3点について答弁をさせていただきたいと思います。

フリースクールの定義につきましては、文部科学省によりますと、一般的に不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を言う。その施設や活動内容は多種多様であり、民間の自主性、主体性の下に設置、運営されているとしております。

次に、NPO法人フリースクールMINEの現状について、答弁を申し上げます。設置の狙いとしては、不登校児童・生徒の主体性を育み、サポートを行うこととしていらっしゃいます。令和5年度に利用した本市の児童・生徒数はこれまで小学生8人、中学生6人、計14人となっております。活動につきましては、毎週月曜日の9時から15時に活動しており、児童・生徒が自分で学びたい内容を決めているようです。活動内容は個々に応じた学習、ワークショップや体験活動、読書等に取り組んでおります。

方向性としては、今後もフリースクールMINE等との連携を図りながら、児童・生徒が誰一人取り残されない学びの保証をしつつ、学校への復帰を目指してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

2番（西 忠男君） 教育長、ありがとうございます。フリースクールの問題はですね、私も公約にちょっと掲げていまして、やっぱり偏差値教育、さっきも言いましたけれども、偏差値教育となると、国語、算数、数学、頭がいい人が大学に出て、東大に出て、すいません、東大の。ありがとうございます。そういうことで、やっぱりいろんな多様性であると思います。特殊な能力を持った方もいっぱいいると思います。ぜひ、フリースクールの中で、また、特認校の中でも、ぜひ、その子どもたちの未来をこう、特殊な、やっぱりいろんなものを持っている方がいると思いますので、そういうのをぜひ、見つけて、それをまた、上手く社会に送り出して、そういう才能がある子どもたくさんいると思いますので、そういう意味でフリースクールのあり方というのは大事だと思います。やっぱりどうしてもね、一般の学校に馴染めない子もいますので、それはもうしょうがないと思います。それが、そういう子たちが、また、行ける、そういうフリースクール、特認校も含めて、そういう形で進めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

5番目に入ります。外国資本による奄美市の土地取引の情報を把握しているか、お尋ねします。また、北海道では水源が買われている情報があります。それに反対する声もあると思います。その土地の取引について、条例などをつくることを、不安を払しょくする案とかありますか。外国資本による奄美の土地取引の情報というのは、行政の方がどのぐらいまで把握しているか。実際、ないかもしれませんが、いろんな噂はあります。私、屋仁川に店やっていると、あそこの方が外国人に買われているんじゃないか。噂ということは、もしか、本当かもしれません。でも、行政の方はどのぐらい把握しているのかをお示してください。よろしくお願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。本市におきましては、外国資本による土地取引に係る調査等は実施をしておりますが、農林水産省において行われた令和4年の1年間における外国資本による森林取得の調査では、鹿児島県内における森林取得はなかったようでございます。また、本市において土地取引を把握するものとして、国土利用計画法に基づく届け出がございます。一定面積以上の大規模な土地の取引に対して、市を通して県に届け出る必要がございますが、直近3年間の本市内の届け出におきましては、当該届け出を行った法人等は全て国内に住所のあるものでございましたが、当該届け出法人等の資本が国内外いずれにあるかは、本届け出は把握することができないところで

ございます。近年では、国におきましても、重要施設周辺及び国境、離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律が制定されるなど、土地利用管理等のあり方について議論が行われております。いずれにいたしましても、土地の適正な管理は健全な土地利用を図る上で重要なことから、国の動向を注視しながら、適切に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。奄美の場合は、またそんなにはない、ないって言うて、でも、今、言ったようにあれですもんね。企業が国内企業なんですけれども、もしかしたらその企業が外資ともつながっている企業もあると思いますので、その件も含めて、また、もし、外資の企業が入っていて、同じ日本国内の企業、それなどももし、調べられたら、もし、奄美の土地に関してですね、特に。もし、そういうのが調べられたらいいと思います。実を言うと、長渕剛さんがですね、多分SNSで、皆さん、聞いたことあると思いますけれども、ちょっと。北海道の土地を外国人に売らないでほしいと語った。歌手の長渕剛が北海道、札幌文化劇場で行った剛長渕コンサート2023年9月10日。僕は北海道が大好きです。空が高いし青いし、空気がきれいだし、水も豊かだし、人間も優しい。僕は大好きです。この北海道という町は、その昔、開拓民たちが一生懸命、開拓した町だ。お願いだからこそ、この自然に満ちたこの土地を外国に売らないでほしい。歳を一つずつ重ねていった、老いていく私たち人間は、歳に抗っても、そして、お金にまみれない心で、一つにして、今こそ僕たちの先人たちが築いてきた共有する心や和合する、そういう日本人の美しい気持ち、それを大事にして、また、ここから5年、10年、15年、100年、一緒にやっ払いこうと、そういうことを述べていました。近年は、北海道をはじめ日本国土は中国に買収されているという実態もあります。水源地、山林、湿地、重要なインフラ周辺の土地にも及んでいます。政治が法律をつくれないう状況の中で、やっぱり長渕さんが言ったことというのは、本当にすばらしいことだと思います。政治が、国が動かなければならないと思います。奄美群島はどうでしょうか。奄美市はどうだろうか。とても心配ではありません。外国人に日本の土地取引についての、ほぼ規制がなく、外国人が自由に土地を売買できる国は196か国の中でも日本だけです。2022年の9月20日施行の重要土地等調査規定法が施行されました。自衛隊の基地や原子力発電所などの重要拠点周辺地を除き、外国人が自由に日本の土地を売買できる状態です。重要土地等調査規定法以前はほとんど制限がなく、外国人が日本の土地を売買できました。これには、日本が1994年に署名したGATTという世界貿易機構WTOの協定が関係しています。GATTとはざっくり言うと、貿易の自由化を約束する国際協定です。ほとんどの諸外国では外国人は条件付きでのみ土地の取引ができるという内容で、GATTの署名している中、日本だけは外国に無条件で土地の取引ができるという内容の署名をしてしまいました。そのため、30年経っても、今でも外国人はほぼ無条件で日本の土地を売買できるのです。外国人による日本の土地売買の最大の問題点は、習得した土地の人が自由にできることです。習得した土地の用途の自由度が高すぎる。日本は外国人の所有する土地に対して、用途をほぼ制限していません。外国人が自由にその場の資源を使います。だから、水資源や森林資源、また、温泉とか鉱泉もいっぱいあります。アメリカでは軍事基地施設の周辺やエリアについての土地売買利用を自国民、外国民間問わずに厳しく制限しています。フィリピンでも、外国企業や外国による土地の所有を完全に認めていません。やっぱり、山や森などの大部分を外国に購入されてしまえば、日本の限りある資源を大きく奪われてしまう可能性があるということです。そういうことの中で、長渕剛さんが全国のライブでこういう発信をしています。いろんな意見はあると思いますけれども、そういうのも真剣に考えながら、奄美市の島を守るためには、もう僕らの力も絶対必要だと思いますので、皆さん、よく考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

奄美のスポーツ振興についての、ちょっとお尋ねですが、実をいうと奄美レディーストライアスロン大会が14回で終わったという経緯をお尋ねということで、分かる範囲でいいですけども、構いませんが、一言、お願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。議員御案内のとおり、奄美レディーストライアスロン大会につきましては、旧名瀬市、龍郷町、旧笠利町、サンケイスポーツ、日本トライアスロン連合会で構成する奄美レディーストライアスロン組織委員会が主催者となり、各市町村の負担金や協賛金、大会参加費等によって、平成2年から平成15年までの14年間、開催されておりました。本大会は選手や役員等が来島されることでの経済波及効果をもたらしたほか、新聞やテレビ等のメディアで報じられることにより、奄美大島の観光PRとしての効果もあったものと認識しているところでございます。議員御質問の本大会が終了した経緯についてでございますが、経済波及効果が全体に及ぶものではなかったということ。議員御案内のとおり、負担金や協賛金についても厳しい状況があり、規模を縮小して開催するなど、大会の存続に向け検討されましたが、最終的に組織委員会の中で大会を運営することが困難という結論に達し、平成15年を最後に終了したと伺っております。以上でございます。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。実はですね、私、奄美レディーストライアスロンというのは、私の店、やってすぐ、平成元年に店やって、平成2年から始まったんですよ。そういうのがありまして、私は名瀬チャレンジクラブということで、一応、トライアスロンやっている仲間の集まる店ということで、お店で、よくあの頃、課長の白間良八郎、係長だったですね、よく私の店に来て、そこでの勉強をしたという記憶があります。そういうことで、トライアスロン、またね、オリンピックの種目にもなって、また、今回は、徳之島のトライアスロンが国体も誘致できたということで、これはやっぱり意味ある、トライアスロンを誘致したことは意味があることだと思います。やっぱり奄美レディースを、本当に、もう、今、平成、だからもう30、そうですね、もう30年以上経っていますからね。そういうことで、これはもう対外的なレースとなると、やっぱり人から、客を呼べれば、また、それだけの経済効果は大きいと思います。

続きまして、笠利町での桜マラソンも10回で終わっていますけれども、その経緯が分かったら、よろしく願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。奄美観光桜マラソンにつきましては、奄美大島商工会議所創立50周年記念イベントの一環として、民間が中心となり、奄美のすばらしさを全国に発信し、参加者との出会い、そして、交流を深めることにより、地域活性化と世界自然遺産登録へとつながる奄美の未来を築くための活力となることを目的に、平成20年度から平成29年度までの計10回、実施された大会であります。桜マラソンが終了した経緯といたしましては、主催する商工会議所によりますと、商工会議所の負担や役割を軽減し、各種民間団体の協力をいただいた上で、オール奄美的に新たな実行委員会の設立を模索し、実施を検討したものの調整がつかず、継続的に開催することが困難となったと伺っているところでございます。以上でございます。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。笠利町での桜マラソンもですね、私も第1回から10回まで出ていたんですよ。最初の1回、2回が龍郷の大勝からのスタートで、3回から、一応、笠利ということ。そのとき、水害ということで、本茶峠ががけ崩れということで、桜マラソンが笠利に移ったという経緯があります。やっぱり10年も続けて、やっぱりやるということのすごさもありますけれども、やっぱりいろんな大会をいろんな形を見てみると、奄美にはですね、いろんな、大体、合宿とか、あと、いろんな大会が、例えば、島でやっている、島で一番僕は良かったなと思うのはですね、やっぱり地元でやっている地区対抗駅伝大会とか、57回成人祝賀駅伝大会、また、市民運動会。そして、南海日日の野球大会とか。やっぱりこれは、回数は47回とか、野球大会でも47年、やっているわけですよ。それはやっぱり地元の人たちの、やっぱりこう、やっぱり仕事というのは、仕事しながら、やっ

ぱり自分の趣味を持ちながら、仕事というのは、趣味があるから、やっぱりこういう仕事も一生懸命頑張れると思います。私もその一人でした。そういうことで、徳之島のトライアスロンも含めてですね、今年で37回。そして、瀬戸内のシーカヤックマラソン大会も7月7日、今年の7月で32回になります。そういう意味では、やっぱり長く続けている大会があるということは、ぜひ、奄美市でもですね、一つはやっぱり大きな大会を、長く続けるような、そういう仕組み。また、私の公約にありましたけれども、奄美自然遺産に合った、その誘致、誘致ですね。この前、チャレンジサイクリングとかジャングルトレイルラン。あれもコロナで中止になりましたけれども、また、そういう意味で、そういうのを復活できればいいなと思っております。

あと、その下に、奄美ヨーリヨリランの話、ちょっと私のほうでします。ちょっとよろしいでしょうか。すいません。もし、何か調べていることがあったら、すいません、ごめん。すいません。お願いします。

議長（奥 輝人君） 質問は。西 忠男議員、質問してください。

2番（西 忠男君） すいません。奄美ヨーリヨリランの話もちょうと出ていたんで、これも実を言うと、笠利で今年3回ですかね、100キロマラソンと50キロマラソンという大会がありまして、実行委員長が笠利に住んでいる勝 眞一郎さんという方が企画をされて、私も、今年には出なかったんですけども、1回、2回出て、はい。そういうことで、ヨーリヨリマラソンも、安田市長もなんか前日になんか挨拶に行かれたということで、そういうことを考えたら、ぜひ、奄美ヨーリヨリランもですね、ぜひ、これから奄美の続く大会なり、そういうのができたらなと思っております。それで、そういうことで、すいません、私、これでもう、質問なしということで。

すいません、最後に、最後じゃないんですけども、合宿のですね、経済効果についてのちょっとお尋ねということで、合宿はいろいろと、野球だったり駅伝だったりとか、また、野球で追っかけがあったりとかすると思いますけれども、そういうのを含めて、ちょっとお願いします。

教育部長（大庭勝利君） お答えいたします。スポーツ合宿による経済効果につきましては、これまでも一般社団法人奄美大島観光物産連盟実施の交流人口動態効果における、1人1日当たりの観光消費額に延べ宿泊数を乗じて算出される額を示しております。これによりますと、令和4年度は102団体が来島し、1万4,948人の延べ宿泊人数があり、およそ3億2,700万円の直接的な経済効果があったものと考えております。以上です。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。やっぱりいろんな形のやっぱり経済効果は、多分、合宿の経済効果は大きいと思います。それを含めて、やっぱりスポーツに対するものというのは、やっぱり皆さんの励みにもなるものだと思いますので、ありがとうございます。

次、奄美市の水道事業について、お尋ねします。1の水道管の老朽化について、お尋ねします。水道はですね、やっぱり奄美の、やっぱりライフラインの中で一番大事なものだと思っておりますので、奄美の、今、水道、老朽化についての質問へ、お答えいただければ。よろしくお願いします。

上下水道部長（吉 郁也君） 水道管の老朽化ということですが、聞き取りの中で、本市の一番古い水道管は何年に布設されたのかというのがありましたので、そちら辺をお答えさせていただきたいと思います。水道事業における水道管の老朽化の現状と対策について、お答えをいたします。本市の水道管の総延長は421.7キロ。そのうち、最も古いものは昭和31年に布設された2.2キロメートルで68年が経過いたしております。また、法定耐用年数の40年を超えた水道管が54.0キロで、全体の12.8パーセントとなっております。水道管の老朽化対策としましては、管路更新計画などに基

づき、令和元年度より優先順位をつけて更新を実施しております。今後も布設年度の古い水道管を中心に、計画的に更新、耐震化を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。すいません、また、読むの忘れていました、申し訳ないです。水道のですね、やっぱり技術、水道管の老朽化についてなんですけれども、やっぱりなかなかその工事するときに、いろんな形の中で、一般市民にすればですね、蛇口をひねればやっぱり水が出るのは当たり前だと思っている方、多いと思いますね。今年、元旦に起きた能登半島地震の水道管破裂に、水道管の復旧がなかなかできなかったと思います。その水道に関する管工業の、業務委託していると思います。水道の一番古いのは、さっき言われました、やっぱり68年ぐらいあるということで。そしてですね、その中で、技術者は育っているのか。また、待遇など、教えて。健全な水道事業をこの先も継続するには、やっぱり専門的な知見を有する職員の育成が必要だと思います。水道課の人員や、また、組合の職員の待遇。また、賃金、健康面などの勤務状況、どうなっているのか。また、水道の民営化は考えているのか。外資とのつながりの日本企業、あるのでしょうか。奄美市の管工事協同組合の組織はどうなっているのか、お答えください。

上下水道部長（吉 郁也君） それでは、技術者の育成等に関して、まず先にお答えをしたいと思います。水道事業においては、技術者の確保と育成が非常に重要な課題であると認識をいたしております。現在の水道課職員は、全員が一般行政職員及び会計年度任用職員となっており、32名おります。そのうち、技術職員は6名で、割合は約19パーセントでございます。これらの技術職員は、主に工事の設計、積算、施工管理や施設の運転、維持管理に係る管理監督業務及び外部との技術的な調整業務を担当しております。本市としても限られた人員配置の中で、漏水の修理や浄水場の運転管理などの現場対応業務につきましては、民間とも連携しながら、技術的な役割分担を図っておりますが、全国の水道事業においても、技術者不足が深刻となっております。

続きまして、民営化についてでございます。これまでも民間への一部業務委託は行ってまいりましたが、運営権を民間企業に譲渡する形の民営化につきましては、考えておりません。

それから、外資系の会社があるかということですが、他自治体の水道民営化においては、コンセッション方式により外資系企業が運営に参入している事例がございます。

それから、管工事協同組合の組織について、ちょっと触れたいと思います。奄美市管工事協同組合は組合員の資材の共同購買や共同受注及び経営技術改善向上等を目的に、奄美市指定給水装置工事事業者15社により組織されている法人でございます。また、本市とは水道施設の漏水などが発生した際に協力する連携協定を締結しております。管工事組合の組合員の待遇ということでございますが、組合の職員待遇等につきましては、本市としては詳細は関知しておりませんが、漏水修理対応及び浄水施設の運転管理を組合に業務委託しており、この業務委託の仕様においては、計8名の業務員を想定しているため、組合においても、この業務を適切に遂行するための人員を雇用確保しているものと認識をしております。また、本市が漏水修理の対応を組合に要請する際には、平日の昼間に作業を行えるよう、作業工程を調整するなどの対策を講じております。今後、組合においても職員待遇の改善、向上を基盤とした技術者の育成や技術の継承に取り組んでいただき、適切に業務委託が行われるよう、連携を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。やっぱり水道事業は、さっきも言いましたけれども、ライフラインの中でやっぱり水道というのが一番大事だと思いますので、いろんな、地震とかあるたびにね、やっぱり水道管が。でも古いのが2キロぐらい残っているんですけど。2キロ、2.何キロでしたね。やっぱり68年ものがこう残っててなると、これはぜひ、一刻も早く、それはもう何とか新しい管に変えていただいて、奄美市の水道の安全を、安全が保たれるようによろしく願いいたします。あ

りがとうございます。

続いて、質問します。4番の血液製剤備蓄施設について。現在の進捗状況をお尋ねします。よろしくお願いします。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、血液製剤の備蓄施設についてということで、答弁をさせていただきます。まず、これまでの経緯ということで、簡単に説明をさせていただきます。昭和55年10月に民間の備蓄所が設置をされたところです。その備蓄所が平成30年3月末に廃止をされたということで、それを受けまして、平成30年4月から、島内2か所の医療機関において、一定の血液製剤を院内在庫として確保するようになったという流れがございます。しかし、血液製剤はその有効期限の短さから廃棄されることも多いということもありまして、院内で確保している血液製剤の有効活用のため、ブラッドローテーションによる臨床研究が単発的かつ不定期に実施をされてきたというところでございます。この備蓄所につきましては、令和3年5月から、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課によります血液製剤供給体制検討会という会議が開催されております。現在まで4回、開催されております。参加者につきましては、奄美大島の5市町村。県の赤十字血液センター。名瀬保健所等、関係機関と一緒に、血液備蓄所設置についての協議を行っております。それから、市が行ったこととしましては、令和5年度中は開催、台風でできなかったんですけども、県の離島振興協議会が主催する離島行政懇談会においても、血液備蓄所の設置について、奄美地区として課題をあげているというところでございます。血液製剤所が、備蓄所がなくなったことによる一番の課題は、島内の病院内での在庫確保には限界があり、県本土からの輸送には時間がかかることがある等、血液製剤の安定供給体制の支障があるということだと言えます。血液製剤供給体制検討会では、今後も引き続き、血液製剤出張所の設置、運営に係る費用の削減についての検証でありますとか、島内備蓄所の再設置に係る委託の可能性等の検討を行っているというところでございます。市民の命を守るためには、血液備蓄所の再構築が必要であると考えております。今後も奄美大島5市町村や関係機関と連携を取りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。そうですね、備蓄施設の件は、今年1月の奄美市議団ということで、市議団ということで、一応、塩田知事に一応要望書を出して、答えが返ってきたところでございます。答え、内容を見ると、やっぱりどうしても、振りだしとは言わないんですけども、あまり、いろんな意味での皆さんのこう、奄美市全体のまとまりのことを含めて、そういうのがちょっと薄いんじゃないかなということも含めて、そういうのも出ています。でも、あくまでもその現場からしてみれば、現場のたまたま大木先生が、たまたま私のシーカヤック仲間の友達でもありまして、先生とはいつも、仕事では付き合いたくないねという話をしていたら、今回、仕事でちょっとこういうお世話になったということで、私も初めてちょっとこういうのにちょっと勉強させていただいて。この件はですね、やっぱり、その件とですね、ちょっとまた、2番目に、血液についての、献血の件ですね。69歳から、60歳から、69歳までも献血を受けられるんですけども、60歳から64歳までの献血、経験のない方に限ると書いてあるんで、その根拠について、ちょっとよろしいでしょうか、はい。

保健福祉部長（永田孝一君） 献血につきましては、全血献血と成分献血、この2種類がございます。年齢が様々でございますので、本市で実施されている全血献血ですね、に400ミリリットル、について答えたいと思います。全血献血は平成23年より男性は17歳から69歳まで。女性は18歳から69歳までとなっております。議員が御指摘されましたとおり、65歳から69歳の方は、その前にですね、60歳から64歳までの間に献血の経験がある方に限られるとなっております。この献血実施可能年齢について、日本赤十字社に確認したところ、高齢の方は体調管理等の面でリスクを伴う可能性があるため、このような措置をしているということでございました。本市でも年2回、日本赤十字社による

献血が行われておりますが、献血者の内訳につきましては、60歳以上の方は増加をしております。若年者は減少している状況でございますので、常に血液不足が言われている状況でありますので、献血時は高齢者も含め、全世代の積極的な献血を推奨する必要があると考えております。以上です。

2番（西 忠男君） ありがとうございます。実はですね、それはですね、去年の10月ですね、私も初めて、初めてじゃない、若いとき、献血を受けたんです、市役所の前で初めて行ったんですよ。いきなり行ったら、すいません、お願いしますと言ったら、歳幾つですか。すいません、60歳から献血、受けたことありますかと聞かれたんですよ。すいません、駄目って、受けてないんだったら受けられませんということがあったもんですから。でもですね、やっぱり60過ぎても、やっぱり元気な人もいっぱいいると思うんですよ。敢えて、それをですね、これは多分、日赤が決めていることだと思うんですけども、これはやっぱり、健康志向のお年寄りも多いと思います。そういう人で、1回、採血すれば分かると思いますので、そういうのを含めて、もし可能であれば、60歳から献血を受けていない方でも受けられるような仕組みができるといいなと思っています。ありがとうございます。

今回、ちょっと私の中で、ちょっと今回の備蓄について、ちょっとだけ。奄美市の全体の、今回ですね、この県議を結集し、5市町村の町議、村議にも拡大し、5市町村の首長に拡大する必要があると思います。さらに、12市町村の町議や村議、首長に拡大したい。ここまでくれば多くの方々が、耳を傾けやすくなります。これをもって、やっぱり自民党さんや公明党さんなどと含めて、全ての鹿児島県議を結集。鹿児島本土での賛同をいただける議員の拡大し、鹿児島県選出の国会議員を結集し、議員活動の発表みたいになりますが、本件のように島民の意見拡大、議会では、質疑では足りず、島民が目にする新聞に広告を記載する必要があると思います。党利、党略を超えた、鹿児島県全議員や島民の結集が必要です。まず、安田市長、奥議長。我々は議員の中の中心になって、奄美群島の結束を固め、何ができるか、行動しましょう。そういうことで、今回の自衛隊の、おがみ山にですね、らんかん山に血液、輸送中に自衛隊機が墜落し、尊い自衛隊の命が失われる惨事が発生しました。血液の大切さを後世に伝えていくことを目的に、平成7年から9月3日、献血の日として、この日をメモリアルデイとして、献血を実施します。また、石碑そして、毎年、自衛隊、市民の皆様と慰霊祭を行っています。皆様と献血の御協力をお願いいたします。早いですけれども、終わります。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で、チャレンジ奄美 西 忠男君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、3月6日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時00分）

第 1 回 定 例 会
令和 6 年 3 月 6 日
(第 5 日 目)

3月6日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 部 参 事	荒 田 省 三 君	総 務 課 長	向 井 涉 君
企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君	財 政 課 長	永 田 公 洋 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	川 畑 良 二 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
環 境 対 策 課 長	林 孝 浩 君	世 界 自 然 遺 産 課 長	信 島 賢 誌 君
保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
福 祉 政 策 課 長	麻 井 庄 二 君	こ だ も 未 来 課 長	畠 山 正 明 君
健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君	紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君

3月6日(5日目)

農林水産部長	大山 茂雄 君	農林水産課長	俵 裕 樹 君
農林水産課長	川 畑 健 朗 君	建設部長	藤 原 俊 輔 君
都市整備課長	里 則 人 君	土木課長	安 村 幸 一 郎 君
建築住宅課長	中 山 哲 史 君	建設課長	坂 元 久 幸 君
上下水道部長	吉 郁 也 君	教育部長	大 庭 勝 利 君
学校教育課長	小出水 明洋 君	スポーツ推進課長	田 中 巖 君
地域教育課長 (笠 利)	長 井 和 揮 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐 野 早 苗 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池 田 忠 徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	坂 元 辰 徳 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党新政会 永田清裕君の発言を許可いたします。

13番（永田清裕君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネットを御覧の皆様、おはようございます。一般質問三日目のトップバッターを努めます自民党新政会の永田清裕でございます。質問に入る前に一言所見を述べさせていただきます。はじめに、本年1月1日に発生しました能登半島の地震、また翌日の羽田空港航空機衝突事故におきまして、お亡くなりになられた方々に心より御冥福をお祈り申し上げますとともに被災なされたすべての皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。2か月が過ぎましたが、いまだに避難所生活や断水などが続き大変厳しい状況が続いております。1日でも早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、安田市長におかれましては、就任から3年目となり3度目の施政方針と予算の編成であります。令和6年度の施政方針におかれましては、令和6年度にかけの思いとして、繋ぐという文字で表現をされております。令和5年度は、掴むという文字でありました。奄美群島日本復帰70周年や奄振法の延長改正という奄美群島の重要な取組をしっかりと掴みやり遂げるとの思い。物価高騰などの厳しい環境が続く中で市民生活の支援にしっかりと手を差し伸べるとの思い。そして、コロナ禍からの地域経済の回復にもしっかりと手を差し伸べるとの思いが込められておりました。これらの思いの成果は、市民の皆様が、一番に感じていることと思いますし、市長御自身も令和5年度は、成し遂げてきたとの思いから次に繋ぐという思いを令和6年度は掲げられたものだと思っております。令和6年度では、更に市民の困りごとや不安の解消に繋げる相談体制の確保に努める。そして、アフターコロナの時代の変わり目を感じる中、官民のプレイヤー同士の繋がりを大切にするとの思いが込められているようです。この思いをすべての職員の皆様も共有して、市民の皆様からも頼りにされる、市民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに、令和6年度も引き続き取り組んでいってほしいと期待しております。

それでは、私自身にも市民の皆様から寄せられております困りごとや不安に思っていることなどがありますので、その中からいくつか質問をさせていただきます。最初の質問に入ります。市長の政治姿勢、新年度に向けた意気込みについてお伺いいたします。昨年の12月の第4回定例会においても新年度に向けた抱負をお伺いしました。現在では、奄美市の最上位計画となる奄美市未来計画も策定されました。また、奄振法の延長改正や新たな奄振法に基づく令和6年度の奄振予算案も現在国会で審議されております。このような状況を受けて改めて市長にお伺いいたします。令和6年度の奄美市政に臨む姿勢として施政方針をまとめ、そして、そのことを実行するための予算編成も終えられました。市長としての令和6年度にかけの意気込みと、特に力を入れて取り組みたいことについてお伺いいたします。前日までに似通った質問があったかと存じますが、改めましてよろしくお願いを申し上げます。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。永田議員の御質問にお答えします。新年度に向けた意気込みと、特に力を入れて取り組むことということでございますが、令和5年度におきましては、奄美群島日本復帰70周年の節目を迎える中、全国規模の各種イベント、行事が開催され、先人たちの多大なる御苦労と御尽力を振り返る機会となりました。また、市民一丸となったエネルギーは、あらゆる困難を乗り越えて未来を切り開く力を持つと再認識いたしました。そして、沖縄との連携強化など地元の意向も盛り込まれた改正案が示された奄美群島振興開発特別措置法の延長拡充が閣議決定され、開会中の国会において最終審議されております。そのような中、議員御案内のとおり新年度におきましては、奄美群島日本復帰から70周年の歴史を受け継ぎ、新しい時代に繋げることで、本市の新たな総合計画奄美市未来計画のスタートとともに改正拡充された奄振事業のスタートを迎えることから本市にとって新たな一歩を踏み出す時期と考えております。そのため新年度は、懐かしい未来都市づくり元年と位置付けまして、市民の声や計画を一つひとつ形にできるよう現地現場主義でスピード感を持って取り組んでまいり所存です。

特に、力を入れて取り組むことにつきましては、新たに策定した本市未来計画においても課題として示しておりますが、まず、子育て支援の充実でございます。具体的には、引き続き住用、笠利地区における新たな認定こども園整備を着実に推進していくとともに未来応援育みプロジェクトの更なる活用の促進などに努めるとともに新年度からは、新たに重点政策推進監を配置し、市民サービス提供の質の向上確保と山積する重要課題に対して組織横断的な対応を進める体制を整備することとしております。

次に、産業全体における労働力確保と住宅確保に重点をおいて取り組んでまいります。具体的には、空き家解消による住環境総合対策事業、働き手不足解消に向けた「移・職・住」総合対策事業、雇用者確保総合支援事業を推進することで課題解消に繋げてまいりたいと存じます。そして、マニフェストに掲げた各施策についても着実な推進が図れるよう数値目標なども意識しながら全庁的に取り組んでまいります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

13番（永田清裕君） 市長、ありがとうございました。奄美市未来計画も奄振法も令和6年度が新たなスタートになります。奄美市未来計画においては、もちろん私個人の見解ですが非常にコンパクトで分かりやすいと、そのように思いました。特に、各テーマでみんなができる、すべきことを市民側、そして、企業、団体側と、それともう一つは、行政側と、目線で3分野にしっかりと分けている。そして、それぞれのところで自主性を促すような具体的な提案が示されており、非常に実行に移しやすいと感じたところであります。一方で、数値目標が少ないという面で感じることは、やはりその個人個人で数値目標がないと文章だけでは個人個人のその思いによってやっぱり解釈の違いが表れて、実際にその施策が、効果が出ているのか、成果が出ているのかと、その有無が判断しづらいと、そのようにも感じたところであります。いずれにしても奄振法を含めたいずれのことも、市民サービスであるとか、そして、奄美市の発展に繋がることでありますので、是非スピード感を持って実行していただきまして、市民の皆様に還元できるようリーダーシップを力強く発揮してほしいと要望して、この質問を終わります。

それでは、次に質問に入ります。2、福祉行政についてを伺います。（1）小浜保育所の再整備に向けた取組についてをお伺いいたします。この小浜保育所の再整備計画については、これまで何度も質問をしてきました。当局からの答弁では、今年度の令和5年度には、行政内部で検討を進めるとのことでありました。これまでも同様の答弁を繰り返しておりますが、今年度もいよいよ残り1か月を切りました。まず、今年度でまずは、その小浜保育所は、築何年になるのでしょうか。今年度での検討は、どこまで進んでいるのか。どういう内容で話しているのか。検討の進捗状況と検討内容についてをお伺いします。

福祉事務所長（石神康郎君） おはようございます。はじめに小浜保育所の開所年でございますが、昭和47年4月1日開所ということでございますので、52年程度なるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。それでは、小浜保育所の再整備の計画につきましてお答えをいたします。整備の方向性につきましては、様々な方法を検討する必要性を庁内で共有いたしております。現地での建替えや移転する場合の候補地における法的規制や道路、交通事情、周辺環境のほか、防災面や補助金の有無を含む建設コスト面などのメリット、デメリットについて、更には、児童や保護者の利便性や市内の保育所や幼稚園との立地バランスも考慮しつつ比較検討をしているところでございます。また、本事業の検討を進展させるため他の公共施設と一体化した整備についてPPP／PFIを活用した整備手法についても検討を始めたところでございます。今後も整備の方向性や方法について引き続き庁内で検討を重ね具体的な計画につきましては、住用、笠利地区の施設整備に加え、本市の施設整備事業との平準化を図り、取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

13番（永田清裕君） 部長、ありがとうございました。おっしゃっていることは、十分に理解できます。何度も検討進めると答弁してきたんですけど、具体的になかなか進んでない状況があらうかと、そのように思います。今おっしゃられたように、築52年が経過し、建物の経年劣化は、進んでいると思います。このような中で、今、検討を進めるにあたってですね、何か問題でもあるのかですね、検討を進める中で何かこう課題があるのか。その付近があれば再度伺いたいと思います。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。課題といたしましては、まずは、財政的なものがあるというふうに考えております。議員御承知のとおり、現在、様々な建設事業を抱えているところでございます。そういうところも踏まえまして、まずは、どういう時期に建替えを進めるのかというようなことは、あらうかと存じます。それから先ほども申し上げておりますように建てる立地のところが、どこにするのか。現在は、その1月の石川の津波の件もございます。やはり、津波が到達するそういうところもどこだったらいいか。そういうところも判断をしながら慎重に立地、建てるところも検討しないといけないだろうというふうに考えているところです。今年度は、担当課長、職員含めて市内の5箇所程度どういうところがいいのか。そういうところも回ってございます。先ほど申し上げましたとおり、PPP／PFIにつきましても今年の2月に国土交通省のブロックプラットフォーム運営事務所が主催する勉強会、そういうところでも一緒に造れるものかどうか。やはり、予算が、財政的なものもございますので、あらゆる補助金、起債そういう有利なものがあるのかどうか。そういうものも含めながら検討していかないといけないだろうというふうに考えているところでございます。以上でございます。

13番（永田清裕君） よく様々な課題が多いということが分かりましたし、3年前もですね、同じように施設整備事業との平準化を図るという言葉をお聞きしたような気がいたします。そういう諸々分かりますけれども、例えば、私が思うには、耐震診断などによるですね、施設の現状は認識されているのかとか、あるいは、認定こども園化も視野に入れて検討するとか、あるいは、昨日一昨日、同僚議員から質問もありましたけれども、子育て・保健・福祉複合施設との連携についても検討は、どうなっているか。私が、申し述べて部長が申し述べただけでもたくさんの課題があるんですよ。ですので、早めにそういう庁内の話し合いだとか、あるいは、庁内が終わったら、今度は、外部との保護者の協議とか、いろいろあると思います。それだけの課題を解決して実際に建替えの実現するには、相当の年数がかかると思いますので、遅れることなくですね、やっぱりスピード感を持ってそこに先々進めるような議論をしていただきたいと、そのように思います。

それでは、次の質問になりますが、今年度も同僚議員と現地を視察し、現状を見させていただきました。現在困っていることやすぐに対応が必要なことなど喫緊の課題も伺い、その都度、担当部署へお繋ぎしてきました。その中で今年度では、放送設備の備品をすぐに整備していただいたことで様々な行事や緊急時の業務連絡対応などに大いに役立っていますと先生方も大変喜んでおられました。声掛けをさせていただいた私のほうからも改めて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。そのほかにも特に毎日使用する給食室や職員用のトイレの改善が必要となっているようですけれども担当部署としてその点については現状を把握されているのか。認識されているのか。そして、先ほども申し上げましたけれども保育所の再整備に関しても現在の検討の状況だと今後、計画から実行に入るまで少なくとも3・4年はかかると思います。それまでの間、そのままの状態が続くのか。修繕とか何か改善する考えはあるのかをお伺いいたします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。再整備までの間の改修等の可能性につきましては、議員御指摘のとおり施設の老朽化に伴う課題につきましては、十分認識をしているところでございます。修繕整備につきましては、これまでも現場の声を伺いながら子どもたちや現場で働く人たちの安全安心面に影響を及ぼすことのないよう必要な補修や修繕等を行ってまいりました。議員から御指摘がございましたトイレや給食室も含め応急的な対応が必要なものについては、今後も現場の声を伺いながら対応したいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

13番（永田清裕君） ありがとうございます。繰り返しになりますが、小浜保育所の件は、私自身も何度も質問し、また、同僚議員においても何度も取り上げております。それだけ保護者の方々や現場の先生方だけではなくて多くの市民の方々も小浜保育所の今の状態を見て再整備の必要性を感じていることだと思います。市長も昨年は、現場を視察をし、施設の状態、敷地の狭さ、そして、先生方からの切実な声を伺っていると思います。住用と笠利の認定こども園の整備は、令和8年の4月の開園に向けて順調に進めていると答弁がありました。いよいよ次は、名瀬地区の多くの子どもたちが通う小浜保育所のことを真剣にそして、早期に考えていかなければならないものだと思っております。市長も令和6年度の施政方針において先ほども述べられておりましたけれども新たな市の未来計画の方向性として1丁目1番地に子育て支援を掲げております。そこで市長にお伺いしたいんですが、今後の小浜保育所の整備計画についてどうお考えですか。新しいものを造ることも必要かと思いますが今でも多くの子どもたちが利用されている施設をどうすべきか。整備までの改修なども含めて優先的に考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

市長（安田壮平君） 永田議員御指摘のとおりだと思います。今年度からですね、いよいよ住用、笠利のこども園整備がですね、進んでまいりますので、まずは、そこをしっかりと進めていきたいなと、それはですね、とりもなおさず、それぞれの支所だけでなく名瀬の担当部署においてもですね、これは、一緒にやっていくものでありますので、これを進めながら、永田議員から長年に亘り御指摘をいただいている老朽化が著しい小浜保育所の再整備についてもですね、これもやはり同時並行でやらないといけないという思いであります。そのためにもですね、次の質問にも出てまいります重点政策推進監、ここをですね、しっかり配置をして体制を強化してですね、これをやっていこうという心構えでありますので、どうか頑張ってまいりますので御理解のほどよろしくお願ひいたします。

13番（永田清裕君） 市長、よろしくお願ひします。失礼しました。先ほども申し上げたとおり計画から実行まで少なくとも3年4年はかかると思います。市長も市の施策として子育て支援は、最優先すべきことと述べられております。現地現場、決断と実行の思いを持って今後確実に再整備に向けての取組が進められますように強く要望して終わります。

次の質問に入ります。新年度に配置する重点政策推進監についてお伺いします。前日の栄議員からの質問でも少し触れておられましたけれども、保健福祉の分野は、福祉、医療、健康、子育てなど多くの業務があり、先ほどの小浜保育所のことや施政方針にもあります待機児童対策など多くの課題を抱えていることだと思います。そこで令和6年度には、各種課題解決に向け、市内部の組織を横断し、迅速に取り組むために新たに重点政策推進監を配置されるようではありますが、その推進監の役割と職務は、とても重要だと感じているところでもあります。組織を横断してとありますが、今年度には、つながる相談室も設置されたところですが、そことの関連性であるとか、役割分担はどのようになるのか。少し疑問にも思うところでもあります。その役割になる職員も配置する意義や実際にやるべき内容をしっかりと認識したうえでスピード感を持って対応することが求められると思います。そこで、重点政策推進監を配置する目的、推進監を含めた体制、具体的な仕事の内容、そして、期待する効果についてをお伺いします。

総務部長（濱田洋一郎君） おはようございます。新年度から配置いたします重点政策推進監について先ほど市長からもございましたけれども私のほうから改めてお答えさせていただきます。議員御質問のとおり保健福祉分野は、住民生活に密着する福祉、健康、医療と多岐に亘っておりますが、近年では、子ども子育て支援の充実をはじめ制度の複雑化及び市民ニーズの多様化が進展している状況でございます。このような状況下にあっても提供する福祉サービスの質を確保しながら山積する課題への対応も求められているものと認識しております。そのため福祉分野における喫緊の課題への対応、重点政策の実現に向け、従来の課の枠にとらわれず関係部署と連携した組織横断の対応を図ることを目的に新年度から重点政策推進監を配置することとした次第でございます。また、同推進監は、既存の課に属するものではなく、保健福祉部長に直結した位置付けとすることと併せ推進監の下、政策推進係、これ仮称でございますが、政策推進係も配置することにより部長のリーダーシップの下、チームとしての機動力、対応力を確保するということを予定しているところです。具体的な仕事の業務内容でございますけれども、本市にとっての喫緊の課題となっている待機児童対策をはじめ大規模施設整備の推進などが考えられますが、新年度、部長を中心とした協議により、その都度特命事項を決定していくことで業務の弾力性も確保されていくものと存じます。重点政策推進監には、関係する皆様との対話と連携をこれまで以上に進め、喫緊の課題解決及び重点政策実現に向けたエンジンとなることを期待するものでございます。以上でございます。

13番（永田清裕君） 部長、ありがとうございました。そこで一点、先ほどちょっと質問したんですけれども、つながる相談室というのが別に設置されているわけです。新たにこういう重点政策推進監、いわゆる課内でチームをまた編成するわけです、新たに。そういったものの関連性、全く違うものなのか。つながる相談室にも関連して動いていく役割分担とか、どうなっているか。そこまでちょっと教えてください。

総務部長（濱田洋一郎君） つながる相談室には、いろんな相談があると思います。その中で子ども子育て支援に関する相談があった場合には、先ほど申し上げたとおり組織横断的にですね、その情報交換をしながら連携をして、また、ほかのところで連携する部署があれば、そこも連携をしようというようなところで、その重要事項かどうかというのを見極め、そして、優先度、それから特命事項とするのかということを含めて部長を中心にですね、推進監、そして、係で協議をして進めていくと、よりスピーディーに優先順位というものなどを把握、確認するというのも含めてスピーディーに対応しようとするものでございます。

13番（永田清裕君） ありがとうございます。要するにつながる相談室にきたものの中から重点政策

を、例えばその重点政策推進監を中心とするチームの中で、特に重点分野のところを抜き出して、そこでまたやると。いわゆる保健福祉分野の取組が、より丁寧で迅速に対応できるようになったと、そのように理解しましたのでお願いします。市の組織として推進監というポストは、今までにないような役割と推進体制であると思いますので、今後人事配置が決められると思います。しっかりとその役割と組織が機能し、効果が発揮されるよう期待したいと思います。

それでは、次の質問に入ります。医療体制についてでございます。開業医の廃業等による影響と今後の見通しについて伺います。離島の医療環境は、まだまだ満足されていない状況の中で地域に親しまれているかかりつけ医の存在は、高齢者をはじめ多くの方々が健康のことをなんでも相談できる頼りになるお医者さんです。しかしながら最近奄美市内では、開業医の閉院が続いております。県立大島病院や民間の総合病院は存在しますけれども日頃から入院患者や受診者が多く待機時間が長くて受診をためらう方も増えているようでもあります。また、本市には、在宅介護者が約2,000名ほどおられるよう在宅医療への影響も懸念されているようでもあります。医療機関の設置や運営は、それぞれの事業者の判断によることは当然のことではありますが、住民の生活を守る。そして、住民福祉サービスを提供するうえでも医療環境の確保は、地域になくてはならない最も重要なことだと思っております。そこで、地元の自治体として、このような医療環境の現状をどう捉えているのか。医療環境の確保に向けて本市としての考えや取り組んでいることについてをお伺いいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） 議員御案内のとおり個人病院ですね、令和5年度中なんです、6か所、診療所が閉院しています。その中にはですね、総合病院が、事業を承継した医院でありますとか、閉院した診療所の医師が病院勤務となったというところもありますけれども、住民に身近な開業医というものは、減少傾向にあるというのは、もう議員御案内のとおりでございます。また、閉院に至る原因については、個人的な理由があると思いますけれども、医師の高齢化でありますとか、体調不良などが考えられるのではないかと考えております。

地域医療については、まず、かかりつけ医を受診をし、必要な際は、総合病院に繋ぐというのが、あるべき姿だと考えておりますが、現在の状況において今後の医療提供体制の維持については、やっぱり課題があるものと考えております。

13番（永田清裕君） 部長、ありがとうございました。昨年6月の県議会における県立大島病院の耳鼻咽喉科についての質問答弁を拝見いたしました。県立大島病院では、平成20年度から常勤医師が不在で毎週2日の外来診療となっているようです。常勤医の確保に向け鹿児島大学へ医師の派遣要請を続けているようですが、実現には至らない現状のようでもあります。やはり、どの地域においても医師の確保は、課題となっているようではありますが、地域における医療環境は、生活するうえで必要不可欠なことであります。医療は、インフラと言っても過言ではないと思います。個人的な見解ですが、国が、医師不足のところに配置するような対策も必要ではないかと、そのように感じております。今後更に移住定住などの人口対策に力を入れていくためにも受け入れの条件として医療、福祉施設の充実は、とても重要なことだと思います。奄美市も鹿児島大学と包括連携協定を結んでいるようでもありますので、そのことから地元の自治体として、この離島における医療環境の厳しさであるとか、切実な事情を訴えながら県と一緒に鹿児島大学や医療関係機関への要望を今後も続けていくことが肝要だと思いますが、御見解をお聞かせください。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、医療提供体制に対する取組というところでお答えをいたします。医療提供体制につきましては、鹿児島県が、策定しております鹿児島県地域医療構想というのがございます。地区ごとに分けてありまして、奄美群島全体を対象としてそのあるべき姿として地域住民が、健康で長生き、いつでもどこでも安心して医療を受けられるみんなが元気な奄美地域という理念を

掲げているというところです。その会議でございますが、医療関係者及び行政の首長等が出席し、定期的に開催されている奄美保健医療圏地域医療構想調整会議、この中におきまして、住民の方が住み慣れた地域で生活をするためには、何が必要なのか。持続可能な医療提供体制の維持が図られるようなようにすればよいのかということについて本市の状況を伝えるとともに意見を提出しているところでございます。議員御案内のとおり各関係機関、県とか医師会とかと情報を共有したり、対策を一緒に練っていったって、これから取り組みたいと思っております。また、このことは、本市のみの問題ではなく奄美大島全体の課題でもあるのかなという考えもあります。島内5市町村はじめ、繰り返しますが、医師会や県などと情報を共有しながら医療体制の充実について共に考えてまいりたいと思うところです。

13番（永田清裕君） 部長、ありがとうございました。では、よろしく願いをいたします。

次に、（2）血液備蓄所の再設置についてお伺いいたします。前日の西議員からも質問がありましたが、重要な課題の一つだと思い、改めましてお伺いいたします。この質問は、私自身、令和3年3月議会でも質問させていただきました。その中で血液備蓄所設置の経緯は、昭和37年に緊急用輸血運搬中の自衛隊機が、らんかん山に墜落し、13名が亡くなられたことで、昭和45年に県立大島病院に赤十字名瀬出張所が設置され、昭和55年には、民間の備蓄所が設置されてきたようです。この経緯から見ても改めて離島の厳しい医療環境を鑑みたくて備蓄所の設置があったと思うところであります。しかしながら平成30年の4月に備蓄所制度が廃止されたことによって奄美大島の備蓄所は撤退することとなり、現在に至っております。ただ、離島の置かれた環境には、全く変わりはありませんので、令和元年から2年にかけてブラッドローテーションと言われる運用の研究が実施されたようで一定の効果があつたと、そのようにお聞きしております。そのため、その後も継続していただくよう奄美大島5市町村連名で要望を令和2年の2月に県赤十字血液センターと日本赤十字血液事業本部に提出されたようですが、いまだに現実していない現状であります。血液供給を担う赤十字血液センターによりますと、出張所の開設には、約6,000万円、24時間365日体制の運営には、年間約5,000万円が必要とのことで、大きな課題であるようです。しかしながら血液製剤の安定供給は、すべての医療現場はもちろん、人命救助にかかる緊急体制においては、特に必要とされているようであります。その備えとして備蓄所の再設置に向けては、県、市町村、医療関係などが一緒になって協議し、要望を続けていることは承知しているところであります。本年の1月24日の塩田康一知事への要望並びに意見交換会で奄美市議会からも知事へ要望させていただきました。そこで、お伺いいたします。本市の現状把握については、前日の答弁でお聞きしました。それを受けて備蓄所の再設置への本市としての考えとか、取組などをお聞かせください。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。昨日の西議員の答弁と多少かぶる部分もあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。血液供給体制の現状については、ただいま議員が、御案内されましたとおりに平成30年3月に備蓄所が撤退をいたしました。その後、島内の2医療機関で一定数の血液製剤を院内在庫という形で確保しているということです。

血液製剤については、血液センターから航空便で直接配送されることになっておりまして、医療機関は、治療内容や緊急手術等のリスクに備え一定数を確保しています。台風などの天候不良が予想される場合は、通常よりも多く確保をしているという状況でございますが、血液製剤自体に不足が生じた場合は、緊急供血の登録による院内輸血ですね、人を呼んで供血するというのが実施されているというところでございます。

血液製剤の安定供給についてでございますが、各関係機関により様々な効果検証が行われているところでございます。会議等も開いておりますけれども、現状の課題といたしましては、各病院における院内在庫の確保には、限界があるというところでございます。県本土からの輸送には、時間がかかりますし、また、天候によっては、供給がストップしてしまうこともあるということもあります。議員が御案

内したブラッドローテーションという方法もありますけれども現場の医師の直の声として必要なときに必要な分が確保されていない不安を抱えているという医師の発言もいただいております。そのような点を踏まえ市としても血液製剤の安定供給体制には、問題があると思っていますので、備蓄所の再構築という取組を進めていきたいと思っています。

13番（永田清裕君） 血液備蓄所の設置は、運営体制とか経費的にも大変厳しい条件とは思いますが、でも、本土と比べ医療体制も限られておりまして、陸続きではない本土から400キロも離れ、近年の気候変動により台風や荒天の影響が長期に及び輸送にも問題が生じております。また、本年1月の県血液対策推進協議会で県町村会の鎌田理事、大島郡医師会からも設置要望があったようであります。奄美市はもとより奄美群島12市町村での要望も必要であると思います。すべての国民が等しくどこの地域に住んでいても安心して生活できる環境を確保することは、奄美市だけではなくて国の務めだと思います。そのような思いからも離島への特別な配慮として国の補助事業であるとか、新たな奄振交付金の活用とか考えられないものか。再度お伺いいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） 備蓄所の体制整備につきましては、鹿児島県のくらし保健部の薬務課によって血液製剤供給体制検討会ということで奄美の5市町村、それから県の赤十字血液センター、名瀬保健所等関係機関を交えて協議を行っているというところでございます。議員が御案内していただいたとおり各方面から要望が出て、取組している中では、大島郡の運動としてすべきだという御意見も聞いております。なので各方面から要望が出るというところは、全体的な運動という位置付けではよろしいのかなと思っています。また、市の取組としては、台風で実施できなかったんですけども県の離島振興協議会が主催する離島行政懇談会において血液備蓄所の設置のお願いをしたところでございます。ただ、なかなか進まないというところが現実です。国の責務としてというところも議員のおっしゃる一面も一理あると思っています。ただ、奄振の協議ですとか、そのへんは、まだ議論が始まっていませんので、誰がどのように造るのか。みんなで造るのか。いろんな形があると思いますけれども、それらも含めて先に申しました血液製剤供給体制検討会において協議してまいりたいと考えております。以上です。

13番（永田清裕君） ありがとうございます。私は、個人的なそれは解釈ですけれども、やはり医療の不平等性、そういった観点から是非その奄振交付金の活用なども是非議論して何らかの活路を見出していくようお願いをしたいと思います。これからも奄美市が、必要性を要望し続けることが大事なことでと思いますので、よろしくお願いします。この問題は、県議会のほうでも何度も取り上げておりますので、まずは、ブラッドローテーションの復活など血液製剤の安定供給について各関係機関との協議を継続していただきまして備蓄所の再設置が実現できるように今後とも取り組んでほしいと要望して終わります。

それでは、次に質問に入ります。観光交流の推進について（1）スポーツを通じた交流の推進についてをお伺いいたします。奄美市では、例年、民間の宿泊業者などと一緒にスポーツ合宿に力を入れておられます。その成果として毎年秋から春にかけては、多くの実業団などが来島されており、2月には、横浜DeNAベイスターズのキャンプも行われ、賑わいを見せておりました。特にスポーツ合宿に関しましては、アスリートの方々からも奄美大島は、温暖な気候の下でトレーニングに最適な場所として好評であると同時に宿泊業者からもチーム団体として来島されるので人数も延べの宿泊日数も多く大変助かっていると声を耳にしております。スポーツアイランド構想を掲げて温暖な気候の奄美の特性を活かした取組は、今後も更に期待できる地域の振興策だと思っています。引き続き力を入れて取り組んでいただきたいと思います。昨年は、51年ぶりに鹿児島県で国体が開催され、初めて奄美大島でも国体相撲競技が開催されました。私も大会を観戦して全国各地を代表する選手たちの容姿はもちろ

ん一戦一戦のあのぶつかる音であるとか、技の切れ味などを生で見る熱い勝負にとっても感動した次第であります。地元からの多くの皆さんが観戦しており、大変感激されておりましたし、また、全国から来島されたチームの皆さんも奄美の皆さんの心のこもったおもてなしに大変喜んでいただいております。国体相撲競技は、開催地によっては、観客の数よりも関係者が多い大会もあるそうです。ここ奄美市では、御承知のとおり大盛り上がりで関係者も大変喜んでおられたようです。この国体の開催に向け数年かけて準備をし、本番も見事成功に収められた市の職員の皆様をはじめすべての関係者の皆様に改めて心から感謝を申し上げたいと思います。また、鹿児島国体の開催にあたっては、佐賀県の御配慮により実現した関係で佐賀県の子もたちとの交流も生まれたようであります。そのような中、奄美大島でも初めて開催された国体でありますので、国体を一過性のイベントで終わるのではなくてスポーツの振興であるとか、新たな人的交流であるとか、何か形に残して続けていけないかと思うところであります。本市の考えをお伺いいたします。

教育部長（大庭勝利君） おはようございます。議員御案内のとおり本市におけるスポーツ合宿並びにその受け入れに関しましては、平成4年12月の東京直行便就航を契機としており、平成8年にスポーツで癒す島として奄美スポーツアイランド構想を策定、その後、活性化する合宿の受け入れに対応するため平成11年に奄美スポーツアイランド協会を発足し、官民連携した体制の下、今日まで事業を推進してまいりました。議員御案内のとおり多くの実業団チームのほか、平成22年から令和元年度まで10年間行われた横浜DeNAベイスターズ秋季キャンプ、そして、昨年からの春季キャンプなど例年約100団体に御来島いただいております。一定の事業効果も認められることから交流人口の拡大を含めまして引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、鹿児島県で51年ぶり奄美群島においては、初めての競技会開催となりました鹿児島国体相撲競技会につきましては、昨年10月13日から15日までの3日間、多くの市民の皆様に御来島いただき開催することができました。鹿児島国体につきましては、新型コロナの影響により開催延期を受け、次回以降の開催県には、様々な面で御理解と御協力をいただいております。その中でも次の開催県である佐賀県の皆様とは鹿児島・佐賀エールプロジェクト市町村交流事業という自治体及び役員選手間の交流事業が始まっております。競技力向上はもとより、お互いの文化、歴史も理解し、交流を深めることを目的としており、事業を実施する県に確認したところ今後も事業の継続を検討しているということでございます。更に先日は、エールプロジェクト事業とは別に相撲競技の佐賀県選手団が合同練習のため来島されており、このような競技団体が主体となった相互の交流発展にも期待しているところでございます。本市といたしましてもスポーツ合宿あるいは鹿児島国体を通して生まれた繋がりを新たな交流へと発展させるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

13番（永田清裕君） 部長、ありがとうございました。エールプロジェクトはじめ人的交流が新たに始まっていると、そのように理解いたしました。このことについて長きに亘り奄美市のスポーツに関わっておられる大先輩が語る記事が2月26日の地元紙にありました。その大先輩も、奄美群島日本復帰70周年記念を冠称として奄美市での相撲は、会場いっぱいの相撲ファンで正に燃ゆる感動を与えたと。このように大きな成果をあげた国体の効果を一過性に終わらせないためスポーツを通じたまちづくりを継続して取り組むことが、国体のレガシーとして求められている、と掲載されてありました。国体で生まれた人との交流、繋がった御縁などもあろうかと思っておりますので、是非今後もスポーツアイランド構想を推進するにあたって新たなスポーツ振興に繋げるチャンスとして活かして行ってほしいと、活かすべきだと期待しているところであります。今後の考えや取組などがあれば簡単でよろしいので、お聞かせいただいてよろしいでしょうか。

教育部長（大庭勝利君） スポーツを交流手段として捉えたそういった交流ですね、これから必要だと思

っております。競技会というものはございませんが、先ほど答弁しましたエールプロジェクト、市町村交流事業に続く自治体や各競技団体が主体となった交流事業などについても今後検討していきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても鹿児島国体を一過性のイベントとして終わらせることなく更なる効果が期待できるよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

13番（永田清裕君） 是非よろしく願いますということで終わります。（2）次の質問に参ります。沖縄との連携について伺います。この件についても昨年12月の第4回定例会において奄美・沖縄間の直行便に向けてのことを質問させていただきました。今議会でも同僚議員が取り上げておりますので、関心の高いことがうかがえることだと思っております。奄振法の延長改正については、先般、国において閣議決定され現在国会でも審議されているところであります。新年度からの新たな奄振法では、沖縄との連携が明確に打ち出されており、住民や事業者を対象とした沖縄への航路航空路の軽減事業であるとか、農林水産物の輸送コスト支援事業が拡充されることとなっております。現在では、コロナ禍からも回復も進む中で人と人との交流を促進していくためには、沖縄の大きな市場との連携は、非常に魅力的で奄美の観光にとっても大きな後押しに繋がるものと期待しております。そこで、伺いますが、今後の新たな奄振を有効的に活用していくためには、沖縄との交流連携を積極的に考えていく必要があると思います。奄美市として、また、奄美群島としていろいろと考えられると思いますけれども、本市としての考えと今後の取組内容についてをお伺いします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。沖縄・奄美の交流につきましては、世界自然遺産登録前から地理、自然、歴史、文化などの繋がりが深く、これまで長年に亘り、県域を越えて各分野で沖縄との交流連携が図られているところでございます。本市では、今年度におきまして沖縄県との交流事業の一つである離島フェアやコロナ禍で途絶えていた那覇市との交流事業の一環である那覇祭りに参加し、観光や特産品のPRを行ったところであり、奄美への観光や特産品のほか自然、歴史、文化にも興味を持っている方が多く、来年度以降も引き続き沖縄でのPRや連携事業を更に注力する必要があると感じたところでございます。

また、平成11年度から継続されている奄美やんばる広域圏推進協議会が昨年7月に徳之島町で開催され、国・県・奄美群島12市町村・沖縄北部12市町村の関係者が参加し、交流を深めたところでございます。更に、奄美・沖縄の連携拡大を目的として昨年8月に沖縄と奄美群島との交流の拡大に係る連携協定が、鹿児島県と沖縄県、奄美群島広域事務組合の3者で締結もされたところでございます。

次に、奄振交付金を活用した取組といたしまして、県が事務局となります奄美群島航空航路運賃軽減協議会により県域を越えて奄美・沖縄間の航空路運賃に対する助成や奄美・沖縄世界自然遺産登録観光連携事業などを実施しており、令和6年度からは、住民を対象に先ほど議員も御案内ありましたけれども、離島割引制度が沖縄の路線に拡充される予定でございますので、更なる沖縄との交流促進に繋がるものと期待しているところでございます。

今後の取組といたしましては、離島フェアや那覇祭りの参加、沖縄での100人応援団新規店舗の開拓、奄美の夕べの開催のほか、満喫ツアー助成事業の活用など引き続き奄美群島12市町村や民間団体等とも連携を図りながら沖縄との連携交流に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

13番（永田清裕君） 部長、ありがとうございました。交流、連携と言っても行政だけが主役ではなくて、やはり、民間事業も含めた官民一体となってやるのが肝要だと思いますし、その中で、やはり、沖縄と似通った点もありますけれども、沖縄とは全く違う奄美特有の地域資源であるとか、観光資源を活かして、そういった中で奄美との連携した誘客、地域交流などに繋げていってほしいと思いま

す。奄美群島12市町村が、力を合わせ勝ち取ることができた奄振法の延長と内容の拡充でありますので、今後も民間とも連携を密にしながら奄振を有効的に活用していただきたいと思います。

それでは、次の質問になりますが、観光需要の喚起策についてをお伺いします。昨年秋よりピーチ・アビエーションの成田・奄美間が減便、関西・奄美間が運休となっております。このことを受けて今年の1月末には、安田市長はじめ奄美大島の市町村一同でピーチの本社に伺い、直接、社長のほうへ路線維持に向けた要望を行ったようであります。その地元からの強い思いが届き、早速成田・奄美間については、今年のゴールデンウィークから6月までの運行が継続されました。ピーチ会社の奄美に対する思いと素早い決断に地元市民の1人として心から感謝を申し上げたいと思います。ただ、航空路線の事業計画は、航空会社自身が、利用者の見込み、機材の確保、そして、何よりも採算性などを考慮していくことは当然のことだと理解しているところであります。10年前の平成26年にLCCのバニラエアが、初めて奄美に就航してからこの10年は、奄美にとっては、コロナ禍を除き、観光客が大きく増加いたしました。正しくLCCの効果を大きく受けたところであります。最近では、世界自然遺産が実現し、コロナ禍も明け、メディアでも奄美が大きく発信されるようになりました。また、奄美市をはじめ龍郷町などにおいても民間投資による新たなホテルも整備されており、受け入れ時の環境も充実しているところであります。市長も1月末の記者会見でピーチ便の就航回復に向け島内での二次交通の課題など行政だけでは限界がある。民間とともに努力し、地域全体として取り組んでいきたいと述べておられました。諸々ありますけれども、もう一度お伺いしたいと思います。観光需要の喚起に向けた市としてのお考え、市としての取組についてお伺いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） お答えさせていただきます。前日の伊東議員との答弁と重複するものもあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。要望活動の成果といたしましては、議員も御案内のとおり運休となっております成田線が、引き続き週4便のスケジュールで運航されることとなり、地元にとっても大変喜ばしい結果となりました。しかしながら議員が御指摘のとおり減便、運休期間に伴う影響は、観光客のみならず住民の方へも大きな影響を及ぼすものでございます。これまでの本市における観光需要喚起対策の取組といたしましては、一般社団法人奄美群島観光物産協会主催で昨年5月に大阪、6月に東京で行われました奄美群島旅行説明会、同じく奄美群島観光物産協会主催で昨年10月に大阪で行われました奄美の観光と物産展、昨年11月、今年2月に千葉県芝山町で行った特産品の販売と観光ピーアール、また、満喫ツアーの利用活用促進などに努めているところでございます。今後も引き続きこれまで以上に航空会社と連携を図りながら観光需要の掘り起こしを行い、プロモーション活用を通じて交流人口拡大に取り組んでまいりたいと存じますので、御理解よろしくお願ひいたします。

13番（永田清裕君） 部長、よろしくお願ひします。新たな観光需要喚起策を打ち出して観光振興に繋げていただきたいと要望して終わります。結びになりますが、安田市長の令和6年度に臨む思いや市民の皆様や事業者の皆様から寄せられていることについてお伺いさせていただきました。奄美市として1丁目1番地に挙げる子育て支援については、令和5年度から子ども未来課が新設されました。令和6年度に新たに重点政策推進監も設置されます。組織や体制は、充実されていくこととなりますが、市長が、以前から述べられておりますとおりチーム市役所として奄美市の未来計画や多くの市民の皆様から託された安田市政に対する思いが、何よりも確実に実行されていきますことを心より期待申し上げます。最後になりますが、令和5年度から定年退職年齢が延長されることとなり、今年度で還暦を迎えられた職員の皆様は、来年度末が定年退職のようではありますが、現在の役職は、今月31日をもって満了となるようであります。大きな節目を迎える部長さんをはじめ、すべての職員の皆様に心からの感謝と御慰労を申し上げたいと思います。誠に疲れ様でございました。ただ、還暦と言えども人生100年の時代であります。私もまだ63歳、少なくともあと3年は、市民の皆様から託された奄美市議会議員

としての大切な使命が残っております。お互いに奄美発展に向け共に頑張ってまいりましょう。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で自民党新政会 永田清裕君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３１分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 盛 剛君の発言を許可いたします。

１０番（盛 剛君） 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネットを中継の御覧の皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきました。私が無所属の盛 剛でございます。質疑に先立ち能登半島地震でお亡くなりになられた方々へ心から哀悼の誠を捧げるとともに被災された方々、遺族の方々へお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。また、この３月で退職される市役所の方々には、これまでの市政発展に尽力され衷心より御礼と敬意を表する次第であります。第二の人生の先々にカホナコアラチタボレナキャノサキザキニカホナコアラチタボレ、この島唄の一節を退職される方に捧げます。さて、私は前回、本来であれば政治を目指した動機というものを述べなければなりませんでした。今回、私が政治を目指した動機を議員活動の基本姿勢となる今後４年間の基本姿勢ですので少しばかり述べさせていただきます。私は、中学校まで外界を知らない小さな集落で育ちました。親戚の方が議員されていましたので、議会関係者や役場の関係の方々と接する機会が多く、将来は議員になりたい。議員として世の中に貢献したい。こう思っていました。時の移ろいは早く、私は成人して２５のときにＵターンしました。島を離れたのが５年間です。そして、国政選挙で激しい選挙戦を見てきました。私は、その中で、おじさんに直接会って話の会話の中で、おじさんが、こういうことを言ったんですよ。もう亡くなったんですけど。だれだれ先生がやっていることが正しいから集落で孤立しても１人になってもやる。君は青年なんかと一緒にやってもいいよと言いました。これはですね、いろんなそのときの状況というのは、大変な状況でした。それで父も私のことを心配して、もう青年なんかとアンタやれと言ったんですけど、私は、この壁を逃げて楽な道を選択していれば次から次に立ち塞がる人生の壁をずっと逃げて送っていたかもしれません。私は、おじさんと親戚とともに行動をして本当にそのときの状況というのは、大変な状況でした。ですから政治というものは、生半可な気持ちではできない。こう私は、心に念じております。そして、人は皆、生まれながらにして宿命を背負っています。これが第一の段階でした。私の２５のときの選択。その宿命というのは、苦手、弱点とか、逃げ出したい困難、こういうものだとは私は受け止めております。これを克服しなければ成長はありません。青年期のあの時期、下手な世渡りを覚え、強い者に巻かれてオープンチャラばかりしていたら今日の自分はなかった。そう人生を振り返るときがあります。地方の小さい市町村の議員といえども政治家です。政治信念がなければ政治ではありません。地方の議員といえども世の中にどれだけ貢献するか。島の将来のためにやらなければなりません。私が今後、４か年の政治活動の中でいろんな壁が出てくるかもしれませんから私の出身地からこの方が掲げておった至誠一貫という額縁をいただいて、安勝町の選挙事務所に掲げています。挫けそうになったときとか、いろんなことでも嫌だち投げ出したくなるときに、この至誠一貫というものを必ず眺めてですね、やりたいと。これは、秋徳に駐屯していた軍の司令官から当時の村長の息子が賜ったという昭和７年と明記されていまして。私の政治信条は、この４文字に集約されます。正しいことであれば１人になってもやるという強い政治信念を持って私は、今後４年間で活動してまいることを市民に約束して１番目の質疑に入ります。１番、災害・防災対策全般について、これは、前回も私は、地震関係のことを質問しましたが、元旦の能登半島の大地震のニュースを聞いて、これは、しなければならないということで、第１番目に防災関係を取り上げていま

す。質問に入ります。予想される南海トラフ大地震や大型化する台風、また、100年に一度と表現されてきたゲリラ豪雨、線状降水帯が頻繁に発生して甚大な被害を全国各地でもたらしています。元旦には、能登半島地震が発生。ここ奄美も例外ではありません。災害対策は万全か、伺います。具体的な対策を立てているか伺います。

次の質問からは発言席から順次質問してまいります。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、盛議員の御質問にお答えいたします。災害・防災対策ということでございますが、本市の災害対策につきましては、災害対策基本法及び水防法の規定に基づき奄美市地域防災計画を作成しております。この奄美市地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて一般災害対策編、地震災害対策編、津波災害対策編から構成されており、大規模な災害が発生したとしても人命が失われないことを最重要視し、災害時の被害を最小化することを目的としております。

市民への災害対策としましては、避難所や津波避難場所の表示や避難のポイントやまた、防災に関する知識を分かり易く掲載しております奄美市総合防災ハザードマップを作成し、奄美市全世帯へ配布しております。更に、インターネット上でも閲覧できるようにウェブ版ハザードマップを作成しておりますが、このウェブ版は、情報の更新や英語表示も可能なものとなっております。ほかにも防災出前講座や奄美市のホームページ、広報誌等により災害対策に関して広く市民への周知を行っております。また、コロナ禍であった令和2年度及び3年度を除き毎年奄美市全域において防災訓練を行っており、町内会単位の自主防災組織で万全を期するために地域の実情に合わせて高台に避難する訓練を行っております。なお、来年度は、市民をはじめ関係機関と連携した大規模な県総合防災訓練が5月に実施される予定であり、更なる災害対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（盛 剛君） 市長、答弁ありがとうございます。この質問は、もう前日盛んにいろんな各議員が質問している関係でだぶる面があるかもしれませんが、私は、この災害についてですね、専門分野の土砂流出山地災害防止を重点的に質問してまいります。市長、今の答弁、本当に丁寧な答弁ありがとうございます。南海トラフ大地震が、必ず周期的に発生すると言われていています。テレビ報道によれば将来30年以内に起こるとして7割、8割起こるとされています。その被害を抑えるために全国でシミュレーションが行われ、ハザードマップの周知、避難場所の明確化等啓発活動を盛んに推進しております。また、私が思うに、いよいよ津波等が来た場合に各町内会で合言葉を標語としてですね、作って、大熊であれば、自衛隊基地に登れとか、朝仁であれば、赤崎公園に登れとか、こういう誰もが分かるようにですね、この標語を作って、その地区で、いよいよ津波、地震がきたというときに避難するように合言葉を作るということはどうかなと思って再質疑をさせていただきます。

総務部長（濱田洋一郎君） 合言葉という御提言でございます。高台避難の際にそういった分かりやすい指示、そういう指示系統と言いますか、そういう申し合わせを集落等で、もしくは自治会等で行っておくということは、大変重要なことであろうというふうに思いながら聞かせていただきました。是非参考にさせていただきたいと思います。

10番（盛 剛君） 部長、答弁ありがとうございます。それでは、②の質問に移ります。奄美市は海拔が低く、津波、高潮対策は言うまでもなく、背後に迫る山林のすぐ近くまで家屋が建っていますので、土砂崩壊による災害も備えなければなりません。その災害に備える土砂流出防止用の砂防堰堤は万全か。そして、危険箇所に対する砂防対策は十分か。伺います。そして、私が、ざっと見た範囲でこの名瀬の市街地が、一番危ないと感じました。この例えば、井根川の上流、柳町の上流、それから、田中一

村の居住跡の上流、こう川が流れてきています、本川に。そういったとこの砂防の計画はあるか。陳情等上がってないか。伺います。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、砂防事業についてお答えいたします。砂防事業につきましては、事業主体は、鹿児島県となります。議員御案内の箇所につきましては、鹿児島県ホームページで公表されております砂防三法情報マップで確認しましたところ、真名津川上流及屋仁川上流、こちら屋仁川上流2となりますが、この2箇所につきましては、砂防堰堤が建設されております。

要望につきましても県事業でございますが、地域からの要望を本市で確認し、県へ提出することとなっておりますが、現在のところ先ほどの2箇所以外の場所につきましては、正式な要望は、ないものと理解しております。

次に、計画と要望についてでございますが、現在、本市管内で実施している砂防事業は、名瀬地区で4地区、住用町1地区の計5地区でございます。その次の要望につきましては、近年の実績でお答えしますと、平成30年に奥万田原1地区、令和4年に和光園小川1地区の2地区の要望書を提出しております。この2地区とも事業化に伴い現地調査や設計等に着手しているとのことでございました。以上です。

10番（盛 剛君） 答弁ありがとうございます。私は、この防災対策について各議員が津波関係、地震関係、やっていましたけど、私の専門分野の森林関係の山地災害防止にこの地震と兼ねてですね、質問してまいります。私がですね、平成19年度より私は、名瀬のまちで松食い虫の駆除事業に市街地からすべて入っています。佐仁、屋仁、そして、蒲生神社、すべて浦上から入っています。そういった中で、この名瀬のまちは、人口密度が高くて山ぎわギリギリまで家屋が建っています。そして、即小川が流れているとこの横にも建っていますね。各集落に行くと、ほとんどが海岸方面で住居が建って、後ろは畑とか、そういうことで仮に山地災害が起きても人命には被害はないだろうと思われるわけです。これは去年ですね、線状降水帯が発生して南部大島のほうで相当被害が出ました。私もこれは、実地で目で確認してきましたけど、人家がなかったからよかったんです。人家があれば大変なことになっていました。ですから、私が思うに、この名瀬の市街地、名瀬の新川に流れ込む横から支流が流れています。久里町のほうも実際に見てきましたが、柳町の上も見ましたが、すごくこう扇のように、こう閉まっているわけです。上はパッと開いてですね、線状降水帯がきたときに、これは大変だな、自分は、そう感じて実際に入ってきました。田雲団地も、団地の上もですね、そこには老木が横倒しになって椎の木になっているのもありました。こういうのが重なってダム化してせき止めて1回で決壊するわけですよ、土石流というのは。ですから、ここで私が申し上げたいことは、各地方に点在している集落は、海岸方面に住居があるから仮に土石流が発生しても被害がないけど、この市街地で発生した場合に、これはもう大変なことになるだろうと私が思った関係でこうして今、取り上げているところです。それでですね、この砂防について新しい砂防をですね、古い砂防がありますよ、その下に砂防を建設するとか、そういう予算というのは採択はされないですか。これは人命に関することですから、砂防を二つ予防措置で堰堤をうつという事業なんかはないですか。古い砂防があつて下にまた新しく上が決壊した場合に備えて。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。砂防ダムを1つだけではなく2つ設置できないかということでございます。採択要件につきましては、県によりますと通常砂防事業で事業費1億円以上、市街地や集落の人家50戸以上や重要な公共施設の保護を行うなどのものとされており、砂防堰堤の数は、想定される土石流の大きさや現地の地形などにより1溪流に複数の砂防堰堤を計画す

ることもあるとのことでございました。実際奄美市名瀬の平田のほうでは、1つの溪流に2箇所ダムを設置しているケースもございます。以上でございます。

10番（盛 剛君） 答弁ありがとうございます。この砂防というのは、道路工事も大事ですけど、高潮対策とかいろんな道路工事も大切ですけど、これは人命に関わります。下流域がのみ込まれた場合に、ですからこの件については、本当に予算をボンボン付けても付け過ぎることはない。こう思っただけの質問であります。それでですね、再質疑を続けますけど、この砂防の必要性というのは、私は、実際に体験して農業しているときに自分のエビスカボチャが埋まって、私は離農したんですよ。そのときに、その年には、出身地の高丘でも大きな災害があって人命にも相当人命失いました。この目で災害の発生状況を私は見てきていますから、ここで取り上げているところであります。そして、砂防がですね、ないがゆえに、ちょっとした土砂崩壊が起こって、これが川に流れ込んで川底が上がって上に堤防の上から水が超えて後ろの基礎を破ってブロックが崩れたりして水が流出、集落に入ったこともあります。これは私が実際に経験しています。ですから、ここでもまた氾濫防止用にも砂防の必要性が出てくるわけがあります。議長、ちょっとまた再質疑を続けます。そしてですね、近年の災害における朝倉市、西日本豪雨広島、そのときの状況をYouTubeで調べましたら、もの凄い流木、立木が倒れこんできて、それを水をせき止めたりして後ろに乗り越えて市街地に入ったりしています。千葉県の台風でもそうでした。そこで、国会の質疑を見ていましたら、この災害防止対策に砂防堰堤等そういうダム、そういうのも必要だけど上流区域の森林を間伐を促進することによって粘りをよくしたりして防ごうじゃないかという議論が俎上載ってます。そして、この件については、私の専門分野である森林の上流区域、川上、森林のことです。川中というのは、住居、生活する場です。そして、川下というのは、川から流れてきて砂浜や海岸線、この三位一体となった対策で相乗効果を上げようじゃないかと防災対策の観点から有効な施策であると考えますが、担当課の所見を伺います。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、間伐に関する御質問でございます。こちらのほうも県のほうに確認しておりますが、樹木の育成や倒木の抑制など間伐については一定の効果があると認識しておりますが、砂防ダムにつきましては、降水が地下浸透に変化を与え表層地盤の安定を損なう可能性もあることから実施については、慎重かつ丁寧な検討が必要になってくるのではないかと考えている。ということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

10番（盛 剛君） 答弁ありがとうございます。それでは、この砂防関係については、十分に市のほうでも人命に関することですから対策を急いでお願いして、次の質問に入ります。

③阪神淡路大震災や能登半島地震で木造家屋の倒壊、火災の発生、電柱の倒壊による緊急車両等の通行不能状態によって、助けを求める声は確認できても助けに行けないという悲惨な状況がありました。このことから、電柱の地中化を推進すべきと考えますが、計画はあるか、ないか、伺います。そして、これを施工するとしたら管轄省庁は、どこか。また、予算の出どころ。県にきて県費を足して市にきて市がちょっと負担してやるのか。そういったところの説明をお願いいたします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、議員お尋ねの無電柱化についてお答えいたします。こちら無電柱化につきましては、初日に奥議員のほうから質問いただいており答弁が重複いたしますが、御了承願いたいと思います。無電柱化につきましては、防災そして景観の観点から今後のまちづくりを進めていくうえで課題であると認識しております。本市でも鹿児島県無電柱化協議会に加盟し関係機関と検討、調整を図るとともに情報収集等に努めているところでございます。これまでに末広・港土地区画整理事業やマリントウン整備事業に併せて検討を行ってきたところですが、電線管理者の費用負担の問題等から合意に至らなかったところでございます。今年度大島支庁から道路の無電柱化にかかる整備要望箇所につ

いて依頼があり、庁内の関係部署で協議を始めたところでございます。今後、無電柱化を計画していくうえでは、本市における課題や懸案事項の整理が、まずは必要と考えておりますので、今後とも他地域の事例について情報収集等を図りながら調査、研究に努めてまいりたいと考えております。

また、無電柱化事業の管轄省庁は、国土交通省でございます。それから、事業負担の御質問がありました。まず、その無電柱化を進めるその道路、道路管理者ですね、県道であれば県、市道であれば奄美市でございますが、道路管理者が6、電線管理者、これは九電やN T Tになりますが、6対4の割合となっております。道路管理者6割に対して我々市としましては、奄振等法もありまして、補助率が70パーセントとなっております。以上でございます。

10番（盛 剛君） 答弁ありがとうございます。質問を続けます。この奄美市で計画はあるか、ないか。この質問でしたけど、2月10日の南海新聞に奄振関係で電線共同溝整備事業1億4,658万円載っていました。これは奥議員の質問に確か答えていましたから、だぶっている面がありますので飛ばします。私が、この電柱関係の災害防止用としての取り上げたのは、地震による災害死亡の約おおよそが家屋の倒壊による圧死や倒壊電柱の発火による火災、これがほとんどユーチューブで検索したらそういう6割7割ぐらいということ聞きます。そして、申し上げたいのは、この空き家関係もこれに関連するんですけど、火災が発生した場合にどういう対策を考えているか。今後ですね、地震、津波、後ろからの山地災害、火災が発生する可能性があります。空き家なんかが多かったら、この問題をちょっとどのように受け止めているか。伺います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

総務部長（濱田洋一郎君） 空き家対策というところで御質問ございました。災害対策としての空き家対策という必ずしもそういうことではございませんけれども、本市でこれまで取り組んできた空き家の撤去問題というところで少し制度などを御紹介させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。本市において空き家所有者が、危険な状態の空き家を解体する際に最大30万円を補助するという危険空き家等除去助成金が令和3年度より取り組まさせていただいて、これまで3年間で20件の危険空き家の解体の支援を行ったところでございます。また、所有者が不明な空き家を土地所有者等の利害関係者が解体することができる所有者不明建物管理制度等を活用した場合に、そのかかる費用の一部を補助する空き家管理にかかる財産管理制度等活用助成金、今年度新設いたしました。この活用実績はございません。そのほか窓口での空き家相談対応ですとか、市民からの通報等を機に管理されていない空き家の所有者調査並びに文書等による適正管理依頼を行っています。もともと空き家というものは、個人の財産でございまして、その個人や相続人が社会的責任を持って管理するものでございますけれども、本市としましては、引き続き各種取組を実施して来年度以降実施する空き家解消による住環境総合対策事業において、地域と連携した情報収集並びに空き家対策の働きかけを強化してまいりたいというふうに思っております。以上です。

10番（盛 剛君） 部長、答弁ありがとうございます。この問題は、メインの問題ではありませんけど、これに関連して地震、火災発生する可能性があります。次の議会でこういった問題も取り上げたいと思っています。それでは、次の質問に移ります。④地方に点在する集落には、道路幅員が狭く消防車両が通行できない場所があると思いますが、その対策はされているか。緊急時には、海水や河川の水を汲み上げての消火も考えられます。そういう計画がされているか。訓練実施の実績を伺います。これは、この質疑を通告した後に春日町でなかなか入っていけない路地のほうでその消火活動の新聞が載っていましたが、こういう入っていけないところにですね、手押し車でポンプ積んで川の水汲み上げたりやっているかどうかの想定しているかどうか。お尋ねします。

総務部参事（荒田省三君） それでは、お答えいたします。まず、3点あったかと思いますが、まず1点目、道路幅員の狭い場所等の対策ということでございますが、消防組合では、道路幅員の狭隘な場所、水利状況に乏しい場所など名瀬地区13町22地域を消防活動困難地域と位置付け、奄美市地域防災計画でも指定しております。また、笠利、住用地区につきましても地域ごとの火災防御活動計画を作成し、名瀬、住用、笠利地区それぞれにおいて消防署、消防団、地域住民と定期的に合同訓練を実施し、地域の状況を共有しているところでございます。

次に、2点目の海水の汲み上げ等があるかということでございますが、海水や河川の水を汲み上げた消防計画につきましては、現在、消火栓、防火水槽等の消防水利が整備されており、実火災においての自然水利を使用した消火につきましては、少なくなっているところでございますが、消防署、消防団ともに消防水利に対応できるように定期的に訓練を実施しているところでございます。

最後に、消防訓練の実績ということでございますが、消防訓練につきましては、春と秋の火災予防運動期間中に消防団、消防職員、そして、地域住民等合同で年2回実施をしているところでございます。また、消防署、消防団におきましては、それぞれ定期的に訓練実施をしているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

10番（盛 剛君） 署長、どうもありがとうございます。私は、この質問をするにあたって何故この質問をしたかという、私も小さい集落で育ちましたから正月の2日は、消防のエンジンの点検、青年団動員されて放水訓練しよったんですよ。そして、入っていけない路地には、消防管があつてホースを繋いでパッと初期消火をするはずですよ。ネジで回してホースを繋いでですよ。初期消火が大事ですから、こういう訓練なんかもされていますか。各集落、消防車が入っていけない。消防管がありますが、赤い、そこにホースを繋いで、20メートル、30メートルくらいのパッと即ネジで即開くかどうか。

総務部参事（荒田省三君） 各集落ごとには消火栓ございますが、消火栓に関しましては、消防署のほうで常時点検をしております。各集落内に消火栓ボックス等がありまして、今、御指摘のような訓練を地域住民が定期的にされていることと思います。それに併せまして消防職員のほうでも指導させていただいております。以上です。

10番（盛 剛君） 説明ありがとうございます。それでは、消防関係で1つ気になったことがありましたから、あと1点だけ質問してこの消防関係終わります。あと1つ。新聞に笠利の大火、これが何十年か前に発生して、そして、その後おいてまた10年ほど前に発生しています。これ2回発生していますね、大きな大火が、そのときの教訓は活かされなかったのかというのがですね、例えば、消防車両が、すぐすぐ入れないから、例えば、瀬戸内町の古仁屋の場合は、京都の基盤のように大きな道路をつくったわけですよ。古仁屋大火があつた後に、丸焼けになったから、1つ2つ3つ、縦にも4つ国道が58号線が通っています。即対応するようにですね、そういう火災の予防だけでなく交通の基盤も改善されたわけです。この笠利の大火について令和6年の1月の21日に新聞にも載っていますけど、そういう改善はされませんでしたか。この質問をして消防関係は終わります。

総務部参事（荒田省三君） それでは、お答えをいたします。議員御案内のとおり笠利地区におきましては、昭和49年1月、平成30年1月に同じ地区で火災が発生をしております。現在の状況についてお答えをいたします。道路状況につきましては、市部局の道路整備計画に基づいて整備されていくものと考えております。

消火栓に関しましては、現在でも整備はされておりますが、今後とも市部局と協議のうえ検討させていただきたいと思っております。今後とも組織の充実、消防団員の育成並びに地域住民への火災予防啓

発活動について計画的に実施して火災等の災害に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

10番（盛 剛君） 答弁ありがとうございます。消防も人命に関することですから念入りにその対策を考えてやってください。それでは、2番目の大島紬関係に質問を移します。大島紬の振興対策について、①1300年の歴史を持つ世界の三大織物大島紬は、斜陽産業化して著しくもう風前の灯になっております。昭和30年からどれだけ売上があったか、全盛期ですね、そして、今現在は、幾らか。そして、落ち込んだ原因まで説明を受けて③の質疑に入りますので1、2の項目をちょっとお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。昭和30年から現在に至るまでの売上金額の推移とのございます、売上金額のデータはございませんので、生産額の推移のうち主なものを示させていただきたいと思ひます。まず、一番古いデータ、昭和38年生産額が26億8,559万2,000円。そして、昭和40年から10年ごと推移を示したいと思ひます。40年生産額が39億5,601万円、昭和50年生産額218億1,980万9,000円、昭和60年生産額213億7,723万3,000円、平成7年生産額50億2,729万円、平成17年生産額22億1,940万1,000円、平成27年4億2,404万5,000円、令和5年2億3,063万円となっております。また、全盛期の生産額は、昭和55年286億1,304万円となっております。

続きまして、落ち込んだ原因ということでお答えさせていただきます。落ち込んだ原因は、幾つかあると思ひますが、和装の需要は、昭和30年代半ばからの高度経済成長に伴い大幅に増大し、40年代に入ると所得水準の上昇につれ着物ブームとも言える活気を呈し、やがては、高級化志向、高額化等の方向をたどりながらもほぼ順調に推移してまいりました。しかし、オイルショック以後の購買力の減退や生活環境、生活習慣の変化による着物の着用機会の減少に伴い徐々に和装離れが加速することで生産反数の減少が始まったものと思ひれます。現在においては、紬製造の各工程での職人不足も生産反数が落ち込んでいる1つの要因ではないかと考えているところでございます。以上でございます。

10番（盛 剛君） 答弁ありがとうございます。それでは、質疑を続けます。この大島紬が、全盛時代218億円、昭和30年26億円、40年39億円、50年代218億円ということ。この金額が、今の価値、貨幣価値に換算したら2倍くらいいくかもしれません。昭和30年代といえもう10倍近くこの価値がですね、くるかもしれません。この218億円というのは、ものすごい金額です。私は、母親も祖母も機織りをしていました。自分が、ちょうど中学校に上がるときに大きな工場が建って集落の婦人たちは、そこで機織りをしていました。そして、1つずつ支給されて子どもなんかを送り出した後には機織り、寝た後にも機織りしてやっていました。そして、それで島の経済が、ものすごく支えられておったわけでありす。そして、幼稚園、小・中学校が存続しますから赴任してくる教職関係、公的資金、給与関係、その関係で雑貨屋も4軒くらい建っていました。この大島紬の全盛時代と同時にまた奄振で基盤整備しなければいけないということで道路、港湾、高潮対策もされてですね、相当もう大阪、東京に出稼ぎせんでもいようなものすごい活況を呈しておった時代がありました。ところが、令和5年説明を受けたらたった2億円、もうこれは10パーセントでもない1パーセントですから、私は、ここで疑問に思ふのは、この婦人たちのですね、労働、家庭内手工業で手で機織りして得ておった収入、これによって島外に紬を売って外貨が島に入ってきていたわけですよ、ほとんど地域に還元されておったわけ。賃金とかいろんな食べ物、この婦人たちの労働で得ておった収入は、今現在どういう産業に移っているか。産業の変化を分かっている範囲で説明いただけますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、産業構造の変化ということで御説明をさせていただきたいと思います。国勢調査による本市における産業別の就業者数は、大島紬全盛期の昭和55年におきましては、合併前の旧名瀬市、旧住用村、旧笠利町の合計値といたしまして第一次産業が1,507名、大島紬の製造業が含まれる第二次産業が1万2,627名、第三次産業が1万3,985名となっております。最新の国勢調査の令和2年度におきましては、第一次産業が741名、第二次産業が2,698名、第三次産業が1万6,341名となっております、全盛期の昭和55年と比較いたしますと、第一次産業が766人の減、大島紬を含めます第二次産業が9,929名の減、第三次産業は逆に2,356名の増となっているところでございます。以上でございます。

10番（盛 剛君） 答弁ありがとうございます。この点についてはですね、大島紬が基幹産業でありました。私が、前回取り上げたパルプもそうです。昭和30年ものすごく島を支えてきました。この労働が、どこにいったかということです。地場産業である大島紬が廃れて、そして、島の再生可能であるパルプが全くされてないわけです。昔は、それで家庭に優秀な人材が出れば大学教育を受けさせて一家の養いとして出そうじゃないか、黒砂糖の金、パルプの金、大島紬の金で、そういう時代であったわけです。これが今廃れて、こういった状況、今説明受けましたら一次産業が、昭和55年、1万5,700名弱が今もう950人、9,000名減っているということですね、これはですね、確かにこれは島だけに限ったことじゃなくて全国各地で一次産業が廃れて、三次産業、サービス業、こういうのに産業がシフトしていつているのは事実であります。ですけど、これをそのまま、はい。そうですかと、そのままの状態にしておけば島の大事なこの産業がもう衰退して潰れていつていくということですよ。パルプにしても。私が、この大島紬の質問するためにある紬を作っていた機織り機を作っていた方にちょっと訪問して聞いたら大島紬の紬のこの機織り機も昔は琉球松で作ってた、今は、プラスチックで作っているみたいですけど、その琉球松で釘を使わんで作った機織り機で作る大島紬は、ものすごくいいのができおったと言うんですよ。これは、やっぱり木材が、こう水分を吸収したりして伸縮したりしますからその作用じゃないかと思えますけど、ここにも大島紬の影響が出てくるわけでありまして。私は、このシマンチュの誇りである大島紬を何とかですね、再生させようと昔各集落全部栄えました。大島紬で、今はもう土建に取って代わられていますけど、それはそれでいいんです。もうそういう経済構造になっていますからいいんですけど、島の我々に誇りを与えた1,300年続く大島紬を潰してはいけないということを申し上げ、次の質問に移ります。その大島紬の染色材料であるシャリンバイ、これは、この島内だけで供給は足りているかどうか。お尋ねします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。シャリンバイの供給体制は十分かとの御質問でありますが、泥染めなどされている事業者の方にも確認をさせていただきました。現在の生産単数であればシャリンバイの供給は足りているとのことでございました。以上でございます。

10番（盛 剛君） 答弁ありがとうございます。私がここで聞いたのは、シャリンバイがですね、足りないということで東南アジアからこのマングローブのそういう木も輸入しているよということも聞いて、ここまで影響が出てきたのかなと思ってですね、そして、昔はですね、パルプが盛んなときには、機械で集材して建築材になるのは、左、左というか別のところ、シャリンバイがここ置いて区別して、いっぱい大量に出おったわけですよ。ですから、この昭和50年の218億円売り上げておった時期も染色材料のシャリンバイは、そう困ることはなかったわけです。パルプと上げながらシャリンバイが来たらシャリンバイだけ染色材料に持っていくと。パルプはパルプでまた持ってくるという形で足りておったわけです。このシャリンバイも昔は、総伐採跡地に林野庁の補助事業でシャリンバイを植えおったんですよ。島の有用樹種ということで、そういう時代がありました。イジュ、シャリンバイ、イスノキ、

これが島の代表する建築材であります。これは、南島雑話にも名越左源太が流されたときに、その島の人が猪防護柵に大きな木を切っておったから、もったいないな、そういう記述がされています。ですから、このシャリンバイの供給体制、島内で足りているか。これを今、質問したわけでありまして。部長、答弁ありがとうございます。そして、今、盛んにふるさと納税、寄附することによって地域に貢献しようというそういうふるさと納税制度がありますけど、大島紬のふるさと納税の返礼に入っていますか。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。ふるさと納税での取り扱いについてでございますが、本市におきましては、本場奄美大島紬の反物からネクタイや財布などの小物までふるさと納税の返戻品として取り扱っております。また、反物は、寄附額で60万円から286万円、商品価格といたしましては、寄附額の3割となりますので、18万円から85万8,000円となっております。以上です。

10番（盛 剛君） どうもありがとうございます。私も正月の4日に自分は大島紬がなくてレンタルで着て行進しましたが、自分の母親も祖母も紬を織っていました。夜な夜な。作ってもらったことはありません。すべて食費、教育費に代わっておったわけです。そのときは。それでこの③の紬振興策について聞くことを忘れていましたけど、振興策として奄美市が打ち出している主な事業を教えてください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。大島紬の振興策といたしましては、本市及び龍郷町では、本場奄美大島購入費助成事業を実施いたしております。ほかにも支援策といたしまして、本市・龍郷町紬組合及び販売組合におきまして平成28年度から本場奄美大島紬産地再生協議会を立ち上げ、在庫アクティブ事業、後継者育成事業、生産流通活性化事業などについて取り組んでいるところでございます。また、本市では、毎年1月5日を紬の日として制定しており、本場奄美大島紬への認識を深めるとともに本場奄美大島紬の振興により豊かなまちづくりを推進するため多くの市民が紬を着用し、そのよさを再認識することを目的に紬の日のイベントなども実施しているところでございます。以上でございます。

10番（盛 剛君） ありがとうございます。それでは、紬観光振興対策についての最後の質問です。これは紬のですね、今、レンタル制でもありますけど、例えば今から世界自然遺産で外部からのいろんな入込客が多くなります。そして、市役所に表敬訪問、いろんな中央省庁から県庁からも来たりします。自衛隊の船が入ってきたりしますからそのときにですね、紬のレンタル制度を設けて、この記念写真用にイジュの丸太で東屋を作ってますね、くびき茶を振る舞ったり、市長自らがですよ、振る舞ったり、市の三役すべて四役こう対応するとか、そういうこのイジュを朱塗りにしてですね、赤塗りにしてそういう振興策なんかはどうかと思って、今、こう提言したところです。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。振興策御提言ありがとうございます。記念撮影に限定したものではありませんが、紬のレンタルは、紬協同組合で実施をいたしております。以前は、クルーズ船の来航時にA i A iひろばにて大島紬の着付け体験メニューもございましたが、クルーズ船が停泊時間が限られている中で着付けにも時間を要することや着付けを希望されるお客様の人数に合わせた着付けをしていただく方の人数の確保しなければならない課題等もあり現在は、実施できていない状況でございますが、着付け等の体験をどのような形でできるのか。今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。また、イジュやタブの丸太で東屋を作り、くびき茶を振る舞って島を堪能してもらうとの御提案でございますが、現在、クルーズ船の来航時には、観光船バースにて大型テントを立てて紬の販売や小物の販売、その他黒糖焼酎はじめ奄美の特産品の販売も行っ

ているところでございますので御理解いただきたいと思います。以上でございます。

10番（盛 剛君） どうもありがとうございます。それでは、最後の質問の奄振法について伺います。私は、もう時間ありませんから、一番目に付いた奄振の事業の中で移住の促進、それから、奄美世界自然遺産保全活用推進事業というのが新聞に出ていました。この事業についての説明をちょっとできませんか。

総務部長（濱田洋一郎君） 今おっしゃった移住の促進ということがですね、地方への人の流れを創出するための目的規定に追加されたということでございます。それから、基本理念には、沖縄との連携が盛り込まれて奄美・沖縄との人流、物流の活性化を支援するということになっておりますが、これは、議員からお話になった世界自然遺産への一体としての登録を契機としたものというふうに理解をしているところでございます。以上です。

10番（盛 剛君） どうもありがとうございます。奄振法については今度改正されて相当沖縄との交流とか、後はまたいろんな国会議員の話では、帰省客に対しての航空補助制度も設けようじゃないかという話なんか出てました。私は、これに興味を持った関係でこの奄振法の改正、奄振法どういったことにされるかということをお尋ねしたかったところです。どうもこれで私の一般質疑を終わります。

議長（奥 輝人君） 以上で無所属 盛 剛君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き一般質問を行います。
無所属 泉 義昭君の発言を許可いたします。

12番（泉 義昭君） 市民の皆さん、議場の皆様、傍聴席で御覧の皆様、こんにちは。無所属の泉 義昭です。まず、一般質問の前に今年の1月に発生しました石川県の能登半島地震及び羽田空港の衝突事故でお亡くなりになられた方々に心より御冥福をお祈りいたします。また、被災された多くの方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに被災された方々が、一日でも早く復興が進み元の生活に取り戻せるようお祈りを申し上げます。また、地震発生後、全国から被災地への多くの支援活動に今現在でも御尽力をされている地元の住民をはじめ自衛隊員、消防、警察、医療福祉団体の皆様に対して敬意を申し上げます。

それでは、通告してあります項目について、順番の変更と質問の順番の変更と訂正をお願いをいたしたいと思います。まず、順番の変更は、②のロのは削除をさせていただいて、ハを1の①のハの後に二で追加して追加をお願いします。それから、大きい2番目の①奄美市サトウキビ生産部会を奄美市サトウキビ振興対策協議会へ変更をお願いを申し上げます。

それでは、質疑に入ります。空き家対策について、1番目、市営住宅、一般住宅の現状について、まず、最初に申し上げておきますが、質問は、奄美市の市営一般住宅の入居について答弁をお願いしますが、質問によっては、笠利地区だけの質問の内容に当てはまる質疑もありますので、よろしく願いを申し上げます。

まず1点目、奄美市の市営住宅入居状況についてですが、まずはじめに、地区別全体件数、名瀬から住用、笠利地区、ロに次に、笠利地区だけに限定しますが、笠利地区高齢者夫婦世帯、高齢者ひとり世帯、75歳以上後期高齢者の状況、これについては、笠利地区だけよろしく願いしたいと思います。

ハについて、老朽化による入居不可住宅件数というのが、住宅があろうかと思いますが、これは、名

瀬地区、住用地区、笠利地区について答弁をお願いをいたします。それでは、次の質疑より発言の席に行きます。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは、泉議員の御質問にお答えします。私のほうでは、イについてお答えさせていただきます。後段については、担当部長より答えをさせていただきます。市営住宅の入居状況ということでございますが、市営住宅は、名瀬地区に94棟1,689戸、住用地区に62棟151戸、笠利地区に122棟376戸整備されています。入居戸数は、名瀬地区で1,408戸、住用地区で128戸、笠利地区で319戸となっております。ちなみに入居率を申し上げますと名瀬地区で83.4パーセント、住用地区で84.8パーセント、笠利地区で84.8パーセント。奄美市全体では、83.7パーセントということになっております。よろしくお願いいたします。

建設部長（藤原俊輔君） 引き続きまして、市営住宅の世帯の状況についてお答えいたします。本市の市営住宅において75歳以上の高齢者のみで構成された世帯は、全部で361世帯です。そのうち笠利地区におきましては、31世帯となっております。その内訳でございますが、夫婦世帯、高齢者の75歳以上の高齢者のみの構成された世帯の中でまず夫婦世帯でございますが、名瀬地区が58世帯、住用地区は4世帯、笠利地区は2世帯です。合計で64世帯となっています。また、単身世帯は、名瀬地区では253世帯、住用地区では15世帯、笠利地区で29世帯です。全体では297世帯です。

続きまして、市営住宅の老朽化により入居不可能な住宅の件数でございます。今現在、市営住宅において老朽化が著しく進んでおりまして修繕が困難な居室につきましては、政策空き家として入居の停止を行っております。このような政策空き家が、令和6年2月1日現在、名瀬地区に125戸、住用地区に15戸、笠利地区に47戸ございます。合計では本市全体で187戸となっております。以上です。

12番（泉 義昭君） ありがとうございます。全体の市営住宅の使用率というのは、大体84パーセント、全体で84パーセントということで、それから、高齢者世帯についてもそんなにまで入っていないのかなという気がしますが、あと老朽化入居先ですが、これについては、名瀬、住用、笠利、合わせて187戸ということで、今後その老朽化に伴う住宅については、これは今後、市政としてもどのような活用をするのか。そこらあたり今後の課題じゃないかなと思いますので是非よろしくをお願いをしたいと思います。

それではまず、市営住宅の現状を答弁していただきましたが、特に笠利地区のみならず高齢者世帯と老朽化入居不可住宅の実態件数からして先ほども言いましたように今後において、いろんな問題が課題への対応策が必要になってくると予測されますので取組の対応を計画的に実施していただきたいということを切にお願いを申し上げておきたいと思います。老朽化不可住宅については、質問しますが、今後の計画として先ほど言いましたように建替えをするのか。ほかの計画等が予定しているのかを御答弁をよろしくお願いいたします。

建設部長（藤原俊輔君） 笠利地区に限定してのお話だと思いますけれども、今、笠利地区では、赤木名地区の市営住宅、こちらのほうで、今、老朽化が大変進んでおりますので、下佐大熊住宅も同様ですけれども、まず、その建替えをするかどうかも含めてですね、今、議論をしているところでございます。以上でございます。

12番（泉 義昭君） できれば市営住宅への入居者というのも入りたくても入れないということも人口が減ってきているんですが、やっぱり住宅に入れないという方もいろいろ聞いておりますので、建替え

をして入居できるような体制にできれば是非お願いをしたいなというふうに思っております。

次に、これは、市営住宅への入居条件なんですが、入居条件というのはそれぞれちゃんと決まっていると思うんですけど、この質問内容については、地域のやっぱり住民、やっぱりこれから住宅に入りたいんだけどどうなんだろうという声も入っておりますので、聞いていただきたいと思います。市営住宅の空き家戸数は、どれくらいありますか。ということで先ほど答弁をいただきましたが、住宅は空いているが、入居できないこともあるのかと。それから、入居者の入る条件が、条件というのなかなか多々あるんじゃないかなと思いますけど、それについては、窓口での対応でこういう状況で入居は、ちょっと難しいですよという対応になるのかなと思いますので、そこについては結構なんですけど、例えば、障害者等の優先的に入居ができるかということで、例えば障害にもどういう障害、何等級とかあると思いますけど、一番重いのは、3級、2級、1級の方、例えば、足が不自由だとか、いろいろあるのかなと思いますけど、そういう方が、例えば住宅に優先的に申請した段階で入居するのは可能なのかどうか。そこらあたりを実際入られないだろうかという話もありますので、そこらあたりを御答弁をよろしくをお願いしたいと思います。

建設部長（藤原俊輔君） ただいま4点ほど質問いただきましたので、まとめてお答えしたいと思います。まず、笠利地区でございますが、入居者可能住宅の件数はということでございます。笠利地区におきましては、今現在、入居可能な住宅が4戸ございます。内訳としましては、募集中が2戸、現在案内中が2戸となっております。それから、2番目の質問、住宅は空いているが入居できないことがあるのかということですが、これもちょっと先ほどと同様になりますが、空き室にはなっていますが、老朽化が著しいため政策空き家となっております。それ以外の居室につきましては、入居者が退去した後に修繕をして次の方が入居していただくこととなっております。それから、入居者の条件でございますが、入居条件につきましては、公営住宅法及び市営住宅管理条例等で定められております。内容としましては、世帯収入が基準以内であること。住宅に困窮していること。持ち屋及び貸家を所有していないこと。市税を滞納していないこと。暴力団員でないこと等がございます。なお、市営住宅の収入基準は、世帯収入が月額15万8,000円以下となっております。それから、障害者の方の優先的に入居できないのかという御質問でございました。名瀬地区には、車イスが使用できる障害者専用住宅が27戸ございますが、笠利地区におきましては、障害者専用の住宅は、設置していないところでございます。それから、入居の決定でございますが、基本的には、入居の申込順番でございますが、昨日も答弁しておりますが、市営住宅の老朽化に伴う住み替え等をまずは優先的にいきまして、その後に申込順番で入居していただくこととなります。以上です。

12番（泉 義昭君） ありがとうございます。私もいろんなやっぱり地元議員ということで選出されましたので、その住宅の関係、農業の関係いろいろやっぱり自分なりに回って見ているわけなんですけど、住宅、今回、一般質問するということで住宅の空き家関係ですかね、それをちょっと見て回ったんですが、だぶっているかも分かりませんが入居できない住宅とか、そういうだぶっているかも、かなりちょっとあるようなふうに見受けられましたので、これは、私のちょっと勘違いだと思いますけど、今後は、とにかくどんどんやっぱり増えていくことだと思いますので、是非そこらあたりの入居に関することとか、やっぱり修繕をする場所は修繕をしっかりとやるということで、やっぱり市民が、安全にやっぱり過ごせる住宅をよろしくをお願いしたいと思います。

次、それとですね、これ市民の方の地元の市民の方のちょっと意見なんですが、さっきの答弁でちょっと重なる点もあるんですが、例えば一般住宅で本人の持ち家で1人暮らしの高齢者、高齢者夫婦が、居宅が広すぎて日常においてやっぱり掃除はしなくちゃいけないんですよね。掃除、それから庭の手入れが体力的に困難なことを理由に市営住宅への入居は希望が可能なのかどうか。そこらあたりを聞かしていただきたいと思いますということで、また、今言われたほかに様々なやっぱり理由でどうしても入りたいんだ

という方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、そこらあたりの相談等がありましたら答弁のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。先ほどの答弁とも若干重なるところがありますが、持ち家がある方につきましては、公営住宅法及び市営住宅管理条例に定められた入居資格には該当いたしませんので入居できないことになっております。これは、県営、市営を問わず公営住宅全般の入居資格についての原則でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。なお、議員が御質問された方々からの相談があった場合でございますが、市のほうでは、高齢者福祉部門へ御案内することになるかと存じます。以上でございます。

12番（泉 義昭君） 分かりました。住宅関係は住宅関係。あと福祉関係は福祉関係でそれぞれやり方あるかと思ひますけど、そこらあたりはもうやっぱり困っているということですので、どうかお願ひしたいんですけどということです。是非いい形にできればなと思ひます。そこは、もうこの質問については私も今日終わりましたら早速行ってオバアという形で、ちょっといろいろこういう返事がもらったんだけど、ということで教えてあげたいなということというふうに思っております。それでは、質問ですが、これまでに笠利地区において当初は、高齢者の方が居住していたが、子どもや兄弟がおらず歳を取るごとに介護状態になる。介護施設の入居を余儀なくされる。空き家になるケースなど様々だと思ひます。これは、しょうがないのかなと思ひんですが、最近では、若い方も自分のやっぱり核家族で自分の家を持ちたいということで新築を取得される若い方もたくさん最近では出てきている状況じゃないかなと思ひます。令和6年度において地方創生関連事業で補助事業で空き家対象による住環境総合対策事業を策定しているが、これからの事業促進をするうえで特に所有者や地域との連携強化や協力体制がやっぱり必要になってくると思ひます。具体的に策定計画がありましたら御答弁のほどよろしくお願ひをしたいと思ひます。それともう一つ併せてなんですけど、いろいろ空き家対策については、3年4年前くらいからもうずっと続いていると思ひますけど、空き家対策について取組をこれまで行ったうえで問題点、課題等がありましたら併せて御答弁のほどよろしくお願ひをいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） 通告では、空き家件数の地区別というのがございましたけれども、それはもうよろしかったですか。では、今のまず、空き家対策というところで、これまでの取組等を御答弁させていただきますと思ひます。これまでの本市における空き家対策といたしまして、空き家等対策の推進に関する特別措置法及び令和元年度の奄美市空き家実態調査を踏まえ令和3年3月に奄美市空き家等対策計画を策定し、様々な施策を行ってまいりました。

補助制度といたしまして、令和3年度に策定いたしました空き家所有者が、危険な状態の空き家を解体する際に最大30万円を補助する奄美市危険空き家等除却助成金制度のほか、本年度新設いたしました所有者不明建物管理制度等を活用した場合にかかる費用の一部を助成する奄美市空き家管理にかかる財産管理制度等活用助成金、最大30万円がございます。また、計画策定以前からの制度といたしまして移住定住住宅リフォーム購入補助金による助成を行ってきているところでございます。

また、啓発活動といたしましては、令和4年度から市内空き家所有者を対象としたイベントを開催し、空き家対策に関する講演、市や国・県の制度紹介、弁護士や司法書士、不動産事業者等専門家による相談会を実施するほか、空き家対策啓発チラシの市内全戸配布や空き家対策冊子の作成、配布を行っております。

空き家流通の取組といたしましては、奄美市空き家バンクの運営のほか、令和4年に鹿児島県宅地建物取引業協会と締結いたしました連携協定に基づく取組として空き家所有者と不動産事業者とのマッチング事業を実施いたしております。この事業は、市場流通促進による入居可能な空き家の増加と新たな危険空き家発生を抑止等を図るものでございます。そのほか窓口での空き家相談対応や市民から通報等

を機に管理されていない空き家の所有者調査並びに文書等による適正管理依頼等を行ってまいりました。

それから、令和6年度から実施いたします空き家解消による住環境総合対策事業においては、今までの取組をパッケージ化するという事で相互に利用しやすい仕組みをつくるということとともに地域との連携強化対策として地域おこし協力隊の活用による空き家実態調査を集落と連携し実行することで空き家の現状把握だけではなく空き家所有者情報等の収集を図ってまいります。このことは、地域に根付いた相談体制の構築にも繋がり、昨年度から実施している空き家相談会と併せてより効果的な空き家対策を進めつつ地域との関係構築を図りたいと考えております。

次に、問題点ということでございますけれども、空き家所有者やその相続人において管理義務意識や活用意識が希薄となるということにより利活用や除却が進まないということが進み難いということが課題となっております。また、本市においては、土地所有者と家屋所有者が別々であるということが多いことも課題の1つでございます。土地建物の所有権が別々であること。それから、土地の賃貸借契約の内容が不明であること。空き家そのものが未登記であるために所有者が不明であることなどから、空き家の流通や除却が進まないということが問題になっているところでございます。

元来、家屋は個人の財産でございますので、その個人や相続人が、社会的責任を持って管理していただくものと承知しておりますが、併せて昨年12月15日には、改正空き家法が施行され従来は、特定空き家のみが対象であった固定資産税の住宅用特例の解除、これが市町村において指定可能となった管理不全空き家にも拡充されました。本市といたしましては、引き続き各種取組を実施し地域と連携した情報収集並びに空き家対策の働きかけを強化してまいりますので、御理解御協力のほどをよろしくお願いいたします。

12番（泉 義昭君） ありがとうございます。今、問題点や課題いろいろ述べていただいたわけなんですけど、やっぱり物というのは、やっぱりそれぞれ自分の物、他人の物ありますので、そこらあたりは、お聞きしましたのは、土地と所有者が違うと、これは問題解決ができるのかなという気がしますので、だから、いろんなリスクが出てくるんじゃないかなと思いますけど、やっぱり空き家対策、ここらあたり問題になっているわけですから先ほど言いましたように例えば、一番司法書士さんとか不動産屋さんにいろいろ事例を挙げて、たぶんいろんな事例、こういう事例を対応している司法書士さんもいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、今後はやっぱりそういう方をしっかりと話を聞いて解決できるような形に持っていただきたいなというふうに思います。今後において空き家が増える要因として考えられるのは、先ほども言いましたが、現在の高齢化社会が進むことも1つの影響で人口減少にも繋がってくる1つの原因も感じられます。一番の要因は、相続人、今はですね、自分の経験上やっぱり昔の人というのは、なかなか相続しないんですよね、後はもうお前にちゃんと相続してやるからとか言うんだけど、亡くなってしまうと、やっぱりいろいろ問題が出てくるわけなんですけど、相続には子どもが県外から島へ帰ってくる見込みがなく、空き家状態になり空き家の崩壊にも繋がっているところもあります。特に一軒家住まいの高齢者の方は、島にいない子どもや相続人と話し合いは、帰ってくればいろいろしていると思うんですよね。だけど、解決策までには至っていないということも耳にします。空き家になる要因はいろいろでしょうから、これからは空き家の倒壊放置問題、有効活用として利用できないのか。所有者それから相続人の相談体制づくりが今後は必要じゃないかなというふうに思います。やっぱり相談体制づくりとして窓口で受ける、庁舎で受ける側も必要ですが、対象物件と推測される所有者、相続人の方への地域の協力者をやっぱり区長さんでもいいと思いますよ。による出向く体制、やっぱり待つじゃなくて出て行って、なんかそういう問題いろいろそういう悩んでいる方がないでしょうかという形でやっぱり進んでいかなと年寄りとかそういう人は、自分で自ら役所に行かないですよ。まず。もう本当何と言うんですかね、一生懸命ゆったりゆったり歩いて、一生懸命膝が痛いとかそういう状況なんです。そういう状況の中で、よくかわいそうだねというふうな感じることもございますの

で、やっぱり窓口で受けるだけじゃなくて、やっぱり出向いて世間話でもいいじゃないですか、実はですねとか、そういう自然にそういう話になるんじゃないかなと思いますので、是非そういう体制づくりもよろしくお願ひしたいと思います。今後は、先ほど住環境総合事業を促進することで地域活性化として空き家が有効活用できれば先ほど言いましたが、司法書士、不動産の相談を紹介をしてあげたりとか、やっぱり空き家対策に関する情報提供を発信に努めていただきたいということです。昨日いいねと思ったのは、答弁にもあったんですけど、つながる相談室ですね、つながる相談室、これは、やっぱりもう私、笠利地区なんであれなんですけど。笠利地区にやっぱりそういう相談室を是非つくっていただければなと思います。そしたら私が、じいちゃんばあちゃん連れてきますよ。やっぱりそういうやっぱり体制づくりを是非お願ひをしたいというふうにお願ひします。

それでは3点目、老朽化市営住宅地の有効活用ということで、子どもから高齢者等が寛げる場所としての活用はないかということで、質問なんですけど、老朽化市営住宅入居廃止予定地の有効活用として子どもから高齢者まで日常的に遊んだり憩いの場所として敷地内にベンチ、遊具等の設置を行い、ふれあいの場所ということで活用することはできないのか。答弁をよろしくお願ひをしたいと思います。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。現在まで市営住宅としての用途が廃止された住宅の敷地につきましては、建物を解体した後に普通財産へ所管替えを行い、売却を検討してきたところでございます。現在のところ公園等の公共施設に転用可能と思われるような面積を有する住宅敷地はございませんが、今後そのような敷地が発生した場合は、その土地の利用につきまして議員御提案の可能性も含めて検討してまいりたいと存じます。以上です。

12番（泉 義昭君） これは、建設部長、後でちょっと申し上げますが、今、答弁いただいたわけなんですけど、後でちょっとこういうところを利用したらどうかということで、ちょっとお話をしたいなというふうに思うんですが、各地区で同じ質問と同様に公園場所が設置されている箇所があれば何箇所ぐらいあるか。御答弁をよろしくお願ひをしたいと思います。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えします。今現在、住宅の敷地内に遊具が設置してあります市営住宅は、名瀬地区で7団地、笠利地区で1団地でございます。設置している遊具は、ブランコやすべり台となっております。以上でございます。

12番（泉 義昭君） ありがとうございます。笠利地区で1箇所ということでしたっけ。ですか。

建設部長（藤原俊輔君） 笠利地区では、シーサイドコーポ外金久のほうにすべり台がございます。以上です。

12番（泉 義昭君） シーサイドコーポというと海岸線の海側ですよ。小さい子どもさんは行くと思いますけど、御老人の方は、この冬場は、風が強くてとてもじゃない行く元気ないと思います。そこらあたりもやっぱり総合的にやっぱり子どもと老人が、やっぱりこうふれあいながら、やっぱり孫を連れて散歩できるとか。そういうことを私は考えて申し上げていますので是非よろしくお願ひをしたいと思います。今、笠利地区で1箇所だけということではありますが、幼稚園とか保育所、小学校によっては、言ったような子どもがすべり台とか、ブランコ等が設置されていると思いますけど、学校というのは、やっぱり時間が5時までとか、先生方も時間に縛られていると思いますので、そこらあたりを解放するというのは、できるのかできないのか。そこらあたりを答弁をお願ひしたいと思います。

教育部長（大庭勝利君） 議員の御質問にお答えいたします。小学校等の校庭につきましては、奄美市学

校施設の解放に関する規則や奄美市学校体育施設開放事業要綱により事前に申請することにより利用できます。しかしながら幼稚園、保育所等の園庭につきましては、施設の管理面から原則解放しておりませんので御理解いただきますようお願いいたします。

12番（泉 義昭君） この施設というのは、体育館も入っているということですかね。お願いします。

教育部長（大庭勝利君） お答えいたします。先ほど言いました本市の学校施設、そして、体育施設の開放のですね、事業の中には体育館も含まれております。

12番（泉 義昭君） ありがとうございます。笠利地区、奄美市全体のことをいろいろ申し上げたいところなんですけど、これを準備するまで奄美市全体を歩き回るちょっと時間がなかったもんですから笠利地区だけをちょっと限定にして回らせていただいたのですが、笠利地区では、小規模公園が海岸沿いや山沿いに設置されている公園などそれぞれ地域によって異なるとは思いますが、場所によっては利用者がいるものの保護者から幼児の子どもに目が行き届かないなど高齢者等が利用するうえで不便を感じているなどの意見等もあり集落内の遊戯施設公園を設置をして是非設置をできればということで話がありました。これなんか市長との話ろう会の中でもそういう要望があったんじゃないかなと思いますが、そこあたりは、ちょっと話をしたんですけどねという話も伺っておりますので、さっき建設部長が、おっしゃった売却とかいろいろそういう考えていらっしゃるということで、昨日、竹山議員がですね、質問された中で住用地区、笠利地区の認定こども園整備事業が今年から契約を進め令和8年4月には保育所、幼稚園を統合した認定子ども園の開始予定をしているとのことですが、ですよね。現在の統合前の保育園、幼稚園の跡地や老朽化市営住宅入居廃止予定地を設置予定地の候補として是非いろいろあるかと思いますが、検討をして実現に近づけるような形でお願いをしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは次に、奄美市サトウキビ振興対策協議会について御質問をさせていただきたいと思います。サトウキビ関連組織事業の連携についてということで、サトウキビ振興対策協議会は、中身なんですけど、昨年、生産対策、この中身については予算なんですけど、昨年、生産対策賦課金。生産者からトン当たり賦課金を370円ですかね、徴求をし、それから、奄美市それからJAあまみ、富国製糖からもそれぞれ負担金を基に振興対策協議会で予算額に基づいて計算し実施に取り組んでいると思いますが、地域の基幹作物であるサトウキビ産業の安定を図るために生産者をはじめとして奄美市関係機関との連携によりサトウキビ増産プロジェクト計画を立て、サトウキビの産業の発展に取り組んでいますが、近年、去年から今年にかけての富国製糖さんのサトウキビの搬入実績を御答弁をよろしくをお願いしたいと思います。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、答弁いたします。本市の令和4年、5年期の製糖実績は、2万6,039トンで、令和5年、6年期の生産見込み量は、2万4,256トンでございます。令和4年、5年期に比較しまして令和5年、6年期は、生産量としてマイナス1,783トン。率にしてマイナス6.8パーセントでございます。以上です。

12番（泉 義昭君） ありがとうございます。実は、地元笠利サトウキビ地区の私も住民ということで、サトウキビの実績は、どうなんだろうと思いつつながら、今朝一番富国製糖に寄って、いろいろちょっとお話をさせてもらったところなんですけど、喜ばしいことで計画が今年の計画が、2万5,600トンだったんですが、今日、所長からお話を伺いましたら2万6,700トンということで約1,000トンオーバーを見込んでいますよということで、単純計算すると3,000万円くらいですかね、3,000万円くらい収益が、3,000万円くらいだと思いますから上がるという計算になるんじゃない

ないかなと思いますけど、とにかく生産者の皆さんは、やっぱり自分の所得向上に向けて一生懸命頑張っているわけですので、是非サトウキビに関係する協議会いろんな組織があろうかと思いますけど、連携を取っていただいて是非今後ともやっぱり植え付け面積を増やすとか、そういう形で頑張っていたければというふうに思います。先ほど実績を報告してもらったんですが、昨年の実績より生産見込みが、実際は、1,000トンぐらいしか変わらないんですけど、何らかの分析をされて要因があったのかなと思いますので、そこを答弁をお願いします。

農林水産部長（大山茂雄君） ちょっと動揺しておりますが、私どもとヒアリングの時期とちょっと変わっているものですから実績変わったということで、すみません。それで予定では、低下したということでの質問そのまましたいと思います。すみません。サトウキビの作型でもっとも単収の高い夏植えが、令和4年、5年期中で収穫面積83ヘクタール、生産量6,017トン。単収7.25トンでございましたが、令和5年、6年期中の見込みとして収穫面積61ヘクタール、生産量4,530トン、単収7.43トンと夏植え適期時期の8月から9月中旬にかけ降雨が多く植え付けができない状況となったため収穫面積が22ヘクタールの減少となったのが原因でございます。以上です。

12番（泉 義昭君） すみません。ありがとうございます。実はですね、今これ、サトウキビ富国製糖のサトウキビの生産実績なんですけど、昔、昔という言い方は、おかしいんですが、やっぱり何年か、10年くらい前、5万何千トンあったんですよね、やっぱり1つ言えるのは、高齢化社会ということで、サトウキビのそれを離れる原因じゃないかなと思います。それから、今、中山間管理機構の関係で農業委員会のほうで、いろんな新たに農地を借りるそういう活動、借りませんかというそういう活動を一生懸命進めているわけなんですけど、昨日、昨日ですかね、実績の中でもその中間管理機構に移行して借りる方もだんだん増えてきている状況ですので、今後大いに期待をしていきたいというふうに思っております。すみません。令和4年度の事業実績を踏まえて令和5年度の最重点項目の取組、見直しや改善策、課題があれば御答弁をお願いしたいと思います。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、令和5年の取組や改善策の課題についてお答えします。奄美市サトウキビ振興対策協議会の令和5年度重点推進事項といたしましては、昨年同様の推進を継続して行っておりますが、令和5年度は、化学肥料低減に向けた取組や散水施設の整備が整っている笠利町東部地区のサトウキビ生産者に対し適期散水の推進。また、台風など風水害の影響により収入の減少を防ぐために農業共済で行っておりますサトウキビ共済や収入保険などの加入推進などの推進事項を追加しております。以上でございます。

12番（泉 義昭君） ありがとうございます。サトウキビ振興対策協議会で農協、富国製糖、それぞれ協議会を含めているいろんな対策を取っているところなんですけど、一番ちょっと聞きたいのが、今、病害虫ですね、病害虫の一斉防除、これにドローン活用はできないんだろうかという計画は、ないんだろうかと。というのはですね、私が、知っている徳之島、喜界、それから永良部あたりが、もう既にドローンを使ってやっているということで、やっぱりドローンを使うことによって、今、高齢化、農業をされている高齢化も進んでいるわけなんですけど、一番メリットは、どういうことかと言うと、労力の軽減に繋がると。やっぱり作業時間の短縮にも繋がると。やっぱりサトウキビの生育調査というのをやっぱり富国製糖さんも農協も農家さんもやっぱり回って歩くわけですよね、それをすればドローンを使えばそういう調査も迅速にできるんじゃないかなというふうに思いますので、そこらあたりどういうふうに思われているか答弁をお願いします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、ドローンの活用について答弁いたします。ドローンを活用した

一斉防除につきましては、本年度笠利地区においてドローンによる薬剤散布の試験を関係者と一緒に視察したところでございます。今後の活用につきましては、空港周辺での使用制限や他品目の作物への飛散など懸念事項がございますので、奄美市サトウキビ振興対策協議会の中で検討していただくようお願いしてまいりたいと存じます。以上です。

12番（泉 義昭君） ちょっと時間が迫ってきたので早めに言っていましたかと思います。今ありましたように、やっぱりリスクをやっぱり農業される。農業の中、畜産農家の方、野菜を作っている方とかいらっちゃって、牧草とか野菜を作っている方いる。そういう点では、ドローンの農薬散布というのは、被害がものすごく多いなという気がしますけど、そこらあたりは、やっぱり笠利地区は、土地改良事業でパイロット事業されておりまして、担当の面積もやっぱり多い畑もたくさんありますので、そこらあたりちょっといろいろ考えてですね、うまく活用できないか。検討をよろしくをお願いをしたいと思います。すみません。ちょっとあと2つほどありますので、時間をちょっと早めていきたいと思います。奄美市のサトウキビ受託組合のハーベスター収穫率は、どれくらい分かかりますか。それと、ハーベスター受託組合の何組織ぐらいあるか。それまで教えてください。

農林水産部長（大山茂雄君） 奄美市サトウキビ受託組合のハーベスター収穫量は、昨年何パーセントだったかということでよろしいでしょうか。このハーベスターの収穫量は、本市の収穫作業面積が、499.34ヘクタールのうち141.18ヘクタールで、全体の28.3パーセントでございます。それと、受託組合の組織についてでございます。植え付けや耕耘作業を行う組織が、奄美市サトウキビ受託組合の1組織でございます。それと、収穫作業を行う受託組織は、奄美市サトウキビ受託組合を含め4組織と個人で収穫作業を受託している6戸、合わせて10組織でございます。以上です。

12番（泉 義昭君） ハーベスターの手数料ですか、これは、個人でやっている方と受託組合の値段は、一緒ですかね。

農林水産部長（大山茂雄君） これ請負値段としましては、面積作業時間ではなく重量当たりの料金となっております、現在は、1トン当たり5,500円となっております。値段は、一緒でございます。

12番（泉 義昭君） ありがとうございます。まだ、ちょっとほかにもあるんですが、ちょっと持ち時間が少なくなってきましたので、特にちょっとお聞きしたいという点と是非取組をしていただきたいという点で述べさせていただきますありがとうございます。

次に、奄美漁協組合についてなんですが、老朽化に伴う機能移転についてということで、奄美漁協組合の建物は、昭和54年に建設され43年が経過しており、漁業協同組合としても建物耐用年数や建物老朽化により外壁の落下やひび割れ等の箇所があります。組合員が、職員の業務上の危険原因など状況に繋がることから奄美市の移転機能要望書を令和2年12月に要望書として要望書を出しているということです。その後の経過や進捗状況と今後の進め方をどうするのか。御答弁のほうをよろしくお願いしたいと思います。

笠利総合事務所長（國分正大君） それでは、お答えいたします。奄美漁業協同組合笠利本所の施設老朽化に伴う機能移転計画についてでございます。議員御案内のとおり同組合の施設は、昭和54年の建設から43年が経過していることから施設の劣化状況は、顕著であると我々のほうも認識しております。このような状況の中、本市に対しまして令和元年6月に宇宿漁協への移転要望の説明が本市になされました。また、令和2年12月には、奄美漁業協同組合笠利本所の機能集約移転の実施の協力の要望書が提出なされまして受理をしております。この間、令和2年5月には、奄美漁業協同組合、大島支庁及び

本市で構成する奄美漁業協同組合機能移転協議会を発足しまして、同協議会の中で整備する施設の検討、整備に要する財源等について協議を重ねてきております。御質問の要望書受理後の移転計画にかかる経過及び進捗状況につきましては、先ほども申し上げましたが、同協議会の中で事業主体を同組合としまして、施設の中核施設となる荷捌き施設、また、製氷施設などの具体的な規模等について検討がなされております。併せまして機能移転規模が、大規模になることから財源の確保が重要になっております。この財源の確保につきましては、国庫補助事業等の導入を優先に作業を進めているところでございます。いずれにいたしましても同組合の機能移転計画の必要性につきましては、本市の水産振興においても重要なこととございます。今後も関係機関と組合と丁寧な協議、検討進めてまいりたいと考えております。以上です。

12番（泉 義昭君） ありがとうございます。名瀬漁協もありますが、やっぱり奄美漁協もやっぱり漁協のやっぱり働いている方、やっぱりもう早く何とかなんの、ならないでしょうかねと、やっぱりそういうやっぱり思いがあるようですので。いろいろ補助とかそこらあたり関係してきますので、いろいろそう簡単にはいかなと思いますけど、もうできるだけ迅速な対応をして実現に向けてしていただきたいと思います。あとね、要は言っておきたいんですが、今、漁協を使っているんですけど、あるやっぱり、もう組合員からこういう話もおうじょうするんですよ。船は出港するんだけど帰ってくるときに干潮になっていると漁船が入れない状況になっていると。というのは、やっぱり（2）番の海域の地形の変動ということだと思いますけど、そこらあたりいろいろちょっと問題があるようですので、お願いをして早めに対応をよろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構ですので、よろしくお願ひします。

それでは、最後なんですけど、4番目の市公社施設の設備についてということで、太陽ヶ丘の設備不良、改修についてということで、太陽ヶ丘体育館は、多種目の競技大会の公式練習や練習場、トレーニングルームを完備されて多くの運動選手や市民の利用がする場所でもあります。また、台風、地震、災害等の緊急避難場所として大きな役割を果たしているわけですが、シャワー室の設備は、水浴びしかできないというふうになっているということで、季節によっては温水器が使用できるような設置をしていただきたいという。あとは、体育館のスリッパとかフロアのマットですね、これがいろいろ古くなって、マットは、特に子どもさんが足を引っ掛けたりとか、ケガに繋がるとか、そういうのもあるようですので、そこらあたりの対応もよろしくお願ひをしたいと思いますので、それについて答弁をよろしくお願ひします。

教育部長（大庭勝利君） お答えいたします。太陽ヶ丘総合運動公園施設につきましては、平成4年度に建築されており、32年が経過しております。その間、屋上防水改修やメインスタンドのイス等の改修工事を行ってまいりました。議員御指摘の陸上競技場の更衣室温水器の改修、総合体育館の温水器の設置につきましては、両施設の利用者や利用団体の御意見、そして、利用率等を勘案しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

次に、履き替え用のスリッパにつきましては、汚れや破損しているものについては、購入し補充してまいりたいと考えております。総合体育館のフロアマットについてでございますが、湿気の多い時期等滑りやすい状況となるために設置しております。この御指摘につきましてもマットの破損箇所について補修等を行い安全に利用できるように考えてまいりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

12番（泉 義昭君） ありがとうございます。やっぱり体育館、スポーツ、名瀬だけじゃなくて奄美市全体でやっぱりスポーツ施設あるわけなんですけど、やっぱり日本のやっぱりスポーツアスリートもやっぱり合宿とか、やっぱりいろんな合宿が来るところですので、今後は、奄美自然遺産に伴いまあ色々ありますけれどもそこらあたりも含めて是非早い改修工事をよろしく。

議長（奥 輝人君） 以上で無所属 泉 義昭君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３０分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

チャレンジ奄美 幸多拓磨君の発言を許可いたします。なお、幸多拓磨君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

７番（幸多拓磨君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美 幸多拓磨でございます。笑顔溢れる奄美市を笑いが循環するこの島を一緒につくってまいりませんか。質問に入ります前に一言所感を述べさせていただきます。１月１日に発生いたしました能登半島地震、犠牲になられた方々に対し哀悼の意を表するとともに被災された方々へ一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。そして、海上保安庁航空機事故、能登半島地震への救援物資を運ぶ際に滑走路にて航空機追突事故でお亡くなりになりました。人命救助への使命感に対し敬意を表し衷心より御冥福をお祈り申し上げます。そして、今月退職される職員の皆様、本当にお世話になりました。お疲れ様でございます。一旦区切りをつける形になると思いますが、まだまだお若いと思います。これからも奄美市を熟知し精通されている先輩方のお力が、この島は必要でございます。これからの御活躍を改めてお祈り申し上げます。

さて先日、SDGsアワードが開催されました。以前、一般質問にてSDGsへ取組団体、個人への表彰等を要望をさせていただいたことがございましたが、そのときは、活動されている方々に喜んでいただく。喜ぶ姿を見たい。想像しておりましたが、今回は、私自身が、組織の一員として表彰させていただいたことに本当に心からうれしく思います。俄然やる気が出てまいりました。賞状１枚が、ここまで重いとは思っておりませんでした。奄美市には、これからも多くの場面でこのような形で表彰を行っていただければと感じた出来事でございます。そして、議会におきましても人の役に立てる人間になることは大切だと思う日々でございます。２年くらい前でしょうか。同僚議員の竹山議員より大切なことは、議会人になること。議員でいるだけではいけない。との御指導をいただきました。議会人とはなにか。今日も自問自答しております。答えを見つけるために日々学んでまいります。

それでは、通告書に従いまして質問のほうに入らせていただきます。（１）令和６年度施政方針と予算編成の概要についてお尋ねいたします。

①人口減少により、起こり得るであろう様々な分野における課題に対する対策についてお示ください。これまで多くの同僚議員の方々が、人口減少について御質問されておりましたが、内容が異なる部分もあるため御質問させていただきます。まず、モニターを御覧ください。表の①をお願いします。こちらは奄美市の公表している資料となります。奄美市の現状及び課題整理の中にあります総人口の推移と将来推計でございます。こちら今、アップにしてもらっている部分なんですけど、こちらは、２０２５年の人口割合の推移となります。２０２５年の人口割合の推移、この点々があるところですね、を見ていただくとですね、生産年齢人口が、５０．１ポイント。そして、老年人口が、３６．６ポイントとなっております。ここでこの図です。見ていただきたいところもう１つ、２０４０年一番右から二つ目のところですかね、こちらは生産年齢人口と老年人口が交わる年となっております。生産年齢人口が、４４．８ポイント、老年人口が、４４．１ポイントとなっております。これは、２０２５年と比べますと、生産年齢人口が、マイナス５．３ポイント、老年人口が増えて７．５ポイント１５年間でアップしている状況でございます。１５年間でですね。

それでは次にですね、こちらちょっと頭に留めていただいて、記憶に留めていただいて、表の２をお願いいたします。表の２、こちらは、総務省の出している日本の高齢者推移と将来推計資料となります。こちらちょっと蛍光ペンで塗っているところ非常に見難いと思うので、分かり易くするために表の

3をお願いします。表の3，青色と黄色のところアップでお願いできますか。こちらをですね，左上のほうが2025年，これは日本のですね，総務省の出している推移になるんですけど，こちら2025年生産年齢人口が，58.5ポイント，そして，老年人口が，30ポイントとなっております。それが青いところ非常に見難いんですけども申し訳ございません。そして，下の黄色のところですね，これ2040年になります。これが，生産年齢人口が，53.9ポイント，そして，老年人口が35.3ポイントと日本全体で見ると，さほど変わらないようなことが分かります。この推移人口の表を見ていただいたうえでの御答弁をお願いできたらと思います。

それでは，次の質問から発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） それでは，幸多議員の御質問にお答えします。人口減少により起こるであろう様々な分野における課題に対する対策ということでございますが，正に人口減少は，本市のみならず全国規模でですね，様々な問題，課題を呈してくるというふうに感じております。あのデータでお示しいただいたとおりだろうというふうに思います。本議会で上程しております本市未来計画では，人口減少をもたらす負のスパイラルのイメージとして人材不足による産業の縮小，産業の縮小による給与環境の低迷，給与環境が低迷することによる結婚，子育てへの不安の増大，結婚，子育てへの不安増大による出生数の低下，そうしてそれらが，更に，更なる人口減少をもたらすということを図示しているところであります。人口減少の負のスパイラルに陥った場合，タクシーやバスなどの交通手段の不安定化や各界での労働力不足といった現在でも顕在化してきている課題のさらなる深刻化をはじめ各集落の人口減少による地域文化の衰退や少子化の進展に伴う学校存続の問題など市民生活に様々な影響を与えることが考えられ，各部署が，一体となった取組が必要と認識をしております。いわば，いかにして人口減少を抑えるか。もちろん人口が増えていくことが望ましいのは確かでありますけれども，そう簡単でもございません。まずは，人口減少の率であつたり減少の幅を小さくするということ。そして，もう1つは，人口減少に耐え得る地域あるいは仕組みをつくるということだと思います。そのためには，新しい技術やノウハウも必要であろうというふうに思っております。これらのことも踏まえて未来計画初年度となる新年度を懐かしい未来都市づくり元年と位置付け，まずは，子育て支援と産業全体における労働力確保及び移住促進も含めた住宅確保に重点的に取り組むこととしております。また，新年度には，対話と連携そして挑戦の行動指針の下，改めて現場主義で政策を推進するとの思いを施政方針でもお示したところです。先日実施いたしましたSDGsアワードでの企業団体の取組やふるさと納税返礼品に新たに空き家管理を加える取組など民間企業の創意に基づく新サービス創出活性化の動きも始まっておりますので，今後とも官民それぞれの強みを活かしオール奄美市での取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） 市長，御答弁ありがとうございます。すみません。しつこいですけど，もう一度先ほどのモニターをお願いします。表の1をお願いします。こちら生産年齢人口50.1パーセント，これ25年ですね，老年人口36.6ポイント，そして，表の3をお願いします。こちら繰り返しになりますが，総務省のこれ人口推移の2040年をこちら見え難いと思うんですけど，口頭で述べます。生産年齢人口53.9ポイントと老年人口35.3ポイント，これですね，奄美市の2025年の生産年齢人口50.1ポイントですね，これは今，表は，ちょっと違うんですけど，そして，総務省の2040年，今から16年後ですけどね，生産年齢人口53.9ポイントということで，結構今の奄美市のその状況が，2040年の日本の状況，非常に近いような状況になっているということになっているわけですね。これは私なりの持論でございますが，今の2024年の奄美市と16年後の2040年の日本は，あまり変わらないと。これは，何を指すかという，奄美市は，日本の未来の縮図であると感じた

ところがあるわけでございます。今この議場の皆様、御自分の年齢にですね、16歳を足して考えてみると非常に当事者意識が出てくると思うんですけど、この中で老年人口に16を足したらですね、老年人口になられる方も多いと思います。もちろん私もその1人です。65歳以上ということなんですけど、生産年齢の方もいらっしゃるでしょう。生産年齢人口の方もいらっしゃるでしょう。2040年の奄美市の推移では、老年人口は、44.1ポイント、生産年齢人口は、44.8ポイント、よく日本でいろんなところで言われるんですけど、今は、65歳が3人に1人だ、2人だ、1人だとか言われた時代が今、過去にも今でもあると思うんですけど、これも極端な話もう1人に1人という割合になっているような状況が2040年になっているわけですね、推移ですので多少の誤差はあると思いますが、今回がこのデータを基にお話させていただきます。ここで忘れてならないのが、年少人口、0歳から14歳というのもあるわけですね、その0歳から14歳という年齢の人口の方々というのは、生産年齢人口の方々が養育するという形は非常に多いと思いますね。となりますと、先ほどのような44.1ポイントと44.8ポイントそれは1対1だったりするんですけど、老年人口の44.1ポイントに年少人口の11.1ポイントを足せば55.2ポイントという形になるわけです。これは、つまりどういうことを言えるかといえば、55.2パーセントの方に対して生産年齢人口の方々が、主に動いていかなければならないと思うわけでございます。負担が生産年齢人口の今の比じゃないくらいにしわ寄せがくるといふ現実が待っているということを皆さんにまず知っていただきたい。このような現状だった場合、生産年齢人口の方々は、ここの先の市長のここにありました負のスパイラルってあるんですけど、そこに載っていないんですけど、このような現状だった場合、生産年齢人口の方々は、未来を悲観してですね、島を離れていく可能性というのもここに加わるんじゃないかなと、それ否めないんじゃないかなと思うんです。それなぜならば、今2024年の奄美市の状況のインフラやサービスが、2040年の本土では、存在しているからなんですね、非常にちょっと分かり難い言い方かもしれないですけど、結局は、今のこの奄美市のインフラであったりこの生活スタイルというのは、16年後にはないと、今のままではないということを私は言いたいわけです。逆に今の2024年が奄美市の状況が、2040年の日本と繋がるというね、ちょっと無理やりのこじ付け的な感じがあるかもしれないですけど、数字としたりそういうふうに見えるわけですね、ですので、この島で生きていくのはきついということで、本土に行ってしまうという人たちもいるんじゃないかと私は思うわけですよ。そうすると2040年の奄美市の生産年齢人口の方々は、益々減少して先ほど話したように流失に歯止めが利かなくなる。それに伴い生産年齢人口の方々と年少人口の方々も一緒に流失してしまう。大部分が老年人口が占める島になっていく。加速していくと感じるわけでございます。その観点から考えると奄美市の高齢化の波は、本土よりも16年早くやってきていると私は感じております。先日、特別養護老人ホームや農業関係者、職人の方ほか多くの方々へお話をお伺いする機会がございました。どこも人材の確保に一生懸命ですが、なかなか人が来ないということです。先日の地元紙の発表、名瀬所管のハローワークですが、1.42倍との掲載もございました。非常に高い推移が、もうずっと続いております。様々な職種の方々のお話の中では、これはもう本当そうなんだなと思ったんです。このままでは仕事だってもう人が足りなくて受けることができないと。黒字倒産の意味が今非常に分かる。これも最近の話です。との話や外国人技能実習生も考えてはいるが、ラマダンや文化、宗教の違いなどで、なかなかそこに踏み込めない等の御意見もあり多くの産業で声を揃えて出てくる言葉は、先ほど泉議員の質問の中にもありましたドローンだったりなんですけど、IoT、AI、ICTを使った人材不足解消、そこをやはり声を揃えて訴えかけてください。先ほどの農家さんもドローンを使った農薬散布や介護におきましては先日、私、見てきたんですけど、ベッドから昇降した際に重さでなんでしょうね、シートが敷いてあって事務所のほうに動いたというのが、すぐ連絡がいたり、あと、そこから降りたときに踏み台に乗った瞬間に人が動いたってこと分かって、その介護士の人たちが、とんで行くことができたりするなどですね、取り入れていらっしゃるらしいです。しかしながら、もっともっと人手不足を解消するためのICTだったりとか、IoT、AIっていうのは、あるんですけど、そこには初期投資が大き過ぎて手が出ないと。これ

もまた声を揃えて聞こえてくることでございます。これは、世界の話になるんですけど、歴史の中に産業革命がございます。第一次産業革命18世紀イギリスから始まった蒸気機関などの技術革新、第二次産業革命機械化が中心となり大量生産が当たり前となり、そしてついには、人の手を使わずにコンピューターが活躍するデジタル時代第三次産業革命へ発展し、そして現在、人と機械が融合し、AI、ICT等新たな人類の進化が始まるときがやってきており、第4次産業革命が訪れているのではないかとと思われるわけでございます。そこで今の話を基にですね、国がですね、16年、今、16年後もまだまだ生産年齢人口が多い状況であります。そういった意味で奄美市においては、非常に同じくらいの数、そして、年少人口を足すともう生産年齢人口を上回るという形になるわけです。国の方向性を待つだけでなく今こそ企業や団体ですね、ICT機器導入に対してですね、投資促進事業を行う必要性を本当に強く感じております。それはどうなるかという、未来を担う子どもたちへ先ほど市長が、おっしゃっていた懐かしい未来都市奄美を受け継いでいくためにもなりますので、何卒御検討のほどお願いしたいところでございます。これに関しましては、通告していませんので答弁は大丈夫でございます。でも次の質問にこれを基にお話をちょっと進めていければと思います。分かったうえで聞いていただいた内容を踏まえて御答弁いただければと思います。

②令和6年度予算の基本的な考え方について、令和6年度の地方財政計画としましては、定額減税による減収への対応、子ども子育て政策強化並びに物価高への対応を見込み交付税などの地方一般財源総額は、前年度を上回る額が示されております。とございますが、ここである定額減税により減収についてということで奄美市税の減収の見込みをお示してください。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。定額減税による本市の市税収入の減少はどの程度かということでございますが、令和6年度には、国において所得税3万円、個人住民税1万円の計4万円を上限にした定額減税が予定されております。本市における市税の市民税の減収が見込まれておりまして、その減収見込み額としましては、当初予算では、個人住民税のうち市税分約1億6,400万円を見込んでおります。なお、この市民税減収分につきましては、全額地方特例交付金の国費で補てんされることとなっております。本市の歳入額には影響はないものと考えております。以上です。

7番（幸多拓磨君） ありがとうございます。ここで財源の話になったんですけど、また、これはちょっと要望なんですけど、今後、人口減少を伴いますね、地方交付税交付金であったり市民税だったり税収が、落ちていく形になると思うんですけど、今年度の今からまだ審議があるんですけど、一般会計の321億8,269万円という予算が計上されようとしているんですけども、これが今後、人口が減っていくことによって、どれくらいの一般財源だったりこの収入、歳入になっていくのかというの、やはり推移をつくっていくことが非常に大事だと思うんです。ですので、そこですね、今後ちょっと考えていただければと思います。ありがとうございました。

次の質問ですね、大型事業の消化に伴う公債費など義務的経費のほか公共施設の維持管理や修繕などに関わる経費も増加傾向にあり、に続き住民福祉の向上へよりよいサービスの提供と未来を見据えて必要な施設整備などの公共投資は、行政の大きな役割とございます。公共施設の修繕についての現状とこれは、物理的なスクラップ、壊して建てるというスクラップアンドビルドの計画として、どのようなになっているのか。ちょっとお示しいただければと思います。お願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、御質問の公共施設の維持管理というところでお答えいたします。公共施設としましては、建物の箱もの系と道路や橋梁、そして企業会計の上下水道のインフラ系と多くの資産を保有しております。その中で建物の公共施設の現状としましては、令和2年度の調査では、本市は、512施設を保有しており鹿児島県下19市で比較しますと、市民1人当たりの延べ床面積は、県内でも最も多い状況ということになっております。また、その半数を超える約55パーセントの施設

が、建築から30年以上経過しており、維持管理や修繕、改修にかかる費用は、年々増加しているというのが現状でございます。施設につきましては、公営住宅や学校施設をはじめ集会施設やスポーツ施設など日頃から多くの市民の方が利用されており、当然ながら適切な維持管理は行政の責務として、また、利用料金につきましても公共サービスの観点から市民の皆様が安価で気軽に利用できる環境づくりに努めているところでございます。しかしながら、建設当時から時代も生活様式も変わりいく中で、いずれの施設も年々経年劣化していつている状況でございますので、今後更に施設の在り方や必要性はしっかりと精査していく必要があります、公共施設等総合計画を策定し、それぞれの施設の現状と課題を整理しているところでございます。今後も施設を維持するためには、大規模改修や建替え等は必須であります。また、解体するにしても相当の事業費が伴いますので、その財源の確保が財政上の大きな課題となっているところでございます。いずれにいたしましても少子高齢化や人口減少の状況下にあっても公共施設は、市民共有の大切な財産でございますので指定管理等も取り入れた適切な管理運営に努めるとともに将来を見据えた新たな施設の整備に際しましては、現在、住用・笠利認定こども園整備事業を進めているように施設の集約や統廃合ということを念頭において取り組むこと。そして、建設コストだけではなく完成後のランニングコストもしっかり考慮した施設設計を検討していくことが、財政上も維持管理上も肝要であると考えております。以上です。

7番（幸多拓磨君） 分かりました。改修建替えということがあるんですけど、実際、最初に話した人口減少があつて歳入は、どんどん減っていく一方でございますので、その本当にこの今ある施設をやっぱり縮小していかないといけないというふうに強く感じているんですね。そういったことを考えたときに民間にその今の市の持っているものも譲渡してしまうとか、払い下げするとか、いろんな形で民間に管理させてもらわないといけない現状が、もうこれも16年後には、大変なことになっているというのは、このデータで分かっているので、終わりを決めて、どこまでにどうするというのは決めていただいて、その管理の計画、その公共施設をどういうふうにもっていくかという計画もですね、是非協議していただいて、今、利用している方々がいる中で集約化していくわけです。以前、名瀬公民館の件でも私、質問したときに、体験交流館の今のアマホームPLAZAですかね、のほうに、いろんな内容も移動させていって今のその名瀬公民館どうするか。まだはっきり分かってないけど、そういう方向でっていうお話を聞いたこともあるんですけど、まだそれだけじゃない今お話の512施設もあるわけですから、これを今から16年後までまた持っていつて管理できない。そうなったときに何が起きるかといったならば、市に対する不利益が訪れるわけですから、ですから、そのより市民の方々に対してやっぱりそのよりよいこの島、奄美市をつくっていくために是非そういった計画も本当今利用されている方々には、非常に厳しい現状もあるかもしれませんが、でもこの市のこの未来をつくっていくうえで未来を担う子どもたちにこのすばらしい島を受け継いでいくためには、そういったところも必要になってくると思いますので、是非そういったところですね、協議していただいて、計画のほうをなるべく早めに立てていただいてと思いますので、よろしくお願いします。

では、次の質問にまいります。③市民の生活満足度向上の実現について、新年度におきましては、待機児童対策など保健福祉分野における重点政策に対して課題解決のために組織を横断した対応に迅速に取り組めるよう新たに重点政策推進監を配置いたします。とございます。少子化の現状で待機児童は、年々減っていると思われるのですが、現在の待機児童は、どれくらいになるか。また、重点政策推進監とは、どのような活動をするのか。お聞きしたいんですが、先ほど永田議員のほうで御質問がありましたので、重点政策推進監については大丈夫です。今の少子化の現状や待機児童の件をお聞かせください。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。御質問の待機児童数につきましては、令和6年2月1日現在で69名、令和5年2月1日現在で47名、令和4年2月1日現在で46名となっ

ております。また、各年度の当初の待機児童数につきましては、令和3年度と令和4年度は0名、待機児童は発生しておりません。令和5年度は、25名発生いたしております。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） ありがとうございます。ということは、今でも待機児童増えてきているという現状にあるという認識でよろしいでしょうか。

福祉事務所長（石神康郎君） 令和4年度、5年度と比較いたしますと、令和5年度は、増加しているということでございます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） その要因というのは、何になるのでしょうか。

福祉事務所長（石神康郎君） 令和5年度における待機児童数の増加の原因につきましては、特に3歳未満児の申込児童数の増加、令和4年度と比較いたしまして約62名ほど増加いたしております。新型コロナウイルス感染症の収束や昨今の物価高騰に伴う共稼ぎ世帯の増加が主な原因であるということで推測をしているところでございます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） かしこまりました。これ何故私お聞きしたかという、少子化ということもあって、私が以前勤めていた保育所のほうでもですね、今から10年ちょっと前ですけど、その当時は、待機児童数が非常に多かったんですよ、ところが今になってですね、その園が増えたりしたのも関係するんでしょうけど、待機児童が全くないんですよ、ですので、少子化ということも見越して当時の私が勤めたときの園長は、そう言っていました。いつの日か必ず待機児童はなくなるから今いろんなところに投資をして広げたりすることによって、後になって損失が出てくる可能性があるから、そこはちょっとぐっと我慢して維持しないといけない部分があるという話もありました。結局今その投資をしてしまって、そこに対して今待機児童があるからと一気に広げてしまうとハコモノ造ってしまう。そうなったことによって後でまた廃棄、使えなくなってしまうということもあるので、非常に難しい状況であると思いますが、よく当局のおっしゃる今既存のシステムを使ってうまくその部分を解消に取り組んでいただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

では、次の質問にまいります。④健康・医療の不安をなくそうについて、障害のある方もない方もすべての方が、安心して暮らせる地域づくりとあるが、どのような取組を行うのか。お示ください。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。本市では、障害者福祉の観点から平成18年度にチャレンジド・プラン奄美、奄美市障害者計画障害福祉計画第1期を策定以降、3年ごとに見直しを行い、現在は第7期チャレンジド・プラン奄美を策定中でございます。特に今回の計画案では、施策の体系に新たな目標の1つとして障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会、すなわち地域共生社会の実現を掲げており誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、多種多様な支援が切れ目なく提供される体制の構築を目指してまいりたいというふうに考えております。具体的な取組といたしましては、障害者を支える体制づくりといたしまして、奄美地区地域自立支援協議会を設置いたしております。この協議会は、行政機関、障害者福祉サービス事業所、医療機関、教育、子育て機関、相談支援事業者、就労関係及び当事者団体等の代表で課題や新たに把握されたニーズについて情報共有し改善、解決していく場として協議を重ね、これまでもヒアリンググループ、要約筆記の周知、広報及び導入やバリアフリーウォッチングなどに取り組んでまいりました。また、この自立支援協議会の中で奄美地区障害者差別解消支援地域協議会も開催いたしており、商工関係や公共交通機関、行政関係者などの参加をいただき、事例の共有や連携、解消に取り組んでおり、障害のある方や高齢者、妊婦などの歩行が困難な方に利用していただく身障者用駐車場利用証

制度、すなわちパーキングパーミットの普及などにも取り組んでおります。令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が努力義務から義務へと障害者差別解消法が適用されることに伴い周知徹底を図るとともに今後につきましても現在策定中の第7期チャレンジド・プラン奄美を基本といたしましてPDCAサイクルによる評価と見直しを行い、すべての方が安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

7番（幸多拓磨君） 非常に細かくいろんな方々が、一緒になって取り組んでくださる。それはありがたいことだと思います。そこで、その1つちょっと私としての要望というか、そのこうあったらいいというのは、この福祉に関わる大人だったり、この形に動くのは、それは分かりました。しかし、例えば子ども同士であったり、健常者の方が障害を持たれた方々を見られたときに対してのその情操教育というか、その啓発思いやりだったりとか、そういったものに結局は、その障害の方がいらっしゃる中で関わりを持ったことがない方々も多々いらっしゃると思うわけですね、ですので、そういった方々にもやはりその障害を持たれた方に対して思いやりを持って接するとか、どうしたらいいのかとか、それが分からない人たちもいると思うので、これはその関係者レベルで関係者の人がトップダウンあるいはボトムアップであるとは思いますが、それだけじゃなくて、実際そのこの一般の方々、そして、子どもたち同士、子どもたち同士っていうのは、子どもっていうのは結構残酷なことを平気で言ったりもするわけですね、でも悪気はなかったりするわけです。ただ、その小さな頃からそういった教育の中に、そういったその思いやりだったりとか、障害を持たれたハンディを持たれた方々のその多様性ということ認めてのみこんでそういった日頃のその関係者じゃなくて、そういった一般の方々へに対しての落とし込みっていうのをどうにかできないかなと思ってね、そのこのところちょっと是非お願いしたいなと思っています。よろしくお願いします。ありがとうございました。

次の質問にまいります。⑤身近な生活の問題をなくそうについて、県総合防災計画訓練において能登半島地震を踏まえた各関係機関、団体、企業との連携による防災対応能力の向上とありますが、県総合防災計画訓練は、他町村も参加するのでしょうか。また、防災無線聞こえない難聴地域に対して防災ラジオの家庭普及における購入補助や取組は、どうお考えでしょうか。お願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、2点お答えいたします。まず、県の総合防災訓練につきましては、県と訓練項目について協議を終えておりまして、奄美大島5市町村合同で行う訓練項目はございません。ただ、訓練実施に際しましては、見学等行っていただけるように奄美大島他町村へ案内をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、防災ラジオ普及についての考えはというところでございますけれども、防災ラジオにつきましては、防災行政無線の個別受信機に比べ機器がまず安いと。それから受信感度が優れている。それから屋外アンテナ等の設置工事が要らない。避難の際などにラジオと同様に持ち運びが自由にできるという特徴がございます。配布先につきましては、避難所地域や個別受信機のない防災拠点、避難施設への配布のほか、個別受信機の故障交換機として運用しているところでございます。今後その運用状況を見ながら継続導入台数について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

7番（幸多拓磨君） その県総合防災計画訓練は、県との協議により奄美市単独で行うという形の方向性でまずはそうやって奄美市から4町村に声かけて、それで一緒に取組かどうかという認識ですかね。すみません。

総務部長（濱田洋一郎君） すみません。もう一度申し上げます。県の防災訓練を今回の訓練は、奄美市で大規模な災害が発生したということを想定をしている県の防災訓練ということで、場所につきましては

が、主なメイン会場が、名瀬観光船バースのほうとみなと公園ですね、いわゆる。それと川商ホールというところで、ほかの会場が奄美空港ですとかマリンタウン緑地公園とかいう大島支庁を含めて名瀬が会場のほとんどであるということからも奄美市で訓練を行うと。奄美市と県とで訓練をやる、やる訓練のおおまかの項目の協議が既に終了していると。例えば物資輸送訓練であるとか、情報訓練伝達訓練であるとか、住民避難訓練であるとか、避難所運営訓練、防災意識啓発訓練、海上訓練、合同防災対策訓練という7つの訓練がございまして、その下に事細かにあつてですね、その調整が済んでいるということなので5町村と合同でやるということは、今回はやらないということです。すみません。よろしくお願いします。

7 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。では、次の御質問にまいります。市民に密接した施設の充実として老朽化した奄美斎場ユニバーサルデザインに配慮したリニューアルに着手してまいりますとありますが、どのように変わるのか。プロポーザルの公募の関係などありましたら分かる範囲でよろしいので、お願いいたします。

市民環境部長（島袋 修君） それでは、お尋ねの奄美斎場の改修計画については、施設の老朽化に伴い火葬炉の入れ替えを含め大規模な改修を行う予定でございます。今年度は、施設の設計業務をプロポーザル方式において発注を行い、新年度から工事を着工する予定でございます。また、設計の発注につきましては、火葬炉入れ替えの設計と改修工事の設計に分けて発注しており、火葬炉の設計につきましては、昨年末に受注者が決定しており、改修工事の設計につきましては、現在、プロポーザル業務を進行中でございます。今回、改修工事の設計を発注するにあたり大きく3つのコンセプトを掲げております。1つ目に将来の火葬需要や市民ニーズに対応できる施設、2つ目に遺族等が故人を偲び厳かにお見送りができる施設、3つ目といたしまして、すべての人にやさしく、すべての年齢層、すべての人が安心して利用できる施設。以上3つの目的に沿った施設を目指し、広く公募を行っているところであります。以上でございます。

7 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。是非引き続きよろしくお願い申し上げます。次の質問にまいります。7、しまのしごとを応援しようについて、お聞きします。市内全域を対象エリアとする繁盛店づくり支援事業は、笠利地域や住用地域も対象となることから大変ありがたい事業だと感謝しております。あと、スタートアップ企業については、今後何らかの取組は検討されませんかでしょうか。なぜならば、イノベーター的な考えを持った力が必要だとこの島に感じるからでございます。確かに新規スタートアップとなるとリスクはございますが、プレゼン等をしていただくなど市で審査をするなどリスクマネジメントを行いながら考えてみるのは、いかがだろうかと思って御質問させていただきます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。お尋ねの繁盛店づくり支援事業についてお答えさせていただきます。事業者の事業成長を支援し魅力ある商業店舗の増加による地域活性化や稼ぐ力の向上を図るため市内の事業所が行う店舗の集客力向上に向けたハード、ソフト両面にかかる取組に対し、その費用の一部を支援する事業でございます。対象となる事業者は、市内に本社または住所を有する小規模事業者で事業期間が開業後議員御案内のとおり3年以上経過している店舗としており対象となる業種は、小売業、飲食サービス業、理美容業、宿泊業などの来店型の店舗となっております。本市におきましては、これまで出店支援事業や中心市街地店舗リフォーム補助事業により中心市街地への新規出店や事業継続にかかる支援を継続してきたところでございますが、市内全域で活用できる補助制度についての要望等もございましたことから今年度より繁盛店づくり支援事業を創設したところでございます。議員御案内のスタートアップまでの拡充する点につきましては、今回の繁盛店づくり支援事業の制度設計では、市内全域へ対象拡大するにあたり、これまでの事業の効果等を踏まえ限り

ある財源をより効果的に活用いただくためにも開業後3年間事業を継続してきた店舗の集客力を更に向上させる取組を支援し、個店の魅力の増進や稼ぐ力の向上を図ってまいりたいと考えたところでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。なお、本市における創業支援といたしまして、創業希望者を対象に行う創業塾を受講した方に対し新規出店も含め創業時における設備投資等を支援する創業支援助成金もございますので、より多くの方に御活用いただけるよう制度の更なる周知、広報にも努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

7番（幸多拓磨君） ありがとうございます。創業支援事業、ありますね、分かりました。ありがとうございます。では、次の質問にまいります。しまで学ぼう、しまに学ぼうについて、スポーツ合宿におきましては、受け入れを担う奄美スポーツアイランド協会の官民連携体制を強化するとともに合宿地奄美市の魅力発信に取り組み、新たな競技誘致、交流人口の拡大を推進してまいります。とございます。とても大切なことだと感じます。市民の利用者の意見等合宿に来られた選手団の意見の両立について、どのように対策を取られてますでしょうか。市民の方から利用したくても予約されていて、押さえられていて利用が難しいとの声が2点ほど聞こえてきておりまして御質問させてもらっています。お願いします。

教育部長（大庭勝利君） 議員の御質問にお答えいたします。本市におけるスポーツ合宿につきましては、先に永田議員への答弁でも申し上げたとおり、平成8年の奄美スポーツアイランド協会の発足以降、官民連携した体制の下、今日まで事業を推進してまいったところであります。交流人口の拡大も含めて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。しかし一方では、議員の御指摘のとおりスポーツ合宿に伴い市民の皆様の社会体育施設利用に制限がかかってしまうことも承知しております。その中でまず、カントリーコースの使用制限につきましては、芝生養生のため毎年5月初旬から7月初旬にかけて実施されるもので、主に冬季におけるスポーツ合宿とは直接関係ないものでございますが、御不便をかけているところでございます。

次に、サンドームの使用制限につきましては、野球競技合宿の際、ドーム内を防球ネットで仕切る必要があり、設置や撤去が容易でないことから合宿期間中の使用について制限させていただいているところでございます。いずれの使用制限につきましても対象施設や制限期間を周知し、原則1か月前の施設予約の際には、制限期間がかからないかの確認などをして丁寧に対応させていただいているところでございます。今後も可能な限り施設の効率的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

7番（幸多拓磨君） ありがとうございます。今おっしゃられて丁寧に対処していただくことが、一番大事だと思うんですけど、指定管理されている方もしっかりと話しさせていただいて利用者の方に丁寧をお願いしたいのと、あとその予約状況の見える化をお願いしたいですね、電話でのみしか現状が把握できないようだったら、その1か月前というときに電話しても押さえられたという現状があるわけですね、ですので、例えばネットなり、そういったものできちんと見て、そのサンドームだったらサンドーム、どここの詳しい場所は、どうやって今利用されていて、今使えないのか、使えるのか。予約できるのか、できないのか。そういったところの見える化していただければ、もっとそのような市民の方に寄り添った、そして、スポーツ合宿の方々にも喜んでいただけるような環境整備ができるんじゃないかと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次の質問にまいります。9番、世界の宝にふさわしいしまにしようについて、海岸に漂着するごみ対策につきましては、引き続き海岸漂着物等地域対策推進事業などを活用し美化保全に取り組んでまいります。とございますが、などを活用しということ、この海岸漂着物等地域対策推進事業というのは、国・県の事業だったのですかね、だと思うんですけど、このなどということは、やはりその独自の取組と

いうのも市独自の取組というのも行われるのかなとちょっと感じるところあるんですけど、いかがでしょうか。お願いします。

市民環境部長（島袋 修君） 海岸に隣接する集落の方であるとか、マリンスポーツで利用される方、御家族で散策しながらごみ拾いをされる方など、そのような自発的な活動には日頃より敬意を表するとともに深く感謝を申し上げるところであります。そういった海岸清掃ボランティア活動を支援する事業といたしまして海岸を管理する県において、みんなの水辺サポート推進事業による補助を実施しており、複数の市町村の海岸を清掃している団体などにも柔軟に活用されております。本市におきましては、直接的なそういった補助金はないもののボランティア活動で回収されたごみをですね、市のほうで収集し、運搬、処分などの支援を行っております。漂着物以外にですね、独自の事業はございませんけれども、地域自治活動を推進するため地域美化活動を行う自治会に対し環境美化推進団体助成金による支援や観光客のごみ拾いを支援する繋ぐ未来へ奄美観光環境保全推進事業においても支援を行っているところでございます。

7番（幸多拓磨君） 分かりました。県の事業を使用する。私も所属団体が、水辺サポート登録していますので非常によく分かります。ごみを回収してくださったり、ごみ袋の提供、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

次の質問にまいります。10番、みんなでしまさばくりをしようについてお聞きします。こちら先日、伊東議員のほうからもお話がありましたが、IMALUさんとの連携でございますが、IMALUさんとの連携というのはそのやはり芸能人であるということから事務的な内容とか契約など、その内情というのは、どのような形になっているか。もしかするとボランティアなのかなと思ったり、どのような状況なのか。教えていただければと思います。

総務部長（濱田洋一郎君） まず、IMALU氏との連携についての現状というところで、お答えさせていただきます。新年度におきましては、全国的に活動する本市在住のIMALU氏と連携し、本市の魅力を発信する情報発信強化事業を創設することといたしております。IMALU氏におかれましては、東京と奄美での2地域居住の開始以降、そのライフスタイルが多くのメディアで取り上げられ、奄美で暮らすことの実感などを全国に向けて発信していただく一方、奄美でも海上保安部及び大島高校書道部の皆さんとの連携、地元ケーブルテレビへの出演、地域活性化へ向けての取組もしていただいているところでございます。IMALU氏は、高い発信力を持ち、また、全国で活動する中で得られた知見やネットワークを本市の活性化に活かしていただきたいとの思いから、これまで地域のために何かできないかといった意見交換を重ね、この度の連携事業の創設に至った次第でございます。

なお、来年度の実施の内容につきましては、この事業を一過性に終わらせることなく持続性を持って取り組んでいくものにしたいということから、まずは、IMALU氏や本市若手職員、市民の皆様を含めたプロジェクトチームを組織し取り組むテーマの設定議論からスタートする予定にしております。IMALU氏が感じること、住民が課題と感ずることなど率直に話し合いを行う中で本市における新たな取組が創出されていくことを期待しております。IMALUさんは、有名なタレントさんでいらっしゃいますから事務所等のやり取りは、事務局のほうでいろいろこれまでもさせていただいているところでございますし、この事業スタートにあたってですね、今後も連携と言いますか、連絡を取り合っていくということになるかと思います。以上です。

7番（幸多拓磨君） すみません。経費は、かかっているんですか。IMALUさんにこういう仕事等いろいろ連携することによって。

総務部長（濱田洋一郎君） I M A L Uさんのほうに、今、こう連携をさせていただくというところでギャラというようなギャランティが発生するかということまでは、少しこの場ではお答えできませんけれども、事業の本市の職員なり高校生なり、特に女の子といいますか、I M A L Uさんかけるガールズパワーというようなことで考えておりますので、そこらへんも含めて今後、はい、明らかにできればと思っております。以上です。

7 番（幸多拓磨君） すみません。分かりました。次の御質問にまいります。奄美市における不登校生徒についてお聞きします。①不登校生徒に対する奄美市としての考え方、今後の取組についてお示ください。様々な要因があるのが不登校だと思います。夜寝る時間が遅く起きれないこともあるでしょう。起立性調節障害のように朝や本当に辛くて起きることができない場合もあるでしょう。そのように不登校の多様性の対処や今の教育委員会、この奄美市の考え方を不登校に対しての考え方をお示してください。お願いします。

教育長（村田達治君） それでは、お答えいたします。不登校の捉え方、定義等についても含めてお答えをしたいというふうに思います。まず、不登校の定義について説明をいたしますが、不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により登校しない。あるいは、したくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席したもののうち病気や経済的な理由によるものを除いたものと文部科学省が定義をしているところでございます。また、長期欠席者につきましては、年度間に30日以上登校しなかった児童・生徒と文科省が定義しております。つまり、不登校及び病気や経済的な理由等を含めて年間30日以上学校に通えていないことを指してございます。一方、今後の方向性というところについてでございますが、不登校の充実を図るための本市の取組に関する進捗状況等について次の4つの視点から方向性も含めて答弁をさせていただきます。

まず、学校におきましては、一人ひとりの児童・生徒に寄り添い居場所づくり等を含めた個別対応に取り組むなど継続的な教育環境の整備に努めているところでございます。

次に、市の施設でございます、ふれあい教室でございますけれども、令和5年度の累計通室人数は、現在までに小学生8人、中学生7人、合計15人でございます。指導体制は、ふれあい教室コーディネーター1人と教育相談員1人が、平日の午前9時から午後3時まで教室を開設し、通室生の学習状況や健康状況等に応じて学習を進めているところでございます。

3つ目に、I C Tの活用でございます。一部の学校では、タブレット端末を児童・生徒に貸し出してオンライン授業を行っている学校もございます。また、板書を撮影した画像やA Iドリルを用いて個々の状況に応じた学習に取り組めるようにしているところでございます。

最後に4つ目ですけれども、フリースクールとの連携についてでございます。本市は、現在、N P O法人フリースクールM I N Eといろいろな情報を共有しながら連携を深めていると、また、深めていきたいというふうに考えているところです。フリースクールM I N Eは、本市の小学生8人、中学生6人、計14人の児童・生徒が、利用をしているところでございます。令和5年度の第2回総合教育会議においても不登校について協議しております。今後も休むことの必要性あるいは学校以外での過ごし方、過ごす場の重要性について理解を深めながら児童・生徒が、誰一人取り残されない学びの保障をしつつ学校への復帰を目指し、不登校支援の充実を図ってまいりたいと考えているところです。以上でございます。

7 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。では、次の安田市長のマニフェストの中にも不登校支援に取り組みますとありますが、その進捗状況についてお示ください。これは、マニフェスト53番目不登校支援に充実に取り組みますと安田市長は、語っています。普通教育機会確保の趣旨により休むことの必要性やと続くわけでございますが、今回、私も請願を委員会のほうで受けまして文教厚生委員会

にて、その請願に対し文教厚生委員会の皆様が賛同してくださり、今回、委員会においては採択されたわけでございますが、今、安田市長のこのマニフェストどのように進んでいるか。お示してください。

教育長（村田達治君） 先ほど4つの視点から詳しく進捗状況等については、答弁をさせていただきましたけれども、今後の取組の方向性ということにつきましては、ただいま幸多議員からもお示しをいただいたようにですね、そのような方向で総合教育会議そういったものの場を利用しながらですね、市長のマニフェストの実現に向けて教育委員会としても、やはり全力を尽くして取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

7番（幸多拓磨君） フリースクールは、様々な形があります。先日、動物園の中のフリースクールなども取り上げられていました。いろんな形で子どもたちを支援する姿を皆さんで支えてあげてください。以上です。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上でチャレンジ奄美 幸多拓磨君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日3月7日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後3時46分）

第 1 回 定 例 会
令和 6 年 3 月 7 日
(第 6 日 目)

3月7日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
世界自然遺産課長	信 島 賢 誌 君	保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君
保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君	健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君
高 齢 者 福 祉 課 長	西 幸 一 郎 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君	紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君
農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君
建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君	土 木 課 長	安 村 幸 一 郎 君

3月7日(6日目)

上下水道部長	吉 郁 也 君	下水道課長	岡 江 康 裕 君
教 育 部 長	大 庭 勝 利 君	教育総務課長	畠 山 成 美 君
学校教育課長	小出水 明洋 君	文化財課長	伊 集 院 正 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐 野 早 苗 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池 田 忠 徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	坂 元 辰 徳 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ完結、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

18番（与 勝広君） 皆さん、おはようございます。公明党の与 勝広でございます。令和6年第1回定例会一般質問に先立ちまして、所見を述べたいと思います。まずは、1月1日、能登半島で発生した地震は津波も引き起こし、甚大な被害となりました。今なお、避難生活を余儀なくされておられる方々が数多くおられます。また、亡くなられた方には心から御冥福をお祈り申し上げます。被災された皆様が1日も早く元の生活に戻れますよう、心よりお祈りを申し上げます。

さて、昨年10月に執行されました奄美市議会議員選挙後、初めての一般質問の登壇となりますので、改めてではございますが、市民の皆様方へ御礼の挨拶を述べさせていただきます。昨年10月29日に施行されました奄美市議会議員選挙におきまして、市民の皆様方の真心からの御支援を賜り、名瀬市議会より通算7期目の当選をさせていただきました。心から感謝御礼申し上げます。大変微力ではありますが、努力を惜しむことなく頑張ってまいりたいと、このように思っております。

さて、本年は、私も公明党にとりまして、結党60周年という大変意義のある年となっております。1964年、昭和39年11月17日に公明党は結党されました。その党の創立者であります、池田大作先生は昨年11月にお亡くなりになりました。その池田先生が生前、世界桂冠詩人として平和の詩という詩を書き綴っておりますので、その一部を紹介させていただきます。平和の詩 明るい未来のためには平和でなければならない。幸せな人生のためには絶対に戦争はあってはならない。戦争ほど悲惨なものはない。戦争ほど残酷なものはない。これまでどれほどの母たちの涙が流されてきたことか。どれほどの若人の青春が引き裂かれてきたことか。どれほどの子どもたちの笑い声が押しつぶされてきたことか。平和と言っても決して遠くにあるものではない。まずは、身近にいる一人ひとりを大切にすることだ、とあります。私たち議員にいますと、市民一人ひとりに寄り添っていく、まさにこのことが党の創立者が公明党に示された大衆とともにの原点であると、私はこのように思っております。大変微力ではありますが、精進を怠ることなく頑張ってまいりたいと改めて決意をさせていただきます。

さて、職員の皆様におかれましては、令和5年度から13年度にかけて定年が少しずつ上がっていきますけれども、それに伴いまして、部長の皆様は役職定年ということで、今回の議会が最後になる部長もおられます。これまで私の一般質問を簡潔明瞭に、そして、長く答弁をいただきまして、心から感謝、御礼申し上げます。また、辞めていかれる職員の皆様におかれましては、本当に長い間御苦勞様でした。これまで皆様が長い間、市の職員として培ってこられた知識と経験は、これからは地域に戻り、地域に帰って、その知識と経験を生かし、地域発展、地域貢献、そして、地域の福祉の向上のために頑張りたいと思っております。また、奄美市議会に対する皆様方の御指導、御鞭撻、そして、アドバイスをいただければ大変有り難く思います。

さて、それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。1番目の市長の政治姿勢についての

(1) 2023年度の予算におきましては、財政健全化を重視した予算の編成であります。その成果についてお尋ねをしたいと思います。2023年度当初予算一般会計歳入歳出総額が311億3,340万5,000円となっております。この予算は、今述べたように財政健全化を重視した予算であります。市長も施政方針の中で述べておられるように、まず、事業のスクラップアンドビルド。そして、民間活力の積極的な活用を行いながら、限られた財源を効率的、効果的に活用するに努めてまいりたいと、このように述べておりましたが、この1年間を通じてどのような成果が現れたのか、御答弁をよろしく願います。これからの質問は発言席より行いますので、当局の皆様におかれましては、簡潔、明瞭なる御答弁、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。与議員におかれましては、昨年の市議選において通算7期目の御当選、誠におめでとうでございます。本市発展のために今後とも御指導、御尽力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。2023年度、令和5年度予算は、財政健全化を重視した編成であったが、その成果を、ということですが、少々長くなりますが、御了承ください。今年度の予算編成にあたりましては、毎年度の財源も限られた中で、真に必要な事業の選別はもとより、効果的な事業実施を念頭におきながら予算編成に努めてまいりました。令和5年度予算の成果とありますが、事業の最終的なまとめと実績等の分析は今後の決算作業での対応となりますが、現在までの事業実施の中から特徴的なものを3点ほど挙げさせていただきます。

まず1点目は、令和5年度は奄美群島日本復帰70周年の節目の年であり、多くの全国規模の大会などが開催されました。具体的な内容はこれまでも申し上げてきたとおりであり、いずれの事業も行政だけではなく、民間事業者や地域の方々の御協力のもとで成功裏に終えることができ、奄美の魅力やおもてなしの心を存分に発揮できたものと考えております。

2点目は、官民連携の強化であります。令和4年度より始めたPPPプラットフォームや世界自然遺産に関する公民連携会議、そこから生まれた財源検討委員会などが本格的に動き出し、民間の意見をいただきながら、公共サービスのより良い提供に向けて取り組んでいるところでございます。その中で、令和5年度では、昨年6月に休館しました、タラソ奄美の竜宮の今後の在り方や住用・笠利地区認定こども園整備事業に関するサウンディング型市場調査を実施するなど、本市としての新たな官民連携の取組も始まりました。

そして、3点目は稼ぐ地域づくりに向けた政策強化であります。特定地域づくり事業協同組合、奄美市しまワーク協同組合が昨年4月に設立され、民間主導の雇用確保に向けた新たな取組がはじまり、本市としなくても、働き手となる人材確保、創業支援、働きやすい職場環境の整備など、民間の取組を後押しする総合的な支援に取り組んでいるところでございます。また、地域の生活や経済、そして、景気のパロメーターといわれる市税の歳入におきましては、令和4年度は奄美市で最高額の42億円を超え、令和5年度も42億円近くの歳入を見込んでおりまして、給与所得者数、いわゆる納税義務者数でありますけれども、これも着実に増加しております。公共投資をはじめ、行政サービスの下支えが地域に行き届いている結果というふうにも思うところでございます。このように毎年度多くの施策を展開しておりますが、令和5年度の本市の財政状況を申し上げますと、まず、市の借金である起債残高の市全会計での合計額は、令和4年度末では558億4,300万円であったところ、令和5年度末では540億9,000万円となる見込みであり、前年度比17億5,300万円の減となりました。また、預貯金と言える基金残高におきましては、本議会にも補正予算として25億円余りの基金積立金を計上しており、市全会計の合計額は令和4年度末では175億4,400万円であったところ、令和5年度末では181億8,762万円となる見込みであり、前年度比6億4,362万円の増となる見込みでござ

ざいます。いずれにしても、令和5年度予算の執行実績と財政全般における具体的な成果につきましては、年度末までの執行完了を踏まえ、決算の中で詳細に分析し、評価してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

18番（与 勝広君） 私の冒頭の挨拶と変わらないような長い答弁、ありがとうございます。今、2023年度のこの財政健全化における奄美市の成果が市長のほうから縷々述べていただきました。財政健全化、財政改革と言っても、これはもう一朝一夕にできるものではないと、特効薬もないと、これはもう皆様御案内のとおりであります。この財政健全化をしっかりと行っていくためには、やっぱり日頃の緊張感を持った財政計画に則って事務事業を行っていく、この延長線上に財政改革があり、財政健全化があると。ですので、行政にとりましては財政健全化というのはもう永遠の課題であると、こう思って取り組んでいただきたいと思います。また、これまでの市の職員につきましては、奄美市は決して財政的には裕福な自治体ではありませんけれども、しっかりこれまでも財政健全化に取り組んでこられたことに対しましては敬意を表したいと思います。合併して今年は18年目に入りますが、この18年間の奄美市の当初予算の規模の推移を見てみますと、当初予算の1番規模が高かったのは平成30年。それに続いて令和元年、令和2年となっておりますけれども、平成30年度の当初予算が338億2,009万1,000円。そして、令和元年初予算が336億2,311万2,000円。令和2年度の当初予算が336億2,798万7,000円と。この3か年の当初予算はこの18年間で他の年を突出して、より大きい当初予算になっておりまして、そして、それから令和3年から令和4年、5年と見てみますと、令和3年度の当初予算が315億2,435万7,000円。そして、令和4年度が314億597万5,000円。そして、先ほど述べたように令和5年度が311億3,340万円と、このようになっておりまして、この平成30年から令和3年にかけてのこの予算というのは、やはりその時の公共事業の、この様々な事業が行われておりまして、そののついでによるものだと思います。そして、令和3年から令和5年にかけては、やはり公共事業もどんどん収束してきたので、しっかり足腰を固めようと、強くしようということで財政健全化をこの3年間しっかりやってきたと思いますけれども、このように、当初予算というのは、その時その年行われる公共事業の規模、そして、また前年度からの繰り越し、また、進捗状況によって当初予算の規模はこのように変わってくることは皆様御案内のとおりであります。そこで質問させていただきますけれども、あくまでも財政健全化という視点に立って、公共事業について何点か質問させていただきます。12月の一般質問で当局が、これから奄美市が実施される予定のこの公共事業で規模の高い順番に、ということで7つの事業をそれぞれ答弁しておりますけれども、そのとおりお示ししますと、まずは、子育て・保健・福祉複合施設、そして、消防本部の庁舎の建替、公営住宅の老朽化対策、そして、住用と笠利の認定子ども園の整備事業、そして、名瀬地区の保育所整備事業、そして、市の斎場の大規模改修工事、そして、最後にクリーンセンターの更新事業と、この7つの事業を挙げておられますけれども、この事業のそれぞれの事業規模と事業総額をお答えいただきたいと思います。3日前の竹山議員の質問で、子育て・保健・福祉複合施設は26億円という話もありましたけれども、ちなみに住用や笠利の認定子ども園は、全員協議会でも約6億円、約13億円という答弁もいただきましたけれども、そういったことも加味して御答弁をお願いします。併せましてですね、これらの事業をこれから実施するわけでありまして、この事業を実施するにあたっての、この事業の優先順位はどういった形で決めていくのか、決めていこうとしているのか、併せて御答弁をお願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） おはようございます。それではお答えいたします。12月議会において答弁いたしました、大型事業についてということでお答えいたします。議員からは事業費についての御質問でございますが、各事業に関しましては、事業計画も含め、現在検討中のものでございます。そのため、各事業における事業費は固定化したものではございませんので、各事業のおおむねの予算規模感と

いう範囲でお答えさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。また、御質問いただきました消防本部庁舎建替事業及びグリーンセンターの更新事業につきましては、大島地区消防組合及び奄美大島衛生組合において、それぞれ本市を含む構成市町村との協議を重ね、事業計画及び予算等の検討がなされていくものでございます。構成市町村における継続した協議が続いている事業でありますので、本市が現時点での予算規模等をお示しすることは差し控えたいと存じますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。その上で、まず、今年度かから着手を予定しております、住用・笠の利認定こども園整備につきましては、両施設合計での事業費としておおむね25億円規模、市営斎場の大規模改修につきましては、おおむね6億円規模を見込んでいるところでございます。子育て複合施設につきましては、整備計画見込みではおおむね30億円弱の規模としておりました。また、公営住宅老朽化対策につきましては、毎年の維持管理に係る経費として1億円程度を用意しておりますが、現状の市営住宅の棟数や室数を維持する規模で建替を実施する場合においては、予算としては100億円を優に超す規模になるものと考えております。なお、名瀬地区保育施設整備事業につきましては、整備地によっても事業費が大きく変動するものでございますので、実施計画においても事項計上の位置付けとしております。現在、資材価格の状況等を考えますと、相当規模の事業となると見込んでいるところでございます。併せてお尋ねの事業の優先順位の決定方法についての御質問でございますが、これまで申し上げてきましたとおり、各事業には相当規模の予算を要することを見込んでおります。議員御質問の財政健全化の視点も併せて、将来の人口予測等も踏まえた施設規模の精査や財源の確保、民間活力導入としてのPPP/PFI手法の活用可能性の検討と、事業実施に向けては検討すべき項目が多岐にわたるものでございます。いずれにいたしましても、各事業ともに本市にとって必要な公共投資でございますので、それぞれに事業実施のための条件整備を行い、その進捗を毎年度の実施計画更新作業で確認していくことで、各事業の着手時期等の検討をしてまいりたいと存じます。以上です。

18番（与 勝広君） 消防本部とグリーンセンターについては、きちっとまたその組合で議論されますので。わかりました。今、例えば住用と笠の利認定こども園でも、約6億円、約13億円合わせて19億円という最初の予定であったんだけど、これが今25億円というね、報告がありました。今、この全国どこの自治体にあっても、この公共事業を規模を設定するってのは大変厳しいと思うんですよね。やっぱりこの資材が高騰が続いてる。そして、慢性的な人材不足。この2つの大きな壁がなかなかこの規模設定に難しいと。で、今その約例えば6億円、約13億円にしても、この約という言葉に、やっぱりね、今の世相を物語っているというか、奄美市でもこの10年間で様々な公共事業が実施されてきましたけども、最初の予定よりも1.2倍とか1.5倍とか、これはもう現実問題としてあるわけですので、やはり私は公共事業というのは、今このザルで水をすくうのと一緒じゃないかなと。そのザルで水をすくうのと一緒なんだけど、そのザルの網目をいかに小さくするか、この小さくする作業が財政健全化であるんじゃないかと、このように思っております。しっかりですね、公共事業を本当にやっていくっていうことはこれだけ市民の税金も投入されますので、次元は違いますけども、例えば大阪万博なども、今2億円のトイレでね、物議を醸しておりますけども、これも最初の予定としたら500億円の上振れがあると。これに対して、やっぱり地域住民、国民からは、国民の税金をね、この大阪万博に湯水のごとく使うのかという声や、あるいは、もっとこんだけのお金を投入するのであれば、地域住民、国民に対して説明責任が大事じゃないかと、こういう声があります。これは奄美市もやっぱり例外じゃないと思います。これだけの公共事業をこれからやっていくわけでありますので、その公共事業について、また、一つ一つこの税金の使い方については市民に対する説明責任があると思うんです。それに対してはどう思われているのか、1点の説明。

もう1つはですね、私は先の議会で第2次財政計画について質問した経緯があります。そこで当局は、第2次財政計画は順調に推移していると、こういった答弁だったと思いますけども、この第2次財政計画は令和7年度で終わる計画ですね。正確に言うと、令和8年の3月31日をもって終わる計画。

今年はまだ令和6年に入りますので、あと2年もすればこの第2次財政計画は終わるということになりますよね。すると、今挙げたこれだけの事業は第2次財政計画が終わっても続くということでもありますので、やはりこれだけの事業を展開するということは、やはりこの財政指標、財務指標というのをしっかり作っていかなくちゃいけないわけで、だから、第3次財政計画の取組、現況はどのようになっているのか、御答弁をお願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） まず、説明責任というところでお答えをしていきたいと思えます。公共事業の計画は、まずもって、各年度の限られた財源の中で計画性を持って組み立てなければなりません。そのために、実施計画や財政計画において、公共事業のハード事業に限らず、各種ソフト事業や人件費等の経常経費なども含め、市全体での予算額や財政状況を確認し、年度間の事業バランスも考慮しながら計画を立てております。特に、大規模の施設整備事業等につきましては、計画段階から必要に応じて関係団体や市民の代表等にも参画いただき、御意見等を伺いながら進めてきているところでございまして、また、各年度における公共事業の実施の際には、予算書と併せて事業費、事業内容、財源内訳等を示した資料を議会やマスコミに配布するとともに、市のホームページにおいても常に公表しているところでございます。議員御案内のとおり、すべての公共事業の財源は公金でありますので、今後とも市民の皆様への御理解をいただけるよう、分かりやすい情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

それから、財政計画ということでお尋ねがございました。財政計画は、合併後の平成18年度から27年度までを第1次計画。その後、現在の第2次財政計画は平成28年度から令和7年度までの10年計画となっております。財政計画では、健全な財政運営を念頭に、各年度の歳入歳出の動向や各種財政指標と合わせ、起債残高や基金保有高などの目標値を設定しており、毎年度の実施計画や決算状況を踏まえながら状況分析を行っているところでございます。計画に掲げる主な目標値の現状をお示しいたします。財政指標では、標準財政規模に対する公債費の占める割合を示す実質公債比率は11.5パーセント以下の目標に対し、令和4年度決算では9.5パーセントとなっており、また、同じく標準財政規模に対する起債残高など、将来負担すべき実質的な公債負債額の割合を示す将来負担比率は50パーセント未満の目標に対し、令和4年度決算ではマイナス0.9パーセントとなっておりまして、現時点では大きく改善されているところでございます。一般会計での臨時財政対策債及び償還財源確保分を除いた起債残高は400億円から340億円と、60億円の削減目標であり、令和5年度末での起債残高見込み額は358億円と、約42億円の縮減を見込んでおります。

次に、財政調整基金、公共施設整備事業基金、地域振興基金の3基金の目標は、計画完了の令和7年度には60億円超と設定しておりますが、令和5年度末時点で90億円を確保する見込みでございます。このように計画目標に着実に推移している一方で、令和4年度決算では、収入と需要の割合から自治体の財政力を示す財政力指数は0.27と低く、また、経常的収入財源に対する経常的支出の義務的経費の割合を示す経常収支比率は93.9パーセントと高く、本市の財政基盤は依然として厳しい状況にあります。先ほど答弁いたしましたように、今後も大型の公共事業が控えており、更に、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は増加していく見込みでございます。しかしながら、このような状況下にあっても、住民福祉サービスの提供と将来を見据えた施設整備等の公共投資は継続していくことが行政の役割でありますので、その裏付けとなる重要な基盤が財政の安定化にございます。そのため、第3次財政計画におきましても、昨今の社会情勢、本市の決算状況、更には、今後の事業計画を踏まえ、財政シミュレーションをしながら将来の財政運営の見通しをしっかりと見極めていくことが重要となります。令和6年度には、現計画の進捗を検証しながら新計画に向けた作業にも着手していく予定でございまして、その中で今後の財政運営の方針や具体的な財政指標の設定等を検討してまいりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

18番（与 勝広君） やはり、きちっとした財政計画に則って、やっぱり日々の毎日の事務作業を緊張

感を持ってやっていくと。もうそれ以外に財政改革はありません。財政力指数なども0.27でやっぱり相当低い位置にありますけども、でも、職員の皆様が常日頃から財政健全化に対して真摯にというかね、しっかり取り組んでおられるということは、私も先ほど評価したとおりであります。奄美市で、これまでこの10年間で、これあくまでも私の試算でありますけども、500億円を超える公共事業が実施されております。その中でやはり公共事業という、いかにこの一般財源を使わないか、身銭を切らないかという、その部分は大事だと思います。そのためには、この有利な起債をいかに活用するか。合併特例債、辺地債、過疎債、こういったものも十分にも活用してまいりました。しかし、この有利な起債と言っても、突き詰めて言うとやっぱり借金に当たりますので、やはりこの、そういう意味では、第2次財政計画でも36億円の起債発行枠というのがありましたけども、もう答弁いりませんけども、この起債発行枠のこの考え方もですね、当局は36億円を超えたら特殊要因があったと、必ずこのように答弁されるわけでありまして、この36億円の起債発行枠をきちっと今後しっかり考えてですね、まず定めていただきたいと。先ほどから言いますように、これからまた様々な事業が展開されますので、職員の皆様には緊張感を持ってなお仕事をしていただきたいと、このように要望して、(2)の質問に移りたいと思います。(2)の質問は2024年度の当初予算における最重要施策は何かという質問であります。2024年度当初予算一般会計歳入歳出総額は321億8,269万1,000円となっております。これは前年よりも3.4パーセント伸びております。その中でも、とおして見ますと、普通建設事業費が21.5パーセントの伸びとなっております。この予算を見る限りにおいては、やはり令和6年度はこれからまた様々な公共事業をはじめ、事業を展開するぞという、この決意溢れるね、予算編成であると思いますが、一応これはさておきまして、2024年度のこの当初予算の最重要施策は当局はどのように考えるか、御答弁お願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。令和6年度予算につきましては、前年度と比較し、人件費や普通建設費の伸びにより、増額となっております。その中で重点を置いた項目として2点述べさせていただきます。1点目は、新たに策定した本市未来計画において1丁目1番地として位置付け、施政方針でも掲げております、子育て支援でございます。具体的には、子育て環境の整備として、住用・笠利地区認定子ども園整備事業に本格的に着手するほか、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々なニーズに対応した各種施策を連動し、総合的かつ有効的に展開してまいります。また、未来応援「はぐくみ」プロジェクトを引き続き実施し、不妊検査や治療等に関する出産から子育てまでの一体的な支援を充実するほか、令和5年度に実施した子どもの家庭生活実態調査の結果を分析し、関係団体等官民一体となって、地域の実情に応じた子ども対策等についての検討を進めてまいります。更に、市内部の組織強化として、保健福祉部に重点政策推進監を配置し、待機児童や児童クラブ対策等の保健福祉分野に関する重点施策を組織横断的にリードする体制を強化してまいります。

次に、2点目でございますが、稼ぐ力、稼ぐ地域づくりに向けた労働力確保と移住促進も捉えた住宅確保の取組でございます。具体的な取組といたしましては、空き家解消による住環境総合対策事業として、宅建協会や地域と連携した空き家調査、空き家の市場流通、危険空き家の除去を促進するとともに、令和6年度には空き家対策を担う地域おこし協力隊を採用し、地域における実態調査や課題解決に向けて取り組んでまいります。新たに、奄振事業を活用し、「移・職・住」総合対策事業を実施し、民間企業等による住宅確保を支援し、働き手の確保や移住による人材確保を促進するほか、リクルート社との包括連携協定等も活用し、総合的な雇用就職支援や、島内企業の働く環境を広く発信し、U・Iターン者や島内の潜在労働力の確保に取り組んでまいります。これらの重点ポイントを2点申し上げましたが、令和6年度からは、新たな未来の奄美市づくり計画に掲げる暮らし、仕事、つながりを融合させ、各種施策をより一層連携させながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

18番（与 勝広君） 総務部長のほうから様々な重要政策を述べていただきました。やはり、この令和

6年度当初予算は、これはもう前年と比較したら先ほど言いましたように3.4パーセントの増でありますけども、金額にすると10億4,928万1,000円の増となっておりますけども、10億5,000万円の増ということは、やはりそれだけの事業を展開するという1つの証でもありますので、これからまたいろんな面できちっとやっぱり締めるところ締めて、やっぱり冒頭言いましたように、事務事業をしっかりと見直していく、スクラップアンド事業、そして限られた財源の中でいかに効率的、効果的にそれが使われているのかをしっかりとチェックしながら、そして、財政健全化を片や、やりながら、そして、公共事業、様々な事業に取り組んでいくということをしかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、昨年5月にゴールデンウィークが終わって、コロナが2類から5類に変わりました。市民の生活、人や物の動きも活発になりました。そして、奄美市の中小規模企業も当然例外でなく動いておりますけども、しかしながら、一部の事業、一部の企業は少しずつ順調に回復しつつありますけども、奄美市においては8割、9割の事業所、中小規模企業がまだ大変な状況にあると私は思っております。そして、市民の暮らしや生活も、昨年は大企業などが賃上げしたけども、その賃上げをはるかに上回る物価高が続いて、生活の実感がないというのは現状だと思いますけども、市民の暮らしや生活や中小規模企業、事業所についてどういった見解を持っているのか、現況についてお尋ねいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。お答えさせていただきます。市民の暮らしや生活の状況につきましては、昨年5月から新型コロナが5類感染症へ移行され、市民の経済活動は回復傾向にあるものの、原油高、物価高騰の影響により、先行きはいまだ不透明な状況にあるものと認識しております。また、本市における中小規模企業の現状を把握するため、先般、本市の条例に基づき、中小企業の振興を図るために設置されました中小企業振興会議を3年ぶりに開催させていただき、関係団体の皆様から、アフターコロナ、原油・物価高並びに人手不足の現状と課題について伺った次第でございます。会議では、各業界団体からの声として、原材料の高騰が続く中、必要な価格転嫁を躊躇し、経営に影響を生じている課題や慢性的な人手不足に加え、高卒、新卒の島内就職が厳しい状況であること、専門的従業員の高齢化など、市内事業所を取り巻く環境は依然厳しい状況であると認識したところでございます。以上でございます。

18番（与 勝広君） 部長もおっしゃったように、厳しい状況であるということは認識されているわけですね。昨年の11月の2日に国が総合経済対策ということで閣議決定されまして、11月の29日に補正予算として歳入歳出総額で1兆3,992億円のこの補正が成立したんですけども、2月7日に全員協議会で、その経済対策に対する低額所得者、低所得者、非課税世帯に対する給付の話、あるいは定額減税等について説明ありましたが、この国の総合経済対策はどういった評価されておりますか。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。国の令和5年度補正予算につきましては、物価高対策として、非課税世帯を対象に1世帯あたり7万円を給付する低所得者世帯支援や、持続的賃上げに向けた介護職員等処遇改善への支援など、本市にも直接届く支援措置が図られまして、厳しい環境下にある生活者や事業者の支援につながるものと期待しております。また、一方で、課税世帯に対しましても、令和6年の課税状況を対象に所得税、個人住民税の4万円限度の定額減税が実施される予定でございます。可処分所得として自由に使える手取り収入が増え、市民生活の支援につながるものと期待をしているところでございます。更に、本市の独自の取組といたしましては、国の重点支援地方交付金を活用し、令和6年度も継続してプレミアム商品券の発行事業や学校給食費の助成を予定しておりまして、市民生活への支援、地域の経済対策、そして、子育て世帯への支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

18番（与 勝広君） 国の経済総合対策では特効薬にはなり得ないと私は思ってますけども、今回の経済対策の大きな狙いは、可処分所得をどう大きくしていくか、広げていくかという。今までは低所得者、非課税世帯に対する今までの経済対策はそこに重点を置いたような感じでありましたけども、今回はそこを広げて、例えば定額減税、所得税、住民税を4万円をね、しっかりそれやっ払いこうとかいろんな形で、そしてまた、公務員やサラリーマンの扶養になっているこの配偶者の106万円と130万円の壁の緩和とか、そういう形でだいぶ広く国民一般にこうして税収が上がった分を恩恵させていこうってことであると思いますけども。ここで1つ、もう時間もだいぶ迫っておりますけども、これはもう答弁いりませんが、私のちょっとした要望としてね、先ほども中小規模企業が大変厳しいということを申し上げましたけども、このコロナ感染拡大、この時期にあって、2度ほど事業所支援給付金というのをっておりますけども、これは市内の約1,250の事業者を対象に前年同月比の20パーセントから50パーセント未満の売り上げの事業所に対して、事業費総額で3億7,500万円ぐらい投じておりますけども、この事業所支援給付金をですね、是非、金額はともかく、この設定もちょっと細かくしていいと思いますけども、是非これを実施していただきたいなと。市民に対しましては、国の交付金を使って、ほーらしゃ券等もこれから実施されますので、是非そのところを御考慮いただきたいと思います。

それでは、（3）の質問に移りたいと思います。（3）は、タラソ奄美竜宮の早期事業再開についての質問であります。昨年12月、同僚議員が質問しましたけども、その後タラソを利用している方々からたくさんの要望、御意見をいただきましたので、改めての質問とさせていただきます。御案内のように、2006年、平成18年にこのタラソというのは奄振の非公共事業、10億5,000万円を投じて作られた施設でありまして、いろいろそのタラソのこの17年間どれぐらいの方が利用したかという数字を見ますと、これは昨年の3月までの数字ですけども、110万3,337人の方が利用されているということで、やっぱりこの利用者を見ると、タラソの施設はやっぱり市民交流の場であったと、健康増進の場であったと、福祉増進の場であった、これが言えると思いますが、このタラソの利用した人からよく言われるのは、閉館してもう、今3月議会です。あと2か月もすれば1年になりますね、せめて1年以内には、いつまでには再開できるという、こういった方針など示されないかということがありました。いかがでしょうか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それではお答えさせていただきます。昨年6月からのタラソ奄美竜宮休館後における具体的な取組といたしましては、民間事業者が有しているノウハウやアイデアを取り入れるべく、事業者と行政が対話を行うサウンディング型市場調査を昨年8月に実施し、島内外の事業者7社より施設の再生や新たな活用に向けた御意見をいただいているところでございます。また、昨年11月には国交省が所管しております、九州地方ブロックサウンディングにおきましても、島外事業者7社より様々な御意見、アイデアをいただいているところでございます。そのほかにも、随時、島内外の事業者と個別でのサウンディング調査を実施しており、将来的にも持続可能な施設運営ができるよう、市民の方々などを対象にしたアンケート調査なども行っており、福祉、健康、観光などの様々な面から検討を重ねているところでございます。施設の再開に向けては、具体的なスケジュールなど、まだお示しできていない状況ではございますが、将来的にも持続可能な施設として活用できるよう、あらゆる角度からなるべく多くの御意見やアドバイスをいただき、慎重に検討を進めているところでございますので、時間を要し、業者の皆様方には大変御不便をおかけしている状況でございますが、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

18番（与 勝広君） タラソの施設で私が心配するもう1つの点はですね、タラソを開設して17年間で例えばボイラーが故障したりとかの一般財源を、この施設のこの設備とかに相当投入してきたんですよ。再開するまでの期間が長くなればなるほど、その機器とか、ボイラー等も含めてこのメンテナ

ンスに多額の費用がかかるんじゃないかという心配もしておるんですけども、こういったことについてはどうですか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。機械、機材に関しましては、議員御指摘のとおり、長期間稼働がない状況においては劣化が進む恐れがありますので、特にゴム類を使用しております、ポンプ系統の機械におきましては、適宜稼働し、維持管理にも努めているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

18番（与 勝広君） しっかり維持管理もしていただいて、とにかく早期事業再開ということをね。もう様々な意見は聞くのもいいんですけども、聞くだけで、どういう形で集約してどういう方向に向かっていくかってまだはっきり見えないのですので、また、ましてや、あそこを利用してた人たちにとったら、もう1年以上待たされるということはもう遅いなというね、考えはすると思いますので、是非努力をして発表できるようにしてください。

それでは、大きい2番目の能登半島地震の教訓についてお尋ねをいたします。これは、ずばり能登半島地震からどういった教訓を得ているかということと、あと、今さっき冒頭で述べましたように、今この避難所は避難生活されている方が今数多くおられますけども、避難所の問題がすごく今クローズアップされておりまして、この避難所をしっかりとまず充実し、そこを確立していくことが大事であるという避難生活学会の医師とか、専門家がTKBの充実ということで提言しておりますけど、TKBって何の略語かというのと、Tはトイレ、Kはキッチン、食べ物、Bはベッド。今、普通、大体の避難所はトイレは不潔で不便な汚いトイレね。そして、食べ物は冷たい食事、キッチンね。B、ベッドはもう床に雑魚寝と、これがまだ大体通常の避難所でありますけども、この提言はどういう提言かというのと、トイレについては快適で数多いトイレを設置しようと、そして、食べ物については温かい食事を提供しようと、そしてベッドについてはきちっと簡易ベッドをね、提供しようと。これについての奄美市の今のこのTKBの現状、取組はどのようになっているか、お尋ねいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） 議員御案内のTKB、トイレ、キッチン、ベッドの本市の現状でございますけれども、トイレは凝固剤などを使う簡易トイレや段ボールトイレを調達しており、キッチンは市役所内に食料品やカセットガスなどを備蓄しております。ベッドについては段ボールベッドや毛布の寝具類、プライバシーを確保するための間仕切りを準備しております。備蓄量としては限りがございますが、不足する物資につきましては、民間の事業者3社とも物資供給協定を結んでおりますことから、地域や関係機関とも連携して災害時の物資供給に努めてまいりたいと存じます。

18番（与 勝広君） このTKBについては、奄美市はおおむねそれに近い形でできているということで理解してよろしいですか。

総務部長（濱田洋一郎君） 可能な限り対応できているものと思っております。

18番（与 勝広君） それでは、よく今トイレの問題がクローズアップされておりますけども、トイレについては、私たち公明党市議団は予算要望の時に必ず出しているのは、この災害時におけるマンホールトイレを活用していただきたいと。このマンホールトイレというのは、下水道のこの管路の上にあるマンホールを活用して、そこに簡易トイレを設置して利用するというものでありまして、ある意味ではこの水洗トイレと同じ状況で使えるわけですね。しかし、地震の規模が大きくなると管路も破壊される可能性も高いですけども、そのマンホールトイレと、もう1点は、今言ったこの避難所に携帯トイレ、今市販されてて安価で、携帯トイレなども、例えば凝固剤をね、排泄物、凝固剤だと匂いがとれたりと

いう、衛生上もまたいいようですね、こういったトイレを増やしていただきたいという要望をしたいんですけども、これについていかがでしょうか。

上下水道部長（吉 郁也君） それでは、マンホールトイレに関しましては私のほうでお答えいたします。議員御指摘のとおり、被災時の避難所等でのトイレ確保は衛生環境上非常に重要な問題だと考えております。マンホールトイレにつきましては、比較的広い敷地を有する地域防災拠点である学校や公園などの敷地内に道路下の下水道管と結ぶ排水管を埋設し、この排水管の上に数か所マンホールを整備します。災害時には、このマンホールを開け、簡易トイレやテントなどを設置し、プールや貯水槽などの水を利用して下水道管に流す方式となっております。また、下水道管につながず、敷地内に貯留槽を整備し、使用後に回収する方式もございます。県が整備し、昨年、供用を開始しました名瀬港マリンタウン緑地公園には、マンホールトイレ用の下水道管が設けられております。本市では、下水道総合地震対策計画を策定しており、その中でマンホールトイレの整備についても検討されておりますので、今後、設置に向け、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

総務部長（濱田洋一郎君） 私からは凝固剤などを使う簡易トイレについてお答えいたします。このトイレ、約2万回分を備蓄しております。また、災害時に高台の避難所や各地の避難所に利用していただけるように、希望があった自治会へは、段ボールトイレ、トイレ用テントとともに凝固剤を配布しているところでございます。以上です。

18番（与 勝広君） それと、この災害時における、今度は避難所の混雑状況を知ることができるバカンシステムという、あるんですね。名前とは違って、これは利口なシステムで、これはどういうものかと言いますと、例えば避難所を開設する、そしたら、開設した職員がパソコンやスマホでその避難所の混雑状況を4段階に分けてね、空いている、やや混雑、混雑、満、満室の満ね、というふうに表示をして、誰もが見ても、あそこの避難所は空いているなど。笠利地区、住用地区においては、それぞれ集落の集会所だとか、校区の学校などがあるんで、そこはもうその混雑度合いはそうないと思うんですけど、市内の場合は避難所のたらい回しということもね、結構あると思いますので、このシステムを是非導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。避難所の状況報告は、現在、本市独自に作成したシステムで世帯数や混雑情報を取りまとめております。御案内のバカンシステムにつきましては、インターネット上で誰でも閲覧でき、地図上に避難所がプロットされ、視覚的にも利用しやすいソフトかと存じます。活用につきましては、同業他社の製品も比較対象といたしまして、また、本市システムの改修で対応できるかということも含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

18番（与 勝広君） それでは、3番目の奄美群島振興開発特別措置法についての質問をさせていただきます。昨年12月の22日に、2024年度、令和6年度の奄振予算が閣議決定されました。公共費、公共事業合わせて205億6,400万円、前年度としては2.6パーセントの増と。そして、奄振交付金については前年度並みの23億7,400万円と、このように発表されましたけども、この奄振予算のまず評価についてお尋ねいたします。

そして、2番目のですね、奄美群島復帰70周年の記念事業の総括については、西議員の質問と答弁がありましたのでこれはもう省きますけども、後ほどそれに関連した質問をさせていただきますが、御答弁お願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） それではお答えいたします。令和6年度奄振予算案が閣議決定されたことに

つきましては、国においても、厳しい財政状況の中、公共事業では、引き続き必要とされる社会基盤や産業基盤の整備に関わる予算を確保していただき、非公共事業の奄美群島振興交付金では、離島割引運賃の沖縄路線の追加や輸送コスト支援事業の沖縄向けの移出など、制度拡充を後押しするための予算を確保していただきました。このことは、自民党奄美振興特別委員会や公明党奄美ティダ委員会をはじめとする関係国会議員の先生方や、国・県などの関係者の皆様の御理解と御尽力の賜物であり、心から感謝申し上げる次第でございます。また、制度拡充方針も含めた令和6年度予算案が改正法案に先立ち、閣議決定されたことも、国においては奄振法延長、拡充に向けて取り組んでいかれる姿勢をお示しいただいたものと受け止め、大変心強く感じているところでございます。国の厳しい財政状況にあっても、公共・非公共予算を合わせた総額が前年度を上回ったということは、奄美群島振興への決意と期待への現れであると存じます。奄振法延長後も、引き続き、国・県及び奄美群島12市町村が一丸となって、新たな施策や沖縄との連携、調和ある発展に向けて取り組んでまいり所存でございます。以上です。

18番（与 勝広君） 奄振の今回の2024年度予算は、特に、沖縄との連携強化ということで答弁もね、何度かされてますので、もう中身についてはもう皆様方も把握されていると思います。1月の16日に公明党の奄美ティダ委員会というのがありまして、そこで、沖縄との連携強化と言っても、今ホッピングアイランドルートってあるんだけど、今まで沖縄との直行便があったんだけど、この直行便を再就航できないかという声もありました。そして、また、ちょっとここでもよく問題になってますけども、ピーチの休便や減便、これにもいろいろ原因がありますけども、これはやっぱり、永田議員も言ったように、やはり根本的なものは、これは民間ですので、採算が取れるかどうかの一点なんです、本当は。それで採算取れないとこにわざわざ飛行機出しても、これはもう民間としてはね、やっちゃいけないことだと思いますけども。だから、それで定期的に安定してできるには、まずですね、今、奄美群島民、そして群島民の準島民ということで、我々、その扶養してる子どもたちにも拡大してますけども、奄美には中部奄美会、大阪奄美会、関東奄美会、沖縄奄美会と、奄美出身者がいっぱいおりますので、そういった方々も割引の対象に、利用できるようにですね、網掛けは大変でしょうけども、それに組んでいただきたいなと。是非市長、そこね、頑張ってくださいと思います。最後になりますけども、昨年11月から今年の1月7日にかけて、奄美博物館でね、これはもう博物館の中ではもう珍しくね、私は感動した展示がありました。それは、奄美群島復帰70周年の記念展示会でありまして、これを第1章から第4章までになっておりましてね、1章が第2次世界大戦前後代の奄美、第2章が米軍統治下の奄美、第3章が復帰運動の奄美、そして第4章が復帰後の奄美と、こういう形で大きく4段階に分かれておりまして、復帰の父と言われる、泉 芳朗氏のね、書とか手紙とかね。あと、そこで間違ひなく演説しただろうと思われる円卓とか、本当にまさにこの当時にタイムスリップしても時間も忘れるような本当に貴重な史料があつて、奄美のこの先人たちとしては、私たちのこの先輩たちは本当に官民一体となって奄美の復帰を果たしたんだと、本当にまさに放浪の旅に行ってきたような感じでしたけども。本当に何が言いたいかと言いますと、もう今回ですね、こういった復帰記念館が定期的に、期間限定でやっておりますけども、これは竹山議員も質問されておりましたが、きちっと予算をかけて、奄美群島復帰記念館ということでしっかりこれ取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（村田達治君） それでは、質問にお答えを申し上げます。議員のおっしゃるとおり、奄美群島日本復帰運動は、群島民が一丸となって成し得た世界でも類を見ない無血の民族運動でございます。奄美博物館では、復帰運動に係る常設展示や御紹介がありました、定期的な特別展示を行いながら、復帰関連史料の収集、保存に努めております。御質問の復帰運動に特化した記念館の設置ということでございますけれども、これにつきましては、広域的な資料の把握、そして収集、保存、管理などが前提となりますけれども、中には劣化の著しい史料も多数ございます。そのため常設展示には向かない史料も認め

られることから、各市町村などが保存している史料を検証しまして、協議を重ねた上で、その設置に向けた可能性を検討していく必要があるものと考えているところでございます。本市といたしまして、日本復帰運動に関する史料は次世代へ語り継ぐための貴重な史料であるため、新年度からこれまでも答弁しておりますけれども、史料のデジタルアーカイブ化を促進する予定としております。デジタル化した史料につきましては、博物館のホームページ等で公開することにより、市民をはじめ、多くの皆様に御覧になっていただき、民族分断の悲惨さや平和への思いを汲み取っていただきますよう今後とも取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

18番（与 勝広君） いろいろ困難なことあるかと思いますが、今度、復帰80周年に向けてですね、この史料館というのは是非、やはり奄美の先人たちがやった、当時の政党も会派もイデオロギーも超えて、もう官民一体となってやったこの無血革命、本当に当時のこのリーダーがね、本当に先陣を切って、そして、またリーダーが大変な苦勞をしながら、その後ろ姿を見てまた郡民が動いたという1つの奄美の大きな史実でもありますので、その魂を是非後継にね、後継の皆さんに受け継いでいただきたいと思います。以上で私の質問を終了させていただきます。終わります。

議長（奥 輝人君） 以上で、公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

————— ○ —————

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。公明党 大庭梨香君の発言を許可いたします。

8番（大庭梨香君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネット中継を御覧の皆様おはようございます。公明党の大庭梨香でございます。令和6年第1回定例会の一般質問にあたり、所見を述べさせていただきます。1月1日の能登半島地震でお亡くなりになられた犠牲者に対して、御冥福をお祈りするとともに、今なお避難生活を余儀なくされている皆様にお見舞いと、1日でも早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、先日医療機関におきまして市民講座が開催され、能登半島地震の支援のために派遣されたDMATの活動報告がありました。その中にチームで選抜をされたメンバーの中には奄美看護福祉専門学校の卒業生も複数おり、しっかりと離島医療、救急医療に貢献している姿に嬉しく思い、学校の存在価値を改めて感じました。それから、救命センター長からの御講演の中で、離島である奄美において、奄美の中での備えが大事。そして、空路・海路が閉ざされることを想定し、備えを今から準備しなければなりません。一刻を争う事案だと思います。そして、血液備蓄所についてもそうです。離島であるからこそどうしていくのか。そして、想定と備えが大事であることを改めて考えさせられる御講演でした。そのためにも個人、家族、そして、地域・行政がいかに考え、解決していくかが求められています。

さて、早いもので議員となり、3か月が経ちますが、これまで市民の皆様から多くの御相談をいただき、お話を聞かせていただきました。その中で多くの学びがあり、そのことを通して自分自身を振り返る機会をいただいております。また、本庁職員の方々には市民の声を届けて、御相談をさせていただきましたが、しっかりと受け止めていただき、一緒に解決に向かわせていただきました。今後も御協力いただき、ともに手を取り合い、市民が幸せに過ごしていただくように日々研鑽し、成長してまいりますので、よろしくお願いいたします。それから、今年御退職される皆様、市政のために御尽力いただきまして本当にありがとうございました。退職された後も健康に留意され、お元気で過ごしていただきますように御祈念いたします。それでは、通告に従いまして質問いたします。ワクチン接種について、带状疱疹のワクチン接種につきまして、今後の見通しをお聞きしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（永田孝一君） おはようございます。それでは、带状疱疹ワクチンの今後の見通しということで、まず、効果についてという通告でございますので、効果について奄美市の考えを答弁したいと思います。带状疱疹ワクチンにつきましては、令和5年の11月に厚生労働省で開催されたワクチン評価に関する小委員会のまとめの中で、带状疱疹ワクチンによって、発症に加え、個人の带状疱疹後神経痛の発症を予防することが期待できると示されております。国のほうで一定の効果について認めたというところでございますが、引き続き12月に開催された予防接種基本方針部会の中でこれまでの検証に続き、生ワクチン、不活化ワクチンのそれぞれにおいて、有効性や安全性、有効性の持続期間等について、改めて国立感染症研究所に検証を依頼しているということで、検証は続いているという状態とのことです。本市の考えといたしましては、国の検証などを考えますと、一定の効果についてはあるものと認識をしております。以上です。

8番（大庭梨香君） 私たち公明党として、全国各地の自治体に提案をしているこの事業ですけども、これまで本市においても公明党議員から5回の質問をしており、前回の議会においては重要性や必要についても感じている、と。そして、今の御答弁の中にも効果があるものであるということで御答弁いただきました。昨年の11月9日に定期接種について、この国の議論が5年ぶりに再開をしております。これまでのワクチンの有効性や費用対効果について、再確認しているところです。ワクチンの費用対効果、そして、ワクチンの有効性の持続期間に関する直近の治験などを確認しており、問題視しているところは長年にわたり、治療介入を要すること。そして、費用対効果の観点からも今後もファクトシートを追加し、治験内容や有効性などのエビデンスに基づいた内容などを整理していくというふうに思われます。全国の自治体は助成が一気に増えております。昨年8月までは280か所の自治体が助成されておりますけども、その後1番新しい情報として、2月時点で349の自治体が公費の助成を導入しております。生ワクチンのみの対象が4自治体。そして、不活化ワクチンのみの自治体が21。そして、両ワクチンが324の自治体になっております。来年度はおそらく400を超えるだろうと予測されています。更に、助成をする自治体がどんどん増加することは間違いないでしょう。奄美群島においては昨年10月に和泊町が追加をされ、鹿児島県は十島村と徳之島の3町になり、合わせて4町になります。なぜこのように増えているのかと言いますと、その理由として私は4つ挙げました。まず、1番目に苦しんでいる方がおられるからです。そして、②急激に带状疱疹の罹患者が増加しているからです。そして、③带状疱疹に罹患した後の、先ほども言われましたけども、带状疱疹後神経痛が長引き、そして、長期にわたって治療介入が要する方がどんどん増えているということです。そして、4番目ワクチンが有効性が確認できているということもおっしゃられましたけども、ワクチンが有効であって、带状疱疹を抑えるためにはワクチンが必要であるとそういうふうに示されているということで、この増えている原因かというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているのかを伺います。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、ワクチンの周知と接種の推進というところでお答えをしたいと思います。先ほど議員から御案内もありましたが、これまで5回の御質問があったと。それを受けまして、奄美市ではホームページ上にこの带状疱疹ワクチンについてということで情報を載せております。带状疱疹の関する周知方法については、ホームページや奄美市だよりで早期発見・早期治療が重要であること。または、免疫力を低下させないような生活を送るよう、周知・広報をしているというところであります。ホームページの上でもですね、ワクチンの予防にはワクチン接種も効果的である旨を説明しており

ますが、ホームページ上では接種費用の助成はまだ行っていないということも明記をさせております。接種についてはかかりつけ医に相談するよう、ということで周知を行っているという状況でございます。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました、ホームページにおいて带状疱疹後神経痛を発症させないためには、早期発見・早期治療が重要であり、日頃から十分な休息や栄養をとり、ストレスをかけない。そして、睡眠をよく、免疫力を低下させないように生活を送ることが大切だというふうに周知はされておりますけれども、ストレスは自分が自覚しない場合もあります。生活していると何かしらのストレスはかかるものだというふうに思います。ワクチン接種は発症を50パーセントから60パーセントを抑制し、発症だけでなく、重症化や後遺症も防げます。症状や治療、後遺症などについても説明と追加が必要だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ワクチンで防げる、防げる病気VZVの1つが带状疱疹ワクチンであります。予防できるのであれば任意でワクチンを接種していただき、日常生活が支障なく送れるように、支援していくように助成していくことが市民の健康生活を守ることにつながっていくと考えます。市民の誰もが幸せに暮らすために健康であることはとても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮。そして、予防は極めて重要な課題であります。そのために予防接種が必要になるわけです。带状疱疹ワクチンの予防接種は発症を完全に防ぐものではありませんけれども、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながります。生ワクチンは60歳以上で約66パーセント、不活化ワクチンは70歳以上で85パーセントの後遺症を抑えているというデータがあります。

それでは、次の質問に移ります。奄美市における带状疱疹ワクチンについての相談件数及びその内容について伺います。お願ひいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、带状疱疹ワクチンの相談件数ということで答弁をいたします。相談件数につきましては、平均すると月に1、2件ほどであろうという担当課からの内容でございました。主な相談内容ですが、そのワクチンの助成を行っているのかという中身の相談が多いとのことですね。この相談をするタイミングですが、最近テレビでよくテレビコマーシャルが流れておりますが、そのコマーシャルを見たという流れで相談が来るというのが多いようでございます。ホームページの中で先ほども触れましたけれども、周知内容といたしまして、予防接種の助成は行っていないと書いておりますけれども、早期発見、早期治療。それから、議員が御紹介いたしました、免疫力が低下しないような暮らしを心がけるような説明をしているということでもございました。以上です。

8 番（大庭梨香君） ありがとうございます。再度質問いたしますけれども、带状疱疹に罹患した方の、もし人数が分かりましたらお答えいただきますようお願いいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） 罹患した方というのが報告が上がってくるような中身じゃありませんので、ちょっと数は分からないんですが、製薬会社の推測ではおおむね1パーセントから2パーセント、50歳以上でという推測が出ております。以上です。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました、1、2パーセントということで分かりました。それでは、带状疱疹に罹患し、今なお苦しんでおられる方から御相談がありましたので、御紹介したいと思ひます。現在70歳代の女性、8年前に八月踊りの練習後に少し疲れたなと感じ、睡眠についたそうです。突然背中が突き上げるような痛みで目が覚め、病院に受診しましたが、特に診断も治療もされず、帰され、その後みるみる間に胸部まで、胸のほうまでずっと広がって再度総合病院に行かれたそうですが、担当科が空きがなく、予約ができないなどの理由でどこの診療科にも見てもみえず、どうにか

見ていただけたところはないかと探されて、やっと個人病院で診てもらえたそうです。その病院で帯状疱疹と診断され、島で言う、どうまきですって、数日で治りますよと言われたそうですけども、症状は消失せず、悪化するばかりでその後も全身のかゆみと突き上げるような痛みで救急診療の窓口に行き、やっと治療が開始されたそうです。この時点ですでに3日が経過していることになります。現在、治療を始めてからもう8年が経っておりますけども、今なお後遺症が残り、痛みが続き、完治せず、今もレーザー治療を続けており、ワクチン接種をしていたらこのような後遺症に悩まされず、軽症で済んだはずと大変苦しんでおられる方がいらっしゃるのです。また、日本ペインクリニック学会は帯状疱疹の治療にはウイルスの増殖を抑える抗ウイルス薬が主に使用され、発疹発現から72時間以内の全身抗ウイルス療法は疼痛消失までの期間を短縮をしますけども、帯状疱疹発症後、早期に受診する患者さんは少ないそうです。気づかないんですね。そして、疼痛出現後2日以内に受診をする患者さんは本当に半数以下であるということ。免疫力を低下させない生活は本当に心がけることは重要ですけども、予防する効果が1番大事だということで帯状疱疹ワクチンですっていうふうにこのペインクリニック学会の研究誌にも書かれておりますけども、本当に帯状疱疹ワクチンを打つことによって妨げられる、防げるワクチンであるということを追加したいと思います。日本人では50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症されております。医師が言われておりましたけども、高齢者病と呼んで良いほど高齢者の誰もがかかる可能性がある病気でありますよっていうふうにおっしゃいました。先ほどの方のように治療が長引くケースや後遺症として帯状疱疹後神経痛に移行した場合、長期治療を要することになり、日常生活や精神状態にも影響を与え、抗うつ剤とか飲まないと眠れないっていう状況にもなります。そういうふうな鬱症状なども併発して、長期にわたりQOLを低下させます。帯状疱疹は過去に水痘ですね、水疱瘡ですね、に罹患したものが加齢や過労、ストレスなどによって、免疫力の低下によって、体内に潜伏する帯状疱疹ウイルスが再燃し、発症するものであります。水痘にかかった経験のある方は誰でも発症するリスクがあります。この帯状疱疹の発症予防のためにワクチンが有効とされているんですけども、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない状況なんです。帯状疱疹の予防接種は2016年から生ワクチンに加えて、2020年に使用開始となった不活化ワクチンがあって、不活化ワクチンは生ワクチンに比べると予防効果が最も高く、病原性をなくし、ウイルスの一部のみを使用した不活化ワクチンとなりますので、安全性も高く、免疫力が弱った方にも接種が可能になりました。効果持続期間は生ワクチンが5年程度。そして、不活化ワクチンは現時点で9年以上免疫が持続することが分かっています。有効性や持続期間などについては十分周知しておられると思います。国の動向を待つだけでなく、本市の取組として、希望される50歳以上の方々、そして、がん患者さんや膠原病の患者のように、免疫力が低下している方など、可能な限りできるところから少人数からでも取り組んでいただくことはできないでしょうか。困っている方はすでに罹患したか、経験がある方で2度とかかりたくない、本当にきついと、重症化しないようにと考えておられる方にです。全員が対象になるわけではありません。毎年受ける必要ないんですよね。毎年1年1年受ける必要はありません。先ほどの御婦人のように8年間後遺症に悩まれ、医療機関に通い続けていますけども、完治しておりません。市民の健康寿命延心を目指して、QOLを低下させないようにしていただきたい。そして、健康な成人、高齢者が増加することは医療介護資源の負担を軽減できるだけではなく、そして、健康な成人、高齢者自身が、介護者による消費活動や労働生産性の向上が期待でき、ひいては奄美市全体、社会全体の利益にもつながるのです。助成にしましたら、生ワクチンが5,000円。不活化ワクチンが1回1万円から2回の助成をされている自治体が多いように思います。そこで、質問いたしますけども、④本市において、市民の健康を守るという観点から帯状疱疹ワクチン接種の助成をすべきだと考えますけども、いかがでしょうかお伺いいたします。すみません。

保健福祉部長（永田孝一君） 議員から御紹介がありました方とかの事例もあるのかなと思っております。早期発見がしにくいというところも第三者が見て分かる場合もあると思いますので、その辺も確か

にあるのかなと思っております。ワクチンの本市の考え方、助成については以下の通り答弁させていただきます。まず、国がワクチンの効果自体は認めていますと。その有効性や持続期間、安全性。それから、対象疾患の重要性ですね。これが先ほど議員が紹介してくれました疾病の負荷ですね。その後の後遺症ですとか、致死率や定期接種化によって広く蔓延を予防する必要性を、これは感染力の高さというところ。そのようにして引き続き検討を要するとしておりますので、まずは、この国の動向を注視したいというのが本市の第一の考えです。本市におきましても、带状疱疹ワクチンについてどの程度の接種者が見込まれるのか、先ほどおおむね1パーセントという製薬会社のデータがありましたけども、それだと大体220人程度になるのかなと考えておりますが、あと医師会などとの連携体制なども必要になってきます。現時点でその情報も少ないという部分もありますので、導入については今後も検討が必要だと思っております。財政状況が1番なのかなとも思いますけども、継続的に実施していくことが必要だと考えておりますので、導入するからには他事業との優先順位などを慎重に見極める必要があるということを御理解いただきたいと思います。以上です。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。必要性は感じているということ。そして、有効性についてもそのように考えておられるということですけども、国の動向を見てということですけども、是非市長、このような市民の声をしっかり聞いていただき、まずは、奄美市においては50歳以上の希望される方へ補助申請数や補助限度額を定めて、いろんな方法はあるかと思います。令和6年度からの実施ができないものでしょうか。全国1、2パーセントの接種率ということですけども、本当に少ないと言われると思いますけども、少ない人数からでもいいんです。年度途中から助成をしていただくように強く要望してこの質問終わりたいと思うんですけども、市長いかがでしょうか。

市長（安田壮平君） 大庭議員におかれましては、いろいろとですね、罹患された方のお話なども含めまして、非常に重要な御意見をいただいたというふうに思っております。やはり罹患した場合にはですね、非常にもう苦しいんだと大変なんだということであり、これは本当全ての人にとってですね、かかる可能性がある病であるというふうにも思いますので、しっかり国の動向、また、他の全国的な市町村の動向なども見極めてですね、また、本市としても真摯に検討していかないといけないというふうに考えております。以上でございます。

8 番（大庭梨香君） 国の動向を見ては本当に遅いんです。あと何年かかかるかもしれません。ですので、本当に考えていただきたいというふうに思いますけども、この質問は終わりたいと思います。

では、次の質問に移ります。更年期ケアについてです。更年期ケアの推進について伺います。更年期障害によって職場の理解が得られず、やむなく離職する方が過去3年間で労働政策研究機関の機構の調査によりますと、40歳から50歳の女性の中で推計46万人に上り、仮に仕事を1年間失った場合4、196億円の経済損失があると示されております。更年期症状、更年期障害への正しい理解が進みますように、そして、すべての人の健康課題の1つとして、市民への普及啓発が必要と考えることからお伺いしたいと思います。①女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）における企業健診に関わる追加内容についてお示してください。

市長（安田壮平君） それでは、大庭議員の御質問にお答えします。議員御質問の女性活躍・男女共同参画の重点方針2023、いわゆる女性版骨太の方針2023でございますが、内閣府のすべての女性が輝く社会づくり本部、男女共同参画推進本部合同会議において令和5年6月13日に決定され、1つ、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進。2つ、女性の所得向上、経済的自立に向けた取組の強化。3つ、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現の3点が重点事項に据えられております。中でも事業主健診に係る問診において、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関する項目

を追加し、産業保健体制の充実を図ることが定められておりますので、令和5年3月に策定した、第2次奄美市男女共同参画基本計画において、必要な視点として、今後追加を検討し、すべての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される、持続的な社会の実現のため、取組を推進してまいりたいと思います。御理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました、女性版骨太の方針2023には事業主健診に関わる問診に月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目が追加されて、働く女性の望まない離職などを防ぐために、検診の項目を見直す方針を示していることを確認させていただきました。働く女性が健康を維持できるように企業職場としてのサポートをする体制を強化しなければなりません。その意味で企業職場の健診の中に女性特有の健康に関する検査項目を追加することは有効な手段だと言えます。追加することで病気の早期発見・治療につながられます。2024年女性ナショナルセンターが開設していくことで、リプロダクティブ・ヘルス母子保健の関連だけではなく、職場の中でこれまで見過ごされてきた、PMS生理前の症候群や更年期障害など、いかに職場で対応するかが問われるようになってきます。

では、次の質問に移ります。更年期症状・障害に関する調査の目的と概要についてお示しください。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、厚生労働省が実施した更年期症状・障害に関する意識調査という、概要ということで答弁をさせていただきます。更年期症状・障害に関する意識調査は更年期における健康課題や疾病の予防、健康づくりへの支援の在り方などを検討することを目的に行われたと、令和4年の3月でございます。インターネット調査として、全国の20代から64歳までの男女5,000人を対象にして実施をしております。調査結果の概要ですが、更年期障害と診断された割合は40歳代女性で3.6パーセント、50歳代女性で9.1パーセントでいずれも1割には満たなかったという中身だったんですが、更年期障害の可能性があると考えている人の割合、御自身の自覚症状などから自分で考えているという方は、40歳代女性で28.3パーセント、50歳代女性で38.3パーセントと高くなっている状況です。一方、男性更年期障害と診断された男性の割合は40歳、50歳代ともに約2パーセント。御自身で可能性があると考えている方は40代が8.2パーセント、50歳代で14.3パーセントとなっております。更年期症状を自覚し始めてから医療機関を受診するまでの期間につきましては、すぐに受診及び1月から3か月してから受診と回答した人は合わせて40代・50代男女ともに約1割。受診していないと答えた方が男女ともに8割から9割だったということでございます。40歳・50歳代で更年期症状が1つでもある人のうち、日常生活における影響がとてもある、かなりあるとした人は約1割。少しある人を加えると約3割だと。更年期に関する知識についてよく知っているという回答した割合は女性では20代・30代で約2割、40歳代で4割、50歳代以降では5割となっており、男性では60歳代で約2割、他の年代では1割です。一方、男性にも更年期障害にまつわる不調があることを知っている割合は40歳代以降の女性で3割から5割、50歳代以降の男性で1割から2割ということで、最後に更年期に入る前に欲しかった情報としては更年期症状の内容や程度、対処法と回答した方が多かったと。男女ともに40歳・50歳代が高かったという内容となっております。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました、当該調査は更年期における健康課題や疾患の予防、健康づくりへの支援の在り方を検討するために実施されたとのこと。調査結果からも分かりますように、更年期に対して本人も周囲の方々も理解が進んでおらず、治療についても更年期は起こるものとの認識から我慢して受診もせず、治療も開始していないことや更年期についての情報をもっと理解したい、対処したいと望んでいることが調査結果からも分かるかと思います。

それでは、次の質問に移ります。③本市における、働く女性からの月経や更年期障害などの女性特有の健康課題についての相談の有無。そして、その内容について。それから、④更年期に関する理解や治

療の普及を促進する必要性についての考え方及び今後の取組について、続けてお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、働く女性からの御相談等というところでございますが、本市におきましては更年期障害などについての相談窓口を特別に設けているわけではないというところですよ。ただ、乳幼児検診でありますとか、母子健康相談の機会でありますとか、検診受診の時間の時の問診ですね。それから、検診後の結果説明会などにおいて、その御本人の体調などについて相談がある場合があるというところでございます。その内容につきましては、月経困難症ですとか月経前症候群、産後の気分の落ち込みなど、女性特有の健康課題もありますが、更年期症状としましては、顔の火照りや倦怠感、汗をよくかくなどの症状の相談も多いということでございます。それから、今後こういった取組をしていくかというところでございますけれども、先ほどのアンケート結果からも更年期障害の知識に関して、よく知っていると答えた方は一番高い割合を示した50歳代以降の女性でも5割であるというところでございます。中でも男性は正しい知識を有していないと、症状があるにも関わらず病院を受診しない方が多い、更年期障害に対する知識不足によって女性が安心して生活できる環境が整っているとは言えない状況なのかなということも感じております。更年期障害を含む女性特有の健康課題につきましては、口に出して表現すること自体が難しいと。また、自覚症状も多種多様でその辛さが他者には理解されにくい内容も多いと推測されております。相談しやすい窓口の工夫や相談時にはしっかりと傾聴するなど、相談を受ける体制のさらなる整備が必要であると考えております。また、更年期障害のことにとどまらず、たくさんの情報が溢れている中で正しい情報を理解し、活用できる力を身につける。苦しい時は周りに相談したり、助けを求めることができる、自分のことも自分で決める自己決定力をつけるというふうな子どもの頃からの教育も必要だと感じているというところで、個々の力を身につけていくとともに正しい知識の普及にも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました、市民からの相談はないということの御答弁でしたけれども、いろんな検診とか健康相談とか、窓口でのですね、相談はないということですけども、やっぱり市民の方たちはいろいろ悩んでいらっしゃる方が多いというふうに承りましたので、しっかりと相談窓口を開設していただいて、広く市民の1人で悩まないようにという取組をしていただきたいと思います。そして、チラシとか対処方法など広く市民に周知していただくような取組をお願いしたいと思います。それから、理解や療育の普及を促進する必要性については相談体制を整備していくということでよろしくお願ひしたいと思います。今後の取組に期待したいと思います。女性の一生は女性ホルモンの分泌の変化に対応して、それぞれのライフステージに分かれてステージごと、成熟期・更年期・高齢期に女性の心身を大きく変化をしていきます。そのため各ステージでの健康づくりや生じやすい疾患と対応策も異なります。そのそれぞれのステージでの健康づくりは次のステージにつながることから、女性の健康を生涯にわたる包括的な視点で捉えた支援策が本当に重要になってきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、次の質問をさせていただきます。本市における市民への啓発及び相談体制。そして、引き続き本庁、市役所職員への対応や相談体制についてお伺ひいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） まずは、市民への啓発及び相談体制ということは私のほうから答弁したいと思います。更年期障害を含む女性特有の健康課題につきましては、ホームページや広報誌、公式LINEを含むSNS、健康講話等あらゆる機会を活用して、正しい知識の普及に努めてまいりたいと思っております。また、女性の健康に関しましては更年期障害も含め、健康増進課が相談窓口となっております。保健師や助産師が相談を受ける体制を整えるとともに、分かりやすい相談窓口の周知についても併せて対応してまいりたいと思っておりますので、御理解よろしくお願ひいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、私のほうから本市職員への対応や相談体制についてお答えいたします。現在、総務課職員係に保健師を1名配置して対応しており、併せて産業医や専門機関による助言、メンタルヘルス相談など女性特有の症状を含めて、職員の幅広い健康相談に常時対応できる体制を整えているところでございます。なお、これまでに更年期症状に係る相談は受け付けておりませんが、月経等による体調不良の相談につきましては、医務室での休憩や、必要に応じた生理休暇の取得を案内しているところでございます。今後につきましても、女性特有の健康問題への理解促進と健康診断等による生活習慣病の予防や早期発見、気軽に自身の体調を相談できる体制づくりに努め、職員が安心して働くことができる職場環境の整備に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

8番（大庭梨香君） 職場環境の体制づくりをこれから実施されるということでよろしくお願ひしたいと思います。月経困難症や月経前の症候群PMS、更年期障害などが原因で体調を崩したり、そして、体調を崩しても我慢して仕事をしている。もしくは、精神的に不安定になるなどの症状が出現することも多々あるのではないかとこのように思ひます。メンタル的な不調を訴える方の背景にはそのような、実は病気が潜んでいる場合がありますので、そこも配慮していただきたいと思ひます。周囲の職員や上司が知識を得ることがすごく大事になっておきますので、より良い職場環境を整えることに理解することにつながっていくと思ひますので、お願ひいたします。職員にお話を聞く機会がありましたので、聞いてみましたら生理休暇などを取得する方は少ないようです。男性の上司には伝えにくいという声も伺いました。申請なども含めて取得しやすい体制づくりをお願ひしたいと思ひます。働くすべての人が安心できる安全な職場環境づくりをしていくことが大切です。更年期障害への正しい理解が進むように女性自身が心身の不調を感じても、婦人科受診に至る割合が低いことなども示唆されており、女性が自身の健康に関して、適切な情報を知ること、ヘルスリテラシーを高める働きかけが重要になります。今後の健康づくりや健康寿命の延伸にそのことが繋がるというように思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の質問に移ります。認知症基本法成立に伴う本市の取組について。厚生労働省によりますると、国内の認知症の人は年々増えていて、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年にはおよそ700万人、高齢者のおよそ5人に1人が認知症になると推計しております。認知症が私たちにとって、ますます身近なものになっていきます。2024年の1月1日に共生社会の実現を推進する、認知症基本法が施行されました。認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせるように取組を進めることを目指しております。認知症の人を含む、誰もが相互に支え合う共生社会の実現のために国と地方が施策を総合的にかつ計画的に推進することを目的としています。そこで、質問いたします。認知症施策推進計画の策定の取組状況について伺ひます。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、認知症対策についてお答えいたします。2024年1月に認知症基本法が施行されました。その中身が認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる社会の構築を目的としているということで、議員御案内の通りでございます。この中で認知症の対策基本計画というのを市町村がつくるということが努力義務とされておりますけれども、本市におきましては、認知症基本法の基本理念を踏まえて、第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で、共生と予防の両輪による認知症施策の推進というところで施策の柱の1つとして位置付けているというところでございます。何よりも認知症への理解を促進するというところ。それと予防のための普及啓発活動に取り組むとともに、認知症の方御本人とその家族への支援体制を整備することによって、認知症の方が尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域において希望を持って暮らすことができる社会の実現を目指そうという計画になっております。以上です。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました、次にまいりたいと思います。②認知症と診断された方の年齢別男女別の人数について。それから、③認知症理解のための市民に対しての取組内容、件数及びその成果について伺います。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、本市における認知症患者の数というところでございますが、これは要介護認定を受けている方の調査の中で、認知症の度合いという項目がありまして、そこから出した数字でございますので、要介護認定を受けている方限定だという前提で御確認をお願いします。まず、令和3年が1,454名でございます。65歳以上の比率で言いますと10.54パーセント。令和4年が1,541名、同11.11パーセント。令和5年が1,523名、10.97パーセントと。大体1,500名前後で推移をしております、65歳以上に占める割合は10パーセント前後、10から11パーセントというところでございます。年代別で見ますと、65歳以上75歳未満いわゆる前期高齢者という方ですが、185名。75歳以上85歳未満、これが548名。85歳以上が790名と。年齢を重ねていけば認知症の方も増えていくという結果になっております。また、65歳未満の方、40歳以上65歳未満の方では16名ということで若年性の認知症の方もいらっしゃるという中身でございます。男女別につきましては、奄美病院の認知症疾患医療センターのデータで見ますと、令和5年度上半期鑑別審査を行った58件のケースがあるそうです。これは65歳以上75歳未満が19件、75歳以上が38件と、65歳未満の方で1件あったと。男女比は32件と26件ということでおおむね差はないというところでございます。市民に対しての取組ということで、認知症に関する市民への普及啓発の取組についてお答えをいたします。認知症の人が地域で生活するためには、何よりも認知症が特別なものではないという地域の方々の理解、それから認知症の人を支えるためのネットワークづくりが重要だと考えています。そのために、認知症カフェ、家族の会、まーじんま、結とも活動、認知症ケアパスの作成など、様々な活動をしております。加えて、認知症サポーター養成も行っているところです。令和5年度の1つ、紹介をしますが、本市の事業として、認知症フレンドリーシアターということで、映画上映を行いました。若年性認知症の男性とその家族の映画ということで、オレンジランプという映画でしたが、朝夕2回の上映で590名の方がいらしてくれたということで、非常に市民の関心も高いというところだと思います。また、これはもう新年度の取組ですけども、5月18日には、映画のモデルになりました、丹野智文さん御本人が奄美に来てくれるということで、認知症フレンドリートークライブとして、認知症、実際に認知症の方の生の声をお聞きいただくという機会も設けておりますので、多くの市民の皆さんには御来場いただきたいと思いますというところでございます。以上です。

8 番（大庭梨香君） 詳細に説明していただき、ありがとうございます。そして、広く周知される取組を実施されているということで、本当にありがたいと思います。基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができ、家族や周囲の方々に知っていただくことだと思います。この目的に向かって、まず、大切なことは認知症に対する正しい理解を深めることであると思いますので、多くの方々が参加できるように今後もお願いして、次の質問に移ります。

④認知症サポーター養成講座の講座開催回数及び受講者数を伺います。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、認知症サポーター養成講座の実施回数ということでございます。認知症サポーター養成講座とは、認知症に対する正しい知識と理解を持って、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成し、認知症の人に優しい地域づくりを目指して、地域でありますとか、職域団体、学校等で開催をしております。認知症サポーター養成講座の実績につきましては、令和5年度の内容ですけども、12回これまで開催しております。206名の方が受講しているということです。平成21年度からこの取組をしております、これまで204

回実施をして、延べ6, 508名の方が受講しているという内容でございます。以上です。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました、これまで積極的に認知症サポーター養成講座の開催をしていただき、認知症の理解促進のための取組、本当にありがたいと思います。高齢者等実態調査によりますと、認知症に関して知りたいことは、認知症の予防方法についてということで、68.1パーセントに上っております。認知症への理解と併せて予防方法が知りたいということにつながり、まだまだ認知症予防に対しての情報周知には至っていないということが推測されます。高齢者を対象にした取組が必要だと思いますので、また、そして周囲への理解を広げるためにお願いしたいと思います。他市においての取組を紹介しますと、小学生の認知症の方々への手助けを学ぶ授業ということが話題になっております。現在、認知症サポート養成講座が全国で展開され、サポーターの育成が図られておりますけれども、座学を中心とした講義では受動的になってしまう傾向がありますので、他市においての取組として、講義形式での講習を、駄菓子屋での対応という体験型の学習として、認知症の人と子どもたちが売り手や買い手となって交流を図るという体験学習を講座に組み込まれました。この体験学習は、認知症の当事者と直接交流することによって、当事者と同じ目線に立って、気持ちや考えに触れることで、体感として理解を深めていくというのが狙いとなります。その体験学習を終えた子どもたちからの言葉として、認知症の人は何もできない、何でも忘れてしまうのかと思っていたけども、実際はそうではなかった。話せば分かるし、一緒に交流ができて楽しかった。少し手伝えばみんなと同じように生活ができるんだと分かったとの感想。そして、できないことを手助けしてあげるという、当たり前の人と人との関係の在り方を学ぶという意味でも、我が地域においても認知症への体験学習を取り入れていくなど、工夫していかれることを要望いたします。

次の質問に移ります。認知症サポーターの活用と取組及び店舗事業所等への理解と協力についてですが、本市の認知症サポーターの活用状況と地域の事業所における理解を図るためにはどのような取組をしているのか、伺います。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、認知症サポーターの活用状況、それから事業所のことで答弁をさせていただきます。先ほど申しました、認知症サポーターについては、認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをするというところでございます。議員の紹介されました、小学生のことも非常に参考になる、認知症の方のことを理解できる良い取組だと思っております。実際、講座を受けた方は、街角等で認知症のことに対する接し方等を学んでいただいて、それを発揮していただくということを期待をしております。しかし、認知症サポーター養成講座の中には、より深く理解をして、何か力になりたいと考えている方もいらっしゃいますので、その方のステップアップとして結とも養成講座というものを実施しております。結とも養成講座のボランティア登録をしていただいた後なんですけど、近所の認知症高齢者の方の日常の見守りや、話し相手としてその家庭に訪問していただいて、お話相手ですとか、見守りをしていただいているというところになります。これはもう高齢者の方も了解の上でという中身になります。現在、26名の方に御登録いただいて、7名が活動中ということになっております。こういった住民による、ボランティアをチームオレンジと呼んで、国が整備を推奨しているというところでございます。

次に、事業所でございますが、事業所については、もう1点、徘徊の恐れがある高齢者に対して、見守りをお願いする徘徊高齢者SOSネットワークというものを実施しております。警察、消防を含め、協力機関として、ガソリンスタンドやバス、タクシー、金融機関、介護事業所等、高齢者の方が1人で徘徊しているのを見つけた場合には、あらかじめ台帳を整備しておりますので、その台帳に載っている方でしたら、これらの事業所に幅広く網を張って、どこどこで見たよというところ、情報をもらうようにしている中身でございます。以上です。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました、事業所への協力につきましても、事業所の方々がしっかりと認知症への知識と対応の仕方、そしてコミュニケーションの図り方についても説明していただくことで、認知症の方が安心して日常生活を送ることにつながると思いますので、また、ボランティアのほうもですね、まだまだ人数的には少ないですので、広く周知をしていただいて、ボランティア活動ができるようお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。認知症の方の意思を尊重した社会参加の支援についてになりますけれども、認知症の方の社会参加という点において、他市の紹介ですけれども、デイサービスでは企業の協力を得て、本人の意思を確認しながら認知症の方がマンションの清掃や自動車販売店の洗車などの作業を行うということで、謝礼も支給され、認知症の方の張り合いになっているそうですけれども、そのような社会になってほしいと思うものですが、御見解をお伺いいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、認知症の社会参加というところで、先ほど御紹介しました認知症基本法の中でも、この社会参加、認知症の人の社会参加と、それから御本人の声を聞くというところは謳われているところでございます。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるように、認知症の人やその家族の意見に耳を傾けながら、社会環境の整備に取り組んでいきたいというところでございます。認知症への市民の関心は高まっておりますが、認知症の人が地域の一員として活躍し、安心して自立した日常生活を送るにはまだ環境が十分ではない一面もございます。先ほど御紹介がありましたデイサービス等での取組も、本市ではまだ実施しているという報告は来ておりませんので、まだこの社会参加というところではまだまだなのかなと考えております。引き続きまして、認知症への理解が進むように普及啓発に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました、認知症の方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるようお願いして、次の質問に移ります。子宮頸がんワクチン接種についてです。3回目の定例会の一般質問においても、接種対象者、キャッチアップも含む方々が、まだ1,770名の方が未接種ということでしたけれども、その後の案内や啓発などの取組状況によって効果が出ていますでしょうか。そこで、質問ですけれども、子宮頸がんワクチン、HPVワクチン接種の12月以降の取組状況及び効果について御答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） 子宮頸がんワクチン、HPVワクチンの12月以降の取組というところでございます。積極的勧奨が令和4年の4月から行われて、それまで12名とこだわった接種者数は、令和4年度が112名、今年度は1月末時点で118名となっております。積極的勧奨がされたという理由で、少しずつ摂取者が増加しているというところでございます。12月以降の取組としましては、奄美市だよりも、令和6年1月号でございしますが、予防できるがん、子宮頸がんから身を守るためにというタイトルで、HPVワクチン接種と子宮がん検診について勧奨記事を掲載をしております。それから、キャッチアップの対象となる方々への働きかけとして、今年1月に実施された二十歳のつどいにおいて、参加者へのチラシ配布を行っております。また、4月に中学校へ進学する小学校6年生へ教育委員会を通してチラシ配布をしているというところでございます。12月以降の取組による効果というところでございますが、まだ期間が短いこともあって、はっきりと分からないところでございますが、今後も機会を捉えて普及啓発に努めたいと思っております。以上です。

8 番（大庭梨香君） 御答弁いただきました、奄美市だより、二十歳のつどいでのチラシの告知など、早速実施していただきまして、少ないですけども、少しずつ増えているということでありがたく思っております。

では、次の質問に移ります。令和6年度施策の方針にも掲げられておりましたけれども、受診率向上、

更に、接種勧奨の工夫や接種しやすい環境づくりに努めていくとのことでしたけども、今後の取組と具体的な内容についてお示しください。

保健福祉部長（永田孝一君） まず、今後の取組における課題として厚労省から報告がなされております。この中で、ワクチン接種に関して示唆される課題として、接種対象者や保護者における認知向上の必要性があると。それから、保護者への周知強化の必要性。それから、接種に対する不安の軽減につながる情報提供の必要性と。これらが挙げられるとなっております。その対応として、SNS等を通じた積極的な情報発信の強化ということが国のほうからは言われているというところでございます。本市におきましても、今年度中に市内にある3か所の高校へリーフレットを配布する予定としております。また、令和6年度、新年度でございますが、現在も取り組んでいる中高生向けの保健講話などの場で周知広報を図ると。それから、各学校へ接種勧奨への協力を依頼する予定もしております。ワクチン接種に関しては、第一に本人の意思を尊重することが優先されるものですが、保護者に対して行う勧奨が接種向上には有効であるとの見解もあります。また、定期接種の対象は12歳から16歳と、親の監護を受けている年代でありますので、保護者等のワクチンに対する理解や協力も重要であると考えております。引き続き、広報誌等、LINEやInstagram等の活用によって広報、普及啓発をしていきたいと思っております。以上です。

8番（大庭梨香君） 御答弁いただきました。実施期間の終了まであと1年あまりになっております。国のほうも本当に急いんですね、2月改定版がリーフレット、キャッチアップ接種対象者にも、そして高校、小学校6年生、そして高校生の1年生の女子に向けてのリーフレットが、新たに改訂版が出されておりますので、是非それらも活用しながら周知に動いていただくようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で公明党 大庭梨香君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 弓削洋平君の発言を許可いたします。6番、弓削洋平君。

6番（弓削洋平君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の弓削洋平でございます。一般質問に入ります前に、私の所見を述べたいと思います。

1月1日に発生した能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に哀悼の誠を捧げますとともに、被災された皆様並びにその御家族の皆様に関心をお見舞い申し上げます。皆様の安全と一刻も早い復旧・復興をお祈りいたします。昨年10月に行われました、奄美市議会議員選挙において、2期目当選させていただきましたことに対しまして、心より感謝申し上げます。市民の皆様の声をしっかりと市政へ届けてまいり、4年間全力で邁進してまいります。

それでは、質問に入ります。

地方創生による産業振興についてであります。地方創生総合戦略は、地方の地域経済の衰退に伴う少子化対策として、まち・ひと・しごとによる地域活性化の推進に、国が財源の支援を行い、持続可能な地域経済の構築を実現することで、人口減少問題の解決を目的とした事業と認識しております。しかし、全国的な地方の傾向として、産業振興による少子化問題への打開策には苦慮しているところであり、当然ながら、奄美市でも産業振興による少子化問題への対策は急務であり、避けては通れない喫緊の課題であります。ここ数年、社会情勢も大きく変化している中、世界中で気候変動に伴う異常気象に

よる災害や、国際紛争の影響で食料不足が懸念されております。このような状況を踏まえ、政府では、国内での食料生産の増大と輸入を図り、食料安定供給の確保に努めている中で、奄美市は離島であり、食料の安定供給のためにも、地域で生産できる農水産物の生産の増大を図り、市民生活に最も大切な食料の安定供給の構築に努めるべきだと考えます。

世界自然遺産登録による具体的な産業振興として、観光での交流人口の増加や、奄美大島の中心地でもある名瀬で、商店街周辺に市場の新設を中心に商業都市の整備を計画することで、農水産物の消費や計り知れない需要が見込まれ、付加価値による地域経済の活性化にも大きく期待されます。農林水産業による市民への食料の安定供給と、経済対策として長期的な投資でもある、農林水産業の構築による少子化対策への打開策で、人口減少問題に歯止めをかけなければなりません。これは市民の大多数の願望であり、実現していただきたい問題であると確信しております。このようなことを踏まえ、農業振興について質問させていただきます。

1、産業振興について、（1）農業振興について、①農業政策の現状の課題と目標について伺います。

次の質問から発言席にて行います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。

農林水産部長（大山茂雄君） こんにちは。それでは、本市の農業政策の現状と課題について答弁いたします。

本市では、亜熱帯海洋性気候の、四季を通じて温暖多雨な自然条件のもと、それぞれ地域の特性を生かした農業を展開しております。平坦地においては、サトウキビや肉用牛生産、また、パッションフルーツやマンゴーなどの施設園芸や露地野菜栽培が盛んに行われており、山間傾斜地においては、タンカン、スモモの果樹栽培が主に行われています。

課題としましては、農業従事者の高齢化、後継者、担い手不足、相続登記の問題に端を発する耕作放棄地の増加などが挙げられますが、農地や農道、営農用施設など基盤整備を進めるとともに、農業研修による担い手農家の育成、品質や生産性の向上、生産資材や流通コストの低減などを通して、農家所得の向上に向けて取り組み、地域農業の発展を支える担い手の確保・育成に努めているところでございます。また、このような事業に加え、農地中間管理事業を活用した農地利用の最適化と農地の流動化を図るため、将来の農地利用の姿を示す地域計画の策定を、令和6年度末を目標に、地域の皆様と一体となって進めてまいります。今後とも、引き続き、生産力向上や担い手農家育成に向けた取組を強化しつつ、スマート農業を展開することにより、安心・安全な、かつ効率的な稼げる農業として、農家個人の所得向上だけでなく、島外からの新規就農者や後継者の就農、定住が促され、地域に貢献し、地域の担い手として活躍する人材の確保、ひいては継続的な農村集落の活性化につながるものと考えております。以上です。

6番（弓削洋平君） ありがとうございます。本市においても、新規の就農者、担い手育成といった様々な施策に取り組み、支援も継続していますが、農業従事者の高齢化と減少は歯止めがかからない状態があります。そのような中で、若手後継者育成のためにも、まずは、高齢者による稼ぐ農家の実現に取り組むことで、健康長寿の促進にもつながりますし、健康による医療費の抑制にもなります。先日、私も名瀬中央青果へ視察へ行き、いろいろとお話を聞いてまいりました。毎年ですね、赤字経営であり、人員不足だとおっしゃっていました。また、本市も株を約半数保有しているわけでありますから、もっとですね、行政の方も介入していかなければならないと思っていまして、人員不足のため、農家さんへの営業に行く回数も減っているというお話でした。営業することで農家さんの意欲や生産量の増加にもつながりますので、現場の声、連携を図っていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。令和４年度、第３回定例会において、正野議員が３地区の遊休農地の面積を質問されましたが、その後、減少しているのか、また、解消に向けての改善策とその効果、課題について伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、答弁します。遊休農地に関しては、１日目の帶屋議員にも同様な答弁を申し上げましたが、重複する部分もありますが、また、違った視点から答弁いたします。

本市の遊休農地の状況でございますが、農業委員会によりますと、令和４年度の農地利用状況調査による３地区ごとの状況を申し上げますと、名瀬地区におきまして、前回、令和３年度では、農地面積４４７．９ヘクタール、遊休農地は１４２ヘクタールであり、遊休農地率は３１．７パーセントでありましたが、令和４年度におきまして、農地面積４４２．８ヘクタール、遊休農地１４０．２ヘクタールであり、有給農地率は前回同様３１．７パーセントとなっております。農地自体も減少しておりますが、遊休農地も２ヘクタール近くと減少しております。同じく、住用地区では、令和３年度では、農地面積２４８．８ヘクタール、遊休農地が７２．４ヘクタールであり、遊休農地率は２９．１パーセントでありましたが、令和４年度におきましては、農地面積が２４５．２ヘクタール、遊休農地は７４．９ヘクタールであり、遊休農地率は３０．６パーセントとなっております。遊休農地の面積が２．５ヘクタール増となり、率は約１．５パーセント増と、どちらも増加傾向となっております。続きまして、笠利地区におきましては、令和３年度では、農地面積１，２３７．６ヘクタール、遊休農地は１１５．７ヘクタールであり、遊休農地率は９．３パーセントでありましたが、令和４年度におきましては、農地面積が１，２３２．３ヘクタール、遊休農地は１１６．３ヘクタールであり、遊休農地率は９．４パーセントとなっております。遊休農地面積としましては、１．４ヘクタール増であります。率としては約１パーセントの増加にとどまった状況でございます。市全体では、農地面積１，９２０．３ヘクタールに対し、遊休農地３３１．４ヘクタールであり、約１７．３パーセントが遊休農地となっている状況でございます。この原因としましては、農家の高齢化や後継者不足、また、相続が適正になされていない相続未登記の問題や、農地所有者が島外在住のため、農地の貸し借りが困難な状況となっていると認識しております。この対策としましては、遊休農地の調査、把握と仕分けを行い、使えるものは農地中間管理機構へ貸し付ける取組を推進しており、本市としましては、平成２６年度から開始しておりますこの事業をトータル、本市実績では１０１ヘクタールの貸付と、順調に進捗している状況でございます。いずれにいたしましても、農業委員会の皆様並びに関係機関、更には、農地所有者や地域の皆様が一体となって、様々な施策を導入しながら対策を講じていくことが、遊休農地の解消のためには肝要であると考えております。以上でございます。

６番（弓削洋平君） ありがとうございます。名瀬地区が微減で、住用・笠利は微増ということで理解いたしました。

本年４月より、相続登記の申請が義務化されることにより、周知によっては遊休農地の解消が加速化されますので、周知の徹底も努めていただけたらと思います。

それではですね、先ほども部長が言いましたが、市長の施政方針にもございます、農地中間管理事業を活用した農地利用の最適化を図るため、将来の農地利用の姿を示す地域計画の策定を地域の皆様と一体となって進めていくとのことでありましたが、是非、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次の質問になります。③農業振興地域整備計画による農業への経済投資の現況について伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、御質問の農業振興地域内の事業の状況につきましては、まず、農業基盤整備に係る事業として、基盤整備促進事業や中山間地域総合整備事業、また、県営畑地帯総合

整備事業などを実施しております。特に、本市農振農用地域の５７パーセントが存在する笠利地区におきましては、笠利町東側の笠利集落から土浜集落までの間で面的な区画整理を行い、基盤整備が完了している農業振興地域におきまして、本市が事業主体となり、須野地区と平地区におきまして、令和５年度事業費１，９７７万円で農業舗装整備を実施いたしました。また、県が主体となって、事業主体となり、同じ農業振興地域内におきまして、土層改良、農道整備、農業用用水施設の散水施設の更新などを実施しました。県が事業主体となり実施する事業につきましては、令和５年度で８地区を実施し、事業費としまして１億７，３３１万円で、本市の負担額が１，９０３万１，０００円の実績でございました。これらの事業を導入し、畑地灌漑の施設整備及び施設の更新、土層改良、農道舗装整備を実施することにより、農業経営の向上を図るとともに、農地の流動化、農作業の受委託を推進させ、地域農業の安定を図られたと考えております。以上でございます。

６番（弓削洋平君） ありがとうございます。高齢化、担い手不足といった、また、挙げられますが、やはり、人が課題になります。本市においても、どの業種においても人手不足であります、そのような中で抜本的な対策が必要であります、今後の展望について伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、令和６年度以降の農業基盤整備計画について、３地区の主な事業をお答えします。まず、笠利地区におきまして、本市が事業主体となり、須野地区と平地区におきまして、農道舗装整備を計画していきます。また、県が事業主体で実施している５地区におきまして、土層改良、農道整備、農業用用水施設の散水施設の更新などを計画しております。次に、名瀬地区におきましては、県営畑地帯総合整備事業、大川地区になりますが、により、農業用パイプラインの整備を計画しております。次に、住用地区におきましては、令和６年度農地整備事業による農道整備及び附帯の橋梁の補修等を計画しております。内容としましては、西仲間地区において１，００９メートル、役勝地区におきまして３７２メートル、川内地区におきまして６０メートルの路線長でございます。以上です。

６番（弓削洋平君） ありがとうございます。それでは、次の質問になります。

２月２７日に、政府は食料安全保障を強化するために、食料農業農村基本法の改正案や関係法案を閣議決定いたしました。④農産物に対する食料安定供給について、今後の本市としての展開について伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） では、答弁します。農産物に対する食料安定供給について、国の食料安全保障政策の強化方針を踏まえた見解についてお答えします。

令和６年度の農林水産関係予算につきましては、総額２兆２，６８６億円であり、食料農業農村政策の新たな展開方向を踏まえ、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興、環境負荷低減に向けた取組強化、多面的機能の発揮などを主要なテーマとして位置付け、要求されたものと承知しております。また、食料安全保障の強化に向けた対応に係る部分につきましては、食料・農業・農村基本法の改正案について、今般、令和６年度の通常国会への提出を目指しているとのことであり、その動向を本市として注意して見守る必要があると考えております。具体的には、平時から国民一人ひとりの食料安全保障を政策の柱に位置付けることが政策のタイトルとして挙げられており、不測の事態が発生する前段階から食料確保対策を講ずる、新たな法的枠組み整備などが謳われておるようでございますが、詳細につきましては今後、お示しがあるものと考えております。以上です。

６番（弓削洋平君） ありがとうございます。今後、お示しがあったらですね、奄美市として何が大事か、そうですね、生産量の増大や安定に向け、しっかりとした目標値をですね、決め、食料自給率のア

ップに本腰を上げていただきたいと思います。そして、学校給食や飲食店など、地産地消に取り組み、島内消費をですね、島内消費と、また、プラス観光客による消費によって地域経済が循環する仕組みづくり、施策に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。（２）水産業振興について、①沿岸漁業における漁獲量の減少と後継者不足についてお伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、漁獲量の減少と後継者不足について答弁いたします。

我が国の令和４年度の漁業養殖業生産量は３８５万８，６００トンで、前年に比べて７．５パーセント減少しているとのことでございます。また、本市の農水産業を取り巻く状況を申し上げますと、令和４年の水揚げ量の実績としまして３９０．６トン、前年比では１４８．９トンの減となっております。約２７．６パーセントの減となっております。５年前の平成３０年の６０２．８トンと比べまして２１２．２トンの減、約３５．２パーセントの減となっております。この主な要因としまして、日本沿岸部では、漁獲の問題や温暖化の影響による魚種の変更、また、本市としましては、これらに加え、漁業従事者の高齢化の問題などにより、漁獲量を減少させております。また、後継者不足につきましては、５年前の平成３０年の関係漁協の合計の正組合員は１５０人でございました。令和４年度の現状としましては、１４２人と、大きく減っているわけではございません。しかしながら、専業で漁業者として生活をしていくことは難しい、厳しい状況であることは依然として変わりはなく、むしろ、燃油高騰の問題やその他、諸々の悪影響により取り巻く状況は悪化していること、また、本市におきましても、日本全体におきましても、漁獲量は大きく減り続けていることを考えましても、今後とも、漁業担い手育成支援事業や漁業経営安定化支援事業を活用しまして、新規漁業者の確保や後継者の育成、または、漁業者の経営安定の対策を行っていく必要があると認識しているところでございます。以上です。

６番（弓削洋平君） 沿岸漁業においてはですね、サメ被害や漁獲量の減少等、また、魚介類のですね、安価等のため、漁師離れが生じているとよく声を聞いております。アカマツ、アオホタ、まあ、島では、ウンギョマルマツとも言いますが、赤ウルメ等の地魚、根魚が美味しくて価値のある魚として飲食店等で出されております。需要はあるのに、漁獲量の減少により、安定的にお客様へ提供できないと飲食店の方からも声を聞いております。離島漁業再生事業において、サメ駆除や稚魚の放流などを行っていますが、効果が出ているのか分からないのが現実であります。このようなことを踏まえ、②漁礁設置の効果と現制度の可能性についてですが、漁礁設置は県の事業において行われていますが、実績と効果についてお伺いいたします。また、本市の現制度において漁礁設置できないか、お伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、漁礁の設置についてお答えします。

漁礁の設置許可につきましては、奄美大島海区漁業調整委員会において、漁業法の規定に基づき判断されるものとなっております。こちらは、県、大島支庁に事務局のある組織となっており、設置の実状等についてお聞きしましたところ、奄美大島海区には現在８５か所の設置があるとのことでございます。この設置による効果等の検証につきましては、同じく県、大島支庁によりますと、その検証は、設置主体者により行うものと判断されているとのことであり、その把握は実績等の報告集約にとどまり、効果検証といったところはなされていないようでございます。また、現行補助事業内において、簡素に設置できる漁礁の可能性につきましてですが、離島漁業再生支援事業による各漁業集落の実施計画に適切に盛り込むことにより、認められる可能性があるということです。ただし、設置する場合には、前述の奄美大島海区漁業調整委員会及び海上保安部による協議及び承認を得る必要があるとのことでございます。この漁礁設置の推進につきましては、その必要性について慎重に考慮しつつ、適切な計画策定と協議、承認により設置ができますように、各漁業集落の皆様と今後、検討を深める必要があると思われるので、御理解をお願いします。以上です。

6 番（弓削洋平君） ありがとうございます。85か所の漁礁の実績があるということで、漁礁の設置の効果として、広く分布する魚を集める機能や、食物連鎖を活発にして魚の生産を高める機能等が挙げられます。県の漁礁がサイズとかですね、大型の鉄筋コンクリートとかいろいろ種類があると思うんですけども、それなりの大きいやつでしたら、それなりの予算も伴うと思います。また、漁業者の方々のお話では、小型の漁礁なら予算もそうかからずですね、数か所に設置できれば、サメをちらつかせる役割を持つとのことでした。そのような中で、今後、効果を確認するためにも、先ほど、県は効果の実証をしていないというお話でしたけども、今後ですね、効果を確認するためにも、鹿児島大学水産学部との連携によるですね、水中ドローンでのモニタリングとかなどの必要性も大切であると思いますが、このことに対して見解をお伺いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、答弁します。先ほどの御質問でもございましたとおり、漁礁設置の効果等の検証につきましては、設置主体により行うものと判断されているとのことであり、県におきましては、その効果の程度についての追跡調査や効果の検証、評価はなされておられません。それで、本市としましては、必要に応じて、県や関係の研究機関と適切に連携を図りながら、その効果検証の在り方、手法等については検討をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いします。以上です。

6 番（弓削洋平君） ありがとうございます。その効果が認められたらですね、やっぱり、担い手の方々にもプラスになりますし、現時点でなかなか担い手がないということでしたので、こういうことをやることによってですね、また、一人でも多くそういう担い手が増えるようにですね、効果、そういった形でまた、調べる方法を是非是非、前向きに考えていただきたいと思います。また、漁礁設置はですね、漁業者の強い要望でもありますので、是非前に進めていただきたいと思います。

次の質問です。市長の公約にも掲げております、食と農の総合戦略であります。農業、水産業においても、有識者、あらゆる分野の現場の皆様と官民一丸となって課題に取り組まなければ、前に進みません。食と農の総合戦略において、農業、水産業における協議会の設立について見解をお伺いいたします。

市長（安田壮平君） 弓削議員におかれましては、昨年の市議選において2期目の御当選、誠にありがとうございます。今後とも、奄美市発展のために御指導、御尽力をよろしくお願い申し上げます。それでは、質問にお答えします。

食と農の総合戦略に係る協議会の設置ということでございますが、本市では、関連の計画としまして、平成30年度に、奄美の農林水産物を生かした健全で安心できる食生活を実現し、健康で心豊かな人間性を育むことを基本目標に、奄美市職育地産地消推進計画を策定しております。その計画を発展させる形で、マニフェスト13にございます、食と農の総合戦略の推進母体となる協議会の設立を行い、健康長寿の促進、食文化の承継や観光との連携に取り組み、併せて、島野菜の増産、島豚や地元産水産資源の有効活用などに取り組む活動の推進を行ってまいりたいと存じます。今後は、このような計画の発展を図ることや協議会設立に向けた検討を深めることで、総合戦略策定に関する準備を進めてまいりたいと思います。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6 番（弓削洋平君） 市長、ありがとうございました。今の状態でもですね、歯止めが、担い手とかですね、そういった生産量、漁獲量とかいったですね、まだ減少傾向になっていますので、そういった協議会ですね、皆様と一丸となって、早期実現に向けてですね、是非、取り組んでいただきたいと思います。

次の質問にいきます。2, 教育行政について, (1) 住用町における学校の統廃合について, ①中学校における専門教科教員の配置体制についてお伺いいたします。

教育長(村田達治君) それでは, お答えいたします。住用町の3中学校の専門教科教員の配置は, 住用中学校と市中学校がそれぞれ5人, 東城中学校が7人となっております。各校の専門教科教員が配置されている教科は, 10教科のうち, 住用中学校が国語, 数学, 理科, 英語, 音楽の5教科, 市中学校が社会, 数学, 理科, 英語, 音楽の5教科, 東城中学校が国語, 社会, 数学, 理科, 英語, 保健体育, 音楽の7教科となっております。以上でございます。

6番(弓削洋平君) ありがとうございます。10教科のうちに5教科, 専門教科の先生方が, 市は5名, 東城は7名, 住用が5名という形で, その, よっては一人の方が2, 3教科教える形っていうことで理解いたしました。大規模校に比べ, 小規模校は, 一人の教員が複数の教科を持つことにより, 教員の負担も多くなると考えられます。子どもたちの学力においてもですね, 専門的教員の授業とは差が生じると思います。先般, 川口議員の質問にもありましたように, 中学生になると学力が県平均より下がるということでした。こういったことは一つの原因とも考えられると思います。全国県平均の研究はされていますが, このような本市内の大規模校と小規模校を比較した学力の研究をしているとか, あったらお伺いいたします。

教育長(村田達治君) 本市における小規模校とあるいは一定以上の規模の学校との学力の差という御質問でございますけれども, 全体的に概略で申し上げますと, 小規模校においては学力が高い傾向にございます。要因といたしましては, 少人数であるため, 子どもたち一人ひとりに行き届く目がかなり大きいと, よく目が行き届いて, 子どもたちの実態把握に基づいた, 個に応じた指導がやっぱり, しやすいということが, 一つ要因として挙げられるんじゃないかというふうに考えているところでございます。ただ, 小規模校においては生徒数が少ないですので, ごく少数の子どもたちの平均ということになりますので, 場合によってはかなり, 年によって同じ学校でも差が大きいということもございますので, 御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

6番(弓削洋平君) 教育長, ありがとうございます。②統合におけるメリット, デメリットについて見解をお伺いいたします。

教育長(村田達治君) 統廃合した場合のメリット, デメリットということでございますが, 学習面では, 児童生徒数が増えることにより, 多様な考え方に接する機会が増えて, お互いに社会性や道徳性を磨き合いながら, 主体的に自らの考えを築き上げる力の向上が期待できるというのがメリットの一つとして考えられると思います。また, 運動面においても, 集団の中で切磋琢磨しながら, 現在よりも団体競技等にも取り組めることもメリットであるというふうに思います。一方, デメリットとしましては, 地域内に学校がなくなり, 歩いて登校できなくなる児童・生徒が考えられます。また, 学校は地域コミュニティの重要な一端を担っている点もございますので, 地域の人間関係等が希薄になってしまうことも危惧されます。併せまして, 現在の小規模校の環境に慣れ親しんだ児童生徒の心身に影響を及ぼす可能性もあり, 大きな集団での生活や人間関係に不安を感じる児童・生徒もいるかもしれません。また, 先ほども申し上げましたが, 学習指導, 生徒指導面において, 小規模校ならではの教師のきめ細かな指導が届きにくくなることも考えうるところでございます。以上でございます。

6番(弓削洋平君) ありがとうございます。小規模においては, メリットがいっぱいあるっていうのも私も重々承知であります。統合するにあたっては, 考え方として賛否両論あるのはもう事実であります

が、子どもたち、保護者が現在の環境においてどう思っているかが一番大事ではないかと私は思っております。保護者の中には、同級生がいなく、小学校を一人で卒業したという経験がある方もいらっしゃいます。そういう中で、授業、スポーツ面においても寂しい思いをしてきたということで、子どもにはですね、自分と同じような思いをさせたくないという真摯な御意見をいただいております。また、これから子どもが入学する保護者においても、5年後の先のことを考えると不安になるという声もあります。こういった多くの御意見をいただいておりますが、③生徒、保護者、地域住民へのアンケート調査について見解をお伺いいたします。

教育長（村田達治君） 議員御指摘のように、小規模校の良さ、あるいは大規模校の良さ、それぞれあることは確かであると思います。住用町の小規模校におきましては、自然体験、それから伝統芸能の継承、自然探求学習等、その他、その地域と一体となった教育活動が行われておりまして、豊かな自然環境ときめ細かな指導、密接な人間関係などに意義を認める声も少なくないというふうに思います。一方で、御質問にありましたように、統合に関するアンケート等につきましては、保護者や地域の声を丁寧にお聞きしながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

6番（弓削洋平君） ありがとうございます。是非、調査をしていただきたいと思います。そのまま、調査した結果にもよりますが、今のままが良いというなら、今のままで結構なんですけども、私に聞こえている声は、統合してそういった形のほうが良いという声が多数聞こえておりますので、是非調査してですね、今の子どもの教育の環境、保護者がどう思っているのか、是非調査していただきたいと思います。強く要望して、次の質問に入ります。

（2）熱中症対策について、令和3年4月下旬から全国を対象に運用を開始した熱中症警戒アラートですが、①熱中症警戒アラートにおける対策についてお伺いいたします。

教育長（村田達治君） それでは、御質問にお答えいたします。各学校の熱中症対策につきましては、本市では、熱中症対策の一層の強化や長期休業明けの熱中症事故の防止に関する文書の配布や、管理職研修会等の研修会におきまして、熱中症の具体的な対策について指導を行っております。熱中症警戒アラートの発表が確認できた際は、マニュアルに沿って対応することになります。また、学校では、熱中症事故防止の具体的な取組について、温湿度計や暑さ指数を参考にしながら、暑さ指数が一定条件に達し、熱中症発生が心配される場合、屋外だけでなく屋内の活動についても活動を控える、または、中止する等の対応をしているところでございます。近年は、夏場だけでなく、春や秋も対策が必要な気候となるときがございます。今後も、熱中症事故防止対策には十分に留意しながら、継続して取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

6番（弓削洋平君） はい。今後とも万全な対策に取り組んでいただきたいと思います。

全国において、近年、熱中症による死亡者数、緊急搬送者数は著しい増加傾向にある中で、高齢者の方からのお話でも、昔と違う暑さだとよくお聞きします。そのような中で、夏場になると子どもたちにとって水筒は必需品となっています。学校へ出発する前に氷を入れていくが、午前中には溶けてしまうとのことです。対策として、予備の水筒を持ってくるように指示があったそうですが、溶けるのが早く、同じであるとのことです。先般、竹山議員の質問でもランドセル症候群のお話もありましたが、小学校の低学年にとっては、プラス水筒2個となると相当の重さになると思います。水分摂取量や水筒の大きさに個人差はあると思われますが、このようなことを踏まえ、市内小・中学校における冷水機設置の現況についてお伺いいたします。

教育部長（大庭勝利君） それでは、お答えいたします。奄美市内の学校における冷水機の設置台数と、

また、それに合わせた設置の経緯についてお答えいたします。

まず、設置台数につきましては、現在、小学校2校に2台、中学校4校に5台、合計7台が設置されております。設置の経緯につきましては、卒業記念や後援会からの寄付、ベルマークによる購入となっており、維持管理については各学校にて対応をお願いしているところでございます。以上です。

6 番（弓削洋平君） ありがとうございます。また、4月からはですね、徐々に暑くなってきます。また、この市の予算としてですね、今後、冷水機の設置はできないか、お伺いいたします。

教育部長（大庭勝利君） お答えいたします。公費による冷水器の設置についてお答えいたします。

これまで、本市教育委員会において、公費での冷水器の設置はない状況でございます。学校における熱中症対策の一つとして、普通教室に空調機の整備を行っておりますが、昨今の気候変動により、議員からありましたように、対策の重要性を更に認識しているところでございます。冷水機の公費での設置につきましては、その必要性について、衛生面や安全面も含めて考えてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

6 番（弓削洋平君） ありがとうございます。この質問はですね、保護者からの強い要望ですので、是非、前向きに検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。3、防災対策について、（1）線状降水帯による被害について。昨年の6月に発生した線状降水帯による大雨によって、住用町において床上浸水や床下浸水、道路冠水など大きな被害をもたらしました。幸いにも人的被害はありませんでした。役勝においては、山と役勝川の間に国道と住家が位置しているため、大雨により、山から水が役勝川に流れ、水位が上がり氾濫したために逆流を起こし、下役勝と新村の道路が冠水いたしました。①役勝川からの逆流についてお伺いいたします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。議員御指摘の地区が冠水した原因につきましては、役勝川からの逆流のみが原因ではなく、役勝川の増水により、この役勝川に接続する水路や河川などから、雨水が十分に排出されず、道路冠水に至ったと理解しているところでございます。以上です。

6 番（弓削洋平君） 了解しました。増水ということで、理解いたしました。下役勝もそうですが、新村は特にですね、国道より低い位置に住家がありますので、記録的な大雨が降ると毎回冠水いたします。対策として河川の拡幅しかないと考えますが、県の管理であります。②河川の拡幅について今後の計画をお伺いいたします。

建設部長（藤原俊輔君） お答えします。議員御案内の役勝川につきましては、県が管理する2級河川でございます。こちらも県のほうに確認しておりますが、この役勝川の河川改修は、越次橋から上流5・

1キロメートルの区間を全体区間とし、現在、国の交付金事業を活用して、河道の拡幅、築堤等の整備を下流側より順次行っている状況であるとのことでございます。また、今後の整備の進捗とともに、水位低減が図られ、浸水被害に対して効果を発揮するものと考えているとのことでございましたので、御理解をいただきたいと存じます。

6 番（弓削洋平君） 計画的に徐々にやっていくということで、はい、理解しました。下役勝においてはですね、道路冠水のため、18時30分ぐらいから通行止めになりましたが、午前0時に片側通行となり、下役勝の区長さんはじめ、消防団や職員の皆様が夜中遅くまで車の誘導等に御尽力されていきました。その後、水位も下がり、通行止めが解除となりましたが、午前2時過ぎに満潮と重なり、再び水位が上がり、道路が冠水したと聞いております。そのときに通行止めの看板もなく、マイクロバスの運転

手は水位が見えず、そのまま進行し、水に浸かってしまったとお聞きしております。その後、消防団の皆様が運転手を救助してくれたと聞いております。再び水位が上がってきたときの対応であります。警察に電話したが、通行止めの権利は道路管理者の県であると回答をもらったが、夜中でもありますし、緊急時の連絡先が分からないという一面があったそうです。これを聞いて、常日頃からの連携や緊急時対応の手順の確認が必要であると感じました。

③そこで、道路管理者、警察、消防職員、消防団、本市職員の連携についてお伺いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。

昨年6月20日から22日に発生しました大雨についてでございますが、6月22日の議会本会議の冒頭にお時間をいただきまして、被害の状況については市長から報告をさせていただいたところでございます。御質問の国道の冠水の対応につきましては、道路管理者の大島支庁が行っておりますので、基本的には大島支庁へ通報していただくことになりますけれども、本市においても大雨警報が発令された際には職員が待機しておりますので、本市への通報をいただければ、その場合でも、道路管理者への連絡はもちろん、消防や警察等の関係機関と情報共有を図り、迅速に対応してまいります。以上です。

6番（弓削洋平君） ありがとうございます。災害は昼夜問わず起こりますので、常日頃からの各団体との連携が大事であります。是非、今後の教訓として捉え、次に生かせるよう努めていただきたいと思います。

それでは、（2）平田町ループ橋の街灯についてですが、地域住民からの強い要望であります。街灯の明かりが消えていて、夜になると歩道を歩いていても暗くて怖いとのことでした。①現況と今後の対策についてお伺いいたします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えいたします。

平田町の道の島ループ橋の道路照明灯、いわゆる街灯は全部で31基あり、令和6年2月下旬時点で不点灯のものは7基確認しております。明るくしてほしいという要望でございます。灯具や配線などの原因を調べた上で修繕してまいりたいと思いますので、御理解くださいますようお願いいたします。

6番（弓削洋平君） 分かりました。是非ですね、地域住民、また、奄美看護福祉専門学校の寮もありますので、是非、早急に対応していただきたいと思います。これで質問は終わりますが、3月をもって退職される職員の皆様、長き行政の職務を全うしていただき、ありがとうございました。また、いろいろと御指導いただきながら、本当に感謝しております。退職後もまた、地域にその行政の経験を生かしてですね、地域に是非貢献していただきたいと思います。これをもって私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（奥 輝人君） 以上で、チャレンジ奄美 弓削洋平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時28分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午後2時40分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 瀧 真一郎君の発言を許可いたします。

4番（瀧 真一郎君） いや、やっぱり緊張しますね。市民の皆様、議場の皆様、インターネット配信を御覧の皆様、こんにちは。無所属の新人、瀧 真一郎でございます。

今回の令和6年第1回定例議会最後の一般質問となります。ちょうど18人目ですか。質問がかなり

削られてきましたが、精一杯頑張ってまいります。

まず初めに、1月1日の能登半島地震や翌日の羽田空港での衝突事故、こちらのほうでお亡くなりになられた方々への哀悼の意を表します。また、被災された方々には心からお見舞いを申し上げるとともに、復興に尽力されている皆様には、安全に留意され、御活躍されることをお祈り申し上げます。

さて、私は、昨年10月の市議会議員選挙において、皆様の御支援により、このような素晴らしい機会をいただくことができました。これから4年間、地域の課題に真摯に向き合い、皆様の声を代弁し、改善に努めてまいります。応援いただいた方々へ心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

質問に移る前に、少し所見を述べさせていただきます。私は、高校卒業までの18年間奄美で過ごし、その後37年間、大学、そして、トヨタ自動車の社会生活をと踏まえ、4年前に帰ってまいりました。帰ってきた理由というのは、大好きな奄美が、人が暮らし続けることができる島、それを目指し、そのために私の残された人生を奄美のために働きたい、そう考え帰ってまいりました。今回の一般質問でも分かるように、各議員から質問された内容、その中で、奄美はやはり課題が山積みであると思います。その解決に向けて、私が培ってきた経験が少しでも生かすことができ、そのために全身全霊を傾けて取り組んでまいりたいと考えております。これからも引き続き御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。

さて、これから、私の質問に移らせていただきます。

今回、私、大きく二つのテーマを挙げさせていただきました。一つ目は奄美市の未来計画について、二つ目はカーボンニュートラルの達成に向けてになります。

まず、これまで多くの議員の方が質問していますが、すべての根幹になりますので、私は奄美市未来計画の位置付けについて質問をさせていただきます。質問というか、これは確認になるかと思います。記載されている内容や各議員の質問、更に、市長の施政方針での説明、各答弁、その内容の中からですね、私自身が思う今回提示された奄美市未来計画とは、15年後の奄美市の姿を示したものの、かつ、達成に向けて市民の方々、民間団体、行政の行動指針を記したものであり、実際の実行計画、これを示したのではないという認識です。その認識で、齟齬がないかどうか、まず確認させていただきたい。

次の質問からは、発言席で行わさせていただきます。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。市長。

市長（安田壮平君） 瀧議員におかれましては、昨年の市議選における御当選、誠におめでとうございす。今後とも、本市発展のために御指導、御尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、質問にお答えさせていただきます。

総合計画の位置付けについてということでございますが、奄美市役所が取り組む事業のみを示すものではなく、未来の奄美市づくりに向けて、市民一人ひとり、企業や団体、奄美市役所が一丸となって、奄美市の課題解決と持続的な成長を実現するための大きな方向性を示す計画が本総合計画でございます。本計画において、このような位置付けとしました経緯を説明いたしますと、昨年6月に開催された、第1回奄美市総合計画審議会で、策定の方向性について、シンプルで分かりやすい計画を目指すことや、基本構想と基本計画の一本化を図り、細かい事業については総合計画ではなく、個別計画で記載するというふうに整理をしたところでございます。その方向性に基づいて、官民間問わず、職種や分野の垣根を越えて構成される五つの分科会に分かれて議論したほか、高校生アンケートやパブリックコメントを実施するなど、市民意見の聴取、反映にも努めてまいりました。可能な限り市民の声の反映に努めた案が、本年の1月30日に審議会の会長から答申を頂いた次第です。本計画では、市民、企業、行政が生活や企業活動の中でできること、すべきことの具体例を挙げており、本計画を多くの市民、企業団体の皆様に手に取っていただき、自発的な行動を促してまいりたいと存じます。

また、行政としての事業の進捗管理についてでありますけれども、15年間の事業計画を毎年度ローリング方式で見直しを行っております。実施計画として管理していくこととしております。実行計画についてでございますが、行政においては、アクションプランなどと表現されることもあります。政策目標の達成に向けて、取組の一つひとつを細分化するとともに、期限や目標、実施主体などを明確にし、主に図によりまとめるものを想定した上で御質問をいただいていることと存じます。行政においても様々な分野での実行計画の策定が進んでいることは承知をしておりますが、今回、策定する総合計画、未来計画においては、実行計画策定の検討に至っていないのが現状でございます。よろしくお願いいたします。

4 番（瀧 真一郎君） 答弁ありがとうございました。

次の3番目の質問の中で実行計画の話もさせていただきますので、それは次のほうに述べさせていただけたらと思います。今、答弁あったように、であれば、今回の総合計画というのは、やっぱり、その行動指針を示すものという形で、具体的な実行事例というやつは別途定めていきたいと。それに対してはまだできていないという認識でよろしかったでしょうか。お願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） 今、市長からもお話があったように、実行計画の策定には至っていないということでございます。以上です。

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。では、ちょっと2番目の問題から先に行かさせていただきます。はい。

まず、人口推移の目標の考え方、こちらはですね、先日、幸多議員のほうでも質問がありましたが、まずですね、今回のやつは、これで、国立社会保障・人口問題研究所ですかね、そちらのほうの指針に基づいて、それに対して上回ることが目標に掲げるということで、具体的には示していない、数値目標は出さないということで、認識はよろしかったでしょうか。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。本計画では、人口減少対策の効果を示す指標として、国勢調査に基づく将来推計人口を上回っていること、ということを設定をしております。この指標を設定した理由としましては、人口減少対策に取り組むことにより、科学的に試算された将来推計人口を上回っていくことは可能であるとする考えのもと、本計画に基づく様々な取組が、本市における重要な課題である人口減少に対して、効果があつたかどうかの参考とすべく、将来推計人口と国勢調査人口を比較することとしております。以上でございます。

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。なぜこの質問をさせていただいたかという、やはり、目標値がない状態というか、先ほど、昨日ぐらいですかね、質問の中で、人口推移に関しては、すでに奄美市としてはその目標は上回っている状況だというふうにお伺いしております。すみません、認識が違っていたら訂正をお願いいたします。そういった状況の中で、更に、高みを目指す目標を作っていくという状況の中で、目標設定をしていかないですね、なかなか、なんて言ったらいいですかね、モチベーションとも言いませぬけども、何に本当に手を入れて、何がその効果が出てきたか、そういったところをですね、しっかりと押さえていく必要があるんじゃないかと。そのためには、極力ですね、目標値があつたほうが良いかということと、もう一つですね、幸多議員がおっしゃっていたように、今の現状でいくと、40年には約3万1,000人ですかね。人口になるかというふうには推計されているかと思います。その状態の中、課題を解決していくためには、今から施策を打っていかなくちゃいけない。その方向性が見えないと、なかなか、その予算等々に落とし込んでいくことが難しいのではないかと。という考えのもとに質問させていただきました。回答のほう、よろしくお願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。目標設定というところで、少し補足的に答弁させていただきます。

奄美大島本島ですが、外界離島でございまして、生活圏域、経済圏を同じくする奄美大島5市町村が人口に関する意識を共有するためにですね、奄美大島人口ビジョン2020というのがございます。奄美大島人口ビジョン2020、その中で将来人口の目標を設定をしているところでございます。同人口ビジョンでは、奄美大島における2060年の将来目標人口を、2010年の総人口6万5,762人の約8割程度を維持する、5万2,600人というふうに設定をしております。

また、目標達成に向けて、15歳から64歳までの生産年齢人口などを中心とした移住促進であるとか、新規高卒就職者と島内出身大卒者の地元就職向上による転出の抑制、転入促進を図るための目標値も設定をさせていただいてるところでございます。新年度となる6年度には、令和6年度末には、奄美市攻めの総合戦略2020が計画期限を迎えることから、奄美大島人口ビジョン2020につきましても、各市町村の総合計画に加味した将来目標人口の確認など、奄美大島5市町村で議論をしまいたいということになっております。以上です。

4番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。そのビジョンの中では、まず、人口のやつは5万2,600名という話だったと思いますので、その状況の中で、奄美大島全体ですね、の中でやっているということでもよかったですかね。分かりました。その中でですね、当然、課題としては、人口が減っていく中での課題は結構見えてきているかと思います。それとしっかりと結びつけた状態で、人口問題と含めてですね、進めていきたいと思いますので、次の実行計画ですか、そちらの実際落としていくときには、それを踏まえながら是非、対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

合わせて、次の質問に入ります。さっきの実行計画についてですけれども、先ほど、今回のその未来奄美計画の中ではですね、15年間という長期の期間を長期と置きまして、4年単位で、短中期というか、4年単位に見直していくというふうにと記載されております。これ自体は、まず、確認なんですけれども、4年で見直すというのは、ビジョンを見直していく、あるべき姿を見直していくということ、実行計画自体は1年単位でやっぱり、見直していくということでもよかったでしょうか。

総務部長（濱田洋一郎君） ビジョンの見直しということでございますけど、まず、15年後をイメージした時期に想定してる課題ということでお答えさせていただきますと、また、数字を申し上げますが、従前の議員にもお答えさせていただいた部分でございますけども、社人研が令和5年12月に公表した、本市の2040年、およそ15年後になりますけれども、推計人口が3万1,579人となっております。2020年の本市国勢調査人口4万1,390人に比較すると、人数にして9,811人、率にすると23.7パーセントの減少。年齢別に見ますと、0歳から14歳の年少人口が3,108人、15歳から64歳の生産年齢人口が1万5,173人となりまして、2020年の国勢調査人口に比較しますと、年少人口は人数にして2,580人、率にして45.4パーセント、生産人口は人数にして7,064名、率にすると31.8パーセントの減少になるということです。それから、65歳以上の高齢人口につきましても、1万3,298人となりまして、2020年の本市国勢調査人口に比較しますと167人減少いたします。率にすると1.2パーセントの減少にとどまり、全体に占める構成比は9.6パーセントが増えて、42.1パーセントとなります。

課題というところで、15年後には老年人口1人を生産人口1.14人で支える社会機構となり、現在以上に少子高齢化社会となっていくことが予想されていると。人口そのものは地域経済における消費力の衰退に直結するものであり、このことはあらゆるサービスにおいて影響を及ぼすものであるということになりますので、社会保障を支える担い手となる生産年齢人口の減少は、本市の税収入にも直結する可能性があるほか、現役世代の負担率の増等、生活に直結する可能性もございます。

また、年少人口につきまして45パーセントの減少が推計されておりますので、保育所や学校をはじめ、子ども子育てサービスの減少なども考えられるところです。総じて、市内経済市場の縮小に伴う雇用吸収力の悪化及び担い手世代の負担増、子育て環境の劣化等が進展すれば、それに伴う一層の人口減少が加速されます。こういった、今、諸々申し上げましたが、そういった人口減少がもたらす、全国的なトレンドではありますけれども、そういう中にもあって、どうやって地域から活力を生み出し、持続的な社会形成を目指すべく、この未来計画を実行し、また、実行計画を作っていくかと。で、4年間のビジョン、その中で、一くくりの中で、その目標設定がどのように議論されていくのか。そして、この未来計画に基づいて、官民であつたり、議員の皆様含めて、市民の方との対話の中でどういう実行計画を、どのフェーズと言いますか、段階を明確にしながら進めていくかというような中で、その中で毎年議論していく中で4年間、そして、また、毎年議論していく中で4年間っていうようなことを踏まえて、イメージとしてはロードマップのイメージですね、聞き取りの中でもお話いただいたということですけれども、なぜまちまーじんゆらおう計画に作成されているような、ああいうロードマップのようなイメージが実行計画として考えられるのかなということで、議論をさせていただければと思ってるところでございます。以上です。

4番（瀧 真一郎君） 丁寧な御回答ありがとうございました。多分ここに書かれてる中身でですね、やはり、今回、その全体のビジョンを示していただいた中で、先ほどおっしゃった具体的な計画というか、軸がないもんだから、ちょっといろんな皆さんに誤解という、誤解っておかしいですけど、認識がバラバラになっているかというふうに私自身は感じています。なので、当局側で、市長の思いであれ、我々議会の思いであり、それこそ市民の方々皆が同じ思いにならなければ、これはうまくいかないというふうに認識しております。で、あえて今回、再度確認という形で今回、質問させていただきました。なので、改めて確認させていただきます。今回の未来計画というものは、15年後を示す幹となる姿、これをしっかり示したものであり、それに対して、各市民一人ひとり、そして、企業、企業団体ですね、企業団体、行政の行動指針を示したものである。で、それを受けて実行計画は今後早急に作っていくということで間違いのないでよろしいでしょうか。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。今、議員がおっしゃったようなことでよろしいかと思えます。この議決をいただいて策定されて、それがやはり、こう出ていきます。その未来の奄美市づくり計画ということのをですね、まず、いろんな方に知ってもらおうと。いろんな方に知ってもらって、例えば広報紙であつたり出前講座であつたり、小中高における本計画の周知、その中で私ができること、そして、企業団体ができること、行政がなすべきこと、ということなどを含めて、先ほども申し上げましたけれども、官民での対話、コミュニケーションの場をたくさん作っていく。また、それと並行する形で、おっしゃっていただいている実行計画、あるいは、先ほども申し上げましたが、議員御案内のロードマップや実行フェーズといったものをですね、お示しするための取組ができればというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

4番（瀧 真一郎君） ありがとうございました。多分、この結果を受けて、今回しっかりと話を聞かせていただきましたので、私の言葉、自分の言葉で、この思いというのをみんなに伝えることができるというふうに思います。本当にありがとうございました。この辺を話した中っていうのは、実はですね、この予算審議、これ、すみません。質問ではないです。すみません。予算審議が来週から始まっていくんですけれども、その中にも実はこの計画に含めた予算という形で上がってきております。そうすると、それ自体は実行計画と紐づいていないと本当は判断できないところが多々あるものですから、今回そういった形で今、間に合っているかどうかということを質問させていただきました。であれば、現状であると、今まで上がってきたものに一応紐付けはしましたということで、今後、その計画に基づい

て見直すことは必要があるかなと思いますので、そういったものを含めて来週の議論をさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問のほうに移らせていただきます。

2050年のカーボンニュートラル達成に向けてということ、こちらのほうも結構長いスパンになっていくものですから、現状というのはなかなか見えていない状況でありますし、かなりハードルが高い施策だというふうに考えております。その中で、現時点の進捗という形で、令和3年度だと思いうんですけれども、各奄美市地球温暖化防止活動計画の事務事業編というところと、その進捗状況ということで、温室効果ガス排出量取組状況等の目標達成状況等の計画の進捗状況というやつが、これ奄美市のホームページのほうに上がっている資料になるんですけれども、この中で示されております。これ自体は奄美市庁舎ですね、庁舎のほうの温室ガス効果というか、その排出量の低減のやつを謳った中身になっております。こちらのほうですね、取り組み状況のほうの説明のほうをお願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） 議員御質問の庁内での取組というところで、はい、事務事業編ということでお答えいたします。庁舎内におきましては、ごみの分別の徹底や量の縮減はもちろんでございますけれども、パソコンの省エネ設定や昼食時の消灯、そして、換気や冷房運転の適切な管理など、1年通しての電力の省力化などに取り組んでいるほか、事務用品等の物品購入に際しましても、再生紙のコピー用紙やトイレットペーパーなど、環境に配慮した製品を全庁的に活用しているところでございます。また、令和5年度からは試行運用でございますけれども、1年通してのノーネクタイ勤務を採用することなど、また、公用車の運用に関しても、日頃からエコドライブの推進に心がけるとともに、車両の更新時にはハイブリッド車や電気自動車の導入など、環境整備も併せて進めてまいりたいと考えております。これら本当に小さな取組ではございますけれども、一つひとつ継続していくことで、省エネや地球温暖化対策を推進し、世界自然遺産にふさわしく、人にも自然にも優しい環境づくりにつながっていくと思うところでございます。以上です。

4番（瀧 真一郎君） すみません、私が見てる資料がもしかしたら違っていたら申し訳ございません。実行計画の資料の中でですね、削減目標達成に向けた年間温室効果ガス排出量という形で記載されてまして、そちらのほうでは2016年から2021年に向けて効果が出ていないという旨が報告されております。当然難しいのは理解しているつもりですので、この中で何が効果があって、なぜこちらのほうの効果が見えていないのかっていう形でお伺いできたらというふうに思います。すみません、もし質問が噛み合っていなかったら、また別途でも結構ですので、その旨お伝えいただければと思います。

議長（奥 輝人君） 答弁を求めます。市民環境部長。

市民環境部長（島袋 修君） 瀧議員の資料は、令和3年度のやつですかね。この②ということで回答させて。

4番（瀧 真一郎君） これは多分、庁舎の中の達成状況とかで示された資料だと思うんですけれども。良いです。これ。別途で結構です。すみません。また、②とは若干違う中身になってきますので。はい。結構です。

総務部長（濱田洋一郎君） すみません。私のほうで、先ほど申し上げたように、この庁舎の取組のことだということで、お答えをしましたが、今、その庁舎内の数字的なものということについては、また、今回はお答えすることができませんが、また別途、お伝えする機会を得たいと思いますので、よろしく願います。申し訳ございません。

4 番（瀧 真一郎君） すみません。私のほうの多分伝達ミスだと思いますので、すみません。ありがとうございます。また別途、お伺いさせていただきます。今回質問させていただいたのは、多分、庁舎で、みんな意識が高い方々が取り組んでいる中身なものですから、それでうまくいかなかったっていうことは、きっと民間のほうにもフィードバックかけることができる中身だと思います。なので、あえて、すみません、質問させていただきました。またそちらのほうは別途、相談させていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次のほうの質問のほうに移らせていただきます。こちらのほうは、先ほどありました、令和3年度奄美市二酸化炭素排出抑制対策等事業調査業務、調査の中で示されていた、今後、カーボンニュートラル達成に向けて、多様な可能性について報告した資料だというふうに認識しております。その中で、大きく三つ項目を挙げられていて、一つが再生エネルギーの活用で、もう一つが排出の抑制状況で、もう一つが吸収分野、これは森林のほうに特化されていましたが、そちらのほうの対応という、三つがカーボンニュートラルに対する目標の施策だというふうになら書かれております。そちらのほうの現状の活用状況であったり、実施状況がもし分かるようであれば教えていただければと思います。すみません、まずは再生エネルギーのほうからです。すみません。

市民環境部長（島袋 修君） 議員御質問の令和3年度奄美市二酸化炭素排出抑制対策等事業調査業務に基づく質問だと思いますので、この調査は環境省の補助金を活用し実施した調査でございます。本調査は、地球温暖化対策法に基づく市町村実行計画の区域施策編を策定するための基礎調査という位置付けで行なったものであります。翌令和4年度には区域施策編の策定事業を環境省補助金公募に応募いたしましたが、令和4年度に採択まで至りませんでした。令和4年度は、本市の事務事業に限定した温暖化防止実行計画事務事業編の計画最終年度でもあったことから、区域施策編の新規作成と合わせて、事務事業編の改訂を今年度に策定作業を今現在、進めているところでございます。議員御指摘の目標値につきましては、基礎調査において区域施策編の目標を想定して算定したもので、本市として再生エネルギーの目標と位置づけられたものではなく、現在の計画策定において改めて目標値の精査を行っているところであります。従いまして、現時点の数値はフォローアップできていないところですが、いずれにいたしましても、目標を再設定した計画策定後には、可能な限り短いサイクルでの振り返りを実施しながら、カーボンニュートラルを推進してまいりたいと考えております。

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。であるのであれば、この令和3年度の出した調査結果を受けて、まだ進捗は全体としてないよということではよろしかったでしょうか。

市民環境部長（島袋 修君） 一応、令和3年度の調査を受けまして、再生エネルギーは昨年、下水道課の汚泥を利用したバイオガスで発電とか、そういった取組も行っております。また、個人の家での太陽光発電で、今、企業が入って、PPAですかね。で、太陽光発電を企業が無償で入れまして、それでもやってやるという事業なども同時並行して進んでいますが、今現在、この区域施策編を策定するにあたりまして、数字を再度精査した上で目標値を設定したいと考えているところです。

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。再生エネルギー等に関してはですね、本当に、先ほどの汚泥の使った話もあるかと思いますし、日進月歩、かなり進捗が早いサイクルで動いているものですから、こちらのほうはそれを、情報をキャッチしながらですね、うまく対応していくところを、スピーディーにやっていかないと、取り残されていく可能性も当然あります。なので、こちらのほうは是非、先ほどおっしゃったように、今年度計画が作成されるという話をお伺いしていますので、そちらの中をまた見させていただきながら、是非、議論のほうを継続させていただければと思います。ありがとうございます。

います。

ちょっと2番のほうに行きますが、それでいくと、その排出抑制状況等についてというところも、同じように今、目標値を設定している最中ということで、何かしらの進捗等々がもしございましたら教えていただければと思います。

市民環境部長（島袋 修君） 排出抑制ということでは、今のところ具体的にはやっておりませんが、一応、電気自動車の普及であるとか、EV車の充電器、そういったものを諸々、民間事業者も含めて現在検討してるところであります。

4番（瀧 真一郎君） 排出抑制に関して、なぜこれを挙げさせていただいたかというところ、今、一方ですね、交通手段の不足ということでもかなり問題視されております。多分そちらのほう、対策を打っていくという形になると、必ずこちらのほうは背反してくる実勢になっていくものですから、そちら、うまく横串を刺しながらですね、連携をとって進めていかなければいけないという思いをもって、今回質問させていただきました。逆に言うと、その辺のほうはまだ、進捗というか、今、検討中であるのであれば、是非、このカーボンニュートラルってところはですね、単独の部署でできる問題ではないというふうに認識しております。なので、しっかりと横串を刺して、本当に2050年という、思った以上にハードルは高い中でこれは推移していくものですから、是非、横串を刺した活動というものを、今回の計画、今年度末の計画を受けて、是非、推進していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。こちらは質問ではありません。

次の、じゃあ質問に移させていただきます。三つ目ですね。吸収分野というところで、こちらのほうは今、特に日本国内よりも海外のほうが先に進んでいるんですけれども、カーボンクレジットという考えがあります。国内のほうでもJクレジット、Jブルークレジットということで、昨年末ですかね、いろいろ省庁が違うんですけれども、Jクレジットは、個別でやっていた農林水産省、経済産業省、環境省、こちらを一本化して、昨年の10月だと思います、のほうに運用が開始しました。更に、国交省のほうもJブルークレジットということで運用を開始しております。これは実際には何をやってるかというところ、森林ですね。森林とかを植林したものに対して、二酸化炭素を吸収する、その量を算出して、それを売ることができると、という形になります。Jクレジットは森林系です。Jブルークレジットというやつが藻場であったり、マングローブ、こちらのほうがその資源になります。実際に大和村であったり瀬戸内町というところは、事業体としていろいろと取り組んでいるっていう話を伺っております。そういったところですね、せっかくこの奄美市というところは、森林資源であり、海洋資源をしっかり持っている状況の中で、財源を確保するという中で、こういったものの活用というものを推進していくことが可能ではないかというふうに思うんですけれども、逆に、現状の中でその辺のもし考えがございましたら、教えていただければと思います。

市民環境部長（島袋 修君） 脱炭素を進める上で、日常生活や経済活動において、削減することができないCO2排出について、まず、できるだけ排出量が減るよう、削減努力をそれぞれが行い、それでもどうしても排出される分について、排出量に見合った削減活動に投資することで、排出されるCO2を埋め合わせるという、カーボンオフセットという考え方があります。この排出削減量と吸収量を信頼性のあるものとするため、2013年度から、議員御案内のとおり、Jクレジット制度が開始しました。Jクレジット制度では、省エネ、再エネ設備の導入や森林管理等、グリーンカーボンによる温室効果ガス排出削減吸収量をJクレジットとして認証し、クレジット活用による国内での資金循環を促すことで、環境と経済の両立を目指しております。県内におけるカーボンオフセットとしては、かごしまエコファンドがあり、市町村等の森林整備を対象に適用されているところであります。一方、Jブルークレジットは、沿岸海洋生態系によって蓄積された炭素をブルーカーボンと位置づけて、カーボンクレジット

トとして創設されたものであります。いずれも本市として、これまでは取組がないところですが、こちらでも現在策定中の計画で施策として位置付け、農林水産部とも連携しながら、活用が拡大するための普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

4 番（瀧 真一郎君） ありがとうございます。当然、こちらのほうはですね、いろいろお話を伺っていくと、植林したもの、今あるものに対してはかからなくて、今から生産していくもの、植林するもの等々にかかっていく形だというふうにお聞きしております。なので、そうしていくと、世界自然遺産の関係であったり、国立公園の関係性であったり、かなりいろんな制限がかかってくるかと思うので、そちらのほうも一応、加味しながら是非、やっていただければと思います。せっかくある奄美の自然資源になりますので、そちらのほうをしっかりと、活用できるものは活用していくというところを、手を入れていかないと、ある程度、行政のほうがですね、この辺は制御をしていかないと、今、外来種駆除の問題も多々出ております。なので、いろんなことを、現在守ってきたものを逆に失う可能性もあるものですから、そちらと合わせて、是非、推進のほう、よろしく願いいたします。

はい。では、最後になります。そのほうですね、このカーボンクレジットの活用等々に関してなんですけれども、先ほどちょっと、先ほどの排出系の中と同じ話になっていきますが、単独の部署等々ではなかなか難しいところだと認識しております。先ほどのやつでいくと、多分、交通問題も関わってきます。今回のやつでいくと、さっき言った農林水産課の問題も関わってきます。当然、世界自然遺産を守るという話も加わってきます。是非ですね、市役所一体となって加速していくような体制というのを、是非、この今回の年度末に出る計画に基づき立案していただくことをお願いしたいと思いますが、これ、質問ではなくお願いになるんですかね。お願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

はい。今回、私の質問はこれで以上になります。

かなり、まず今回、私のほうの思いとしては、私はまず仕事を進めていく中で1番大切にしていきたいのは、まず、幹となる目的だと思っています。その目的が一緒であれば、いろんな手段というところはどう変えていっても良いのではないかと考えていて、今回はカーボンクレジットについても、未来計画についても、幹の部分をお聞きさせていただきました。今後、その計画に受けて、手段として行われる各実行計画、ここについて、細かいところについては、次回以降、話をさせていただきたいと思いますが、今回は、幹の部分がしっかり合意できたとは私は認識しております。なので、今後とも、いろいろと御指導いただきながら、頑張っていきますので、よろしくお願いします。

最後に、今回、3月をもちまして退職される方々、本当に今の奄美をつくってきた皆さんの力、こちらのほうをしっかりと引き継ぎながらも、より良い奄美に十分に目指して進んでまいります。是非、これからも御指導、御鞭撻のほど、よろしく願いいたします。本日、今回は、ありがとうございました。

議長（奥 輝人君） 以上で無所属 瀧 真一郎君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、3月8日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午後3時20分）

第 1 回 定 例 会
令和 6 年 3 月 8 日
(第 7 日 目)

3月8日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君	22 番	川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	契 約 ・ 検 査 指 導 課 参	奥 光 也 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	川 畑 良 二 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
税 務 課 長	里 見 望 君	環 境 対 策 課 長	林 孝 浩 君
世界自然遺産課長	信 島 賢 誌 君	保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君
健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君	市 民 福 祉 課 長	川 畑 博 行 君
いきいき健康課長	中 村 明 広 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君

3月8日(7日目)

商工政策課長	喜納 祐司 君	農林水産部長	大山 茂雄 君
農林水産課長	俵 裕樹 君	建設部長	藤原 俊輔 君
上下水道部長	吉 郁也 君	教育部長	大庭 勝利 君
学校教育課長	小出水 明洋 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐野 早苗 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池田 忠徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議事係主査	坂元 辰徳 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。会議は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、議案第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）についてから、議案第11号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの9件について、一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君） おはようございます。自民党新政会 竹山耕平でございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は去る2月15日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第3号から議案第8号までの6件を慎重丁寧に審査いたしました。

6件の議案につきましては、お手元に配布してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

初めに、議案第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）中、関係事項について審査いたしました。

まず、2款総務費、3款民生費、4款衛生費の補足説明の後に、委員からの障害者福祉費、扶助費中、介護給付等事業費2,500万と、障害児給付等事業費3,500万の増額に対しての質疑に対し、当局より、12月議会においても3億円ほどの補正予算を計上したが、12月1日の請求分が極端に増えたことによるもので、その増えた要因として、国が事業所における職員の処遇改善加算のために、新たな加算制度を令和4年10月から始めたことに伴い、その適用分が加わって請求された。また、県が事業所への指導監査のところで請求漏れがあることを指導したことが上げられる。今後は奄美地区の地域自立支援協議会などで周知を行い、加算漏れがないようにしていきたいということであります。

また、委員からの放課後児童クラブ運営補助金404万円の増額理由の質疑に対して、当局より、今回の補正予算の増額については、処遇改善に係る費用で、2種類の処遇改善の内容、一つは、キャリアアップ処遇改善事業で、放課後児童支援員に対し、経験年数に応じて処遇改善の費用を支給するもの。経験年数に応じて一番高い方で月々3万円、段階的に2万円、1万円となっている。二つ目は、補助員も含めたもので、月々9,000円の処遇改善を実施しているということであります。

また、ほかにも新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費の4,568万7,000円の減額を含めた、現在のコロナ状況についての質疑に対して、当局より、昨年5月から5類に移行し、現在、罹患者を受け付ける4医療機関による定点観測によると、1月29日から2月4日の1週間で定点6.5名となっている。昨年夏の定点が54名であったことから、コロナウイルスの弱体化は認識しているものの、引き続き感染状況と医療機関とのひっ迫度合等も確認しながら注視してまいりたいということであります。

また、ほかにも業務委託食の自立支援事業費750万円の減額理由の質疑に対しては、当局より、令和4年度まで受託していた事業者が撤退したことにより、新たに公募を行ったが応募がなく、行政のほうから事業所に声掛けしたところ、従業員が少ないことや日曜日の配達ができないとの理由により、当初予定の配達分が減少されたことによるものであります。

委員から、高齢者にとっては食事の確保は大変重要なことであり、十分に対応していただきたいとの御要望がございました。

ほかにも質疑がございましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、2款総務費のうち教育委員会所管分と10款教育費の審査を行いました。補足説明の後に、委員からの地方創生推進費、離島留学助成金244万3,000円の減額についての質疑に対して、当局より、里親については随時募集を行っているが希望者が現れなかったこと、また、里親の成り手がいない要因として、高齢化に加え、留学を求める親御さんと受け入れる里親との相違があったことなど、これまでもあったことなどが含め、難しい状況もあるということであります。そのようなことから、将来的には、準里親のような制度を作り、里親の負担軽減についても教育委員会として検討してまいりたいということでございました。

また委員より、ふるさと納税推進費、伝統文化保存業務100万円の減額理由の質疑に対して、当局より、今年度は喜瀬1区及び芦花部町内会が実施する計画であった。喜瀬1区は予定どおり行い、3月にDVDも完成予定の計画である。喜瀬1区は予定どおり、しかし、芦花部町内会におきましては、コロナ禍が続いている中、なかなか伝統行事を実施していける人の人数が確保できないという理由から、実施が困難ということであり、減額補正を行うものであります。本事業については、現時点では名瀬地区7地区、住用地区6地区、笠利地区16地区の計29地区、奄美市全体で109の自治会があり、26.6パーセントの実施率となっている。また、アンケート調査により、本事業を実施したいと希望する地区に関しては、ほぼ完了している状況であることが報告されました。

また、ほかにも質疑がございましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第4号 令和5年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について審査を行いました。

当局の補足説明の後に、委員からの6款基金積立金、国民健康保険基金積立金5,000万円の総額理由と基金残高、現状の事業評価についての質疑に対して、当局より、今回の補正分5,000万円計上したことにより、令和5年度末現在高は3億2,831万3,831円となる見込み、評価については、今年度より赤字再建計画に基づく平成30年度より適正な財政運営を目指しており、赤字のほうの財政補填目的の繰入金をやめていることから、厳しい財政運営に努めている。基金目標額につきましては、例年の予算規模は約50億円程度であることから10パーセント、5億円を目標として積み立てを行っている。今後の使用見込みについては、1人当たりの医療費は増加傾向にある。医療費は例年横這いと変わらない状況にあるが、人口は減少している。また、被保険者も減少傾向にあることから、今後も厳しい国保の財政運営が見込まれている。その際、保険料等を引き上げるのか、また、奄美市独自として住民への影響が極力抑えられるよう、基金を活用し対応できないかと考えているということが答弁でございました。

次に、議案第5号 令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）について、審査いたしました。

補足説明の後に、委員からの会計年度任用職員280万3,000円の減額理由の質疑に対して、当局より、令和5年度は歯科衛生士1名、歯科助手2名を募集したが、歯科助手1名の応募しかなく、それぞれ1名体制でどうにか診療をこなしているという状態にあった。その分の減額補正となっていること。現況では昨年11月から歯科助手2名体制となり、診療体制も整っているということでございます。

次に、議案第6号 令和5年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について審査を行いました。質疑はございませんでした。

次に、議案第7号 令和5年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について審査いたしました。

当局の補足説明の後に、委員からの居宅介護サービス給付費7,000万円の減額、施設介護サービス給付費1億2,000万円の大幅な減額理由についての質疑に対して、当局より、今回、保険給付費全体で2億5,000万円ほどの減額となっている。その主な要因といたして、認定者とサービス受給

者の減少がある。認定者の数は令和5年3月で2,836名だったが、令和5年11月には2,775名と61名の減、そのうちサービス受給者数は、令和5年3月が2,575名、11月が2,507名と68名の減少となっている。更には、居宅サービスの受給者も1,602名から1,544名と58名の減少がある。施設サービスが減っている要因として、介護老人保健施設が特に減っている。介護老人保健施設が特に減っており、市内1施設の人材不足等で受入れが困難という状況であったことが上げられる。

また、委員からの介護予防教室事業200万円の減額理由についての質疑に対して、当局より、今年度介護予防教室の委託先の変更があった。これまでの1か所から2か所と変更があったが、事業所のキャパシティの関係でこれまで1か所16名を受入れていたが、今回、1か所10名以下の利用者となったことも含め、今年度利用者数のグループの数や、そして人数の減少に伴うもの。また、これまでは高齢者の方々がタクシーによる送迎を行っていたが、それぞれがタクシーを利用することなく、減少したことに伴うことが上げられるということでございます。

ほかにも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第8号 令和5年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第3号）について、審査いたしました。

当局の補足説明の後に、委員より、4月の供給開始に向けての現在の準備状況を含めての質疑に対して、当局より、3月1日の開所式、その後、3月4日から試運転による業務を開始し、予備を含め現在のと畜場と新しい食肉センターを並列して運用される体制を行っていくことにより、食肉の供給に関して問題が発生しないよう努めていくということでございました。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わりますが、なお、御質疑等がございましたら、他の委員の協力を得てお答えをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥 輝人君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（弓削洋平君） おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は、去る2月16日の1日間開会し、付託議案1件の案件について、丁寧に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、原案可決すべきものと決しました。

以下、その審査内容について、御報告いたします。

議案第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）中、関係事項のうち、まず第1表、歳入歳出予算補正のうち、2款総務費、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費を歳入歳出同時に、並びに第2表、繰越明許費のうち2款1項総務管理費中関係事項、4款3項水道事業費、6款農林水産業費、7款商工費を審査いたしました。

当局の補足説明後に、委員より、商工振興費の廃止路線代替バスの運行補助金について質疑があり、当局より、令和5年度の補助金総額は5125万6,000円、当初予算で3,500万を計上していた。根拠としては、コロナ前の運行に係る補助等を参考に計上しているとのことでした。

次に、委員より、観光費の航空航路運賃軽減事業負担金の減額について質疑があり、当局より、奄美群島航空航路運賃軽減協議会というのが県の交通政策課のほうで担っており、そちらのほうに負担金を12市町村が支払っている。そのほか県が支出しているものを含めて事業を行っているものである。事業の内容としては、離島割引、航空航路運賃軽減に関わる事業であったり、航空会社へのプロモーション、旅行商品造成やそういったものに対する事業の負担金を助成している。協議会に払っている負担金の支出は、全体の8割が鹿児島県であり、その負担金の中には国の奄振の交付金も入っている。2割が市町村であるとのことでした。

次に、委員より、6目営農施設管理費の笠利農村環境改善センターについて、大規模改修による利便

性の向上について質疑があり、当局より、大きく変わった点が室内を土足で入れるように改修した。ホールについては、電動式で椅子が出るような形であったが、それらを固定式に変えている。あと、室内の電気のLED化を図り、また、空調設備も新規に更新したとのことでした。

そのほかにも多くの質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

議案第3号中、第1表、歳入歳出予算補正のうち、2款総務費、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、並びに第2表、繰越明許費のうち、2款1項総務管理費中関係事項、4款3項水道事業費、6款農林水産業費、7款商工費に対する質疑を終結し、次に、議案第3号中、第1表、歳入歳出予算補正のうち、8款土木費、11款災害復旧費を歳入歳出同時に、並びに第2表繰越明許費のうち8款土木費、11款災害復旧費を審査いたしました。

当局の補足説明後に、委員より、14ページ、6目住宅敷地使用料の46万2,000円の減額について質疑があり、当局より、名瀬地区市営住宅での駐車台数20台分の減であり、例年実績に応じて歳入を組んでおり、例年減少傾向である。主な原因は佐大熊特定地区で、今、入居停止とかをしており、その辺の関係で駐車場の利用の減が進んでいるとのことでした。

委員より、34ページ、土木費の急傾斜地崩壊対策事業負担金の減額について質疑があり、当局より、県の事業で当初要求していた予算配分がなされなかったものと推定している。国庫補助事業であり、国からの国費の配分が少なかったということで、事業費自体が減っているとのことでした。

そのほかにも多くの質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

以上で、産業建設委員会の審査報告を終わります。なお、質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（奥 輝人君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（栄 ヤスエ君） おはようございます。総務企画委員会は、去る2月19日、付託されました4件の案件について、全て丁寧に審査いたしました。

それでは、総務企画委員会に付託されました議案第3号、議案第9号、議案第10号、議案第11号の4件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

議案第3号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）中、関係事項について、最初に当局より、歳入の22款諸収入、5項雑入、1目総務費収入、1節総務管理費収入のB&G防災拠点支援整備事業助成金2,500万円の増額については、昨年度から行った防災倉庫の整備などのハード事業が完了したことに伴い、公益財団法人B&G財団から交付される助成金とのこと。

歳出の2款総務費、1項総務管理費、13目地方創生推進費、14節工事請負費3,750万円の減額は、長浜定住促進住宅の外壁及び居室の改修工事を計画していたところ、令和5年度中の同住宅への居住希望の状況を考慮し、事業実施時期の見直しを図るため減額したとのこと。

歳入の18款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、1節不動産売払収入、2目不動産売払収入の7億9,024万5,000円については、名瀬港マリンタウン地区の分譲地の売却額を計上したとのこと。

19款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、1節寄附金、ふるさと納税寄附金3,000万円の増額については、個人の寄附者からの通常のふるさと納税が、当初の予算額の2億5,000万円を上回ったことから、増額計上するとのこと。企業版ふるさと納税寄附金1,000万円については、各企業からの寄附金額が予算現計額の2,000万円を上回ったことから増額計上したとのこと。

歳出の2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍基本台帳費、12節委託料については、読み仮名の法制化に伴う戸籍附票のシステム改修業務として266万2,000円を計上したとのこと。

2 款総務費， 4 項選挙費， 3 目鹿児島県議会選挙費， 1 節報酬 1， 2 5 0 万円の減額については，昨年 4 月 9 日執行の鹿児島県議会議員選挙に係る費用の減額で，本選挙が奄美市区では無投票となったためとのこと。

2 款総務費， 1 項総務管理費， 8 目安心安全対策費， 1 4 節工事請負費 5， 2 0 0 万については，コミュニティ FM 難聴地域を解消し，災害時等の情報提供を強化するため，笠利地区内に FM 中継局を新設し，地域防災の環境整備を図るため，現在設置されてる FM 中継局の機器等の更新を行うものとのことなど，補足説明がありました。

委員より， 2 款総務費， 1 項総務管理費， 3 目財政管理費， 2 4 節積立金の合併まちづくり基金 3， 0 5 7 万 1， 0 0 0 円の積み立てについての質疑があり，当局より，令和 5 年度においてはより有利な運用とするため，買い替えを実施した結果，運用益が出たため，合併まちづくり基金として積み立てを行うとのこと。

委員より， 2 款総務費， 1 項総務管理費， 6 目企画費， 1 8 節危険空き家等除去助成金について質疑があり，当局より，当初予算は 1 0 件で，上限 3 0 万円， 3 0 0 万円を計上していたが，審査申込みは多かったが対象外の件数もあり，交付対象件数は 1 1 件，うち 3 件は取下げとなり， 8 件の交付申請数となったため， 2 1 0 万円を助成金として支払い， 9 0 万円は減額計上となったとのこと。

そのほかにも委員より質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第 9 号 奄美市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について，当局より補足説明がありましたが，委員より特段の質疑はございませんでした。

次に，議案第 1 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について，当局より補足説明がありましたが，委員より特段の質疑はございませんでした。

次に，議案第 1 1 号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更について，当局より補足説明がありましたが，委員より特段の質疑はございませんでした。

以上で，総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお，御質問がございましたら，ほかの委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。

議長（奥 輝人君） これから，各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決いたします。

議案第 3 号から議案第 1 1 号までの 9 件を，一括して採決いたします。

この議案 9 件に対する各委員長報告は，いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案 9 件は，各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第 3 号 令和 5 年度奄美市一般会計補正予算（第 1 0 号）についてから，議案第 1 1 号 奄美市過疎地域持続的発展計画の変更についてまでの 9 件は，いずれも原案のとおり可決されました。

議長（奥 輝人君） 日程第2、令和5年請願第4号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める請願についてを議題といたします。

ただいまの令和5年請願第4号に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（竹山耕平君） おはようございます。自民党新政会 竹山耕平でございます。

御報告申し上げます。文教厚生委員会に付託されました請願第4号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的な支援制度の確立を求める意見書の採択を求める請願書の審査は、2月15日、当委員会におきまして審査を行いました。

審査結果はお手元に配布してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決しました。

継続審査となっておりました請願第4号の提出者は、奄美市笠利町の鹿児島子ども学び場友の会奄美支部、西田梢さん、並びに奄美市名瀬伊津部勝の特定非営利活動法人、フリースクールM I N E代表、林 花穂さんからでございます。紹介議員は幸多拓磨議員でございます。

本案件につきましては、継続審査となっていたため、文教厚生委員会は議会閉会中の1月19日にM I N Eさんが行う現地の視察も実施いたしました。審査における各委員の発言、意見を述べさせていただきます。

現在、フリースクールに対する制度を含め、こうあるべきと国が定めておらず、今後、国のほうにもしっかりと考えていただきたい。目に見えない方々が悩み苦しんでいる可能性も大いにあることから、前向きにとらえてほしい。また、ほかの委員から、現状では学校に行けない環境にある方々を、フリースクール関係の皆様がいろいろと面倒を見ている。いろいろな教育を教える関係もあるが、学校との関係も含めながら、家庭と運営するところにおいての財政状況など、様々な形が必要となると考える。全国各自治体においても前向きにとらえて進めているところもある。また、ほかの委員から、国のほうも推進している事業ということもあるが、評価の面においては単位、出席日数等については、学校に一任しているという部分もあることから、学習の進度、環境面など、評価をどのようにしていくのか、検討しないといけない点も多数あるが、フリースクールは必要と思う。子どもたちの居場所づくりとしては必要だと思うなど、多くの意見がございました。

以上のことを踏まえ、採決の結果、請願第4号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的な支援制度の確立を求める意見書の提出を求める請願書については、全会一致でこれを採択すべきものと決しました。

以上で請願第4号に対しての審査報告を終わります。なお、御質疑等がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この請願は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、令和5年請願第4号は採択することに決定いたしました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第3、陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情及び陳情第2号 奄美群島内の空港・港湾の特定利用空港・港湾指定に反対する陳情についての2件を議題といたします。

ただいまの陳情2件に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（栄 ヤスエ君） それでは、総務企画委員会に付託されました陳情につきまして、審査の結果について御報告申し上げます。

総務企画委員会に託されました陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書及び陳情第2号 奄美群島内の空港・港湾の特定利用空港・港湾指定に反対する陳情についての審査結果は、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、いずれも不採択すべきものであります。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

まず、陳情第1号の陳情者は、奄美市名瀬朝仁町にお住まいの荒田まゆみさんからであります。陳情趣旨は、鹿児島県、薩摩川内市、九州電力、原子力規制委員会へ20年延長に関する各種決定の白紙撤回を求めるものであります。

審査内容といたしまして、委員より、国も原子力委員会が厳格に調査研究をしており、塩田県知事も原発延長については容認をしているなど意見があり、挙手を求めました。その結果、賛成なしにより不採択と決しております。

次に、陳情2号の陳情者は、奄美市名瀬永田町にお住まいの奄美の自然と平和を守る群島会議議長、富さつきさんからであります。

陳情趣旨は、奄美群島内の空港・港湾を特定利用空港・港湾にしないことであります。

審査内容といたしましては、委員より、我が国の防衛力を諸外国に示すため、自衛隊の力を見せる場として演習訓練をしている。南西諸島が安全性も保たれていないといけないなどの意見があり、採決を行い、採決に対しまして異議がありましたので、挙手を求めました。その結果、賛成なしにより不採択と決しております。

以上をもちまして総務企画委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。なお、御質問がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（奥 輝人君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

16番、多田義一君。

16番（多田義一君） すみません。少し、今の委員長報告で疑問に思う点が1点だけございましたので、少し質疑をさせていただきます。今、委員長報告で、この異議があったので、採決をし直したんですよね。ということで聞いたんですが、賛成ゼロということでしたが、そのやり取りがどういうふうになっていたのか、お聞かせ願いたいですが、お願いします。

陳情2号、陳情2号ですよね、空港の件での先ほどの説明で異議あり、異議ありということがあったんですよね、そこを少し教えていただきたいなと思います。

総務企画委員長（栄 ヤスエ君） 今の質問に対してお答えいたします。採択をするときにですね、採択について異議がありませんかということで、委員長が、私のほうが申し上げて、それに対して異議がある、異議がありました、採択に対して異議がありましたので、挙手を求めたということでもありますので、その結果、反対多数ですね、挙手がなかったので、不採択ということでありました。以上です。

議長（奥 輝人君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論の際は、件名を明らかにした上で討論するよう願います。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

14番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情書について、採択すべきとの立場で討論を行います。

さて、3月11日であの東日本大地震による東京電力福島第一原発の過酷な事故から13年が経過しようとしております。しかし、避難生活を続けている方は2万人を超える状況であり、今なお日常を取り戻せない方が多く、故郷を離れざるを得ない方も多くございます。原発事故の過酷さを示しているのではないのでしょうか。原発事故が未曾有の大惨事になることは、私たちが目の当たりにしたことであります。川内原発1号機は本年7月に、2号機は来年11月に、運転開始から40年を迎えます。九州電力は、この老朽原発を更に20年延長して使い続けるための申請を行い、昨年、規制委員会はこれを認可し、鹿児島県知事はそれを了承しております。

今回の陳情は、その後、今年元日に発生した能登半島地震を受けて、川内原発の基準値震度6.8.7ガルを超える震度6弱以上の地震が起きないという、完全な保証がない限り、川内原発の20年運転延長に反対するという決議を上げることが求め、併せて鹿児島県、薩摩川内市、九州電力、原子力規制委員会へ20年延長に関する各種決定の白紙撤回を求めることを求めているものであります。元旦に発生をした能登半島地震は、マグニチュード7.6、震度7、活断層がおおよそ150キロメートル以上にわたって運動したとされます。能登半島には、北陸電力滋賀原発がございますが、北陸電力はそのような活断層の存在は把握していませんでした。原発の耐震設計にも反映されていなかったものです。震度5を観測した滋賀原発では、2系統の外部電力を喪失するなど、重大な事故となりましたが、幸いにもこの原発は運転停止中であり、大事には至りませんでした。この地震で甚大な被害を受けたのが石川県珠洲市であります。ここにはかつて中部、北陸、関西の3電力会社による原発建設計画があり、28年間にわたる地元の反対運動などで、2003年にはこの計画は凍結をされました。1月6日の朝日新聞の川柳に、珠洲原発できていたらと背筋寒というのもしばしば見られました。地震によって道路が寸断をされ、孤立集落が幾つも発生した状況を見ると、川内原発の避難計画は机上の空論だと言えないのでしょうか。使用済核燃料の行き場のないことも明らかになっております。自然の驚異の前には、まだまだ人は無力だということは、異常な気候変動がもたらす災害を見ても、強く感じるものであります。能登半島地震でも想定外という言葉が使われております。つまり、予測できないことであり、地震大国日本に安全な原発など一つもないことを明らかにしているのではないのでしょうか。原子力規制委員会の判断や、立地する薩摩川内市だけの問題ではありません。老朽原発をこれ以上使い続けていいのか、市民の安心・安全な暮らしと環境を守る立場から、能登半島地震の現状を見て、もう一度立ち止まり検討し、私たちの未来に責任を持つ決断を示すことが求められていると思います。川内原発の基準値震度を超える地震が起きないという完全な保証がない限り、川内原発の20年運転延長は見直すことが必要だと申し上げ、採択を求める討論をいたします。

続いて、陳情第2号 奄美群島内の空港・港湾の特定利用空港・港湾指定に反対する陳情書について、採択すべきとの立場から討論を行います。

この陳情は、奄美群島内の空港・港湾を特定利用空港・港湾に指定しないことを求めるものであります。3月1日付けの奄美新聞には、徳之島空港、名瀬港、和泊港を選定していると報道されております。県の担当部長は、特定利用空港・港湾では民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の艦船、航空機の円滑な利用もできるよう、必要な整備又は既存事業の促進をはかるもので、昨年の12月に国から説明があったものの、空港や港湾の選定理由など不明な点が多いなどと県議会で答弁をしております。特定利用空港・港湾の指定を受けることは、新たな軍事の拡大につながります。今回の陳情の1点だけを見るのではなく、これまでの経過と現状を鑑みて判断することが必要だと思います。

陳情文には自衛隊の利用が無制限に行われるとあります。これは実際に奄美空港で他国から攻撃を受け、自衛隊の基地が使えなくなったことを想定して、戦闘機がタッチアンドゴーの訓練を実際に行っていることを見れば、その心配は当然ではないでしょうか。米軍の利用も拡大するでしょうとも指摘をしております。これも米軍のオスプレイが奄美空港に頻繁に緊急着陸、予防着陸を繰り返しております。しかも、昨年11月にはこのオスプレイは日米合同訓練に参加し、私たちに使用できないと説明してきた大熊駐屯地を使用しております。更に、馬毛島では米軍戦闘機の離発着訓練基地の建設が進んでおり、米軍との共同訓練は奄美大島から徳之島、そして喜界島への広がり、更に今度は沖永良部で実施を予定するなど、地域、規模もエスカレートするばかりでございます。この事実を目の当たりにして、誰が米軍の利用拡大を否定することができるでしょうか。専門家も軍民共用となることで、有事の際、攻撃対象となる危険性を指摘しております。防衛は国の専断事項といわれますけれども、裏金作りの真相も明らかにできない国会の状況を見て、島の平和を左右する事柄をこのような国の言うがままに受入れていいのかという思いは強くなるばかりであります。沖縄県議会の沖縄自民の会派は、うるま市の陸上自衛隊訓練場の新設計画に対して、白紙撤回を求めているではありませんか。更に、抑止力ともいわれますけれども、今、進められているのは、タッチアンドゴーの訓練や島しょ奪還訓練、敵基地攻撃能力を持つミサイルの配備計画、弾薬庫の増設など、どれも戦争への備えではありませんか。3月5日の南海日日新聞の見出しに、米韓が合同軍事演習開始、機動訓練倍増、北朝鮮反発かとの見出しの記事があるように、まさに軍事対軍事、際限のない軍拡競争の安全保障ジレンマに陥るだけであります。国を守ると戦争になり、ウクライナ、ガザに見られるように、多くの人命が失われております。災害救助で頑張っている自衛隊の皆さんが、武器を持って戦う姿は見たくありません。外交の重要性は言うまでもありませんが、北朝鮮のミサイルなどに対して、抗議はしても憲法9条を持つ日本が、真っ先に行うべきことは、紛争を戦争にさせない平和外交でありますけれども、これに取り組んでいる姿は残念ながら見られません。

総務企画委員会では賛成はありませんでしたけれども、先の一般質問の冒頭で私は南日本新聞の社説、更に吉永さゆりさんの言葉を紹介しました。現状追認に染まるまい、時勢に順応するばかりでなく、声を上げるとき、行動すべきときの勇気と覚悟が問われている。世界を見渡すと戦争が続き、最悪な状況です。この状況が平気になってしまうのではないかという恐ろしさを感じます。一人ひとりが考えて声を上げ、小さくても感動します。これを再度紹介をさせていただいて、採択を求める討論といたします。

議長（奥 輝人君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、この陳情2件について採決いたします。

採決は起立表決にかわり、電子表決によりこれを分割して行います。

最初に、陳情第1号 川内原発20年延長に関する陳情について採決します。

本件に関する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決にあたっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

ボタンの押し忘れはありませんか。

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

以上のとおり、賛成少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 奄美群島内の空港・港湾の特定利用空港・港湾指定に反対する陳情について採決します。

本件に関する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

ボタンの押し忘れはありませんか。

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

以上のとおり、賛成少数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

————— ○ —————

議長（奥 輝人君） 日程第4，発議第1号 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立をもとめる意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略いたします。

これから、本案について採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（奥 輝人君） 日程第5、議案第12号 令和6年度奄美市一般会計予算についてから、議案第36号 奄美市総合計画の策定についてまでの25件について、一括して議題といたします。

ただいまの議案25件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、自民党新政会 川口幸義君の発言を許可いたします。

22番（川口幸義君） おはようございます。議案第12号 令和6年度奄美市一般会計予算について。

（1）9ページ、第2表、債務負担行為について。①奄美市笠利地区新設認定こども園整備事業限度額10億5,256万円、奄美市住用地区新設こども園整備事業限度額5億3,908万8,000円を、令和7年度に債務負担する理由と限度額の根拠をそれぞれお示してください。

②92ページ、3款2項12節委託料各448万2,000円の住用・笠利地区認定こども園アドバイザー業務の説明と基本設計、実施設計について、その方法と日程についてお答えください。各園の入園児の実態予測などについてお示してください。

③同じく14節工事請負費2億6,886万9,000円、両地区認定こども園の日程、工期なども含め説明を求めます。併せて、各総事業費についてお答えください。

（2）19ページ、11款1項1目1節地方特例交付金1億7,807万3,000円、国税の改正による低額減税減収分補填のようだが、1億7,807万3,000円の内訳について説明するとともに、市税全体の額と伸びについて御説明ください。

（3）19ページ、12款1項1目1節地方交付税の普通交付税は118億1,264万円と、対前年度3.2パーセントの伸びを計上しているが、国の地方財政計画の地方交付税は1.7パーセントの伸びとなっているが、伸びる要因と118億1,264万円の根拠をお示してください。

（4）49ページ、2款1項3目24節積立金1億637万7,000円が計上されているが、令和6年度当初現在で財政調整基金39億4,213万9,000円、減債基金31億637万7,000円、地域振興基金20億1,832万9,000円、合併まちづくり基金18億9,537万1,000円となっている。各基金の積み立て目標額についてお示してください。地域振興基金と公共施設整備事業基金の違い、役割をお答えください。

（5）63ページ、2款1項12目18節負担金補助及び交付金、地域共創による高校みらいコンソーシアム3,300万円の負担金の支出先と事業の内容、「移・職・住」総合対策事業補助金1,640万円の支出先、事業内容についても説明ください。

（6）102ページ、4款1項3目18節負担金補助金及び交付金3,000万円の出産子育て対応交付金事業について、相談支援、負担軽減を図る経済的支援を一体的に支援するとあるが、3,000万円の根拠と事業の内容について具体的にお答えください。

（7）109ページ、4款1項10目12節委託料、インタープリター育成事業355万円の世界自然センターにおける自然解説者の育成とあるが、具体的に説明ください。

（8）111ページ、4款2項2目12節委託料、廃棄物収集業務1億473万円の現状と委託決定

の方法、入札について説明ください。

(9) 120ページ、6款1項3目18節奄美大島選果場利用促進助成金468万円の根拠と、令和5年度の実績見込みとタンカンのブランド化の道筋についてお答えください。

(10) 166ページ、10款1項2目12節小規模校通学バス運行業務委託料2,269万円が前年度より757万5,000円増額となった理由について説明ください。

(11) 200ページ、一般財団法人奄美市開発公社に対する債務負担行為21億2,270万円が支出予定額として載っている。この債務負担行為は開発公社の公有水面埋立事業に対する債務負担であって、開発公社が存続期間ではなく、この事業が終了したら整理すべきものと考えられるが、当局の見解をお示しください。

議長(奥 輝人君) それでは、ここで暫時休憩を入れます。(午前10時36分)

○

議長(奥 輝人君) 再開いたします。(午前10時50分)

答弁を求めます。

市民福祉課長(川畑博行君) よろしく申し上げます。それでは、通告書に添って、議案第12号 令和6年度奄美市一般会計予算について、私からは(1)9ページ、第2表、債務負担行為についての①の新設認定こども園の令和7年度に債務負担行為をする理由と限度額の根拠についてから、③の両こども園の日程工期、そして総事業費について、住用と笠利の共通部分と住用の実数部分についてお答えさせていただきます。

まず、①債務負担行為をする理由と限度額については、住用・笠利両地区の認定こども園事業において、令和7年度に債務負担を行うのは、事業期間が令和6年度と7年度の2年間にわたる事業であることが理由でございます。令和6年度に事業者と契約を締結する予定ですが、その際に令和6年度分の支払額については令和6年度の予算において、令和7年度の支払予定額については、今回提出させていただいた債務負担行為により、事業者へ債務を約束するものでございます。また、限度額については、総事業費から令和6年度に支払う予定の金額を差し引いた金額を計上しております。ここでいう総事業費というのは、今回、両事業がプロポーザル方式にて事業者を選定するにあたって、事業者が提案することができる事業費の上限額を提案上限額という名称で設定している額でございます。金額を申し上げますと、住用地区について事業の上限となる提案上限額6億1,713万6,000円から、当事業で令和6年分の支払上限額7,804万8,000円を差し引いた額が債務負担行為額の5億3,908万8,000円でございます。

次に、質問②92ページの3款2項3目12節委託料448万2,000円の住用・笠利地区認定こども園アドバイザー業務の説明と、基本設計、実施設計、各園の入園児実態、予測等について、説明させていただきます。まずはじめに、アドバイザー業務と設計の方法につきましては、両事業、両地区で共通しておりますので、まとめて御説明申し上げます。こども園アドバイザー業務については、今回、両事業を設計施工一括発注方式にて発注しておりますが、本市においてあまり例の少ない発注方式であるため、最終的にその公募に必要となる募集要項や要求水準書といった書類の作成を支援することが主な内容となっております。令和5年度中で事業の公募から参加申込書類の確認までを完了しております。令和6年度におきましては、プロポーザルを含む事業者選定委員会の運営支援などを主な業務として予定しております。

次に、基本設計と実施設計の方法と日程についてお答えいたします。今回、両事業は設計施工一括発注方式となっており、事業者は設計業務及び工事管理業務を行う企業、施工業務を行う企業、備品選定を行う企業という構成で一つの事業グループを作って参加することとしております。このため、基本設計と実施設計については、今年4月に予定しているプロポーザルにおいて優先交渉権者となった事業グ

ループの設計企業が担うことになります。基本設計、実施設計の期間につきましては、現在のところ令和6年7月から令和7年2月までの8か月間を予定しており、これは両設計に必要な標準的な期間であると考えております。

次に、各地区の保育所の入所数の実態及び予測のうち、住用地区についてお答えいたします。住用地区では現在3か所の保育施設で保育を行っており、うち2つが公立、1つが私立でございます。入所児の数は公立の東條へき地保育所が3名、住用へき地保育所が10名、私立のにこにこ保育ルームが4名の合計17名でございます。令和6年度の入所希望者数は、東條へき地保育所が3名、住用へき地保育所が9名、にこにこ保育ルームが1名の合計16名となっております。令和8年度からの認定こども園の入所児の見込みについては、令和4年度の未就学児の保護者へ行ったアンケートにおいて回答をいただいた方のうち、6割の方は認定こども園ができた際は利用したいと考えていらっしゃいます。また、利用するか分からない、または利用しないと答えた方もその理由が立地や勤務条件の考えではなく、令和8年度には対象となる子供がいないことからというような理由がほとんどであったため、6割以上の入所が見込めるのではないかと考えております。令和5年度において、住用地区に居住する未就学児は20数名いらっしゃいます。このうち7、8割の方々と例年勤務先の関係で、名瀬地区から子どもを預ける方も複数名いらっしゃいますので、その数を合計して、こちらといたしましては20名程度の入所希望者が見込めるのではないかと考えております。

三つ目の③同じく14節工事請負費2億6,886万9,000円の両地区の認定こども園の日程、工期と総事業費について、御説明いたします。先ほど御説明させていただきましたが、設計業務のスケジュールのとおり、令和6年7月から令和7年2月までを設計業務の期間として予定しており、設計業務が完了しましたら事業グループと協議しながら施工業務に着工する予定です。施工及び備品設置業務につきましては、令和7年3月から令和8年2月末、1年間を予定しております。以上は、本市が想定している予定でございますが、今回、プロポーザルにあたってスケジュールにつきましても事業者から提案を受けて進めていくこととしておりますので、申し添えます。

次に、総事業費についてお答えいたします。今回発注している両こども園整備事業は、提案上限額として住用地区で6億1,713万6,000円、笠利地区で13億1,166万7,000円、いずれも税込の金額として設定しております。アドバイザー業務など、別に発注している関連業務も含めた金額としては、現時点では住用地区で6億3,165万5,000円、笠利地区で13億5,606万6,000円を見込んでおります。市民福祉課からは以上でございます。

笠利いきいき健康課長（中村明広君） おはようございます。御質問のうち、今住用のほうから御説明がありました重複する部分は割愛させていただきまして、私のほうからは質問①の笠利地区新設認定こども園の限度額の根拠、それから質問③の入園児の実態、予測等についてお答えをいたします。

まず、笠利地区の限度額の根拠につきましてお答えをいたします。笠利地区につきましては、提案上限額が13億1,166万7,000円となっておりますので、令和6年度の支払上限額2億5,910万7,000円を差し引きました10億5,256万円が債務負担行為の額となります。また、笠利地区における入園児の実態、予測等についてお答えをいたします。笠利地区では6か所の施設がございまして、今回、認定こども園新設による集約の対象となりますのが、赤木名保育所、用安へき地保育所、赤木名幼稚園の3施設となっております。令和3年度からの保育施設等在り方基本方針、認定こども園基本構想基本計画に基づくものでございます。今年度の園児数が赤木名保育所が58名、用安へき地保育所が7名、赤木名幼稚園が9名の合計74名となっております。笠利地区における6歳未満の児童数が現在185名となっておりまして、ほかの公立の認可保育所2か所、それから私立保育所1か所への入所児童、それから転園や自宅保育からの通園児童を考えますと、80名程度の入園が見込まれるものと予想しております。以上でございます。

税務課長（里見 望君） おはようございます。それでは、税務課からは（２）の地方特例交付金の内訳及び市税全体の額と伸びについてお答えをいたします。

地方特例交付金は、国の減税措置に伴いまして、地方公共団体の税収が減った分を補うための交付金でございます。令和６年度当初予算の内訳としましては、住宅借入金等特別税額控除分として１，４１０万５，０００円、令和６年度の定額減税によります住民税減収補填分として１億６，３９６万８，０００円であり、合わせまして１億７，８０７万３，０００円となっております。

次に、市税全体の額につきましては、３９億３６９万１，０００円であり、前年度当初予算額４０億７，３３６万１，０００円と比較いたしますと、１億６，９６７万円の減額となっております。割合にいたしますと、対前年度比で９５．８パーセントとなり、約４．２パーセントの減となっております。以上でございます。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。財政から２点答弁をさせていただきます。

まず、１の（３）普通交付税につきましては、毎年度国が地方交付税の基礎として示しております地方財政計画に基づき近年の交付実績、それから本市の需要額の動向等を踏まえながら、総合的に勘案して試算をいたしております。結果、令和６年度当初予算では、前年度比予算額で３億９，９５０万４，０００円、伸び率で３．５パーセントの増の計上といたしております。御案内のとおり、国の地方財政計画の１．７パーセントの伸びよりも高い計上となりましたが、要因といたしましては、今年度令和５年度予算は当初予算で１１４億１，３００万ほどの計上でありましたが、１回目の決定額におきまして１２３億９，３００万円ほどとなりまして、当初予算よりも８．６パーセントの増であったこと。それから、令和６年度には更にこれまで実施してまいりました大型事業に係る起債償還の公債費なども増加することなどから、地方財政計画の伸び率よりも高い見込みで計上いたしましたところでございます。

次に、予算額１１８億１，２６４万円の根拠につきましては、先ほど申し上げました今年度の交付決定額の実績、それから公債費等の需要額の伸び、また国が示しております物価高へ対応するための財政措置、更には令和６年度の留保財源の確保なども視野に入れまして算定いたしましたものでございます。結果、令和５年度の１回目の決定額と比較いたしますと、４億４，７４４万８，０００円、３．７パーセントの減というのを計上をいたしております。歳入におきましては予算の不足が発生しないよう、厳しく試算をいたしているところでございます。

次に、１の（４）基金の積み立てでございますが、基金ごとの個別の目標額は設定をいたしておりませんが、現在の第二次財政計画におきましては、御質問の財政調整基金、公共施設整備事業基金、地域振興基金の３基金の積み立て目標額を計画完了の令和７年度末には６０億円超えと設定をいたしております。令和６年度当初予算計上時点で申し上げますと、３基金の合計で８６億５，４１９万３，０００円の残高を見込んでおります。現時点といたしましては、財政計画上での目標額を確保しているというのが現状でございます。その中で、財政調整基金について申し上げますと、災害発生時等の緊急的な財政出動に備え、毎年度一般会計予算の１割程度を目安に確保しているところでございます。

次に、地域振興基金と公共施設整備基金の違いと役割ということで申し上げますと、地域振興基金は奄美市の攻めの総合戦略、奄美大島総合戦略、この地方創生に基づいた取組など、毎年度の重点施策の財源として活用いたしております。公共施設整備事業基金につきましては、既存の公共施設の改修費用、それから今後の施設整備のための財源といたしまして確保、活用いたしているところでございます。いずれにいたしましても、各種基金につきましては、多く積み立てることにこしたことはありませんが、今後も必要な財政出動と併せ、効率的な事務事業の実施を図りながら、堅実な財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

プロジェクト推進課長（川畑良二君） おはようございます。それでは、私のほうから１の（５）の御質問のうち、地域共創による高校みらいコンソーシアム負担金についてお答えいたします。

少子化の深刻化や島外進学が一定水準続くことにより、市内高校への進学が減少し、定員削減等による高校の魅力減退や将来的な高校存続も危惧されます。このことは、地域活力の減退や本市の人口減少にも大きな影響を与えることから、令和6年度新規事業として、市内各3高校に官民及び中学校との連携による産学官共同体でありますコンソーシアムを設立し、地域共創により高校の魅力向上や地域の魅力向上に取り組むこととしております。単に高校だけで事業を考え実施するだけではなく、コンソーシアムによりともに事業計画を立て、実施していくものでございます。なお、支出予定先といたしましては、ただいま御説明いたしました市内各高校に設置されるコンソーシアムを想定しております。それぞれ上限100万円を負担することといたしております。以上でございます。

商工政策課長（喜納祐司君） それでは、質問項目1の（5）のうち後段、商工政策課所管の「移・職・住」総合対策事業補助金についてお答えいたします。

本事業は、現在、本市において観光業、介護福祉業、建設業をはじめ、幅広い業種において働き手が不足し、島外からの移住も含めた人材確保が喫緊の課題となる中、人材確保の一環として市内事業所における従業員向けの住環境整備に対し、奄振事業を活用し、補助を行うものでございます。補助対象者は、人材確保や従業員の就業環境向上のため、新たに従業員用住宅、いわゆる社宅、従業員用住宅を整備する市内事業者又は市内の宅地建物取扱事業者を想定しており、その整備又は購入、賃借に係る補助金として事業費総額1,640万円を計上しております。整備にあたっては、本市の空き家を活用した整備も含めて、対象として考えております。本事業につきましては、本市の働き手不足解消に向けた本市への移住の促進、市内事業所の職、雇用の確保、空き家等住居活用の総合対策事業として、また働き手を求める民間企業等を支援する官民連携の取組として実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

健康増進課長（當田加奈子君） それでは、1の（6）出産子育て応援交付金事業について御説明いたします。

この事業は、妊婦や子育て家庭に寄り添い、安心して出産子育てができるよう、身近で相談に応じ、様々なニーズに応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産子育て応援ギフトとして出産育児に係る経済的支援を一体的に実施する事業でございます。伴走型相談支援としましては、妊娠届出時、妊娠8か月、産後2か月をめどにアンケートを介して相談支援を行っております。その結果、支援が必要と判断した妊産婦に関しましては、産後ケアや各種教室などを通して、病院や関係部署と連携を図りながら継続的に関わっております。経済的支援としましては、先ほどの伴走型支援の面接を条件に、出産応援ギフトとして5万円、子育て応援ギフトとして5万円を支給しております。

議員御質問の18節負担金補助及び交付金3,000万円の根拠としましては、出産応援ギフト、子育て応援ギフト、それぞれ300人分として計上いたしております。以上です。

世界自然遺産課長（信島賢誌君） それでは続きまして、（7）のインタープリター育成事業の具体的な内容について答弁をいたします。

まず、このインタープリターという言葉、そのものの意味ですけれども、本来はコンピューターでプログラムを処理する方法の一つのこととございまして、日本語で訳しますと通訳者という意味になりますが、自然分野のインタープリターとは自然公園のビジターセンターなどに常駐し、自然と人との仲介となって自然解説を行う人物のことを指しております。本事業におきましては、世界自然遺産の価値をより多くの人々に理解共感してもらう総合拠点として、令和4年7月26日にオープンいたしました奄美大島世界遺産センターにおきまして、奄美大島の森とそこに住む生き物を実際にフィールドを歩いているように体験、観察したり、奄美大島の自然を守るための取組やルールを学ぶ際にセンター内を同行しながら、詳しく、分かりやすく解説する解説員を本事業のインタープリターとして位置づけ、その人

材育成などを実施するものでございます。人財育成の主な内容といたしましては、遺産センターに勤務します遺産センター管理運営協議会事務局の職員に対しまして、自然環境保全に関する法令や、希少野生動物の判別、遺産登録区域などのフィールド案内、講習会などへの参加などを計画しているところでございます。以上です。

環境対策課長（林 孝浩君） それでは、続きまして質問番号１の（８）廃棄物収集業務委託の現状と委託決定の方法について、お答えいたします。

今回、業務委託料として当初予算１億４７３万円を計上しておりますが、内訳といたしまして、家庭ごみ収集業務、資源ごみ収集業務、市民清掃及び動物の死骸回収業務の三つの業務委託を予定しております。

まず、家庭ごみ収集業務につきましては、市内を１０地区に分けて、一般競争入札で執行しており、現在、令和２年度から令和６年度までの５年間の長期継続中でございます。新年度におきましては、長期継続契約の最終年度となりますので、その予算といたしまして９、７８０万８、０００円を計上いたしております。また、令和７年度からなる新たな契約につきましては、前年の令和６年度に入札を行うこととなりますが、入札の在り方につきましては、塵芥車を有していることや本市の一般廃棄物収集運搬の許可を有していることなど、適正な能力を有する事業者が条件となされるものと思われま

す。

次に、資源ごみ収集業務ですが、市内３地区で５６２万２、０００円を予定しており、名瀬地区においては会計年度任用職員とシルバー人材センターへの業務委託による体制で行っております。住用・笠利地区におきましては、随意契約により指定業者のほうに委託しております。

次に、市民清掃及び動物の死骸専収業務につきましては、新年度１３０万円を計上しており、名瀬地区においてシルバー人材センターとの随意契約となっております。また、住用・笠利におきましては、実績数が少ないことから職員において対応しているところでございます。

以上で、説明を終わります。

農林水産課長（俵 裕樹君） 私のほうからは（９）奄美大島選果場利用促進助成金についてお答えします。

奄美大島選果場利用促進助成金につきましては、生産者が選果場にタンカン等を持ち込む際に支払う使用料、１キログラム当たり２６円を助成するもので、選果機の光センサーにより良品以上と判定されたものが対象となります。４６８万円の算出根拠につきましては、過去の持込み料及び良品率を基に１８万キログラム、２０万キログラム掛ける良品率９割を最大限と想定し、これに２６円を乗じた額としております。令和５年度の実績見込みにつきましては、タンカンの持込みがピークを過ぎたものの、もうしばらくは持込みが続くものと思われま

すので、本年３月４日現在時点での集計を基に算出した助成額は約３９０万円、１５万３０７キログラム掛ける２６円となっております。

次に、タンカンのブランド化の道筋についてでございますが、引き続き生産者、ＪＡ、関係機関一体となり、栽培技術の向上と担い手農家の育成に努めるとともに、樹園地整備や輸送コスト支援など、生産力向上に向けた取組を強化し、生産量及び品質の向上に取り組んでまいります。加えて奄美大島選果場の利用を促進し、品質の保証されたタンカンの流通、周知を図ることにより有利販売体制を整え、タンカンのブランド化を支援してまいりたいと考えております。以上です。

学校教育課長（小出水明洋君） 私からは（１０）小規模校通学バス運行业務委託料が増額となった理由についてお答えいたします。

増額になりましたのは、令和５年８月２３日付け国土交通省自動車局旅客課から通知された貸切バスの運賃、料金の見直しに係る周知について、において、令和５年１０月以降の貸切バスの利用にあつ

ては、新たな運賃料金が適用されることが示されたため、新運賃、料金を適用して算定した結果、増額となったものです。現在、小規模校通学バスにつきましては、崎原小中学校と芦花部小中学校に通う児童生徒の通学バスとして２台のバスを運行しております。運行ルートの効率化等についても検討してまいりましたが、通学に関して悩みや困り感を持つ児童生徒もおりますので、大きな環境の変化は望ましくないと判断し、新年度も同じバス、同じルートによる運行で計画をしております。今後もバス運行業務委託金につきましては検討を重ねる必要があると考えております。以上でございます。

企画調整課長（當田栄仁君） おはようございます。私のほうからは（１１）奄美市開発公社に対する債務負担行為についてお答えいたします。

一般財団法人奄美市開発公社に対する損失補償につきましては、開発公社による名瀬港マリントウン地区の埋立事業に係る最終精算業務が令和６年度末に予定されておりますので、令和７年度予算において債務負担行為に係る設定についても見直してまいりたいと考えております。以上です。

議長（奥 輝人君） 再質はありますか。

２２番（川口幸義君） よく理解できました。皆さん、御苦勞様です。僕からはちょっと１点だけ伺いたいと思っております。

認定こども園のですね、工事請負については、先般、全員協議会の中でもそのプロポーザル方式でやりたいと、このように説明がございましたが、このプロポーザル方式をするにあたっては、私から、一応考えていることをちょっと述べたいんですけど、このプロポーザル方式をするということは、これはやっぱり地元の業者を優先できるものかなと、私は理解をしております。そのためにプロポーザル方式を取っていらっしゃるんだろうなと、私はそう整理しておりますが、このプロポーザル方式に、いわゆる参入される、いわゆる企業の要するにランク付けなんですよ、問題は。企業にはそれぞれ点数がありましてね、ランク付けの。ということは、僕から見れば、技術力がやはり経審と申し上げますけれども、主観点、専門用語で言えば、この主観点が、要するに９００点以上の企業を、このプロポーザルに皆さんが設定をして、してもらえれば、僕はね、こんなだったら、何とか納得いけると思うんですけども、このプロポーザル方式が参入するということそのものは、本市に、いわゆる指名、本市で指名なさっている企業の中では、だいたい県の認定するＡ級業者がだいたい１０社ほどおります。この１０社の中で見てみますとですね、だいたい技術点が９００点、その程度の業者が１０社おりますので、この業者がＪＶを組んでプロポーザル方式に参入するという、こういう形であれば一番ありがたいかなと、私は思っておりますので、ひとつこのような方向でこれから進めていただければありがたいかなと思っております。以上です。御苦勞様です。これについてだけ、ちょっと伺います。

議長（奥 輝人君） 今のは要望ですか、質疑。

契約・検査指導課参事（奥 光也君） 今回の認定こども園の参加条件ということでお答えをいたします。

今回のデザインビル方式では、設計企業と施工企業が共同事業体を結成し事業に参加する形態となります。プロポーザル方式で事業者を決定いたしますが、参加条件といたしましては、地元の企業力で十分施工ができるものと判断をしており、設計施工ともに奄美市の入札参加資格を有する企業としております。施工につきましては、建築工事で格付けＡ級としております。なお、設計につきましては、奄美市の入札参加を有する設計Ａ級としておりますが、認定こども園にふさわしい機能性やデザイン性も必要であることから、幅広く提案を募りたいこととして、設計につきましては奄美市の設計事務所と全国の設計事務所で奄美市の入札参加を有することを条件としております。以上です。

22番(川口幸義君) そのようにですね、やはり地元の業者同士でJVを組んでプロポーザルをするということは、要するに税収も奄美市に落ちると、そういう形で皆さんが努力をなさってプロポーザル方式を取られたということで、非常に私は評価しておりますので、これで一応終わります。頑張ってください。御苦労様です。

議長(奥 輝人君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案25件については、11人の委員をもって構成する一般会計予算等審査特別委員会及び10人の委員をもって構成する特別会計予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題といたしました議案25件については、両特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付してあります両特別委員会名簿のとおり、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を両特別委員会名簿のとおり選任することに決しました。

議案第12号、議案第22号から議案第27号まで、議案第29号から議案第33号まで及び議案第36号の以上13件は、これを一般会計予算等審査特別委員会に、議案第13号から議案第21号まで、議案第28号、議案第34号及び議案第35号の以上12件は、これを特別会計予算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前11時28分)

○

議長(奥 輝人君) 再開いたします。(午前11時34分)

先ほど設置されました両特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

一般会計予算等審査特別委員会の委員長に竹山耕平君、同副委員長に大庭梨香君が互選されました。また、特別会計予算等審査特別委員会の委員長に栄 ヤスエ君、同副委員長に正野卓矢君が互選されました。

○

議長(奥 輝人君) 日程第6、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

同議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について、2名の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定に

より選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は22人であります。

候補者名簿につきましては、お手元に配付いたしております。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票を願います。

（点呼，投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に与 勝広君及び多田義一君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票0票。

有効投票のうち、松元正明君8票、迫 杉雄君14票、柴立豊子君0票。

以上のとおりです。

（発言する者あり）

再度選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票，これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち，有効投票 22 票，無効投票 0 票。

有効投票のうち，松元正明君 0 票，迫 杉雄君 14 票，柴立豊子君 8 票。

以上のとおりです。

お諮りいたします。

委員会審査及び報告書整理のため，明日 9 日から 25 日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日 9 日から 25 日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

3 月 26 日，午前 9 時 30 分，本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前 11 時 43 分）

第 1 回 定 例 会
令和 6 年 3 月 26 日
(第 8 日 目)

3月26日(8日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁 君	2 番	西 忠 男 君
3 番	帶 屋 誠 二 君	4 番	瀧 真 一 郎 君
5 番	正 野 卓 矢 君	6 番	弓 削 洋 平 君
7 番	幸 多 拓 磨 君	8 番	大 庭 梨 香 君
9 番	叶 幸 治 君	10 番	盛 剛 君
11 番	前 田 要 君	12 番	泉 義 昭 君
13 番	永 田 清 裕 君	14 番	崎 田 信 正 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	多 田 義 一 君
17 番	栄 ヤ ス エ 君	18 番	与 勝 広 君
19 番	奥 晃 郎 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	竹 山 耕 平 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

22 番	川 口 幸 義 君
------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 部 参 事	荒 田 省 三 君	総 務 課 長	向 井 涉 君
企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
保 健 福 祉 部 参 事 兼 つ な が る 相 談 統 括 監	島 名 博 美 君	福 祉 政 策 課 参 事	井 上 裕 之 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君	上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君
会 計 管 理 者	津 田 宏 君	教 育 部 長	大 庭 勝 利 君
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	寿 山 一 昭 君	監 査 委 員 会 事 務 局 参 事 兼 事 務 局 長	田 中 義 一 郎 君

3月26日(8日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 野	早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（奥 輝人君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。（午前9時30分）

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。先日執行されました、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果、南さつま市議会議員 松元正明君、曾於市議会議員 迫 杉雄君が当選されました。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、御手元に配布してあります、議事日程第4号のとおりであります。

○

議長（奥 輝人君） 日程に入ります。日程第1、議案第12号、議案第22号から議案第27号まで、議案第29号から議案第33号まで及び議案第36号の以上13件について、一括して議題といたします。

ただいまの議案13件に関する一般会計予算等審査特別委員長の審査報告を求めます。

一般会計予算等審査特別委員長（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民党新政会 竹山耕平でございます。

御報告申し上げます。令和6年度一般会計予算等審査特別委員会は去る3月11日、13日、14日、15日の4日間開会し、同委員会に付託されました議案第12号、一般会計予算、議案第22号から議案第27号、議案第29号、議案第30号から議案第33号及び議案第36号までの13件を丁寧かつ慎重に審査をいたしました。

審査の結果につきましては、御手元に配布してあります、審査報告書のとおり、これら13件は全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告を申し上げます。

3月11日、1日目は議案第12号、議案第36号、議案第22号から議案第24号までを議題とし、一括して審査に入りました。はじめに、新たに策定する奄美市総合計画は本市の政策の方向性を示す計画であり、予算編成の基礎となるもの。また、事業の詳細がすべての款・項・目にわたることから、まず初めに、議案第36号奄美市総合計画の策定についてを審査いたしました。当局から補足説明が行われ、続けて財政課より予算全体の概要について補足説明が続いて行われました。新たな奄美市総合計画を策定したいため、奄美市議会基本条例第10条の2第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。これまで、審議会や5つの分科会等において多くの市民の皆様からの御意見をいただき、その反映に努め、特に市民にとって分かりやすく、手に取りやすいものとして、従来の総合計画から見直しを図っているとのこと。奄美市が取り組むべき事業のみを示すものではなく、未来の奄美市づくりに向けて、市民、企業、団体、奄美市役所が丸となって、奄美市の課題解決と持続的な成長を実現させるための大きな方向性を示すものでございます。

また、予算全体の概要として、令和6年度奄美市一般会計当初予算は、人件費や普通建設事業費の増額などにより、前年度比10億4,928万6,000円、3.4パーセント増の321億8,269万1,000円であります。歳入としては、自主財源の合計は69億5,448万8,000円、対前年度比6,108万4,000円、0.9パーセントの減。自主財源の比率としては21.6パーセント。主なものとして、市税について。令和6年度は定額減税が実施されることから、前年度比1億6,967万円、4.2パーセント減の39億369万1,000円。

次に、依存財源の合計は252億2,820万3,000円、前年度比11億1,036万8,000円、4.6パーセントの増でございます。依存財源の比率としては78.4パーセント。主なものとして、地方特例交付金は定額減税による減収分を同交付金にて全額補填されることから、前年度比1億6,694万4,000円増の1億7,831万9,000円。地方交付税は、公債費の増や国の示す

地方財政計画の伸びなどにより、前年度比3億9,950万4,000円増の126億1,264万円を見込んでいます。

続いて、歳出の主なものとして、義務的経費は前年度比5億7,875万9,000円増の200億1,540万4,000円、歳出全体の62.2パーセントを占めています。扶助費は障害者福祉費や児童手当の制度拡充により、前年度比1億9,244万円増の98億7,854万2,000円。公債費はこれまでの大型事業の元金償還開始などにより、47億4,597万7,000円。投資的経費は各種大型事業の実施などにより、前年度比5億4,999万9,000円となっております。

補足説明の後に委員より、行政として70項目ある個別計画としてまとめる計画資料編、体系図等との各施策や予算等との紐付けに対しての質疑に対して、当局より、体系図を整理して資料編として公表するために、現在確認中の作業も含めて進めており、今後示して確認することも可能であるということでございます。

また、委員より、これまでの総合計画にも盛り込まれていた人口減少対策や各施策について、実行計画とその数値目標の設定についての質疑に対して、当局より、全国的に人口減少が続いている現状などから、奄美市のみならず、生活圏域や経済圏域を同じくする、奄美大島5市町村共同で策定する、奄美大島人口ビジョンの個別計画などにより、人口目標も設定している。将来推計人口との比較を基準として、各種施策の効果を検討していくということでございます。

また、委員より、公債費に係る財源償還の今後の見込みと併せ、扶助費が増加する傾向に対しての質疑に対しては、当局より、令和6年度は約47億4,500万円と当初予算として過去最高の額となっており、これまでの大型事業に係る償還額の増加に伴い、年々伸びており、今後も増加傾向にある。ピークとしては、令和7年度から9年度を財政シミュレーションで見込み、令和8年度頃で約49億円余りをピークとして見込んでいる。扶助費については、6年度は当初予算額として約98億7,800万円とこちらも過去最高額となっており、予算の30.7パーセントを占めている。伸びる主な要因として、介護給付費と保育所等給付費、児童手当の伸びが挙げられる。合併当時は70億円、平成25年度から90億円を超え、最近の決算額で見ると、令和3年度112億円、4年度が103億円という状況になっているということでございます。

そのほか質疑がございましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、1款議会費から2款総務費、11目紡ぐきよらの郷づくり事業、11款4項その他公共施設・公用施設災害復旧費について及び議案第22号、議案第23号、議案第24号の審査に入りました。

当局の補足説明の後に、委員より、2款総務費、委託料のうち職員採用試験採点業務135万8,000円についての質疑に対して、島にいらなくても採用試験を受験できるようにすることが目的で、令和5年度採用の令和4年度から制度を導入している。全国300以上のテストセンターで受験を可能とした。令和5年度採用分については申請者が121名で、そのうち受験されたのが93名、令和6年度採用分については177名申請で、そのうち144名が受験された。制度を導入した成果、効果でもあるというふうに考えているということでございます。

また、委員より安全・安心対策費中の訓練倒壊家屋設置業務50万円についての質疑に対して、今年5月26日に行われる県総合防災避難訓練に係る倒壊家屋から救助をするために模擬の小屋を設営するもの。

また、委員より、紡ぐきよらの郷づくり事業についての質疑に対しては、現在3月1日から募集を開始し、3月29日までが募集期間、一次募集となっており、今回の議決を得た上で事業を確定できるよう作業を進めているということであります。

他にも、東京事務所の件、コミュニティ助成事業補助金の件、街灯維持費助成金の件などなど質疑がございましたが、この際省略をいたします。

次に、2款1項12目地方創生推進費、13目ふるさと納税推進費についての審査を行いました。

当局の補足説明の後に委員より、地方創生推進費中の笠利及び住用地区の地域創生戦略審議会委員謝

金についての質疑に対して、新年度から笠利・住用両地区に地域創生戦略審議会を設置し、奄美市の最上位計画につながるよう、地域の課題解消に向けて地域ごとの総合戦略ビジョンの策定を目指すということでございます。

また、委員より、情報発信強化事業負担金についての質疑に対しては、奄美市在住のタレント、IMALUさんとの連携を図り、他にも市職員や主に若い世代の市民と実行委員会を組織、タレントとしてのネットワークも活かした情報発信にすることを検討しているということでございます。

また、委員より、「移・職・住」総合対策事業補助金の質疑に対し、令和6年度からの新規事業であり、幅広い業種において働き手が不足しており、島外からの移住を含めた人材確保の一環として、市内事業者における従業員向け住環境整備に対して補助をするもの。補助率が10分の8以内、事業者負担は10分の2でございます。

また、委員より、地域共創による高校みらいコンソーシアム負担金300万円の質疑に対して、少子高齢化問題、市内高校への進学減少、地域活力の減退への対応として、市内3高校との、地域の官民及び中学校と連携した産学官共同体コンソーシアムを設立し、地元高校の魅力向上や地域の魅力向上に取り組む。各高校に事務局を設置し、事業計画や事業の評価、改善に対して産学官共同体コンソーシアムで取り組んでいくということでございます。

そのほかにも、アプリ開発業務、幸福度アンケート調査業務、漁業担い手育成事業補助金など質疑がございましたが、この際省略をいたします。

次に、2款2項徴税費から6項監査事務局費までを審査いたしました。

当局の補足説明の後に、委員より、マイナンバーカード申請サポート代理交付報償費160万円についての質疑に対して、施設支援団体への報酬費として計上し、マイナンバーカード申請だけではなく、更新、代理交付を事前に事業所の職員から申請があれば、上限で4,000円を助成する制度である。

また、委員より、戸籍住民基本台帳中の備品購入費197万5,000円の質疑に対して、窓口申請書印刷サービス機器として書かない窓口の関係で、書類や申請書の手書きを少なくして手続きを行うことができるために、今回導入を検討するというところでございます。

そのほか、eLTAシステム改修業務、選挙管理委員会費など質疑がございましたが、この際省略をいたします。

続いて、3月13日、2日目は議案第12号及び議案第27号の審査を一括して行いました。

3款民生費及び議案第27号の補足説明の後に、委員より、3款6項青少年支援費の業務委託、子ども対策検討委員会運営業務についての質疑に対して、23年度に実施した子どもの家庭生活実態調査を分析し、子どもたちを取り巻く課題の抽出や各課が行う施策の問題点等について、関係機関で情報を共有し、具体的な事業化につなげたい。市として早急に対応すべきところは、今後取り組むべきところをしっかりと整理をしていくということでございます。

また、委員より、児童手当の拡充についての質疑に対しては、現行制度では15歳までの児童を対象としているが、国の子ども未来戦略に基づき、法の改正法案が成立をした場合、令和6年10月分から対象年齢が高校卒業年度までの18歳まで引き上げられ、また、所得制限が完全撤廃をされる見込みとなっている。また、現行制度の3歳以上小学生までの第3子への1万5,000円支給が改正案では、第3子についてはすべての年齢で3万円と拡充される見込み。令和5年度と比較して1億1,000万円ほど増額をされているということでございます。

そのほかにも、住用・笠利地区認定子ども園に係るプロポーザル委員謝金、アドバイザー業務、工事請負費の質疑や、病児・病後児保育事業、食の自立支援事業、お達者ご長寿応援事業、自立訓練等の質疑がございましたが、この際省略をさせていただきます。

次に、4款衛生費について、当局の補足説明の後に、委員より、笠利ふれ愛の郷改修工事4,710万円についての質疑に対して、平成9年に設立し、25年が経過している。老朽化する中で、その都度小規模の改修等の対策を行ってきたが、配管が破れているために、全体的な補修と全体的な屋根の補修

など大規模改修を実施するとのこと。また、現在行っていることは、ボイラーの工事も含めて、早ければ6月、遅くとも7月にはお風呂を使用できるようにしたいということでもあります。

また、委員より、健康奄美21の評価策定業務についての質疑に対して、今回、第2次の中間評価報告書を策定するもの、第1次計画が平成22年度から31年の10か年、第2次計画が令和2年から始まり、新年度、5年目にあたる令和6年度に中間報告として実施したアンケートを集計し、報告書の作成に取り掛かるということでもあります。

また、総合計画奄美市未来計画のもとに、下に、健康奄美21は位置付けられていることから、奄美市未来計画を実施、達成するための計画ともなっているということでもあります。また、委員より、世界自然遺産費のインタープリター育成業務についての質疑に対しては、世界自然遺産センターにおける自然解説者の育成に係るものであり、現在、常駐する職員として1名を雇用している。インタープリターは主に団体の方への解説を行っており、職員も含めて対応した令和4年度の実績では、123団体3,140名へ解説を行い、今年度2月末現在においては、185団体3,989名へ解説を行っているということでもあります。

また、委員より、火葬、火葬場費中の奄美市斎場の工事請負費5億240万円についての質疑に対しては、火葬炉の改修と本体の改修と2つ分かれて実施する計画、基本施設の運営は止めることのできない性質であることから、仮設の待合室やトイレを設置して利用いただくなど工事を進めていく、火葬炉は汚物炉を含めた全体で4炉、新しい炉ではすべて自動制御となる計画であります。

また、ほかにも、私的二次救急医療機関補助金、世界自然遺産に係る新たな財源創設検討委員謝金、奄美大島猫対策協議会負担金、ハブ買上げ補償金、出産子育て応援交付金など、多くの質疑がございましたが、この際省略いたします。

続いて、3月14日、3日目は議案第12号、議案第26号、議案第25号、議案第29号及び議案第32号までの審査を行いました。

5款労働費についての補足説明の後に、委員より、特定地域づくり事業協同組合補助金1,352万6,000円についての質疑に対しては、23年度に設立した、奄美市しまワーク共同組合の事業運営に係る補助金で、現在の加入事業者は8社。労働者派遣事業では、現在派遣職員を5人雇用し、新年度に1人追加の6人を雇用する予定。地域の人手不足解消や移住者の増加と定着を図るということでもあります。

また、委員より、シルバー人材センター事業費補助金についての質疑に対しては、令和4年度の会員数は男性162名、女性79名の合計231名ということでもあります。

次に、6款農林水産業費及び11款1項農林水産業施設災害復旧費及び議案第26号を審査いたしました。

当局の補足説明の後に、委員より、6款3項 農業振興費中の農林水産物輸送コスト支援事業補助金が前年度比約440万円増の1,807万1,000円となっているのことに對しての質疑に対して、奄振法の延長改正により制度拡充を見込み、増額の計上を行った。新たに沖縄への輸送費が追加され、畜産が追加対象とされる見通しであり、増額を計上したということでもあります。

また、委員より、地積調査費に係る質疑に対しては、令和6年度は名瀬地区1.32平方キロメートル、住用地区0.63平方キロメートル、笠利地区0.65平方キロメートル、奄美市全体で2.6平方キロメートルを予定。1,872筆を計画。令和6年度末の事業完了時の進捗率の見込みとして、名瀬地区33.23パーセント、住用地区26.99パーセント、笠利地区74.36パーセント、奄美市全体で39.71パーセントとなる計画。

また、委員より、林業振興費中の森林環境譲与税の質疑に対しては、森林環境譲与税基金は令和元年度から前倒しして国から入ってきている。この基金を財源として、山林荒廃地整備事業や奄美産木材製品製作業務、森林炭素マイレージ交付金、森林環境譲与税基金などに活用されているとのこと。令和4年度末現在の基金残高が約2,300万円程度あり、今後の計画といたして、森林のGISシステムと

いう地理情報システムの航空写真を新たに更新する費用として、現在積み立てているということであり
ます。ほかにも、奄美大島選果場利用促進助成金、畜産基盤再編総合整備事業負担金、本場大島地区地
産地消推進協議会負担金など質疑がございましたが、この際省略をいたします。

次に、7款商工費及び議案第25号について審査いたしました。当局の補足説明の後に、委員より、
奄美市加工品販路拡大支援実証事業補助金についての質疑に対しては、本事業は奄振事業による予算と
して、小さな商店等への販路拡大に支援する事業で、商談会への参加料や委託、WEBの再構築、運搬
費、加工品の輸送等、幅広く使える補助事業とのこと、1社あたり40万円を上限とし、令和4年度は
申請されたのが14社で、10社が採択された。令和5年度は11社が申し込みを行っているという状
況であるということでございます。

また、委員より、地域公共交通計画策定事業負担金についての質疑に対しては、地域の公共交通を維
持するための計画で、地方自治体が策定を努力義務化している。今回、奄美大島5市町村で協働した、
法定協議会を新たに開催し、計画を策定するもの。奄美市の協議会も持続を行いながら、全体の議論も
図っていくということでございます。

また、委員より、RPAシナリオ保守業務についての質疑に対しては、RPAとはロボット技術を活
用したパソコン上の操作手順を自動化するソフトウェアのこと。効果については、データの入力など業
務を自動化かつ正確に実践することにより、人の作業時間の削減効果が図られている。令和5年度は、
非課税世帯の定額給付金やほーらしゃ券に係る業務などに活用された。令和5年度は、現在集計中のた
め、4年度実績におきましては、全体で1,600時間ほどの業務時間の削減効果があったということ
であります。

また、委員より、航路・航空路運賃軽減事業負担金についての質疑に対しては、奄振を活用した令和
6年度の事業費全体の予算額が1億2,325万円で、そのうち8割が鹿児島県、2割が市町村の負
担金となっており、800万円の増額分については、沖縄路線の拡充に伴う増額計上によるものであり
ます。

そのほかにも、海浜監視業務、奄美満喫ツアー実行委員会負担金、ユニバーサルツーリズム受入体制
整備補助金、繁盛店づくり支援事業補助金、本場奄美大島紬購入等助成金など多くの質疑がございま
したが、この際省略をいたします。

次に、8款土木費及び11款2項公共土木施設災害復旧費並びに議案第29号から議案第32号まで
を一括して審査いたしました。

補足説明の後に、委員より、急傾斜地崩壊対策事業についての質疑に対して、今回計上した約2,5
00万円のうち、古田3地区につきましては、前回議会で上程された請願の後も、県と協議を行って
いる。県単による急傾斜地対策事業においては土地の無償譲渡が前提となっているが、この地域につ
いては筆界未定地である状況もあり、事業実施は困難であることから、部分的な土地の無償提供が
いただける古田3地区の部分的な工事を計画して進めていくということでもあります。

また、委員より、港湾海岸施設長寿命化計画策定業務委託についての質疑に対しては、港湾海岸保
全施設である離岸堤の予防保全維持管理計画書を策定する業務、過去、長寿命化が未策定であったた
め、今回策定を行うもの。対象地区は、住用の山間港海岸、離岸堤1基100メートル。笠利の屋仁港海
岸、離岸堤3基260メートル、大笠利港海岸、一基90メートル。計画的に実施することにより、施
設の状態で把握でき、修繕時期、修繕費用が明確となる。また、後背地の人命や資産の保護、修繕に
係るトータルコストの縮減も図ることが目的であるということでもあります。

また、委員より、平田土地区画整理事業についての現在の進捗も併せた質疑に対して、令和5年度
は確定測量をもとに換地設計を行っており、繰越事業で各筆の精算金の策定業務を発注、令和6年度
はこの換地計画の許認可、県に提出する換地計画認可申請書等の作成業務を発注、令和7年度に土地
建物の登記嘱託書の作成業務、最終的な換地処分を令和8年度中に計画をしているということであり
ます。

ほかにも、末広・港土地区画整理事業、交通安全施設工事請負費、住宅費等、質疑がございました

が、この際省略をいたします。

続いて、3月14日、4日目は議案第12号及び議案第33号を一括して審査いたしました。

9款消防費についての補足説明の後に、委員より、消防団員の人数についての質疑に対し、奄美市全体の条約定数が452名で、現在の入団数が379名、うち女性消防団員数は33名となっている。入団率は約83.8パーセント、女性団員の入団率は8.7パーセント。また、各地区別におきましても、名瀬地区225名、女性団員23名、住用地区44名、そのうち女性団員5名、笠利地区110名で、そのうち女性団員5名となっています。

そのほかにも質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、10款1項教育総務費から4項幼稚園費及び11款3項文教施設災害復旧費についての補足説明の後に、委員より、小規模校通学バス運行業務についての質疑に対して、令和6年度より、現在の2校に加え、小湊小、市小、知根小の3校も特認校に指定されるが、新年度は従来の芦花部小学校、崎原小学校に対するバス運行業務となっている。小湊小は通行バスによる運行、市小、知根小に関しては令和6年度については申請がありませんでしたが、タクシーによる運行を予定しており、補助金として保護者の負担の軽減を図るという対応を考えているということでございます。

また、委員より、崎原小中学校の工事請負費に合わせ、学校トイレの現在の洋式化についての質疑に対して、現在奄美市全体で49.9パーセント、幼稚園70パーセント、小学校51.5パーセント、中学校44.8パーセント、今後も長寿命化計画の中で洋式化を推進したいということであります。

そのほかにも、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、大島北高等学校教育活動支援補助金、特別支援教育就学奨励費、要保護及び準要保護児童生徒支援補助金、通園バス運行業務など質疑がございましたが、この際省略をさせていただきます。

次に、10款5項社会教育費から6項保健体育費の審査を行いました。補足説明の後に、委員より、フィルムデジタル化業務についての質疑に対しては、奄美博物館及び奄美市歴史民俗資料館が所蔵する写真とネガ、ポジフィルムなど約9万点ある。今回はそれらのデジタル化を行い、来年以降にかけて、そのほかの資料についても数が多いことから、優先順位を付けながらデジタル化を行い、インターネット上で公開をしていく。事業期間は令和8年度までを計画とすることです。

また、委員より、部活動地域移行謝金についての質疑に対しては、推進会議の中で協議が進められており、令和5年度から7年度を改革の推進期間と定め、令和8年度から可能な限り、休日の部活動地域移行を目指す。6年度はモデル校として3ケース、実践校として2ケースを設置する計画。競技内容として、柔道、バドミントン、相撲となっている。また、コーディネーターを2人配置し、学校側と各連盟や協会、地域の方々をつなぐ調整を行う役目を担うということであります。

そのほかにも、中学校県大会等出場補助金、フッ化物洗口推進委員謝金、奄美スポーツアイランド協会運営負担金、大島地区子ども会育成連絡協議会負担金など多くの質疑がございましたが、この際省略をいたします。

次に、12款公債費から13款予備費についての質疑を行い、審査を行いました。委員より質疑はございませんでした。

次に、予算書9ページの第2表債務負担行為、10ページ第3表地方債及び3ページの一次借入金、歳出予算の流用について審査いたしました。

補足説明の後に、委員より一時借入金についての質疑に対して、当局より、令和5年度は40億円の借入を行った。20億円ずつ2行から借り入れた。利率照合などを行い、最も利率が低い銀行から借入をしている。年度末の精算に伴い、特に国からの補助金などは、その後の実績報告など遅れて歳入があることから、その間のつなぎ資金として一時的に借入をしているということであります。

以上で、一般会計予算等審査特別委員会に付託されました議案第12号をはじめとする議案13件の審査報告を終了いたします。なお、御質疑等がございましたら、他の委員の協力を得てお答えをいたします。議員の皆様、よろしくお願いいたします。

議長（奥 輝人君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、ただいまの議案１３件について一括して採決いたします。

以上の議案１３件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案１３件につきましては、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第１２号、議案第２２号から議案第２７号まで、議案第２９号から議案第３３号まで及び議案第３６号の以上１３件はいずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（奥 輝人君） 日程第２、議案第１３号から議案第２１号まで、議案第２８号、議案第３４号及び議案第３５号の以上１２件について一括して議題といたします。

ただいまの議案１２件に関する特別会計予算等審査特別委員長の審査報告を求めます。

特別会計予算等審査特別委員長（栄 ヤスエ君） 皆様、おはようございます。御報告申し上げます。

令和６年度特別会計予算等特別委員会は３月１１日と１３日の２日間開会し、本会議において、当委員会へ付託されました議案１２件を審査いたしました。

１２件の議案につきましては、御手元に配布しました審査報告書のとおり、３件につきましては賛成多数、９件につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、主な質疑について御報告申し上げます。

まず、議案第１３号 奄美市国民健康保険事業特別会計予算について。当局より、歳入歳出の総額はそれぞれ５２億２，３４３万５，０００円で、前年度比１億３２１万１，０００円の増額となり、増額の主な理由としては、歳入の普通交付金と歳出の保険給付金をそれぞれ１億円余り増額したとのこと。主な歳入は、国民健康保険税６億６，８９６万３，０００円、県支出金の普通交付税で３７億９，３５２万６，０００円、国・県負担金の繰入金のほか、基金繰入金の８，９４６万８，０００円とのこと。主な歳出は、療養給付金３２億９，３６４万３，０００円、高額療養費５億８０９万１，０００円とのこと。また、令和６年度から退職者医療制度が廃止となることに伴い、退職被保険者に係る歳入及び歳出予算がすべて皆減になることなどの補足説明があり、委員より、医療費適正化特別対策事業の減額について質疑があり、当局より、レセプト点検の雇用を１名減の４名分を計上、マイナンバー保険証、電子カルテの普及や被保険者の減が見込まれるためとの御答弁でした。

委員より、マイナンバーカードの利用できる施設について質疑があり、令和６年度１月現在で、病院が３４施設、歯医者が２２施設、薬局が２５施設で、市内総計で８１施設とのこと。委員より、国民健康保険税の収納率の目標値についての質疑があり、当局より、県が定めた令和４年度の収納率目標値が９４．１７パーセントで、令和５年度は９６．１３パーセントで、収納率を上げるために新年度は口座振替の推進に力を入れていくとの答弁でした。

委員より、そのほか、特定検診受診率について、被保険者数の減少について、基金積立金についてなど多くの質疑がございましたが、この際省略いたします。

次に、議案第14号 令和6年度国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、当局より、歳入歳出の総額はそれぞれ3億1,314万円などの補足説明があり、委員より、笠利診療所の診療報酬が前年度比467万2,000円増えている要因についての質疑があり、当局より、後期高齢者の利用が増えたほか、ターミナルケアの患者を自宅へ戻し、往診での対応もしているためとの答弁でした。

委員より、そのほかにも質疑がございましたが、この際省略いたします。

次に、議案第17号 令和6年度奄美市訪問看護特別会計予算について、当局より、歳入歳出の総額はそれぞれ3,045万7,000円などの補足説明があり、委員より、訪問看護収入が前年度比372万円の減額の要因について質疑があり、当局より、介護保険分の減額が主な要因であるとのこと、令和5年度の利用者は、介護が33名、医療が9名で、合計42名との答弁でした。

委員より、そのほかにも質疑がございましたが、この際省略いたします。

次に、議案第15号 令和6年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について、当局より、歳入歳出の総額は、それぞれ6億7,101万3,000円で、主な歳入は後期高齢者医療保険料4億4,602万9,000円で、新年度から保険料の見直しにより、均等割が5万6,900円から5万9,900円、所得割の率が10.88パーセントから11.72パーセントとなり、保険料賦課限度額が66万円から80万円に改正されるとのこと。歳出のうち、総務費、そして一般管理費の215万8,000円は保険証等の印刷費で、保険証については健康保険者証廃止に関する法の施行期日が本年12月2日となっており、国保も含めて保険者証の一斉送付は令和6年度までとなる。以降はマイナンバーカード保険証を利用させていただくことになり、持っていない方には資格確認証を発行するなどの補足説明があり、委員より、介護保険料の収納率について質疑があり、当局より、県の目標が99.40パーセントになっており、本市は令和4年度現年度分で99.15パーセントで、滞納繰越分は73.80パーセント、総計で98.93パーセントとの答弁でした。

委員より、そのほかにも質疑がございましたが、この際省略いたします。

次に、議案第16号 令和6年度奄美市介護保険事業特別会計予算について及び議案第28号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、当局より、歳入歳出の総額はそれぞれ51億9,981万2,000円で、前年度比1億6,532万7,000円の減額とのこと。また、介護保険事業計画策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料の改定を予定しており、保険料の基準額第5段階の額が月額6,600円から6,800円に改正となる。保険料設定期間は令和7年度から本市の65歳以上の高齢者数がピークを迎える保険料改正については、基金を切り崩しており、本市独自の16段階で低所得者への配慮をしているとのこと。主な歳入は、介護保険料8億1,290万6,000円で、前年比2,113万2,000円の増額。主な歳出は、保険給付金46億7,912万7,000円で、前年比1億3,125万7,000円の減額となるなどの説明があり、委員より、介護保険料の増額について質疑があり、当局より、令和7年度が高齢者人口のピークに伴い、介護認定者も増え、サービス給付費も増える。また、介護報酬改定に伴い、全体で1.59パーセント給付費が増えるため、基準額が前回よりも200円の増となったとの答弁でした。

委員より、そのほか基金積立金について、介護認定率についてなど質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第18号 令和6年度奄美市と畜場特別会計予算について、当局より、歳入の主なものは、と畜場使用料722万8,000円で、豚772頭、ヤギ268頭の施設使用料とのこと。歳出の主なものは、一般管理費3,123万4,000円で、前年比1,710万4,000円の増額となり、理由として新施設の改修で光熱費、専門機器の保守など業務委託の追加によるものなどの補足説明があり、委員より、総務管理負担金についての質疑があり、当局より、瀬戸内町を除く市町村で負担割合を国勢調査の人口割で計算しており、奄美市が82.6パーセント、龍郷町が11.6パーセント、

大和村が2.6パーセント、宇検村が3.2パーセントで、3町村の負担金580万円を計上しているとの答弁でした。

委員より、そのほかにも質疑がございましたが、この際省略いたします。

次に、議案第20号 令和6年度奄美市水道事業会計予算について、議案第34号 奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第35号 奄美市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局より令和6年度の業務の予定量について、給水戸数2万3,229戸、年間総給水量470万9,040立方メートル、1日平均給水量1万2901立方メートルを予定している。収益的収入及び支出について、収入は、営業収益は9億4,447万5,000円、営業外収益は3億1,095万5,000円を計上。これらによる水道事業収益は12億5,543万円で、前年比2,758万円の減額となる。支出は、営業費用として11億8,810万4,000円を計上。水道事業費用の支出合計は12億3,919万6,000円で前年比2,746万9,000円の増額となる。また、資本的収入及び支出については、資本的収入3億510万円が、資本的支出10億9,278万4,000円に対し、不足する7億8,768万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億6,320万8,000円、当年度分損益勘定留保資金4億2,446万6,000円、消費税及び地方消費税資本的収入支出調整額1万円 で補填する。条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年度より、水道整備管理行政に関する権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、所要の規定を整備するなどの補足説明があり、委員より、有価証券購入についての質疑があり、当局より、日本国債のみを購入し、令和4年度は2億円、令和5年度、今年度は3億円を購入、新年度は3億円を購入し、1,300万円の受取利息の予算を計上し、利息収入を見込んでいるとの答弁でした。

委員より、水道管路耐震化等推進事業についての質疑があり、当局より、令和5年度から令和9年度の5年間で耐震化の整備事業をしており、佐大熊町地区から金久中学校前の県道沿いを計画しており、令和6年度は、矢之脇の海上保安部の前から大島石油までの県道沿い、合計405メートルの整備予定との答弁でした。

委員より、そのほかにも管路更新計画について、督促手数料についてなどの質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第21号 令和6年度奄美市下水道事業会計予算について当局より、公共下水道事業は名瀬地区において昭和51年に着手し、昭和58年度より供給開始している。処理区域内の普及人口は3万1,854人、水洗化人口は3万586人で水洗化率は96.02パーセントである。収益的収入及び支出について、主な収入は下水道料金の6億5,221万8,000円で、下水道料金の収入見込額を計上している。支出の主なものは、污水管路施設の維持管理費に関わる費用2,514万9,000円、委託料の1,040万6,000円は管路清掃の業務委託料とのこと。資本的収入及び支出について、主な収入は企業債の5億4,240万円、国債・国費及び県補助金4億2,010万円、負担金等の588万円。主な支出は、管路建設費の1億3,140万円、処理場建設改良費の6億6,050万円、企業債償還金の8億9,669万7,000円などを計上している。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する7億5,828万4,000円は当年度分損益留保資金7億5,827万4,000円、消費税及び地方消費税資本金収支調整額1万円 で補填するなどの補足説明があり、委員より、昨年度下水道料金を値上げしたことによる新年度の収益についての質疑があり、当局より、令和5年度の下水道使用料5億3,886万9,000円に対して、令和6年度の下水道料金5億9,292万7,000円で、新年度は5,404万8,000円の増額計上としているとの答弁でした。

委員より、そのほかにも、処理場建設の委託料について、手数料について、マンホールについてなど質疑がございましたが、この際省略いたします。

次に、議案第19号 令和6年度奄美市交通災害共済災特別会計予算について、当局より、歳入歳出予算はそれぞれ529万9,000円とのこと。主な歳入として、共済費収入で360万円、交通災害

共済基金繰入金で68万9,000円、主な歳出として、共済見舞金で360万円を計上しているなどの補足説明があり、委員より、交通災害見舞金の支払い実績と基金残高について質疑があり、当局より、見舞金の支出は今年度3月7日現在で22件、115万1,100円、基金残高は令和4年度末で4,236万6,164円との答弁でした。

委員より、そのほかにも質疑がございましたが、この際省略いたします。

以上で、令和6年度特別会計予算等審査特別委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得ましてお答えしたいと思います。

議長（奥 輝人君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の際は、件名を明らかにした上で討論するよう願います。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

14番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は、令和6年度特別会計予算等審査特別委員会で審査されました議案のうち、議案第16号 令和6年度奄美市介護保険事業特別会計予算について、議案第20号 令和6年度奄美市水道事業会計予算について及び議案第28号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての3件について、いずれも反対の立場で討論を行います。

今回反対をする介護保険会計及び水道会計については、これまでも繰り返し、予算案及び決算認定でも反対をしてまいりました。討論でその理由も明らかにしているところであります。そして、この改善が進まない状況で、今回賛成するということにはなりません。まず、議案第16号の介護保険会計ですが、令和9年度の介護保険料、令和6年度ですね、の介護保険料の基準額が月額6,600円から6,800円に、200円の負担増となっております。市民を取り巻く状況というのは、昨年5月に世界中で猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症も2類相当から5類への移行となり、日常を取り戻しつつあると感じておりますけれども、市民生活を直撃している物価高は治まりそうもありません。国も低所得者に対する生活支援特別給付金を支給せざるを得ない状況となっている中で、奄美市は昨年10月に下水道料金の値上げに踏み切っております。更に、高齢者の身近で生活に欠かせなくなっているのがタクシーと思いますけれども、これについても31年ぶりの運賃改定で値上げとなっており、介護保険料同様、75歳以上の多くの方の年金から天引きをされている、後期高齢者医療保険料は2年ごとの見直しで、これも先ほど委員長報告にありました値上げ、負担増となっております。一方、生活を支える年金の額というのは物価高に到底追いついておりません。問題の介護保険料は、介護給付費の50パーセントを保険料で賄う仕組みでありますけれども、制度発足当時の2000年からこれは変わっておりません。給付費、つまりサービス利用料が増えれば保険料が高くなるものです。発足時の旧名瀬市の3,800円から引き上げは繰り返し行われ、今度の予算案で6,800円となりました。その間、消費税は5パーセントから8パーセントへ、そして、現在10パーセントへと、2度の値上げがあり、年金は制度発足当時の国民年金の満額受給額、この時は80万4,200円ありました。現在は79万5,000円と逆に減っております。来年度からは、すぐですが、81万6,000円に引き上げられるようでもありますけれども、それでも物価高には、到底追いつかないものであります。このことから介護保険料の負担の重さは分かるのではないのでしょうか。根本的な解決にはこの仕組みを変えることが必要だと思います。国の負担を現在の25パーセントから50パーセントに増やすなど、国民生活を守る立場から抜本的改善が必要となりますけれども、今の生活を支える施策を取ることが必要ではないで

しょうか。私はこれまでも所得に対して保険料の負担が重すぎるとして、保険料の負担を抑えるために減免制度の創設を求めてまいりました。介護保険は3年ごとに事業計画が作成されます。第9期事業計画、今回でありますけれども、ケアマネージャーによるケアプランの有料化とか要介護1、2の総合事業への移行などについては多くの関係団体の反対などで見送られておりますけれども、3年後の実施に向けて議論は継続されております。よって、独自減免の必要性はますます高まるものだと思います。市民生活を守り、援助する立場から、保険料と利用料の負担を抑えるために、思い切った独自の減免制度に踏み切ることが必要だと申し上げたいと思います。そして、今述べた理由から、介護保険料の値上げとなる議案第28号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についても反対をします。

次に、議案第21号の水道会計ですが、これまでも水道会計については、水道料金の消費税の課税は認められないこと。市民生活の実態を示し、福祉減免が必要だと申し上げてまいりました。人口減少に伴う給水収益の減額や施設の維持管理については、御苦労されているものと承知をしております。令和6年度の利益剰余金は187万円、6年度予算での利益剰余金は187万円となっております。この数字を見る限りでは、水道会計も先行きを考えれば厳しいとの当局の説明も分かります。しかし、令和5年度の剰余予算は163万6,000円で、予算委員会で示された剰余予定額は612万8,000円となっております。過去の決算を見ても、令和4年度は212万9,000円の予算に対して5,505万3,523円、令和3年度でも3,541万1,000円の予算案に対して7,532万7,117円の剰余を出しております。水道事業の健全な運営を目指す努力は当然必要であります。それと同時に、福祉の増進に努めることが地方公共団体の大きな仕事です。水道は生きるために欠かせないものであり、福祉の側面を強く持つものだと考えます。どのような減免制度をつくるのかは、その自治体によって違っておりますので、奄美市でも実施を目指した減免の試算などもあらゆる角度から行って、是非実現をしていただきたいということを強く申し上げまして、反対の討論といたします。

議長（奥 輝人君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、この議案12件について採決いたします。

採決は起立表決に替わり、電子表決により、これを分割して行います。

最初に、議案第16号 令和6年度奄美市介護保険事業特別会計予算について及び議案第28号奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して採決いたします。

ただいまの議案2件に関する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第16号 令和6年度奄美市介護保険事業特別会計予算について及び議案第28号奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度 奄美市水道事業会計予算について採決いたします。

本案に関する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第20号 令和6年度 奄美市水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号から議案第15号まで、議案第17号から議案第19号まで、議案第21号、議案第34号及び議案第35号の以上9件についてを一括して採決いたします。

ただいまの議案9件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案9件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第15号まで、議案第17号から議案第19号まで、議案第21号、議案第34号及び議案第35号の以上9件については、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで15分間、暫時休憩を入れます。（午前10時38分）

○

議長（奥 輝人君） 再開いたします。（午前10時50分）

日程第3、議案第37号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。ただいま上程されました、議案第37号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明いたします。

教育委員会委員のうち、恵上イサ子氏の任期が令和6年6月2日をもって満了になりますことから、引き続き、恵上氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（奥 輝人君） これから本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから議案第37号について採決いたします。

この採決は電子表決による無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの議長を除く出席議員は20人であります。

この際念のために申し上げます。本案を可とする諸君は賛成のボタンを、否とする諸君は反対のボタンを押してください。

なお、出席議員が投票機能賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していない時は、会議規則第73条第2項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

(電子表決)

ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

議長(奥 輝人君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成20票、反対0票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第37号 教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(午前10時54分)

_____ ○ _____

議長(奥 輝人君) 再開いたします。(午前10時57分)

日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第166条の規定に基づき、御手元に配布のとおり、議員の諸君を第65回奄美群島市町村議会議員大会に派遣いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

_____ ○ _____

議長(奥 輝人君) 日程第5 議会運営委員長及び各常任委員長から、御手元に配布の文書表のとおり、閉会中の調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の調査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出の通り、これを閉会中の調査とすることに決しました。

以上で、本定例会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和6年第1回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前10時59分)

— ○ —
以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 奥 輝人

奄美市議会議員 正野 卓矢

奄美市議会議員 栄 ヤスエ

奄美市議会議員 奥 晃郎

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第3号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第10号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第4号	令和5年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第5号	令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第6号	令和5年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第7号	令和5年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第8号	令和5年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(7)	令和5年 請願第4号	「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書	採択すべきもの

令和6年3月8日

文教厚生委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第3号	令和5年度奄美市一般会計補正予算（第10号）について	原案可決すべきもの

令和6年3月8日

産業建設委員長 弓削 洋平

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第3号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第10号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第9号	奄美市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第10号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(4)	議案第11号	奄美市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決すべきもの
(5)	陳情第1号	川内原発20年延長に関する陳情書	不採択とすべきもの
(6)	陳情第2号	奄美群島内の空港・港湾の「特定利用空港・港湾」指定に反対する陳情書	不採択とすべきもの

令和6年3月8日

総務企画委員長 栄 ヤスエ

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

一般会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第12号	令和6年度奄美市一般会計予算について	原案可決すべきもの
(2)	議案第22号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第23号	奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第24号	奄美市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第25号	奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第26号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	議案第27号	奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(8)	議案第29号	名瀬都市計画事業平田土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(9)	議案第30号	名瀬都市計画事業末広・港土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(10)	議案第31号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第32号	奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(12)	議案第33号	奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(13)	議案第36号	奄美市総合計画の策定について	原案可決すべきもの

令和6年3月26日

一般会計予算等審査特別委員会委員長 竹山 耕平

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

特別会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第13号	令和6年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(2)	議案第14号	令和6年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	原案可決すべきもの
(3)	議案第15号	令和6年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決すべきもの
(4)	議案第16号	令和6年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
(5)	議案第17号	令和6年度奄美市訪問看護特別会計予算について	原案可決すべきもの
(6)	議案第18号	令和6年度奄美市と畜場特別会計予算について	原案可決すべきもの
(7)	議案第19号	令和6年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	原案可決すべきもの
(8)	議案第20号	令和6年度奄美市水道事業会計予算について	原案可決すべきもの
(9)	議案第21号	令和6年度奄美市下水道事業会計予算について	原案可決すべきもの
(10)	議案第28号	奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(11)	議案第34号	奄美市給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(12)	議案第35号	奄美市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

令和6年3月26日

特別会計予算等審査特別委員会委員長 栄 ヤスエ

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

令和6年3月26日

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び奄美市議会会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 第65回奄美群島市町村議会議員大会

- (1) 派遣目的 当該議員大会における各地区提出議題の審議のため
- (2) 派遣場所 大和村
- (3) 派遣期間 令和6年4月23日（火）（1日間）
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

令和6年3月26日

奄美市議会議長 奥 輝人 殿

議会運営委員長	多田 義一
総務企画委員長	栄 ヤスエ
文教厚生委員長	竹山 耕平
産業建設委員長	弓削 洋平

閉会中の調査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について
- 総務企画委員会
 - 1 委員会の所管事務に関する調査について
- 文教厚生委員会
 - 1 委員会の所管事務に関する調査について
- 産業建設委員会
 - 1 委員会の所管事務に関する調査について

◎ 所管事務調査計画表（案）

- | | |
|--------|--|
| ○ 委員会名 | 総務企画委員会 |
| 調査期間 | 令和6年第2回定例会開会までの間 |
| 調査場所 | 兵庫県豊岡市、同加古川市 |
| 参加委員 | 朝木 一仁，帯屋 誠二，瀧 真一郎，正野 卓矢，
奥 輝人，栄 ヤスエ，奥 晃郎，川口 幸義 |
| 調査目的 | ジェンダーギャップ解消の取組みについて，書かないワンストップ窓口について |
| 経費等 | 委員1人につき20万円以内 |
| | |
| ○ 委員会名 | 文教厚生委員会 |
| 調査期間 | 令和6年第2回定例会開会までの間 |
| 調査場所 | 東京都豊島区、同練馬区 |
| 参加委員 | 西 忠男，幸多 拓磨，大庭 梨香，前田 要，
崎田 信正，伊東 隆吉，竹山 耕平 |
| 調査目的 | 豊島区子どもの権利に関する条約について，豊島区こども未来国連会議，NPO豊島子どもWAKUWAKUネットワークについて，避難行動要支援者対策について |
| 経費等 | 委員1人につき20万円以内 |
| | |
| ○ 委員会名 | 産業建設委員会 |
| 調査期間 | 令和6年第2回定例会開会までの間 |
| 調査場所 | 京都府京丹後市，同亀岡市，滋賀県東近江市 |
| 参加委員 | 弓削 洋平，叶 幸治，盛 剛，泉 義昭，
永田 清裕，多田 義一，与 勝広 |
| 調査目的 | 丹後織物の担い手不足対策や技術伝承の取組について，有機農業推進の取組について，地域公共交通「ちょこっとバス・ちょこっとタクシー」について |
| 経費等 | 委員1人につき20万円以内 |

参 考 資 料
（ 意 見 書 等 ）

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための 経済的支援制度の確立を求める意見書

令和4年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で29万9,048人と10年連続で増加しており、鹿児島県内でも3,743人が不登校と、依然高水準で推移しています。

また、不登校の定義となっている「年間欠席30日以上」の条件に当てはまりませんが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど、事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれているとは言い難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような状況の中、フリースクール等の民間施設は、不登校の学生にとって、安心して学びを継続していける居場所としての重要な選択肢となっている側面があります。一方で、フリースクール等を利用する際の家庭や当事者の負担は大きく、利用料3万3千円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通うところがない場合には、遠方への通学にかかる時間的負担、身体的負担、心理的負担など、様々な問題があります。このような負担を抱えた家庭や当事者に対しての支援が必要と考えます。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があります。

こうした観点から、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援のあり方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年3月8日

奄美市議会